EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 5492

13

大正十四年四月十日印刷
大正十四年四月十三日發行

漢文叢書
史記六

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地
編輯者　塚本哲三

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行兼印刷者　三浦理

東京市神田區錦町三丁目九番地
印刷所　有朋堂印刷部

東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行所　有朋堂書店

不許複製

殷肱之臣配焉。忠信行道。以奉主上。作三十世家。扶義俶儻不令己失時。立功名於天下。作七十列傳。凡百三十篇。五十二萬六千五百字。爲太史公書序。略以拾遺補藝。成一家之言。厥協六經異傳。整齊百家雜語。藏之名山。副在京師。俟後世聖人君子。第七十。

太史公曰。余述歷黃帝以來至太初而訖。百三十篇。

太史公曰く、余、黃帝以來太初(一)に至るまでを述歷(二)して、而して百三十篇に訖る。

(一) 漢の武帝の年號 (二) 段々と述べついて

史記 大尾

失舊聞。王迹所ㇾ興。原ㇾ始察ㇾ終。見ㇾ盛觀ㇾ衰。論ニ考之行事一。略推ニ三代一。錄ニ秦漢一。上記ニ軒轅一。下至ニ于玆一。著ニ十二本紀一。既科ニ條之一矣。並ㇾ時異ㇾ世。年差不ㇾ明。作ニ十表一。禮樂損益。律歷改易。兵權山川。鬼神天人之際。承ㇾ敝通ㇾ變。作ニ八書一。二十八宿環ニ北辰一。三十輻共ニ一轂一。運行無ㇾ窮。輔拂

觀、之を行事に論考し(三)、略〻三代を推し、秦漢を錄し、上、軒轅を記し、下、玆に至る、十二本紀を著し、既に之を科條す(四)。時を竝べ世を異にし、年差明かならず。十表を作る。禮樂損益し、律歷改易し(五)、兵權山川鬼神、天人の際、敝を承け變に通ず(六)。八書を作る。二十八宿、北辰を環り(七)、三十輻、一轂を共にし、運行窮り無く、輔拂(八)股肱の臣焉れに配し、忠信道を行ひ、以て主上に奉ず。三十世家を作る。義を扶け俶儻(九)にして、己をして時を失はしめず、功名を天下に立つ。七十列傳を作る。凡そ百三十篇、五十二萬六千五百字あり。太史公書の序を爲り略〻以て遺を拾ひ、藝を補ひ(一〇)、一家の言を成す(一一)。厥れ六經の異傳を協せ(一二)、百家の雜語を整齊す(一三)。之を名山に藏し、副(一四)は京師に在り。後世の聖人君子を俟つ。第七十とす。

(一) 散逸せる舊聞 (二) 王者の事迹 (三) 行事に當て、論じ考へ (四) 科分を爲し條理を立つ (五) 律書、歷書 (六) 時弊を承け世變に通じ、斟酌して事物の宜しきに處す (七) 北斗星 (八) 拂は弼と通ず (九) 卓越非凡にして (一〇) 六經の缺けたるを補ひ (一一) 一家一流の書を成す (一二) 考へ協せて (一三) 正本 (一四) 副本

故明堂石室。金匱玉版。圖籍散亂。於レ是漢興。蕭何次二律令一。韓信申二軍法一。張蒼爲二章程一。叔孫通定二禮儀一。則文學彬彬稍進。詩書往往間出矣。自二曹參薦二蓋公一。言二黃老一。而賈生鼂錯明二申商一。公孫弘以レ儒顯。百年之間。天下遺文古事。靡レ不三畢集二太史公一。太史公仍父子相續纂二其職一。曰。於戲。余維先人嘗掌二斯事一。顯二於唐虞一。至二于周一復典レ之。故司馬氏世主二天官一。至二於余一乎。欽念哉。欽念哉。

文學彬彬(四)として稍く進み、詩書往往にして間出づ。曹參、蓋公を薦めてより黃老を言ふ。而して賈生、鼂錯は申商(五)を明かにし、公孫弘は儒を以て顯る。百年の間に、天下の遺文古事、畢く太史公に集らざるは靡し。太史公仍りて父子相續ぎて其職を纂ぐ。曰く、於戲余維ふに先人嘗て斯の事を掌りて、唐虞に顯れ、周に至りて復た之を典る。故に司馬氏世々天官を主り、余に至れる乎。欽み念ふ哉。欽み念ふ哉。

㊀伏犧、神農、黃帝、堯、舜　㊁說の字、漢書に從ひて絕と改む　㊂はらひ去り　㊃備り整ひて　㊄申不害、商鞅の法を明らかにし

罔二羅天下放

天下の放失(一)せる舊聞を罔羅(二)し、王迹の興る所、始を原ね終を察し、盛を見衰を

者有乎。不既信。不倍言。義者有取焉。作游俠列傳第六十四。夫事人君、能説主耳目、和主顏色、而獲親近。非獨色愛、能亦各有所長。作佞幸列傳第六十五。不流世俗、不爭勢利、上下無所凝滯、人莫之害、以道之用。作滑稽列傳第六十六。齊楚秦趙爲日者、各有俗所用。欲循觀其大旨。作日者列傳第六十七。三王不同龜。四夷各異卜。然各以決吉凶。略闚其要。作龜策列傳第六十八。布衣匹夫之人。不害於政。不妨百姓。取與以時。而息財富。智者有采焉。作貨殖列傳第六十九。

凶を決す。略ゝ其要を闚ふ。龜策列傳第六十八を作る○布衣匹夫の人、政を害せず、百姓を妨げず、取與時を以てして、而して財富を息す（一一）。智者采ること有り。貨殖列傳第六十九を作る。

（一）四枝の數　（二）法軌を犯し又は弄びて　（三）首を伸して來り歸し　（四）仁義にして始めて此行あり　（五）容色の美なるのみに非ず　（六）權勢財利　（七）上にも下にもかゝはりなく　（八）之が爲に大道用ひられ行はるゝことあり　（九）卜筮占候　（一〇）循ひ記して　（一一）貨殖をなす

維我漢繼五帝末流、接三代絶業。周道廢。秦撥去古文、焚滅詩書。

維れ我が漢、五帝の末流を繼ぎ、三代の絶業を接ぐ。周道廢れ、秦、古文を撥去し、詩書を焚滅す。故に明堂石室、金匱玉版、圖籍散亂す。是に於て漢興り、蕭何律令を次いで、韓信軍法を申べ、張蒼章程を爲り、叔孫通禮儀を定む。則ち

自孔子卒。京師莫崇庠序。唯建元元狩之間。文辭粲如也。作儒林列傳第六十一。民倍本多巧。奸軌弄法。善人不能化。唯一切嚴削。爲能齊之。作酷吏列傳第六十二。漢既通使大夏。而西極遠蠻。引領內鄉。欲觀中國。作大宛列傳第六十三。救人於戹。振人不贍。仁

孔子の卒してより、京師(一)庠序を崇ぶこと莫し。唯建元元狩の間、文辭粲如たり。儒林列傳第六十一を作る○民、本に倍きて巧多く、(二)軌を奸し法を弄し、善人化することを能はず、唯一切嚴削にして、能く之を齊ふことを爲す。酷吏列傳第六十二を作る○漢既に使を大夏に通じて、而して西のかた遠蠻を極め、(三)領を引きて內鄉し、中國を觀んと欲す。大宛列傳第六十三を作る○人を戹に救ひ、人の贍らざるを振ふは、(四)仁者有る乎。信を既はず、言に倍かざるは、義者取ること有り。游俠列傳第六十四を作る○夫れ人君に事へ、能く主の耳目を說し、主の顏色を和げて、而して親近を獲るは、獨り(五)色の愛のみに非ず、能も亦各〻長ずる所有り。佞幸列傳第六十五を作る○世俗に流れず、(六)勢利を爭はず、(七)上下凝滯する所無く、人之を害とすること莫し。(八)道の用を以てす。滑稽列傳第六十六を作る○齊楚、秦趙、(九)日者を爲す。各〻俗の用ふる所有り。(一〇)循ひて其大旨を觀んと欲す。日者列傳第六十七を作る○三王龜を同じくせず、四夷各〻卜を異にす。然れども各〻以て吉

揚越。以保南藩。納貢職。作南越列傳第五十三。吳之叛逆。甌人斬濞。葆守封禺爲臣。作東越列傳第五十四。燕丹散亂遼間。滿收其亡民。厥聚海東。以集眞番。葆塞爲外臣。作朝鮮列傳第五十五。唐蒙使略通夜郎。而邛笮之君。請爲内臣受吏。作西南夷列傳第五十六。子虛之事。大人賦說。靡麗多誇。然其指風諫。歸於無爲。作司馬相如列傳第五十七。黥布叛逆。子長國之。以塡江淮之南。安剽楚庶民。作淮南衡山列傳第五十八。奉法循理之吏。不伐功矜能。百姓無稱。亦無過行。作循吏列傳第五十九。正衣冠立於朝廷。而羣臣莫敢言浮說。長孺矜焉。好薦人稱長者。莊有溉。作汲鄭列傳第六十。

虛の事、大人の賦の說、靡麗にして誇多し。然れども其指（六）は風諫して、無爲に歸す。司馬相如列傳第五十七を作る○黥布叛逆し、子長（七）之れに國して、以て江淮の南を塡む。安は楚の庶民を剽す。淮南衡山列傳第五十八を作る○法を奉じ理に循（八）ふの吏、功に伐り能に矜らず、百姓稱する無く、亦過行無し。循吏列傳第五十九を作る○衣冠を正しくし、朝廷に立てば、而ち羣臣敢へて浮說（九）を言ふ莫し。長孺矜る。好みて人を薦めて長者と稱せらる。莊は溉有り（一〇）。汲鄭列傳第六十を作る。

（一）邊塞　（二）百官諸吏の先導者たり　（三）東甌人　（四）保ち守りて漢の臣となる　（五）内屬の臣と爲り、漢の官吏を請ひて其治を受く　（六）本旨は　（七）少子の長　（八）世の條理に循ふ　（九）無根の言　（一〇）溉、節溉なり

傳第四十五。維仲之省。厥濞王ㇾ吳。遭二漢初定一。以鎭二撫江淮之間一。作二吳王濞列傳第四十六一。吳楚爲ㇾ亂。宗屬唯嬰賢而喜ㇾ士。士鄕之。率ㇾ師抗二山東滎陽一。作二魏其武安列傳第四十七一。智足三以應二近世之變一。寬足二用得ㇾ人。作二韓長孺列傳第四十八一。勇二於當ㇾ敵。仁二愛士卒一。號令不ㇾ煩。師徒鄕ㇾ之。作二李將軍列傳第四十九一。自二三代一以來。匈奴常爲二中國患害一。欲下知二彊弱之時一。設ㇾ備征討上。作二匈奴列傳第五十一。

直二曲塞一。廣二河南一。破二祁連一。通二西國一。靡二北胡一。作二衞將軍驃騎列傳第五十一一。大臣宗室以二侈靡一相高。唯弘用節二衣食一。爲二百吏先一。作二平津侯列傳第五十二一。漢既平二中國一。而佗能集二

(一)曲塞に直り、河南を廣め、祁連を破り、西國に通じ、北胡を靡かす。衞將軍驃騎列傳第五十一を作る○大臣宗室、侈靡を以て相高ぶる。唯弘用て衣食を節し、百吏の先たり。平津侯列傳第五十二を作る○漢既に中國を平ぐ。而して佗の能く楊(二)越を集して、以て南藩を保ち、貢職を納る。南越列傳第五十三を作る○吳の叛逆する、(三)甌人、濞を斬り、封禺を葆守して(四)臣と爲る。東越列傳第五十四を作る○燕丹、遼間に散亂して、滿其亡民を收む。厥に海東に聚り、以て眞番を集し、塞を葆じて外臣と爲る。朝鮮列傳第五十五を作る○唐蒙使として略して夜郎に通ず。而して卭笮の君、請ひて(五)內臣と爲り吏を受く。西南夷列傳第五十六を作る○子

傳第四十二。敦厚慈孝。訥於言、敏於行。務在鞠躬君子長者。作萬石張叔列傳第四十三。守節切直義足以言廉。行足以厲賢。任重權不可以非理撓。作田叔列傳第四十四。扁鵲言醫。爲方者宗。守數精明。後世修序。弗能易也。而倉公可謂近之矣。作扁鵲倉公列

り。(八)數を守ること精明、後世修め序で(九)、易ふること能はざるなり。而して倉公之に近しと謂ふ可し。扁鵲、倉公列傳第四十五を作る○維れ仲の省(一〇)、厥れ濞吳に王たり。漢の初めて定まるに遭ひ、以て江淮の間を鎭撫す。吳王濞列傳第四十六を作る○吳楚亂を爲し、宗屬唯嬰のみ賢にして士を喜み、士之れに鄉ふ。師を率ゐる山東滎陽に抗す。魏其、武安列傳第四十七を作る○智は以て近世の變に應ずる(一一)に足り、寬は用て人を得るに足る。韓長孺列傳第四十八を作る○敵に當るに勇み、士卒を仁愛し、號令(一二)煩しからず、師徒之れに鄉ふ。李將軍列傳第四十九を作る○三代より以東、匈奴常に中國の患害を爲す。彊弱の時を知り、備を設けて征討せんと欲す。匈奴列傳第五十を作る。

(一) 君主の執るべき義 (二) 長計を立つ (三) 天子の明德を增したり (四) 言語に訥辯にして (五) 節操を守りて深切直實なり (六) 激勵するに足り (七) 方術者の本家本元たり (八) 醫術の學理を守ること (九) 扁鵲の醫術の法を修めて次第し (一〇) よみせらるゝこと (一一) 當世の事變に應じて事を處理するに十分なり (一二) 人心を得るに十分なり

戰。獲レ功歸報。噲商有レ力焉。非ニ獨鞭策一。又與レ之脫レ難。作ニ樊酈列傳第三十五一。漢既初定。文理未レ明。蒼爲ニ主計一。整ニ齊度量一。序ニ律歷一。作ニ張丞相列傳第三十六一。結レ言通レ使。約ニ懷諸侯一。諸侯咸親。歸レ漢爲ニ藩輔一。作ニ酈生陸賈列傳第三十七一。欲レ詳ニ知秦楚之事一。唯周緤常從ニ高祖一。平ニ定諸侯一。作ニ傅靳蒯成列傳第三十八一。徙ニ彊族一都ニ關中一。和ニ約匈奴一。明ニ朝廷禮一。次ニ宗廟儀法一。作ニ劉敬叔孫通列傳第三十九一。能推レ剛作レ柔。卒爲ニ列臣一。欒公不レ劫ニ於勢一而倍レ死。作ニ季布欒布列傳第四十一。

て千軍萬馬の間に馳驅したる功のみに非ず　(五)　文治の事業　(六)　張蒼辯舌を以て使者の趣意を通じ　(八)　事態　(九)　大官となる

敢犯ニ顏色一。以遂ニ主義一。不レ顧ニ其身一。爲ニ國家一樹ニ長畫一。作ニ袁盎鼂錯列傳第四十一一。守レ法不レ失ニ大理一。言ニ古賢人一。增ニ主之明一。作ニ張釋之馮唐列

敢へて顏色を犯して、以て主の義を達し、其身を顧みず、國家の爲に、長畫を樹つ。袁盎、鼂錯列傳第四十一を作る○法を守りて大理を失せず、古の賢人を言ひて主の明を增す。張釋之、馮唐列傳第四十二を作る○敦厚慈孝、言に訥にして、行に敏に、務鞠躬の君子長者たるに在り。萬石、張叔列傳第四十三を作る○守節切直、義は以て廉を言ふに足り、行は以て賢を厲すに足り、重權に任じて、非理を以て撓す可からず。田叔列傳第四十四を作る○扁鵲醫を言ふ。方者の宗た

楚人迫二我京索一。而信拔二魏趙一定二燕齊一。使下漢三二分天下一。有中其二上以滅二項籍一。作二淮陰侯列傳第三十二一。楚漢相二距鞏洛一。而韓信爲塡二潁川一。盧綰絕二籍糧餉一。作二韓王信盧綰列傳第三十三一。諸侯畔二項王一。唯齊連二子羽城陽一。漢得三以レ間遂入二彭城一。作二田儋列傳第三十四一。攻城野

を絕つ。韓王信、盧綰列傳第三十三を作る○諸侯、項王に畔く。唯齊、(二)子羽を城陽に連ぬ。漢、間を以て遂に彭城に入りを得たり。田儋列傳第三十四を作る○攻城野戰、功を獲て歸り報ず。(三)噲商力有り、獨り鞭策のみに非ず。(四)又之と難を脫る。樊酈列傳第三十五を作る○漢既に初めて定り、(五)文理未だ明かならず。(六)蒼、主計と爲りて、度量を整齊し、律歷を序す。張丞相列傳第三十六を作る○(七)言を結び使を通じて諸侯を約懷す。諸侯咸く親みて、漢に歸して藩輔と爲る。酈生、陸賈列傳第三十七を作る○(八)詳かに秦楚の事を知らんと欲すれば、維周緤常に高祖に從ひて、諸侯を平定す。傅靳、蒯成列傳第三十八を作る○彊族を徙し關中に都し、匈奴に和約し、朝廷の禮を明かにし、宗廟の儀法を次づ。劉敬、叔孫通列傳第三十九を作る○能く剛を摧き柔を作し、(九)卒に列臣と爲る。欒公勢に劫されて死に倍かず。季布、欒布列傳第四十を作る。

(一)兵糧運搬の道を杜絕す (二)項羽と兵を城陽に連ねて戰ふ (三)樊噲と酈商と二人の力による (四)鞭をあげ

義。離騷有レ之。作二屈原賈生列傳第二十四一。結二子楚親一。使二諸侯之士。斐然爭入事レ秦。作二呂不韋列傳第二十五一。曹子匕首。魯獲二其田一。齊明二其信一。豫讓義不レ爲二二心一。作二刺客列傳第二十六一。能明二其畫一。因レ時推レ秦。遂得二意於海內一。斯爲二謀首一。作二李斯列傳第二十七一。爲レ秦開レ地益レ衆。北靡二匈奴一。據レ河爲レ塞。因レ山爲レ固。建二楡中一。作二蒙恬列傳第二十八一。塡レ趙塞二常山一。以廣二河內一。弱二楚權一。明二漢王之信於天下一。作二張耳陳餘列傳第二十九一。收二西河上黨之兵一。從至二彭城一。越之侵二掠梁地一。以苦二項羽一。作二魏豹彭越列傳第三十一。

下に明かにす。張耳、陳餘列傳第二十九を作る○西河、上黨の兵を收め、從ひて彭城に至り、越は梁の地を侵掠して、以て項羽を苦しむ。魏豹、彭越列傳第三十を作る。

(一) 藺相如は秦に使して趙て璧を取返し、又秦王をして趙王の爲に缻を鼓せしめて意を强秦に伸べて　(二) 猛將　(三) 常人に異なる說　(四) 文辭を作りて　(五) 類例を列擧し　(六) 曹沫は匕首を執りて齊の桓公を劫す　(七) 計劃　(八) 鎭めに同じ

以二淮南一叛レ楚歸レ漢。漢用得二大司馬殷一。卒破二子羽于垓下一。作二黥布列傳第三十一一。

淮南を以て楚に叛き漢に歸し、漢用て大司馬殷を得、卒に子羽を垓下に破る。黥布列傳三十一を作る○楚人我を京索に迫る。而して信、魏趙を拔き、燕齊を定め、漢をして天下を三分して其二を有たしめ、以て項籍を滅す。淮陰侯列傳第三十二を作る○楚漢、鞏洛に相距ぎて、而して韓信爲に潁川を塡め、盧綰、籍の糧餉(一)

能信ニ意彊秦一。而屈ニ體廉子一。用徇ニ其君一。俱重ニ於諸侯一。作ニ廉頗藺相如列傳第二十一一。湣王既失ニ臨菑一而奔レ莒。唯田單用ニ即墨一。破ニ走騎劫一。遂存ニ齊社稷一。作ニ田單列傳第二十二一。能設ニ詭說一。解ニ患於圍城一。輕ニ爵祿一樂レ肆レ志。作ニ魯仲連鄒陽列傳第二十三一。作レ辭以諷諫。連レ類以爭レ

能く意を彊秦に信べて、而して體を廉子に屈し、用て其君に徇ひ、俱に諸侯に重ぜらる。(一)廉頗、藺相如列傳第二十一を作る○湣王既に臨菑を失ひて莒に奔る。唯田單、即墨を用て(二)騎劫を破走し、遂に齊の社稷を存す。田單列傳第二十二を作る○(三)能く詭說を設けて、患を圍城に解き、爵祿を輕じて、志を肆にするを樂む。魯仲連、鄒陽列傳第二十三を作る○(四)辭を作りて以て諷諫し、(五)類を連ねて以て義を爭ふ。離騷之れ有り。屈原、賈生列傳第二十四を作る○子楚の親を結び、諸侯の士をして斐然として爭ひ入りて秦に事へしむ。呂不韋列傳第二十五を作る○(六)曹子の匕首、魯其田を獲、齊其信を明らかにす。豫讓義として二心を爲さず。刺客列傳第二十六を作る○(七)能く其畫を明かにし、時に因りて秦を推し、遂に意を海內に得るは、斯謀首たり。李斯列傳第二十七を作る○秦の爲に地を開き衆を益し、北のかた匈奴を靡し、河に據りて塞を爲し、山に因りて固めと爲し、楡中を建つ。蒙恬列傳第二十八を作る○(八)趙を塡め常山に塞して、以て河內を廣め、楚の權を弱めて、漢王の信を天

作二白起王翦列傳第十三一。獵二儒墨之遺文一。明二禮義之統紀一。絶二惠王利端一。列二往世興衰一。作二孟子荀卿列傳第十四一。好レ客喜レ士。士歸二于薛一。爲レ齊扞二楚魏一。作二孟嘗君列傳第十五一。爭二馮亭一以レ權。如レ楚以救邯鄲之圍一。使三其君復稱二於諸侯一。作二平原君虞卿列傳第十六一。能以二富貴一下二貧賤一。賢能詘二於不肖一。唯信陵君爲二能行一レ之。作二魏公子列傳第十七一。以レ身徇レ君。遂脱二彊秦一。使二馳說之士南鄉走一レ楚者。黃歇之義。作二春申君列傳第十八一。能忍二詢於魏齊一。而信二威於彊秦一。推レ賢讓レ位。二子有レ之。作二范雎蔡澤列傳第十九一。率二行其謀一。連二五國兵一。爲二弱燕一報二彊齊之讎一。雪二其先君之恥一。作二樂毅列傳第二十一。

するは、唯信陵君能く之を行ふことを爲す。魏公子列傳第十七を作る○身を以て君に徇ひ、遂に彊秦を脱し、馳說の士(八)をして南鄉(九)して楚に走らしめし者、黃歇(一〇)の義なり。春申君列傳第十八を作る○能く詢を魏齊に忍び、而して威を彊秦に信ぶ。賢を推し位を讓るは、二子之れ有り、范雎蔡澤列傳第十九を作る○其謀を率行して、五國の兵を連ね、弱燕の爲に彊齊の讎を報じ、其先君の恥を雪ぐ。樂毅列傳第二十を作る。

(一)山東の地を一掃して　(二)黃河、華山　(三)臣事せしめしは　(四)武安君白起の將帥たりし功なり　(五)涉獵し　(六)利を好むの端緒　(七)權略を以てし　(八)遊說の士　(九)南向　(一〇)春申君黃歇が義氣に由れり

爰及二子奢一。尚既匡レ父。伍員奔レ呉。作二伍子胥列傳第六一。孔氏述レ文。弟子興レ業。咸爲二師傅一。崇レ仁厲レ義。作二仲尼弟子列傳第七一。鞅去レ衛適レ秦。能明二其術一。彊二霸孝公一。後世遵二其法一。作二商君列傳第八一。天下患レ衡。秦毋レ饜。而蘇子能存二諸侯一。約レ從以抑二貪彊一。作二蘇秦列傳第九一。六國既從親。而張儀能明二其說一。復散二解諸侯一。作二張儀列傳一第十。

秦所三以東攘雄二諸侯一。樗里甘茂之策。作二樗里甘茂列一傳第十一一。苞二河山一。圍二大梁一。使二諸侯斂レ手而事レ秦者。魏冄之功。作二穰侯列傳第十二一。南拔二鄢郢一。北摧二長平一。遂圍二邯鄲一。武安爲レ率。破レ荊滅レ趙。王翦之計。

秦、東攘して（一）諸侯に雄たる所以は、樗里、甘茂の策あればなり。樗里、甘茂列傳第十一を作る○河山を苞ね（二）、大梁を圍み、諸侯をして手を斂めて秦に事へ（三）しめは魏冄の功なり。穰侯列傳第十二を作る○南、鄢郢を拔き、北、長平を摧き、遂に邯鄲を圍むは、武安（四）率たり。荊を破り趙を滅すは、王翦の計なり。白起、王翦列傳第十三を作る○儒墨の遺文を獵し（五）、禮義の統紀を明かにし、惠王の利端（六）を絕ち、往世の興衰を列す。孟子、荀卿列傳第十四を作る○客を好み士を喜び、士、薛に歸す。齊の爲に楚魏を扞ぐ。孟嘗君列傳第十五を作る○馮亭を爭ふに權を以（七）てし、楚に如きて以て邯鄲の圍を救ひ、其君をして復た諸侯と稱せしむ。平原君、虞卿列傳第十六を作る○能く富貴を以て貧賤に下り、賢にして能く不肖に詘

管晏列傳第二。李耳無爲自化。淸淨自正。韓非揣事情、循勢理。作老子韓非列傳第三。自古王者、而有司馬法。穰苴能申明之。作司馬穰苴列傳第四。非信廉仁勇、不能傳兵論劍。與道同符。內可以治身。外可以應變。君子比德焉。作孫子吳起列傳第五。維建遇讒。

(七)兵を傳へ劍を論ずること能はず。(八)道と符を同じくして、內は以て身を治む可く、外は以て變に應ず可し。君子德を比す。孫文呉起列傳第五を作る○維れ建(九)、讒に遇ひ、爰に子奢に及び、尙は既に父を匡はんとし、伍員は呉に奔る。伍子胥列傳第六を作る○孔子文を述べ、弟子業を興し、咸師傅と爲り、仁を崇び義を厲す。仲尼の弟子列傳第七を作る○鞅、衛を去り秦に適き、能く其術を明かにし、孝公を彊く覇として、後世其法に遵ふ。商君列傳第八を作る○天下、(一〇)衡を患へて、秦は饜くこと毋し。而して蘇子能く諸侯を存し、(一一)從を約して以て貪彊を抑ふ。蘇秦列傳第九を作る○六國既に從親す。而して張儀能く(一二)其說を明らかにして、復た(一三)諸侯を散解す。張儀列傳第十を作る。

(一) 伯夷　(二) 老子　(三) 事物の情態を揣りて　(四) 時勢に逆はず、事理に順へり　(五) 司馬の兵法　(六) 敷演して明瞭にす　(七) 兵法を傳へ、劍道を論議する　(八) 兵法は道德と符合する處あり　(九) 楚の平王の太子建　(一〇) 韓、魏、楚、燕、趙、齊の六國連横　(一一) 合從して親和す　(一二) 連衡の說　(一三) 排秦同盟の諸侯

吳楚之兵。亞夫駐於昌邑。以尼齊趙、而出委以梁。作絳侯世家第二十七。七國叛逆。蕃屏京師。唯梁爲扞。偩愛矜功。幾獲于禍。嘉其能距吳楚。作梁孝王世家第二十八。五宗既王。親屬協和。諸侯大小爲藩。爰得其宜。僭擬之事。稍衰貶矣。作五宗世家第二十九。三子之王。文辭可觀。作三王世家第三十。

諸侯大小藩と爲り、爰に其宜しきを得たり。僭擬の外、稍々衰貶す。五宗世家第二十九を作る〇三子（五）の王たる、文辭觀る可し。三王世家第三十を作る。

（一）陳平の六奇計を用ひて　（二）呂氏の一族合從して　（三）敵に出して委す　（四）景帝の子十三人ありて、其母五人あり　（五）武帝の三子、即ち閎、旦、胥

末世爭利。維彼奔義。讓國餓死。天下稱之。作伯夷列傳第一。晏子儉矣。夷吾則奢。齊桓以霸。景公以治。作

末世利を爭ふ。維（一）彼れ義に奔る。國を讓りて餓死し、天下之を稱す。伯夷列傳第一を作る〇晏子は儉なり。夷吾は則ち奢る。齊桓以て霸たり。景公以て治る。管晏列傳第二を作る〇李耳は無爲にして自ら化し、清淨にして自ら正し。韓非は（三）事情を揣り、（四）勢理に循ふ。老子韓非列傳第三を作る〇古の王者よりして、司馬法有り、穰苴能く之を申明（六）す。司馬穰苴列傳第四を作る〇信廉仁勇に非ざれば、

家第二十二一。楚人圍二我滎陽一。相守三年。蕭何塡二撫山西一。推レ計踵レ兵。給二糧食一不レ絕。使二百姓愛レ漢不一レ樂レ爲レ楚。作二蕭相國世家第二十三一。與レ信定レ魏。破レ趙拔レ齊。遂弱二楚人一。續レ何相國。不レ變不レ革。黎庶攸レ寧。嘉三參不レ伐レ功矜二能。作二曹相國世家第二十四一。運二籌帷幄之中一。制二勝於無形一。子房計二謀其事一。無二知名一。無二勇功一。圖二難於易一。爲二大於細一。作二留侯世家第二十五一。

㈠黥布　㈡激厲して　㈢藩屛と爲る　㈣呂氏一族の者に向つて怒る　㈤其姉翁主と姦す　㈥蕭何　㈦蕭何の立て置きたる所を變革せず　㈧曹參　㈨事を未發に防ぐ　㈩難事を易きに計らひ　⑾大事を細事にて始末をなす

六奇既用。諸侯賓二從於漢一。呂氏之事。平爲二本謀一。終安二宗廟一定二社稷一。作二陳丞相世家第二十六一。諸呂爲レ從。謀レ弱二京師一。而勃反レ經合二於權一。

六奇既に用ひて、諸侯漢に賓從す。呂氏の事、平本謀たり。終に宗廟を安んじ、社稷を定む。(一)陳丞相世家第二十六を作る○諸呂從を爲し、(二)京師を弱むることを謀る。而して勃、經に反して權に合ふ。呉楚の兵、亞父、昌邑に駐め、以て齊趙を尼し、而して出し委するに梁を以てす。(三)絳世家第二十七を作る○七國の叛逆する、京師に藩屛として、唯梁、扞を爲すのみ。愛を偩み功に矜り、幾ど禍を獲んとす。其能く呉楚を距ぎしを嘉し、梁の孝王世家第二十八を作る○(四)五宗既に王として、親屬協和し

與。嘗陵激レ呂。乃王二琅邪一。怵二午信一レ齊。往而不レ歸。遂西入レ關。遭レ立二孝文一。獲二復王一レ燕。天下未レ集。賈澤以レ族。爲二漢藩輔一。作二荊燕世家第二十一一。天下已平。親屬既寡。悼惠先壯。實鎭二東土一。哀王擅興。發二怒諸呂一。駟鈞暴戾。京師弗レ許。厲之內淫。禍成二主父一。嘉二肥股肱一。作二齊悼惠王世

關に入り、孝文を立つるに遭ひて、復た燕に王たることを得たり。天下未だ集らず、賈澤族を以て漢の藩輔(三)と爲る。荊燕世家第二十一を作る○天下已に平ぎ、親屬既に寡し。悼惠先づ壯にして、實に東土を鎭む。哀王擅に興りて、怒(四)を諸呂に發す。駟鈞暴戾にして、京師許さず。厲の內淫(五)、禍、主父に成る。肥の股肱なるを嘉し、齊の悼惠王世家第二十二を作る○楚人我を滎陽に圍む。相守ること三年なりき。蕭何山西を塡撫し、計を推し兵を踵ぎ、糧食を給して絕たず、百姓をして漢を愛し楚の爲にすることを樂まざらしむ。蕭相國世家第二十三を作る○信と與に魏を定め、趙を破り齊を拔き、遂に楚人を弱め、(六)何に續ぎて相國となり、變(七)ぜず革めず、黎庶の寧ずる攸、參が功に伐り能に矜らざるを嘉し、曹相國世家第二十四を作る○籌(八)を帷幄の中に運し、勝つことを無形に制す。(九)子房其事を計謀して、知名無く勇功無く、難(一〇)を易に圖り、大(一一)を細に爲す。留侯世家第二十五を作る。

辭。爲天下制儀法。垂六藝之統紀於後世。作孔子世家第十七。桀紂失其道。而湯武作。周失其道。而春秋作。秦失其政。而陳涉發迹。諸侯作難。風起雲蒸。卒亡秦族。天下之端。自涉發難。作陳涉世家第十八。成皐之臺。薄氏始基。詘意適代。厥崇諸竇。栗姬偩貴。王氏乃遂。陳后大驕。卒尊子夫。嘉夫德若斯。作外戚世家第十九。漢既譎謀。禽信於陳。越荊剽輕。乃封弟交爲楚王。爰都彭城。以彊淮泗。爲漢宗蕃。戊溺於邪。禮復紹之。嘉游輔祖。作楚元王世家第二十。

維祖師旅。劉賈是與。爲布所襲。喪其荊

の若きを嘉し、外戚世家第十九を作る○漢既に譎り謀りて、信を陳に禽にす。越荊は剽輕なり(一二)。乃ち弟交を封じて、楚王と爲す。爰に彭城に都して、以て淮泗を彊くし、漢の宗藩と爲る。戊、邪に溺れて、禮復た之を紹ぐ。游の祖を輔けしを嘉し、楚の元王世家第二十を作る。

(一) 陳完は陳の宣公の太子禦寇の難を避けて出奔し　(二) 後世より追修して　(三) 手本　(四) 正統の紀文　(五) 王道を失ひて　(六) 兵を起して事を首め　(七) 風の起る如く烈しく、雲の起るが如く熾にして　(八) 陳涉の兵を擧げたるより端を發す　(九) 河南宮の成皐臺　(一〇) 竇皇后の一族尊貴せらる　(一一) 王夫人皇后となる　(一二) 氣強く輕薄なり

維れ祖の師旅、劉賈是れ與す。布の襲ふ所と爲り、其荊吳を喪ふ。營陵、呂を激して、乃ち琅邪に王たり。午に怵はれ齊を信じて往きて歸らず、遂に西のかた

翟和レ之。文侯慕レ義。子夏師レ之。惠王自矜。齊秦攻レ之。既疑二信陵一。諸侯罷レ之。卒亡二大梁一。王假廝レ之。嘉下武佐二晉文一申中霸道上。作二魏世家第十四一。韓厥陰德。趙武攸レ興。紹レ絕立レ廢。晉人宗レ之。昭侯顯列。申子庸レ之。疑レ非レ不レ信。秦人襲レ之。嘉三厥輔レ晉。匡二周天子之賦一。作二韓世家第十五一。

完子避レ難。適レ齊爲レ援。陰施二五世一。齊人歌レ之。成子得レ政。田和爲レ侯。王建動レ心。乃遷二于共一。嘉下威宣能撥二濁世一而獨宗上レ周。作二田敬仲完世家第十六。周室既衰。諸侯恣レ行。仲尼悼二禮廢樂崩一。追二脩經術一。以達二王道一。匡二亂世一。反二之正一。見二其文

(一)完子難を避け、齊に適き援と爲し、陰かに五世に施し、齊人之を歌ふ。成子政を得て、田和侯たり。王建心を動し、乃ち共に遷さる。威宣の能く濁世を撥ひて獨り周を宗とせしを嘉し、田敬、仲完世家第十六を作る○周室既に衰へ、諸侯行を恣にす。仲尼禮廢れ樂崩るゝを悼み、經術を追修して(二)、以て王道を達し、亂世を匡して、之を正に反し、其文辭に見し、天下の爲に(三)儀法を制し、六藝の統紀(四)を後世に垂る。孔子世家第十七を作る○桀紂其道を失ひて、而して湯武作り、周其道を失ひて、春秋作り、秦其政を失ひて、陳渉(六)迹を發し、諸侯難を作す。(七)風起(五)雲蒸して、卒に秦の族を亡す。天下の端、(八)渉より難を發す。陳渉世家第十八を作る○(九)成皐の臺、薄氏始めて基す。意を絀して代に適き、厥れ(一〇)諸竇を崇ぶ。栗姫貴を偩みて、(一一)王氏乃ち遂げ、陳后太だ驕りて、卒に子夫を尊ぶ。夫の德の斯く

第十一一。桓公之東。太史是庸。及レ侵二周禾一。王人是議。祭仲要盟。鄭久不レ昌。子產之仁。紹レ世稱レ賢。三晉侵伐。鄭納二於韓一。嘉三厲公納二惠王一。作二鄭世家第十二一。維驥騄耳。乃章二造父一。趙夙事レ獻。衰續二厥緒一。佐レ文尊レ王。卒爲二晉輔一。襄子困辱。乃禽二智伯一。主父生縛。餓死探レ爵。王遷辟淫。良將是斥。嘉三鞅討二周亂一。作二趙世家第十三一。畢萬爵レ魏。卜人知レ之。及二絳戮一レ干。戎

尊び、卒に晉の輔と爲る。襄子困辱して、乃ち智伯を禽にす。主父生縛せられ、餓死せんとして爵(九)を探る。王遷辟淫にして、良將是れ斥く。鞅の周の亂を討ぜるを嘉し、趙世家第十三を作る〇畢萬、魏に爵する、卜人之を知る。絳の干を戮するに及びて、戎翟之を和す。文侯義を慕ひ、子夏之に師たり。惠王自ら矜り、齊秦之を攻む。既にして信陵を疑ひ、諸侯之を罷め、卒に大梁を亡し、王假之に厮たり(一〇)。武の晉文を佐けて霸道を申べたるを嘉し、魏世家第十四を作る〇韓厥の陰德は、趙武の興る攸、絕を紹ぎ廢を立て、晉人之を宗とす。昭侯顯列、申子之(一一)に庸ひらる。非を疑ひて信ぜず。秦人之を襲ふ。厥の晉を輔けて周の天子の賦を匡せるを嘉し、韓世家第十五を作る。

(一) 擯と通ず、擯斥せられ　(二) 入盡し　(三) うみがめ、よろひがめ　(四) 洛水の東に居るに際し　(五) 周の地を侵し禾を取るに及びて　(六) 王室の人　(七) 名馬　(八) 周の穆公に名馬を獻じて遂に趙城に封ぜらるゝに至りしをいふ　(九) 雀の子を取りて食ふ　(一〇) 厮養の卒　(一一) 申不害

亡。嘉微子問太師。作宋世家第八。武王既崩。叔虞邑唐。君子譏名。卒滅武公。驪姬之愛。亂者五世。重耳不得意。乃能成霸。六卿專權。晉國以耗。嘉文公錫珪鬯。作晉世家第九。重黎業之。吳回接之。殷之季世。粥子牒之。周用熊繹。熊渠是續。莊王之賢。乃復國陳。既赦鄭伯。班師華元。懷王客死。蘭咎屈原。好諛信讒。楚幷於秦。嘉莊王之義。作楚世家第十。

（一二）熒惑星卽火星は躅動して宋を退き　（一三）太子重耳一旦意を得ずして出奔し　（一四）衰耗す　（一五）火正の官に居る　（一六）譜牒卽ち系圖

少康之子。實賓南海。文身斷髮。黿鱓與處。既守封禺。奉禹之祀。句踐困彼。乃用種蠡。嘉句踐夷蠻。能修其德。滅彊吳以尊周室。作越王句踐世家

少康の子、實に南海に賓せられ(一)、身に文し髮を斷ちて、黿鱓と與に處る。既にして封禺を守り、禹の祀を奉ず。句踐彼に困み(二)、乃ち種蠡を用ふ(三)。句踐の夷蠻にして、能く其德を修め、彊吳を滅して、以て周室を尊びしを嘉し、越王句踐世家第十一を作る○桓公の東するや(四)、太史を是れ庸ふ。周の禾を侵すに及びて(五)、王人(六)是れ議す。祭仲要盟し、鄭久しく昌えず。子產の仁、世を紹ぎて賢と稱す。三晉侵伐して、鄭、韓に納る。厲公の惠王を納れしを嘉し、鄭世家第十二を作る○維れ驥騄耳(七)、乃ち造父を章す(八)。趙夙獻に事へて、衰厥の緒を續ぎ、文を佐け王を

邑。申以商亂。酒材是告。及朔之生。衞傾不寧。南子惡蒯聵。子父易名。周德卑微。戰國既彊。衞以小弱。角獨後亡。嘉彼康誥。作衞世家第七。嗟箕子乎。嗟箕子乎。正言不用。乃反爲奴。武庚既死。周封微子。襄公傷於泓。君子孰稱。景公謙德。熒惑退行。剔成暴虐。宋乃滅

反りて奴と爲る。武庚既に死し、周、微子を封ず。襄公、泓に傷らる。君子孰れを(一一)か稱せん。景公謙德にして、熒惑行を退き、(一二)剔成暴虐にして、宋乃ち滅亡す。君微子の太師を問ふを嘉し、宋世家第八を作る○武王既に崩じ、叔虞唐に邑す。君子名を譏り、卒に武公に滅さる。驪姬の愛せらるゝ、亂るゝ者五世、重耳意を得ず、乃ち能く霸を爲す。六卿權を專にし、晉國以て耗す。(一四)文公珪鬯(一三)を錫ることを嘉し、晉世家第九を作る○重黎之を業とし、(一五)吳回之を接ぐ。殷の季世に、鬻子より之を牒す。(一六)周、熊繹を用ひ、熊渠是れ續ぐ。莊王の賢なる、乃ち復た陳に國す。既にして鄭伯を赦し、師を華元に班す。懷王客死して、蘭、屈原を咎む。諛を好み讒を信じ、楚、秦に幷せらる。莊王の義を嘉し、楚世家第十を作る。

(一) 古代聖王の後 (二) 安く明らかなり (三) 餘烈 (四) 祭祀を享く (五) 舜の後の陳國、禹の後の杞國 (六) 柯本毛本に從ひて收に改む (七) 皆尚書篇名、酒誥 梓材を作り酒色の害を告げて教訓とす (八) 蒯聵は太子の身にして出奔し、其子、輒を立てゝ君と爲す。これ孫が祖父の後を嗣ぎたる譯なれば、子父名を易ふといふ (九) 國小にして兵弱きを以て (一〇) 直言を以て諫めて (一一) 襄公のこの行事を稱せずして他に何の稱することかある (一二)

之。憤二發文德一。天下和レ之。輔二翼成王一。諸侯宗レ周。隱桓之際。是獨何哉。三桓爭レ彊。魯乃不レ昌。嘉二旦金縢一。作二周公世家第三一。武王克レ紂。天下未レ協而崩。成王既幼。管蔡疑レ之。淮夷叛レ之。於レ是召公率レ德。安二集王室一。以寧二東土一。燕易之禪。乃成二禍亂一。嘉二甘棠之詩一。作二燕世家第四一。管蔡相二武庚一。將レ寧二舊商一。及二旦攝一レ政。二叔不レ饗。殺レ鮮放レ度。周公爲レ盟。太任十子。周以宗彊。嘉二仲悔一レ過。作二管蔡世家第五一。

(一)弟の季歷に位を讓らんとして　(二)服從せしめ　(三)鴟夷に入れられて江に流さる　(四)二國の名、共に太公望の祖先の封ぜられし地　(五)太公望　(六)勉めて權謀をなす　(七)眞白なる　(八)瓦解す　(九)尙父　(一〇)人心動搖して、或ひは服し或ひは離る　(一一)隱公、桓公　(一二)魯の大夫たる仲孫、叔孫、季孫　(一三)詩經に出づ　(一四)もとの殷

王後不レ絕。舜禹是說。惟德休明。苗裔蒙レ烈。百世享祀。爰周陳杞。楚實滅レ之。齊田既起。舜何人哉。作二陳杞世家第六一。收二殷餘民一。叔封始

(一)王の後絕えず。舜禹是れ說ぶ。維れ德休明なり。(二)苗裔烈を蒙り、(三)百世享祀す。(四)爰(五)に周陳の杞、楚實に之を滅す。齊田既にして起る。舜何人ぞ哉。陳杞世家第六を作る○殷の餘民を(六)收めて、叔封始めて邑す。申ぬるに商の亂を以てし、酒材是れ(七)告ぐ。朔の生るゝに及びて、衞傾きて寧からず。南子、蒯聵を惡みて、子父名を(八)易ふ。周德卑微にして、戰國既に彊し。衞小弱を以て、角獨り後に亡ぶ。彼の康誥を嘉し、衞世家第七を作る○嗟箕子乎。(九)嗟箕子乎。(一〇)正言して用ひられず。乃ち

差克レ齊。子胥鴟夷。信レ嚭親レ越。呉國既滅。嘉ニ伯之讓一。作ニ呉世家第一一。申呂肖矣。尚父側微。卒歸ニ西伯一。文武是師。功冠ニ羣公一。繆ニ權于幽一。番番黄髮。爰饗ニ營丘一。不レ背ニ柯盟一。桓公以昌。九ニ合諸侯一。霸功顯彰。田闞爭レ寵。姜姓解亡。嘉ニ父之謀一。作ニ齊太公世家第二一。依レ之違レ之。周公綏レ

なり。卒に西伯に歸し、文武是れ師とす。功、羣公に冠し、幽に繆權(六)す。番番(七)たる黄髮、爰に營丘に饗し、柯の盟に背かず。桓公以て昌に、諸侯を九合し、霸功顯彰し、田闞寵を爭ひて、姜姓解亡(八)す。(九)父の謀を嘉し、齊の太公世家第二を作る〇之に依り之に違ふ。周公之を綏んじ、文徳を憤發して、天下之に和す。成王を輔翼(一〇)して、諸侯周を宗とす。隱桓(一一)の際、是れ獨り何ぞ哉。三桓(一二)彊を爭ひ、魯乃ち昌えず。旦の金縢を嘉す。周公世家第三を作る〇武王、紂に克ち、天下未だ協せずして崩ず。成王既に幼にして、管蔡之を疑ひ、淮夷之に叛く。是に於て召公徳に率ひ、王室を安集して、以て東土を寧んず。燕易の禪、乃ち禍亂を成す。甘棠(一三)の詩を嘉し、燕世家第四を作る〇管蔡、武庚を相けて、將に舊商(一四)を寧んぜんとす。旦の位を攝するに及びて、二叔饗せず。鮮を殺し度を放ち、周公盟を爲す。太任に十子あり。周以て宗彊し。仲の過を悔ゆるを嘉し、管蔡世家第五を作る。

紹而明㆑之。切㆓近世㆒。極㆓人變㆒。作㆓律書第三㆒。律居㆑陰而治㆑陽。歷居㆑陽而治㆑陰。律歷更相治。間不㆑容㆓翲忽㆒。五家之文悖異。維太初之元論。作㆓歷書第四㆒。星氣之書。多雜㆓禨祥㆒不經。推㆓其文㆒。考㆓其應㆒不㆑殊。比集論㆓其行事㆒。驗㆓於軌度㆒以㆑次。作㆓天官書第五㆒。受㆑命而王。封禪之符罕㆑用。用則萬靈罔㆑不㆓禋祀㆒。追㆓本諸神名山大川禮㆒。作㆓封禪書第六㆒。維禹浚㆑川。九州攸㆑寧。爰及㆓宣防㆒。決㆑瀆通㆑溝。作㆓河渠書第七㆒。維幣之行。以通㆓農商㆒。其極則玩巧。幷兼茲殖。爭㆓於機利㆒。去㆑本趨㆑末。作㆓平準書㆒以觀㆓事變㆒第八。

を作り、以て事變を觀る、第八なり。

（一）減損増益する所有るは、各々務むる所の異なればなりと　（二）風俗を移し易ふるものなり　（三）起源する處は久しき以前よりのことなり　（四）比し序でて以て古來の音樂の興衰を述ぶ　（五）司馬の兵法の由りて來る處久し　（六）其間、一秒一忽の至極微少の隙もなし　（七）黄帝、顓頊、夏、殷、周五家の曆文は相戻りて同じからず　（八）太初元年　（九）星辰、氣象の書　（一〇）祟り吉祥の事を雜ふ　（一一）不稽なり　（一二）比べ集めて　（一三）星辰運行の路を驗するに次第を以てす　（一四）天命　（一五）天下の萬靈悉く祀るに至るべし　（一六）禮を追ひ本づきて　（一七）壅塞せるものを宣べ通じ、汎溢せるものには堤防を築きて防ぎ　（一八）貨幣流通して　（一九）投機的の利益を爭ひ　（二〇）農業　（二一）商業

太伯避㆑歷。江蠻是適。文武攸㆑興。古公王路。闔廬弑㆑僚。賓㆓服荊楚㆒。夫

太伯、（一）歷を避けて、江蠻に是れ適く。文武の興る攸、古公王跡あり。闔廬僚を弑して、荊楚を賓服（二）せしめ、夫差、齊に克ちて、子胥鴟夷（三）たり。嚭を信じ越を親み、吳國既に滅ぶ。伯の讓を嘉し、吳世家第一を作る〇（四）申呂肖られ、（五）尙父側微

協古今之變。作禮書第一。樂者所以移風易俗也。自雅頌聲興。則已好鄭衞之音。鄭衞之音所從來久矣。人情之所感。遠俗則懷。比樂書以述來古。作樂書第二。非兵不彊。非德不昌。黃帝湯武以興。桀紂二世以崩。可不愼歟。司馬法所從來尙矣。太公孫吳王子。能

則ち懷く。樂書を比して(四)以て來古を述ぶ。樂書第二を作る○兵に非らずんば彊からず、德に非ずんば昌ならず。黃帝湯武は以て興り、桀紂二世は以て崩る、愼まざる可けん歟。(五)司馬法の從りて來る所尙し。太公、孫吳、王子、能く紹ぎて之を明かにし、近世に切にして、人の變を極む。律書第三を作る○律は陰に居りて陽を治め、歷は陽に居て陰を治む。律歷更に相治めて、間、(六)翲忽を容れず。(七)五家の文怫異たり。維れ太初(八)の元に論ぜり。歷書第四を作る(九)○星氣の書多く禨祥(一〇)を雜ふ、不經なり。(一一)其文を推し、其應を考ふるに殊ならず。(一二)比集して其行事を論じ、軌度(一三)に驗するに次を以てす。天官書第五を作る(一四)○命を受けて王たり。封禪の符用ふること罕なり。用ふれば則ち萬靈(一五)禋祀せざる罔し。諸神名山大川の禮(一六)を追本して、封禪書第六を作る○維れ禹川を浚ふ。九州の寧んずる攸、爰に宣防に及び、(一七)瀆を決し溝を通ず。河渠書第七を作る○維れ幣(一八)の行はるゝ、以て農商を通ず。其極たるや則ち玩巧、并兼茲ゝ殖え、(一九)機利を爭ひ、(二〇)本を去りて末に趨る。(二一)平準書

問。維申ニ功臣ー。宗ニ屬爵邑。作ニ惠景間侯者年表第七ー。北討ニ彊胡ー。南誅ニ勁越ー。征ニ伐夷蠻ー。武功爰列。作ニ建元以來侯者年表第八ー。諸侯既彊。七國爲レ從。子弟衆多。無ニ爵封邑ー。推レ恩行レ義。其勢銷弱。德歸ニ京師ー。作ニ王子侯者年表第九ー。國有ニ賢相良將ー。民之師表也。維見ニ漢興以來。將相名臣年表ー。賢者記ニ其治ー。不賢者彰ニ其事ー。作ニ漢興以來將相名臣年表第十ー。

を行ふ。其勢銷弱にして、德京師に歸す。(八)王子侯者年表第九を作る〇國に賢相良將有るは、民の師表なり。(九)維れ漢興りて以來の將相名臣の年表を見し、賢者は其治を記し、(一〇)不賢者は其事を彰す。(一一)漢興以來の將相名臣年表第十を作る。

(一) 大功績 (二) 位牌の順序 (三) 功臣の侯たりし者 (四) 惠帝景帝 (五) 强勇なる匈奴 (六) 吳楚七國合從して反を謀る (七) 其宗家より恩を推し廣め義を行ひて邑を分ちて分封す (八) 威德天子に歸す (九) 手本なり (一〇) 治績を記載し (一一) 事柄を彰著ならしむ

維三代之禮。所ニ損益ー各殊レ務。然要以下近ニ情性ー通中王道上。故禮因ニ人質ー。爲ニ之節文ー。略

維れ三代の禮、(一)損益する所各〻務を殊にす。(二)然れども要するに情性に近く王道に通ずるを以てす。故に禮は人の質に因りて之れが節文を爲し、略古今の變に協ふ。禮書第一を作る〇樂は風を移し俗を易ふる所以なり。(八)雅頌の聲興りてより、則ち已に鄭衞の音を好む。鄭衞の音、從りて來る所久し。(三)人情の感ずる所、遠俗

後之意。作十二諸侯年表第二。春秋之後。陪臣秉政。彊國相王。以至于秦。卒幷諸夏。滅封地。擅其號。作六國年表第三。秦既暴虐。楚人發難。項氏遂亂。漢乃扶義征伐。八年之間。天下三擅。事繁變衆。故詳著秦楚之際月表第四。漢興已來。至于太初百年。諸侯廢立分削。譜紀不明。有司靡踵彊弱之原云以世。作漢興已來諸侯年表第五。

して、譜紀(七)明かならず。有司彊弱の原を踵ぐ靡しと云は(八)んのみ。漢興已來諸侯年表第五を作る。

(一)夏殷周三代の事迹は、其時代久遠なり　(二)系譜の書　(三)經略の迹に　(四)發見せんと欲し　(五)中國の諸侯　(六)三たび禪り　(七)系譜の記錄不明なり　(八)以世は徐廣の說に從ひ已也として訓ず

維高祖元功。輔臣股肱。剖符而爵。澤流苗裔。忘其昭穆。或殺身隕國。作高祖功臣侯者年表第六。惠景之

維れ高祖の元功(一)、輔臣股肱、符を剖きて爵せられ、澤苗裔に流る。其昭穆(二)を忘れ、或ひは身を殺し國を殞す。高祖の功(三)臣侯者年表第六を作る○惠景の(四)間、惟れ功臣を申べ、宗屬爵邑あり。惠景間の侯者年表第七を作る○北のかた彊(五)胡を討じ、南のかた勁越を誅し、夷蠻を征伐して、武功爰に列す。建元以來の侯者年表第八を作る○諸侯既に彊く、七(六)國從を爲す。子弟衆多にして、爵封邑無く、恩(七)を推し義

刑一。開二通關梁一。廣レ恩博レ施。厥稱二太宗一。作二孝文本紀第十一。諸侯驕恣。吳首爲レ亂。京師行レ誅。七國伏レ辜。天下翕然。大安殷富。作二孝景本紀第十一一。漢興五世。隆在二建元一。外攘二夷狄一。內修二法度一。建二封禪一。改二正朔一。易二服色一。作二今上本紀第十二一。

疑ひ　(七)呂氏の宗族滅亡の禍　(八)劓、刖、宮の三身體刑を廢し　(九)和合して

維三代尙矣。年紀不レ可レ考。蓋取二之譜牒一。舊聞本二于茲一。於レ是略推作二三代世表第一一。幽厲之後。周室衰微。諸侯專レ政。春秋有レ所レ不レ紀。而譜牒經略。五霸更盛衰。欲レ睹二周世相先

維れ三代尙し。年紀考ふ可からず。蓋し之を譜牒(一)に取る。舊聞茲に本づく。是に於て略推(二)して三代世表第一を作る○幽厲の後、周室衰微し、諸侯政を專にし、春秋紀せざる所有り。而れども譜牒の經略(三)に、五霸更ゝ盛衰す。周の世の相先後するの意(四)を睹んと欲し、十二諸侯年表第二を作る○春秋の後、陪臣政を秉りて、彊國相王たり。以て秦に至り、卒に(五)諸夏を幷せ、封地を滅し、其號を擅にす。六國年表第三を作る○秦既に暴虐にして、楚人難を發し、項氏遂に亂して、漢乃ち義を扶けて征伐す。八年の間、天下三擅(六)し、事繁く變衆し。故に詳かに秦楚の際の月表第四を著す○漢興りて已來、太初に至るまで百年、諸侯廢立分削

羽本紀第七。子羽暴虐。漢行功德。憤發蜀漢。還定三秦。誅籍業帝。天下惟寧。改制易俗。作高祖本紀第八。惠之早霣。諸呂不台。崇彊祿產。諸侯謀之。殺隱幽友。大臣洞疑。遂及宗禍。作呂太后本紀第九。漢既初興。繼嗣不明。迎王踐祚。天下歸心。蠲除肉

子羽暴虐にして、漢功德を行ひ、蜀漢に憤發して、還りて三秦を定め、籍(一)を誅し帝を業として、天下惟れ寧く、制を改め俗を易ふ。高祖本紀第八を作る○惠の早く霣(二)するや、諸呂台ばれず。(三)祿產を崇彊する諸侯之を謀り、(四)隱を殺し友を幽し、(五)大臣洞疑(六)し、遂に宗禍(七)に及ぶ。呂太后本紀第九を作る○漢既に初めて興りて、繼嗣明かならず、王を迎へ祚を踐ましめ、天下心を歸す。(八)肉刑を蠲除し、關梁を開通し、恩を廣め施を博めて、厥に大宗と稱す。孝文本紀第十を作る○諸侯驕恣にして、呉首として亂を爲し、京師誅を行ひ、七國辜に伏す。天下翕然(九)として、大に安く殷に富む。孝景本紀第十一を作る○漢興りて五世、隆は建元に在り。外は夷狄を攘ひ、內は法度を修め、封禪を建て、正朔を改め、服色を易ふ。今上本紀第十二を作る。

(一) 項籍　(二) 殞殂するや　(三) 呂祿、呂產を崇め尊ぶ所の諸侯　(四) 趙の隱王如意　(五) 趙の幽王友　(六) 恐ひ

本紀第二。維契作商。爰及成湯。太甲居桐。德盛阿衡。武丁得說。乃稱高宗。帝辛湛湎。諸侯不享。作殷本紀第三。維棄作稷。德盛西伯。武王牧野。實撫天下。幽厲昏亂。既喪酆鎬。陵遲至赧。洛邑不祀。作周本紀第四。維秦之先伯翳佐禹。穆公思義。悼豪之旅。以人爲殉。詩歌黃鳥。昭襄業帝。作秦本紀第五。始皇既立。并兼六國。銷鋒鑄鐻。維偃干革。尊號稱帝。矜武任力。二世受運。子嬰降虜。作始皇本紀第六。秦失其道。豪桀並擾。項梁業之。子羽接之。殺慶救趙。諸侯立之。誅嬰背懷。天下非之。作項

穆公義を思ひて、豪(一五)の旅を悼み、人を以て殉と爲し、詩黃鳥(一六)を歌ふ。昭襄帝を業とす。秦本紀第五を作る()始皇既に立ちて、六國を并兼(一七)し、鋒を銷し鐻(一八)を鑄る。維に干革(一九)を偃せ、號を尊びて帝と稱し、武に矜り力に任ず。二世(二〇)運を受け、子嬰降虜たり。始皇本紀第六を作る()秦、其道を失ひて、豪傑並びに擾れ、項梁之を業(二一)として、子羽之に接ぎ、慶を殺し趙を救ひ、諸侯之を立つ。嬰を誅し懷に背き、天下之を非とす。項羽本紀第七を作る。

(一)顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜の四聖は、即位の順序に遵ひて (二)禹の治水の功 (三)同じく其恩惠を受く (四)子孫 (五)商の世を作興し (六)伊尹を阿衡とせしによりて盛なり (七)二十二代 (八)傅說 (九)三十代 (一〇)飲酒に耽りて (一一)后稷即ち農官の長 (一二)幽王は十二代、厲王は十代 (一三)次第に衰頹して (一四)赧王は三十七代 (一五)豪は崤にて崤山、穆公は義を思ひて崤山に於て全滅したる我軍を悼み (一六)詩經秦風に在り (一七)兼ね并せ (一八)兵器を鑄解して大鐘を鑄たり (一九)楯、甲冑類を藏め (二〇)二世皇帝 (二一)創業して

騷一。左丘失レ明。厥有二國語一。孫子臏レ脚而論二兵法一。不韋遷レ蜀世傳二呂覽一。韓非囚レ秦説難孤憤。詩三百篇。大抵聖賢發憤之所二爲作一也。此人皆意有レ所二鬱結一。不レ得レ通二其道一也。故述二往事一。思二來者一。於レ是卒述二陶唐以來一。至二于麟止一。自二黄帝一始。

…に繋がる　(四)其義隱微にして、言詞簡約なるは　(五)盲目となりて　(六)書る　(七)脚のひかゞみを斷たるゝ刑に處せられて　(八)憤を發して　(九)過去の事蹟を述べ序でゝ　(一〇)陶唐氏帝堯　(一一)止は趾、武帝雍に至りて白麟を獲、而して金を鑄て麟趾の形を作る、故にいふ　(一二)黄帝を述べて、本紀の首となす

維昔黄帝。法レ天則レ地。四聖遵レ序。各成二法度一。唐堯遜レ位。虞舜不レ台。厥美二帝功一。萬世載レ之。作二五帝本紀第一一。維禹之功。九州攸レ同。光二唐虞際一。德流二苗裔一。夏桀淫驕。乃放二鳴條一。作二夏

維れ昔黄帝、天に法り地に則り、(一)四聖序に遵ひて、各〻法度を成す。唐堯位を遜りて、虞舜台ばず。(二)厥の帝功を美むる、萬世之を載す。五帝本紀第一を作る○維れ禹の功、九州の同じき(三)攸なり。唐虞の際を光し、德苗裔に流る。(四)夏桀淫驕にして、乃ち鳴條に放たる。夏本紀第二を作る○維れ契、商を作し、(五)爰に成湯に及ぶ。太甲桐に居り、德阿衡に盛なり。(六)武丁、(七)説を得て、(八)乃ち高宗と稱す。帝辛(九)湛湎(一〇)して、諸侯享せず。殷本紀第三を作る○維れ棄稷(一一)と作り、德西伯に盛なり。武王牧野にして實に天下を撫す。(一二)幽厲昏亂にして、既に酆鎬を喪ひ、陵(一三)遲して赧(一四)に至り、洛邑祀せず。周本紀第四を作る○維れ秦の先、伯翳、禹を佐け、

有レ國者之恥。主上明聖而德不ニ布聞一。有司之過也。且余嘗掌ニ其官一。廢ニ明聖盛德一不レ載。滅ニ功臣世家賢大夫之業一不レ述。墮ニ先人所レ言。罪莫レ大レ焉。余所レ謂述ニ故事一。整ニ齊其世傳一。非ニ所レ謂作一也。而君比ニ之於春秋一謬矣。

於レ是論ニ次其文一。七年而太史公遭ニ李陵之禍一。幽ニ於縲紲一。乃喟然而歎曰。是余之罪也夫。是余之罪也夫。身毀不レ用矣。退而深惟曰。夫詩書隱約者。欲レ遂ニ其志之思一也。昔西伯拘ニ羑里一演ニ周易一。孔子戹ニ陳蔡一作ニ春秋一。屈原放逐著ニ離

是に於てか其文を論次す(一)。七年にして太史公、李陵の禍(二)に遭ひ、縲紲(三)に幽せらる。乃ち喟然として歎じて曰く、是れ余の罪なる夫。是れ余の罪なる夫。身毀られて用ひられずと。退きて深く惟ひて曰く、夫れ詩書の隱約(四)なるは、其志の思を遂げんと欲すればなり。昔は西伯羑里に拘はれ、周易を演べ、孔子陳蔡に戹して春秋を作り、屈原放逐せられて、離騷を著し、左丘明(五)を失ひて、厥れ國語(六)有り、孫子脚を臏せられて、兵法を論じ、不韋蜀に遷されて、世、呂覽を傳へ、韓非秦に囚(七)はれ、說難孤憤あり。詩三百篇、大抵聖賢發憤(八)の爲作する所なり。此れ人皆意鬱結する所有りて、其道を通ずることを得ざるなり。故に往事(九)を述べて、來者を思ふなりと。是に於てか卒に陶唐(一〇)以來を述べ、麟止(一一)に至る。黃帝(一二)より始む。

(一)論評次序す　(二)匈奴に降れる李陵を救ひたる爲に囚獄に下され、且つ宮刑に處せられたるをいふ　(三)獄中

唯唯。否否不レ然。余聞二之先人一曰。伏羲至純厚。作二易八卦一。堯舜之盛。尙書載レ之。禮樂作焉。湯武之隆。詩人歌レ之。春秋采レ善貶レ惡。推二三代之德一。襃二周室一。非二獨刺譏而已一也。漢興以來。至二明天子一。獲二符瑞一。建二封禪一。改二正朔一。易二服色一。受二命穆淸一。澤流二罔極一。海外殊俗。重レ譯款レ塞。請二來獻見一者。不レ可二勝道一。臣下百官。力誦二聖德一。猶レ不レ能レ宣二盡其意一。且士賢能而不レ用。

に受け、澤、罔極(八)に流る。海外の殊俗、譯(九)を重ね塞を款き、來りて獻見することを請ふ者、勝げて道ふ可からず。臣下百官力めて聖德を誦するも、猶ほ其意を宣(一〇)盡すること能はざるがごとし。且つ士、賢能にして用ひられざるは、國を有つ者の恥なり。主上明聖にして德布聞(一一)せざるは、有司の過なり。且つ余嘗て其官を掌りて、明聖の成德を廢てて載せず、功臣世家賢大夫の業を滅して述べず、先人の言ふ所を墮すは、罪焉より大なるは莫からん。余は謂はゆる故事を述べて其世傳(一二)を整齊するなり、謂はゆる作る(一三)には非ざるなり。而るを君之を春秋に比する(一四)は謬れりと。

(一)時代　(二)賢才の者ありと雖も、登庸せられず　(三)實地に用ひぬ文章　(四)堯舜の盛なる事業の狀況を記載せり　(五)湯武の隆なる事跡を詩に作り歌ふ　(六)大德に順ひて服色を易へて赤色を尙び　(七)大命を穆淸なる天帝に受け　(八)極り無き後代に流傳す　(九)通譯を重ね、國境の塞門を訪づれ　(一〇)宣べ盡す　(一一)布き聞えざるは　(一二)代々の傳記を整頓するに在り　(一三)創め作るにはあらざるなり　(一四)比較して論ずるは謬見なり

之空言。而不二敢辭一。夫不レ通二禮義之旨一。至二於君不レ君。臣不レ臣。父不レ父。子不レ子。君不レ君則犯。臣不レ臣則誅。父不レ父則無レ道。子不レ子則不レ孝。此四行者。天下之大過也。以二天下之大過一予レ之。則受而弗二敢辭一。故春秋者禮義之大宗也。夫禮禁二未然之前一。法施二已然之後一。法之所レ爲用者易レ見。而禮之所レ爲禁者難レ知。

られて、其罪名を免るゝこと能はず　(五)凌ぎ犯され　(六)大なる過なり　(七)君臣父子に與ふるを　(八)大本　(九)禁じて制を立て　(一〇)事の已に起れる後に適用するものなり

壺遂曰。孔子之時。上無二明君一。下不レ得二任用一。故作二春秋一。垂二空文一。以斷二禮義一。當二一王之法一。今夫子。上遇二明天子一。下得レ守レ職。萬事既具。咸各序二其宜一。夫子所レ論。欲二以何明一。太史公曰。

壺遂曰く、孔子の時たる、(一)上に明君無く、下に任用を得ず。(二)故に春秋を作り、空(三)文を垂れて、以て禮義を斷じ、一王の法を當つ。今夫子は上、明天子に遭ひ、下、職を守ることを得、萬事既に具り、咸各〻其宜しきを序づ。夫子の論ずる所は、以て何をか明かにせんと欲すると。太史公曰く、唯唯、否否然らず。余之を先人に聞けり、曰く、伏羲は至りて純厚にして、易の八卦を作り、堯舜の盛なる、尙書之を載す、(四)禮樂作る。湯武の隆なる、詩人之を歌ふ。(五)春秋は善を采り惡を貶し、三代の德を推し、周室を褒す。獨り刺譏するのみには非ざるなり。漢興りて以來、明天子に至り、符瑞を獲、封禪を建て、正朔を改め、(六)服色を易へ、(七)命を穆淸

可以不知春秋。前有讒而弗見。後有賊而不知。爲人臣者。不可以不知春秋。守經事而不知其宜。遭變事而不知其權。爲人君父。而不通於春秋之義者。必蒙首惡之名。爲人臣子。而不通於春秋之義者。必陷簒弑之誅。死罪之名。其實皆以爲善爲之。不知其義。被

れども知らず。人臣たる者は以て春秋を知らざる可からず。經事を守りて其宜しきを知らず、變事に遭ひて其權を知らず。(三)人の君父と爲りて春秋の義に通ぜざる者は、必ず首惡の名を蒙らん。人の臣子と爲りて春秋の義に通ぜざる者は、必ず簒弑の誅、死罪の名に陷らん。其實は皆善と以爲ひて之を爲すも、其義を知らざれば、(四)之れが空言を被りて敢へて辭せず。夫れ禮義の旨に通ぜざれば、君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらざるに至る。君君たらざれば則ち犯され、(五)臣臣たらざれば則ち誅せられ、父父たらざれば則ち道無く、子子たらざれば則ち孝ならず。此四行は天下の大過なり。(六)天下の大過を以て之に予ふるを、(七)則ち受けて敢へて辭せず。故に春秋は禮義の大宗なり。(八)夫れ禮は未然の前に禁じ、(九)法は已然の後に施す。(一〇)法の用を爲す所の者は見易くして、而して禮の禁ずるを爲す所の者は知り難しと。

(一) 眼前に　(二) 直ぐ背後に　(三) 臨機應變の處置を施す方法を知らず　(四) 惡の實なくして、惡名を受け誹謗せ

立。故長二於和一。春秋辯二是非一。故長二於治一レ人。是故禮以節レ人。樂以發レ和。書以道レ事。詩以達レ意。易以道レ化。春秋以道レ義。撥二亂世一反二之正一。莫レ近二於春秋一。春秋文成二數萬一。其指數千。萬物之散聚。皆在二春秋一。春秋之中。弑レ君三十六。亡レ國五十二。諸侯奔走不レ得レ保二其社稷一者。不レ可二勝數一。察二其所以一。皆失二其本一已。故易曰。失二之毫釐一。差以二千里一。故曰臣弑レ君。子弑レ父。非二一旦一夕之故一也。其漸久矣。

二、諸侯奔走して、其社稷を保つことを得ざる者、勝げて數ふ可からず。其所以を察するに、皆其本を失ふのみ。故に易に曰く、之を毫釐に失すれば、差ふに千里を以てすと。(一〇)故に曰く、臣、君を弑し、子、父を弑するは、一旦一夕の故に非ざるなり、其漸久し。(一一)

(一)木、火、土、金、水 (二)變化の次第に於て長所あり (三)をさめしるす (四)行儀 (五)諷なり、たとへかこつけて曉らしむること (六)身の以て立つ所を樂む (七)とり治めて、之を正道に反らしむるは (八)手近き (九)孔子の春秋は一萬八千字あり、數萬といふことを得ず、故に司馬遷の此辭は、董生の言を述べしものなり董生は公羊の學を修む、故に春秋の義を傳ふる公羊傳に就きていへるものならん、一說數レ萬とよみて、字數一萬の多きに及ぶ意と (一〇)之を一毫一釐の僅かなる處に於て過つ時は、其結果は千里の大差を生ずるに至る (一一)弑逆を行ふに至るまでには、其出現を見るまでの道程は久しく長きものなり

故有レ國者。不レ

故に國を有つ者は以て春秋を知らざる可からず。前に讒有れども見ず、(一)後に賊有(二)

大夫壅レ之。孔子知ニ言之不レ用。道之不レ行也。是ニ非二百四十二年之中一。以爲ニ天下儀表一。貶ニ天子一。退ニ諸侯一。討ニ大夫一。以達ニ王事一而已矣。子曰。我欲レ載ニ之空言一。不レ如下見ニ之於行事一之深切著明上也。夫春秋上明ニ三王之道一。下辨ニ人事之紀一。別ニ嫌疑一。明ニ是非一。定ニ猶豫一。善レ善惡レ惡。賢レ賢賤ニ不肖一。存ニ亡國一。繼ニ絶世一。補レ敝起レ廢。王道之大者也。

(一)大道昌明の世　(二)大旨に本づくることあるべし　(三)孔子の仕官の邪魔を爲す　(四)魯の隱公元年より、哀公十四年に至るまでの間　(五)法則となす　(六)王者の事業を通達せしのみ　(七)言語上の議論を記載せんと欲したりしも　(八)當時の人臣の行事の上に就きて是非を明かにすることの　(九)夏、殷、周三代の聖王の道　(一〇)紀綱を辨別し

易著ニ天地陰陽四時五行一。故長ニ於變一。禮經ニ紀人倫一。故長ニ於行一。書記ニ先王之事一。故長ニ於政一。詩記ニ山川谿谷。禽獸草木。牝牡雌雄一。故長ニ於風一。樂樂レ所ニ以

易は天地陰陽四時五行(一)を著す、故に變(二)に長ず。禮は人倫を經紀(三)す、故に行(四)に長ず。書は先王の事を記す、故に政に長ず。詩は山川、谿谷、禽獸、草木、牝牡、雌雄を記す、故に風(五)に長ず。樂は以て立つ所を樂む、故に和に長ず。春秋は是非を辯ず、故に人を治むるに長ず。是故(六)に禮以て人を節し、樂以て和を發し、書以て事を道ひ、詩以て意を達し、易以て化を道ひ、春秋以て義を道ふ。亂世を撥め(七)て之を正に反すは、春秋より近き(八)は莫し。春秋は文數萬(九)を成し、其指數千にして、萬物の散聚、皆春秋に在り。春秋の中、君を弑するもの三十六、國を亡すもの五十

太史公曰。先人有レ言。自二周公卒一。五百歳而有二孔子一。孔子卒後。至二於今一五百歳。有下能紹二明世一。正二易傳一。繼二春秋一。本中詩書禮樂之際上。意在レ斯乎。意在レ斯乎。小子何敢讓焉。上大夫壺遂曰。昔孔子何爲而作二春秋一哉。太史公曰。余聞二董生一。曰。周道衰廢。孔子爲二魯司寇一。諸侯害レ之。

太史公曰く、先人言へること有り。周公卒してより、五百歳にして孔子有り。孔子卒して後、今に至りて五百歳なり。能く明世に紹ぎ、(一)易傳を正し、春秋を繼ぎ、詩書禮樂の際に本づくること有らんと。意斯に在る乎、(二)意斯に在る乎。小子何ぞ敢へて讓らん。上大夫壺遂曰く、昔孔子は何の爲にして春秋を作れる哉と。太史公曰く、余、董生に聞く、曰く、周道衰廢して、孔子魯の司寇と爲り、諸侯之を害み、大夫之(三)を壅ぐ。孔子言の用ひられず道の行はれざるを知るや、(四)二百四十二年の中を是非して、以て天下の儀表(五)と爲す。天子を貶し、諸侯を退け、大夫を封じ、以て王事(六)を達するのみと。子曰く、我れ之を空言(七)に載せんと欲せしも、之を行事(八)に見すの深切著明なるに如かずと。夫れ春秋は、上、三王(九)の道を明かにし、下、人事の紀(一〇)を辨じ、嫌疑を別ち、是非を明かにし、猶豫を定め、善を善とし惡を惡とし、賢を賢とし不肖を賤み、亡國を存し、絶世を繼ぎ、敝を被ひ廢を起す。王道の大なる者なり。

季之思慮。爰及二公劉一。以尊中后稷上也。幽厲之後。王道缺。禮樂衰。孔子修レ舊起レ廢。論二詩書一。作二春秋一。則學者至レ今則レ之。自二獲麟一以來。四百有餘歲。而諸侯相兼。史記放絕。今漢興海內一統。明主賢君。忠臣死レ義之士。余爲二太史一而弗二論載一。廢二天下之史文一。余甚懼焉。汝其念哉。遷俯レ首流レ涕曰。小子不敏。請悉論二先人所レ次舊聞一。弗二敢闕一。卒三歲而遷爲二太史令一。紬二史記石室金匱之書一。五年而當二太初元年一。十一月甲子朔旦冬至。天曆始改。建二於明堂一。諸神受レ紀。

者今に至るまで之に則る。獲麟(四)より以來、四百有餘歲なり。而して諸侯相(五)兼ねて、史記放絕す。今漢興り海內一統し、明主賢君、忠臣義に死するの士あり。余太史と爲りて論載せず、天下の史文を廢す。余甚だ懼る。汝其れ念へやと。遷首を俯し涕を流して曰く、小子不敏なれども、請ふ悉く先人の(六)次する所の舊聞を論じて、敢へて闕かじと。卒して三歲にして、遷太史令と爲り、(七)史記、石室金匱の書を紬くこと、五年にして太初元年に當る。十一月甲子朔旦冬至、元歷始めて改まる。明堂を建つ。(八)諸神紀を受く。

(一) 稱め誦するは　(二) 周南召南の詩の意を宣揚し　(三) 幽王、厲王　(四) 魯の哀公西狩して麟を獲たるに筆を絕ちしより以來　(五) 相互に力攻して　(六) 次第序列する所の舊聞を論辯著述して　(七) 史記を初めとして石室金匱の中に所藏せる處の書を繹ね調ぶること　(八) 各郡、山川の祀を行ふ

仕為郎中。奉使西征巴蜀以南。南略邛笮昆明。還報命。是歳天子始建漢家之封。而太史公留滯周南。不得與從事。故發憤且卒。而子遷適使反。見父於河洛之間。太史公執遷手而泣曰。余先周室之太史也。自上世嘗顯功名於虞夏。典天官事。後世中衰。絶於予乎。汝復為太史。則續吾祖矣。今天子接千歳之統。封泰山。而余不得從行。是命也夫。命也夫。余死汝必為太史。為太史無忘吾所欲論著矣。且夫孝始於事親。中於事君。終於立身。揚名於後世。以顯父母。此孝之大者。

今天子千歳の統を接ぎ、泰山を封じて、而して余行に從ふことを得ず、是れ命なるかな。命なるかな。余死せば、汝必ず太史たらん、太史たらば、吾が論著せんと欲する所を忘るゝこと無かれ。且つ夫れ孝は親に事ふるに始り、君に事ふるに中し、身を立つるに終る。名を後世に揚げて、以て父母を顯す、此れ孝の大なるものなり。

(一) 天父 (二) 耕耘牧畜す (三) 江水、淮水 (四) 沅水、湘水 (五) 汶水、泗水 (六) 鄕射の禮を演習し (七) 滿冢封禪 禮を行ひ天地を祀る (八) 先祖の事業を續けよ

夫天下稱誦周公。言其能論歌文武之德。宣周邵之風。達太王王

夫れ天下の周公を稱誦(一)するは、其の能く文武の德を論歌し、(二)周邵の風を宣し、太王王季の思慮を達し、爰に公劉に及びて、以て后稷を尊ぶを言ふなり。(三)幽厲の後、王道缺け、禮樂衰ふ。孔子舊を修め廢を起し、詩書を論じ、春秋を作る。則ち學

勞則敝。形神離則死。死者不ㇾ可二復生一。離者不ㇾ可二復反一。故聖人重ㇾ之。由ㇾ是觀ㇾ之。神者生之本也。形者生之具也。不三先定二其神一。而曰二我有三以治二天下一何由哉。

太史公。既掌二天官一不ㇾ治ㇾ民。有ㇾ子曰ㇾ遷。遷生二龍門一。耕二牧河山之陽一。年十歳則誦二古文一。二十而南游二江淮一。上二會稽一。探二禹穴一。闚二九疑一。浮二於沅湘一。北渉二汶泗一。講二業齊魯之都一。觀二孔子之遺風一。鄕二射鄒嶧一。戹二困鄱薛彭城一。過二梁楚一以歸。於ㇾ是遷

太史公既に天官を掌りて民を治めず。子有り遷と曰ふ。遷は龍門に生れ、河山の陽に耕牧す(一)。年十歳にして、則ち古文を誦し、二十にして南のかた江淮に游び、會稽に上り(二)、禹穴を探り、九疑を闚ひ、沅(三)湘に浮び、北のかた汶泗を渉り(四)、業を齊魯の都に講じ、孔子の遺風を觀、鄒嶧に鄕射し(五)、鄱、薛、彭城に戹困す(六)。梁楚を過ぎて以て歸る。是に於て遷仕へて郎中と爲り、使を奉じて西のかた巴蜀以南を征し、南のかた卭、筰、昆明を略し、還りて報命す。是歳天子始めて漢家の封を建つ(七)。而して太史公周南に留滯して、に事與從ふことを得ず。故に憤を發して且に卒せんとす。而るに子遷適〻使して反り、父に河洛の間に見ゆ。太史公、遷の手を執りて泣きて曰く、余の先は周室の太史なりき。上世嘗て功名を虞夏に顯し、より、天官の事を典る、後世中ごろ衰ふ。予に絶えん乎。汝復た太史と爲らば、則ち吾が祖に續げ(八)。

虛者道之常也。因者君之綱也。羣臣並至。使二各自明一也。其實中二其聲一者謂二之端一。實不レ中二其聲一者謂二之窾一。窾言不レ聽。姦乃不レ生。賢不肖自分。白黑乃形。在レ所レ欲レ用耳。何事不レ成。乃合二大道一。混混冥冥。光二耀天下一。復二反無名一。凡人所レ生者神也。所レ託者形也。神大用則竭。形大

虛(一)は道の常なり、因(二)は君の綱なり。羣臣並に至り(三)、各〻自ら明かならしむ(四)。其實其聲に中る者(五)は、之を端と謂ひ、實其聲に中らざる者は、之を窾(六)と謂ふ。窾言(七)聽かざれば、姦乃ち生ぜす。賢不肖自ら分るれば(八)、白黑乃ち形る(九)。用ひんと欲する所に在るのみ(一〇)、何事か成らざらん。乃ち大道に合し、混混冥冥として(一一)、天下に光耀し、無名(一二)に復反す。凡そ人の生ずる所の者は神(一三)なり、託する所の者は形(一四)なり。神大に用ふれば則ち竭き、形大に勞すれば則ち敝る。形神離るれば死す。死する者は復た生く可からず、離るゝ者は復た反る可からず。故に聖人之を重んず(一五)。是に由りて之を觀れば、神は生の本なり、形は生の具(一六)なり。先づ其神を定めずして、而して我れ以て天下を治むること有らんと曰ふは、何に由る哉と。

(一) 自然なり (二) 自然に順ひて行ふことは君の法度なり (三) 至りて仕へ (四) 各自に其使領を明かならしむ (五) 其行の實績が其議論に適中するものは (六) 空 (七) 實行の伴はざる空言 (八) 分明なれば (九) 物事の是非あらはる (一〇) 選擇採用することを得 (一一) 混然として何とも形容すること能はずして (一二) 名づく可きやうなきこと (一三) 神氣 (一四) 形體 (一五) 神氣と形體とを尊重す (一六) 機關

不得相踰越。雖百家弗能改也。名家苛察繳繞、使人不得反其意。專決於名。而失人情。故曰。使人儉而善失眞。若夫控名責實、參伍不失。此不可不察也。道家無爲。又曰。無不爲。其實易行。其辭難知。其術以虛無爲本。以因循爲用。無成勢。無常形。故能究萬物之情。不爲物先。不爲物後。故能爲萬物主。有法無法。因時爲業。有度無度。因物與合。故曰聖人不朽。時變是守。

れ察せざる可からざるなり。道家は無爲と。又曰く、爲さざるなしと。(八)其實行ひ易く、其辭(九)知り難し。(一〇)其術は虛無を以て本と爲し、(一一)因循を以て用と爲す。(一二)成勢無く、常形(一三)無し。故に能く萬物(一四)の情を究む。(一五)物の先たらず、物の後たらず。故に能く萬物の主たり。法有りて法無く、(一六)時に因りて業を爲す。度有りて度無く、(一七)物に因りて與に舍る。故に曰く、聖人は(一八)巧ならず、(一九)時變是れ守ると。

(一)一切法律によりて處斷す　(二)恩義絶ゆ　(三)分限職守　(四)論理の推究にのみ嚴しく却りて大體に通ぜず　(五)專ら名義にのみ偏して　(六)名義を引き事實の之に伴ふ可きを責め　(七)參錯交互して失はざる點は　(八)其の實際は、人々各自其自然に遵ふことなれば行ひ易く　(九)幽深微妙にして知り難し　(一〇)其方法は　(一一)自然に任することを以て　(一二)一定の勢　(一三)一定の形　(一四)萬物の眞情　(一五)物によりて制を爲せば、物の後へもつかず前にも立たず　(一六)時に隨ひて法を立て、業を爲す　(一七)合、一本により舍に改む。萬物の形によりて度を成して與に居る　(一八)漢書に從ひ巧に改む。(一九)時變を守りて之に順ふ

也。墨者亦尚ニ堯舜道一。言ニ其德行一。曰。堂高三尺。土階三等。茅茨不レ翦。采椽不レ刮。食ニ土簋一。啜ニ土刑一。糲粱之食。藜藿之羹。夏日葛衣。冬日鹿裘。其送レ死桐棺三寸。擧レ音不レ盡ニ其哀一。教ニ喪禮一。必以レ此爲ニ萬民之率一。使ニ天下法若一レ此。則尊卑無レ別也。夫世異時移。事業不ニ必同一。故曰。儉而難レ遵。要曰。彊レ本節レ用。則人給家足之道也。此墨子之所レ長。雖ニ百家一弗レ能レ廢也。

として、しかも其茅の根を翦り揃へず　(一七) 柞の椽は刮らずそのまゝにて用ひ　(一八) 土製にて内圓く外四角なる飯器　(一九) 土製の兩耳三足の飲器　(二〇) 玄米や稷　(二一) 音を擧げて哭するにも、其哀の極を盡さず　(二二) 法則　(二三) 人毎に足り家毎に足りて不足なきこと

法家不レ別ニ親疏一。不レ殊ニ貴賤一。一斷ニ於法一。則親レ親尊レ尊之恩絶矣。可ニ以行ニ一時之計一。而不レ可ニ長用一也。故曰。嚴而少レ恩。若下尊レ主卑レ臣。明ニ分職一

法家は親疏を別たず、貴賤を殊にせず、一に(一)法に斷ず。則ち親を親み尊を尊ぶの恩絶ゆ。(二)以て一時の計を行ふ可けれども、而も長く用ふ可からず。故に曰く、嚴にして恩少しと。主を尊び臣を卑み、分職(三)を明かにして、相踰越することを得ざるが若きは、百家と雖ども改むること能はず。名家は苛察(四)繳繞、人をして其意に反することを得ざらしむ。專ら名に(五)決して人情を失ふ。故に曰く、人をして儉にして善く眞を失はしむ。若し夫れ名を(六)控き實を責め、參伍(七)して失はざるは、此

異。夫春生夏長。秋收冬藏。此天道之大經也。弗レ順則無二以爲一天下綱紀。故曰。四時之大順。不レ可レ失也。夫儒者以二六藝一爲レ法。六藝經傳以二千萬一數。累世不レ能レ通二其學一。當年不レ能レ究二其禮一。故曰。博而寡レ要。勞而少レ功。若夫列二君臣父子之禮一。序二夫婦長幼之別一。雖二百家一弗レ能レ易

しと。若し夫れ君臣父子の禮を列し、夫婦長幼の別を序するは、百家と雖ども易ふること能はず(一四)。墨者も亦堯舜の道を尙び、其德を言行ふ。曰く堂の高さ三尺、土階三等(一五)、茅茨翦らず(一六)、采椽刮らず(一七)。土簋に食ひ、土刑に啜る(一九)。糲粱の食(二〇)、藜藿の羹なり。夏日は葛衣し、冬日は鹿裘す(一八)。其の死を送るには、桐棺三寸、音を擧ぐるも其哀を盡さず(二一)、喪禮を敎ふる、必ず此を以て萬民の率と爲すと(二二)。天下の法をして此くの如くならしめば、則ち尊卑別無きなり。夫れ世異なり時移り、事業必ずしも同じからず。故に曰く、儉にして遵ひ難しと。要に曰く、本を彊くし用を節すと。則ち人給し家足るの道なり(二三)。此れ墨子の長ずる所にして、百家と雖ども廢すること能はざるなり。

(一) 神氣　(二) 形體　(三) 八位は、八卦の位。卽ち乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤　(四) 十二支　(五) 二十四節は、立春、雨水、驚蟄、春分、淸明、穀雨、立夏、小滿、芒種、夏至、小暑、大暑、立秋、處暑、白露、秋分、寒露、霜降、立冬、小雪、大雪、冬至、小寒、大寒　(六) 其敎條　(七) 萬物を生じ　(八) 成長し　(九) 實れるを取入れ　(一〇) 藏め蓄ふ　(一一) 法則　(一二) 經書と其註釋書とは　(一三) 丁年　(一四) 百家の說有りと雖も變易すること能はず　(一五) 土の階段　(一六) 茅葺屋根

不レ可レ改矣。名家使ニ人儉而善失ヒ眞。然其正ニ名實一。不レ可レ不レ察也。道家使ニ人精神專一。動合ニ無形一。贍ニ足萬物一。其爲レ術也。因ニ陰陽之大順一。采ニ儒墨之善一。撮ニ名法之要一。與レ時遷移。應レ物變化。立レ俗施レ事。無レ所レ不レ宜。指約而易レ操。事少而功多。儒者則不レ然。以爲人主天下之儀表也。主倡而臣和。主先而臣隨。如此則主勞而臣逸。至ニ於大道之要一。去ニ健羨一。絀ニ聰明一。釋レ此而任レ術。

夫神大用則竭。形大勞則敝。形神騷動。欲下與ニ天地一長久上。非レ所レ聞也。夫陰陽。四時。八位。十二度。二十四節。各有ニ教令一。順レ之者昌。逆レ之者不レ死則亡。未ニ必然一也。故曰。使ニ人拘而多ヒ

夫れ神大(一)に用ふれば則ち竭き、(二)形大に勞すれば則ち敝る。形神騷動して、天地と長久なるを欲するは、聞く所に非ざるなり。夫れ陰陽は四時、(三)八位、(四)十二度、(五)二十四節、各〻教令有り。(六)之に順ふ者は昌え、之に逆ふ者は死せずんば則ち亡ぶと。未だ必ずしも然らず。故に曰く、人をして拘れて畏れ多からしむと。夫れ春生(七)じ夏長じ、(八)秋收め(九)冬藏す、(一〇)此れ天道の大經なり。順はざれば則ち以て天下の綱(一一)紀と爲る無し。故に曰く、四時の大順は、失ふ可からざるなり。夫れ儒は六藝を以て法と爲す。六藝の經傳は(一二)、千萬を以て數ふ。累世にも其學に通ずること能はず、(一三)當年にも其禮を究むること能はず。故に曰く、博にして要寡く、勞して功少

祥而衆二忌諱一。使二人拘而多レ所レ畏。然其序二四時之大順一。不レ可レ失也。儒者博而寡レ要。勞而少レ功。是以其事難二盡從一。然其序二君臣父子之禮一。列二夫婦長幼之別一。不レ可レ易也。墨者儉而難レ遵。是以其事不レ可二徧循一。然其彊レ本節レ用。不レ可レ廢也。法家嚴而少レ恩。然其正二君臣上下之分一。

るなり。道家は人をして精神專一ならしめ、動きて無形に合ひ、萬物を贍足す。其の術たるや、陰陽の大順に因り、儒墨の善を采り、(一八)明法の要を撮み、時と遷移し、物に應じ變化し、俗を立て事を施す。宜しからざる所無し。(一九)指約にして操り易く、事少くして功多し。儒は則ち然らず。(二〇)以爲らく人主は天下の儀表なり。主倡へて臣和し、主先ちて臣隨ふと。此の如きは則ち主勞して臣逸す。大道の要に至りては、(二一)健羨を去り、聰明を絀け、此を釋てて術に任ず。

(一) 漢儀注「太史公武帝置、位在二丞相上一。天下計書先上二太史公一、副上二丞相一、序レ事如二古春秋一。遷死後、宣帝以二其官一爲レ令、行二太史公文書一而已」。錢大昕は曰く、官名 (二) 天文 (三) 道家の學 (四) 陰陽家、儒家、墨家、刑名家、法家、道德家 (五) 主要なる旨趣 (六) 緊辭得 (七) 主旨は一致なれども、然れども各人思慮を異にすること種々にして (八) 歸著する處は同じくして、行ふ上の方法は殊なり (九) 刑名家の學、法家の學、道德家の學 (一〇) 大に詳細にして忌諱する處多く (一一) 其說に拘泥して (一二) 主要の事寡く (一三) 變改す可からざるなり (一四) 基本を養ひて強固にし (一五) 人を慈む點に於て缺點あり (一六) 名と實とを一々あてはめて正す所は (一七) 注意して察せざる可らざるなり (一八) 名の誤り (一九) 其旨趣簡單にして執持ちて守り易く (二〇) 天下萬民の手本なり (二一) 健は雄を知りて雌を守ること、羨は貪り欲すること

太史公學二天官於唐都一。受二易於楊何一。習二道論於黃子一。太史公仕二於建元元封之間一。愍下學者之不レ達二其意一而師悖上。乃論二六家之要指一曰。易大傳。天下一レ致而百レ慮。同レ歸而殊レ塗。夫陰陽儒墨名法道德。此務爲レ治者也。直所二從言一之異レ路。有二省不省一耳。嘗竊觀二陰陽之術一。大

(一)太史公、(二)天官を唐都に學び、易を楊何に受け、(三)道論を黃子に習ふ。太史公建元元封の間に仕ふ。學者の其意に達せずして師に悖るを愍み、乃ち(四)六家の(五)要指を論じて曰く、易の(六)大傳に、天下は(七)致を一にして慮を百にし、(八)歸を同じくして塗を殊にすと。夫れ陰陽儒墨、(九)名法道德は、此れ務めて治を爲す者なり。直從りて言ふ所の路を異にして、省と不省と有るのみと。嘗て竊に陰陽の術を觀るに、(一〇)大祥にして忌諱衆く、人をして(一一)拘はれて畏るゝ所多からしむ。然れども其の四時の大順を序するは、失ふ可からざるなり。儒は博にして(一二)要寡く、勞して功少し。是を以て其事盡くは從ひ難し。然れども其の君臣父子の禮を序し、夫婦長幼の別を列するは、(一三)易ふ可からざるなり。墨は儉にして遵ひ難し。是を以て其事偏く循ふ可からず、然れども其の(一四)本を彊くし用を節するは、廢す可からざるなり。法家は嚴にして(一五)恩少し。然れども其の君臣上下の分を正すは、改む可からず。名家は人をして儉にして善く眞を失はしむ。然れども其の(一六)名實を正すは、(一七)察せざる可からざ

間。司馬氏去レ周適レ晉。晉中軍隨會奔レ秦。而司馬氏入二少梁一。自二司馬氏去レ周適レ晉一。分散或在レ衞。或在レ趙。或在レ秦。其在レ衞者相二中山一。在レ趙者以レ傳二劒論一。顯。蒯聵其後也。在レ秦者名錯。與二張儀一爭論。於レ是惠王使二錯將伐レ蜀。遂拔。因而守レ之。錯孫靳事二武安君白起一。而少梁更レ名曰二夏陽一。靳與二武安君一阬二趙長平軍一。還而與レ之俱賜二死杜郵一。葬二於華池一。靳孫昌。昌爲二秦主鐵官一。當二始皇之時一。蒯聵玄孫卬爲二武信君將一。而徇二朝歌一。諸侯之相王。王二卬於殷一。漢之伐レ楚卬歸レ漢。以二其地一爲二河內郡一。昌生二無澤一。無澤爲二漢市長一。無澤生レ喜。喜爲二五大夫一。卒。皆葬二高門一。喜生レ談。談爲二太史公一。

靳、武安君白起に事ふ。而して少梁名を更めて夏陽と曰ふ。靳、武安君と趙の長平の軍を阬にす。還りて之と俱に死を杜郵に賜はる。華池に葬る。靳の孫は昌、昌は秦の主鐵官(八)と爲る。始皇の時に當りて、蒯聵の玄孫卬、武信君の將と爲りて、朝歌(九)を徇ふ。諸侯の相王となるや、卬を殷に王とす。漢の楚を伐つや、卬漢に歸す。其地を以て河內郡と爲す。昌、無澤を生む。無澤漢の市長と爲る。無澤、喜を生む。喜五大夫と爲る、卒す。皆高門に葬る。喜、談を生む。談、太史公と爲る。

(一) 南正重と北正黎との子孫をして、其職を紹がしめて　(二) 職守を失ひて　(三) 周室の記錄　(四) 中軍の將　(五) 各所に分れて住み　(六) 擊劍論　(七) 攻め下す　(八) 阬埋にす　(九) 殷の古都今の河南郡淇縣

昔在顓頊命南正重以司天。北正黎以司地。唐虞之際。紹重黎之後。使復典之。至于夏商。故重黎氏世序天地。其在周程伯休甫其後也。當周宣王時。失其守而爲司馬氏。司馬氏世典周史。惠襄之

卷百三十

太史公自序第七十

昔在顓頊、南正重に命じて以て天を司らしめ、北正黎を以て地を司らしむ。唐虞の際、重黎(一)の後を紹がしめて、復た之を典らしめて、夏商に至る。故に重黎氏世〻天地を序づ。其の周に在りては、程伯、休甫は其後なり。周の宣王の時に當り、其(二)守を失ひて司馬氏と爲る。司馬氏世〻(三)周史を典る。惠襄の間に司馬氏周を去りて晉に適く。晉の中軍(四)隨會秦に奔るや、而して司馬氏少梁に入る。司馬氏の周を去りて晉に適きしより、(五)分散して或ひは衞に在り、或ひは趙に在り、或ひは秦に在り。其の衞に在る者は、中山に相たり。趙に在る者は、劍論を傳ふるを以て顯る。蒯聵は其後なり。秦に在る者は、名は錯、張儀と爭論(六)す。是に於て惠王、錯をして將として蜀を伐たしむ。遂に拔く(七)。因りて之に守たり。錯の孫

冢姦事也。而田叔以起。博戲惡業也。而桓發用之富。行賈丈夫賤行也。而雍樂成以饒。販脂辱處也。而雍伯千金。賣漿小業也。而張氏千萬。洒削薄技也。而郅氏鼎食。胃脯簡微耳。濁氏連騎。馬醫淺方。張里擊鍾。此皆誠壹之所致。由是觀之。富無經業。則貨無常主。能者輻湊。不肖者瓦解。千金之家比一都之君。巨萬者乃與王者同樂。豈所謂素封者邪。非也。

も雍伯は千金、漿を賣るは小業なり、(五)而れども張氏は千萬あり。(六)洒削は薄技なり、而れども郅氏は鼎食す。(七)(八)胃脯は簡微のみ、濁氏は騎を連ぬ。馬醫は淺方な(九)り、張里は鍾を擊つ。(一〇)此れ皆誠壹の致す所なり。是に由りて之を觀れば、富に經業無く、則ち貨に常主無し。(一一)能者は輻輳し、不肖者は瓦解す。千金の家は、一都の君に比し、巨萬なる者は、乃ち王者と樂を同じくす。豈に謂はゆる素封なる者邪、非也。

(一) 筋力を勞すること　(二) 奇變を以て富を爲す　(三) 州中第一位を占む　(四) 惡事なり　(五) 些細の商業なり　(六) 刀磨は輕き業なり　(七) 美食す　(八) 羊の胃の脯を賣ふは　(九) 淺薄なる技　(一〇) 人を呼び、食事をする際には、鐘を鳴らして報ずる程の多勢の生活をなせり　(一一) 財貨には定りたる持主なし

七國兵起時。長安中列侯封君。行從二軍旅一。齎二貸子錢一。子錢家以爲侯邑國在二關東一。關東成敗未レ決。莫二肯與一。唯無鹽氏出二捐千金一貸。其息什レ之。三月呉楚平。一歳之中。則無鹽氏之息什倍。用レ此富埒二關中一。關中富商大賈。大抵盡諸田。田嗇田蘭。韋家栗氏。安陵杜杜氏亦巨萬。此其章章尤異者也。皆非レ有二爵邑奉祿一。弄レ法犯レ姦而富。盡椎埋去就。與レ時俯仰獲二其贏利一。以レ末致レ財。用レ本守レ之。以レ武一切。用レ文持レ之。變化有レ概。故足レ術也。若至下力二農畜工虞商賈一。爲二權利一以成レ富。大者傾レ郡。中者傾レ縣。下者傾二鄉里一者。不レ可二勝數一。

(一) 地名といひ或ひは宮名なりと　(二) 地名。或ひは縣名と。顏師古は、京師四方諸道に於て其租を督するものと　(三) 穴倉を穿ちて窖藏す　(四) 耕作牧畜　(五) 安價なる下等品を買取る　(六) 高價の上等品を買取り　(七) 官の要務　(八) 統率者と爲る　(九) 漢の匈奴を擊退して國境を開拓するに當りて　(一〇) 征討の軍に從ひ　(一一) 金貸業者につきて金を借る　(一二) 投出して　(一三) 田氏の一族なり　(一四) 明らかに　(一五) 身の進退去就は時世に順應して爲し　(一六) 武力を以て斷行し　(一七) 節あり

夫纖嗇筋力。治レ生之正道也。而富者必用レ奇勝。田農拙業。而秦陽以蓋二一州一。掘レ

夫れ纖嗇筋力は、生を治むるの正道なり、而れども富者は必ず奇を用つて勝つ。田農は拙業なり、然れども秦陽は以て一州を蓋ふ。冢を掘くは姦事なり、而れども田叔以て起る。博戲は惡業なり、而れども桓發は之を用つて富む。行賈は丈夫の賤行なり、而れども雍樂成は以て饒なり。脂を販ぐは辱づる處なり、而れど

氏以レ此起レ富。富人爭二奢侈一。而任氏折レ節爲レ儉力二田畜一。田畜人爭取二賤賈一。任氏獨取二貴善一。富者數世。然任公家約。非二田畜所レ出弗二衣食一。公事不レ畢則身不レ得二飮レ酒食レ肉。以レ此爲二閭里率一。故富而主上重レ之。塞之斥也。唯橋姚已致二馬千匹。牛倍レ之。羊萬頭。粟以二萬鍾一計。吳楚

(九)塞の斥くるや、唯り橋姚のみ馬千匹を致し、牛之に倍し、羊萬頭、粟萬鍾を以て計る。吳楚七國の兵起る時、長安中の列侯封君、行きて軍旅(一〇)に從ひ、子錢(一一)を齎貸す。子錢の家以爲らく、侯の邑國は關東に在り、關東の成敗未だ決せずと。肯へて與ふる莫し。唯り無鹽氏千金を出捐(一二)して貸す。其息は之を什にす。三月にして吳楚平らぐ。一歲の中、則ち無鹽氏の息什倍す。此を用て富關中に埒し。關中の富商大賈は、大抵盡く諸田(一三)なり。田嗇、田蘭、韋家栗氏、安陵杜の杜氏も亦巨萬なり。此れ其の章章(一四)として尤も異なる者なり。皆爵邑奉祿有るに非ず、法を弄し姦を犯して富む。盡く椎埋去就(一五)、時と俯仰し、其贏利を獲、末を以て財を致し、本を用つて之を守り、武(一六)を以て一切し、文を用つて之を持す。變化(一七)概有り。故に徇ぶるに足るなり。若し農畜工虞、商賈を力め、權利を爲し以て富を成すに至りては、大にしては郡を傾け、中にしては縣を傾け、下にしては鄕里を傾くる者、勝げて數ふ可からず。

故曰。寧爵毋刁。言ニ其能使三豪奴自饒而盡二其力一。周人既纖。而師史尤甚。轉轂以ㇾ百數。賈ニ郡國一無ㇾ所ㇾ不ㇾ至。洛陽街。居ニ在齊秦楚趙之中一。貧人學事ニ富家一。相矜以ニ久賈一。數過ㇾ邑不ㇾ入ㇾ門。設ニ任此等一。故師史能致ニ七千萬一。

入らず、此等に設任(七)す。故に師史能く七千萬を致す。

(一) 太守宰相と交際す (二) 自身富裕ならしめて (三) 甚だ節倹にして (四) 貨物を載せたる商車の甚だ多數なるをいふ (五) 永年行商に從事する事を以てす (六) 我家にも立寄らず (七) 委任

宣曲任氏之先。爲ニ督道倉吏一。秦之敗也。豪傑皆爭ニ取金玉一。而任氏獨窖ニ倉粟一。楚漢相ニ距滎陽一也。民不ㇾ得ニ耕種一。米石至ㇾ萬。而豪傑金玉。盡歸ニ任氏一。任

宣曲(一)の任氏の先は、督道(二)の倉吏たり。秦の敗るゝや、豪傑皆爭ひて金玉を取る。而して任氏は獨り倉粟を窖(三)にす。楚漢の滎陽に相距ぐや、民耕種することを得ず、米は石、萬に至る。而して豪傑の金玉盡く任氏に歸す。任氏此を以て富を起す。富人奢侈を爭ひて、任氏は節を折りて儉を爲し、田畜(四)を力む。田畜は人爭ひて賤賈(五)を取る。任氏は獨り貴善(六)を取り、富む者數世なりき。然して任公の家約あり。田畜の出だす所に非ざれば、衣食せず。公事(七)畢らずんば、則ち身、酒を飲み肉を食ふことを得ずと。此を以て閭里の率(八)と爲る。故に富みて主上之を重んず。

南陽行賈盡法孔氏之雍容。魯人俗儉嗇。而曹邴氏尤甚。以鐵冶起。富至巨萬。然家自父兄子孫約。俛有拾仰有取。貰貸行賈偏郡國。鄒魯以其故。多去文學而趨利者。以曹邴氏也。

㈠陂池田園を多く所有す　㈡游閑公子の聲援を借りて、大に商賈をなして利益を得　㈢莫大の利益を得　㈣けちくさき商人より多くの利益を得たり　㈤商業振を模範となす　㈥家法として父兄子孫と相約して曰く　㈦金貸、行商

齊俗賤奴虜。而刁間獨愛貴之。桀黠奴人之所患也。唯刁間收取。使之逐漁鹽商賈之利。或連車騎交守相。然愈益任之。終得其力。起富數千萬。

齊の俗奴虜を賤しむ。而して刁間は獨り之を愛貴す。桀黠の奴は人の患ふる所なり。唯刁間收め取りて、之をして漁鹽商賈の利を逐はしむ。或ひは車騎を連ねて守相に交る。㈠然れども愈〻益〻之に任じ、終に其力を得、富を起すこと數千萬なり。故に曰く、寧爵か毋刁かと。㈡其能く豪奴をして自ら饒にして其力を盡さしむるを言ふなり。周人既に纖にして、㈢師史尤も甚だし。㈣轂を轉ずること百を以て數へ、郡國に賈して至らざる所無し。洛陽の街は、齊、秦、楚、趙の中に居在す。貧人學び富家に事ふるに、相矜るに久賈を以てす。㈤數〻邑を過ぐれども門に㈥

獵之樂。擬二於人君一。

程鄭山東遷虜也。亦冶鑄賈二椎髻之民一。富埒二卓氏一。倶居二臨邛一。
宛孔氏之先。梁人也。用二鐵冶一爲レ業。秦伐レ魏遷二孔氏南陽一。大鼓鑄規二陂池一。連二車騎一游二諸侯一。因通二商賈之利一。有二游閑公子之賜與名一。然其贏得過當。愈二於纖嗇一。家致レ富數千金。故

程鄭は山東の遷虜(一)なり。亦冶鑄して、椎髻(二)の民に賈す。富卓氏に埒し。倶に臨邛に居る。

(一) 遷されたる捕虜 (二) 南越の民、南越の風俗頭髪を椎の形に束ねたればいふ

宛の孔氏の先は、梁の人なり。鐵冶を用て業と爲す。秦、魏を伐ちて、孔氏を南陽に遷す。大に鼓鑄し、陂池(一)を規す。車騎を連ねて諸侯に游び、因りて商賈の利を通ず。游閑(二)公子の賜與の名有り。然れども其贏得過當(三)、纖嗇(四)に愈れり。家富を致すこと數千金、故に南陽の行賈は、盡く孔氏の雍容(五)に法る。魯人の俗儉嗇にして、而して曹の邴氏尤も甚だし。鐵冶を以て起り、富巨萬に至る。然れども家、父兄子孫より約す。俛せば拾ふこと有れ、仰げば取ること有れと。貰貸(六)行賈、郡國に徧し。鄒魯其故を以て、文學を去りて利に趨る者多し。曹の邴氏を以てなり。

棗栗千石者三之。狐鼦裘千皮。羔羊裘千石。旃席千具。佗果菜千鍾。子貸金錢千貫。節駔會。貪賈三之。廉賈五之。此亦比千乘之家。其大率也。佗雜業不中什二。則非吾財也。請略道當世千里之中。賢人所以富者。令後世得以觀擇焉。

蜀卓氏之先。趙人也。用鐵冶富。秦破趙。遷卓氏。卓氏見虜略。獨夫妻推輦行詣遷處。諸遷虜少有餘財。爭與吏求近處。處葭萌。唯卓氏曰。此地狹薄。吾聞汶山之下沃野。下有蹲鴟。至死不飢。民工於市。易賈。乃求遠遷。致之臨邛。大喜。即鐵山鼓鑄。運籌策。傾滇蜀之民。富至僮千人。田池射

蜀の卓氏の先は趙の人なり。鐵冶を用つて富む。秦、趙を破りて、卓氏を遷す。卓氏虜略せられ(一)、獨り夫妻輦を推し、行きて遷處(二)に詣る。諸遷虜の少しく餘財有るは、爭ひて吏に與へ、近處を求めて、葭萌(三)に處る。唯卓氏は曰く、此地は狹薄(四)なり。吾聞く汶山の下に沃野あり。下、蹲鴟(五)有りて、死に至るまで飢ゑず、民、市に工にして易賈すと。乃ち遠く遷るを求む。之を臨邛に致す。大に喜び、鐵山に即きて鼓鑄す。籌策を運し、滇蜀の民を傾く(六)。富僮千人に至り、田池射獵の樂み、人君に擬す。

(一) 捕虜となりて、財物を奪略せらる　(二) 遷さるゝ地　(三) 葭萌縣　(四) 土地狹くして地味瘠す　(五) 大なる芋、其形大にして鴟の蹲るが如くなればいふと　(六) 壓倒す

資一也。通邑大都酤一歲千釀。醯醬千瓨。醬千甑。屠ニ牛羊彘一千皮。販レ穀糶千鍾。薪藁千車。船長千丈。木千章。竹竿萬个。其軺車百乘。牛車千兩。木器髤者千枚。銅器千鈞。素木鐵器若巵茜千石。馬蹄躈千。牛千足。羊彘千雙。僮手指千。筋角丹沙千斤。其帛絮細布千鈞。文采千匹。榻帝皮革千石。漆千斗。蘗麴鹽豉千荅。鮐鮆千斤。 千石。鮑千鈞。

僮の手指千、筋角丹沙千斤、其帛絮細布千鈞、文采千匹、(一五)榻布皮革千石、漆千斗、蘗麴鹽豉千荅、(一六)(一七)鮐鮆千斤、鯫千石、(一八)鮑千鈞、棗栗千石の者之を三にし、(一九)狐貂の裘千皮、羔羊の裘千石、旃席千具、(二〇)佗の果菜千鍾、(二一)子貸の金錢千貫、駔會を節する(二二)に、貪賈は之を三にし、(二三)廉賈は之を五にす。(二四)此れ亦千乘の家に比す。其大率なり。佗の雜業什の二に中らざるは、則ち吾が財に非ざるなり。請ふ略〻當世千里(二五)の中の、賢人の富む所以の者を道ひて、後世をして以て觀擇(二六)することを得しめむ。

(一) 庶民 (二) 我れより十倍すれば (三) 百倍すれば (四) 自然の道理なり (五) 刺繡を職業とするは市場に於てするに及ばず (六) 四通八達の交通便利なる大都會 (七) 酒を賣ると (八) 醋 (九) 錢大昕曰く、瓨に作るべしと。說文「瓨は罌に似て長頸十升を受く」 (一〇) 一石を容るゝ大瓶 (一一) 一匹の馬にて引く小車 (一二) 木地のまゝの器 (一三) 紅、あかねぐさ (一四) 躈は竅。馬には四蹄九竅あり、故に蹄竅千二は七十七頭に當る、千とは其の大數をいへるもの (一五) 粗厚の布 (一六) 合に通ず (一七) 河豚と太刀魚と (一八) 雜小魚 (一九) 三千石 (二〇) 毛氈 (二一) 利子附の貸金 (二二) 會は儈、市場にて相場を見計らひて品物を賣るに (二三) 三割の利益を得 (二四) 五割の利益を得 (二五) 千里四方の中 (二六) 觀て宜しきを擇ばしめん

給之資也。不レ窺ニ市井一。不レ行ニ異邑一。坐而待レ收。身有ニ處士之義一而取レ給焉。若至下家貧親老。妻子軟弱。歲時無ニ以祭祀一。進ニ醵飲食一。被服不上レ足ニ以自通一。如レ此不ニ慙恥一。則無レ所レ比矣。是以無レ財作レ力。少有鬪レ智。既饒爭レ時。此其大經也。今治レ生不レ待レ危レ身取レ給。則賢人勉焉。是故本富爲レ上。末富次レ之。姦富最下。無ニ巖處奇士之行一。而長貧賤好語ニ仁義一。亦足レ羞也。

きものありとも思はれず　（一一）時を追ひ利を爭ふ　（一二）貨殖家の務むべき方法の大略なり　（一三）農業に從事して富を致す者　（一四）商業に從事して富を致す者　（一五）姦巧にして智を弄はして富む者

凡編戶之民。富相什則卑ニ下之一。伯則畏ニ憚之一。千則役。萬則僕。物之理也。夫用レ貧求レ富。農不レ如レ工。工不レ如レ商。刺ニ繡文一不レ如レ倚ニ市門一。此言ニ末業貧者之

凡そ編戶（一）の民、富相什（二）すれば則ち之に卑下し、伯（三）すれば則ち之を畏憚し、千すれば則ち役せられ、萬すれば則ち僕とせらるゝは、物（四）の理なり。夫れ貧を用つて富を求むるは、農は工に如かず、工は商に如かず、繡文（五）を刺すは、市門に倚るに如かずとは、此れ末業の貧者の資なるを言ふなり。通邑大都（六）、酤（七）すること一歲に千釀、醯（八）醬千瓨（九）、醬千甔（一〇）、牛羊彘を屠ること千皮、穀を販ぎ糴ること千鍾、薪槀千車、船長さ千丈、木千章、竹竿萬个なり。其軺車（一一）百乘、牛車千兩、木器の髤る者千枚、銅器千鈞、素（一二）木鐵器若しくは巵茜（一三）千石、馬蹄躈（一四）千、牛千足、羊彘千雙、

羊。澤中千足彘。水居千石魚陂。山居千章之材。安邑千樹棗。燕秦千樹栗。蜀漢江陵千樹橘。淮北常山已南河濟之間千樹萩。陳夏千畝漆。齊魯千畝桑麻。渭川千畝竹。及名國萬家之城。帶郭千畝。畝鍾之田。若千畝卮茜。千畦薑韭。此其人皆與千戸侯等。然是富

常山已南、(三)河濟の間千樹の萩、陳夏千畝の漆、齊魯千畝の桑麻、渭川千畝の竹、及び(四)名國萬家の城、帶郭千畝、(五)畝鍾の田、若しくは千畝の卮茜、千畦の薑韭、此れ其人皆千戸侯と等しと。然れども是れ富給の資なり。(六)市井を窺はず、異邑に行かず、坐して收を待つ。身、處士の義有りて、而して給を取る。若し家貧しく親老い、妻子軟弱にして、(七)歳事以て祭祀する無く、(八)飲食を進醵し、被服以て(九)自ら通ずるに足らざるに至るも、此くの如きをしも慙恥せざるは、則ち(一〇)比する所無し。是を以て財無きは力を作し、少しく有るは智を鬭はし、既に饒なるは(一一)時を爭ふ。此れ(一二)其の大經なり。今生を治むるに身を危くするを待たずして給を取るは、則ち賢人焉を勉む。是故に(一三)本富を上と爲し、(一四)末富之に次ぎ、(一五)姦富最も下なり。巖處奇士の行無く、而して長く貧賤にして、好みて仁義を語るは、亦羞づるに足る。

(一)水邊の住居は千石の魚を得る陂澤　(二)千株　(三)河水と濟水との間　(四)名高き國の繁昌の城下　(五)畝毎に一鍾の收穫ある肥沃の田　(六)町中を出でゝ歩かず　(七)年中時々祖先の祭祀を爲すこと能はず　(八)飲食物を多數の人の助力を仰ぎて僅かに其場を濟まし　(九)人並の服裝すること能はざる境遇に至るも　(一〇)世に比す可

畜長。固求レ富益レ貨也。此有二知盡能索一耳。終不二餘レ力而讓一レ財矣。諺曰。百里不レ販レ樵、千里不レ販レ糴。居レ之一歲。種レ之以レ穀。十歲樹レ之以レ木。百歲來レ之以レ德。德者人物之謂也。今有下無二秩祿之奉。爵邑之入一。而樂與レ之比者上。命曰二素封一。封者食二租稅一。歲率戶二百。千戶之君則二十萬。朝覲聘享出二其中一。庶民農工商賈率亦歲萬。息二千戶。百萬之家則二十萬。而更傜租賦出二其中一。衣食之欲恣レ所二好美一矣。

ね戶に二百、千戶の君には、則ち二十萬、朝覲聘享其中より出づ。庶民農工商賈、率ね亦歲ごとに萬、息(一六)二千、百萬の家には、則ち二十萬、而して更徭租賦(一七)其中より出づ、衣食の欲は、好美する所に恣にす。

(一) 朝早くより夜晩くまで (二) 大穴谷間に馳せ廻り (三) 美味を得ん爲なり (四) 雙六を打合ひ (五) 顏色を變へて自負し (六) 潜心焦慮して技術を盡すは (七) 謝禮の財 (八) 法令規則をこじつけ變更し (九) 官印官文書を僞造し (一〇) 畜財にあくそくするは (一一) 全力を盡して利益を爭ふ (一二) 百里の遠方に行きて焚木を賣らず、千里の遠方に行きて、かひよねを販賣せずと、是れ費用多くして引合はざるを以てなり (一三) 其の場所に居ること (一四) 德を人物の上に樹つるの謂ひなり (一五) 諸侯の位なくして、諸侯の封土と同じき收入あるをいふ (一六) 利子 (一七) 更は夫役、卒更、踐更、過更の別有り。傜は傜役、力役の征

故曰。陸地牧馬二百蹄。牛蹄角千。千足

故に曰く、陸地の牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足の羊、澤中千足の彘、水居千石の(一)魚陂、山居千章の材、(二)安邑千樹の棗、燕秦千樹の栗、蜀漢、江陵千樹の橘、淮北、

利雖二日挑心招。出不レ遠二千里一、不レ擇二老少一者、奔二富厚一也。游閑公子、飾二冠劍一連二車騎一、亦爲二富貴一容也。

弋射漁獵。犯二晨夜一冒二霜雪一。馳二阬谷一不レ避二猛獸之害一。爲レ得レ味也。博戲馳逐。鬬レ雞走レ狗、作レ色相矜。必爭レ勝者。重二失負一也。醫方諸食二技術一之人。焦レ神極レ能。爲レ重レ精也。吏士舞レ文弄レ法。刻レ章僞レ書。不レ避二刀鋸之誅一者。沒二於賂遺一也。農工商賈

弋射漁獵(一)、晨夜を犯し、霜雪を冒し、阬谷に馳せ、猛獸の害を避けざるは、味を(二)得んが爲なり。博戲(四)馳逐し、雞を鬬し(三)狗を走らし、色を作して(五)相矜り、必ず勝を爭ふ者は、失負を重んずるなり。醫方諸〻の技術に食むの人(六)、神を焦し能を極むるは、精(七)を重んずる爲なり。吏士(八)文を舞し法を弄し、章(九)を刻み書を僞り、刀鋸の誅を避けざる者は、賂遺に沒するなり。農工商賈畜(一〇)長ずるは、固より富を求め貨を益すなり。此れ知盡し能索すこと有るのみ、終に(一一)力を餘して財を讓らず。諺に曰く、百里(一二)、樵を販がず、千里糴を販がず(一三)。之れに居ること一歲なれば、之れに種うるに穀を以てし、十歲なれば之れに樹うるに木を以てし、百歲なれば之を來たすに德を以てすと。德とは人物(一四)の謂なり。今秩祿の奉、爵邑の入無くして、而して樂み之と比する者有り、命けて素封(一五)と曰ふ。封は租稅を食む。歲ごとに率

安歸乎。歸於富厚也。是以廉吏久久更富。廉賈歸富。富者人之情性。所不學而俱欲者也。故壯士在軍。攻城先登。陷陣卻敵。斬將搴旗。前蒙矢石。不避湯火之難者。爲重賞使也。其在閭巷少年。攻剽椎埋。劫人作姦。掘冢鑄幣。任俠并兼。借交報仇。篡逐幽隱不避法禁。走死地如騖。其實皆爲財用耳。今夫趙女鄭姬。設形容揳鳴琴。揄長袂。躡

け、將を斬り旗を搴り、前みて矢石を蒙り、(五)湯火の難を避けざる者は、重賞の爲に使はるゝなり。其の(六)閭巷に在る少年、(七)攻剽椎埋して、人を劫し姦を作し、冢を掘り幣を(八)鑄、任俠(九)幷兼し、(一〇)交に借して仇を報じ、幽隱に篡逐して法禁を避けず、死地に走くこと騖するが如きは、其實皆財用の爲にするのみ。今夫れ趙女鄭姬、(一一)形容を設け、鳴琴を揳ち、長袂を揄き、(一二)利屣を躡み、(一三)目挑み心招き、出づるに千里を遠しとせず、(一四)老少を擇ばざる者は、富厚に奔るなり。(一五)游閑公子、冠劍を飾り、車騎を連ぬるも、亦富貴の爲に(一六)容づくるなり。

(一) 廟堂に在りて計謀し (二) 名譽を世に揚げんとする者 (三) 年久しく仕官し (四) 廉直なる商賈も家富む (五) 熱湯烈火の難をも恐れざるは (六) 民間に在る若者 (七) 追剝をなし、人を殺して土中に埋めて (八) 貨幣を僞造し (九) 人を從へて部下に屬せしめ (一〇) 交友に命を借して仕返しをなし (一一) 盛裝して (一二) 舞屣を穿き (一三) 目附を以て挑發し、心にて引寄せて (一四) 對手に老人少者を嫌はざるは (一五) 遊樂する貴族の君達 (一六) 容貌を飾るなり

多。人民謠俗。山東食二海鹽一。山西食二鹽鹵一。嶺南沙北。固往往出レ鹽。大體如レ此矣。總レ之楚越之地。地廣人希。飯レ稻羹レ魚。或火耕而水耨。果隋蠃蛤。不レ待レ賈而足。地勢饒レ食。無二饑饉之患一。以レ故呰窳偸レ生。無二積聚一而多レ貧。是故江淮以南。無二凍餓之人一。亦無二千金之家一。沂泗水以北。宜二五穀桑麻六畜一。地小人衆。數被二水旱之害一。民好二畜藏一。故秦夏梁魯好レ農而重レ民。三河宛陳亦然。加以二商賈一。齊趙設二智巧一。仰二機利一。燕代田畜而事レ蠶。

好む。故に秦夏梁魯は、農を好みて民を重んず。三河宛陳も亦然り。加ふるに商賈を以てす。(一〇)齊趙は智巧を設け、機利を仰ぎ、燕代は田畜(一一)して蠶を事とす。

(一) 忠實質朴なるを向べり (二) 敦厚謹愿なり (三) 無識人 (四) 事件のあるを喜ぶ (五) 石鹽と地鹽と (六) 枯葉を燒き土を堀り返すこと (七) 灌漑除草すること (八) 隋は漢書に蓏に作る、木實や草實 (九) 物事なげやりにして懶惰なること (一〇) 財産家無し (一一) 耕作牧畜をなし

由レ此觀レ之。賢人深謀二於廊廟一。論二議朝廷一。守レ信死レ節。隱居巖穴之士。設二爲名高一者。

此れに由りて之を觀れば、賢人の深く廊廟(一)に謀り、朝廷に論議し、信を守り節に死し、隱居巖穴の士、名高を設爲(二)する者は、安に歸する乎。是を以て廉吏も久久(三)更に富み、廉賈(四)も富に歸す。富は人の情性の、學ばずして俱に欲する所の者なり。故に壯士軍に在りて、城を攻めて先登し、陣を陷れ敵を卻

九疑蒼梧以南。至二儋耳一者。與二江南一大同レ俗。而揚越多焉。番禺亦其一都會也。珠璣犀瑇瑁果布之湊。

潁川南陽夏人之居也。夏人政尚二忠朴一。猶有二先王之遺風一。潁川敦愿。秦末世遷二不軌之民於南陽一。南陽西通二武關鄖關一。東南受二漢江淮一。宛亦一都會也。俗雜好レ事。業多レ賈。其任俠交二通潁川一。故至レ今謂二之夏人一。夫天下物所レ鮮所レ

潁川、南陽は夏人の居なり。夏人は政、忠朴(一)を尙ぶ。猶ほ先王の遺風有り。潁川は敦愿(二)なり。秦の末世に、(三)不軌の民を南陽に遷す。南陽は西、武關、鄖關に通じ、東南漢江淮を受く、宛も亦一都會なり。俗雜り(四)事を好む。業賈多し。其任俠、潁川に交通す。故に今に至るまで之を夏人と謂ふ。夫れ天下の物鮮き所あり多き所あり。人民謠俗あり。山東は海鹽を食ひ、山西は(五)鹽鹵を食ふ。嶺南、沙北は、固より往往鹽を出す。大體此くの如し。之を總ぶるに楚越の地は、地廣く人希に、稻を飯にし魚を羹にし、或ひは(六)火耕して水耨し、(七)果隋(八)蠃蛤、賈を待たずして足り、地勢食饒く、饑饉の患無し。故を以て(九)呰窳にして生を偸み、積聚無くして貧多し。是の故に江淮以南は、凍餓の人無く、亦千金の家無し。沂泗水より以北は、五穀桑麻六畜に宜しく、地小に人衆く、數〻(一〇)水旱の害を被る。民畜藏を

魚鹽之貨。其民多賈。徐僮取慮。則清刻矜已諾。彭城以東。東海吳廣陵。此東楚也。其俗類徐僮。朐繒以北俗則齊。浙江南則越。夫吳自闔廬春申王濞三人。招致天下之善游子弟。東有海鹽之饒。章山之銅。三江五湖之利。亦江東一都會也。衡山九江江南豫章長沙。是南楚也。其俗大類西楚。郢之後徙壽春。亦一都會也。而合肥受南北潮。皮革鮑木輸會也。與閩中于越雜俗。故南楚好辭巧說少信。江南卑溼。丈夫早夭。多竹木。豫章出黄金。長沙出連錫。然菫菫物之所有。取之不足以更費。

九江、江南、豫章、長沙は、是れ南楚なり。其俗大に西楚に類す。郢の後壽春に徙る。亦一都會なり。而して合肥は南北の潮を受け、皮革鮑木輸會す。閩中、于越と俗を雜ふ。(七)故に南楚は好辭巧說して信少く、(八)江南は卑溼にして、丈夫早く夭す。竹木多し。豫章は黄金を出だし、長沙は連錫を出だす。(九)然れども菫菫にして(一〇)物の有る所、之を取るに以て費を更ふに足らず。九疑、蒼梧より以南、儋耳に至るまでは、江南と大に俗を同じくす。而して楊越多し。番禺も亦其一都會なり。珠璣、犀、瑇瑁、果布の湊なり。(一一)

(一) 吳、越、楚の習俗を存せり (二) 氣ばやくて (三) 楚と中國との間に在り (四) 淸廉刻薄にして、然諾を重んずるを以て自慢となす (五) 仕官を願ふ子弟を招き寄せて、文化を致す (六) 三江は、南江、北江、中江。五湖は、具區、洮滆、彭蠡、靑草、洞庭 (七) 風俗互ひに入り雜れり (八) 言を飾り巧に說きて信實少く (九) 連は鉛の未だ錬らざるもの、精製せざる鉛と錫と (一〇) 僅少にして (一一) 果物及び葛布

好レ儒備二於禮一。故其民齪齪。頗有二桑麻之業一。無二林澤之饒一。地小人衆。儉嗇畏レ罪遠レ邪。及レ衰好レ賈趨レ利。甚二於周人一。夫自二鴻溝一以東芒碭以北屬二巨野一。此梁宋也。陶睢陽亦一都會也。昔堯作二游成陽一。舜漁二於雷澤一。湯止二于亳一。其俗猶有二先王遺風一。重厚多二君子一。好二稼穡一。雖レ無二山川之饒一。能惡二衣食一。致二其蓄藏一。

動を好まず　(五)人を刺し擊つことに長ず　(六)遺れる仁の風俗あり　(七)こせ〳〵として　(八)儉約にしてけちくさく　(九)沈著にして手厚く　(一〇)貨財を蓄積せり

越楚則有二三俗一。夫自二淮北一。沛陳汝南南郡。此西楚也。其俗剽輕易レ發レ怒。地薄寡二於積聚一。江陵故郢都。西通二巫巴。東有二雲夢之饒一。陳在二楚夏之交一。通二

越楚には則ち三俗(一)有り。夫れ淮北より、沛、陳、汝南、南郡までは、此れ西楚なり。其俗剽輕(二)にして、怒を發し易し。地薄く積聚寡し。江陵は故の郢都なり。西、巫巴に通じ、東、雲夢の饒有り。陳は楚夏(三)の交に在り、魚鹽の貨を通じ、其民賈多し。徐、僮、取慮は、則ち清刻(四)にして已諾に矜る。彭城より以東、東海、吳、廣陵までは、此れ東楚なり。其俗徐僮に類す。朐繒以北の俗は則ち齊に、浙江の南は則ち越に。夫れ吳、闔廬、春申、王濞の三人より、天下の善游(五)の子弟を招致す。東に海鹽の饒、章山の銅、三江(六)五湖の利有り。亦江東の一都會なり。衡山、

魯。南賈梁楚。故泰山之陽則魯。其陰則齊。齊帶山海。膏壤千里。宜桑麻。人民多。文綵布帛魚鹽。臨菑亦海岱之間一都會也。其俗寬緩潤達而足智。好議論。地重難動搖。怯於衆鬪。勇於持刺。故多劫人者。大國之風也。其中具五民。而鄒魯濱洙泗。猶有周公遺風。俗

なり。齊は山海を帶び、(一)膏壤千里、桑麻に宜しく、人民多く、(二)文綵布帛魚鹽あり。臨菑も亦海岱の間の一都會なり。其俗(三)寛緩闊達にして智に足り、議論を好む。(四)地、重くして動搖を難る。衆鬪に怯にして、(五)持刺に勇なり。故に人を劫す者多し。大國の風あり。其中に五民を具ふ。而して鄒魯は洙泗に濱し、猶ほ周公の(六)遺風有り。俗、儒を好みて、禮を備ふ。故に其民(七)齪齪として、頗る桑麻の業有れども、林澤の饒無く、地小に人衆く、(八)儉嗇にして、罪を畏れ邪に遠ざかる。衰ふるに及びて、賈を好みて利に趨ること、周人より甚だし。夫れ鴻溝より以東、芒碭以北巨野に屬するまで、此れ梁宋なり。陶睢陽も亦一都會なり。昔堯、游を成陽に作し、舜雷澤に漁し、陽、亳に止まる。其俗猶ほ先王の遺風有り。(九)重厚にして君子多く、稼穡を好む。山川の饒無しと雖ども、能く衣食を惡しくし、(一〇)其蓄藏を致す。

(一) 膏腴なる土地　(二) 紋模様のある美麗なる織物　(三) 心廣くゆるやかにして、さばけて　(四) 土著を重んじ離

剽。休則掘ㇾ冢作ニ巧姦冶一。多ニ美物一。爲ニ倡優一。女子則鼓ニ鳴瑟一跕ㇾ屣。游ニ媚貴富一。入ニ後宮一徧ニ諸侯一。然邯鄲亦漳河之間一都會也。北通ニ燕涿一。南有ニ鄭衞一。鄭衞俗與ㇾ趙相類。然近ニ梁魯一。微重而矜ㇾ節。濮上之邑徙ニ野王一。野王好ㇾ氣任俠。衞之風也。夫燕亦勃碣之間一都會也。南通ニ齊趙一。東北邊ㇾ胡。上谷至ニ遼東一。地踔遠。人民希。數被ㇾ寇。大與ニ趙代俗一相類。而民雕捍少ㇾ慮。有ニ魚鹽棗栗之饒一。北隣ニ烏桓夫餘一。東綰ニ穢貉朝鮮眞番之利一。

して節を矜ぶ。濮上の邑野王に徙る。野王は氣を好み任俠にして、衞の風なり。夫れ燕も亦勃碣(一二)の間の一都會なり。南、齊趙に通じ、東北、胡に邊し、上谷より遼東に至る。地踔遠(一三)に、人民希に、數〻寇を被る。大に趙代の俗と相類すれども、而も民雕捍(一四)にして慮少し。魚鹽棗栗の饒有り。北、烏桓、夫餘に鄰し、東、穢貉、朝鮮、眞番の利を綰ぬ(一五)。

(一) 土地瘠せ (二) 殷本紀を見よ (三) 氣ばやであつて (四) 投機的の事をなして利益を得て衣食す (五) 徒黨をたして、椎を以て人を打殺し追剝をなす (六) 墳墓を發掘して寶を盜み (七) 巧みに人を媚ぶることをなす (八) 二十五絃の琴 (九) 諸侯の國々に行渡れり (一〇) 類似す (一一) 沈著にして (一二) 渤海と碣石との間 (一三) 甚だ遠く隔たり (一四) 熊鷹の如くすばやく惡强し (一五) 取纏めて取る

洛陽東賈ニ齊

洛陽は東、齊魯に賈し、南、梁楚に賈す。故に泰山の陽は則ち魯、其陰は則ち齊

其俗纖儉習レ事。楊平陽陳西賈二秦翟一。北賈二種代一。種代石北也。地邊レ胡。數被レ寇。人民矜。懻忮好レ氣。任俠爲レ姦。不レ事二農商一。然迫二近北夷一。師旅亟往。中國委輸。時有二奇羨一。其民羯羠不レ均。自二全晉之時一。固已患二其慓悍一。而武靈王益厲レ之。其謠俗猶有二趙之風一也。故楊平陽陳。掾二其間一得レ所レ欲。

而して武靈王益〻之を厲す。其謠俗猶ほ趙の風有り(一一)。故に楊平、楊陳其間に掾りて、欲する所を得。

(一)河東、河內、河南の地は (二)鼎の足の如く三方に對立す (三)吝嗇にして事業に習熟せり (四)自負心強く人に逆ひ勇氣を好み (五)接近して (六)金穀を運輸して (七)時としてはぼろき利益あり (八)羊の捷悍なるが如くにして均しからず (九)三晉に分割せざる以前の晉國 (一〇)慓輕勇悍なることて困る (一一)風俗

溫軹西賈二上黨一。北賈二趙中山一。中山地薄人衆。猶有二沙丘紂淫地餘民一。民俗懁急。仰二機利一而食。丈夫相聚游戲。悲歌忼慨。起則相隨椎

溫軹は西、上黨に賈し、北、趙中山に賈す。中山は地薄く(一)人衆し。猶ほ沙丘(二)紂の淫地の餘民有り。民俗(三)懁急にして、(四)機利を仰ぎて食す。丈夫相聚りて游戲し、悲歌忼慨し、起てば則ち(五)相隨ひて椎剽し、休すれば則ち(六)冢を掘り、(七)巧姦冶を作す。美物多く、倡優を爲す。女子は則ち(八)鳴瑟を鼓し、屣を跕み、貴富に游媚し、後宮に入り、(九)諸侯に偏し。然して邯鄲も亦漳河の間の一都會なり。北のかた燕涿に通じ、南に鄭衞有り。鄭衞の俗は趙と相類す(一〇)。然れども梁魯に近し。微しく重く(一一)

都。長安諸陵。四方輻湊。並至而會。地小人衆。故其民益玩巧而事末也。南則巴蜀。巴蜀亦沃野。地饒巵薑丹沙石銅鐵竹木之器。南御滇僰。僰僮。西近邛笮。笮馬旄牛。然四塞棧道千里。無所不通。唯褒斜綰轂其口。以所多易所鮮。天水隴西。北地上郡。與關中同俗。然西有羌中之利。北有戎翟之畜。畜牧爲天下饒。然地亦窮險。唯京師要其道。故關中之地。於天下三分之一。而人衆不過什三。然量其富。什居其六。

一五 天下多産の地と爲す　一六 天下總體の六割に當る

昔唐人都河東。殷人都河內。周人都河南。夫三河在天下之中。若鼎足。王者所更居也。建國各數百千歲。土地小狹。民人衆。都國諸侯所聚會。故

昔唐の人は河東に都し、殷の人は河內に都し、周の人は河南に都す。夫れ三河は(一一)天下の中に在りて、鼎足(一二)の若く、王者の更〻居る所たり。國を建つること各〻數百千歲、土地小狹にして、民人衆し。都國諸侯の聚會する所なり。故に其俗纖儉(一三)事に習ふ。楊平陽陳は、西、秦翟に賈し、北、種代に賈す。種代は石の北なり。地、胡に邊し數〻寇を被る。人民矜(一四)に、懻忮氣を好み、任俠にして姦を爲し、農商を事とせず。然れども北夷(一五)に迫近して、師旅亟〻往く。中國委輸(一六)して、時に奇(一七)羨有り。其民羯羠(一八)にして均しからず。全(一九)晉の時より、固より已に其僄悍(二〇)を患ふ。

華。膏壤沃野千里。自二虞夏之貢一以爲二上田一。而公劉適レ邠。太王王季在レ岐。文王作レ豐。武王治レ鎬。故其民猶有二先王之遺風一。好二稼穡一殖二五穀一。地重重レ爲レ邪。及三秦文孝・繆居二雍隙一。隴蜀之貨物而多レ賈。獻孝公徙二櫟邑一。櫟邑北郤二戎翟一。東通二三晉一。亦多二大賈一。武昭治二成陽一。因以漢

武昭咸陽に治す。因りて以て漢の都とす。(八)長安の諸陵は、四方より輻湊し、並び至りて會す。地小に人衆し。故に其民益〻(九)玩巧にして末を事とす。南は則ち巴蜀なり。巴蜀も亦沃野、地卮(一〇)、薑、丹沙、石、銅鐵、竹木の器饒し。南のかた滇僰を御す。(一一)僰の僮あり。西のかた卭笮に近し。笮の馬旄牛あり。然して四塞にして(一二)棧道千里、通ぜざる所無し。唯褒斜其口を綰轂(一四)し、多き所を以て鮮き所に易ふ。天水(一三)、隴西、北地、上郡は、關中と俗を同じくす。然れども西のかた羌中の利有り、北のかた、戎翟の畜有り、畜牧は(一五)天下の饒と爲す。然れども地も亦窮險なり。唯京師其道を要す。故に關中の地は、天下に於て三分の一にして、而して人衆は什の三に過ぎず。然れども其富を量るに什にして其六(一六)に居る。

(一) 關所を取拂ひ、魚梁を毀ち去り (二) 禁令を寛大にせり (三) 周り行き (四) 黄河、華山 (五) 土地肥沃にして (六) 土地を重んじ (七) 本文、孝は德の誤りなるべし、よつて改む (八) 漢の高以來歷朝の諸陵。漢、高祖を長陵に葬りしより、歷朝の諸陵皆共に天下の富豪を其邑に移して地の繁榮を圖れる也 (九) 奢靡品を好み (一〇) 紫赤色の染草 (一一) 制御す (一二) 四方絕壁にして (一三) かけはし (一四) 狹くわがねまとひて、車轂の湊るが如し

利一數世一。家亦不レ訾。清寡婦也。能守二其業一。用レ財自衛。不レ見二侵犯一。秦皇帝以爲二貞婦一而客レ之。爲築二女懷清臺一。夫倮鄙人牧長。清窮鄕寡婦。禮抗二萬乘一。名顯二天下一。豈非レ以レ富邪。

(五)以て計算せずして、谷を以て一谷二谷と計算するに至る (六)諸侯並に待遇し (七)參勤伺候せしむ (八)未亡人 (九)丹砂坑 (一〇)家も財産甚だ多くして訾量す可からず (一一)客分として待遇し (一二)清女の爲に女懷清臺を建築す (一三)片田舍者の牧長 (一四)片田舍の未亡人

漢興海內爲レ一。開二關梁一弛二山澤之禁一。是以富商大賈周二流天下一。交易之物。莫レ不二通其得一レ所レ欲。而徙二豪傑諸侯彊族於京師一。關中自二汧雍一以東至二河

漢興りて海內一と爲り、(一)關梁を開き、山澤の禁を弛ぶ。(二)是を以て富商大賈天下に周流し、(三)交易の物、通じて其の欲する所を得ざる莫く、而して豪傑諸侯の彊族を京師に徙す。關中は、汧雍より以東、河華に至るまで、(四)膏壤沃野千里、(五)虞夏の貢より、以て上田と爲す。而して公劉邠に適き、太王王季岐に在り。文王豐を作し、武王鎬に治す。故に其民猶ほ先王の遺風有り。稼穡を好み、五穀を殖ゑ、(六)地重く、邪を爲すを重る。秦の文、(七)德、繆、雍隙に居るに及び、隴蜀の貨物而ち賈多し。獻孝公櫟邑に徙る。櫟邑は北、戎翟を卻け、東三晉に通ず。亦大賈多し。

吳用兵。商鞅行法是也。是故其智不足與權變。勇不足以決斷。仁不能以取予。彊不能有所守。雖欲學吾術。終不告之矣。蓋天下言治生祖白圭。白圭其有所試矣。能試有所長。非苟而已也。

猗頓用盬鹽起。而邯鄲郭縱以鐵冶爲業。與王者埒富。烏氏倮畜牧。及衆斥賣。求奇繒物。間獻遺戎王。戎王什倍其償。與之畜。畜至用谷量馬牛。秦始皇帝令倮比封君。以時與列臣朝請。而巴蜀寡婦淸其先得丹穴。而擅其

猗頓は盬鹽を用つて起り、而して邯鄲の郭縱は鐵冶(二)を以て業を成し、王者と富を埒しくす。烏氏倮は畜牧し、衆きに及びて斥賣し、(三)奇繒の物を求めて、間かに戎王に獻遺す。戎王其償を什倍して、之れに畜を與ふ。(四)畜、谷を用つて馬牛を量るに至る。秦の始皇帝、倮をして封君に比し、(五)時を以て列臣と朝請せ(六)しむ。而して巴蜀の寡婦淸は、(七)其先丹穴を得て(八)其利を擅にすること數世にして、(九)家も亦訾られず。淸は寡婦なり。能く其業を守り、財を用ひ自ら衞りて、侵犯せられず。秦の皇帝以て貞婦を爲して之を客とし、(一〇)爲に女懷淸臺を築く。(一一)夫れ倮は鄙人の(一二)牧長なり。淸は窮鄉の寡婦なり。(一三)禮萬乘に抗し、名天下に顯る。豈に富を以てするに非ず邪。

(一) 盬田を興し盬を製して富裕の身となり　(二) 鑛山開掘の事業を以て　(三) 絹織物　(四) 家畜は谷に滿ち、數を

漆。繭出取二帛絮一與二之食一。太陰在レ卯穰。明歲衰惡。至レ午旱。明歲美。至レ酉穰。明歲衰惡。至レ子大旱。明歲美。有レ水至レ卯。積著率歲倍。欲レ長レ錢取二下穀一。長二石斗一取二上種一。能薄二飲食一。忍二嗜欲一。節二衣服一。與二用レ事僮僕一同二苦樂一。趨レ時若二猛獸摯鳥之發一。故曰。吾治二生產一。猶二伊尹呂尚之謀。孫

に至り、積著の率(七)歲に倍す。錢を長ぜんと(八)欲すれば下穀(九)を取り、石斗を長ぜんとすれば上種(一〇)を取る。能く飲食を薄くし、嗜欲を忍び、衣服を節し、事を用ふる僮僕と苦樂を同じくし、時に(一一)趨ること猛獸摯鳥の發するが若し。故に曰く、吾れ生產を治むるは、猶ほ伊尹、呂尚の謀、孫吳の兵を用ひ、商鞅(一二)の法を行ふがごとき是れなり。是の故に其智(一三)與に權變するに足らず、勇以て決斷するに足らず、仁の以て取予する能はず、彊の守る所有る能はざるものには、吾が術(一四)を學ばんと欲すと雖ども、終に之れに告げずと。蓋し天下生を治むることを言ふものは、白圭を祖とす。白圭其れ試みる所有り。能く試みるに長ずる所有り。苟(一五)もするのみに非ざるなり。

(一) 土地を利用し農耕を勸め　(二) 時變を觀察することを樂む、即ち投機を爲すを喜びたるなり　(三) 本文出とあれども凶の誤りならん、よつて改む　(四) 東方　(五) 越絶書により穰に改む、不作なり　(六) 豊作　(七) 金穀蓄積の割合　(八) 増殖せんと欲すれば　(九) 安價なる米穀　(一〇) 上等の穀種　(一一) 時の可なるを觀て之に趨りつくこと　(一二) 商鞅の法律を厲行するが如きもの是れなり　(一三) かくいふ本人の智は、與に臨機應變の相談相手となるに足らず　(一四) 計術　(一五) 只輕卒に一寸遣つて見たといふ譯には非ず

財於曹魯之閒一。七十子之徒。賜最爲二饒益一。原憲不レ厭二糟糠一。匿二窮巷一。子貢結レ駟連レ騎。束帛之幣。以聘二享諸侯一。所レ至國君。無レ不二分レ庭與レ之抗禮一。夫使三孔子名布二揚於天下一者。子貢先二後之一也。此所レ謂得レ勢而益彰者乎。

結び騎を連ね、束帛の幣、以て諸侯に聘享せられ、至る所の國君、(四)庭を分ちて之れと(五)抗禮せざるもの無し。夫れ孔子の名をして天下に布揚せしめし者は、子貢之を(六)先後したればなり。此れ謂はゆる(七)勢を得て益々彰るゝ者乎。

(一)斥賣、所謂賣出如二糞土一、賤取如二珠玉一の意なり (二)富裕 (三)糟は酒かす、糠は米ぬか (四)座席を分ちて (五)對等の敬禮 (六)先導輔佐したればなり (七)富みて勢を得て

白圭周人也。當二魏文侯時一。李克務レ盡二地力一。而白圭樂レ觀二時變一。故人棄我取。人取我與。夫歲孰取レ穀。予二之絲

白圭は周の人なり。魏の文侯の時に當り、李克は務めて(一)地力を盡し、而して白圭は(二)時變を觀ることを樂む。故に人棄つるは我れ取り、人取るは我れ與ふ。夫れ歲孰すれば穀を取り、之れに絲漆繭を予へ、(三)凶なれば帛絮を取りて、之れに食を與ふ。太陰、(四)卯に在れば(五)穅なり、明歲は衰惡なり、午に至りて旱す。明歲は美なり。酉に至りて(六)穰なり、明歲は衰惡なり、子に至りて大旱す。明歲は美なり、水有り、卯

意。既已施二於國一。吾欲レ用二之家一。乃乘二扁舟一。浮二於江湖一。變レ名易レ姓。適レ齊爲二鴟夷子皮一。之レ陶爲二朱公一。朱公以爲陶天下之中。諸侯四通貨物所二交易一也。乃治レ産積居。與レ時逐而不レ責二於人一。故善治レ生者。能擇レ人而任レ時。十九年之中。三致二千金一。再分二散與二貧交疏昆弟一。此所レ謂富好レ行二其德一者也。後年衰老而聽二子孫一。子孫脩レ業而息レ之。遂至二巨萬一。故言レ富者皆稱二陶朱公一。

陶に之きて朱公と爲る。朱公以爲く、陶は天下の中(四)、諸侯四通して、貨物を交易する所たりと。乃ち産を治め積居し(五)、時と逐ひて(六)人に責せず。故に善く生を治むる者は、能く人を擇びて時に任ず。十九年の中、三たび千金を致し、再び分散して(七)貧交、疏昆弟に與ふ。此れ所謂る富めば好みて其德を行ふ者なり。後年衰老して子孫に聽く。子孫業を脩めて之を息し(八)、遂に巨萬に至る。故に富を言ふ者、皆陶朱公を稱す。

(一)既に越王勾踐を輔けて、呉王を討滅し、會稽山にて受けし恥辱を雪ぎ (二)十分に宿志を遂げたり (三)小舟 (四)天下の中央の勝地 (五)多く貨物を貯へ (六)時機を見て賣り、而して人を擇びて取引をなしたる爲め人負かず、隨ひて人に向つて督責せず (七)貧窮なる者及び疏遠の兄弟從弟 (八)益々貨殖し

子贛既學二於仲尼一。退而仕二於衞一。廢著鬻二

子贛既に仲尼に學び、退きて衞に仕へ(一)、廢著して財を曹魯の間に鬻ぐ。七十子の徒、賜最も饒益(二)と爲す。原憲(三)は糟糠にだも厭かずして、窮巷に匿る。子貢は駟を

辟矣。上不レ過二八十一。下不レ減二三十一。則農末俱利。平レ糶齊レ物。關市不レ乏。治國之道也。積著之理。務レ完レ物無レ息レ幣。以レ物相貿易。腐敗而食レ之。貨勿レ留。無二敢居レ貴。論二其有餘不足一則知二貴賤一。貴上極。則反レ賤。賤下極則反レ貴。貴出如二糞土一。賤取如二珠玉一。財幣欲二其行一如二流水一。修レ之十年。國富厚賂二戰士一。士赴二矢石一。如二渴得一レ飲。遂報二彊吳一。觀二兵中國一。稱二號五霸一。

とを欲すと。之を修むること十年にして、國富み厚く戰士に(一六)賂ふ。(一七)士の矢石に赴くこと、渴して飲を得るが如し。遂に彊吳に報い、兵を中國に觀し、稱して五霸と號す。

(一) 時に物を用ふるときは、物を畜ふることを知る (二) 天下の萬物貨財の情態 (三) 歲星西方にあれば (四) 豐積あり (五) 物理循環の理法なり (六) 一斗の賣價二十以下なれば (七) 商人、當時農業を本とし、商賈を末業とす、故にいふ (八) 農商 (九) 關所と市場と (一〇) 貯蓄の理法は (一一) 通貨を停滯せしめず (一二) 腐敗して商品にならぬ物 (一三) 高價に据ゑ置くこと無し (一四) 騰貴極點に達すれば (一五) 低落極點に達すれば (一六) 優遇す (一七) 戰士の戰場に赴き勇むこと

范蠡既雪二會稽之恥一。乃喟然而歎曰。計然之策七。越用二其五一而得レ

范蠡(一)既に會稽の恥を雪ぎ、乃ち喟然として歎じて曰く、計然の策七ありて、越其の五を用ひて(二)意を得たり。既に已に國に施す。吾れ之を家に用ひんと欲すと。乃ち(三)扁舟に乘じて、江湖に浮び、名を變じ姓を易へ、齊に適きて鴟夷子皮と爲り、

昔者越王勾踐困二於會稽之上一。乃用二范蠡計然一。計然曰。知レ鬬則修レ備。時用則知レ物。二者形。則萬貨之情。可二得而觀一已。故歲在レ金穰。水毀。木饑。火旱。旱則資レ舟。水則資レ車。物之理也。六歲穰。六歲旱。十二歲一大饑。夫糶二十病レ農。九十病レ末。末病則財不レ出。農病則草不レ

昔者越王勾踐會稽の上に困み、乃ち范蠡・計然を用ふ。計然曰く、鬭を知れば則ち備を修め、(一)時に用ふれば則ち物を知る。二者形るれば、則ち萬貨の情得て觀る可きのみ。故に(三)歲、金に在りては穰、(四)水には毀られ、木には饑ゑ、火には旱す。旱には則ち舟を資し、水には則ち車を資するは、(五)物の理なり。六歲にして穰し、六歲にして旱し、十二歲にして一たび大饑す。夫れ(六)糶二十なれば農を病し、九十なれば(七)末を病しむ。末病めば則ち財出でず、農病めば則ち草辟けず。上、八十に過ぎず、下、三十に減せざれば、則ち(八)農末倶に利あり。糶を平かにし物を齊しくし、(九)關市乏しからざるは、治國の道なり。(一〇)積著の理は、物を完くすることを務め、(一一)幣を息むること無く、物を以て相貿易し、(一二)腐敗せるは之を食ふ。貨は留むること勿く、敢へて(一三)貴に居くこと無し。其有餘不足を論ずれば、則ち貴賤を知る。(一四)貴上極れば則ち賤に反り、(一五)賤下極れば則ち貴に反す。貴は出だすこと糞土の如く、賤は取ること珠玉の如く、財幣は其行はるゝこと流水の如くならんこ

設二輕重九府一。則桓公以霸。九二合諸侯一。一二匡天下一。而管氏亦有二三歸一。位在二陪臣一。富二於列國之君一。是以齊富彊至二於威宣一也。故曰。倉廩實而知二禮節一。衣食足而知二榮辱一。禮生二於有一而廢二於無一。故君子富好行二其德一。小人富以適二其力一。淵深而魚生レ之。山深而獸往レ之。人富而仁義附焉。富者得レ勢益彰。失レ勢則客無レ所レ之。以而不レ樂。夷狄益甚。諺曰。千金之子不レ死二於市一。此非二空言一也。故曰。天下熙熙皆爲レ利來。天下壤壤皆爲レ利往。夫千乘之王。萬家之侯。百室之君。尚有レ患レ貧。而況匹夫編戸之民乎。

往き、人富みて仁義焉に附く。富者は勢を得れば益ゝ彰れ、勢を失へば則ち客之く所無く、以て樂まず。夷狄益ゝ甚だし。(一七)諺に曰く、千金の子は市に死せずと、(一八)此れ空言に非ざるなり。(一九)故に曰く、天下熙熙として皆利の爲に來り、(二〇)天下壤壤として皆利の爲に往くと。(二一)夫れ千乘の王、萬家の侯、百室の君すら尚ほ貧を患ふること有り。而るを況や匹夫編戸の民をや。(二二)

(一) 齊の營丘、即ち今の山東省昌樂縣の東南にあり (二) 鹽分を含める土地 (三) 女子の機織の道 (四) 繈は鏹、鏹の如く長く續きて集る (五) 冠帶衣履を供給し (六) 東海泰山の間 (七) 斂て甯みて、齊に參朝して物資の供給を仰げり (八) 輕重は錢し 錢を掌る九箇處の役所を設置し (九) 九は鳩、糾に通ず。たゞし合せ (一〇) 一正す (一一) 異姓の女三人を娶りて之を置く高殿 (一二) 威王、宣王 (一三) 倉廩に米穀充實して、始めて人民禮節を知り衣食に事缺かぬ樣になりて、始めて人民榮譽と恥辱とを知る (一四) 產有るに (一五) 產無きに (一六) 其力量相應の事をなす (一七) 此理夷狄に於ては益々甚だし (一八) 戮死せられず (一九) 虛言 (二〇) 和樂して (二一) 入り亂れて (二二) 籍に編列せる民、即ち庶人

工不レ出則乏ニ其事一。商不レ出則三寶絕。虞不レ出則財匱少。財匱少而山澤不レ辟矣。此四者民所ニ衣食一之原也。原大則饒。原小則鮮。上則富レ國。下則富レ家。貧富之道。莫ニ之奪予一。而巧者有レ餘。拙者不レ足。

（九）道の一致する所にして　（一〇）材料缺乏す　（一一）山澤開拓せられず　（一二）商不レ出則三寶絕は、工不レ出則乏ニ其事一の下にあり。今、藤澤東畝の說によりて、此處に挿入す。三寶は農の食、工の器、虞の財　（一三）物豐かに　（一四）物鮮少なり　（一五）貧乏は他より之を奪ひ之を與ふるものにあらず

故太公望封ニ於營丘一。地潟鹵人民寡。於レ是太公勸ニ其女功一。極ニ技巧一。通ニ魚鹽一。則人物歸レ之。繦至而輻湊。故齊冠ニ帶衣ニ履天下一。海岱之間。斂レ袂而往朝焉。其後齊中衰。管子修レ之。

故に太公望營丘（一）に封ぜらるゝや、地潟鹵（二）にして人民寡なし。是に於て太公其女功（三）を勸め、技巧を極め、魚鹽を通ぜしかば、則ち人物之に歸し、繦（四）至して輻湊す。故に齊、天下に冠（五）帶衣履し、海岱（六）の間、袂（七）を斂めて往きて朝す。其後齊中ごろ衰ふるや、管子之を修めて、輕重九府（八）を設け、則ち桓公以て霸たり。諸侯を九合（九）し、天下を一匡（一〇）す。而して管氏も亦三歸（一一）有り。位、陪臣に在りて、列國の君よりも富めり。是を以て齊富彊にして威宣（一二）に至る。故に曰く、倉廩（一三）實て禮節を知り、衣食足りて榮辱を知ると。禮は有（一四）に生じて無（一五）に廢す。故に君子富めば、好みて其德を行ひ、小人富めば以て其力に適ふ（一六）。淵深くして魚之に生じ、山深くして獸之に

故待農而食之。虞而出之。工而成之。商而通之。此寧有政教發徵期會哉。人各任其能竭其力以得所欲。故物賤之徵貴。貴之徵賤。各勸其業樂其事。若水之趨下。日夜無休時。不召而自來。不求而民出之。豈非道之所符而自然之驗邪。周書曰。農不出則乏其食。

故に農を待ちて之を食ひ、虞(一)ありて之を出だし、工ありて之を成し(二)、商ありて之を通ず(三)。此れ寧ぞ政教發徵期會(四)有らん哉。人各〻其能に任じ(五)、其力を竭して、以て欲する所を得。故に物賤しきとき(六)は貴きを徵し、貴きときは賤しきを徵し(七)、各〻其業を勸め、其事を樂むこと、水の下に趨くが若く(八)、日夜休む時無し。召かずして自ら來り、求めずして民之を出だす。豈に道の符ふ所にして(九)自然の驗に非ず邪。周書に曰く、農出さゞれば其食に乏しく、工出さざれば則ち其事に乏しく、虞出さざれば則ち財匱少す(一〇)。財匱少すれば山澤辟けず(一一)、商出さざれば(一二)、則ち三寶絶すと。此の四者は民の衣食する所の原なり。原大なれば則ち饒く(一三)、原小なれば則ち鮮し(一四)。上は則ち國を富まし、下は則ち家を富ます。貧富の道、之を奪予(一五)すること莫くして、巧者は餘り有りて、拙者は足らず。

(一) 山澤を司る官 (二) 製造し (三) 四方に通ず (四) 政教有りて行はれ、徵發せらるゝによりて製造し、期會あるによりて致されたるものにあらず (五) 其の能くする所に隨ひて事に從事し (六) 物價低廉なる時は、其反動を豫期して、其物を買入れ (七) 物價高貴なる時は、其反動を豫期して賣拂ひ (八) 水の低き方に流るゝ如くにて

夏以來。耳目欲レ極二聲色之好一。口欲レ極二芻豢之味一。身安二逸樂一。而心誇二矜勢能之榮一。使二俗之漸レ民久矣。雖三戸說以二眇論一。終不レ能レ化。故善者因レ之。其次利二道之一。其次敎二誨之一。其次整二齊之一。最下者與レ之爭。夫山西饒二材竹穀纑旄玉石一。山東多二魚鹽漆絲聲色一。江南出二枏梓薑桂金錫連丹沙犀瑇瑁珠。璣齒革一。龍門碣石北多二馬牛羊旃裘筋角一。銅鐵則千里往往山出碁置。此其大較也。皆中國人民所二喜好一。謠俗被服飲食奉レ生送レ死之具也。

塩、漆、絲、聲色(一八)多く、江南には枏、梓、薑、桂、金、錫、連(一九)、丹沙、犀、瑇瑁珠、璣、齒、革を出し、龍門、碣石の北は、馬、牛、羊、旃(二〇)、裘、筋、角多く、銅鐵は則ち千里にして往往山より出でて碁置(二一)す。此れ其の大較(二二)なり。皆中國人民の喜好する所、謠俗(二三)の被服飲食、生を奉じ死を送るの具なり。

(一)財貨の增加を謀りたる人　(二)至極の治世は　(三)相接近し　(四)雞犬の聲も互ひに聞ゆる程にても　(五)身老いて死するに至るまで　(六)相互に往來して知識の交換物資の交易をせず　(七)無爲の政治　(八)人民の視聽を禁じて閑散にする政治を爲さば　(九)詩經、書經　(一〇)音樂美人の有りたけを求めんと欲し　(一一)牛羊の如き美食　(一二)榮に誇りて得意となり　(一三)其習慣が自然に人民の心にしみこみたること長き間なり　(一四)微妙の論　(一五)利益ある處を示して導き　(一六)法令を施すに由なくして之と爭ふ　(一七)穀はかうぞ、纑は紵の屬、旄は旄牛の尾　(一八)音樂、美人　(一九)鉛の鑛石　(二〇)氈　(二一)碁石を置きたるが如く處々に散在す　(二二)大略なり　(二三)世俗

老子曰。至治之極。隣國相望。雞狗之聲相聞。民各甘二其食一。美二其服一。安二其俗一。樂二其業一。至二老死一不二相往來一。必用レ此爲レ務。輓近世塗二民耳目一。則幾無レ行矣。太史公曰。夫神農以前吾不レ知已。至レ若二詩書所レ述。虞

卷百二十九

貨殖列傳第六十九(一)

老子曰く、至治(二)の極は、鄰國(三)相望み、(四)雞狗の聲相聞え、民各〻其食を甘んじ、其服を美とし、其俗に安んじ、其業を樂みて、(五)老死するに至るまで、(六)相往來せずと。必ず(七)之を用つて務と爲す、輓近(八)の世、民の耳目を塗らば、則ち幾ど行ふこと無からんと。太史公曰く、夫れ神農以前は、吾れ知らざるのみ。(九)詩書の述ぶる所の虞夏以來の若きに至りては、(一〇)耳目は聲色の好を極めんと欲し、口は芻豢(一一)の味を極めんと欲し、身は逸樂に安んじて、心は勢能の榮(一二)に誇矜す。(一三)俗の民を漸せしむるや久し。戶ごとに說くに眇論(一四)を以てすと雖ども、終に化すること能はず。故に善者は之に因り、其次は之を利道(一五)し、其次は之を教誨し、其次は之を整齊し、最下なる者は(一六)之れと爭ふ。夫れ山西には材、竹、穀(一七)、纑、旄、玉石饒く、山東には魚

者足肸不行。足開行。有求足開得。足肸者不得。繫者足肸不出。開出。其卜病也。足開而死者。內高而外下也。

未已急死。卜輕失大一日不死。首仰足肣。以卜有求不得。以繫有罪。人言語恐之毋傷。行不行見人不見。大論曰。外者人也。內者自我也。外者女也。內者男也。首俛者憂。大者身也。小者枝也。大法病者足肣者生。足開者死。行者足開至。足肣者不至。行

(一) 傷人病の三字は衍文かといふ　(二) 足を匿す也

首仰ぎ足肣るは、以て求むる有るに卜するに得ず。(一)以て繫はるゝは罪有り。人の言語もて之を恐れしむるも傷るゝ毋し。行くは行かず、人を見るに見ず。

(一) この下に誤脱あらん

(二)大論に曰く、外、人なり、內は自我なり。外は女なり、內は男子なり、首俛すは憂ふ。大なる者は身なり、小なる者は枝なり。大法に、病者は足肣れば生き、足開けば死す。(二)行く者は足開けば至り、足肣れば至らず。行く者は足肣れば行かず、足開けば行く。求むる有るは足開けば得、足肣れば得ず。繫はるゝ者は足肣れば出でず、開けば出づ。其の病を卜するや、足開きて死する者は內高くして外下しと。

(一) 汎[illegible]　(二) 來か

首俯。以卜有求難得。病難起不死。繫難出毋傷也。可居家室以娶婦嫁女。

此橫吉上柱載正。身節折內外自擧。以卜病者。卜日不死。其一日乃死。

此橫吉上柱足胕內自擧外自垂。以卜病者。卜日不死。其一日乃死。

爲人病首俯足詐有外無內。病者占龜

は起ち難けれども死せず。繫はるゝは出で難けれども傷るゝこと毋し。家室に居り、以て婦を娶り女を嫁するに可し。

（一）全瘉し難きも死には至らず

此れ橫吉にして上柱載ち正しく、身節折れて內外自ら擧るは、以て病者を卜するに、卜すに日に死せずして、其一日乃ち死す。

（一）卜する日の翌日

此れ橫吉にして上柱足胕り、內自ら擧り外自ら垂るゝは、以て病者を卜するに、卜する日には死せずして、其一日乃ち死す。

（一）同前

人の病の爲に、首俯し足詐り外有りて內無きは、病者は龜を占ふこと未だ已まずして急に死す。卜輕く失大なるは一日にして死なず。

挺罪。行不行。來不來。見人不見。言語定。百事盡不吉。此首俛足肣身節折。以卜有求不得。病者死。留繫有罪望。行者不來。行行。來不來。見人不見。此挺內外自垂。以卜有求不晦。病不死難起。繫留毋罪難出。行不行。來不來。見人不見。不吉。此橫吉楡仰

盡く不吉なりと。

(一) 亦象の名 (二) 罪に當る

此れ首俛し足肣り身節折るゝは、以て求むる有るを卜するに得ず。病者は死す。留繫は罪望有り。行く者は、來らず。行くは行き、來るは來らず。人を見るは見ず。

(一) 繫留の倒、望は怨也

此れ挺の內外自ら垂るゝは、以て求むる有るを卜するに晦ならず。病めるは死せずして起ち難し。繫留は罪毋くして出で難し。行くは行かず、來るは來らず。人を見るは見ず。不吉なり。

(一) 誤りなる可し、一說得の誤り

此れ橫吉にして楡仰ぎ首俛すは、以て求むる有るを卜するに得難し。病める

來。見レ人不レ見。
此挺詐內外自擧。以卜レ有レ求得病不レ死。繫毋レ罪。行行。來來。田賈市漁獵盡喜。
此狐貉以卜レ有レ求不レ得。病死難レ起。繫留毋レ罪難レ出。可レ居レ宅。可レ娶レ婦嫁レ女。行不レ行。來不レ來。見レ人不レ見。有レ憂不レ憂。
此狐徹以卜レ有レ求不レ得。病者死。繫留有レ

此れ挺詐にして內外自ら擧るは、以て求むる有るを卜するに得。病めるは死せず。繫はるゝは罪毋し。行くは行き、來るは來る。田、賈市、漁獵は盡く喜し。

● 物を買ふをいふ

此れ狐貉は、以て求むる有るを卜するに得ず。病めるは死せんとして起ち難し。繫留は罪毋くして出で難し。宅に居るに可し。婦を娶り女を嫁すに可し、行くは行かず、來るは來らず。人を見るは見ず。憂有るは憂へず。

● 蓋し象の名

此れ狐徹は、以て求むる有るを卜するに得ず。病者は死す。繫留は罪に抵ること有り。行くは行かず、來るは來らず。人を見るは見ず。言語定り、百事

外內自擧。柱足以作。以卜レ有レ求得。病死環起。繫留毋レ傷環出。行不レ行。來不レ來。見レ人不レ見。百事吉。可三以擧二兵。

此挺詐有レ外。以卜レ有レ求不レ得。病不レ死數起。繫禍罪。聞レ言毋レ傷。行不レ行。來不レ來。

此挺詐有レ內。以卜レ有レ求不レ得。病不レ死數起。繫留禍罪無レ傷（繫）出。行不レ行。來者不レ

には得。病めるは死せんとして環りて起つ。繫留は傷るゝこと毋く環りて出づ。行くものは行かず、來るものは來らず。人を見るは見ず。百事吉なり。以て兵を擧ぐ可し。(二)

(一) 張文虎は作は詐ならんかと　(二) 兵を出して賊を伐つべし

此れ挺詐にして外有るは、以て求むる有るを卜するに得ず。病めるは死せずして數ゝ起つ。(一)繫はるゝは禍罪あれども、言を聞きて傷るゝこと毋し。行くは行かず、來るは來らず。

(一) 象の名なるべし

此れ挺詐にして內有るは、以て求る有るを卜するに得ず。病めるは死せずして數ゝ起つ。(一)繫留は禍罪あれども、傷るゝこと無くして出づ。行くものは行かず、來る者は來らず。人を見るは見ず。

(一) 毛本によりて、下の繫字を削りて此處に補ふ

不ㇾ來。繫者不ㇾ出不吉。病者死求二財物一不ㇾ得。見二貴人一見吉。

（一）求二財物一不ㇾ得の五字は誤り、除く

命に曰く、內自ら擧り外來る正しく足發する者は、（二）行く、來る者は來る。財物を求むるは得。病者は久しけれども死せず。繫者は出でず。貴人に見ゆるは見る。吉なりと。

命曰。內自擧外來正足發者行。來者來。求二財物一得。病者久不ㇾ死。繫者不ㇾ出。見二貴人一見。吉。

（二）下に者行の二字を補ふべし

（一）此れ橫吉にして上柱外內ありて、內自ら擧りて足肣るは、以て求むる有るを卜するに得。病めるは死せず。繫者（二）は傷るゝこと毋けれども未だ出でず。行くものは行かず、來るものは來らず。人を見るは見ず。百事盡く吉なりと。

此橫吉上柱外內。內自擧足肣。以卜有求得。病不ㇾ死。繫者毋ㇾ傷未ㇾ出。行不ㇾ行。來不ㇾ來。見人不ㇾ見。百事盡吉。

（一）余有丁曰く、凡そ此と言ふもの、必ず當時象有りて、之に繫くるに此詞を以てしたるなり、今象なくたゞ其占を存するのみと　（二）張文虎は內の字を誤衍とす

此れ橫吉にして上柱外內自ら擧り柱足以て作る（一）は、以て求むる有るを卜する

此橫吉上柱

瘳死。行者不レ行。求ニ財物一不レ得。繫者出。

命曰。橫吉内外自擧。以占ニ病者一久不レ死。繫者久不レ出。求ニ財物一得而少。行者不レ行。來者不レ來。見ニ貴人一見。吉。

命曰。内高外下。疾輕足發。求ニ財物一不レ得。行者行。病者有レ瘳。繫者不レ出。來者來。見ニ貴人一不レ見。吉。

命曰。外格。求ニ財物一不レ得。行者不レ行。來者

命に曰く、横吉にして内外の自ら擧るは、以て病者を占ふに、久しけれども死なず。繫者は久しくして出でず。財物を求るは得れども少し。行く者は行かず、來る者は來らず。(二)貴人に見ゆるは見る。吉なりと。

一 面會する事を得

命に曰く、内高く外下く、(二)疾輕にして足發するは、財物を求むるに得ず。行く者は行く。病者は瘳ゆる有り。繫者は出でず。來る者來る。貴人に見ゆるは見ず。吉なりと。

一 とく輕くして

命に曰く、外格は、財物を求むるは得ず。行く者は行かず、來る者は來らず。繫者は出でざるは不吉なり。病者は死す。(二)貴人に見ゆるは見る。吉なりと。

謁追亡人。漁獵不得。行不行。來不來。居官家室見貴人吉。徙官不徙。歲不大孰。民疾疫。有兵。有兵不會。行遇盜。聞言不見。雨不雨。霽霽。大吉。

に遇ふ。言を聞きて見ず。雨は雨らず、霽は霽る。大吉なりと。

〇 足の上に上柱足の三字あれども、衍字ならん、張文虎の說によりて除く

命曰。頭仰足肣內外自隨。卜憂病者甚不死。居官不得居。行者行。來者不來。求財物不得。求人不得。吉。

命に曰く、頭仰ぎ足肣り內外自ら隨ふは、病を憂ふる者を卜するに、甚だしきも死せず。官に居るは居ることを得ず。行く者は行き、來る者は來らず。財物を求むるは得ず。人を求むるは得ず。吉なりと。

〇 凡て前に見ゆ

命曰。橫吉下有柱。卜來者來。卜日卽不至未來。卜病者過一日毋

命に曰く、橫吉にして下に柱有るは、來者を卜する來る。卜する日に卽し至らざれば未だ來らず。病者を卜するに一日を過ぐれば瘳ゆる毋くして死す。行く者は行かず。財物を求むるは得ず。繫者は出づ。

〇 卜する其當日

來。徙ㇾ官不ㇾ徙。居ニ官家室一不吉。歲不ㇾ孰。民疾疫。歲中有ㇾ兵不ㇾ至。見ニ貴人一喜。請謁追ニ亡人一不ㇾ得。過ㇾ盜。凶。

（一）以てに同じ

命曰。內格外垂。行者不ㇾ行。來者不ㇾ來。病者死。繫者不ㇾ出。求ニ財物一不ㇾ得。見ㇾ人不ㇾ見。大吉。

命に曰く、內格外垂（一）は、行く者は行かず、來る者は來らず。病者は死す。繫者は出でず。財物を求むるは得ず。人を見るは見ず。大吉なりと。

（一）其象形の內たゞしく外垂るの意か

命曰。橫吉內外相應自橋。楡仰ニ上柱一。上柱足足肣。以占ㇾ病病甚不ㇾ死。繫久不ㇾ抵ㇾ罪。求ニ財物一。買ニ臣妾馬牛一。請

命に曰く、橫吉にして內外相應じ自ら橋く、楡は上柱を仰ぎ足肣（二）るは、以て病を占ふに、病甚だしけれども死せず。繫るゝこと久しきも罪に抵らず。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。行くものは行かず、來るものは來らず。官家室に居り、貴人に見ゆるは吉なり。官に徙るは徙らず。歲大に孰せず。民疾疫す。兵有り、兵有れども會せず。行きて盜

不ㇾ死。有二外祟一。繫者出有ㇾ憂。求二財物一。買二臣妾馬牛一。相見不ㇾ會。行行來。聞ㇾ言不ㇾ來。擊ㇾ盜勝。聞二盜來一不ㇾ來。徙ㇾ官居二官家室一見二貴人一不吉。歲中。民疾疫。有ㇾ兵。請謁追二亡人一漁獵不ㇾ得。聞ㇾ盜遇ㇾ盜。雨不ㇾ雨。霽凶。

ず。行くものは行き、來る。言を聞きて來らず。盜を擊つには勝つ。盜來ると聞けども來らず。官に徙り(一)、官家室に居り、貴人を見るは不吉なり。歲は中なり。民疾疫す。兵有り。請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。盜を聞くは盜に遇ふ。雨は雨らず。霽る。凶なりと。

(一) 來來とすべし[illegible]　(二) [illegible]

命曰。首仰足肣身折內外相應。以占ㇾ病病甚不ㇾ死。繫者久不ㇾ出。求二財物一。買二臣妾馬牛一。漁獵不ㇾ得。行不ㇾ行。來不ㇾ來。擊ㇾ盜有二用一勝。聞二盜來一

命に曰く、首仰ぎ足肣り身折れ內外相應ずるは、以て病を占ふに、病甚だしけれども死なず。繫者は久しくして出でず。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、漁獵するは得ず。行くものは行かず、來るものは來らず。盜を擊つは用て勝つ(二)有り、盜來ると聞くは來る。官に徙るは徙らず、官家室に居るは不吉なり。歲は孰せず。民疾疫す。歲中に兵有れども至らず。貴人に見ゆるは喜あり。請謁し亡人を追ふは得ず。盜に過ふ。凶なりと。

求二財物一得。吉。

命曰。呈兆首仰足開。以占レ病病甚死。繫者出有レ憂。求二財物一買二臣妾馬牛一請謁。追二亡人一漁獵不レ得。行行不レ行。來不レ來。擊レ盜不レ合。聞二盜來一來。徙レ官居二官家室一不吉。歲惡。民疾疫無レ死。歲中毋レ兵。見二貴人一不吉。行不レ遇レ盜。雨不レ雨。霽不レ霽。吉。

命に曰く、呈兆首仰ぎ足開くは、以て病を占ふに病甚だしくして死す。繫者は出づれども憂有り。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。(一)行くものは行かず、來るものは來らず。盜を擊つに合はず。盜來ると聞くは來る。官に徙り、官家室に居るは不吉なり。歲惡し。民疾疫あれども死するもの無し。歲中兵毋し。貴人に見ゆるは不吉なり。行きて盜に遇はず。雨は雨らず。(二)霽は霽れず。吉なりと。

(一) 行の字上にあれども衍なり除く (二) 張文虎の說によりて霽字を補ふ

命曰。呈兆首仰足開外高內下。以占レ病

命に曰く、呈兆首仰ぎ足開き外高く內下きは、以て病を占ふに死なず、外の祟有り。繫者は出づれども憂有り。財物を求め臣妾首牛を買ふに、相見て會は

命曰。首仰足肸外高內下。卜ㇾ有ㇾ憂無ㇾ傷也。行者不ㇾ來。病久死。求ニ財物一不ㇾ得。見ニ貴人一者吉。

命曰。外高內下。卜ㇾ病不ㇾ死有ㇾ祟。而市買不ㇾ得。居ニ官家室一不吉。行者不ㇾ行。來不ㇾ來。繫者久毋ㇾ傷。吉。

命曰。頭見足發有ニ內外相應一。以占ニ病者一起。繫者出。行者行。來者來。

命に曰く、首仰ぎ足肸り外高く內下きは、憂有るを卜するには傷るゝ無し。行く者は來らず。病久しきは死す。財物を求むるは得ず。貴人に見ゆるは吉なりと。

● 傷害あることなし

命に曰く、外高く內下きは、病を卜するに死なず祟有り。而して市買は得ず。官家室に居るは不吉なり。行く者は行かず、來る者は來らず。繫者は傷ること毋し、吉なりと。

● 臣妾馬牛を買ふには

命に曰く、頭見れ足發き、內外相應ずる有るは、以て病者を占ふに起つ。繫者は出づ。行く者は行き、來る者は來る。財物を求むるに得、吉なりと。

● 快癒して死なず

得。行者行。來者來。擊レ盜相見不相合。聞二盜來一來。徙レ官徙。居二家室一憂見二貴人一吉。歲孰。民毋二疾疫一歲中毋レ兵。行不レ遇レ盜。雨不レ雨。霽霽。吉。

孰す。民疾疫毋し。歲中兵毋し。行きて盜に遇はず。雨は雨らず。霽は霽る。吉なりと。

● 蓋し龜裂の象形の辭ならん

命曰。根格。以占二病者一不レ死。繫者久毋レ傷。求二財物一買二臣妾馬牛一請謁追二亡人一漁獵不レ得。行不レ行。來不レ來。擊レ盜盜行不レ合。聞レ盜不レ來。徙レ官不レ徙。居二家室一吉。歲稼中。民疾疫無レ死。見二貴人一不レ得レ見。行不レ遇レ盜。雨。不レ雨。大吉。

命に曰く、根格は以て病者を占ふに死なず。繫者は久しきも傷るゝ毋し。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するに得ず。行くものは行かず、來るものは來らず。盜を擊つは盜行きて合はず、盜を聞くは來らず官に徙るは徙らず。家室に居るは吉なり。歲稼は中なり。民は疾疫すれども死ぬるもの無し。貴人に見ゆるに見ゆることを得ず。行きて盜に遇はず。雨は雨らず。大吉なりと。

● 亦象形の辭なるべし

命曰。横吉下有柱。以占病。病甚不環。有瘳無死。繫者出。求財物。買臣妾馬牛。請謁追亡人。漁獵不得。行。來不來。擊盜不合。聞盜來來。徙官居官吉不久。居家室不吉。歲不孰。民毋疾疫。歲中毋兵。見貴人吉。行不遇盜。雨不雨。霽。小吉。

命に曰く、横吉にして下に柱有るは、以て病を占ふには、病甚だしくして環らず、瘳ゆる有りて死ぬること無し。繫者は出づ。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。行く(一)、來るものは來らず。盜を擊つに合はず。盜來ると聞くは來る。官に徙り、官に居るは吉なれども久しからず、家室に居るは不吉なり。歲孰せず。民疾疫毋し。歲中兵毋し。貴人に見ゆるは吉なり。行きて盜に遇はず、雨は雨らず、霽る。小吉なりと。

(一) 行又は行者の字を補ふべし

命曰。載所。以占病。環有瘳無死。繫者出。求財物。買臣妾馬牛。請謁。追亡人。漁獵

命に曰く、載所(一)は、以て病を占ふに環りて瘳ゆる有りて死すること無し。繫者は出づ。財物を求め、臣妾馬車を買ひ、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得。行く者は行き、來る者は來る、盜を擊つは相見れども相合はず。盜來ると聞くは來る。官に徙るは徙る。家室に居るは憂あり。貴人に見ゆるは吉なり。歲

獵不レ得。行不レ行。來不レ來。擊レ盜不レ行。行不レ見。聞ニ盜來一不レ來。徙レ官不レ徙。居ニ家室一見ニ貴人一吉。歲大熟。民疾疫。歲中毋レ兵。行不レ遇レ盜。雨不レ雨。霽不レ霽。大吉。

歲大熟す。民疾疫す。歲中兵毋し。行きて盜に遇はず。雨は雨らず。霽は霽れず。大吉なりと。

命曰。橫吉楡仰以占レ病不レ死。繫者不レ出。求ニ財物一買ニ臣妾馬牛一至不レ得。行不レ行。來不レ來。擊レ盜不レ行。行不レ見。聞ニ盜來一不レ來。徙レ官不レ徙。居ニ官家室一見ニ貴人一吉。歲孰。歲中有ニ疾疫一。毋レ兵。請謁。追ニ亡人一不レ得。漁獵至不レ得。行不レ遇レ盜。雨。霽不レ霽。小吉。

命に曰く、橫吉にして楡仰なるは、以て病を占ふに死なず、繫者は出でず。財物を求め、臣妾馬牛を買ふは至れども得ず。行くものは行かず、來るものは來らず。盜を擊つには行かず、行けども見ず。盜來ると聞けども來らず。官に徙るには徙らず、官家室に居り、貴人に見ゆるは吉なり。歲孰す。歲中疾疫有り。兵毋し。請謁し、亡人を追ふは得ず。漁獵は至れども得ず。行きて盜に遇はず。(一)雨る、霽は霽れず。小吉なりと。

(一) 誤脫あらん

命曰。首仰足肣內高外下。以占病。病者甚不死。繫者不出。求財物。買臣妾馬牛。追亡人。漁獵得。行不行。來者來。擊盜勝。徙官不徙。居官有憂無傷也。居家室多憂病。歲大孰。民疾疫。歲中有兵不至。見貴人。請謁不吉。行遇盜。雨不雨。霽不霽。吉

命に曰く、首仰ぎ足肣り内高く外下きは、以て病を占ふに、病者は甚だしきも死なず。繫者は出でず。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、亡人を追ひ、漁獵するは得。行くものは行かず、來る者は來る。盜を擊つには勝つ。官に徙るに徙らず、官に居るは憂有れども傷るゝこと無し、家室に居るは憂病多し。歲大に孰す。民疾疫す。歲中兵有れども、至らず。貴人に見え、請謁するは不吉なり。行きて盜に遇ふ。雨は雨らず、霽は霽れず、吉なりと。

命曰。橫吉上有仰下有柱。病久不死。繫者不出。求財物。買臣妾馬牛。追亡人。漁

命に曰く、橫吉にして上に仰有り下に柱有るは、病は久しきも死なず。繫者は出でず。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、亡人を追ひ、漁獲するは得ず。行くものは行かず、來るものは來らず。盜を擊つには行かず、行けども見ず、盜來ると聞けども來らず、官に徙るは徙らず、家室に居り、貴人を見るは吉なり。

外自吉。以占ㇾ病病者死。繫不ㇾ出。求二財物一。買二臣妾馬牛一追二亡人一。漁獵不ㇾ得。行者不ㇾ來。擊ㇾ盜不二相見一。聞ㇾ盜不ㇾ來。徙ㇾ官徙。居ㇾ官有ㇾ憂。居二家室一。見二貴人一。請謁不吉。歲稼不ㇾ孰。民疾疫。歲中無ㇾ兵。行不ㇾ遇ㇾ盜。雨不ㇾ雨。霽不ㇾ霽。不ㇾ吉。

るものは出でず。財物を求め臣妾馬牛を買ひ、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。行く者は來らず、盜を擊つに相見ず、盜を聞けども來らず。官に徙るは徙る。官に居るは憂有り。家室に居り、貴人に見え、請謁するは不吉。歲稼は孰せず、民は疾疫す。歲中兵無し。行きて盜に遇はず、雨は雨ふらず、霽は霽れず、不吉なりと。

命曰。漁人以占二病者一。病者甚不ㇾ死。繫者出。求二財物一。買二臣妾馬牛一。擊ㇾ盜。請謁。追二亡人一。漁獵得。行者行。來。聞二盜來一不ㇾ來。徙ㇾ官不ㇾ徙。居二家室一吉。歲稼不ㇾ孰。民疾疫。歲中毋ㇾ兵。見二貴人一吉。行不ㇾ遇ㇾ盜。雨不ㇾ雨。霽不ㇾ霽。吉。

命に曰く、漁人は、以て病者を占ふに、病者甚だしきも死なず。繫者は出づ。財物を求め、臣妾馬牛を買ひ、盜を擊ち、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得。行く者は行き、來る。盜來ると聞くも來らず、官に徙るは徙らず、家室に居るは吉なり、歲稼孰せず。民は疾疫す。歲中兵毋し。貴人に見ゆるに吉なり。行きて盜に遇はず。雨は雨らず、霽は霽れず、吉なりと。

㊀ 未だ審かならず　㊁ 來者を上に補ひて解す可し

不レ見レ盜。聞二盜來一不レ來。徙レ官徙。居レ官不レ久。居二家室一不吉。歲孰。民疾疫有而少。歲中。毋レ兵。見二貴人一不吉。請謁追二亡人一。漁獵不レ得。行不レ遇レ盜。雨霽霽小吉。不レ霽吉。

得ず。行きて盜に遇はず。雨は(一)霽る、霽るゝは小吉にして、霽れざるは吉なりと。

(一) この下に脫文あらんといふ

命曰。橫吉內外自橋。以占レ病。卜曰毋レ瘳死。繫者毋罪出。求二財物一買二臣妾馬牛一得。行者行。來者來。擊レ盜合交等。聞二盜來一來。徙レ官徙。居二家室一吉。歲孰。民疫無レ疾。歲中無レ兵。見二貴人一。請謁。追二亡人一漁獵得。行遇レ盜。雨不雨。霽不レ霽。大吉。

命に曰く、橫吉にして內外自ら橋き(一)は、以て病を占ふに、卜に曰く、瘳ゆること毋くして死すと。繫者は毋罪にして出づ。財物を求め臣妾馬牛を買ふには得。行く者は行き、來る者は來る。盜を擊ち合交する(二)に等しく、盜來ると聞くは來る。官を徙るは徙り、家室に居るは吉なり。歲は孰す。民の疾は疾無し歲中兵無し。貴人に見え、請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。行きて盜に遇はず。雨は雨らず、霽は霽れず、大吉なりと。

(一) 高きは　(二) 手合せをなし其力相匹敵す

命曰。橫吉內

命に曰く、橫吉にして內外自ら吉なるは、以て病を占ふに病者は死す。繫はる

命曰。首仰足肣以占レ病不レ死。繫者久毋レ傷也。求二財物一買二臣妾馬牛一不レ得。行者不レ行。擊レ盜不レ行。來者來。聞レ盜來。徙レ官聞レ言不レ徙。居二家室一不吉。歲稼不レ孰。民疾疫少。歲中毋レ兵。見二貴人一得レ見。請謁。追二亡人一。漁獵不レ得。行遇レ盜。雨不レ雨。霽不レ霽。吉。

命に曰く、首仰ぎ足肣るは、以て病を占ふに死せず。繫者は久しきも傷る(一)ること毋し。財物を求め、臣妾馬牛を買ふには得ず。行く者は行かず。盜を擊つには行かず、來る者は來る。盜を聞くは來る。官に徙るには言を聞きて徙らず、家室に居るには不吉なり。歲稼は孰せず。民の疾疫は少し。歲中兵毋し。貴人に見るには見ゆるを得。請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは得ず。行くに盜に遇ふ。雨は雨らず。霽は霽れず、吉なりと。

(一) 傷害に逢ことなし

命曰。首仰足開有レ內。以占二病者一死。繫者出。求二財物一買二臣妾馬牛一不レ得。行者行。來者來。擊レ盜行

命に曰く、首仰ぎ足開き內有るは、以て病者を占ふに死す。繫者は出づ。財物を求め臣妾馬牛を買ふには得ず。行く者は行き、來る者は來る。盜を擊つには行きて盜を見ず、盜來ると聞けども來らず。官に徙るには徙り、官に居るには久しからず、家室に居るには不吉なり。歲は孰し、民の疾疫は有れども少し。歲中に兵毋し。貴人に見ゆるは不吉なり。請謁し、亡人を追ひ、漁獵するは

來二不レ來。徙レ官不レ徙。居レ官久多レ憂。居二家室一不吉。歲稼不レ孰。民病疫。歲中毋レ兵。見二貴人一不吉。請謁不レ得。漁獵得少。行不レ過レ盜。雨不レ雨。霽不レ霽。不レ吉。

少し。行きて盜に遇はず、雨は雨らず、霽は霽れず、不吉なりと。

㊁ 亦前出せり

命曰。呈兆首仰足開。以占レ病病篤死。繫囚出。求二財物一買二臣妾馬牛一不レ得。行者行。來者來。擊レ盜不レ見レ盜。聞二盜來一不レ來。徙レ官徙。居レ官不レ久。居二家室一不吉。歲稼不レ孰。民疾疫有而少。歲中無レ兵。見二貴人一不レ見吉。請謁。追二亡人一。漁獵不レ得。行過レ盜。雨不レ雨。霽。小吉。

命に曰く、呈兆首仰ぎ足開くは、以て病を占ふに病篤きは死す。繫囚は出づ。財物を求め、臣妾牛馬を買ふは得ず。行く者は行き、來る者は來る。盜を盜つには盜を見ず、盜來ると聞けども來らず。官を徙るには徙り、官に居るには久しからず、家屋に居るには不吉なり。歲稼は孰せず。民の疾疫は有れども少く、歲中兵し。貴人に見ゆるは見ざること吉なり。請謁し、亡人を追ひ、漁獵は得ず。行きて盜に過ふ。雨は雨らず、(一)霽る、小吉なりと。

㊀ 此下に脫文あらん

不得。行者不行。來者不來。擊盜不見。聞盜來內自驚不來。徙官不徙。居官家室吉。歲稼不孰。民疾疫有病甚。歲中無兵。見貴人吉。請謁追亡人不得。失財物財物不出得。漁獵不得。行不遇盜。雨不雨。霽不霽凶。

は徙らず、官、家室に居るは吉なり。歲稼は孰せず。民の疾疫は病有ること甚だし。歲中に兵無し。貴人に見ゆるには吉なり。請謁し亡人を追ふは得ず。財物を失ふは、財物出得せず。漁獵は得ず。行くに盜に遇はず。雨は雨らず、霽は霽れず、凶なりと。

● 凡て上文の言ふ所を繰返すのみ

命曰。呈兆首仰足肣。以占病不死。繫者未出。求財物買臣妾馬牛不得。行不行。來不來。擊盜不相見。聞盜

命に曰く、呈兆首仰ぎ足肣るは、以て病を占ふに死なず。繫者は未だ出でず。財物を求め臣妾馬牛を買ふは得ず。行くものは行かず、來るものは來らず盜を擊つには相見ず、盜來ると聞けども來らず。官に徙るには徙らず、官に居るには久しければ憂多し、家屋に居るには不吉なり。歲稼は孰せず。民の病は疫す。歲中に兵毋し。貴人に見ゆるには不吉なり。請謁は得ず 漁獵は得ること

者聞レ言不レ行。來者不レ來。聞レ盜不レ來。聞レ言不レ至。徙レ官聞レ言不レ徙。居レ官有レ憂。居レ家多レ災。歲稼中孰。民疾疫多レ病。歲中有レ兵。聞レ言不レ聞。見二貴人一吉。請謁不レ行。行不レ得二善言一。追二亡人一不レ得。漁獵不レ得。行不レ遇レ盜。雨不レ雨甚。霽不レ霽。故其莫字皆爲二首備一。問レ之曰。備者仰也。故定以爲レ仰。此私記也。

中に孰し、民の疾疫は病多く、歲中に兵有り。言を聞くは聞えず、貴人に見ゆるには吉なり。請謁は行はれず、行くに善言を得ず、亡人を追ふには得ず、漁獵は得ず、行くに盜に遇はず、雨は雨らざること甚だし、霽は霽れずと。故に其莫(六)字(七)皆首備(八)を爲す。之を問ふに曰く、備は仰ぐなり。故に定めて以て仰と爲すと。此れ私記なり。

(一)首仰向き、足斂り、內先ありて外兆なきは　(二)釋放さる　(三)賊有りと聞くには　(四)官途に居る者は心配あり　(五)年穀は中等の作物なり　(六)莫は衍字　(七)龜の文理　(八)備は儼の誤、首儼は首仰ぐなり

命曰。首仰足肣有レ內無レ外。占レ病病甚不レ死。繫者不レ出。求レ財買二臣妾一

命に曰く、首仰ぎ(一)足肣り內有りて外無きは、病を占ふに病甚だしきに死なず。繫者は出でず。財を求め臣妾を買ふには得ず。行く者は行かず、來る者は來らず。盜を擊ちて見ず、盜來ると聞くは、內自ら驚けども來らず。官に徙る

者不レ死。繋者出。行者行。來者來。市買得。追二亡人一得。過二一日一不レ得。問二行者一不レ到。

者は來る。市買は得、(一)亡人を追ふは得。一日を過ぐれば得ず、行く者を問ふには到らずと。

(一) 物品の賣買には利益あり

命曰。柱徹。卜レ病不レ死。繋者出。行者行。來者來。而市買不レ得。憂者毋レ憂。追二亡人一不レ得。

命に曰く、柱の徹るは、病を卜するには死なず、繋者は出づ。行く者は行き來る者は來る。而して市買は得ず。(一)憂者は憂毋し。亡人を追ふには得ずと。(二)

(一) 心配する人は、其心配事は無し　(二) 捕へ得ず

命曰。首仰足肣有レ内無レ外。占レ病病甚不レ死。繋者解。求二財物一買二臣妾馬牛一不レ得。行

命に曰く、(一)首仰ぎ足肣り内有りて外無きは、病を占ふに病甚だしきも死なず。繋者は解く。(二)財物を求め臣妾馬牛を買ふには得ず。行く者は言を聞きて行かず、來る者は來らず。(三)盗を聞くには來らず、言を聞くには至らず。官に徙るには言を聞きて徙らず、(四)官に居るには憂有り、家に居るには災多し。(五)歳稼は

罪不出。輕罪環出。過一日不出。久毋傷也。求財物買臣妾馬牛。一日環得。過一日不得不得。行者不行。來者環至。過食時不至不來。擊盜不行。行不過。聞盜不來。徙官不徙。居官家室皆吉。歲稼不孰。民疾疫無疫。歲中無兵。見人行。不行不喜。請謁人不行不得。追亡人漁獵不得行不過盜。雨不雨。霽不霽。

臣妾馬牛を買ふに、一日(六)なれば環(かへ)りて得、一日を過ぎて得ざるは得ず。行く者は行かず、來る者は環(かへ)(七)りて至る。食時(八)を過ぎて至らざるは來らず。盜(たう)を擊つ(九)には行かず。行けども遇(あ)はず。盜(たう)を聞くには來らず、官(くわん)を徙(うつ)る(一〇)には徙(うつ)らず、官(くわん)と家(か)室(しつ)とに居るには皆吉なり。(一一)歲稼(さいか)には孰(じゆく)せず。民の疾疫、疫する無し。歲中に兵無し。(一二)人を見るには行く、行かざれば喜(よろこび)あらず。人に請謁(せいえつ)するには行かざれば得ず。亡人(ばうじん)を追ひ漁獵(ぎよれふ)するは得ず。行くに盜(たう)に遇(あ)はず。雨は雨(あめふ)らず、霽(はれ)は霽(は)れず。

(一) 錢警石に從ひ別項とす　(二) 龜甲の筋目　(三) 一日間死せず　(四) 還と通ず、赦されて出獄す　(五) 損傷なし
(六) 一日の中なれば買はる　(七) 歸還す　(八) 食事の時を過して尚は歸らざれば還らず　(九) 賊を擊つには行かず
(一〇) 他の官に轉任する場合なれば、轉任せず　(一一) 其歲の稻穀は實らず　(一二) 人と面會するは行くが善し

命曰。呈兆。病

命に曰く、兆を呈するは、病者は死なず、繫者(けいしや)は出づ。行く者は行く、來る

遇。遇首仰足開身節折。外高內下。不レ過呈レ兆。

卜二天雨不一レ雨。雨首仰有レ外外高內下。不レ雨首仰開足若橫吉安。

卜二天雨霽不一レ霽。霽呈兆足開首仰。不レ霽橫吉。

命曰。橫吉安。以占レ病。病甚一日不レ死。不レ甚者卜日瘳不レ死。繫者重

外高く內下かれ、遇はずば兆を呈せよと。

● 他處に行きて、盜賊有るか否か

天雨るか雨らざるかを卜するには、雨らば首仰ぎ外有り外高く內下かれ、雨らずば首仰ぎ足開き若しくは橫吉安れと。

● 降雨の有無を

天雨霽るゝか霽れざるかを卜するには、霽れば呈兆足開き首仰げ、霽れずば橫吉なれと。

● 天の晴曇を

命に曰く、橫吉安るは、以て病を占ふには、病甚だしき者は一日死なず、甚だしからざる者は卜に曰く、瘳えて死なずと。繫はるゝ者は重罪は出でず、輕罪は環りて出づ。一日を過ぐれば出でず、久しければ傷るゝ毋し。財物を求め

仰身節折足肣有レ外。若無漁。

卜下請二謁於人一得不レ得、得首仰足開内自橋。不レ得首仰足開肣有レ外。

卜下追二亡人一當レ得不レ得。得首仰足肣内外相應。不レ得首仰足開若橫吉安。

卜二漁獵得不一レ得。得首仰足開内外相應。不レ得足肣首仰若橫吉安。

卜二行遇レ盜不一レ

（二）人に請謁するに、得るか得ざるかを卜するには、得ば首仰ぎ足開き内自ら橋かれ、得ずば首仰ぎ足肣り外有れと。

（一）頼み事をなすに、成功するか否かを

（二）亡人を追ふに當に得べきか得べからざるかを卜するには、得ば首仰ぎ足肣り内外相應ぜよ。得ずば首仰ぎ足開き若しくは橫吉安まれと。

（一）逃亡したる人を追ふに、捕へ得べきか否か

（二）漁獵するに得るか得ざるかを卜するには、得ば首仰ぎ足開き内外相應ぜよ、得ずば足肣り首仰ぎ若しくは橫吉安まれと。

（一）魚を漁するに

（二）行きて盜に遇ふか遇はざるかを卜するには、遇はば首仰ぎ足開き身節折し、

仰足開內外自橋外自垂。不レ執足肣首仰有レ外。

卜二歲中民疫不疫一。疫首仰足肣身節有二彊外一。不レ疫身正首仰足開。

卜二歲中有レ兵無ヒ兵。無レ兵呈レ兆若橫吉安。有レ兵首仰足開身作二外彊情一。

卜下見二貴人一吉不吉上。吉足開首仰身正內自橋。不吉首

ら垂れよ。執せざらば足肣り首仰ぎ外有れと。

(一) 一年中の農作の熟不熟をトするには

歲中民の疫不疫をトする(一)には、疫せば首仰ぎ足肣り、身節彊外有れ(二)、疫せずば身正しく首仰ぎ足開けと。

(一) 傳染病の流行するかせぬかを　(二) 張文虎の說によれば、身節彊有と爲すべしと

歲中兵有るか兵無きかをトする(一)には、兵無くば兆を呈し若しくは橫吉定れ、兵有らば首仰ぎ足開き、身外彊情を作せ(二)と。

(一) 兵亂の有るか否か　(二) 張文虎は此句恐らくは脫字有らんかと

貴人に見ゆるに吉か不吉かをトする(一)には、吉ならば足開き首仰ぎ身正しく內自ら橋かれ、不吉ならば首仰ぎ身節折れて、足肣り外有れ。若無漁(二)。

(一) 謁見することの吉凶　(二) 此句脫誤あるべし、不明

卜二遷徙去レ官不レ去。去足開有二肹レ外首仰一。不レ去自去卽足肹。呈兆若橫吉安。

卜二居レ官倘吉不吉一。呈兆身正若橫吉安。不吉身節折首仰足開。

卜下居二室家一吉不吉上。吉呈兆身正若橫吉安。不吉身折節。首仰足開。

卜二歲中禾稼孰不孰一。孰首

遷徙して官を去らるゝか去られざるかを卜するには、去られば足開き外を肹め首仰ぐこと有れ、去られずして自ら去らば、卽ち足肹れ。呈兆若しくは橫吉定れと。

● 官を免ぜらるゝか否か

官に居るの倘ほ吉か不吉かを卜するには、呈兆身正しく若しくは橫吉定れ、不吉ならば身節折れ首仰ぎ足開けと。

● 官に居ることの吉凶を

室家に居るは吉か不吉かを卜するには、吉ならば呈兆身正しく若しくは橫吉定れ、不吉ならば身折節して首仰ぎ足開けと。

● 節折の誤

歲中禾稼の孰不熟を卜するには、孰せば首仰ぎ足開き、內外自ら橋く外自

卜レ求二當レ行レ不一行。行首足開。不レ行足肸首仰。若横吉安。安不レ行。

卜二往擊レ盜當レ見不一見。見首仰足肸有レ外。不レ見足開首仰。

卜二往候レ盜見不一見。見首仰足肸。肸勝有レ外。不レ見足開首仰。

卜二聞レ盜來不一來。來外高内下。足肸首仰。不レ來足開首仰。若横吉安。期レ之自次。

當に行くべきか行かざるべきかを卜するには、行くべくば首足開け、行くべからざらば足肸り首仰げ、若しくは横吉定れ、安ければ行かずと。

㊀ 他に行くべきか否かを卜するには

往きて盜を擊つに、當に見るべきか見るべからざるかを卜するに、（二）見えば首仰ぎ足肸り外に有れ、見えずば足開き首仰げと。

㊀ 當に見るべくばの章

往きて盜を候するに、（二）見るか見ざるかを卜するには、見ば首仰ぎ足肸り肸り勝れて外に有れ、見ずんば足開き首仰げと。

㊀ 動靜を伺ふに

盜を聞きて來るか來らざるかを卜するに、（二）來らば外高く内下く足肸り首仰げ、來らずば足開き首仰げ。若しくは横吉安らば、之を期し自ら次らんと。（三）

㊀ 盜賊ありと聞きて ㊁ 至る

相應。卽不レ得呈兆首仰足肣。

卜レ有ニ賣ㇾ若買ㇾ臣妾馬牛一。得レ之首仰足開。內外相應。不レ得首仰足肣。呈兆若横吉安。

卜レ擊ㇾ盜聚若干人在ㇾ某所一。今某將卒若干人往擊レ之。當レ勝首仰足開。身正內自橋外下。不レ勝足肣首仰。身首內下外高。

(一) 資財の當に得べき所を求むるを占ふには

臣妾馬牛を賣り若しくは買ふこと有るを卜するには、之を得ば首仰ぎ足開き、內外相應ぜよ。得ずば首仰ぎ足肣まれ。呈兆若しくは横吉安れと。

(一) 賣買せんとする時

盜聚る若干人某所に在るを擊つを卜するには、今某の將卒若干人往きて之を擊つ、當に勝つべくば、首仰ぎ足開き、身正しく內自ら橋く外下かれ。勝たずば、足肣り首仰ぎ、身首內下く外高かれと。

(二) 蹻と通じ用ふ

卜占病者。祝曰。今某病困。死首上開。內外交駭。身節折。不死首仰足肣。

卜病者祟曰。今病有祟無呈。無祟有呈。兆有中祟有內。外祟有外。

卜繫者出不出。不出橫吉安。若出足開首仰有外。

卜求財物其所當得。得首仰足開。內外

病者を卜占するには、祝して曰く、今某病困す。死なば首上開き、內外交駭し、身節折れよ。死なずば首仰ぎ足肣まれと。

(一)病氣の爲に困憊す (二)駭は誤りか

病者の祟を卜するには曰く、今病祟有らば呈する無かれ、祟無くば呈する有れ。兆、中に祟有らば內有れ、外に祟あらば外有れと。

(一)鬼神の禍を爲すこと有らば (二)兆をあらはすこと無かれ

繫者の出不出を卜するには、出でずんば橫吉安り、若し出では足開き首仰ぎ外有れと。

(一)獄屋に囚はるゝ者の出獄するか否かを占ふには (二)甲を橫ぎる割目 (三)赦されて出獄することを得ば (四)兆外に呈出有れ

財物の其の當に得べき所を求むるを卜するには、得ば首仰ぎ足開き、內外相應ぜよ。卽し得ずば呈兆首仰ぎ足肣れと。

先知。而上行二於天。下行二於淵。諸靈數剎。莫レ如二汝信一。今日良日。行一良貞。其欲レト。某即得而喜。不レ得而悔。即得發鄉レ我。身長大。手足收入。皆上偶。不レ得發鄉レ我。身挫折。中外不二相應一。手足滅去。

ぜず、手足滅去せよと。

(一) 龜にて荊木を以て切取りし甲を灼く　(二) 諸の靈威有る者が龜を數ふるも　(三) 欲する所を得て　(四) 兆をあらはして　(五) 挫け折れて　(六) 内外相應ぜず

靈龜卜祝曰。假二之靈龜一。五筮五靈。不レ如下神龜之靈知二人死一知中人生上。某身良。某欲レ求二某物一。即得也。頭見足發。内外相應。即不レ得也。頭仰足肣。内外自隨。可レ得レ占。

靈龜の卜には祝して曰く、之を(一)靈龜に假る。(二)五筮の五靈も、神龜の靈の、人の死を知り、人の生を知るに如かず。某の身良なり。(三)某の物を求めんと欲す。即し得ば、頭見れ足發き、内外相應ぜよ。即し得ずんば、頭仰ぎ足肣り、内外自ら隨ひ、占を得可からしめよと。

(一) 神龜の力に假る　(二) 易の五義、即ち一に變易、二に交易、三に反易、四に對易、五に移易　(三) 某の事を占はんと欲す

三。持レ龜以レ卵周二環之一。祝曰。今日吉。謹以二粱卵𥝮黃一祓二去玉靈之不祥一。玉靈必信以誠。知二萬事之情一。辯レ兆皆可レ占。不レ信不レ誠。則燒二玉靈一。揚二其灰一以徵レ後。龜其卜必北向。龜甲必尺二寸。

切離してトすべし　(五) 日出に以て龜を祝す　(六) トす　(七) 法と爲す　(八) 雞卵を以て攘て祝す　(九) 生の堅木　(一〇) 土にて造れる雞卵の狀をなしたるものを以て三度指して不祥をまじなふ　(一一) 攘てはらし　(一二) 粱は精白米、𥝮は龜を灼く木、黃絹を以て粱米を包みて之を灼く。故に𥝮黃といふ　(一三) 龜を尊みていふ

卜先以レ造灼レ鑽。鑽レ中已又灼。龜首各三。又復灼二所レ鑽中一曰二正身一。灼レ首曰二正足一。各三。卽以レ造三二周龜一。祝曰。假二之玉靈夫子一。夫子玉靈。荊灼二而心一。令二而

トするに先づ造(一)を以て鑽を灼く。中を鑽り已りて又灼く。龜首各々三たびす。又復鑽る所の中を灼くを正身と曰ひ、首を灼くを正足と曰ひ、各々三たびす。卽ち造を以て龜を三周し、祝して曰く、之を玉靈夫子に假る。夫子玉靈、荊して而の心を灼き、而をして先づ知らしむ、而上は天に行き、下は淵に行く。(二)諸靈數策、汝の信に如く莫し。今日良日、行一に良貞なり。其れトせんと欲す。某卽ち得て(三)喜ぶか、得ずして悔ゆるか。卽し得ば發して(四)我れに鄉へ、身長大、手足收入、皆上に偶へよ。得ずば發して我に鄉ひ、身(五)挫折して、(六)中外相應

月。八月。九月。十月。

卜禁日。子亥戌。不可以卜及殺龜。日中如食已。卜暮昏。龜之徼也。不可以卜。庚辛可以殺及以鑽之。常以日旦祓龜。先以清水澡之。以卵祓之。乃持龜而遂之。若嘗以爲祖。人若已卜不中。皆祓之以卵。東向立。灼以荊若剛木。土卵指之者

卜の禁日(一)は、子亥戌なり。以て卜し及び龜を殺す可からず。日中如しくは食已(二)、暮昏は、龜の徼(三)なり、以て卜す可からず。庚辛には以て殺し及び以て之を鑽る(四)可し。常に日旦(五)を以て龜を祓す。先づ清水を以て之を澡ひ、卵を以て之を祓す。乃ち龜を持して之を遂す(六)。嘗に以て祖と爲すが若し(七)。人若し已に卜して中らざるときは、皆之を祓するに卵(八)を以てし、東向して立ち、灼くに荊若しくは剛木(九)を以てし、土卵之を指すもの三たび(一〇)、龜を持し卵を以て之を周環し(一一)、祝して曰く、今日吉なり、謹みて粱卵焍黄(一二)を以て、玉靈(一三)の不祥を祓去す。玉靈必ず信以て誠にして、萬事の情を知らしめ、兆を辯じて皆占ふ可し。信ならず誠ならずば、則ち玉靈を焼き、其灰を揚げて以て後龜を徵さんと。其の卜するとき必ず北に向ふ。龜甲は必ず尺二寸なり。

(一) 禁ずる日 (二) 食已の下の卜字衍なり除く、食已は食を終る (三) 徼繞して分明ならざるなり (四) 龜の甲を

褚先生曰。漁者擧レ網而得二神龜一。龜自見二夢宋元王一。元王召二博士衞平一。告以二夢レ龜狀一。平運レ式定二日月一。分二衡度一。視二吉凶一。占レ龜與二物色一同。平諫レ王留二神龜一以爲二國重寶一。美矣。古者筮必稱レ龜者。以下其令名所二從來一久上矣。余述而爲レ傳。

褚先生曰く、漁者網を擧げて神龜を得、龜自ら夢に宋の元王に見ゆ。元王博士衞平を召し、告ぐるに龜を夢る狀(一)を以てす。平、式を運し日月を定め、衡度(二)を分ち吉凶を視る。龜を占ふに物色と同じ。平、王を諫め、神龜を留めて以て國の重寶と爲す。美なるかな。古は(三)筮に必ず龜を稱する者は、其令名(四)の從りて來る所久しきを以てなり。余述べて傳を爲す。

(一) 有樣　(二) 星辰の運行を分ち　(三) 占筮の時必ず龜を稱するものは　(四) 良き名

三月。二月。正月。十二月。十一月。四月。口口首仰。足開。肣開。首俛大。五月横吉。首俛大。六月。七

三月、二月、正月、十二月、十一月、四月は、□□首仰ぎ足開く。肣(一)開き首俛(二)して大なるは、五月、横吉にして首俛(二)して大なるは、六月、七月、八月、九月、十月。

(一) 斂り開き　(二) 俯して

蝟辱ニ於鵲ニ。騰蛇之神。而殆ニ於卽且ニ。竹外有ニ節理ニ。中直空虛。松柏爲ニ百木長ニ。而守ニ門閭ニ。日辰不ㇾ全。故有ニ孤虛ニ。黃金有ㇾ疵。白玉有ㇾ瑕。事有ㇾ所ㇾ疾。亦有ㇾ所ㇾ徐。物有ㇾ所ㇾ拘。亦有ㇾ所ㇾ據。罔有ㇾ所ㇾ數。亦有ㇾ所ㇾ疏。人有ㇾ所ㇾ貴。亦有ㇾ所ㇾ不ㇾ如。何可ニ而適一乎。物安可ㇾ全乎。天尙不ㇾ全。故世爲ㇾ屋。不ㇾ成ニ三瓦ニ。而陳ㇾ之。以應ニ之天ニ。天下有ㇾ階。物不ㇾ全。乃生也。

有り、亦徐にする所有り。物拘る所有り、亦據る所有り。罔數(一二)にする所有り、亦疎にする所有り。人貴き所有り、亦如かざる所有り。何ぞ而く適(一三)とす可んや。物安んぞ全かる可けんや。天すら尙ほ全からず。故に世の屋を爲る、三瓦(一四)を成さずして之を陳く。以て之を天に(一五)應ず。天下階(一六)有り、物全からずして乃ち生ずるなり。

(一) 徒らに古ぶ (二) 大陽の中に三足金烏ありと言ふ說あるよりいふ (三) 月は陰にして其象を刑と爲して、刑以て德を佐くれども (四) 蝟(ハリネズミ)は能く虎を制すれども、鵲を見れば地に仰ぐといふ說あればいふ (五) 蒲の屬 (六) 蝍蛆にて、蜈蚣なりと、一說に蝗に似て大腹、よく蛇腦を食ふものと (七) 節とすぢ (八) 松柏を伐りて門と爲せばいふ (九) 十干を日といひ、十二支を辰といふ (一〇) 十干を十二支に配當して殘れる二支を孤といひ、干支相配したる中の五位六位の二つを虛と言ふ (一一) 事にも疾くすべきものあり、亦緩かにす可きものあり (一二) 網にも目を細くする所あり、亦疎くする所あり (一三) 主 (一四) 三枚の瓦を缺きて葺く (一五) 天の全からざるに應ず (一六) 階級あり

身而攣。當レ時不レ利。又焉事レ賢。賢者有二恆常一。士有二適然一。是故明有レ所レ不レ見。聽有レ所レ不レ聞。人雖レ賢。不レ能二左畫レ方。右畫一レ圓。日月之明。而時蔽二於浮雲一。羿名二善射一。不レ如二雄渠蠭門一。禹名爲二辯智一。而不レ能レ勝二鬼神一。地柱折。天故毋レ椽。又奈何責二人於全一。

めんと。

(一)神龜の威力なり　(二)十度言ひて十度適中すれども　(三)江神に答中すること能はず　(四)刀鋒を免れて　(五)殺す可しとの言を發することなからしむること能はず　(六)事の吉凶を言へば完全に言ひ中つれども　(七)平素不變の定則　(八)能く物を見るものも眼の屆かぬ所あり能く聞く者も耳の屆かぬ所あり　(九)同時に右手に方を畫き左手に圓を畫くこと能はず　(一〇)楚人雄渠子或ひは蓬蒙　(一一)故に東南に傾きて椽無し　(一二)完全ならんことを人に望まんや

孔子聞レ之曰。神龜知二吉凶一。而骨直空枯。日爲レ德。而君二於天下一。辱二於三足之烏一。月爲レ刑。而相佐。見レ食二於蝦蟇一。

孔子之を聞きて曰く、神龜吉凶を知れども、而も骨直空しく枯ると。日は德を爲して天下に君たれども、(一)三足の烏に辱められ、(二)月は刑を爲して相佐くれども、(三)蝦蟇に食はる。(四)蝟は鵲に辱めらる。(五)螣蛇の神にして、而も即且に殆し。(六)竹は外に節理有れども、(七)中直空虛なり。松柏は百木の長たれども、而も門閭を守る。(八)日辰全からず、故に孤虛有り。(九)黄金に疵有り、(一〇)白玉にも瑕有り。事疾くする所(一一)

盡當。邦福重寶。聞於傍鄉。殺牛取革。被鄭之桐。草木畢分。化爲甲兵。戰勝攻取。莫如元王。

元王之時。衞平相宋。宋國最彊。龜之力也。故云神至能見夢於元王。而不能自出漁者之籠。身能十言盡當。不能通使於河。還報於江。賢能令人戰勝攻取。不能自解於刀鋒。免剝刺之患。聖能先知亟見。而不能令衞平無言。言事百全。至

元王の時、衞平宋に相たり。宋國最も彊し。龜(一)の力なり。故に云く、神なること能く夢に元王に見ゆるに至れども、而も自ら漁者の籠を出づること能はず。身能く十言(二)して盡く當つれども、使を河に通じて、還りて江(三)に報ずること能はず。賢能く人をして戰勝攻取せしむれども、自ら刀鋒(四)を解きて、剝刺の患を免るゝ能はず。聖能く先づ知り亟かに見れども、而も衞平(五)をして言無からしむること能はず。事(六)を言へば百全なれども、身に至りては而ち攣はる。時に當りて利あらずんば、又焉んぞ賢を事とせん。賢者(七)は恆常有り、士は適ゝ然ること有り。是故に明(八)も見ざる所有り、聽も聞かざる所有り。人賢と雖も、左(九)に方を畫き右に圓を畫くこと能はず。日月の明といへども、而も時に浮雲に蔽はる。羿、善射に名あれども、雄渠(一〇)、蠭門に如かず。禹名づけて辯智と爲せども而も鬼神に勝つこと能はず。地柱折れ、天故(一一)に椽毋し。又奈何ぞ人を全き(一二)に責

咎。後世稱レ之。至レ今不レ已。是皆當レ時而行。見レ事而彊。乃能成二其帝王一。今龜大寶也。爲二聖人一使。傳二之賢士一。不レ用二手足一。電雷將レ之。風雨送レ之。流水行レ之。侯王有レ德乃得レ當レ之。今王有レ德而當二此寶一。恐レ不二敢受一。王若遣レ之。宋必有レ咎。後雖レ悔レ之。亦無レ及已。

元王大悅而喜。於レ是元王向レ日而謝。再拜而受。擇レ日齋戒。甲乙最良。乃刑三白雉及與二驪羊一。以レ血灌レ龜。於二壇中央一。以レ刀剝レ之。身全不レ傷。脯酒禮レ之。橫二其腹腸一。荊支卜レ之。必制二其創一。理達二於理一。文相錯迎。使二工占一レ之。所レ言

元王大に悅びて喜ぶ。是に於て元王日に向ひて謝し、再拜して受く。(一)日を擇びて齋戒す。(二)甲乙最も良なり。乃ち白雉と(三)驪羊とを刑して、血を以て龜に灌ぎ、壇の中央に於て、刀を以て(四)之を剝ぎ、(五)身は全くして傷らず、(六)脯酒もて之を禮し、其腹腸に橫へ、(七)荊支之を卜し、必ず其創を制す。(八)理、理に達し、(九)文相錯迎す。工をして之を占はしむるに、言ふ所盡く當る。邦重寶を藏めて、傍鄉に聞ゆ。牛を殺し革を取り、(一〇)鄭の桐に被らす。草木畢く分れ、化して甲兵と爲る。戰勝攻取、元王に如くは莫し。

(一) 吉日を擇びてものいみす (二) 甲乙の日 (三) 黑色の羊 (四) 龜の甲を剝ぎ取り (五) 身體の部は少しも傷けず (六) 乾肉と酒とを以て祀り (七) 支は枝、荊の枝 (八) きめはきめに達し (九) 模樣は相錯りて迎ふ (一〇) 鄭國より産する桐に被らして鼓を作る

象耶。徵祿灼之、務以費民。賦斂無度。殺戮無方。殺人六畜、以韋爲囊。囊盛其血、與人縣而射之。與天帝爭彊。逆亂四時、先百鬼嘗。諫者輒死。諛者在傍。聖人伏匿。百姓莫行。天數枯旱。國多妖祥、螟蟲歲生。五穀不成。民不安其處。鬼神不享。飄飛日起。正晝晦冥。日月並蝕。滅息無光。列星奔亂。皆絕紀綱。以是觀之。安得久長。雖無湯武、時固當亡。故湯伐桀。武王剋紂。其時使然。乃爲天子。子孫續世。終身無

足を用ひずして、電雷之を將り、風雨之を送り、流水之を行る。侯王德有れば、乃ち之れに當る(三三)ことを得。今王德有りて此寶に當る。敢へて受けざらんことを恐る。王若し(三四)之を遣らば、宋必ず咎有らん。後之を悔ゆと雖も、亦及ぶ(三五)こと無きのみと。

(一) 神靈にして賢明なれども (二) 源泉水理 (三) 戰爭は貨の爭奪によりて起り (四) 國家危からんとし (五) 文數を以てし (六) 四季の順序に逆はず (七) 天地の道に通じ (八) 殷富になりて喜び (九) 世と共に制度を更め始む (一〇) 經世の大綱となす (一一) 湯王、武王の聖君の道を稱道せずして (一二) 當然の事なりと爲す (一三) 瓦葺の室 (一四) 祿を徵收して新に代へて之を灼き (一五) 苛稅誅求を極め (一六) 道なし (一七) 馬牛羊雞犬豚 (一八) 六畜の血を滿たし (一九) 人と共に (二〇) 百神に先だちて新穀を食す (二一) 誅戮に遇ひ (二二) 人倫の道を行ふ者無し (二三) 貸らず (二四) 旋風 (二五) 晝日中眞闇に (二六) 定りたる道を失ふ (二七) 時節到來して當然亡ぶべきものなり (二八) 時節の然らしめしなり (二九) 稱讚す (三〇) 今の世に至るまで絕えず (三一) 引讓る (三二) 何等の勞力なくして (三三) 此大龜を受くるに適せり (三四) 此大龜を放ち遣らば (三五) 取返しのつかぬ事になるばかりてある

攻分爭。是暴彊也。故云取ㇾ之以二暴彊一。而治以二文理一。無ㇾ逆二四時一。必親二賢士一。與二陰陽一化。鬼神爲ㇾ使。通二於天地一。與ㇾ之爲ㇾ友。諸侯賓服。民衆殷喜。邦家安寧。與ㇾ世更始。湯武行ㇾ之。乃取二天子一。春秋著ㇾ之以爲二經紀一。王不三自稱二湯武一。而自比三桀紂爲二暴彊一也。固以爲ㇾ常。桀爲二瓦室一。紂爲二

して、而して自ら桀紂の暴彊を爲すに比し、固に以て常と爲す(一二)。桀は瓦室を爲り(一三)、紂は象郎を爲り(一四)、絲を徵して之を灼き、務めて以て民を費し(一五)、賦斂度無く、殺戮(一六)方無し。人の六畜(一七)を殺し、韋を以て囊と爲し、囊に其血を盛り(一八)、人と懸け(一九)て之を射、天帝と彊を爭ひ、四時を逆亂し(二〇)、百鬼に先ちて嘗む。諫むる者は輒ち(二一)死し、諛ふ者は傍に在り。聖人伏し匿れて、百姓(二二)行ふ莫し。天數〻枯旱して、國妖祥多く、螟蟲歲ごとに生じて、五穀(二三)成らず。民其處に安んぜず、鬼神享けず(二四)。飄風日に起り(二五)、正晝晦冥、日月並に蝕し、滅息して光無く、列星奔亂して(二六)、皆紀綱を絕つ。是を以て之を觀るに、安んぞ久長なることを得ん。湯武無しと雖も(二七)、時固より當に亡ぶべし。故に湯、桀を伐ち、武王、紂に剋つは其れ(二八)時然らしめしなり。乃ち天子と爲りて、子孫世を續ぎ、終身咎無く、後世之を(二九)稱す(三〇)。今に至るまで已まず。是れ皆時に當りて行ひ、事を見て彊に、乃ち能く其帝王を成す。今龜は大寶なり、聖人の爲に使して、之を賢士(三一)に傳ふ(三二)。手

狂。殺二周太子歷一。囚二文王昌一。投二之石室一。將二以レ昔至レ明。陰兢活レ之。與レ之俱亡。入二於周地一。得二太公望一。興レ卒聚レ兵。與レ紂相攻。文王病死。載レ尸以行。太子發代將。號爲二武王一。戰二於牧野一。破二之華山之陽一。紂不レ勝。敗而還走。圍二之象郎一。自殺宣室。身死不レ葬。頭懸二車軫一。四馬曳行。寡人念二其如レ此。腸如レ涫湯。是人皆富有二天下一。而貴至二天子一。然而大傲。欲無レ厭。時擧レ事而喜レ高。貪狼而驕。不レ用二忠信一。聽二其諛臣一。而爲二天下笑一。今寡人之邦。居二諸侯之間一。曾不レ如二秋毫一。擧レ事不レ當。又安亡逃。

衛平對曰。不レ然。河雖二神賢一。不レ如二崑崙之山一。江之源理。不レ如二四海一。而人尙奪二取其寶一。諸侯爭レ之。兵革爲起。小國見レ亡。大國殆危。殺二人父兄一。虜二人妻子一。殘國滅レ廟。以爭二此寶一。戰

衛平對へて曰く、然らず。河は神賢(一)なりと雖も、崑崙の山に如かず。江の源理(二)は、四海に如かず。而るに人尙ほ其寶を奪取る。諸侯之を爭ひ、兵革(三)爲に起り、小國亡され、大國危殆(四)し、人の父兄を殺し、人の妻子を虜にし、國を殘ひ廟を滅し、以て此寶を爭ひ、戰攻分爭す。是れ暴彊なり。故に云く、之を取るに暴彊を以てするも、而かも治むるに文理(五)を以てし、四時(六)に逆ふこと無く、必ず賢士を親み、陰陽と化し、鬼神を使と爲し、天地(七)に通じ、之れと友爲れば、諸侯賓服し、民衆殷喜(八)し、邦家安寧にして、世(九)と更始すと。湯武は之を行ひて、乃ち天子を取り、春秋之を著し、以て經紀(一〇)と爲す。王自ら湯武(一一)を稱せず

於傍一。國危二於
累卵一。皆曰無ㇾ
傷。稱樂二萬歲一。
或曰二未央一。蔽二
其耳目一。與ㇾ之
詐狂。湯卒伐ㇾ
桀。身死國亡。
聽二其諛臣一。身
獨受ㇾ殃。春秋
著ㇾ之。至ㇾ今不ㇾ
忘。紂有二諛臣一。
名爲二左彊一。誇
而目巧。教爲二
象郎一。將ㇾ至二於
天一。又有二玉牀。
犀玉之器一。象
箸而羹。聖人
剖二其心一。壯士
斬二其胻一。箕子
恐ㇾ死。被髮佯

葬られず、頭車軫に懸り、(二八)四馬曳行す。(二九)寡人其の此の如きを念へば、腸、涫湯の如し。(三〇)是人皆富天下を有ちて、貴こと天子に至る。然り而して大に傲り、欲猒く時無く、(三一)事を擧げて高きを喜み、貪狠にして驕り、忠信を用ひず、(三二)其諛臣に聽きて、而して天下の笑と爲る。今寡人の邦は、諸侯の間に居り、曾て秋毫に如かず。(三三)事を擧げて當らずんば、(三四)又安にか亡逃せん。

(一) へつらひの言を聽き入るゝのは (二) 巨多の物貨を生成す (三) 必ず四季の變化あり (四) 夏至冬至を期となす (五) 此理に通達す (六) 人自身に禍を生ず (七) 刑罰と道德とは相對するものなり (八) 天と功績を爭ひ (九) 抑へとゞめて (一〇) 多數ありたり (一一) 一說眞佷の誤ならんと (一二) 夏臺の獄に繫ぎ (一三) 願ひて徒に其傍にあり (一四) 御心配には及ばずと (一五) 快樂未だ半にも達せず (一六) 王の見聞の屆かぬ樣に仕向けて (一七) 目分量にて室を作る (一八) 象牙にて裝飾せる廊堂 (一九) 高く作りて將に天に達せんとす (二〇) 象牙の箸 (二一) 毛髮を被り狂人を裝ふ (二二) 石室の中に居らしむ (二三) 夕より夜明に至るまでにならんとす (二四) 人名 (二五) 屍を車に戴せて。或は木主卽ち位牌か (二六) 天子の居室 (二七) 紂自殺して後葬儀も營まれず (二八) 車の後方の横木 (二九) 曳き行く (三〇) 心苦しくして、湯の沸きかへるが如し (三一) 嗜慾、恣にして際限なく (三二) 忠信の臣下の言を用ひず (三三) 弱小にして秋毫の細少なるにも如かず (三四) 新規なる事を爲して若し失敗せば

無レ災。明王用レ之。人莫二敢欺一故云。禍之至也。人自生レ之。禍之至也。人自成レ之。禍與レ福同。刑與レ德雙。聖人察レ之。以知吉凶。桀紂之時。與レ天爭レ功。擁二過鬼神一。使レ不レ得レ通。是固已無道矣。諛臣有レ衆。桀有二諛臣一。名曰二趙梁一。敎爲二無道一。勸以二貪狠一。繫二湯夏臺一。殺二關龍逢一。左右恐レ死。偸二諛

を爲さしめ、勸むるに貪狠を以てし、（一一）湯を夏臺に繫へ、（一二）關龍逢を殺す。左右死を恐れて、傍に偸諛す。（一三）國累卵よりも危し。皆曰く、傷む無かれと。（一四）稱して萬歲を樂み、或ひは未央と（一五）曰ふ。（一六）其耳目を蔽ひて、之れと詐り狂す。湯卒に桀を伐ち、身死し國亡ぶ。其諛臣に聽きて、身獨殃を受く。春秋之を著し、今に至るまで忘れず。紂に諛臣有り、名を左彊と爲す、誇りて目巧なり。（一七）敎へて象郎（一八）を爲らしめ、將に天に至らんとす。又玉牀犀玉の器有り。象箸（二〇）にして羹す。聖人は其心（一九）を剖かれ、壯士は其胻を斬られ、箕子は死を恐れて、被髮（二一）佯狂す。周の太子歷を殺し、文王昌を囚へて、之を石堂（二二）に投じ、將に昔（二三）を以て明に至らんとす。陰兢（二四）之を活す。之と與に亡げて、周の地に入る。太公望を得て、卒を興し兵を聚めて、紂と相攻む。文王病死す。尸（二五）を載せて以て行く。太子發代りて將たり、號して武王と爲す。牧野に戰ひ、之を華山の陽に破る。紂勝たず敗れて還り走る。之を象郎に圍む。宣室（二六）に自殺す。（二七）身死して

彊。不レ得二其嬴一。婦女不レ彊。布帛不レ精。官御不レ彊。其勢不レ成。大將不レ彊。卒不レ使レ令。侯王不レ彊。沒レ世無レ名。故云彊者。事之始也。分之理也。物之紀也。所レ求二於彊一。無レ不レ有也。王以爲レ不レ然。王獨不レ聞下玉櫝隻雉。出二於昆山一。明月之珠。出中於四海上。鐫レ石拌レ蚌。傳二賣於市一。聖人得レ之。以爲二大寶一。大寶所レ在。乃爲二天子一。今王自以爲レ暴。不レ如レ拌二蚌於海一也。自以爲レ彊。不レ過レ鐫二石於昆山一也。取者無レ咎。寶者無レ患。今龜使來抵レ網。而遭二漁者一得レ之。見レ夢自言。是國之寶也。王何憂焉。

元王曰。不レ然。寡人聞レ之。諫者福也。諛者賊也。人主聽レ諛。是愚惑也。雖レ然。禍不二妄至一。福不二徒來一。天地合レ氣。以生二百財一。陰陽有レ分。不レ離二四時一。十有二月。日至爲レ期。聖人徹レ焉。身乃

元王曰く、然らず。寡人之を聞く、諫は福なり、諛は賊なり。人主諛(一)を聴くは是れ愚惑なりと。然りと雖も禍は妄に至らず、福は徒らに來らず、天地氣を合せて、以て百財(二)を生じ、陰陽分有りて、(三)四時を離れず。十有二月、(四)日、至るを期と爲す。聖人焉(五)に徹す。身乃ち災無し。明王之を用て、人敢て欺くこと莫し。故に云く、福の至るや、人自ら之を生じ、(六)禍の至るや、人自ら之を成すと。禍と福と同じく、(七)刑と德と雙ぶ。聖人之を察して、以て吉凶を知る。桀紂の時、(八)天と功を爭ひ、鬼神を擁遏(九)して、通ずることを得ざらしむ。是れ固り已に無道なり。諛臣衆有り。(一〇)桀に諛臣有り、名づけて趙梁と曰ふ。(一一)教へて無道

單薄一。聖人別二其生一。使レ無二相獲一。禽獸有二牝牡一。置二之山原一。鳥有二雌雄一。布二之林澤一。有介之蟲。置二之谿谷一。故牧二人民一。爲二之城郭一。內經二閭術一。外爲二阡陌一。夫妻男女。賦二之田宅一。列二其室屋一。爲二之圖籍一。別二其名族一。立レ官置レ吏。勸以二爵祿一。衣以二桑麻一。養以二五穀一。耕レ之耰レ之。鉏レ之耨レ之。口得レ所レ嗜。口得レ所レ美。身受二其利一。以レ是觀レ之。非レ彊不レ至。故曰。田者不レ彊。囷倉不レ盈。商賈不レ

拌き(二八)、市に傳賣し(二九)、聖人之を得て、以て大寶と爲す。大寶の在る所、乃ち天子と爲る。今王自ら以て暴と爲すも、蚌を海に拌くに如かず。自ら以て彊と爲すも、石を昆山に鐫るに如かず。取る者咎無く、寶とする者患無し。今龜使として來りて網(三〇)に抵り、漁者に遭ひて之に得られ、夢に見えて自ら言ふ。是れ國の寶なり、王(三一)何ぞ憂へんと。

(一) 心配するに及ばず (二) 輕しと雖ども動すこと能はず (三) 放縱不羈にして妄行する (四) 能く物の道理を推すこと能はず (五) 事物を障害する氣 (六) 一歲の中にても氣節を異にす (七) 萬物皆此の如し (八) 一々舉げて (九) 青黃赤白黑の五色有らしめて (一〇) 相似たり (一一) 谷間に住し穴居し (一二) 驚きあわてゝ不安心に (一三) 妖怪の事、即ち衣服歌謠草木の怪を妖といひ、禽獸蟲蝗の怪を蠥といふ (一四) 單純薄弱の世と爲す (一五) 其の生道を分辨し (一六) 甲ある蟲 (一七) 治めて (一八) 二十五家を閭とし百家を里とし、里十を術と爲す (一九) 田間の道 (二〇) 地圖戶籍 (二一) 身には利益を受けしむ (二二) 廩の圓きものを囷といひ、方なるものを倉といふ (二三) 利益 (二四) 部下の兵卒に對して命令行はれず (二五) 分別の理 (二六) 物の綱紀なり (二七) 共に玉なり (二八) 割き (二九) 持出し賣てり (三〇) 網にかゝり (三一) 何ぞ心配する必要あらんや

春生夏長。秋收冬藏。或爲二仁義一。或爲二暴彊一。暴彊有レ鄕。仁義有レ時。萬物盡然。不レ可二勝治一。大王聽レ臣。臣請悉言レ之。天出二五色一以辨二白黑一。地生二五穀一。以知二善惡一。人民莫二知辨一也。與二禽獸一相若。谷居而穴處。不レ知二田作一。天下禍亂。陰陽相錯。怱怱疾疾。通而不二相擇一。妖孼數見。傳爲二

禽獸に牝牡有り、之を山原に置く。鳥に雌雄有り、之を林澤に布く。有介の蟲は、之を谿谷に置く。故に人民を牧して(一七)、之れが城郭を爲し、內、閭衕(一八)を經め、外、阡陌(一九)を爲り、夫妻男女、之れが田宅を賦し、其室屋を列して、之れが圖籍(二〇)を爲し、其名族を別ち、官を立て吏を置き、勸むるに爵祿を以てし、衣するに桑麻を以てし、養ふに五穀を以てす。之を耕し之を櫌し、之を鉏き、之を穫る。口は嗜む所を得、目は美む所を得、身は其利(二一)を受く。是を以て之を觀るに、彊に非ざれば至らず。故に曰く、田者彊ならざれば、囷倉(二二)盈たず。商賈彊ならざれば、其贏(二三)を得ず、婦女彊ならざれば、布帛精ならず、官御彊ならざれば、其勢成らず、大將彊ならざれば、卒(二四)使令せられず、侯王彊ならざれば、世を沒して名無しと。故に云ふ、彊は事の始なり、分の理(二五)なり、物の紀なり。彊に求むる所、有らざること無しと。王以て然らずと爲さんか、王獨(二六)玉櫝(二七)隻雉の昆山より出で、明月の珠の四海より出づることを聞かずや。石を鐫り蚌を

衞平對曰。不レ然。王其無レ患。天地之間。累レ石爲レ山。高而不レ壞。地得爲レ安。故云物或危而顧安。或輕而不レ可レ遷。人或忠信而不レ如ニ誕謾一。或醜惡而宜ニ大官一。或美好佳麗而爲ニ衆人患一。非ニ神聖人一。莫ニ能盡一レ言。春秋冬夏。或暑或寒。寒暑不レ和。賊氣相奸。同レ歲異レ節。其時使レ然。故令ニ

衞平對へて曰く、然らず、王其れ患ふる無かれ。(一)天地の間、石を累ねて山と爲す、高けれども壞れず、地得て安きを爲す。故に云く、物或ひは危くして顧りて安く、或ひは輕(二)くして遷す可からず。人或ひは忠信にして誕謾(三)に如かず、或ひは醜惡にして大官に宜しく、或ひは美好佳麗にして衆人の患を爲すと。神聖の人に非ざれば、能く言を盡すこと莫し。春秋冬夏、或ひは暑或ひは寒、寒暑和せざれば賊(五)氣相奸す。歲を同じくし節を異にす。其れ時然らしむ。故に春生じ夏長じ秋收め冬藏しむ。(六)或ひは仁義を爲し、或ひは暴彊を爲す。暴彊も鄉ふ有り、仁義も時有り。(七)萬物盡く然り。(八)勝げて治む可からず。大王、臣に聽かば、臣請ふ悉く之を言はん。天五色を出して、以て白黑を辨じ、地五穀を生じて、以て善惡を知る。(九)人民知辨すること莫く、禽獸と相若く。(一〇)谷居して穴(一一)處し、田作を知らず。天下禍亂し陰陽相錯り、(一二)怱怱疾疾、通じて相擇ばず、妖(一三)蘖數〻見れ、傳へて單薄と爲す。(一四)聖人其生を別ちて、相獲ること無からしむ。(一五)

蝗蟲暴生。百姓失レ時。王行二仁義一其罰必來。此無レ佗。故其祟在レ龜。後雖レ悔レ之。豈有レ及哉。王勿レ遺也。

元王慨然而歎曰。夫逆二人之使一。絶二人之謀一。是不二暴乎。取二人之有一。以自爲レ寶。是不レ彊乎。寡人聞レ之。暴得者必暴亡。彊取者必後無レ功。桀紂暴彊身死國亡。今我聽レ子。是無二仁義之名一。而有二暴彊之道一。江河爲二湯武一。我爲二桀紂一。未レ見二其利一。恐レ離二其咎一。寡人狐疑。安事二此寶一。趣レ駕送レ龜。勿レ令二久留一。

元王慨然として歎じて曰く、夫れ(一)人の使に逆ひ、人の謀を絶つは、是れ暴ならずや。人の有を取りて、以自ら寶と爲すは、是れ彊ならずや。寡人之を聞く、(二)暴得する者は必ず暴亡し、(三)彊取する者必ず後に功無しと。桀紂暴彊にして、身死し國亡ぶ。今我れ(四)子に聽かば、是れ仁義の名無くして、暴彊の道行り、(五)江河は湯武爲り、我れは桀紂爲り、未だ其利なるを見ず、其咎に離はんことを恐る。寡人(六)狐疑す、安んぞ此寶を事とせん、駕を趣して龜を送り、久しく留らしむること勿れと。

(一) 他人の計劃を妨害するは (二) 暴を以て他人の物を奪ひ取る者 (三) 強奪する者 (四) 足下の說に從ひて龜を得ば (五) 江河の神は湯武の如く (六) 疑ひて躊躇す

衞平對曰。不然。臣聞盛德不報。重寄不歸。天與不受。天奪之寶。今龜周流天下。還復其所。上至蒼天。下薄泥塗。還徧九州。未嘗愧辱。無所稽留。今至泉陽。漁者辱而囚之。王雖遣之。江河必怒。務求報仇。自以爲侵。因神與謀。淫雨不霽。水不可治。若爲枯旱。風而揚埃。

衞平對へて曰く、然らず。臣聞く、盛德は報ぜず、(一)重寄は歸さず。(二)天の與ふるを受けずんば、(三)天之が寶を奪ふと。今龜天下に周流して、其所に還復す。上、蒼天に至り、下、泥塗に薄り、九州に還徧(四)して、未だ嘗て愧辱せられず、(五)稽留する所無し。今泉陽に至る。漁者辱めて之を囚ふ。王之を遣ると雖も、(六)江河必ず怒り、務めて仇を報ずるを求め、自ら以て侵されしと爲し、因りて神と與に謀りて、(七)淫雨霽れず、水治む可からざらん。若しくは(八)枯旱を爲し、風ふきて埃を揚げ、(九)蝗蟲暴に生じ、(一〇)百姓時を失はん。王仁義を行ふも、其罰必ず來らん。此れ佗の故無し、其祟龜に在ればなり。後之を悔ゆと雖も、豈に及ぶ有らんや。王遣ること勿れと。

(一) 盛大なる恩德は報ずるに及ばず　(二) 重き寄託物は返すに及ばず　(三) 天は怒りて其寶を奪ふ　(四) 巡りあるきて　(五) 引留むる所無し　(六) 江神、河神必ず怒り　(七) 過度の降雨ありて天晴れず　(八) 旱魃して　(九) 稻蟲　(一〇) 收穫の時期を失はしめん

力。壽蔽二天地一。莫レ知二其極一。與レ物變化。四時變レ色。居而自匿。伏而不レ食。春倉夏黃。秋白冬黑。明二於陰陽一。審二於刑德一。先知二利害一。察二於禍福一。以言而當。以戰而勝。王能寶レ之。諸侯盡服。王勿レ遣也。以安二社稷一。

(一) 言ふこと能く適中し、戰爭には必ず勝利あり (二) 上古の事を知れり (三) 其の一定の區域を守りて敢へて外に出づることなし (四) 壽命は天地の悠久なるが如し (五) 春夏秋冬其の色を變ふ、即ち春は蒼色となり、夏は黃色となり、秋は白色となり、冬は黑色となる (六) 刑罰と仁德と (七) 服從せん (八) 國家

元王曰。龜甚神靈。降二于上天一。陷二於深淵一。在二患難中一。以レ我爲二賢德厚而忠信一。故來告二寡人一。寡人若不レ遣也。是漁者也。漁者利二其肉一。寡人貪二其力一。下爲二不仁一。上爲二無德一。君臣無レ禮。何從有レ福。寡人不レ忍。奈レ何勿レ遣。

元王曰く、龜は甚だ神靈にして、上天より降り、深淵に陷り、患難の中に在り。我を以て賢にして德厚くして忠信ありと爲す。故に來りて寡人に告ぐ(一)。寡人若し遣らずんば(二)、是れ漁者なり(三)。漁者は其肉を利とす。寡人其力(四)を貪らば、下は不仁と爲り、上は無德と爲らん。君臣禮無くんば、何に從りてか福有らん、寡人忍びず(五)、奈何ぞ遣ること勿らんと。

(一) 告げ訴ふ (二) 放ち遣らずんば (三) 其の所爲漁人と異ならず (四) 神靈なる力 (五) 殺すに忍びられず

以當謝也。縮頸而卻。欲亟去也。

元王曰。善哉。神至如此乎。不可久留。趣駕送龜。勿令失期。

衛平對曰。龜者。是天下之寶也。先得此龜者。爲天子。且十言十當。十戰十勝。生於深淵。長於黄土。知天之道。明於上古。游三千歳。不出其域。安平靜正。動不用

(一)夜ちう　(二)謝意を表するなり　(三)急速に立退かんとするなり

元王曰く、善いかな、(一)神此の如きに至るか、久しく留む可からず、(二)駕を趣して龜を送り、期を失はしむること勿れ。

(一)神明の貫徹すること此の如きまでに至れるか　(二)急ぎ龜を車に乘せて送り出だし

衛平對へて曰く、龜は是れ天下の寶なり。先づ此龜を得る者は天子たり、且つ(一)十言十當し、十戰十勝す。深淵に生じ、黄土に長じ、天の道を知り、(二)上古に明かなり。游する三千歳、(三)其域を出でず、安平靜正にして、動くに力を用ひず、(四)壽天地を蔽ひ、其極を知る莫し。物と變化して、(五)四時色を變ず。居て自ら匿れ伏して食はず。春は倉夏は黄、秋は白冬は黑、陰陽に明かに、(六)刑德に審かなり。先づ利害を知り、禍福を察す。以て言へば當り、以て戰へば勝つ。王能く之を寶とせば、諸侯盡く(七)服せん。王遣ること勿れ、以て(八)社稷を安んぜよと。

安在。曰。在二籠中一。使者曰。王知三子得二龜。故使二我求一之。豫且曰。諾。即系レ龜而出二之籠中一。獻二使者一。使者載行。出二於泉陽之門一。正晝無レ見。風雨晦冥。雲蓋二其上一。五采青黃。雷雨並起。風將而行。入二於端門一。見二於東箱一。

身如二流水一。潤澤有レ光。望二見元王一。延レ頸而前。三步而止。縮レ頸而卻。復二其故處一。元王見而怪レ之。問二衞平一曰。龜見二寡人一。延レ頸而前。以何望也。縮レ頸而復。是何當也。

身は流水の如く、潤澤(一)光有り。元王を望見するや、頸を延べて前み、三步にして止り、頸を縮めて卻き、其故處(二)に復る。元王見て之を怪み、衞平に問ひて曰く、龜、寡人を見て、頸を延べて前む、以て何をか望む(三)、頸を縮めて復る、是れ何にか當る(四)と。

(一)つやつやとして光あり　(二)元の位置　(三)何事を希望するか　(四)何事をするのか

衞平對曰。龜在二患中一。而終昔囚。王有二德義一。使二人活一レ之。今延レ頸而前。

衞平對へて曰く、龜患の中に在りて、終昔囚る(一)。王德義有り、人をして之を活かさしむ。今頸を延べて前むは、以て謝(二)に當る。頸を縮めて卻くは、亟(三)かに去らんと欲するなりと。

於是王乃使人馳而往問泉陽令曰。漁者幾何家。名誰爲豫且。豫且得龜。見夢於王。王故使我求之。泉陽令乃使吏案籍視圖。水上漁者五十五家。上流之廬。名爲豫且。泉陽令曰。諾。乃與使者馳而問豫且曰。今昔汝漁何得。豫且曰。夜半時。擧網得龜。使者曰。今龜

是に於て王乃ち人をして馳せて往きて、泉陽の令に問はしめて曰く、漁者幾何(一)家ぞ。誰を名づけて豫且と爲す、豫且龜を得て、夢に王に見ゆ。王故に我をして之(二)を求めしむと。泉陽の令乃ち吏をして籍を案じ圖を視しむ(三)。水上の漁者五十五家、上流の廬(四)名を豫且と爲す。泉陽の令曰く、諾と。乃ち使者と馳せて豫且に問ひて曰く、今昔汝漁して何をか得たる(五)。豫且曰く、夜半の時網を擧げて龜を得たりと。使者曰く、今龜安にか在ると。曰く、籠中に在りと。使者曰く、王、子が龜を得たるを知る。故に我をして之を求めしむと。豫且曰く、諾と。卽ち龜を系(六)ぎて之を籠中より出して、使者に獻ず。使者載(七)せて行きて、泉陽の門を出づ。正晝見る無く(八)、風雨晦冥、雲其上を蓋ふ。五采青黃、雲雨並に起り、風(九)將りて行く。端門(一〇)に入り、東箱(一一)に見ゆ。

(一) 何軒あるか (二) 龜 (三) 戸籍を調べて、地圖を視さす (四) 河の上手の岸にあるいほり (五) 何物を漁し得たるか (六) 繫ぎて (七) 車に載せて (八) 眞晝なるに闇黑にして物見えず (九) 風吹き送りて行く (一〇) 王城の南面の正門 (一一) 正寢の東室

衛平乃援式而起。仰天而視月之光。觀斗所指。定日處鄉。規矩爲輔。副以權衡。四維已定。八卦相望。視其吉凶。介蟲先見。乃對元王曰。今昔壬子。宿在牽牛。河水大會。鬼神相謀。漢正南北。江河固期。南風新至。江使先來。白雲壅漢。萬物盡留。斗柄指日。使者當囚。玄服而乘輜車。其名爲龜。王急使人問而求之。王曰。善。

衛平乃ち式(一)を援りて起ち、天を仰ぎて月の光を視、斗(二)の指す所を觀、日の鄉ふ處を定め、規矩(三)を輔と爲し、副ふるに權衡を以てし、四維(四)已に定りて、八卦相望む。其吉凶を視るに、介蟲(五)先づ見る。乃ち元王に對へて曰く、今昔(六)壬子(七)、宿(八)、牽牛に在り、河水大に會し、鬼神相謀る。漢(九)南北に正しく、江河期を固る(一〇)。南風新に至りて、江使先づ來り、白雲漢を壅ぐ。萬物盡く留り、斗柄(一一)日を指す。使者(一二)當に囚はるべし。玄服にして輜車に乘る、其名を龜と爲す。王急に人をして問ひて之を求めしめよと。王曰く、善しと。

(一) 陰陽を推して吉凶を占ふ器卽ち栻　(二) 北斗の向つて指す所を觀察し　(三) 東方の神は規を執りて春を司どり、南方の神は衡は執りて夏を司どり、西方の神は矩を執りて秋を司どり、北方の神は權を執りて冬を司どるとの說あり、これによりて四方の位置を考ふとの意ならん　(四) 四方　(五) 介蟲の象先づ卦の面にあらはる　(六) 昨夜 一說に今夕　(七) 壬子の月　(八) 二十八宿の位置は南行星に在り　(九) 銀河　(一〇) 四季の常の變化を違たず　(一一) 斗星の柄　(一二) 使に來りたる龜

陽。漁子豫且擧レ網。得而囚レ之。置二之籠中一。夜半龜來見二夢於宋元王一曰、我爲レ江使二於河一。而幕網當二吾路一。泉豫陽且得レ我。我不レ能レ去。身在二患中一。莫レ可二告語一。王有二德義一。故來告訴。元王惕然而悟。乃召二博士衞平一而問レ之曰。今寡人夢見二一丈夫。延頸而長頭。衣二玄繡之衣一而乘二輜車一。來見二夢於寡人一曰。我爲レ江使二於河一。而幕網當二吾路一。泉陽豫且得レ我。我不レ能レ去。身在二患中一。莫レ可二告語一。王有二德義一。故來告訴。是何物也。

く、我れ江の爲に河に使す。而るに幕網吾が路に(四)當り、泉陽の豫且我れを得たり。我れ去ること能はず。身、(五)患の中に在り、告げ語る可き莫し。王德義有り、故に來り告げ訴ふと。元王(六)惕然として悟り、乃ち博士衞平を召して之に問ひて曰く、今寡人夢に(七)一丈夫を見る。延頸にして長頭なり。(八)玄繡の衣を衣て(九)輜車に乘り、來りて夢に寡人見えて曰く、我れ江の爲に河に使す。而して幕網吾が路に當り、泉陽の豫且我れを得たり、我れ去ること能はず。身患の中に在り、告げ語る可きもの莫し。王德義有り、故に來りて告げ訴ふと。是れ何物ぞやと。

㈠江の神　㈡河の神　㈢網を引上げて　㈣行先に在りて　㈤心配中なり　㈥憂へ恐る　㈦一人の丈夫　㈧黑色のぬひものの衣　㈨母衣ある車

曰。送二我水中一。無レ殺レ我也。其家終殺レ之。殺レ之後。身死。家不レ利。人民與二君王一者異レ道。人民得二名龜一。其狀類レ不レ宜レ殺也。

を得る、其狀宜しく殺すべからざるに類たり。

㈠江水のはとりに居る人　㈡養ひ置く　㈢相談して　㈣放ちやる　㈤其人の家產を破らん　㈥龜を殺したる後　㈦主人死して　㈧家運左廻となる　㈨取る道を異にす

以二往古故事一言レ之。古明王聖主。皆殺而用レ之。宋元王時。得レ龜亦殺而用レ之。謹連二其事於左方一。令三好事者觀二擇其中一焉。

往古の故事を以て之を言ふに、古の明王聖主、皆殺して之を用ひたり。宋の元王の時、龜を得て亦殺して之を用ふ。謹みて其事を左方に連ね、好事者をして其中に觀擇せしむ。

㈠古昔の事實を以て　㈡以下に陳述し　㈢陳述したる所によりて就きて觀て擇ばしむ

宋元王二年。江使三神龜使二於河一。至二於泉

宋の元王二年、江、神龜をして河に使せしむ。泉陽に至る。漁者豫且網を舉げて、得て之を囚へ、之を籠中に置く。夜半に龜來りて夢に宋の元王に見えて曰

南方老人。用レ龜支レ牀。足レ行二十餘歲。老人死。移レ牀。龜尚生不レ死。龜能行レ氣導引。

問者曰。龜至神若レ此。然太卜官得二生龜一。何爲輒殺取二其甲一乎。

近世江上人有下得二名龜一。畜中置之上。家因大富。與レ人議。欲二遣去一。人殺レ之勿レ遣。遣レ之。破二人家一。龜見レ夢

南方の老人、龜を用て牀足を支ふ。(一)行ふこと二十餘歲、老人死して、牀を移す。龜尚ほ生きて死なず。龜は能く(二)氣を行して導引す。

(一) 使用すること二十餘歲　(二) 氣を運行して身體を加減するものなり

問ふ者曰く、龜の至神(一)此の若し。然るに太卜の官(二)、生龜を得れば、何爲れぞ輒ち殺して其甲を取るかと。(三)

(一) 至極神靈なること前述の如し　(二) 官人　(三) 捕へたる龜の甲を剝取るか

近世江上の人(一)、名龜を得て之を畜置する有り(二)、家因りて大に富む。人と議して遣去らん(三)と欲す。人之を殺して遣る勿らしむ(四)。之を遣らば人の家を破らん(五)と。龜、夢に見えて曰く、我を水中に送れ、我を殺すこと無かれと。其家終に之を殺す。(六)之を殺すの後身死して(七)、家利あらず(八)。人民と君王とは道異なり(九)。人民名龜

在ニ江南嘉林中一。嘉林者。獸無ニ虎狼一。鳥無ニ鴟梟一。草無ニ毒螫一。野火不レ及。斧斤不レ至。是爲ニ嘉林一。龜在ニ其中一。常巢ニ於芳蓮之上一。

斧斤至らず。是を嘉林と爲す。龜其中に在り。常に芳蓮の上に集ふ。

(一)郎官 (二)萬里衛の中の (三)虎狼の如き猛獸棲まず (四)鴟梟の如き惡鳥なく (五)人を螫しさす虫なり

左脅書レ文曰。甲子重光。得レ我者。匹夫爲ニ人君有土正一。諸侯得レ我爲ニ帝王一。求ニ之白蛇蟠杅林中一者。齋戒以待。譺然。狀如レ有ニ人來告一レ之。因以醮レ酒佗レ髮。求レ之。三宿而得。由レ是觀レ之。豈不レ偉哉。故龜可レ不レ敬歟。

(一)左脅に文を書す、曰く、甲子重光(二)に我を得る者は、匹夫も人君有土の正(三)と爲らん。諸侯我を得ば帝王と爲らんと。之を白蛇の蟠杅(四)する林中に求むる者は、齋戒して以て待ち譺然(五)たり。狀、人の來りて之を告ぐること有るが如し(六)。因りて以て酒を醮み髮を佗して之を求む(七)。三宿して得(八)。是に由りて之を觀れば、豈に偉ならざらんや。故に龜は敬せざる可けんや。

(一)左の脇に書きつけたる如き文字あり (二)辛(カノト)の歳 (三)長 (四)蟠り居る (五)齋み敬む貌 (六)人の直接に來りて (七)酒を灑ぎて地を祭り、髮を被りて龜を探し求む (八)三日三夜にして

長尺二寸者二十枚。輸二太卜官一。因以二吉日一。剔二取其腹下甲一。龜千歲乃滿二尺二寸一。

乃ち尺二寸に滿つ。

㊀ 稱識　㊁ 差出すを恒例となす　㊂ はがし取る

王者發レ軍行レ將。必鑽二龜廟堂之上一。以決二吉凶一。今高廟中有二龜室一。藏レ內以爲二神寶一。傳曰。取二前足臑骨一。穿佩レ之。取レ龜置二室西北隅一懸レ之。以入二深山大林中一。不レ惑。臣爲レ郞時。見二萬畢石朱方傳一曰。有二神龜一

王者の軍を發し將を行るとき、必ず龜を廟堂の上に鑽り、以て吉凶を決す。今(一)高廟の中に(二)龜室有り、內に藏めて以て神寶と爲す。

㊀ 高帝の廟　㊁ 神龜を所藏する室

傳に曰く、前足の(一)臑骨を取り、(二)穿ちて之を佩び、龜を取りて室の西北隅に置きて之を懸くれば、以て深山大林中に入れども、(三)惑はずと。

㊀ 臂の骨　㊁ 穴を穿ちて　㊂ 道に惑はず

臣、(一)郞たりし時、(二)萬畢の石朱方の傳を見たるに、曰く、神龜有り、江南の嘉林の中に在り。嘉林は、獸に(三)虎狼無く、鳥に(四)鴟梟無く、草に(五)毒螫無く、野火及ばず、

必出二其神明一。其之謂乎。

故玉出二於山一。而木潤。淵生レ珠而岸不レ枯者。潤澤之所レ加也。明月之珠。出二於江海一。藏二於蚌中一。蚗蠪伏レ之。王者得レ之。長有二天下一四夷賓服。能得二百莖蓍一。并得二其下龜一以卜者。百言百當。足三以決二吉凶一。

㊀秘藏して有りとも ㊁神變不可思議の力

故に玉、山に出でて木潤ひ、淵、珠を生じて岸枯れざる者は、潤澤の加る所なればなり。明月の珠は、江海に出で、蚌中に藏り、蚗蠪之に伏す。王者之を得れば、長く天下を有ち、四夷賓服す。能く百莖の蓍を得、并びに其下の龜を得て以て卜する者は、百言百當、以て吉凶を決するに足る。

㊀玉の爲に山の木潤ひ ㊁岸潤ふ ㊂眞珠貝の中にかくれあり ㊃龍の屬 ㊄吉凶を言ひて悉く言ひ當つ ㊅吉凶を判別するに十分なり

神龜出二於江水中一。廬江郡常歲時生レ龜。

神龜は江水の中に出づ。廬江郡常に歲時に龜を生ず。長さ尺二寸なる者二十枚、太卜の官に輸す。因りて吉日を以て、其腹下の甲を剔取す。龜千歲なれば

龜レ者。財物歸レ之。家必大富至二千萬一。一曰北斗龜。二曰南辰龜。三曰五星龜。四曰八風龜。五曰二十八宿龜。六曰日月龜。七曰九州龜。八曰玉龜。凡八名龜。龜圖有レ文在二腹下一。文云云者此某之龜也。略記二其大指一。不レ寫二其圖一。

一に曰く、北斗龜、二に曰く、南辰龜、三に曰く、五星龜、四に曰く、八風龜、五に曰く、二十八宿龜、六に曰く、日月龜、七に曰く、九州龜、八に曰く、玉龜、凡そ八名龜あり。龜圖各〻文あり腹下に在り。文に云云ある者は、此れ某の龜なりと。略〻其大指を記して其圖を寫さず。

(一)財物多く聚り　(二)八種の龜あり　(三)模樣は　(四)文のかく〳〵なるもの　(五)大旨を書記して

不三此龜取必滿二尺二寸一。民人得二長七八寸一可レ寶矣。今夫珠玉寶器。雖レ有レ所二深藏一レ之。見二其光一。

此龜を取るには必ずしも尺二寸に滿たず。民人は長さ七八寸なるを得るも寶とす可し。

(一)此等の龜　(二)民間の人

今其れ珠玉寶器は、深く之を藏する所有りと雖も、其光を見し、必ず其神明を出すと。其れ此れを之れ謂ふか。

聞著生滿二百莖一者。其下必有二神龜一守レ之。其上常有二青雲一覆レ之。

傳曰。天下和平。王道得而蓍莖長丈。其叢生滿二百莖一。方今世取レ蓍者。不レ能レ中二古法度一。不レ能レ得下滿二百莖一長丈者上。取二八十莖已上蓍長八尺一。即難レ得也。人民好用レ卦者。取下滿二六十莖已上。長滿二六尺一者上。即可レ用矣。

記曰。能得二名

聞く蓍生じて百莖に滿つるもの（一）は、其下必ず神龜有りて之を守り（二）、其上常に青雲有りて之を覆ふと。

（一）百本の莖あるものは　（二）之を守護し

傳に曰く、天下和平にして王道得れば（一）、而ち蓍莖長さ丈にして、其叢生百莖に滿つと。（二）方今世の蓍を取る者は、古の法度に中ること能はず、百莖に滿ち長さ丈なる者を得ること能はず、八十莖已上の蓍の長さ八尺なるを取るすら、即ち得難し。人民の好みて卦を用ふる者は、六十莖已上に滿ち、長さ六尺に滿つる者を取れば、即ち用ふ可し。

（一）帝王の道整へば　（二）今の世の

記に曰く、能く名龜を得る者は、（一）財物之に歸し、家必ず大に富みて千萬に至る。

老習事者。寫取龜策卜事。編于下方。

聞古五帝三王。發動擧事。必先決蓍龜。

聞く古の五帝三王の、發動(一)して事を擧ぐるや、必ず先づ蓍龜(二)に決すと。

(一) 起り立ちて事を爲さんとする時は　(二) 占筮龜卜

傳曰。下有伏靈。上有兎絲。上有擣蓍。下有神龜。所謂伏靈者。在兎絲之下。狀似飛鳥之形。新雨已。天淸靜無風。以夜捎兎絲去之。即以篝燭此地。燭之火滅。即記其處。以新布四丈環置之。明即掘取之。入四尺至七尺。得矣。過七尺。不可得。伏靈者。千歲松根也。食之不死。

傳(一)に曰く、下に伏靈(二)有れば、上に兎絲(三)有り、上に擣蓍(四)有れば、下に神龜有りと。所謂伏靈は兎絲の下在り、狀飛鳥の形に似たり。新雨已み(五)、天淸靜にして風無きとき、夜を以て兎絲を捎りて(六)之を去り、即ち篝(七)を以て此地を燭すに、燭の火滅すれば即ち其處を記し(八)、新布四丈を以て之を環置し(九)、明(一〇)に即ち之を掘取る。入ること四尺より七尺に至れば得、七尺を過ぐれば、得可からず。伏靈は千歲の松根なり。之を食すれば死せず。

(一) 太卜が傳へたる龜策の傳　(二) 茯苓　(三) ねなしかづら　(四) 叢りたるめとぎ　(五) 新たに雨降りやみて　(六) 芟り去りて　(七) 篝火　(八) 覺えて居て　(九) 布四丈を以て取り圍む範圍内　(一〇) 翌朝

褚先生曰臣以通經術。受業博士。治春秋。以高第爲郎。幸得宿衞。出入宮殿中十有餘年。竊好太史公傳。

太史公之傳曰。三王不同龜。四夷各異卜。然各以決吉凶。略闚其要。故作龜策列傳。

臣往來長安中。求龜策列傳。不能得。故之大卜官。問掌故文學長

褚先生曰く、臣、經術に通ずるを以て、業を博士に受け、春秋を治め、高第を以て郎と爲る。幸に宿衞して宮殿中に出入するを得たること十有餘年、竊かに太史公の傳を好む。

(一)經書の學術　(二)傳等にて　(三)禁中に宿直して

太史公の傳に曰く、三王龜を同じくせず、四夷各〻卜を異にす。然れども各〻以て吉凶を決す。略〻其要を闚ふ、故に龜策列傳を作ると。

(一)夏殷周の三王は龜卜を異にす　(二)要點を伺ひ知る

臣、長安中を往來して、龜策列傳を求むるに、得ること能はず。故に太卜の官に之き、掌故、文學、長老の事に習へる者に問ひ、龜策列傳を寫取して、下方に編す。

(一)故事を掌る役、文學の官人及び長老などの事に慣れたる者　(二)寫し取りて

りて卜筮其二に居り、五占して其多きに從ふ。明有りて專にせざるの道なり。(一三)余、江南に至りて、其行事を觀、(一四)其長老に問ふに、云く、龜は千歲にして乃ち蓮葉の上に遊び、蓍は百莖にして一根を共にす。又其の生ずる所、獸に虎狼無く、草に毒螫無し。(一六)江傍の家人、常に龜を畜ひて之に飲食せしむ。(一五)以爲く能く導引して(一七)氣を致し、衰を助け老を養ふに益有りと。豈に信ならざらん哉。

(一) 賢者を採みて占を行はしむ　(二) 元龜吉を告げず　(三) 黃帝が阪泉に戰ふの兆を得　(四) 赤塗の弓を天子より賜りて征伐を專らにする命を受けぬ　(五) 未詳　(六) 五世の子孫に及べり　(七) 卜して凶なり　(八) 吉凶の兆應は內心に誠實ありて　(九) 吉凶兩つながら事實に合ふと謂ふ可きなり　(一〇) 道に背する行爲なり　(一一) 書經の洪範篇には疑を考ふるの一條を設けてあり　(一二) 心に謀り、龜に謀り、筮に謀り、卿士に謀り、庶民に謀る　(一三) 是れ神明の有ることを認めながら、而も專らとせずして、神人一致を要求する道なり　(一四) 龜卜者の行跡を觀　(一五) 龜蓍の生ずる所には　(一六) 人を毒し螫す物なし　(一七) 人間の血液の循環を調へて氣力を增し

弓之命。獻公貪驪姬之色。卜而兆有口象。其禍竟流五世。楚靈將背周室。卜而龜逆。終被乾溪之敗。兆應信誠於內。而時人明察見之於外。可不謂兩合者哉。君子謂。夫輕卜筮無神明者悖。背人道信禎祥者。鬼神不得其正。故書建稽疑。五謀而卜筮居其二。五占從其多。明有而不專之道也。余至江南。觀其行事。問其長老。云。龜千歲乃遊蓮葉之上。蓍百莖共一根。又其所生。獸無虎狼。草無毒螫。江傍家人。常畜龜飲食之。以爲能導引致氣。有益於助衰養老。豈不信哉。

明之羈。富溢貴寵。傾於朝廷。至以卜筮射中蠱道。巫蠱時或頗中。素有眦睚不快。因公行誅。恣意所傷。以破族滅門者。不可勝數。百僚蕩恐。皆曰。龜策能言。後事覺奸窮。亦誅三族。

（一二）羅りて誅す　（一三）中傷せんと欲する所の者は欲するまゝに中傷し　（一四）大に恐れ　（一五）龜策は能く吉凶を判定すと　（一一）巫蠱を卜筮する者

夫擬策定數。灼龜觀兆。變化無窮。是以擇賢而用占焉。可謂聖人重事者乎。周公卜三龜。而武王有瘳。紂爲暴虐。而元龜不占。晉文將定襄王之位。卜得黃帝之兆。卒受彤

夫れ策を擬り數を定め、龜を灼き兆を觀る、變化窮り無し。是を以て(一)賢を擇みて占を用ふ。聖人の重事と謂ふ可き者乎。周公三龜を卜して、武王瘳ゆること有り。紂暴虐を爲して、(二)元龜占はれず。晉文將に襄王の位を定めんとす。(三)卜して黃帝の兆を得、卒に(四)彤弓の命を受く。獻公、驪姬の色を貪り、卜して兆に(五)口象有り。其禍竟に(六)五世に流る。楚靈將に周室に背かんとす、(七)卜して龜逆ふ。終に乾溪の敗を被る。(八)兆應內に信誠にして、時人明かに之を外に察見す。(九)兩ながら合ふ者と謂はざる可けん哉。君子謂ふ、夫れ卜筮を輕んじ、神明を無する者は悖る(一〇)。人道に背きて禎祥を信ずる者は、鬼神も其正を得ずと。故に書(一一)に稽疑を建つ。(一二)五謀あ

博開二藝能之路一。悉延二百端之學一。通二一伎一之士。成得二自效一。絕レ倫超レ奇者爲レ右。無レ所二阿私一。數年之間。太卜大集。會下上欲中擊二匈奴一。西攘二大宛一。南收中百越上。卜筮至下預見二表象一。先圖中其利上。及三猛將推レ鋒。執レ節獲二勝於彼一。而蓍龜時日。亦有レ力二於此一。上尤加レ意。賞賜至二或數千萬一。如二丘子

ずるの士は、咸く(二)自ら效すことを得しめ、倫を絕ち(三)奇に超ゆる者を右と爲し、阿私する所無し。數年の間に(四)太卜大いに集る。上の匈奴を擊ち、西のかた大宛を攘ひ、南のかた百越を收めんと欲するに會ふ。卜筮預め(五)表象を見し、先に其利を圖るに至る。猛將の鋒を推し節を執り、勝を彼に獲るに及びて、而して蓍龜(六)時日も、亦此に力有り。上尤も意を加へて、賞賜或ひは數千萬に至る。丘子明の屬の如きは、富溢貴寵(七)、朝廷を傾く。卜筮を以て蠱道を射るに至り、巫蠱の時に或ひは頗る中る(八)。素より眦睚(九)快からざること有れば、公に(一〇)因りて誅を行ふ。意の(一一)傷る所を恣にして以て族を破り門を滅す者、勝げて數ふ可からず。百僚蕩恐(一二)す。皆曰く(一三)、龜策能く言ふと。後に事覺れ(一四)奸窮り、亦三族を誅せらる。

(一) 百端の學を採用す (二) 皆自ら其力を表して世に用ひらるゝことを得たり (三) 傑出せる者は上位を占め (四) 太卜の官 (五) 吉凶の表象を見て (六) 蓍龜時日の卜が亦此時に力を表せり (七) 富裕にして身分貴く、天子の寵幸を受け朝廷に並ぶ者無きに至る (八) 命中したり (九) 些細の怨み心に不快のことあれば (一〇) 公の威を

爲後世衰微。愚不レ師レ智。人各自安。化分爲二百室一。道散而無レ垠。故推二歸之至微一。要レ潔二於精神一也。或以爲昆蟲之所レ長。聖人不レ能二與爭一。其處二吉凶一別二然否一。多中二於人一。至二高祖時一。因二秦太卜官一。天下始定。兵革未レ息。及二孝惠一。享レ國日少。呂后女主。孝文孝景因二襲掌故一。未レ遑二講試一。雖二父子疇レ官。世世相傳一。其精微深妙。多レ所二遺失一。至二今上即一レ位。

に之を至微に推歸して、精神を潔くせんと要するなり。或ひは以爲く、昆蟲の長ずる所は、聖人も與に爭ふこと能はずと。其の吉凶を處し、然否を別つことは、多く人に中る。高祖の時に至りて、秦の太卜の官に因る。天下始めて定り、兵革未だ息まず、孝惠に及びては、國を享くること日少し。呂后は女主なり。孝文、孝景、掌故に因襲し、未だ講試に遑あらず。父子、官を疇し、世世相傳ふと雖ども、其精微深妙は、遺失する所多し。

(一) 出來事に遭へば (二) 著龜によりて決せざることなし (三) 卜筮の道 (四) 各自信ずる處を許しとし (五) 敎化分れて百家となり (六) 各自意見を立て統一なし (七) 著に推し詰めて (八) 龜の長ずる所は (九) 人に的中す (一〇) 戰亂未だ全く息まず (一一) 古來よりの事例に因り從ひ (一二) 義理を闡じ究むる暇なし (一三) 太卜の官を相襲して

今上の位に即くに至りて、博く藝能の路を開き、悉く百端の學を延ぶ。一伎に通

以卜筮斷以蓍龜。不易之道也。蠻夷氐羌。雖無君臣之序。亦有決疑之卜。或以金石。或以草木。國不同俗。然皆可以戰伐攻擊。推兵求勝。各信其神。以知來事。略聞夏殷欲卜者。乃取蓍龜。已則棄去之。以爲龜藏則不靈。蓍久則不神。至周室之卜官。常寶藏蓍龜。又其大小先後。各有所尚。要其歸等耳。

藏すれば則ち靈ならず、(一二)蓍久しければ則ち神ならず(一三)と。周室の卜官に至りては、常に蓍龜を寶藏す。又其(一四)大小先後、各〻尙ぶ所有り。其歸(一五)を要するに等しきのみ。

(一) 日者と同じく占候卜筮の事なり、而して日者は其人を傳へ、龜策は其事を記す (二) 寶として尊び、之によりて以て善を助けざるはなし (三) 卜筮にあらはれたる禎祥に據れり (四) 塗山氏に娶らんとして、占ひて其兆吉なり (五) 其子啓世を嗣ぎて世襲の天子と爲れり (六) 燕の禎祥ありて (七) 參考するに (八) 決斷するに (九) 次第 (一〇) 兵を進め勝を求むべし (一一) 將來の事 (一二) 靈妙ならず (一三) 神明ならず (一四) 大小の形先後の用 (一五) 其歸著する所は、吉凶を卜するにあり

或以爲聖王遭事無不定。決疑無不見。其設稽神求問之道者。以

或ひは以爲く、聖王(二)事に遭ひて定めざること無く、疑を決するに見ざること無しと。(三)其の神に稽へ問を求むるの道を設くる者は、以爲らく、後世衰微にして、愚も智を師とせず、(四)人各〻自ら安んじ、(五)化分れて百室と爲り、(六)道散じて垠なし。故

太史公曰。自レ古聖王將三建レ國受レ命興二動事業一。何嘗不下寶二卜筮一以助上レ善。唐虞以上不レ可レ記已。自二三代之興一。各據二禎祥一。塗山之兆從。而夏啓世。飛燕之卜順。故殷興。百穀之筮吉。故周王。王者決二定諸疑一。參

巻百二十八

龜策列傳第六十八(一)

太史公曰く、古より聖王、將に國を建て命を受けて、事業を興動せんとするに、何ぞ嘗て卜筮(二)を寶として以て善を助けざらん。唐虞以上は記す可からざる已。三代の興りしより、各〻禎祥(三)に據る。塗山(四)の兆從にして、而して夏啓(五)世げり。飛(六)燕の卜順なり、故に殷興れり。百穀の筮吉なり、故に周王たり。王者は諸疑を決定するとき、參(七)するに卜筮を以てし、斷(八)ずるに蓍龜を以てするは、不易の道なり。蠻夷の氐羌、君臣の序(九)無しと雖ども、亦疑を決するの卜有り。或ひは金石を以てし、或ひは草木を以てす。國、俗を同じくせず。然れども皆戰伐攻擊を以て、兵(一〇)を推し勝を求む可し。各〻其神を信じて、以て來事(一一)を知ればなり。略聞く、夏殷の卜せんと欲する者は、乃ち蓍龜を取る。已めば則ち之を弃去す。以爲く、龜

辰を十二神としてそれによりて日の吉凶を判ずる者 (一四) 十二辰所臨の諸神惡殺を叢辰とす、それによりて吉凶を判ずる者 (一五) 曆家 (一六) 天一の誤かといふ (一七) 太一星によりて吉凶をトするもの

成侯。以レ善ニ擊刺一學ニ用レ劍立ニ名天下一。留長孺。以レ相レ彘立レ名。滎陽褚氏。以レ相レ牛立レ名。能以ニ伎能一立レ名者甚多。皆有ニ高世絕人之風一。何可レ勝レ言。故曰。非ニ其地一樹レ之不レ生。非ニ其意一教レ之不レ成。夫家之教ニ子孫一。當レ視ニ其所ニ以好一。好舍苟生活之道。因而成レ之。故曰。制レ宅命レ子。足ニ以觀レ士。子有ニ處所一。可レ謂ニ賢人一。臣爲レ郎時。與ニ太卜待詔爲レ郎者一同レ署。言曰。孝武帝時。聚ニ會占家一問レ之。某日可レ取レ婦乎。五行家曰。可。堪輿家曰。不可。建除家曰。不吉。叢辰家曰。大凶。歷家曰。小凶。天人家曰。小吉。太一家曰。大吉。辯訟不レ決。以レ狀聞。制曰。避ニ諸死忌一。以ニ五行一爲レ主。人取ニ於五行一者也。

大夫。游二學長安一。通二易經術。黃帝老子一。博聞遠見。觀下其對二二大夫貴人一之談上言。稱二引古明王聖人道一。固非二淺聞小數之能一。及卜筮立二名聲千里一者。各往往而在。傳曰。富爲レ上。貴次レ之。既貴各各學二一伎能一。立二其身一。黃直。大夫也。陳君夫。婦人也。以レ相レ馬立二名天下一。齊張仲曲

の風有り。何ぞ言ふに勝ふ可けん。故に曰く、其地に非ずんば之を樹うとも生ぜず、其意に非ずんば之を教ふとも成らじと。夫れ家の子孫に教ふる當に其の好む所以を視るべし。(八)好舍は苟に生活の道なり、(九)因つて之を成す。故に曰く、宅を制し子に命ずる、以て士を觀るに足る。子處所有る賢人と謂ふ可し。臣郎爲りし時太卜待詔の郎と爲る者と署を同じうす。言ひて曰く、孝武帝の時占家(一〇)を聚會して之に問ふ。某の日婦を取る可きか。五行家(一一)曰く、可なり。堪輿家(一二)曰く、不可なり。建除家(一三)曰く、不吉なり。叢辰家(一四)曰く、大凶なり。曆家(一五)曰く、小凶なり。天人家(一六)曰く、小吉なり。太一家(一七)曰く、大吉なり。辯訟決せず、狀を以て聞す。制して曰く、諸〻の死忌を避け五行を以て主と爲す。人は五行に取る者なりと。

(一)整正 (二)巧解 (三)未詳、蕪譯にて草莽といふ如き意かといふ (四)小才短慮 (五)劍にて人を刺す (六)小家の良否を見る (七)一世に傑出し羣に超ゆ (八)好む所と捨つる所 (九)其好む所によりて (一〇)占筮家 (一一)木火土金水の五行により吉凶を判ずるもの (一二)天道地道に法とりて吉凶を判ずる者 (一三)建除等の十二

爲レ郎時。游二觀長安中一。見二卜筮之賢大夫一。觀二其起居行步坐起自動一。誓二正其衣冠一而當二鄕人一也。有二君子之風一。見レ性好解。婦來卜。對レ之顏色嚴振。未二嘗見レ齒而笑一也。從レ古以來。賢者避レ世。有上居二止舞澤一者上。有下居二民閒一閉レ口不レ言。有下隱二居卜筮閒一以全レ身者上。夫司馬季主者。楚賢

行步坐起自動を觀るに、其衣冠を誓正して鄕人に當る。君子の風有り。性を見て好解す。婦來り卜す。之に對する顏色嚴振、未だ嘗て齒を見はして笑はざるなり。古より以來、賢者世を避け、舞澤に居止する者有り、民閒に居り口を閉ぢて言はざる有り、卜筮の閒に隱居して以て身を全うする者有り、夫の司馬季主は楚の賢大夫なり。長安に游學し、易經の術黃帝老子に通じ、博聞遠見なり。其の二大夫貴人に對ふるに談を觀るに、言古の明王聖人の道を稱引す。固に淺聞小數の能に非らず、及び卜筮して名聲を千里に立つる者、各〻往往にして在り。傳に曰く、富を上と爲し、貴之に次ぐと。既に貴く、各各一の伎能を學んで其身を立つ。黃直は丈夫なり。陳君夫は婦人なり。馬を相するを以て名を天下に立つ。齊の張仲曲成侯は、擊刺を善くし、劍を用ふるを學ぶを以て名を天下に立つ。留長孺は彘を相するを以て名を立つ。滎陽の褚氏は牛を相するを以て名を立つ。能く伎能を以て名を立つる者甚だ多し。皆高世絕人

稽。爲二人主一計而不レ衒。身無レ所レ處。此相去遠矣。猶二天冠地履一也。此老子之所レ謂。無名者萬物之始也。天地曠曠。物之熙熙。或安或危。莫レ知レ居レ之。我與レ若何足レ預レ彼哉。彼久而愈安。雖二曾氏之義一。未レ有二以異一也。久之宋忠使二匈奴一。不レ至還抵レ罪。而賈誼爲二梁懷王傅一。王墮レ馬薨。誼不レ食。毒恨而死。此務レ華絶レ根者也。

ず。誼食はず、(一九)毒恨して(二〇)死せり。此れ華を務めて根を絶つ者なり。

(一) 恍惚として落膽し (二) 茫として顏色なし (三) 恨めしく思ひ (四) 途方に暮れたり (五) 呼吸逼迫するが如し (六) 宮中の殿門の外 (七) 相互に近づきて人を避けて語る (八) 近日の中ならん (九) 卜筮して明分にならぬ事ありとも (一〇) 報酬を取収さる、要なし (一一) 事を考へて (一二) 免官されて身の置き處無し (一三) 卜筮者と官人とは大なる相違あり (一四) 帽冠と履との相違の如し (一五) 博厚なる (一六) 廣大なる (一七) 如何にして之に處して宜しきかを知ること莫し (一八) 我と汝とは何ぞ神聖なる卜者に關預する資格あらんや (一九) 飲食を斷ち (二〇) 甚だしく恨みて

太史公曰。古者卜人所二以不一レ載者。多不レ見二于篇一。及レ至二司馬季主一。余志而著レ之。

太史公曰く、古者の卜人の載せざる(一)所以のものは、多く篇に見れざれ(二)ばなり。

司馬李主に至るに及びて、余志して之を著す。

(一) 本傳に載せざる理由は (二) 書物に見れたる者斯くして材料缺乏せるによる

褚先生曰。臣

褚先生曰く、臣郎たりし時、長安中に游觀して、卜筮の賢大夫を見、其起居

宋忠賈誼忽而自失。芒乎無色。悵然噤口不能言。於是攝衣而起。再拜而辭。行洋洋也。出市門僅能自上車。伏軾低頭。卒不能出氣。居三日。宋忠見賈誼於殿門外。乃相引屏語。相謂自歎曰。道高益安。勢高益危。居赫赫之勢。失身且有日矣。夫卜而有不審。不見奪

宋忠、賈誼忽(一)として自失し、芒乎(二)として色無し。(三)悵然として口を噤みて言ふことを能はず。是に於て衣を攝めて起ち、再拜して辭し、行くこと洋洋(四)たり。市門に出で僅かに能く自ら車に上る。軾に伏し頭を低れて、卒(五)に氣を出すこと能はず。居ること三日にして、宋忠、賈誼を殿(六)門外に見たり。乃ち相引(七)きて屏語す。相謂ひて自ら歎じて曰く、道高きは益〻安く、勢高きは益〻危し。赫赫の勢に居らば、身を失ふこと且(八)に日有らんとす。夫れ卜(九)して審かならざること有りとも、糈(一〇)を奪はれず、人主の爲に計(一一)りて審かならざれば身處(一二)る所無し。此れ相去(一三)ること遠し。猶ほ天冠(一四)地屨のごとし。此れ老子の謂はゆる、無名は、萬物の始なり。天地の曠曠(一五)たる、物の熙熙(一六)たる、或ひは安く或ひは危し、之れ(一七)に居ることを知ること莫し。我(一八)、若と何ぞ彼に預るに足らん哉。彼は久しくして愈〻安し。曾氏の義と雖ども、未だ以て異なること有らざるなり。久之して宋忠、匈奴に使す。至らずして還り、罪に抵る。而して賈誼は梁の懐王の傅たり。王、馬より墮ちて薨

北移。地不足東南、以海爲池。日中必移。月滿必虧。先王之道。乍存乍亡。公責卜者言必信。不亦惑乎。公見夫談士辯人乎。慮事定計、必是人也。然不能以一言說人主意。故言必稱先王。語必道上古。慮事定計。飾先王之成功。語其敗害。以恐喜人主之志。以求其欲。多言誇嚴。莫大於此矣。然欲彊國成功。盡忠於上。非此不立。今夫卜者導惑教愚也。夫愚惑之人。豈能以一言而知之哉。言不厭多。故騏驥不能與罷驢爲駟。而鳳皇不與燕雀爲羣。而賢者亦不與不肖者同列。故君子處卑隱以辟衆。自匿以辟倫。微見德順以除羣害。以明天性。助上養下。多其功利。不求尊譽。公之等喁喁者也。何知長者之道乎。

と羣を爲さず。而して賢者も亦不肖者と列を同じくせず。故に君子は卑隱に處り(二一)て以て衆を辟け、自ら匿れて以て倫を辟け、微く、德順なるを見て以て羣害を除(二二)き、以て天性を明かにし、上を助け下を養ひ、其功利を多くし、尊譽を求めず、公の等喁喁たる者、何ぞ長者の道を知らん乎。(二三)

(一) 謝金少し (二) うゑこゞゆることの心配 (三) 君子の行ふところの法 (四) 累なり積りて場所を塞ぐことを爲さず (五) 所藏するに (六) 荷車 (七) 荷掛にも (八) 宇宙無窮の世に自由に遊び樂しむ (九) 西北方傾きて不完全なり (一〇) 星辰其天の足らざる處を補ふが爲に西北方に移行す (一一) 海を池となして不足を補ふ (一二) 大陽は天の中央に至れば必ず西に傾く (一三) 道に惑へなものにあらずや (一四) 談論家や辯口家 (一五) 成功せることを立派に飾りて云ひ (一六) 又其失敗敝害の事を物語る (一七) 或ひは脅迫して恐れしめ或ひは褒めて歡喜せしむ (一八) 此の易に非らざれば (一九) 說明には多言を厭はず (二〇) 千里の駿馬は罷れ切つた驢と同列に騈することを得ず (二一) 邊鄙の地 (二二) 普通人 (二三) 他に雷同して定見なき者

外無劫奪之憂。居上而敬。居下不爲害。君子之道也。今夫卜筮者之爲業也。積之無委聚。藏之不用府庫。徙之不用輜車。負裝之不重。止而用之無盡索之時。持不盡索之物。游於無窮之世。雖莊氏之行。未能增於是也。子何故而云不可卜哉。天不足西北。星辰西

ず、止まりて之を用ふるも、盡索の時無し。盡索せざるの物を持ちて、無窮の世に(八)游ぶ。莊氏の行と雖ども、未だ是に增ること能はざるなり。子何の故に卜す可からずと云ふ或。天は西北に足らず、(九)星辰西北に移る。(一〇)地は東南に足らず、(一一)海を以て池と爲す。(一二)日中すれば必ず移り、月滿つれば必ず虧け、先王の道乍ち存し乍ち亡す。公、卜者の言の必ず信あるを責むるは、亦惑はず乎。(一三)公夫の談士辯人を(一四)見る乎。事を慮り計を定むるは、必ず是の人なり。然れども一言を以て人主の意を說ばしむること能はず。故に言は必ず先王を稱し、語は必ず上古を道ひて、事を慮り計を定めて、先王の成功を飾り、(一五)其敗害を語りて、(一六)以て人主の志を恐喜(一七)せしめ、以て其欲を求む。多言誇嚴此れより大なるは莫し。然れども國を彊くして功を成して忠を上に盡さんと欲するには、(一八)此れに非ずんば立たず。今夫れ卜者は、惑へるを導き愚なるを敎ふ。夫れ愚惑の人、豈に能く一言を以て之を知らん哉。(一九)言は多きを厭はず。故に(二〇)騏驥は罷驢と駟たること能はず。而して鳳凰は燕雀

治越王勾踐倣文王八卦。以破敵國霸天下。由是言之。卜筮有何負哉。且夫卜筮者。掃除設坐。正其冠帶。然後乃言事。此有禮也。言而鬼神或以饗。忠臣以事其上。孝子以養其親。慈父以畜其子。此有德者也。而以義置數十百錢。病者或以愈。且死或以生。患或以免。事或以成。嫁子娶婦。或以養生。此之爲德。豈直數十百錢哉。此夫老子所謂。上德不德。是以有德。

事は以て成ること或り、子を嫁がしめ婦を娶る、以て生を養ふこと或り。此れ之の徳たる、豈に有數十百錢のみならん哉。此れ夫れ老子の謂はゆる、上徳は徳あらず(一二)。是を以て徳有るものなり。

(一) 春夏秋冬の序に從り (二) 筮制を考へ筮獻を正す (三) 出入をなし (四) 收養す (五) 數術し (六) 負行なりとして恥づること有らんや (七) 座を清めて坐し (八) 事の吉凶を言ふ (九) 鬼神の感應あることなり (一〇) 數十錢若しくは百錢の謝金を贈る (一一) 無上の利益は利益と思はれず即ち眼前に知られぬ德なり

今夫卜筮者利大而謝。老子之云。豈異於是乎。莊子曰。君子內無飢寒之患。

今夫れ卜筮者は、利大にして謝(一)少し。老子の云へること、豈に是れに異ならん乎。莊子曰く、君子内に飢(二)寒の患無く、外に劫奪の憂無し。上に居て敬せられ、下に居て害すと爲ざるは、(三)君子の道なり。今夫れ卜筮者の業たる、之を積むも委(四)聚無く、之を(五)藏するに府庫を用ひず、之を徙すに(六)輜車を用ひず、之を(七)負裝するに重から

子義也。

今夫卜者必法天地、象四時、順於仁義、分策定卦、旋式正棊、然後言天地之利害、事之成敗。昔先王之定國家、必先龜策日月、而後乃敢代。正時日、乃後入家、產子必先占吉凶、後乃有之。自伏羲作八卦、周文王演三百八十四爻、而天下

今夫れ卜者は、必ず天地に法り、四時に象り、仁義に順ひて、策を分ち卦を定めて、式を按じ棊を正し、然して後に天地の利害、事の成敗を言ふ。昔先王の國家を定むる、必ず龜策日月を先にして、而して後乃ち敢へて代り、時日を正しくして、乃ち後に入る。家に子を産めば、必ず先づ吉凶を占して、後乃ち之を有つ。伏羲の八卦を作りしより、周の文王の三百八十四爻を演べて、而して天下治れり。越王勾踐文王の八卦に倣ひて、以て敵國を破りて、天下に霸たり。是に由りて之を言へば、卜筮何の負か有らん哉。且つ夫れ卜筮者は、掃除して坐を設けて、其冠帶を正しくし、然して後乃ち事を言ふ。此れ禮有る者なり。言ひて鬼神以て饗くることと或り。忠臣は以て其上に事へ、孝子は以て其親を養ひ、慈父は以て其子を畜ふ。此れ德有る者なり。而して義を以て數十百錢を置く。病める者は以て愈ゆることと或り、且に死なんとして以て生くることと或り、患は以て免るゝことと或り、

慮公家。此夫爲盜、不操矛弧者也。攻而不用弦刃者也。欺父母未有罪。而弑君未伐者也。何以爲高賢才乎。盜賊發不能禁。夷貊不服不能攝。姦邪起不能塞。官耗亂不能治。四時不和不能調。歲穀不熟不能適。才賢不爲是不忠也、才不賢而託官位。利上奉。妨賢者處。是竊位也。有人者進。有財者禮。是僞也。子獨不見鴟梟之與鳳皇翔乎。蘭芷芎藭弃於廣野。蒿蕭成林。使君子退而不顯。衆公等是也。述而不作。君

はず、四時和せざれども調ふること能はず、歲穀熟せざれども適すること能はず。才賢にして爲ざるは是れ不忠なり、才不賢にして官位に託し、(一二)上奉を利し、賢者の處を妨ぐるは、是れ位を竊めるなり。(一三)人有る者は進め、財有る者は禮するは、是れ僞なり。子、獨り鴟梟の鳳凰と翔ける(一四)を見ず乎。(一五)蘭芷芎藭は廣野に弃てられ、(一六)蒿蕭林を成せり。君子をして退きて顯れざらしむ。(一七)衆公等是れなり。(一八)述べて作らざるは君子の義なり。

(一) 實力を倍加して巧に詐ることをなし (二) 實なき功名を言ひ立て (三) 無實の事を書き立て (四) 上位 (五) 尊貴となし (六) 便益と勢力と尊貴の位と (七) 美人歌童を養ひ (八) 朝廷 (九) 矛や弓を手にせざるまでのことなり (一〇) 外國歸服せざれども、之を統一すること能はず (一一) 官規損じ亂るれども (一二) 無駄の俸祿を貪み (一三) 黨與ある者は立身せしめ (一四) 斯る不釣合を見ざるか (一五) 蘭芷は香草、芎藭は芬馥なる草。或ひは川芎なりと (一六) よもぎ (一七) 諸公等の如きは正に是れなり (一八) 古を述べて新に作らざるは君子の君子たる所以なり

爲レ恨。非二其罪一也。雖二累辱一而不レ愧也。今公所レ謂賢者皆可レ爲レ羞矣。卑疵而前。孅趨而言。相引以レ勢。相導以レ利。比周賓レ正。以求二尊譽一。以受二公奉一。事二私利一。枉二王法一。獵二農民一。以レ官爲レ威。以レ法爲レ機。求レ利逆暴。譬無レ異下於操二白刃一劫上レ人者上也。

度を以てものをいひ　〔一二〕相互に引援するに勢力を以てし　〔一三〕朋黨を樹てゝ正人君子を排斥して　〔一四〕農民より過酷の取立をなし　〔一五〕法規を以て機械となして人を陷れ

初試レ官時。倍レ力爲二巧詐一。飾二虚功一。執二空文一。以網二主上一。用レ居レ上爲レ右。試レ官不レ讓レ賢。陳レ功見レ僞增レ實。以レ無爲レ有。以レ少爲レ多。以求二便勢尊位一。食飮驅馳。從姫歌兒。不レ顧二於親一。犯レ法害レ民。

初め官に試みらるゝ時、力を倍して(一)巧詐を爲し、(二)虚功を飾り、(三)空文を執りて以て主上に網ひ、(四)上に居るを用つて(五)右と爲し、官に試みられて賢に讓らず、功を陳ぶるには僞を見し實を增し、無を以て有と爲し、少を以て多と爲し、以て(六)便勢尊位を求む。食飮驅馳して、(七)從姫歌兒ありて、親を顧みず。法を犯し民を害し、(八)公家を虚しくす。此れ夫れ盜を爲して(九)矛孤を操らざる者なり。攻めて弦刃を用ひざる者なり。父母を欺きて未だ罪有らず、而して君を弑して未だ伐たれざる者なり。何を何て高賢才と爲ん乎と。盜賊發れども禁ずること能はず、(一〇)夷貊服せざれども攝むること能はず、姦邪起れども塞ぐこと能はず、(一一)官耗亂すれども治むること能

月疵瑕吉凶。則不能理。由是觀之。能知別賢與不肖者寡矣。賢之行也。直道以正諫。三諫不聽則退。其譽人也。不望其報。惡人也。不顧其怨。以便國家利衆為務。故官非其任不處也。祿非其功不受也。見人不正。雖貴不敬也。見人有汚。雖尊不下也。得不為喜。去不

むる也、(五)其報を望まず、人を惡む也、其怨を顧みずして、國家に便し衆を利するを以て務と爲す。故に官(六)其任に非ざれば處らざるなり。祿其功に非ざれば受けざるなり。人の正しからざるを見れば、貴しと雖ども敬せざるなり。人の汚有るを見れば、尊しと雖ども下らざるなり(七)。得れども喜びと爲ず、去れども恨みと爲ず。其罪に非ざるときは、累辱(八)せらると雖ども、而も愧ぢざるなり。今公の謂はゆる賢者は、皆羞(九)づることを爲す可し(一〇)。卑疵にして前み、孅趨(一一)にして言ひ、相引く(一二)に勢を以てし相導くに利を以てし、比周(一三)して正を賓け、以て尊譽を求め、以て公奉を受けて、私利を事とし、王法を枉げて農民(一四)を獵り、官を以て威と爲し、法を以て(一五)機と爲し、利を求めて逆暴す。譬へば白刃を操りて人を劫す者に異なること無きなり。

(一) 席に復りて安坐せよ (二) 日月の蝕することや吉凶のことを聞へば (三) 條理を解すること能はず (四) 一たび諫めて (五) 其報酬を得んことを願はず (六) 其適任の官にあらざれば其官を退く (七) 身を下して其人を禮せず (八) 羅目の辱に遇ふこと (九) 羞づべき所の行爲をなす (一〇) 自から諂ひて官に進み (一一) 謙遜に過ぐる態

也。今何以卑ニ汙長者一。二君曰。尊官厚祿。世之所レ高也。賢才處レ之。今所レ處非ニ其地一。故謂ニ之卑一。言不レ信。行不レ驗。取不レ當。故謂ニ之汙一。夫卜筮者世俗之所ニ賤簡一也。世皆言曰。夫卜者多言誇嚴。以得ニ人情一。虛高ニ人祿命一。以說ニ人志一。擅言ニ禍災一。以傷ニ人心一。矯言ニ鬼神一。以盡ニ人財一。厚求ニ拜謝一。以私ニ於己一。此吾之所レ恥。故謂ニ之卑汙一也。

(一八)厚く拜謝を求めて、以て己に私す。此れ吾が恥づる所なり。故に之を卑汙と謂ふなりと。

(一)驚き懼れて　(二)正しく坐し　(三)風を仰ぎ見て　(四)高說　(五)世上の大家を觀るに　(六)居所の卑しき　(七)かく卜筮などをなして生活するか　(八)大官等の風采を觀察するに　(九)言ふことの固陋なる　(一〇)高尚とする所の人物　(一一)隱居卜筮を卑しといふか　(一二)世間にて高尚なりとする所なり　(一三)今先生の居る所は適切なる地に非ず　(一四)不當なる見料を貪る　(一五)賤しみ粗略する所なり　(一六)徒らに多く言を弄び誇誕にして人情を得るなり　(一七)徒らに人の宿命を高貴なる樣に言ひなして　(一八)厚く謝禮を求めて

司馬季主曰。公且安坐。公見ニ夫被レ髮童子一乎。日月照レ之則行。不レ照則止。問ニ之日

司馬季主曰く、公且つ安坐せよ。(一)公夫の髮を被る童子を見る乎。日月之を照せば則ち行き、照さざれば則ち止まる。之れに日月の疵瑕吉凶を問へば、(二)則ち理むること能はず。(三)是に由りて之を觀れば、能く賢と不肖とを別つことを知る者は寡し。賢の行は、道を直くして以て正諫す。三諫して聽かざれば則ち退く。(四)其の人を譽

狀貌。如類有知者。卽禮之使弟子延之坐。坐定。司馬季主復理前語。分別天地之終始。日月星辰之紀。差次仁義之際。列吉凶之符。語數千言。莫不順理。

宋忠賈誼瞿然而悟。獵纓正襟危坐曰。吾望先生之狀。聽先生之辭。小子竊觀於世。未嘗見也。今何居之卑。何行之汙。司馬季主捧腹大笑曰。觀大夫類有道術者。今何言之陋也。何辭之野也。今夫子所賢者何也。所高者誰

宋忠、賈誼瞿然として悟る。纓を獵り襟を正して危坐して曰く、吾れ先生の狀を望み、先生の辭を聽くに、小子竊に世を觀るに、未だ嘗て見ざるなり。今何ぞ居の卑なる。何ぞ行の汙なる。司馬季主腹を捧げて大に笑ひて曰く、大夫を觀るに道術有る者に類せり。今何ぞ言の陋なる、何ぞ辭の野なる。今夫子の賢とする所の者は何ぞ也。高しとする所の者は誰ぞ也。今何を以て長者を卑汙せると。二君曰く、尊官厚祿は、世の高しとする所なり、賢才之に處る。今處る處其地に非ず、故に之を卑しと謂ふ。言、信あらず、行、驗あらず、取ること當らず、故に之を汙と謂ふ。夫れト筮は、世俗の賤簡とする所也。世皆言ひて曰く、夫れト者は多言誇嚴、以て人情を得、虛しく人の祿命を高くして、以て人の志を說ばしむ。擅に禍災を言ひて、以て人心を傷ましむ。矯めて鬼神を言ひて、以て人の財を盡す。

同日俱出洗沐。相從論議。誦二易先王聖人之道術。究二徧人情。相視而歎。賈誼曰。吾聞古之聖人。不レ居二朝廷一。必在二卜醫之中一。今吾已見二三公九卿朝士大夫。皆可レ知矣。試之卜數中以觀レ采。二人卽同レ輿而之レ市。游二於卜肆中。天新雨道少レ人。司馬季主間坐。弟子三四人侍。方辯二天地之道。日月之運。陰陽吉凶之本。二大夫再拜謁。司馬季主視二其

必ず卜醫(四)の中に在りと。今吾れ已に三公九卿朝士大夫を見るに、皆(五)知る可し。之を卜數(六)の中に試みて以て采(七)を觀んと。二人卽ち輿を同じくして市に之き、卜肆(八)の中に游ぶ。天新に雨ふり、道に人少し。司馬季主間坐(九)し、弟子三四人侍し、方に天地の道、日月の運(一〇)、陰陽吉凶の本(一一)を辯ず。二大夫再拜して謁す。司馬季主其狀貌(一二)を視る。知有る者に類せる如し(一三)。卽ち之を禮して、弟子をして之を延きて(一四)坐せしむ。坐定まるとき、司馬季主復た前語(一五)を理む。天地の終始、日月星辰の紀(一六)を分別し、仁義の際(一七)を差次し、吉凶の符(一八)を列す。語數千言、順理(一九)ならざる莫し。

(一) 五日每に一日の休暇を賜りて家に歸る (二) 研究に成れる學問 (三) 隱微な穿てる理を記憶のまゝに口ずさみて (四) 卜筮者か醫師 (五) 皆凡才なることを知れり (六) 卜筮社會 (七) 風采を觀察せん (八) 卜筮者の多く居る店に遊ぶ (九) 閑暇にて席に就きて居り (一〇) 運行 (一一) 本源 (一二) 容貌威儀 (一三) 智識有る人ならんと見取りたれば (一四) 召び入れて坐せしむ (一五) 以前の話を總括す (一六) 運行の規則を分別し (一七) 實際活用問題を次第を立て、辯解し (一八) 吉凶の瑞徵等を列擧して說明す (一九) 皆道理に外れたることなく頗る明確なり

自レ古受レ命而王。王者之興。何嘗不下以二卜筮一決中於天命上哉。其於レ周尤甚。及レ秦可レ見。代王之入。任二於卜者一。太卜之起。由二漢興一而有。

巻百二十七

日者列傳第六十七（一）

古より命を受けて（二）王たり。王者の興る、何ぞ嘗て卜筮を以て天命を決せざらん哉。其の周に於ける尤も甚だし。秦に及びて見るべし。（三）代王の入るや卜者に任ず（四）、太卜の起るは、漢の興るに由りて有り。

（一）卜筮者、日時の吉凶を占候するを以ていふ　（二）天命を受けて　（三）卜筮を用ひし證を見るべし　（四）一任して去就を決したり

司馬季主者。楚人也。卜二於長安東市一。宋忠爲二中大夫一。賈誼爲二博士一。

司馬季主は楚の人なり。長安の東市に卜す。宋忠中大夫たり。賈誼博士たり。同日倶に出でて洗沐す。（一）相從ひて論議す。易の先王聖人の道術にして（二）人情を究（三）偏せるを誦して、相視て歎ず。賈誼曰く、吾聞く古の聖人、朝廷に居らざれば、

豹顧曰。巫嫗三老不二來還一。奈二之何一。欲下復使中廷掾與二豪長者一人一入上趣レ之。皆叩頭。叩頭且破レ額。血流レ地。色如二死灰一。西門豹曰。諾。且留。待レ之須臾。須臾豹曰。廷掾起矣。狀二河伯留レ客之久一。若皆罷去歸矣。鄴吏民大驚恐。從レ是以後。不下敢復言三爲二河伯一。娶上婦。西門豹卽發レ民鑿二十二渠一。引二河水一灌二民田一。田皆溉。當二其時一。民治レ渠少煩苦。不レ欲也。豹曰。民可二以樂一レ成。不レ可二與慮一レ始。今父老子弟雖三患二苦我一。然百歲後。期レ令三父老子孫思二我言一。至レ今皆得二水利一。民人以給足富。十二渠經二絕馳道一。到二漢之立一。而長吏以爲十二渠橋絕二馳道一。相比近。不可。欲下合二渠水一。且至二馳道一。合二三渠一爲中一橋上。鄴民人之父老不レ肯レ聽二長吏一。以爲西門君所レ爲也。賢君之法式。不レ可レ更也。長吏終聽二置之一。故西門豹爲二鄴令一。名聞二天下一。澤流二後世一。無二絕已時一。幾可レ謂レ非二賢大夫一哉。傳曰。子產治レ鄭。民不レ能レ欺。子賤治二單父一。民不レ忍レ欺。西門豹治レ鄴。民不二敢欺一。三子之才能。誰最賢哉。辯レ治者當二能別一レ之。

欺くに忍びず。西門豹鄴を治むる、民敢へて欺かず。三子の才能、誰か最も賢なるか、治を辯ずる者當に能く之を別つべし。

㊀ 顏よきか顏みにくきかを　㊁ 筆を插みて禮を備へ體を曲げて之に揖するなり　㊂ 顏色の蒼白となるを云
㊃ 掘り割り　㊄ 天子の通路を橫ぎる　㊅ ゆるして其儘に置く　㊆ 孔子の弟子　㊇ 孔子の弟子

有頃曰。巫嫗何久也。弟子趣之。復以弟子一人投河中。有頃曰。弟子何久也。復使一人趣之。復投一弟子河中。凡投三弟子。西門豹曰。巫嫗弟子。是女子也。不能白事。煩三老。爲入白之。復投三老河中。西門豹簪筆磬折。嚮河立待良久。長老吏傍觀者皆驚恐。西門

を狀せよ。若皆罷めて去り歸れと。鄴の吏民大に驚恐す。是より以後敢へて復た河伯の爲めに婦を娶るを言はず。西門豹卽ち民を發し、十二渠(四)を鑿ち、河水を引いて民田に灌ぐ。田皆漑ぐ。其時に當り、民渠を治むる少しく煩苦す。欲せざるなり。豹曰く、民は以て成るを樂しむ可し。與に始を慮る可からず。今父老子弟我を患苦すと雖も、然れども百歲の後、父老の子孫をして我が言を思はしむるを期すと。今に至つて皆水利を得。民人以て給足して富む。十二渠(五)馳道を經絕す。漢の立つに到つて、長吏以爲へらく十二渠橋、馳道を絕ち相比近す、不可なりと。渠水を合せ且つ馳道に至り、三渠を合せて一橋を爲らんと欲す。鄴の民人父老、長吏に聽くを肯ぜず。以爲へらく西門君の爲す所なり。賢君の法式更む可からざるなりと。長吏終に之を聽置(六)す。故に西門豹鄴の令と爲り、名天下に聞え、澤後世に流れ、絕え已む時無し、幾ど賢大夫に非ずと謂ふ可けんや。傳に曰く、(七)子產鄭を治むる、民欺く能はず。(八)子賤單父を治むる民

三二千人。其巫。老女子也。已年七十。從二弟子女千人所。皆衣二繒單衣一。立二大巫後一。西門豹曰。呼二河伯婦一來。視二其好醜一。卽將レ女。出二帷中一來至レ前。豹視レ之。顧謂二三老巫祝父老一曰。是女子不レ好。煩二大巫嫗一。爲入報二河伯一。得二更求二好女一。後日送レ之。卽使下吏卒共抱二大巫嫗一投中之河中上。

を視、顧みて三老巫祝父老に謂ひて曰く、是女子好からず、大巫嫗を煩さん。爲めに入りて河伯に報ぜよ、更に好女を求むるを得て、後日之を送らんと。卽ち吏卒をして共に大巫嫗を抱いて之を河中に投ぜしむ。頃く有りて曰く、巫嫗何ぞ久しきや、弟子之を趣せと。復た弟子一人を以て河中に投ず。頃く有りて曰く、弟子何ぞ久しきや。復た一人をして之を趣さしむと。復た一弟子を河中に投ず。凡そ三弟子を投ず。西門豹曰く、巫嫗弟子は是れ女子なり。事を白す能はず。三老を煩はさん、爲めに入りて之を白せと。復た三老を河中に投ず。西門豹、簪筆磬折し、河に嚮つて立ち待つこと良ゝ久し。長老の吏傍に觀る者皆驚恐す。西門豹顧みて曰く、巫嫗三老來り還らず、之を奈何せん。復た廷掾と豪長者一人とをして入りて之を趣さしめんと欲すと。皆叩頭す。叩頭して且つ額を破り、血地に流れ、色死灰の如し。西門豹曰く、諾。且つ留まり之を待つこと須臾、須臾にして豹曰く、廷掾起て。河伯客を留むるの久しき

娉取。洗二沐之一。爲治二新繒綺縠衣一。閒居齋戒。爲治二齋宮河上一。張二緹絳帷一。女居二其中一。爲具二牛酒飯食一。行十餘日。共粉二飾之一。如二嫁レ女床席一。令三女居二其上一。浮二之河中一。始浮行數十里。乃沒。其人家有二好女一者。恐二大巫祝爲レ伯取一レ之。以レ故多持レ女遠逃亡。以レ故城中益空無レ人。又困貧所二從來一久遠矣。民人俗語曰。即不下爲二河伯一娶上レ婦。水來漂沒。溺二其人民一云。西門豹曰。至下爲二河伯一娶レ婦時上。願三老巫祝父老送二女河上一。幸來告二語之一。吾亦往送レ女。皆曰。諾。

漂没して、其人民を溺すと云ふ。西門豹曰く、河伯の爲めに婦を娶る時に至り願はくは(八)三老巫祝父老、女を河上に送らば、幸に來りて之を告語せよ。吾も亦往いて女を送らんと。皆曰く、諾。

(一)水神の名　(二)とりたて　(三)みこ　(四)絹帛をいふ　(五)こめをりの絹布　(六)黄赤兩色にて作りしだんだら幕　(七)河伯　(八)亭の三老

至二其時一。西門豹往會二之河上一。三老官屬豪長者里父老皆會。以二人民往觀レ之者

其の時に至り、西門豹往いて之に河上に會す。三老官屬豪長者、里の父老皆會す。人民を以て往いて之を觀る者三二千人。其巫、老女子なり。已に年七十弟子女千人所を從ふ。皆繒單衣を衣、大巫の後に立つ。西門豹曰く、河伯の婦を呼び來れ、其(一)好醜を視んと。即ち女を將る帷中より出し來り前に至る、豹之

魏文侯時。西門豹爲二鄴令一。豹往到レ鄴。會二長老一。問三之民所二疾苦一。長老曰。苦下爲二河伯一娶上レ婦。以レ故貧。豹問二其故一。對曰。鄴三老廷掾。常歲賦二斂百姓一。收二取其錢一。得二數百萬一。用二其二三十萬一。爲二河伯一娶レ婦。與二祝巫一共分二其餘錢一持歸。當二其時一。巫行視二人家女好者一。云是當レ爲二河伯婦一。卽

魏の文侯の時西門豹鄴の令と爲る。豹往いて鄴に到る。長老を會して之に民の疾苦する所を問ふ。長老曰く、(一)河伯の爲めに婦を娶るに苦しむ。故を以て貧しと。豹其故を問ふ。對へて曰く、鄴の三老廷掾、常歲百姓に賦(二)斂し、其錢を收め取り、數百萬を得、其二三十萬を用ひ、河伯の爲めに婦を娶る。(三)祝巫と共に其餘錢を分ちて持し歸る。其時に當り、巫行いて人家の女の好き者を視、云ふ、是れ當に河伯の婦と爲るべしと。卽ち娉し取る。之を洗沐し、爲めに新(四)(五)繒綺縠衣を治め、閒居齋戒す。爲めに齋宮を河上に治め、(六)緹絳帷を張り、女其中に居る、爲めに牛酒飯食を具へ、行ふ十餘日。共に之を粉飾す。女を嫁する床席の如し。女をして其上に居らしめ、之を河中に浮ぶ。始め浮び、行く數十里、乃ち沒す。其人家、好女有る者大巫祝の伯(七)の爲めに之を取るを恐る。故を以て多く女を持して遠く逃亡す。故を以て城中益〻空しく人無し、又困貧從來する所久遠なり。民人の俗語に曰く、卽し河伯の爲めに婦を娶らざれば、水來り

太守入跪拜。王先生謂戸郎曰。幸爲我呼吾君。至門内遙語戸郎。爲呼太守。太守來。望見王先生。王先生曰。天子即問君何以治北海。令無盜賊。君對曰何哉。對曰。選擇賢材。各任之以其能。賞異等。罰不肖。王先生曰。對如是。是自譽。自伐功。不可也。願君對言非臣之力。盡陛下神靈威武所變化也。太守曰。諾。召入。至于殿下。有詔問之曰。以何治北海。令盜賊不起。叩頭對言非臣之力。盡陛下神靈威武之所變化也。武帝大笑曰。於呼。安得長者之語而稱之。安所受之。對曰。受之文學卒史。帝曰。今安在。對曰。在宮府門外。有詔。召拜王先生爲水衡丞。以北海太守爲水衡都尉。傳曰。美言可以市。尊行可以加人。君子相送以言。小人相送以財。

太守曰く、諾と。召され入りて殿下に至る。詔有り之に問うて曰く、何を以て北海を治め、盜賊をして起らざらしむると。叩頭して對へて言ふ、臣の力に非ず、盡く陛下神靈威武の變化する所なりと。武帝大に笑ひて曰く、於呼、安くに長者(二)の語を得て之を稱する。安くに之を受くる所ぞと。對へて曰く、之を文學卒史に受くと。帝曰く、今安くに在ると。對へて曰く、宮府門外に在りと。詔有り、召して王先生を拜して水衡丞と爲し、北海の太守を以て水衡都尉と爲す。傳に曰く、美言以て市る可く、尊行以て人に加ふ可し。君子相送るに言を以てし、小人相送るに財を以てすと。

(一) 屬官の意　(二) 有德者の意

武帝時。徵㆓北海太守㆒詣㆓行在所㆒。有㆓文學卒史王先生者㆒。自請㆘與㆓太守㆒俱㆖。語有㆑益㆓於君㆒。許㆑之。諸府掾功曹白云。王先生嗜㆑酒。多言少㆑實。恐不㆑可㆓與俱㆒。太守曰。先生意欲㆑行。不㆑可㆑逆。遂與俱行。至㆓宮下㆒。待㆓詔宮府門㆒。王先生徒懷㆑錢沽㆑酒。與㆓衞卒僕射㆒飲。日醉。不㆑視㆓其太守㆒。

武帝の時北海の太守を徵して行在所に詣らしむ。文學の卒史王先生といふ者有り、自ら太守と俱にせんと請ふ。吾れ君に益有り、君之を許せと。諸府の掾功曹白して云ふ、王先生酒を嗜み、多言にして實少なし。恐らくは與に俱にす可からずと。太守曰く、先生意行はんと欲す。逆ふ可からずと。遂に與に俱に行く。宮下に至つて、宮府門に待詔す。王先生徒らに金を懷にして酒を沽ひ、衞卒僕射と飲し、日に醉ひ其太守を視ず。太守入り跪き拜す。王先生戸郎に謂つて曰く、幸に我が爲めに吾君を呼べ、門内に至り遙に語せんと。戸郎爲に太守を呼ぶ。太守來つて王先生を望見す。王先生曰く、天子即ち君に何を以て北海を治め、盜賊無からしむと問はば、君對へて曰ふ何ぞやと。對へて曰はん、賢材を選擇し、各〻之に任ずるに其能を以てし異等を賞し不肖を罰すと。王先生曰く、對ふる是くの如きは、是れ自ら譽め自ら功に伐る、不可なり。願ふは君對へて言へ、臣の力に非す、盡く陛下神靈威武の變化する所なりと。

昔者齊王使ニ淳于髡獻ニ鵠於楚。出ニ邑門一道飛ニ其鵠。徒掲ニ空籠。造レ詐成レ辭。往見ニ楚王一曰。齊王使ニ臣來獻レ鵠。過ニ於水上。不レ忍ニ鵠之渴一。出而飮レ之。去レ我飛亡。吾欲ニ刺レ腹絞レ頸而死。恐下人之議中吾王以ニ鳥獸之故一令ニ士自傷殺上也。鵠毛物。多ニ相類者。吾欲ニ買而代レ之。是不信。而欺ニ吾王一也。欲下赴ニ佗國一奔亡上。痛ニ吾兩主。使不レ通。故來服レ過。叩頭受ニ罪大王。楚王曰。善。齊王有ニ信士一若レ此哉。厚賜レ之。財倍ニ鵠在一也。

昔者齊王淳于髡をして鵠(一)を楚に獻ぜしむ。邑門(二)を出づる道其鵠を飛ばす。徒らに空籠を掲げ詐を造し辭を成し、往いて楚王に見えて曰く、齊王臣をして來りて鵠を獻ぜしむ。水上を過ぐ、鵠の渴するに忍びず。出して之に飮ましむるに、我を去つて飛亡す。吾れ腹を刺し頸を絞りて死せんと欲す。人の吾王鳥獸の故を以て士をして自ら傷殺せしむるを議するを恐る。鵠は毛物(三)、相類する者多し。吾れ買つて之に代へんと欲す。是れ不信にして吾が王を欺くなり。佗國に赴き奔亡(四)せんと欲す。吾が兩主(五)使通ぜざるを痛む。故に來つて過に服し、叩頭して罪を大王に受くと。楚王曰く、善し、齊王信士有る此くの若きかなと。厚く之に賜ふ。財鵠の在るに倍す。

(一) 白鳥 (二) 都邑の門 (三) 毛のあるの意 (四) のがれはしると (五) 齊王と楚王

對曰。受二之待詔者東郭先生一。詔召二東郭先生一。拜以爲二郡都尉一。東郭先生久待二詔公車一。貧困饑寒。衣敝。履不レ完。行二雪中一。履有レ上無レ下。足盡踐レ地。道中人笑レ之。東郭先生應レ之曰。誰能履行二雪中一。令二人視一レ之。其上履也。其履下處。乃似二人足一者乎。及三其拜爲二二千石一。佩二青緺一。出二宮門一。行謝二主人一。故所二以同レ官待一レ詔者等。比三祖二道於都門外一。榮二華道路一。立二名當世一。此所謂衣レ褐懷レ寶者也。當二其貧困時一。人莫二省視一。至二其貴一也。乃爭附レ之。諺曰。相レ馬失二之瘦一。相レ士失二之貧一。其此之謂邪。

王夫人病甚。人主至。自往問レ之。曰。子當レ爲レ王。欲二安所置一レ之。對曰。願居二洛陽一。人主曰。不可。洛陽有二武庫敖倉一。當二關口一。天下咽喉。自二先帝一以來。傳不レ爲レ置レ王。然關東國莫レ大二於齊一。可三以爲二齊王一。王夫人以レ手擊レ頭。呼二幸甚一。王夫人死。號曰二齊王太后薨一。

王夫人病甚だし。人主至り自ら往いて之を問ふ(一)。曰く、子當に王たるべし。安れの所に之を置かんと欲する。對へて曰く、願はくは洛陽に居らんと。人主曰く、不可なり。洛陽に(二)武庫敖倉有り、關口に當り(三)天下の咽喉たり。先帝より以來、傳へて王を置くを爲さず。然れども(四)關東の國齊より大なる莫し。以て齊王と爲す可しと。王夫人手を以て頭を擊ち、幸甚だしと呼ぶ。王夫人死す。號して齊王の太后薨ずと曰ふ。

(一) 見舞ふと　(二) 武器庫糧米倉　(三) 天下の重要部　(四) 函谷關の東

言曰。王夫人新得レ幸二於上一。家貧。今將軍得二金千斤一。誠以二其半一賜二王夫人之親一。人主聞レ之必喜。此所謂奇策便計也。衞將軍謝レ之曰。先生幸告レ之以二便計一。請奉レ教。於レ是衞將軍乃以二五百金一爲二王夫人之親壽一。王夫人以二聞武帝一。帝曰。大將軍不レ知レ爲レ此。問レ之安所レ受二計策一。

之を待詔者東郭先生に受くと。詔して東郭先生を召し、拜して以て郡の都尉と爲す。東郭先生久しく公車に待詔し、貧困饑寒、衣敝れ、履完からず。雪中を行くに履上有り下無し。足盡く地を踐む。道中の人之を笑ふ。東郭先生之に應へて曰く、誰か能く履して雪中を行き、人をして之を視しむるに、其上は履、其履下の處は乃ち人足に似る者ぞと。其の拜せられて二千石(七)と爲るに及び、青緺(八)を佩び、宮門を出でて行きて主人に謝す。故の官を同じうし詔を待つ所以の者等都門外に祖道(九)する比ひ、道路に榮華し、名を當世に立つ。此れ所謂る褐(一〇)を表寶を懷く者なり。其貧困の時に當り、人省視する莫し、其貴きに至るや、乃ち爭て之に附く。諺に曰く、馬を相する之を痩せたるに失ひ、士を相する之を貧しきに失ふと。其れ此れの謂か。

(一) 余丼水ならんと云ふ　(二) 職を乞ふ者の待つ御殿　(三) 王といふ女官　(四) 萬歳を祝する意　(五) 申し上ぐ
(六) こんなうまい計策　(七) 地方長官　(八) 青紫色の綬と云ふ　(九) 送別の宴を張る　(一〇) 粗衣

賜東方生錢財甚多。至老。朔且死時。諫曰。詩云。營營青蠅。止于蕃。愷悌君子。無信讒言。讒言罔極。交亂四國。願陛下遠巧佞。退讒言。帝曰。今顧東方朔多善言。怪之。居無幾何。朔果病死。傳曰。鳥之將死。其鳴也哀。人之將死。其言也善。此之謂也。

武帝時。大將軍衛青者。衞后兄也。封爲長平侯。從軍擊匈奴。至於吾水上而還。斬首捕虜有功。來歸。詔賜金千斤。將軍出宮門。齊人東郭先生。以方士待詔公車。當道遮衞將軍車。拜謁曰。願白事。將軍止車。前東郭先生。旁車

武帝の時、大將軍衞青は衞后の兄なり。封ぜられて長平侯と爲る。軍に從ひて匈奴を擊ち、於吾水(一)の上に至つて還る。首を斬り虜を捕へて功有り、來り歸る。詔して金千斤を賜ふ。將軍宮門を出づ。齊人東郭先生、方士を以て公車(二)に待詔す。道に當つて衞將軍の車を遮り、拜謁して曰く、願はくは事を白さんと。將軍車を止め、東郭先生を前む。車に旁ひ言ひて曰く、王夫人(三)新に上に幸せらるゝを得。家貧し。今將軍金千斤を得たり。誠に其半を以て王夫人の親に賜へ。人主之を聞いて必ず喜ばん。此れ所謂る奇策便計なりと。衞將軍之を謝して曰く、先生幸に之に告ぐるに便計を以てす。請ふ教を奉ぜんと。是に於て衞將軍乃ち五百金を以て王夫人の親の壽(四)を爲す。王夫人武帝に以聞(五)す。帝曰く、大將軍此を爲すを知らじと(六)。之を問ふ安くに計策を受くる所ぞ。對へて曰く、

賜二美酒粱飯一大飱レ臣。臣乃言。詔曰。可。已飱。又曰。某所有二公田魚池蒲葦數頃一。陛下以賜レ臣。臣朔乃言。詔曰。可。於レ是朔乃肯言曰。所謂騶牙者也。遠方當二來歸一レ義。而騶牙先見。其齒前後若レ一。齊等無レ牙。故謂二之騶牙一。其後一歲所。匈奴混邪王果將二十萬衆一。來降レ漢。乃復

方當に來りて義に歸すべし。而して騶牙先づ見はる。其齒前後一の若く、齊等牙無し。故に之を騶牙と謂ふと。其後一歲所、匈奴の混邪王果して十萬の衆を將ゐ、來つて漢に降る。乃ち復た東方生に錢財を賜ふ甚だ多し。老に至り、朔且に死せんとする時、諫めて曰く、詩(五)に云ふ、營營(六)たる青蠅、蕃(七)に止まる。愷悌の君子、讒言を信ずる無かれ。讒言極り罔くば交〻四國を亂ると。願はくは陛下巧佞を遠ざけ、讒言を退けよと。帝曰く、今顧ふに東方朔、善言多しと。之を怪しむ。居ること幾何も無く、朔果して病んで死す。傳(八)に曰く、鳥の將に死せんとする、其鳴くや哀し。人の將に死せんとする、其言ふや善しと。此の謂なり。

(一) 長安縣の故城 (二) おほ鹿 (三) 百畝を云ふ (四) 獸名騶虞に同じ實は朔意を以て名を立てゝ的中せしなり
(五) 詩經小雅青蠅の詩但し詩經には蕃を樊に作る (六) あちこちととびまはること (七) かき (八) 古き傳への古語といふ意、論語にも此の語見ゆ

於今之世。曾不能得掌故。安敢望常侍侍郎乎。傳曰。天下無害菑。雖有聖人。無所施其才。上下和同。雖有賢者。無所立功。故曰。時異則事異。雖然。安可以不務修身乎。詩曰。鼓鐘于宮。聲聞于外。鶴鳴九皐。聲聞于天。苟能修身。何患不榮。太公躬行仁義七十二年。逢文王。得行其說。封於齊。七百歲而不絕。此士之所以日夜孜孜。修學行道。不敢止也。今世之處士。時雖不用。崛然獨立。塊然獨處。上觀許由。下察接輿。策同范蠡。忠合子胥。天下和平。與義相扶。寡偶少徒。固有常也。子何疑於余哉。於是諸先生默然無以應也。

〔七〕太公望呂尚　〔八〕古昔の賢人、堯の位を傳へんとせしに辭せし人　〔九〕春秋時代楚の賢者　〔一〇〕越の賢相　〔一一〕吳の將伍子胥

建章宮後閣重櫟中。有物出焉。其狀似麋。以聞。武帝往臨視之。問左右羣臣習事通經術者。莫能知。詔東方朔視之。朔曰。臣知之。願

(一)建章宮の後閣重櫟中、物有り出づ。其狀麋(二)に似たり。以聞す。武帝往臨して之を視る。左右羣臣の事に習ひ經術に通づる者に問ふ。能く知る莫し。東方朔に詔して之を視しむ。朔曰く、臣之を知る。願はくは美酒粱飯を賜ひて大に臣に飡せよ。臣乃ち言はんと。詔して曰く、可なりと。已に飡す。又曰く、某の所に公田魚池蒲葦數頃(三)あり、陛下以て臣に賜へ。臣朔乃ち言はんと。詔して曰く、可なりと。是に於て朔乃ち肯へて言ひて曰く、所謂る騶牙(四)なる者なり。遠

也。聖帝在レ上。德流二天下一。諸侯賓服。威振二四夷一。連二四海之外一以爲レ席。安二於覆盂一。天下平均。合爲二一家一。動發擧レ事。猶如レ運二之掌中一。賢與二不肖一。何以異哉。方今以二天下之大一。士民之衆。竭レ精馳レ說。竝進輻湊者。不レ可レ勝レ數。悉レ力慕レ義。困二於衣食一。或失二門戶一。使三張儀蘇秦與レ僕竝生二

生ぜしめば、嘗て掌故を得る能はず。安んぞ敢へて常侍侍郎を望まんや。傳に曰く、天下害菑(四)無き、聖人有りと雖も、其才を施す所無し。上下和同する、賢者有りと雖も、功を立つる所無し。故に曰く、時異なれば則ち事異なり。然りと雖も、安んぞ以て務めて身を修めざる可けんや。詩に曰く、鐘(五)を宮に鼓する聲外に聞ゆ。鶴九皐に鳴く、聲天に聞ゆと。(六)苟くも能く身を修めば何ぞ榮せざるを患へん。(七)太公躬仁義を行ふ七十二年。文王に逢ひ、其說を行ふを得、齊に封ぜらる。七百歳にして絶えず。此れ士の日夜孜孜として學を修め道を行ひ、敢へて止まざる所以なり。今世の處士は、時に用ひられずと雖も、崛然として獨立し、塊然として獨處す。上許由を觀、(八)下接輿を察し、(九)策范蠡に同じく、(一〇)忠子胥に合(一一)ふ。天下和平、義と相扶け、偶寡く徒少なし。固常有るなり。子何ぞ余を疑はんやと。是に於て諸先生默然として以て應ずる無きなり。

(一) 周の朝廷　(二) 朝貢　(三) 盂を覆すにていと安き道　(四) 害災　(五) 詩經小雅白華篇　(六) 詩經小雅鶴鳴篇

盡忠。以事聖帝。曠日持久。積數十年。官不過侍郞。位不過執戟。意者尙有遺行邪。其故何也。

東方生曰。是固非子之所能備也。彼一時也。此一時也。豈可同哉。夫張儀蘇秦之時。周室大壞。諸侯不朝。力政爭權。相禽以兵。并爲十二國。未有雌雄。得士者彊。失士者亡。故說聽行通。身處尊位。澤及後世。子孫長榮。今非然

東方生曰く、是れ固子の能く備ふる所に非ざるなり。彼も一時なり、此も一時なり。豈同じかる可けんや。夫れ張儀蘇秦の時、(一)周室大に壞れ、諸侯(二)朝せず。政を力め權を爭ひ、相禽するに兵を以てし、并せて十二國と爲り、未だ雌雄有らず、士を得る者は彊く、士を失ふ者は亡ぶ。故に說聽かれ行通じ、身尊位に處り、澤後世に及び、子孫長榮す。今は然るに非ざるなり。聖帝上に在り、德天下に流き、諸侯賓服し、威四夷に振ひ、四海の外を連ねて以て席と爲す。(三)覆盂より安し。天下平均し、合して一家と爲り、動發して事を擧ぐ、猶之を掌中に運らすが如し。賢と不肖と何を以て異ならんや。方今天下の大、士民の衆を以て精を竭し、說を馳せ、竝進輻湊する者數ふるに勝ふ可からず。力を悉し、義を慕ひ、衣食に困しみ、或は門戶を失ふ。張儀・蘇秦をして僕と竝びて今の世に

去。更取ㇾ婦。所ㇾ賜錢財。盡索二之於女子一。人主左右諸郎。半呼二之狂人一。人主聞ㇾ之曰。令二朔在一ㇾ事。無下爲二是行一者上。若等安能及ㇾ之哉。朔任二其子一爲ㇾ郎。又爲二侍謁者一。常持ㇾ節出使。朔行二殿中一。郎謂ㇾ之曰。人皆以二先生一爲ㇾ狂。朔曰。如二朔等一。所謂避二世於朝廷間一者也。古之人。乃避二世於深山中一。時坐席中。酒酣。據ㇾ地歌曰。陸二沈於俗一。避二世金馬門一。宮殿中可二以避ㇾ世全一ㇾ身。何必深山之中。蒿廬之下。金馬門者。宦署門也。門傍有二銅馬一。故謂ㇾ之曰二金馬門一。時會二聚宮下一。博士諸先生與論議。共難ㇾ之。曰。蘇秦張儀。一當二萬乘之主一。而都二卿相之位一。澤及二後世一。今子大夫。修二先王之術一。慕二聖人之義一。諷二誦詩書百家之言一。不ㇾ可ㇾ勝ㇾ數。著二於竹帛一。自以爲二海內無一ㇾ雙。卽可ㇾ謂二博聞辯智一矣。然悉ㇾ力

蘇秦張儀、一たび萬乘(一四)の主に當つて卿相の位に都り(一五)、澤後世に及ぶ。今子は大夫、先王の術を修め、聖人の義を慕ひ、詩書百家の言を諷誦する、數ふるに勝ふ可からず。竹帛に著はれ、自ら以て海內雙ぶ無しと爲す。卽ち博聞辯智と謂ふ可し。然れども力を悉くし忠を盡くし、以て聖帝に事へ、曠日持久、數十年を積み、官侍郎に過ぎず。位執戟(一六)に過ぎず。意ふに尙ほ遺行有るか、其故何ぞやと。

(一) 儒家が儒學以外の諸家をいふ語 (二) 請謁者の待つ宮殿の名 (三) 讀了の印に乙字の形を附す (四) 悅に同じ (五) 食一に飯に作る (六) 食ひ殘り (七) ふたこぎぬ (八) になひかゝげると (九) 取次役 (一〇) 横になる (一一) 賢人の俗間にかくるゝこと、水なくして沈む意 (一二) 宦署の門 (一三) 草廬に同じ (一四) 天子は車萬乘を出す (一五) 居に同じ (一六) 侍郎の職をいふ

擧二其書一。僅然能勝レ之。人主從二上方一讀レ之。止。輒乙二其處一。讀レ之。二月乃盡。詔拜以爲レ郎。常在レ側侍レ中。數召至レ前談語。人主未三嘗不二說也。時詔賜二之食於前一。飯已。盡懷二其餘肉一持去。衣盡汙。數賜二縑帛一。擔揭而去。徒用二所レ賜錢帛一。取二少婦於長安中好女一。率取レ婦一歲所者。卽棄

已む。盡く其餘肉(六)を懷にして持し去る。衣盡く汙す。數〻縑帛(七)を賜ふ。擔揭(八)して去る。徒らに賜ふ所の錢帛を用つて少婦を長安中の好女に取る。率ね婦を取る一歲所なれば卽ち棄て去り、更に婦を取る。賜ふ所の錢財、盡く之を女子に索す。人主の左右諸郎、半ば之を狂人と呼ぶ。人主之を聞いて曰く、朔をして事に在らしむ、是行を爲す者無けん。若等安んぞ能く之に及ばんやと。朔其子を任じて郎と爲す。又侍謁者(九)と爲り、常に節を持して出でて使す。朔殿中を行る。郞之に謂ひて曰く、人皆先生を以て狂と爲すと。朔曰く、朔等の如き所謂世を朝廷の閒に避くる者なり。古の人は、乃ち世を深山の中に避くと。時に坐席の中、酒酣(一〇)にして、地に據つて歌つて曰く、俗に陸沈(一一)し、世を金馬門(一二)に避く、宮殿中以て世を避け身を全うす可し。何ぞ必ずしも深山の中、蒿廬(一三)の下のみならんと。金馬門は宦署の門なり。門の傍に銅馬有り。故に之を謂つて金馬門と曰ふ。時に宮下に會聚す。博士諸先生與に論議し、共に之を難ず。曰く

卿大臣。皆敬二重乳母一。乳母家子孫奴從者。横二暴長安中一。當レ道掣二頓人車馬一。奪二人衣服一。聞二於中一。不レ忍レ致二之法一。有司請下徙二乳母家室一。處中之於邊上。奏可。乳母當二入至レ前。面見辭一。乳母先見二郭舍人一。爲下泣。舍人曰。卽入見辭去。疾步。數還顧。乳母如二其言一。謝去。疾步。數還顧。郭舍人疾言罵レ之曰。咄。老女子何不二疾行一。陛下已壯矣。寧尚須二女乳一而活邪。尚何還顧。於レ是人主憐焉。悲レ之。乃下レ詔。止無レ徙二乳母一。罰二譖レ之者一。

す。

(一) 飲食物 (二) 借りる意 (三) 天子の行く所の道 (四) 御裁可になる

武帝時。齊人有二東方生一。名朔。以下好二古傳書一。愛中經術上。多レ所三博觀二外家之語一。朔初入二長安一。至二公車一上書。凡用二三千奏牘一。公車令三兩人共持

武帝の時齊人東方生、名は朔有り。古の傳書を好み、經術を愛するを以て、博く外家(一)の語を觀る所多し。朔初め長安に入り、公車(二)に至つて上書す。凡そ三千の奏牘を用ふ。公車兩人をして共に持して其書を擧げしむ。僅に然も能く之に勝ふ。人主上方より之を讀み、止む。輒ち其處に乙(三)す。之を讀む二月乃ち盡く。詔し、拜して以て郎と爲す。常に側に在り。數ゝ召されて前に至り談語す。人主未だ嘗て說(四)ばずんばあらざるなり。時に詔して之に(五)食を前に賜ふ。飯し

東武侯母常養ㇾ帝。帝壯時。號ㇾ之曰二大乳母一。率一月再朝。朝奏入。有ㇾ詔。使下幸臣馬游卿。以二帛五十匹一賜中乳母上。又奉二飲糒一飧二養乳母一。乳母上書曰。其所ㇾ有公田。願得三假二倩之一。帝曰。乳母欲ㇾ得ㇾ之乎。以賜二乳母一。乳母所ㇾ言。未二嘗不一ㇾ聽。有ㇾ詔。得ㇾ令三乳母乘ㇾ車行二馳道中一。當二此之時一。公

奉じて乳母を飧養す。乳母上書して曰く、其の有する所の公田、願はくは之を(二)假倩するを得んと。帝曰く、乳母之を得んと欲するかと。以て乳母に賜ふ。乳母の言ふ所未だ嘗て聽かずんばあらず。詔有り、乳母をして車に乘つて馳道中(三)に行かしむるを得。此の時に當り、公卿大臣皆乳母を敬重す。乳母の家子孫奴從の者、長安中に横暴し、道に當つて人の車馬を掣頓し、人の衣服を奪ふ。中に聞す。之を法に致すに忍びず。有司乳母の家室を徙して之を邊に處かんと請ふ。奏可す(四)。乳母入りて前に至り、面のあたり見えて辭するに當り、乳母先づ郭舍人を見、爲めに泣を下す。舍人曰く、即ち入り見えて辭し去るに、疾歩し數〻還顧せよと。乳母其言の如くす。謝して去り、疾歩して數〻還顧す。郭舍人疾言して之を罵つて曰く、咄、老女子何ぞ疾行せざる、陛下已に壯なり、寧ぞ尙ほ女の乳を須つて活きんや。尙ほ何ぞ還顧すると。是に於て人主憐み、之を悲しみ、乃ち詔を下し、止めて乳母を徙す無からしむ。之を譖する者を罰謫

檻疾呼。陛楯得二以半一更。豈不二亦偉一哉。

褚先生曰。臣幸得下以二經術一爲上郎。而好讀二外家傳語一。竊不二遜讓一。復作二故事滑稽之語六章一。編二之於左一。可下以覽觀揚レ意。以示二後世一。好レ事者讀レ之。以游レ心駭上耳。以附二益上方太史公之三章一。

褚先生曰く、臣幸に經術を以て郎と爲るを得て、好んで(一)外家の傳語を讀む。竊に遜讓せず。復た故事滑稽の語六章を作り、之を左に編す。以て覽觀し意を揚げ、以て後世に示し、事を好む者之を讀み、以て心を游ばし耳を駭かす可し。以て上方太史公の三章に附益す。

(一)儒家の學 (二)儒家が儒學以外の學を外家といふ

武帝時。有二所レ幸倡郭舍人者一。發レ言陳レ辭。雖レ不レ合二大道一。然令二人主和說一。武帝少時。

武帝の時幸する所の倡郭舍人といふ者有り。言を發し辭を陳ぬる、大道に合はずと雖も、然れども人主をして和說せしむ。武帝少き時、東武侯の母常に帝を養ふ。帝壯なる時、之を號して大乳母と曰ふ。率ね一月に再び朝す。朝奏し入る。詔有り。幸臣馬游卿をして帛五十匹を以て乳母に賜はしむ。又(一)飮糒を

短也。幸休居。於レ是始皇使三陛楯者得二半相代一。始皇嘗議欲下大二苑囿一。東至二函谷關一。西至中雍陳倉上。優旃曰。善。多縱二禽獸於其中一。寇從二東方一來。令二麋鹿觸一レ之足矣。始皇以レ故輟止。二世立。又欲レ漆二其城一。優旃曰。善。主上雖レ無レ言。臣固將レ請レ之。漆レ城雖下於二百姓一愁中費。然佳哉。漆城蕩蕩。寇來不レ能レ上。卽欲レ就レ之易レ爲レ漆耳。顧難レ爲二蔭室一。於レ是二世笑レ之。以二其故一止。居無レ何。二世殺死。優旃歸レ漢。數年而卒。

來るとも上ること能はず。卽し之を就さんと欲せば、漆を爲し易きのみ。顧ふに蔭室を爲し難からんと。是に於て、二世之を笑ひて、其故を以て止む。居ること何くも無くして二世殺されて死す。優旃漢に歸し、數年にして卒す。

(一) 一樂人　(二) 戲言　(三) 正道に合へり　(四) 陛楯郎、楯を執りて陛下に列せるもの、始皇帝の時警蹕の爲に置けり　(五) 休息せんと欲するか　(六) 殿上の欄干に差出て下を見下して　(七) 半數宛交代して休息せしむ　(八) 東方の寇と闘はしめばよからん　(九) 御命令なくとも　(一〇) 廣大なることは世に比類あらじ　(一一) 漆を乾す室を造ることが困難なることなり

太史公曰。淳于髡仰レ天大笑。齊威王横行。優孟搖レ頭而歌。負レ薪者以封。優旃臨レ

太史公曰く、淳于髡天を仰ぎて大に笑ひて、齊の威王横行せり。優孟頭を搖ひて歌ひ、薪を負ふ者以て封ぜられ、優旃檻に臨みて疾く呼びて、陛楯以て半ば更ることを得たり。豈に亦偉ならず哉。

(一) 威力を振へり　(二) 滑稽家の効も亦偉大ならずや

優旃者。秦倡侏儒也。善爲二笑言一然合二於大道一。秦始皇時。置酒而天雨。陛楯者皆沾寒。優旃見而哀レ之。謂レ之曰。汝欲レ休乎。陛楯者皆曰。幸甚。優旃曰。我卽呼レ汝。汝疾應曰レ諾。居有レ頃。殿上上レ壽呼二萬歲一。優旃臨レ檻大呼曰。陛楯郎。郎曰。諾レ優旃曰。汝雖レ長何益。幸雨立。我雖。

優旃は、秦の倡(一)の侏儒なり。善く笑言(二)を爲す。然れども大道に合へり。秦の始皇の時、置酒して天雨ふる。(四)陛楯の者皆沾ひて寒し。優旃見て(三)之を哀しみ、之に謂ひて曰く、汝休(五)せんと欲する乎。陛楯の者皆曰く、幸甚だし。優旃曰く、我れ卽し汝を呼ばば、汝疾く應へて諾と曰へと。居ること頃有りて、殿上に壽を上りて萬歲と呼ぶ。優旃檻(六)に臨み大呼して曰く、陛楯郎と。郎の曰く、諾。優旃曰く、汝、長と雖ども何の益かある、幸に雨に立つ。我は短と雖ども、幸に休居すと。是に於て、始皇、陛楯者をして、(七)半ば相代ることを得しむ。始皇嘗て議して、苑囿を大にし、東のかた函谷關に至り、西のかた雍陳倉に至らんと欲す。優旃の曰く、善し。多く禽獸を其中に縱ちて、寇東方より來たらんとき、麋鹿をして之れ(八)に觸れしめば足らんと。始皇故を以て輟止す。二世立ちて、又其城に漆せんと欲す。優旃曰く、善し。主上言(九)ふ無しと雖ども、臣固より將に之を請はんとす。城に漆するは百姓に於て費を愁ふと雖ども、然も佳き哉。漆城蕩蕩(一〇)たり。寇

楚。楚王得㆓以霸㆒。今死。其子無㆓立錐之地㆒。貧困負㆑薪。以自飲食。必如㆓孫叔敖㆒。不㆑如㆓自殺㆒。因歌曰。山居耕㆑田。苦難㆓以得㆑食。起而爲㆑吏。身貪鄙者。餘㆑財不㆑顧㆓恥辱㆒。身死家室富。又恐受㆑相枉㆑法。爲㆑姦觸㆓大罪㆒。身死而家滅。貪吏安可㆑爲也。念爲㆓廉吏㆒。奉㆑法守㆑職。竟㆑死不㆓敢爲㆑非。廉吏安可㆑爲也。楚相孫叔敖持㆑廉至㆑死。方今妻子窮困。負㆑薪而食。不㆑足㆑爲也。於㆑是莊王謝㆓優孟㆒。乃召㆓孫叔敖子㆒。封㆓之寢丘四百戶㆒。以奉㆓其祀㆒。後十世不㆑絕。此知㆘可㆓以言㆒時㆖矣。其後二百餘年。秦有㆓優旃㆒。

食を得難し。起ちて吏と爲りて、身貪鄙なる者は、財を餘し恥辱を顧みず。身死して(三)家室富めり。又恐らくは相を受けて法を枉げ、姦を爲し大罪に觸れ、身死して家滅びんことを、貪吏安んぞ爲す可けん。念ふに(四)廉吏と爲りて、法を奉じ職を守り、死を竟ふるまで敢へて非を爲さず。廉吏は安んぞ爲す可けんや。楚の相孫叔敖廉を持して死に至れり。方今妻子窮困して、薪を負ひて食ふ。爲すに足らざるなりと。是に於て莊王優孟に謝して、乃ち孫叔敖の子を召して、之を寢丘の四百戶に封じ、以て(五)其祀に奉ず。後十世にして絕えず。(六)此れ以て言ふ可き時を知れるなり。其後二百餘年にして、秦に優旃といふの有り。

(一) 無用のことなり　(二) 僅少の土地すら所有せず　(三) 家族富裕なり　(四) 行爲方正の吏　(五) 孫叔敖の祭祀を絕たざらしむ　(六) 此れは優孟がよく機に投じて中てたるものにして、言ふ可き時を知れるためなり

孟與言曰。我叔敖之子也。父且死時。屬我貧困往見優孟。優孟曰。若無遠有所之。即爲孫叔敖衣冠。抵掌談語。歲餘。像孫叔敖。楚王左右不能別也。莊王置酒。優孟前爲壽。莊王大驚。以爲孫叔敖復生也。欲以爲相。優孟曰。請歸與婦計之。三日而爲相。莊王許之。

叔敖に像れり(三)。楚王の左右(四)別つこと能はず。莊王置酒す。優孟前みて壽を爲す。莊王大に驚きて、以爲らく叔孫敖復生せり(五)と。以て相と爲さんと欲す。優孟曰く、請ふ歸りて婦と(六)之を計りて、三日にして相と爲らんと。莊王之を許す。

(一) 薪を負ひて市に賣るまでに零落す (二) 遺言することには (三) 容姿がそつくりになりたり (四) 近侍の臣等には之を區別すること能はず (五) 生れかはりたり (六) 妻と相談して

三日後。優孟復來。王曰。婦言謂何。孟曰。婦言愼無爲。楚相不足爲也。如孫叔敖之爲楚相。盡忠爲廉以治

三日の後に、優孟復た來る。王曰く、婦の言何とか謂ふ。孟曰く、婦言ふ愼みて楚の相と爲ること無かれ、爲すに(一)足らざるなり。叔孫敖の楚の相たりしが如き、忠を盡し廉を爲して、以て楚を治めて、楚王以て霸たることを得たり。今死して、其子立錐(二)の地無し。貧困にして薪を負ひて以て自ら飲食す。必ず孫叔敖の如くならば、自殺せんには如かじと。因りて歌ひて曰く、山居田を耕して苦しめども以て

椁。梗楓豫章爲二題湊一。發二甲卒一爲穿レ壙。老弱負レ土。齊趙陪二位於前一。韓魏翼二衞其後一。廟二食太牢一。奉以二萬戸之邑一。諸侯聞レ之。皆知二大王賤レ人而貴一レ馬也。王曰。寡人之過。一至レ此乎。爲レ之奈何。優孟曰。請爲二大王一。六畜葬レ之。以二壠竈一爲レ椁。銅歷爲レ棺。齎以二薑棗一。薦以二木蘭一。祭以二糧稻一。衣以二火光一。葬二之於人腹腸一。於レ是王乃使下以レ馬屬二太官一。無上レ令二天下久聞一也。

列し　〔一四〕黄腸として列せしめ　〔一五〕之を如何にして可ならん　〔一六〕六畜の葬法　〔一七〕地を穿ちて釜を承けて炊ぐ竈、其四邊の田壠のごとくなるよりいふ　〔一八〕銅製の釜鬲　〔一九〕人に食はしめん　〔二〇〕膳食を主る者に引渡し

楚相孫叔敖知二其賢人一也。善待レ之。病且レ死。屬二其子一曰。我死汝必貧困。若往見二優孟一言。我孫叔敖之子也。居數年。其子窮困負レ薪。逢二優

楚の相孫叔敖、其賢人なることを知りて、善く之を待つ。病みて且に死せんとす。其子に屬して曰く、我れ死せば汝は必ず貧困ならん。若往きて優孟に見えて言へ。我は孫叔敖の子なりと。居ること數年にして、其子窮困して薪を負ふ〔二一〕。優孟に逢ひて、與に言ひて曰く、我れは孫叔敖の子なり。父且に死せんとする時に我れに屬すらく、貧困ならんとき往きて優孟に見えよと。優孟曰く、若遠く之く所有ること無かれと〔二二〕。卽ち孫叔敖の衣冠を爲り、掌を抵ちて談語す。歲餘ありて孫

之。欲下以二棺槨大夫禮一葬上之。左右爭レ之以爲二不可一。王下レ令曰。有二敢以レ馬諫者一。罪至レ死。優孟聞レ之。入二殿門一仰レ天大哭。王驚而問二其故一。優孟曰。馬者王之所レ愛也。以二楚國堂堂之大一。何求不レ得。而以二大夫禮一葬レ之薄。請以二人君禮一葬レ之。王曰。何如。對曰。臣請以二彫玉一爲レ棺。文梓爲レ

らん。而も大夫の禮を以て之を葬らんは薄し。請ふ人君の禮を以て之を葬らんと。王曰く、何如。對へて曰く、臣請ふ彫玉を以て棺と爲し、文梓(八)して椁と爲し、楩楓豫章(九)を題湊(一〇)と爲さん。甲卒を發し、爲に壙(一一)を穿ち、老弱(一二)土を負はん。齊趙は位に前に陪(一三)し、韓魏は其後に翼衞(一四)し、太牢を廟食し、奉ずるに萬戸の邑を以てせん。諸侯之を聞かば、皆大王の人を賤しみて馬を貴ぶことを知らん。王曰く。寡人の過(一五)一に此に至れる乎。之を爲すこと奈何にせん。優孟曰く、請ふ大王の爲に、六畜(一六)として之を葬らん。壠竈(一七)を以て椁と爲し、銅歴(一八)を棺と爲し、齎つるに薑棗を以てし、薦くに木蘭を以てし、祭々に糧稻を以てし、衣するに火光を以てして、之を人の腹腸(一九)に葬らんと。是に於て、王乃ち馬を以て太官(二〇)に屬し、天下をして久しく聞かしむること無からしむ。

(一) 音樂者 (二) 美麗なる屋内 (三) 帷幕を施さゞる牀 (四) 肥え過ぎて死す (五) 近侍の人々皆互ひに論じて (六) 馬を葬むることついて諫むる者 (七) 盛に大なるを以て (八) 裝飾を施せる梓の木を以て (九) 高價なる木材 (一〇) 棺の外に累ぬる込め物 (一一) 墓穴 (一二) 老人幼者をして其工事に從事して土を運ばせん (一三) 棺前に參

酒闌。合尊促坐。男女同席。履舄交錯。杯盤狼藉。堂上燭滅。主人留髡而送客。羅襦襟解。微聞薌澤。當此之時。髡心最歡。能飲一石。故曰。酒極則亂。樂極則悲。萬事盡然。言不可極。極之而衰。以諷諫焉。齊王曰。善。乃罷長夜之飲。以髡爲諸侯主客。宗室置酒。髡嘗在側。其後百餘年。楚有優孟。

近づけ（一八）履はくつ也、夏は葛にて造り冬は皮にて作る。舄はもと禮服のくつなり、裏に木を付けて久しく禮を行ふに地に立ち居ても濕の通らぬやうにしたるもの（一九）酒食は食ひ荒して、杯や食器は散亂し（二〇）薄織物の內衣（二一）かすかな膚の香り（二二）此理に外ならず（二三）接待役（二四）一族の人の宴會ある時

優孟者。故楚之樂人也。長八尺。多辯。常以談笑諷諫。楚莊王之時。有所愛馬。衣以文繡。置之華屋之下。席以露牀。啗以棗脯。馬病肥死。使群臣喪之

優孟は、故の楚の樂人なり（一）。長八尺、辯多し。常に談笑を以て諷諫す。楚の莊王の時に、愛する所の馬有り。衣するに文繡を以てし、之を華屋（二）の下に置く。席くに露牀（三）を以てし、啗はしむるに棗脯を以てす。馬、肥を病みて（四）死す。群臣をして之を喪せしめ、棺槨大夫の禮を以て之を葬らんと欲す。左右之を爭ひ（五）、以て不可と爲す。王、令を下して曰く、敢へて（六）馬を以て諫むる者有らば、罪、死に至らんと。優孟之を聞きて、殿門に入りて天を仰ぎて大に哭す。王驚きて其故を問ふ。優孟曰く、馬は王の愛する所なり。楚國堂堂（七）の大を以て、何を求めてか得ざ

前ニ時賜ニ餘瀝ー。奉ν觴上ν壽數起。飲不ν過ニ二斗ー徑醉矣ー。若朋友交遊。久不ニ相見ー。卒然相覩。歡然道ν故。私情相語。飲可ニ五六斗ー。徑醉矣。若乃州閭之會。男女雜坐。行ν酒稽留。六博投壺。相引爲ν曹。握ν手無ν罰。目眙不ν禁。前有ニ墮珥ー。後有ニ遺簪ー。髡竊樂ν此。飲可ニ八斗ー而醉二參。日暮

後に遺簪(一五)有り、髡竊に此を樂しむときは、飲むこと八斗可にして醉ふこと二參(一六)せん。日暮れ酒闌(一七)に尊を合せ坐を促めて、男女席を同じくし、履舃(一八)交錯す。杯(一九)盤狼藉、堂上燭滅えて、主人、髡を留めて客を送る。羅襦(二〇)襟解けて、微(二一)薌澤を聞く。此時に當りて、髡心に最も歡して、能く一石を飲まん。故に曰く、酒極れば則ち亂す。樂極れば則ち悲しむ。萬事(二二)盡く然りと。極む可からず、之を極むれば衰ふるを言ひ、以て諷諫す。齊王曰く、善しと。乃ち長夜の飲を罷む。髡を以て諸侯の主客(二三)と爲す。宗室置酒(二四)するとき、髡嘗に側に在り。其後百餘年にして、楚に優孟有り。

(一)一石を飲むを得んや (二)其理由を聞くことを得可きや (三)違法の者を處分する官人 (四)違式のものを處分する御史の官人 (五)父に憚るべき客ある時は (六)衣衿を收めて體を曲げ小し跪きて (七)殘餘の酒 (八)尊者の健康を祝する爲に (九)心中喜びて過去の事を話し合ひて (一〇)飲み廻して留り (一一)古代遊戯の名。六簙、奕に六棊を用ふるよりいふ (一二)古代賓主燕飲とき相與に娯樂する具、壺一つを設けて賓主をして順次に矢を其中に投じ、勝ちたる者は酒を酌んで勝たざる者に飲ましむるなり (一三)相互ひに連れ立ちて仲間を爲し (一四)落ちたる耳飾 (一五)落ちたる簪 (一六)十のものならば二三分位の醉に在らん (一七)樽酒を合せ各々坐を

臣見二其所レ持者狹一。而所レ欲者奢一。故笑レ之。於レ是齊威王乃益二齎黃金千鎰。白璧十雙。車馬百駟一。髡辭而行。至レ趙。趙王與二之精兵十萬革車千乘一。楚聞レ之。夜引レ兵而去。威王大說。置二酒後宮一。召レ髡賜二之酒一。問曰。先生能飲二幾何一而醉。對曰。臣飲二一斗一亦醉。一石亦醉。

の爲に篝を求むる者　(六)高地の狹小の處よりも、篝に一杯になる程の多額の收穫を得たく　(七)低地の狹き處よりも車に一杯の收穫を得たし　(八)僅少にして　(九)過分　(一〇)倔強の兵　(一一)兵車　(一二)酒宴を開く

威王曰。先生飲二一斗一而醉。惡能飲二一石一哉。其說可レ得レ聞乎。髡曰。賜二酒大王之前一。執法在レ傍。御史在レ後。髡恐懼俯伏而飲。不レ過二一斗一徑醉矣。若親有二嚴客一。髡帣韝鞠𦢊。侍二酒於

威王曰く、先生一斗を飲みて醉はば、(一)惡ぞ能く一石を飲まん哉(二)。其說得て聞く可き乎。髡曰く、酒を大王の前に賜らば、(三)執法傍に在り、(四)御史後に在りては、髡恐懼俯伏して飲む。一斗に過ぎず徑に醉はん。若し(五)親に嚴客有るとき、(六)髡帣韝鞠𦢊して酒に前に侍せんに、時に(七)餘瀝を賜りて(八)觴を奉じ壽を上りて、數〻起たば、飲むこと二斗に過ぎずして徑に醉はん。若し朋友交遊、久しく相見ず、卒然相覩るとき、(九)歡然故を道ひて、私情相語らんには、飲むこと五六斗可して、徑に醉はん。若し乃ち州閭の會に、男女雜り坐し、酒を行き(一〇)稽留し、(一一)六博(一二)投壺して、(一三)相引きて曹を爲し、手を握りて罰すること無く、目に眙ても禁ぜず、前に(一四)墮珥有り、

威王八年。楚大發レ兵加レ齊。齊王使三淳于髠之レ趙請二救兵一。齎二金百斤車馬十駟一。淳于髠仰レ天大笑。冠纓索絶。王曰。先生少レ之乎。髠曰。何敢。王曰。笑豈有レ說乎。髠曰。今者臣從二東方一來。見三道傍有二穰レ田者一。操二一豚蹄。酒一盂一。而祝曰。甌窶滿篝。汙邪滿車。五穀蕃熟。穰穰滿レ家。

威王八年に、楚大に兵を發して齊に加ふ。(一)齊王、淳于髠をして趙に之きて救兵を請はしむ。金百斤、車馬十駟を齎す。淳于髠天を仰ぎて大に笑ふ。(二)(三)冠纓索く絶たんとす。王曰く、先生之を少しとする乎。髠曰く、何ぞ敢へてせん。王曰く、笑ふこと豈に(四)說有る乎。髠曰く、今者臣東方より來る。道傍に田(五)を穰る者有るを見る。一豚蹄、酒一盂を操りて祝しく曰く、(六)甌窶滿篝、(七)汙邪滿車、五穀蕃熟して、穰穰として家に滿てんと。臣其の持つ所の者狹しくして、(八)欲する所の者奢れる(九)を見る。故に之を笑ふと。是に於て、齊の威王乃ち黄金千鎰、白璧十雙、車馬百駟を益齎す。髠辭して行く。趙に至る。趙王之れに精兵(一〇)十萬、革車(一一)千乘を與ふ。楚之を聞きて夜兵を引きて去りぬ。威王大に說びて後宮に置酒(一二)す。髠を召して之れに酒を賜ひ、問ひて曰く、先生能く幾何を飲みて醉はん。對へて曰く、臣一斗を飲むとも亦醉はん。一石も亦醉はんと。

(一) 向けたり　(二) 上を仰向きて大笑す　(三) 冠の組紐のちぎれんばかりなり　(四) 理由あるか聞きたし　(五) 田

稽多辯。數使諸侯。未嘗屈辱。齊威王之時。喜隱。好爲淫樂長夜之飲。沈湎不治。委政卿大夫。百官荒亂。諸侯並侵。國且危亡。在於旦暮。左右莫敢諫。淳于髠說之以隱曰。國中有大鳥。止王之庭。三年不蜚又不鳴。王知此鳥何也。王曰。此鳥不飛則已。一飛沖天。不鳴則已。一鳴驚人。於是乃朝諸縣令長七十二人。賞一人。誅一人。奮兵而出。諸侯振驚。皆還齊侵地。威行三十六年。語在田完世家中。

飲を爲し、沈湎(五)して治めず。政を卿大夫に委す。百官荒亂(六)して、諸侯並び侵し、國且に危亡せんとして、旦暮(七)に在り。左右敢へて諫むること莫し。淳于髠之に說くに隱を以てして曰く、國中大鳥有りて王の庭に止まる。三年蜚ばず又鳴かず、王此鳥の何たるを知れるか。王曰く、此鳥飛ばずんば則ち已む、一たび飛ばば天に沖(八)せん。鳴かずんば則ち已む、一たび鳴かば人を驚かさんと。是に於て、乃ち諸縣令長七十二人を朝せしむ。一人を賞し一人を誅して、兵を奮ひて出づ。諸侯振驚(九)して、皆齊の侵地を還す。威行はるゝこと三十六年なりき。語は田完の世家の中に在り(一〇)。

(一) 入聟となりたる人　(二) 屈辱をうけたることなし　(三) 隱語即ち謎　(四) 女色に耽り徹夜飲酒をなし　(五) 醉ひどれて國事を治めず　(六) 事を怠り秩序亂れて　(七) 朝夕といふが如くに差し迫りたり　(八) 飛上る　(九) 振ひ驚きて　(一〇) 其詳細の等は

巻百二十六

滑稽列傳第六十六(一)

孔子曰。六藝於レ治一也。禮以節レ人。樂以發レ和。書以道レ事。詩以達レ意。易以神レ化。春秋以道レ義。太史公曰。天道恢恢。豈不レ大哉。談言微レ中。亦可ニ以解レ紛。

淳于髡者。齊之贅壻也。長不レ滿ニ七尺一。滑

孔子曰く、六藝(二)の治に於ける(三)一なり。禮は以て人を節し、樂は以て和(四)を發す。書は以て事を道ひ(五)、詩は以て意を達す(六)。易は以て化を神にし(七)、春秋は以て義を道ふ(八)。太史公曰く、天道恢恢(九)たり、豈に大ならず哉。談言微に中つ(一〇)、亦以て紛を解く(一一)可し。

(一)諧謔滑利なる者　(二)六經　(三)政治上に於ける　(四)和樂の情　(五)事實を說明し　(六)意のある所を通ぜしめ　(七)天地變化の迹を神聖にし　(八)義を辨明す　(九)廣大なり　(一〇)滑稽一流の言を爲して人の意に適中せしめて　(一一)事の入り亂れたるを理むることを得べし

淳于髡は、齊の贅壻(一)なり。長七尺に滿たず。滑稽にして辯多し。數〻諸侯に使して、未だ嘗て屈辱(二)せられず。齊の威王の時に、隱(三)を喜ぶ。好みて淫樂(四)長夜の

上臥起。甚貴幸。埒如二韓嫣一也。久之寖與二中人一亂。出入驕恣。及二其女弟李夫人卒後一愛弛。則禽二誅延年昆弟一也。自レ是之後。內寵嬖臣。大底外戚之家。然不レ足レ數也。衛青霍去病。亦以二外戚一貴幸。然頗用二材能一自進。

太史公曰。甚哉。愛憎之時。彌子瑕之行。足三以觀二後人佞幸一矣。雖二百世一可レ知也。

太史公曰く、甚だしき哉。愛憎の時なる、(一)彌子瑕の行、(二)以て後人の佞幸を観るに足る、(三)百世と雖ども知る可し。

(一) 時により變ずること (二) 衛の靈公の寵臣、其寵幸せらるゝや詔を矯めて車を駕する事あり、又食餘の桃實を進めたるが如き、愛憎の變によりて、或ひは忠とせられ、或ひは不忠として罪せられしをいふ (三) 百世の後と雖も、同一轍に歸せんこと知るべし

人也。父母及身。兄弟及女。皆故倡也。延年坐レ法腐。給二事狗中一。而平陽公主言二延年女弟善舞一。上見心説レ之。及レ入二永巷一。而召貴二延年一。延年善歌。爲二變新聲一。而上方興二天地祠一。欲下造二樂詩一歌中弦之上。延年善承レ意。弦次二初詩一。其女弟亦幸。有二子男一。延年佩二二千石印一。號レ協二聲律一。與レ

法に坐して腐せられて(二)狗中(三)に給事す。而して平陽公主(四)、延年が女弟(五)善く舞ふと言す。上見て心之を説ぶ。永巷に入るに及びて、召して延年を貴ぶ。延年善く歌ふ。(六)變の新聲を爲す。而して上、方に天地の祠(七)を興す。(八)樂詩を造りて、之を歌弦せんと欲す。延年善く意を承けて、弦して初詩(九)を次づ。其女弟も亦幸せらる。子男有り。延年二千石の印を佩ぶ。(一〇)聲律と協ふと號す。上と臥起す。甚だ貴幸せられ、埒しく韓嫣の如し。久之して、(一一)寝中人と亂す。出入驕恣なり。其女弟李夫人の卒後に及びて、愛弛ぶ。則ち延年昆弟を禽誅す。(一二)是れよりの後、(一三)内寵嬖臣、大底外戚の家なり。然れども數ふるに足らざるなり。衞青霍去病も亦外戚を以て貴幸せらる。然れども頗る材能を用ひて自ら進む。

(一) 樂人なり (二) 男子の勢を割く刑に處せられ (三) 御料の狗を飼ふ者の中に入りて (四) 景帝の姉 (五) 妹卽ち李夫人 (六) 變りたる新作の音樂 (七) 天神地祇の祠を新興す (八) 祭祀に用ふる樂詩 (九) 新作樂詩の樂譜に造る (一〇) 音律を協和する技能ありと號す (一一) 宮女と淫行あり (一二) 捕へて誅す (一三) 内寵の嬖臣

貴。官至二上大夫一。賞賜擬二於鄧通一。時嫣常與レ上臥起。江都王入朝。有レ詔得三從入獵二上林中一。天子車駕蹕レ道未レ行。而先使下嫣乘二副車一。從二數十百騎一。騖馳視上レ獸。江都王望見以爲二天子一。辟二從者一伏謁二道傍一。嫣驅不レ見。既過。江都王怒爲二皇太后一泣曰。請得三歸レ國入宿衞比二韓嫣一。太后由レ此嗛嫣。嫣侍レ上出二入永巷一不レ禁。以レ姦聞二皇太后一。皇太后怒。使三使賜二嫣死一。上爲謝。終不レ能レ得。嫣遂死。而案道侯韓説其弟也。亦佞幸。

從者を辟けて、伏して道傍に謁す。嫣驅(四)りて見ず。既に過ぐ。江都王怒りて、皇太后の爲に泣きて曰く、請ふ國(五)を歸し入りて宿衞して韓嫣に比するを得んと。太后此れに由りて嫣を嗛(六)む。嫣、上に侍して、永巷(七)に出入して禁ぜられず。姦(八)を以て皇太后に聞す。皇太后怒りて、使をして嫣に死を賜はしむ。上爲に謝すれども、終に得ること能はず。嫣遂に死す。而して案道侯韓説は其弟なり。亦佞幸せらる。

(一) 妾腹の孫　(二) 匈奴の騎射の法を習熟す　(三) 馳せ廻りて獸を視察せしむ　(四) 馬を驅せて見向もせず　(五) 爵封を返上して宮中に入りて　(六) 不滿を懷けり　(七) 宮中女官の居たる長巷に出入して禁ぜられず　(八) 宮女と姦することの故を以て

李延年。中山

李延年は、中山の人なり。父母及び身、兄弟及び女は、皆故の倡(一)なり。延年

竟案。盡沒二入鄧通家一。尚負二責數巨萬一。長公主賜二鄧通一。吏輒隨沒二入之一。一簪不レ得レ著レ身。於レ是長公主乃令レ假二衣食一。竟不レ得レ名二一錢一。寄二死人家一。孝景帝時。中無二寵臣一。然獨郎中令周文仁。仁寵最過。庸不二乃甚篤一。今天子中寵臣。士人則韓王孫嫣。宦者則李延年。

家產を官に取上ぐ　(三) 笄一本も身に著くること能はず　(四) 鄧氏と銘を打ちて通用することを得ず　(五) 寄食して死せり

嫣者。弓高侯孽孫也。今上爲二膠東王一時。嫣與レ上學レ書相愛。及三上爲二太子一。愈益親レ嫣。嫣善二騎射一。善佞。上卽レ位。欲レ事レ伐二匈奴一。而嫣先習二胡兵一。以レ故益尊

嫣は弓高侯の孽孫(一)なり。今上膠東王たりし時、嫣、上と與に書を學びて相愛す。上の太子と爲るに及びて、愈々益々嫣を親しむ。嫣騎射を善くし、善く佞す。上位に卽くとき、匈奴を伐つを事とせんと欲す。而して嫣先に胡兵(二)に習へり。故を以て益々尊貴せられ、官上大夫に至る。賞賜鄧通に擬す。時に嫣常に上と臥起す。江都王入朝するとき、詔有り、從ひて入りて上林の中に獵することを得しむ。天子の車駕道を蹕して未だ行かず。而して先づ嫣をして副車に乘ぜしめて、數十百騎を從へ、(三)騖馳して獸を視しむ。江都王望み見て、以爲らく天子なりと、

鄧通常爲帝唶吮之。文帝不樂。從容問通曰。天下誰最愛我者乎。通曰。宜莫如太子。太子入問病。文帝使唶癰。唶癰而色難之。已而聞鄧通常爲帝唶吮之。心慙。由此怨通矣。及文帝崩景帝立。鄧通免家居。居無何。人有告鄧通盜出徼外鑄錢。下吏驗問。頗有之。遂

に問ひて曰く、天下誰か最も我れを愛する者乎。通の曰く、宜しく太子に如く莫かるべし。太子入りて病を問ふ。文帝癰を唶はしむ。癰を唶ふとき色(三)之を難る。已にして鄧通は常に帝の爲に之を唶吮すと聞き心に慙づ。此れに由りて通を怨む。文帝崩じて景帝立つに及びて、鄧通免ぜられて家居す。居ること何くも無くして、人、鄧通盜みて徼外(四)に鑄錢を出だすと告ぐる有り。吏に下して驗問(五)するに、頗る之れ有り。遂に竟に案じて、盡く鄧通の(六)家を沒入す。尙ほ責を負へるもの數巨萬あり。長公主、鄧通に賜ふ。吏輒ち隨ひて之を沒入す。(七)一簪も身に著くることを得ず。是に於て長公主乃ち衣食を假さしむ。竟に一錢を名(八)づくるを得ず。人の家に寄死(九)す。孝景帝の時に、中に寵臣無し。然れども獨り郎中令周文仁あり。仁寵せらるゝことは最も過ぎたり。庸ひらるゝことは乃ち甚だ篤からず。今天子の中寵臣は、士人には則ち韓王の孫嫣、宦者には則ち李延年あり。

(一) 癰の膿を吸ふ　(二) 病重きを以て心樂まず　(三) 顏色に迷惑の樣子見ゆ　(四) 塞外　(五) 取調ぶるに　(六)

者郎。卽見鄧通。其衣後穿。夢中所見也。召問其名姓。姓鄧氏。名通。文帝說焉。尊幸之日異。通亦愿謹不好外交。雖賜洗沐不欲出。於是文帝賞賜通巨萬以十數。官至上大夫。文帝時時如鄧通家遊戲。然鄧通無他能。不能有所薦士。獨自謹其身以媚上而已。上使善相者相通。曰。當貧餓死。文帝曰。能富通者在我也。何謂貧乎。於是賜鄧通蜀嚴道銅山。得自鑄錢。鄧氏錢布天下。其富如此。

文帝時時鄧通の家に如きて遊戲す。然れども鄧通他の能なし。士を薦むる所有ること能はず。獨り自ら其身を謹みて以て上に媚ぶるのみ。(七)上、善く相する者(八)をして通を相せしむ。曰く當に貧しくして餓死す可しと。文帝曰く、能く通を富まさん者は我れに在らん。何ぞ貧を謂はん乎と。是に於て鄧通に蜀の嚴道の銅山を賜ひて、自ら錢を鑄ることを得しむ。鄧氏の錢天下に布けり。(九)其富此くの如し。

(一)船を濯ぐに妙を得たるを以て (二)御座船を濯ぐ船頭、支那古代五行說にて、土は水の所生とするに其色黃なるより、刺船の郎皆黃帽を著くるよりいふ (三)衣の背縫 (四)未央宮中の蒼池にある臺 (五)甚だ謹直なり (六)歸休の暇を賜りても (七)他のすぐれたる技能なし (八)上手の觀相家をして (九)天下に普及す

文帝嘗病癰。

文帝嘗て癰を病む。鄧通常に帝の爲に之を唶吮す。(一)文帝樂まず。(二)從容として通

公卿皆因關說。故孝惠時。郎侍中皆冠鵔鸃。貝帶傅脂粉。化閎籍之屬也。兩人徙家安陵。孝文時中寵臣。士人則鄧通。宦者則趙同。北宮伯子。北宮伯子以愛人長者。而趙同以星氣幸。常爲文帝參乘。鄧通無伎能。

(一) 佞媚を以て君に寵幸を得たる者 (二) 骨折りて耕作する者は、豐年に逢ひて自然に收穫の多きに及ばず (三) 仕官する者は、君の氣に入る樣にして寵幸を得るが第一也 (四) 仕官せる上にも (五) 男色 (六) 佞媚を以て寵幸せられ (七) 容貌婉麗にして媚佞なるを以て (八) 請ふ所を通す (九) 文彩の美麗なる山鳥の羽毛を以て冠の裝飾となし (一〇) 貝を以て飾れる帶 (一一) 閎孺、籍孺等の感化を受けたるものなり (一二) 宮中 (一三) 占星望氣の術

鄧通蜀郡南安人也。以濯船爲黃頭郎。孝文帝夢。欲上天不能。有一黃頭郎。從後推之上天。顧見其衣裻。帶後穿。覺而之漸臺。以夢中陰自求推

鄧通は、蜀郡南安の人なり。船を濯すを以て(一)黃頭郎たり。孝文帝夢みらく、天に上らんとして能はず。一黃頭郎(二)有り、後より之を推して天に上す。顧みて其衣(三)裻を見るに、帶後穿てり。覺めて漸臺(四)に之く。夢中を以て、陰に自ら推者の郎を求む。卽ち鄧通を見る。其衣の後穿てり。夢中に見る所なり。召して名姓を問へば、姓は鄧氏、名は通といふものなり。文帝說ぶ。之を尊幸すること日に異なり。通も亦愿謹(五)にして、外の交を好まず。洗沐(六)を賜ふと雖ども、出でんことを欲せず。是に於て文帝、通に賞賜するに、巨萬十を以て數ふ。官、上大夫に至る。

諺曰。力レ田不レ如レ逢レ年。善レ仕不レ如二遇合一。固無二虚言一。非二獨女以レ色媚一。而仕宦亦有レ之。昔以レ色幸者多矣。至二漢興一。高祖至暴抗也。然籍孺以レ佞幸。孝惠時有二閎孺一。此兩人非レ有二材能一。徒以二婉佞一貴幸。與レ上臥起。

卷百二十五

佞幸列傳第六十五(一)

諺に曰く、田(二)を力むる年に逢ふに如かず、仕(三)を善くする遇合に如かずと、固に虚言無し。獨り女の色を以て媚ぶるのみに非ず、而して士の宦(四)にも亦之れ有り。昔色を以て幸せらるゝ者多し。漢の興るに至りて、高祖至りて暴抗なり。然れども籍孺(五)佞(六)を以て幸せられ、孝惠の時に閎孺有り。此兩人材能有るに非ずして、徒に婉佞(七)を以て貴幸せられ、上と臥起す。公卿皆因りて關說(八)す。故に孝惠の時、郎侍中皆鵔鸃(九)を冠にし、貝帶(一〇)して脂粉を傅く。閎籍の屬に化せられたるなり。兩人徙りて安陵に家す。孝文の時に中(一一)の寵臣、士人には則ち鄧通、宦者には則ち趙同(一二)、北宮伯子あり。北宮伯子は人を愛する長者なるを以てし、而して趙同は星(一三)氣を以て幸せらる。常に文帝の爲に參乘す。鄧通は伎能無し。

田君孺。雖ㇾ爲ㇾ俠。而逡巡有二退讓君子之風一。至ㇾ若二北道姚氏。西道諸杜。南道仇景。東道趙他羽公子。南陽趙調之徒一。此盜跖居二民間一者耳。曷足ㇾ道哉。此乃鄕者朱家之羞也。

(一)敖慢にして數へ上ぐるに足る程の人物なし　(二)樣子あり　(三)盜跖の如き賊の民間に居る者に過ぎず　(四)論ずるに足らず　(五)朱家の恥辱とする所のものなり

太史公曰。吾視二郭解一。狀貌不ㇾ及二中人一。言語不ㇾ足ㇾ採者。然天下無下賢與二不肖一。知與不ㇾ知。皆慕二其聲一。言ㇾ俠者。皆引以爲ㇾ名。諺曰。人貌二榮名一。豈有ㇾ既乎。於戲惜哉。

太史公曰く、吾れ郭解を視るに、狀貌中人(一)に及ばず、言語採るに足らざる者なり。然れども天下の賢と不肖と、知ると知らざると無く、皆其聲(二)を慕へり。俠を言ふ者は、皆引きて以て名と爲す(三)。諺に曰く、人、榮名を貌(四)とするものは、豈に既(五)くること有らんや。於戲惜しい哉。

(一)普通の中等人　(二)名聲の盛んなるを慕へり　(三)俠者の標範人物となせり　(四)身の飾りとする者は　(五)何時になりても盡くることなし

乃得レ解。窮治所レ犯。爲レ解所レ殺。皆在ニ赦前一。軹有ニ儒生侍ニ使者坐一。客譽ニ郭解一。生曰。郭解專以レ姦犯ニ公法一。何謂レ賢。解客聞。殺ニ此生一斷ニ其舌一。吏以レ此責レ解。解實不レ知ニ殺者一。殺者亦竟絶。莫レ知レ爲レ誰。吏奏ニ解無ヒ罪。御史大夫公孫弘議曰。解布衣爲ニ任俠一。行レ權以ニ睚眦一殺レ人。解雖弗レ知。此罪甚ニ於解殺ヒ之。當ニ大逆無道一。遂族ニ郭解翁伯一。

解の之を殺したるより甚だし、大逆無道に當すと、遂に郭解翁伯を族す。(九)

(一)妻子 (二)姓名を詐稱して (三)立寄るべき家の主人の姓名を告ぐ (四)追跡して (五)郭解を出したることを知るよしなからしめたり (六)儒學生の舌を切斷せしことあり (七)我が勢力に任せ (八)些細の怨を以て人を殺す (九)族滅の刑に處す

自レ是之後。爲レ俠者極衆。敖而無ニ足レ數者一。然關中長安樊仲子。槐里趙王孫。長陵高公子。西河郭公仲。太原鹵公孺。臨淮兒長卿。東陽

是れよりの後、俠を爲す者極めて衆し。敖(一)にして數ふるに足る者無し。然れども關中には、長安の樊仲子、槐里の趙王孫、長陵の高公子、西河の郭公仲、太原の鹵公孺、臨淮の兒長卿、東陽の田君孺、俠を爲すと雖も、而も逡巡として退讓君子の風有り。(二) 北道の姚氏、西道の諸杜、南道の仇景、東道の趙他羽公子、南陽の趙調の徒の若きに至りては、此れ盜跖(三)の民間に居る者のみ、曷ぞ道ふ(四)に足らんや。此れ乃ち鄕の朱家(五)の羞なり。

解爲人短小不飲酒。出未嘗有騎。已又殺楊季主。楊季主家上書人。又殺之闕下。上聞乃下吏捕解。解亡。置其母家室夏陽。身至臨晉。臨晉籍少公素不知解。解冒因求出關。籍少公。已出解。解轉入太原。所過輒告主人家。吏逐之跡至籍少公。少公自殺。口絕。久之

解、人と爲り、短小にして酒を飲まず。出づるとき未だ嘗て騎有らず。已にして又楊季主を殺せり。揚季主の家の上書する人も、又之を闕下に殺す。上聞きて、乃ち吏に下して解を捕ふ。解亡げて其母と家室(一)とを夏陽に置く。身ら臨晉に至る。臨晉の籍少公素より解を知らず。解冒(二)して因りて關を出でんことを求む。籍少公已に解を出だす。解轉じて太原に入る。過ぐる所輒(三)ち主人の家を告ぐ。吏之を逐ひて、跡(四)して籍少公に至る。少公自殺して口(五)絕えたり。久之して、乃ち解を得たり。窮めて犯す所を治す。解の爲に殺さるゝもの、皆赦の前に在り。軹に儒生有り。使者の坐に侍す。客、郭解を譽む。生の曰く、郭解專ら姦を以て公法を犯せり、何ぞ賢なりと謂はん。解の客聞きて、此の生を殺して其舌(六)を斷つ。吏此を以て解を責む。解實は殺したる者を知らず。殺したる者も亦竟に絕えて誰たるを知る莫し。吏、解の罪無きことを奏す。御史大夫公孫弘議して曰く、解は布衣にして任俠を爲して、權(七)を行ひて睚眦(八)を以て人を殺す。解知らずと雖も、此罪

之。不可者各厭㆓其意㆒。然後乃敢嘗㆓酒食㆒。諸公以ㇾ故嚴㆓重之㆒。爭爲ㇾ用。邑中少年。及旁近縣賢豪。夜半過ㇾ門。常十餘車。請㆓得解客㆒舍㆓養之㆒。及ㇾ徙㆓豪富茂陵㆒也。解家貧不ㇾ中ㇾ訾。吏恐不㆓敢不㆒ㇾ徙。衞將軍爲言。郭解家貧。不ㇾ中ㇾ徙。上曰布衣權至ㇾ使㆓將軍爲㆒ㇾ言。此其家不ㇾ貧。解家乃徙。諸公送者。出㆓千餘萬㆒。軹人楊季主子爲㆓縣掾㆒。擧徙ㇾ解。解兄子斷㆓楊掾頭㆒。由ㇾ此楊氏與㆓郭氏㆒爲ㇾ仇。解入ㇾ關。關中賢豪。知與ㇾ不ㇾ知。聞㆓其聲㆒。爭交㆓驩解㆒。

ひて用を爲す。邑中の少年、及び旁の近縣の賢豪、夜半門を過ぐるもの、常に十餘車あり。解が客を請ひ得て之を舍養す。(三)豪富を茂陵に徙すに及びて、解の家貧にして(四)訾に中らず。吏恐れて敢へて徙さずんばあらず。衞將軍爲に言ふ、郭解が家貧にして、徙さるゝに中らずと。上曰く、(五)布衣の權、將軍をして言を爲さしむるに至る、此れ其家貧しからずと。解が家乃ち徙る。諸公の送る者千餘萬を出す。軹の人楊季主の子、縣掾として、(六)擧して解を徙す。解の兄の子、楊掾の頭を斷つ。此れに由りて楊氏、郭氏と仇たり。解關に入るとき、關中の賢豪知ると知らざると、其聲を聞きて、爭ひて驩を解に交ふ。

(一) 吾が屬する縣の廷に入らず (二) 此上手段の施しやうなく餘儀なき趣をよく言ひ聞かせ (三) 自家に食客となす (四) 財產制限の額に達せず (五) 平民の權 (六) 詮議して

故。乃解使脱之。箕倨者乃肉袒謝罪。少年聞之。愈益慕解之行。雒陽人有相仇者。邑中賢豪居間者以十數。終不聽。客乃見郭解。解夜見仇家。仇家曲聽解。解乃謂仇家曰。吾聞雒陽諸公在此間。多不聽者。今子幸而聽解。解奈何乃從他縣奪人邑中賢大夫權乎。乃夜去。不使人知。曰。且無用待我。待我去。令雒陽豪居其間。乃聽之。

かざる者多しと。今子幸にして解に聽けり(一〇)。解奈何ぞ乃ち他縣よりして、人の邑中に賢大夫の權を奪はん乎と、乃ち夜去る。人をして知らしめずして曰く、且く我を待つことを用ふること無れ、我が去るを待ちて、雒陽の豪をして其間に居らしめて(一一)乃ち之を聽けと。

(一) 兩足を投出し開きて座し (二) 食客中の一人 (三) 市中の住居をなして (四) 依頼して (五) 大切に思へる必要の人物なり (六) 人夫に徴發せらるゝ時 (七) 徴發せず (八) 兩肌を脱ぎて罪人の狀をなし (九) 仲裁を試むる者 (一〇) 解の言に從ひて和談せんとす (一一) 仲裁に立て

解執恭敬。不敢乘車入其縣廷。之旁郡國。爲人請求事。事可出出

解恭敬を執れり。敢へて車に乘りて其縣廷に入らず(一)。旁の郡國に之きて、人の爲に事を請ひ求むるに、事の出だす可きものは、之を出だし、不可なる者は、各々其意を厭かしめて(二)、然る後乃ち敢へて酒食を嘗む。諸公故を以て之を嚴重し、爭

解之勢。與人飲。使之嚼。非其任。彊必灌之。人怒拔刀刺殺解姊子亡去。解姊怒曰。以翁伯之義。人殺吾子。賊不得。棄其尸於道弗葬。欲以辱解。解使人微知賊處。賊窘自歸。具以實告解。解曰。公殺之固當。吾兒不直。遂去其賊。罪其姊子。乃收而葬之。諸公聞之。皆多解之義。益附焉。

解出入人皆避之。有一人。獨箕倨視之。解遣人問其名姓。客欲殺之。解曰。居邑屋至不見敬。是吾德不修也。彼何罪。乃陰屬尉史曰。是人吾所急也。至踐更時脫之。每至踐更數過。史弗求。怪之問其

解の出入するとき人皆之を避く。一人有り、獨り箕倨して之を視る。解、人をして其名姓を問はしむ。客之を殺さんと欲す。解の曰く、邑屋に居て、敬せられざるに至るは、是れ吾德修らざるなり。彼れ何の罪かあらんと、乃ち陰に尉史に屬して曰く、是の人は吾が急にする所なり。踐更の時に至りて、之を脫せしめよと。踐更に至る每に、數〻過ぐれども、史求めず。之を怪みて其故を問へば、乃ち解の之を脫れしめしなり。箕倨の者、乃ち肉袒して罪を謝す。少年之を聞きて、愈〻益〻解の行を慕ふ。雒陽の人相仇する者有り。邑中の賢豪間に居る者十を以て數ふ。終に聽かず。客乃ち郭解に見ゆ。解、夜仇の家に見ゆ。仇家曲げて解に聽く。解乃ち仇家に謂ひて曰く、吾れ聞く、雒陽の諸公此の間に在るときは、聽

仇。藏レ命作レ姦。剽攻不レ休。及鑄レ錢掘レ冢固不レ可ニ勝數一。適有ニ天幸一。窘急常得レ脱。若遇レ赦。及ニ解年長一。更折レ節爲レ儉。以レ德報レ怨。厚施而薄望。然其自喜爲レ俠益甚。既已振ニ人之命一。不レ矜ニ其功一。其陰賊著ニ於心一。卒發ニ於睚眦一如レ故云。而少年慕ニ其行一。亦輒爲報レ仇不レ使レ知也。解姉子負ニ

だし。既に已に人の命を振ひて、其功に矜らず。其陰賊心より著れて、卒に睚眦(九)に發すること故の如しと云ふ。而して少年其行を慕ひて、亦輒く爲に仇を報じて知らしめず。解の姉の子、解の勢を(一〇)負みて、人と飲むとき之をして嚼せしめ(一一)、其任(一二)に非ざるに彊ひて必ず之に灌ぐ。人怒り刀を拔きて解の姉の子を刺殺して、亡げ去りぬ。解の姉怒りて曰く、翁伯(一三)の義を以て、人、吾が子を殺して、賊得られずと、其尸を道に棄てゝ葬らず。以て解を辱しめんと欲す。解、(一四)人をして微はしめ、賊の處を知る。賊窘して自ら歸して、具に實を以て解に告ぐ。解曰く、公之を殺せること固(一五)に當れり。吾が兒不直なりと、遂に其賊を去らしめ、其姉の子を罪して、乃ち收めて之を葬る。諸公之を聞きて、皆解の義を多として、益ゝ附く。

(一) 人相を觀たる者 (二) 身長低く勝氣にて勇悍なり (三) 內心に物を殘害する癖あり (四) 身命を惜まずして、交際する者の爲に仇を報ず (五) 亡命の人をかくまひ (六) 追剝 (七) 危急の場合ありても (八) 自から取ることは薄きを願ふ (九) 些細の怨ある者にも仕返をなす (一〇) 威勢を肩に著て (一一) 飲み盡さしむ (一二) 能く飲み盡すだけの技倆なし (一三) 翁伯は郭解の字。翁伯の義俠を以て世に知られながら (一四) 人を遣して下手人の居所を突留めしむ (一五) 固に當然のことなり

類二朱家一。而好レ博。多二少年之戯一。然劇孟母死。自二遠方一送レ喪蓋千乘。及二劇孟死一。家無レ餘二十金之財一。而符離人王孟亦以レ俠稱二江淮之間一。是時濟南瞯氏。陳周庸亦以レ豪聞。景帝聞レ之。使三使盡誅二此屬一。其後代諸白。梁韓無辟。陽翟薛況。陝韓孺。紛紛復出焉。

(五) 強を恃みて返逆をなせり (六) 劇孟を手に入るゝことをなさず (七) 能く返逆の大事を成就すること能はざるを知る (八) 類似せり (九) 博奕を好む (一〇) 沛郡の縣名 (一一) 代郡の白氏の一類 (一二) 續々前につぎて顯れたり

郭解軹人也。字翁伯。善相レ人者許負外孫也。解父以二任俠一孝文時誅死。解爲レ人短小精悍。不レ飲レ酒。少時陰賊。慨不レ快レ意。身所レ殺甚衆。以レ軀借レ交報レ

郭解は、軹の人なり。字は翁伯、善く人を(一)相せし者許負の外孫なり。解の父任俠を以て、孝文の時に誅死せられぬ。解人と爲り、(二)短小精悍にして、酒を飲まず。少き時は(三)陰賊なり。慨として意を快くせず。自ら殺せる所甚だ衆し。(四)軀を以て交に借し仇を報ず。(五)命を藏し姦を作す。(六)剽攻して休まず。及び錢を鑄、冢を掘けること勝げて數ふ可からず。適〻天幸有りて、(七)窘急すれども常に脫することを得、若しくは赦に遇ふ。解の年長ずるに及びて、更に節を折り儉を爲し、德を以て怨みに報じ、厚く施して(八)薄く望む。然れども其の自ら喜みて俠を爲すこと益〻甚

楚田仲以レ俠聞。喜レ劍。父ニ事朱家一。自以爲行弗レ及。田仲已死。而雒陽有ニ劇孟一。周人以ニ商賈一爲レ資。而劇孟以ニ任俠一顯ニ諸侯一。吳楚反時。條侯爲ニ太尉一。乘ニ傳車一將レ至ニ河南一。得ニ劇孟一喜曰。吳楚擧ニ大事一。而不レ求レ孟。吾知ニ其無ニ能爲一已矣。天下騷動。宰相得レ之。若レ得ニ一敵國一云。劇孟行大

楚の田仲は俠を以て聞ゆ。(一)劍を喜み、朱家に父事す。(二)自ら以爲らく、行は及ばずと。田仲已に死して、雒陽に劇孟有り。周人商賈を以て資と爲す。(三)而して劇孟任俠を以て諸侯に顯れたり。吳楚の反する時、條侯太尉として、傳車に乘じて、(四)將に河南に至らんとす。劇孟を得て喜びて曰く、吳楚大事を擧ぐ。(五)而して孟を求めず。(六)吾れ其の能く(七)爲す無きを知るのみと。天下騷動して、宰相の之を得たるは、一敵國を得たるが若しと云へり。劇孟の行、大に朱家に類せり。(八)而して博を好む。(九)少年の戲多し。然れども劇孟の母死するときに、遠方より喪を送るもの蓋し千乘なり。劇孟の死するに及びて、家に十金の財を餘せる無し。而して符離(一〇)の人王孟も亦俠を以て江淮の間に稱せらる。是時、濟南の瞯氏、陳の周庸も亦豪を以て聞えたり。景帝之を聞きて、使をして盡く此屬を誅せしむ。其後、代(一一)の諸白、梁の韓無辟、陽翟の薛況、陝の韓孺、(一二)紛紛として復た出でたり。

(一) 任俠を以て名聲あり　(二) 父子の約をなして朱家と交際をなす。(三) 生活の資となす　(四) 宿次の車に乘りて

魯朱家者。與二高祖一同時。魯人皆以レ儒教。而朱家用レ俠聞。所二藏活一豪士以レ百數。其餘庸人不レ可二勝言一。然終不下伐二其能一。歆中其德上。諸所二嘗施一。唯恐レ見レ之。振二人不一レ贍。先從二貧賤一始。家無二餘財一。衣不レ完レ采。食不レ重レ味。乘不レ過二軥牛一。專趨二人之急一甚二己之私一。既陰脫二季布將軍之阨一。及二布尊貴一。終身不レ見也。自レ關以東。莫レ不三延レ頸願二交焉。

魯の朱家は、高祖と同時なり。(一)魯人は皆儒を以て教ふ。而して朱家は俠を以て聞えたり。藏し活す所の豪士(二)百を以て數ふ。其餘の庸人(三)は勝げて言ふ可からず。然れども終に其能に伐り其德を歆けず。(四)諸〻嘗て施す所、唯之を見んことを恐る。(五)人の贍らざるを振ふには、先づ貧賤より始む。家に餘財無し。衣、采を完くせず、(六)食、味を重ねず、乘、軥牛に過ぎず。(七)專ら人の急に趨ること、己が私より甚だし。(八)既に陰に季布將軍の阨を脫せしめ、(九)布の尊貴なるに及びて、終身見えず。(一〇)關より以東、頸を延べて交を願はざるは莫し。(一一)

(一) 同時代の人なり　(二) かくまひて生命を助けたる豪士　(三) 普通の人　(四) 人を助けたる恩德を恩として人より貴ばるゝをも、恩を施したりとも思はず　(五) 世に知られんことを恐る　(六) 裝飾ある衣服を著ず　(七) 車は小牛を駕せる車を用ひ　(八) 自身の事よりも急にす　(九) 季布を髠鉗して奴の姿に變へ、高柳車に乘せ、出し遣りて援け　(一〇) 終身面會を避けたり　(一一) 我先にと朱家に交らんことを願はぬ者なし

謂二不賢者一矣。此如二順レ風而呼一。聲非レ加レ疾。其勢激也。至レ如二閭巷之俠一。修レ行砥レ名。聲施二於天下一。莫レ不レ稱レ賢。是爲レ難耳。然儒墨皆排擯不レ載。自レ秦以前。匹夫之俠湮滅不レ見。余甚恨レ之。以二余所一レ聞。漢興有二朱家田仲王公劇孟郭解之徒一。雖三時扞二當世之文罔一。然其私義廉潔退讓。有二足レ稱者一。名不二虛立一。士不二虛附一。至レ如下朋黨宗彊比周。設レ財役レ貧。豪暴侵二淩孤弱一。恣レ欲自快。游俠亦醜レ之。余悲世俗不レ察二其意一。而猥以二朱家郭解等一。令下與二豪暴之徒一。同レ類而共笑上レ之也。

余が聞ける所を以てするに、漢興りて、朱家、田仲、王公、劇孟、郭解の徒有り。時に當世の文罔(一〇)を扞すと雖ども、然れども其私義(一一)廉潔退讓、稱するに足る者有り(一二)。名虛しく立たず、士虛しく附かず。朋黨宗彊比周(一三)して、財を設け貧を役して、豪暴にして孤弱を侵凌し、欲を恣にして自ら快とする(一四)如きに至りては、游俠も亦之を醜とす(一五)。余悲しむらくは、世俗其意を察せず(一六)、而して猥りに朱家、郭解等を以て、豪暴の徒と類を同じうして共に之を笑はしむるを。

(一) 其の詳かなることは聞き得可からず (二) 延陵の季子 (三) 土地を有し卿相たる富裕を楯にして (四) 風上より大聲を發するが如し (五) 其勢激するが故に、聲の遠きに達するなり (六) 行ひを修め名を立てんと勵みて (七) 其事乃ち難事となすのみ (八) 儒者墨者の徒は皆此の游俠を排斥して書籍に記載せず (九) 之を遺憾に思へり (一〇) 法律を犯すことありしと雖も (一一) 自己の主義 (一二) 稱贊する價値ある者有り (一三) 比附親厚して (一四) 自から愉快なりとなす者 (一五) 恥辱となす (一六) 游俠の徒の意中を察し明らめず

侯之門仁義存。非二虛言一也。今拘學或抱二於咫尺之義一久孤二於世一。豈若三卑論儕レ俗。與レ世沈浮而取二榮名一哉。而布衣之徒。設二取予然諾一。千里誦レ義。為レ死不レ顧レ世。此亦有レ所レ長。非二苟而已一也。故士窮窘而得レ委レ命。此豈非二人之所レ謂賢豪間者一邪。誠使下鄉曲之俠予二季次原憲一比レ權量レ力。效中功於當世上。不二同レ日而論一矣。要以二功見言信一。俠客之義。又曷可レ少哉。

王たる資格を貶さず 〔一一〕盜跖と莊蹻と 〔一二〕鉤を盜める小盜人 〔一三〕變通を知らざる固陋なる學者 〔一四〕値かの義を守り 〔一五〕無位無官の士 〔一六〕物の取り遣りに義理を立て、承諾不承諾の筋目を立て 〔一七〕長所ありて 〔一八〕一時を苟くもする者に非ざるなり 〔一九〕一命を游俠の徒に託することを得 〔二〇〕中間に位する者 〔二一〕同一に見ること能はず 〔二二〕何ぞ無くして可ならんや

古布衣之俠。靡レ得而聞已。近世延陵孟嘗春申平原信陵之徒。皆因二王者親屬一。藉二於有土卿相之富厚一。招二天下賢者一。顯二名諸侯一。不レ可レ

古の布衣の俠は、得て聞く靡きのみ。（一）近世に、延陵、孟嘗、春申、平原、信陵の徒、皆王者の親屬に因りて、（二）有土卿相の富厚に藉りて天下の賢者を招き、名を諸侯に顯せり。（三）不賢者と謂ふ可からず。此れ風に順ひて呼ぶ如し。（四）聲疾を加ふるに非ず、其勢激すればなり。（五）閭巷の俠に至りては、行を修め名を砥ぎ、（六）聲天下に施し、賢と稱せざるは莫し。是を難しと爲すのみ。（七）然れども儒墨皆排擯して載せず。（八）秦より以前は、匹夫の俠は、湮滅して見れず。余甚だ之を恨む。（九）

畏レ匡。菜ニ色陳蔡一。此皆學士所レ謂有道仁人也。猶然遭ニ此菑一。況以ニ中材一。而涉ニ亂世之末流一乎。其遇レ害何可ニ勝道一哉。鄙人有レ言曰。何知ニ仁義一。已饗ニ其利一者爲ニ有德一。故伯夷醜レ周。餓ニ死首陽山一。而文武不下以ニ其故一貶中王上。跖蹻暴戾。其徒誦レ義無レ窮。由レ此觀レ之。竊レ鉤者誅。竊レ國者侯。

を有德と爲すと。故に伯夷、周を醜とし、首陽山に餓死せり。而して文武(一〇)其故を以て王を貶さず、跖蹻(一一)暴戾にして、其徒義を誦すること窮なし。此れに由りて之を觀れば、鉤を竊める者は誅せられ、國を竊める者は侯たり。侯の門に仁義存せりと。虛言(一二)に非ざるなり。今拘學(一三)、或ひは咫尺(一四)の義を抱き、久しく世に孤けり。豈に卑論して俗に儕しくし、世と浮沈して榮名を取るに若かんや。而して布衣(一五)の徒、取予(一六)然諾を設け、千里、義を誦して爲に死し世を顧みず。此れも亦長ずる(一七)所有りて、苟(一八)もするのみに非ざるなり。故に士窮窘(一九)して命を委することを得。此れ豈に人の所謂る賢豪(二〇)の間の者に非ずや。誠に鄕曲の俠をして、季次、原憲と權を比べ力を量りて、功を當世に效(二一)さしめば、日を同じくして論ぜず。要するに功見はれ言信なるを以てす。俠客の義又曷(二二)ぞ少く可けんや。

㊀ 父瞽叟の爲に井を掘り倉廩を塗りて進退極りし事あり　㊁ 御烹の具を負ひて湯王に干めしことあり　㊂ 傅巖の下の川に堤防を築く人夫となりし事あり　㊃ 食を棘津に賣りし事あり　㊄ 百里奚　㊅ 匡人に圍まれ　㊆ 饑ゑて顏色なかりしことあり　㊇ 鄙賤の人　㊈ 仁義なるものは知らず　㊉ 文王武王は伯夷が死したるが故に

合ニ當世一。當世亦笑レ之。故季次原憲終レ身空室蓬戸。褐衣疏食不レ厭。死而已。四百餘年而弟子志レ之不レ倦。今游俠其行雖レ不レ軌ニ於正義一。然其言必信。其行必果。已諾必誠。不レ愛ニ其軀一。赴ニ士之阨困一。既已存亡死生矣。而不レ矜ニ其能一。羞レ伐ニ其德一。蓋亦有ニ足レ多者一焉。且緩急人之所ニ時有一也。

とするに足る者有り。且つ(一七)緩急は人の時に有る所なり。

(一) 俠客 (二) 韓非子 (三) 文の弊害にて徒に古に泥み又は論辯を弄びて國の法度を亂し (四) 武力を以て國家の禁制を犯す (五) 國史 (六) 孔子の弟子公晳 (七) 町の長屋住居 (八) 高尚の行を爲し (九) 當代の人 (一〇) あばらやの蓬を編みて戸となしたる粗末なる室 (一一) 粗衣粗食 (一二) 其言行を書記して倦まず (一三) 合はずと雖も (一四) 一旦引受けしことは必ず果す (一五) 事に先だちて存亡生死を決定す (一六) 他に優りたる所有りといふ可し (一七) 火急の場合は人に於て時として有ることなり

太史公曰。昔者虞舜窘ニ於井廩一。伊尹負ニ於鼎俎一。傅説匿ニ於傅險一。呂尚困ニ於棘津一。夷吾桎梏。百里飯レ牛。仲尼

太史公曰く、昔者虞舜は、(一)井廩に窘しみ、伊尹は(二)鼎俎を負ひ、傅説は(三)傅險に匿れ、呂尚は(四)棘津に困しみ、夷吾は桎梏せられ、(五)百里は牛に飯ひ、仲尼は(六)匡に畏れ、陳蔡に(七)菜色あり。此れ皆學士の謂はゆる有道の仁人なり。猶ほ然も此菑に遭へり。況んや中材を以て亂世の末流を渉るをや。其の害に遇ふこと何ぞ勝げて道ふ可けんや。(八)鄙人言へること有り。(九)何ぞ仁義を知らん、已れ其利を饗くる者

韓子曰。儒以文亂法。而俠以武犯禁。二者皆譏。而學士多稱於世云。至如以術取宰相卿大夫。輔翼其世主。功名俱著於春秋。固無可言者。及若季次原憲。閭巷人也。讀書懷獨行君子之德。義不苟

卷百二十四

游俠列傳第六十四(一)

韓子(二)に曰く、儒は文を以て法を亂る(三)。而して俠(四)は武を以て禁を犯す。二者皆譏らる。而して學士多く世に稱せらると云ふ。術を以て宰相卿大夫を取りて其世主を輔翼し、功名倶に(五)春秋に著はるゝが如きに至りては、固に言ふ可き者無し。季(六)次、原憲の若きに及びては、閭巷(七)の人なり。書を讀みて獨行君子(八)の德を懷けり。義苟しくも當世に合はず(九)、當世も亦之を笑へり。故に季次原憲、身を終ふるまで空室蓬戶(一〇)、褐衣疏食(一一)に厭かずして、死するのみ。四百餘年にして、而して弟子之(一二)を志して倦まず。今游俠は其行正義に不軌(一三)なりと雖も、然れども其言は必ず信あり、其行ひ必ず果す(一四)。已に諾して必ず誠あり。其軀を愛まずして、士の阨困に赴く(一五)。既已に存亡生死す。而も其能に矜らず、其德に伐ることを羞づ。蓋し亦多し(一六)

之威德一。而燉煌置二酒泉都尉一。西至二鹽水一往往有レ亭。而侖頭有二田卒數百人一。因置二使者一護レ田積レ粟。以給下使二外國一者上。

太史公曰。禹本紀言。河出二崑崙一。崑崙其高二千五百餘里。日月所三相避隱爲二光明一也。其上有二醴泉瑤池一。今自下張騫使二大夏一之後上也。窮二河源一。惡睹二本紀所レ謂崑崙者一乎。故言二九州山川一。尙書近レ之矣。至二禹本紀山海經一所レ有怪物。余不二敢言レ之也。

太史公曰く、禹の本紀に言ふ、河は崑崙より出づ。崑崙は其高さ二千五百餘里にして、(一)日月の相避け隱れて光明を爲す所なり。其上に(二)醴泉瑤池有りと。今張騫の大夏に使せしより後なり。河源を窮めしは、惡んぞ本紀の所謂崑崙といふ者を睹んや。故に(四)九州の山川を言へるは、(五)尙書之に近し。禹本紀・山海經に至り、(六)有らゆる怪物は、余敢へて之を言はざるなり。

(一) 日月互ひに避け隱れて晝夜の別をなす所なり (二) 味甘き泉 (三) 仙人の居る所 (四) 支那全土の山川を叙述せるものは (五) 書經が正確なるが如し (六) 頗多怪異の事あれど

卿一者三人。諸侯相郡守二千石者百餘人。千石以下千餘人。奮行者官過二其望一。以二適過一行者。皆絀二其勞一。士卒賜直四萬金。伐レ宛再反。事凡四歲而得レ罷焉。

漢已伐レ宛。立二味蔡一爲二宛王一而去。歲餘。宛貴人以爲味蔡善諛。使二我國遇一レ屠。乃相與殺二味蔡一。立二母寡昆弟日蟬一。封爲二宛王一。而遣二其子一入質二於漢一。漢因使三使賂賜以鎭二撫之一。而漢發二使十餘輩一。至二宛西諸外國一求二奇物一。因風覽以二伐レ宛

漢已に宛を伐ち、味蔡を立てゝ宛王と爲して去る。歲餘ありて宛の貴人以爲らく味蔡善く諛ひて、(一)我國をして屠に遇はしめたりと、乃ち相與に味蔡を殺して、母寡昆弟日蟬を立て、封じて宛王と爲す。而して其子を遣りて入りて漢に質たら(二)しむ。漢因りて使をして賂賜して以て之を鎭撫(三)せしむ。而して漢、使十餘輩を發して、宛の西の諸外國に至りて奇物を求めしむ。因りて風(四)して覽すに、宛を伐つの威德を以てす。而して燉煌に酒泉の都尉を置く。西のかた鹽水に至るまで、往往に亭(五)有り。而して侖頭に田卒(六)數百人有り。因りて使者を置きて、田を護りて粟を積み、以て外國に使する者に給す。

(一) 宛國をして滅亡の憂目に遇はしめたり　(二) 人質たらしむ　(三) 安堵するやうにせしむ　(四) 遠廻しに見せしめとなすに　(五) 宿次の驛舍　(六) 屯田兵

過小國聞宛破。皆使其子弟從軍。入獻見天子。因以爲質焉。貳師之伐宛也。而軍正趙始成力戰功最多。及上官桀敢深入。李哆爲謀計。軍入玉門者萬餘人。軍馬千餘匹。貳師後行。軍非乏食。戰死不能多。而將吏貪。多不愛士卒。侵牟之。以此物故衆。天子爲萬里而伐宛不錄過。封廣利爲海西侯。又封身斬郁成王者騎士趙弟爲新時侯。軍正趙始成爲光祿大夫。上官桀爲少府。李哆爲上黨之太守。軍官吏爲九

者萬餘人、軍馬千餘匹あり。貳師後に行くとき、軍、食に乏しきに非ず。戰死多きこと能はず。而して將吏貪りて多く士卒を愛せずして、之を侵牟(六)す。此れを以て物故(七)するもの衆し。天子萬里にして宛を伐つが爲に過(八)を錄せず。廣利を封じて海西侯と爲す。又、自ら郁成王を斬る者騎士趙弟を封じて、新時侯と爲す。軍正趙始成を光祿大夫と爲す。上官桀を少府と爲す。李哆を上黨の太守と爲す。軍官の吏の九卿たる者三人、諸侯の相郡守二千石たる者百餘人、千石以下千餘人、奮ひて行ける者(九)は官其望に過ぎたり。適過(一〇)を以て行ける者は、皆其勞を絀く(一一)。士卒の賜直四萬金なりき。宛を伐ち再び反る。事凡そ四歲にして罷むことを得たり。

(一) 再々の出征の時　(二) 日和見をして　(三) 拜謁して方物を獻ぜしむ　(四) 人質となす　(五) 敵軍の中に深く攻入るに及び　(六) 掠め取る　(七) 死する者　(八) 將卒の過失ある者も詮議して罰せず　(九) 志願兵は其賞與は望外なりき　(一〇) 罪ありて邊士に遣られたる者　(一一) 其罪を免して功勞を賞せず

軍破。數人脫亡走㆓貳師㆒。貳師令㆔搜粟都尉上官桀往攻㆓破郁成㆒。郁成王亡走㆓康居㆒。桀追至㆓康居㆒。康居聞㆓漢已破㆒㆑宛。乃出㆓郁成王㆒予㆑桀。桀令㆔四騎士縛守詣㆓大將軍㆒。四人相謂曰。郁成王漢國所㆑毒。今生將去。卒失㆓大事㆒。欲㆑殺莫㆓敢先擊㆒。上邽騎士趙弟最少。拔㆑劍擊㆑之。斬㆓郁成王㆒齎㆑頭。弟桀等逐及㆓大將軍㆒。

騎士をして縛守(三)して大將軍に詣らしむ。四人相謂ひて曰く、郁成王は漢國の毒む所なり。今生きながら將ゐ去らば、卒に大事を失はんと。殺さんと欲すれども、敢へて先づ擊つもの莫し。上邽の騎士趙弟最も少し。劍を拔きて之を擊ち、郁成王を斬り、頭を齎す。弟桀等逐ひて大將軍に及ぶ。

(一) 偵察して之を輕蔑し　(二) 辱しめ殺す　(三) 縛りて嚴重に護衞して

初貳師後行。天子使使告㆓烏孫㆒。大發㆑兵幷㆑力擊㆑宛。烏孫發㆓千騎㆒。往持㆓兩端㆒不㆓肯前㆒。貳師將軍之東。諸所㆑

初め貳師後(一)に行くとき、天子使をして烏孫に告げ、大に兵を發し力を幷せて宛を擊たしむ。烏孫二千騎發して往かしむ、兩端(二)を持して肯へて前まず。貳師將軍の東するや、諸〻過ぐる所の小國、宛破ると聞き、皆其子弟をして軍に從ひ、入りて天子に獻見(三)せしむ。因りて以て質(四)と爲す。貳師の宛を伐つとき、而も軍正趙始成力戰して功最も多し。上官桀の敢へて深く入るに及び(五)、李哆謀計を爲せり。軍の玉門に入る

約一。宛乃出二其善馬一。令三漢自擇二レ之。而多出二食食一給二漢軍一。漢軍取二其善馬數十匹一。中馬以下牡牝三千餘匹。而立下宛貴人之故待二遇漢使一善者名昧蔡上。以爲二宛王一。與盟而罷レ兵。終不レ得レ入二中城一。乃罷而引歸。初貳師起二燉煌西一。以爲人多道上國不レ能レ食。乃分爲二數軍一。從二南北道一。校尉王申生。故鴻臚壺充國等千餘人。別到二郁成一。郁成城守。不三肯給二食其軍一。

故の鴻臚壺、充國等千餘人、別れて郁成に到る。郁成城守して、肯へて其軍に給食せず(六)。

㈠ 候ひ視察するに ㈡ 食糧豐富なり ㈢ 罪の張本人 ㈣ 食料を支給す ㈤ 途中の國々より食糧供給は覺束なし ㈥ 食糧を支給せず

王申生去二大軍二百里一。偵而輕レ之。責二郁成一。郁王食不レ肯レ出。窺二知申生軍日少一。晨用二三千人一。攻戮二殺申生等一。

王申生は大軍を去ると二百里にして、偵して之を輕り、郁成を責む。郁成、食を出だすことを肯ぜず。申生の軍日に少きを窺ひ知り、晨に三千人を用ひて、攻めて申生等を戮殺す。軍破れぬ。數人脱れ亡げて貳師に走る。貳師、搜粟都尉上官桀をして、往きて郁成を攻め破らしむ。郁生王亡げて康居に走る。桀追ひて康居に至る。康居は漢の已に宛を破ると聞き、乃ち郁生王を出だして、桀に予ふ。桀四

馬。而康居之救且至。至我居內。康居居外。與漢軍戰。漢軍熟計之何從。

是時康居候視漢兵。漢兵尙盛。不敢進。貳師與趙始成李哆等計。聞宛城中新得秦人知穿井。而其內食尙多。所爲來誅首惡者毋寡。毋寡頭已至。如此而不許解兵。則堅守。而康居候漢罷而來救宛。破漢軍必矣。軍吏皆以爲然。許宛之

是時、康居、漢の兵を候視(一)するに、漢の兵尙ほ盛なり。敢へて進まず。貳師、趙始成李哆等と計らく、聞く、宛の城中に新に秦人を得て、井を穿つを知れり。而して其內食(二)尙ほ多し。爲に來たる所は、首惡者(三)毋寡を誅せんとなり。毋寡の頭已に至れり。此くの如くして兵を解くことを許さざれば、則ち堅く守らん。而して康居、漢の罷れを候ひて來りて宛を救はゞ、漢の軍を破らんこと必せりと。軍吏皆以て然りと爲す。宛の約を許す。宛乃ち其善馬を出して、漢をして自ら之を擇ばしむ。而して多く食を出し、漢の軍に食給(四)す。漢の軍其善馬數十匹、中馬以下牡牝三千餘匹を取る。而して宛の貴人の故より漢の使を待遇する善き者名は昧蔡を立てゝ、以て宛王と爲し、與に盟ひて兵を罷む。終に中城に入ることを得ず。乃ち罷めて引きて歸る。初め貳師燉煌より起りて西す。以爲らく人多くして、道上(五)の國食すること能はずと。乃ち分ちて數軍と爲し、南北の道よりす。校尉王申生、

其城一。貳師兵欲三行攻二郁成一。恐二留行而令二宛益生一レ詐。乃先至レ宛決二其水源一移レ之。則宛固已憂困。圍二其城一攻レ之四十餘日。其外城壞。虜二宛貴人勇將煎靡一。宛大恐。走入二中城一。宛貴人相與謀曰。漢所三爲攻二宛。以下王母寡匿二善馬一而殺中漢使上。今殺二王母寡一而出二善馬一。漢兵宜レ解。即不レ解乃力戰而死。未レ晩也。宛貴人皆以爲レ然。共殺二其王母寡一持二其頭一。遣二貴人使二貳師一。約曰。漢毋レ攻レ我。我盡出二善馬一。恣レ所レ取。而給二漢軍食一。即不レ聽。我盡殺二善

を攻むる所は、王母寡の善馬を匿して漢の使を殺せしを以てなり。今王母寡を殺して善馬を出さば、漢の兵宜しく解くべし、(七)即し解けずんば、乃ち力戰して(八)死せんと、未だ晩からざるなりと。宛の貴人皆以て然りと爲す。共に其王母寡を殺し、其頭を持ちて、貴人をして貳師に使せしむ。約して曰く、漢我れを攻むること毋くんば、我れ盡く善馬を出して、取る所を恣にせしめ、(九)漢の軍に食を給せん。即し聽かずんば、我れ盡く善馬を殺さん。而して康居の救且に至らんとす。至らば我れ内に居り、康居は外に居て、漢の軍と戰はん、漢軍之と熟計せよ、(一〇)何れに從はん(一一)と。

(一)行く先々の小國 (二)降服せず (三)持ち耐へて其城を守る (四)行軍を留めば (五)水源を切り拂ひて (六)中郎 (七)圍を解く可し (八)全力を盡して戰ひて (九)心任せに取らしめて (一〇)熟考せよ (一一)何れに決するかを定めよ

萬人。負私從者不與。牛十萬。馬三萬餘匹。驢騾橐駝以萬數。多齎糧。兵弩甚設。天下騷動。傳相奉伐宛。凡五十餘校尉。宛王城中無井。皆汲城外流水。於是乃遣水工徙其城下水。空以空其城。益發戍甲卒十八萬。酒泉張掖北。置居延休屠。以衛酒泉。而發天下七科適。及載糒給貳師。轉車人徒相連屬。至敦煌。而拜習馬者二人。爲執驅校尉。備破宛擇取其善馬云。

是に於て、貳師後に復た行くとき、兵多くして、至る所(一)の小國迎へて食を出だし軍に給せざるは莫し。侖頭に至るとき、侖頭下らず(二)、攻むること數日にして之を屠る、此れよりして西し、平行して宛城に至る。漢兵の到る者三萬人なりき。宛の兵迎へて漢の兵を撃つ。漢の兵射て之を敗る。宛走りて入り、葆(三)して其城に乘る。貳師の兵行きて郁成を攻めんと欲す(四)。留行せば宛をして益〻詐を生さしむることを恐る。乃ち先づ宛に至りて、其水源(五)を決して之を移す。則ち宛固に已に憂へ困めり。其城を圍みて、之を攻むること四十餘日にして、其外城壞る。宛の貴人の勇將煎靡を虜にす。宛大に恐れて、走りて中城(六)に入る。宛の貴人相與に謀りて曰く、漢爲に宛

於是貳師後復行。兵多而所至小國莫不迎出食給軍。至侖頭。侖頭不下。攻數日屠之。自此而西。平行至宛城。漢兵到者三萬人。宛兵迎擊漢兵。漢兵射敗之。宛走入葆乘

漢亡二浞野之兵二萬餘於匈奴一。公卿及議者。皆願罷二擊レ宛軍一。專レ力攻レ胡。天子已業誅レ宛。宛小國而不レ能レ下。則大夏之屬輕レ漢。而宛善馬絕不レ來。烏孫侖頭。易レ苦二漢使一矣。爲二外國一笑。乃案下言二伐レ宛尤不レ便者鄧光等上。赦二囚徒材官一。益發二惡少年及邊騎一。歲餘而出二敦煌一者六

て、兵弩甚だ設けたり。(一〇)天下騷動して、傳へて相奉じて宛を伐つ。凡そ五十餘の校尉あり。宛王の城中に井無し。皆城外の流水を汲む。是に於て乃ち水工(一一)をして其城下の水を徙さしむ。空(一二)りて以て其城を空しくす。益〻戍甲卒(一三)を發すること十八萬なり。酒泉、張掖の北、居延、休屠を置きて、以て酒泉を衞らしむ。而して天下の七科の適(一四)を發し、乃び糒を載せ貳師に給す。轉車人徒相連屬して(一五)、燉煌に至る。而して馬に習へる者二人を拜して、執驅校尉と爲す。宛を破りて其善馬を擇び取るに備ふと云ふ。

(一) 攻取ること能はず (二) 往來する日子 (三) 出發の際に比すれば少數になりて十分の一二に過ぎず (四) 宛を攻滅すに力不足なり (五) 全力を盡して (六) 善馬を得ること能はざらん (七) 強弓を引く者 (八) 邊境の騎士を徵發す (九) 私の糧食を負ふ者 (一〇) 軍器の類を殊の外澤山に準備せり (一一) 水道工事の工人 (一二) 坑道を鑿ちて以て城中の水を渴乏せしむ (一三) 邊塞の番卒 (一四) 適は謫の借字、要塞を成る卒、七科目の適。即ち一に吏に罪有り、二に亡命、三に贅壻、四に賈人 五に故より市籍有る者、六に父母市籍有る者、七に大父母市籍有る者、是れなり (一五) 運送の車輛、人夫相連屬して

哆始成等計至郁成。尙不能擧。況至其王都乎。引兵而還。往來二歲。還至敦煌。士不過什一二。使使上書言。道遠多乏食。且士卒不患戰患饑。人少不足以拔宛。願且罷兵益發而復往。天子聞之。大怒而使使遮玉門曰。軍有敢入者輒斬之。貳師恐。因留敦煌。其夏。

都に至るをやと。兵を引きて還る。（二）往來すること二歲にして、還りて燉煌に至る。士什（三）の一二に過ぎず。使をして上書して言さしむ。道遠くして多く食に乏し。且つ士卒戰を患へずして饑を患ふ。人少くして以て（四）宛を拔くに足らず。願くは且つ兵を罷めて、益〻發して復た往かんと。天子之を聞きて、大に怒りて、使をして玉門を遮らしめて曰く、軍敢へて入る者有らば、輒ち之を斬らんと。貳師恐れて因りて敦煌に留る。其夏、漢、浞野の兵二萬餘を匈奴に亡ふ。公卿及び議する者、皆願くは宛を擊つ軍を罷めて、（五）力を專にして胡を攻めんと。天子已に業に宛を誅せんとす。宛は小國にして下すこと能はず。則ち大夏の屬漢を輕んじて、宛の（六）善馬絕えて來らざらん。烏孫、侖頭、漢の使を易り苦しめ、外國に笑はれん。乃ち宛を伐つことは尤も便ならずと言ふ者鄧光等を案ず。因徒材官（七）を赦して、益〻惡少年及び邊騎（八）を發す。歲餘ありて敦煌を出でたる者六萬人あり。（九）負私の從者は與らず。牛は十萬、馬は三萬餘匹、驢騾槖駝萬を以て數ふ。多く糧を齎し

其王一。以二疋漢等言一爲レ然。而欲レ侯二寵姫李氏一。拜二李廣利一爲二貳師將軍一。發二屬國六千騎。及郡國惡少年數萬人一。以往伐レ宛。期至二貳師城一取二善馬一。故號二貳師將軍一。趙始成爲二軍正一。故浩侯王恢使二導軍一。而李哆爲二校尉一制二軍事一。是歲太初元年也。而關東蝗大起。蜚西至二敦煌一。貳師將軍軍。既西過二鹽水一。當道小國恐。各堅城守不レ肯レ給レ食。攻レ之不レ能レ下。下者得レ食。不レ下者數日則去。北至二郁成一。士至者不レ過二數千一皆飢罷。攻二郁成一郁成大破レ之。所二殺傷一甚衆。

尉と爲し、軍事を制す。是歲太初元年なり。而して關東に蝗(四)大に起る。蜚びて西のかた敦煌に至る。貳師將軍の軍既に西のかた鹽水を過ぐ。當道の小國(五)恐れて、各〻堅く城守して、食を給することを肯ぜず(六)。之を攻むれども下すこと能はず。下す者は食を得、下さざる者は、數日にして則ち去る。北郁成に至るとき、士の至る者、數千に過ぎず。皆飢ゑ罷れたり。郁成を攻むれば、郁成大に之を破る。殺傷せる所甚だ衆し。

(一) 强きいしゆみ (二) 至當の言なりとなす (三) 道案内たらしむ (四) 稻蟲 (五) 通行の道に沿ひたる小國 (六) 食料を支給することを承知せず

貳師將軍與二

貳師將軍、哆始成等と計らく、郁成に至るすら尙ほ擧する(一)こと能はず、況んや其王

數百人爲レ輩來。而常乏レ食死著過半。是安能致二大軍一乎。無二奈レ我何一。且貳師馬宛寶馬也。遂不レ肯レ予二漢使一。漢使怒。妄言椎二金馬一而去。宛貴人怒曰。漢使至輕レ我。遣二漢使去一。令下其東邊郁成遮攻二殺漢使一。取中其財物上。

を取らしむ。

(一) 心に甘して悅ぶ　(二) 金製の馬　(三) 鹽の鹹苦なる沙漠の中　(四) 不毛の地　(五) 列をなして來る　(六) 此の如くなれば如何にすとも大軍を宛國まで差向くることを得んや　(七) 大言を吐き散らして

於レ是天子大怒。諸嘗使レ宛姚定漢等言。宛兵弱。誠以二漢兵一不レ過二三千人一。彊弩射レ之。即盡虜破レ宛矣。天子已嘗使三浞野侯攻二樓蘭一。以二七百騎一先至虜二

是に於て天子大に怒る。諸〻の嘗て宛に使せし姚定漢等言さく、宛兵弱し、誠に漢の兵を以てせば、三千人に過ぎず。(一)彊弩之を射ば、即ち盡く虜にして宛を破らんと。天子已に嘗て浞野侯をして樓蘭を攻めしむ。七百騎を以て先づ至りて其王を虜にしたり。定漢等が言を以て然りとなす。而して寵姬李氏を侯にせんと欲し、李廣利を拜して貳師將軍と爲す。(二)屬國六十騎及び郡國の惡少年數萬人を發して、以て往きて宛を伐たしむ。期すらく貳師城に至りて、善馬を取ることを、故に貳師將軍と號す。趙始成を軍正と爲す。故の浩侯王恢をして(三)導軍たらしむ。而して李哆を校

言。然大同俗相知言。其人皆深眼多鬚髯。善市賈。爭分銖。俗貴女子。女子所言而丈夫乃決正。其地皆無絲漆。不知鑄錢器。及漢使亡卒降。教鑄作他兵器。得漢黃白金。輒以爲器不用爲幣。而漢使者往既多。其少從率多進熟于天子。言曰。宛有善馬。在貳師城。匿不肯與漢使。

天子既好宛馬。聞之甘心。使壯士車令等。持千金及金馬。以請宛王貳師城善馬。宛國饒漢物。相與謀曰。漢去我遠。而鹽水中數敗。出其北。有胡寇。出其南。乏水草。又且往往而絕邑。乏食者多。漢使

天子既に宛の馬を好む。之を聞きて甘心(一)す。壯士車令等をして、千金及び金馬(二)を持して、以て宛王に貳師城の善馬を請はしむ。宛國漢物に饒なり。相與に謀りて曰く、漢、我れを去ること遠し。而して鹽水(三)の中數〻敗る。其北より出づるときは胡寇有り、其南より出づるときは水草に乏し。又且つ往往絕邑(四)にして食に乏しき者多し。漢の使數百人、輩(五)を爲して來たる。而して常に食に乏しくして、死者過半なり。(六)是れ安くに能く大軍を致さんや、我れを奈何ともすること無し。且つ貳師の馬は、宛の寶馬なりと。遂に漢の使に予ふることを肯ぜず。漢の使怒り妄言(七)して、金馬を椎して去る。宛の貴人怒りて曰く、漢の使至り我れを輕るとは。漢の使をして去らしめ、其東邊郁成をして、遮りて漢の使を攻殺し、其財物

故必市乃得レ所レ欲。然以レ異二匈奴於漢使一焉。宛左右以二蒲陶一爲レ酒。富人藏レ酒至二萬餘石一。久者數十歲不レ敗。俗嗜レ酒。馬嗜二苜蓿一。漢使取二其實一來。於レ是天子始種二苜蓿蒲陶肥饒地一。及二天馬多外國使來衆一。則離宮別觀旁。盡種二蒲陶苜蓿一極レ望。自二大宛一以西至二安息國一。雖二頗異一

國の使來ること衆きに及びて、則ち離宮別觀(七)の旁に、盡く蒲陶苜蓿を種ゑて、望(八)を極む。大宛より以西、安息國に至るまで、頗る言を異にすと雖ども(九)、然れども大に俗を同じくして言を相知れり。(一〇)其人皆深眼にして(一一)鬚髯多し。市賈を善くして分銖を爭ふ。(一二)俗女子を貴ぶ。(一三)女子の言ふ所にして、丈夫乃ち決正す。(一四)其地皆絲漆無し。錢器を鑄ることを知らず。(一五)漢使亡卒の降するに及びて、鑄を教へて他の兵器を作らしむ。漢の黃白の金(一六)を得て、輒ち以て器と爲し、用て幣と爲さず。而して漢の使者往くこと既に多し。其少從のもの(一七)、率ね多く天子に進熟す(一八)。言して曰く、宛に善馬有り、貳師城に在り。匿して漢の使に與ふるを肯ぜずと。

(一)信節を持せる使者なれば　(二)驛傳を發して使者を送り　(三)驛廐に預ることを得ず　(四)家畜を買取らざれば　(五)久しく所藏したる者は五六十年に及びても腐敗せず　(六)うまごやし　(七)別莊　(八)眺望の出來る限りを極む　(九)言語異なりと雖も　(一〇)互ひに言語通じて相語り合へり　(一一)眼凹みて　(一二)少許の利益を爭ふ　(一三)女子の意見によつて　(一四)男子乃ち事を決定す　(一五)錢其他の器物を鑄造する業を知らず　(一六)黃金と白金と　(一七)漢の時、使に隨ひて外國に出づる者を謂ひて少從となす。すべて少年にして使に從ふをいふ　(一八)進見して習熟す

之。以覽二示漢富厚一焉。於レ是大穀抵出二奇戲諸怪物一。多二聚觀者一。行二賞賜一酒池肉林。令下外國客徧觀二各倉庫府藏之積一。見二漢之廣大一傾中駭之上。及レ加二其眩者之工一。而穀抵奇戲。歲增レ變。甚盛益興。自レ此始。西北外國使。更來更去。宛以西皆自以遠。尙驕恣晏然。未レ可二詘以レ禮羈縻而使一也。

巧妙を極む　(一四)驕り恣にして平然たり　(一五)屈服せしむるに君臣の禮を以てし　(一六)牽制して使役すること能はず

自二烏孫一以西至二安息一。以近二匈奴一。匈奴困二月氏一也。匈奴使持二單于一信一。則國國傳送。食不二敢留苦一。及レ至二漢使一。非レ出二幣帛一不レ得レ食。不レ市レ畜不レ得二騎用一。所二以然一者。遠レ漢而漢多二財物一。

烏孫より以西、安息に至るまで、以て匈奴に近し。匈奴、月氏に困しむ。匈奴の使單于(一)一信を持せるをば、則ち國國傳送(二)して、食ひて敢へて留め苦しめず。漢の使に至るに及びては、幣帛を出だすに非ざれば、食(三)することを得ず、畜(四)を市はざれば騎用することを得ず。然る所以のものは、漢を遠しとして、而も漢財物多ければなり。故に必ず市ひて、乃ち欲する所を得。然れども匈奴を漢の使より畏れたるを以てなり。宛の左右は、蒲陶を以て酒を爲る。富人酒を藏すること萬餘石に至る。(五)久しき者數十歳にして敗れず。俗は酒を嗜み、馬は苜宿を嗜む。漢の使其實を取りて來れり。是に於て、天子始めて苜宿(六)蒲陶を肥饒の地に種う。天馬多く外

獻二于漢一。及宛西小國。驩潛大益。宛東姑師扜罙。蘇薤之屬。皆隨二漢使一獻二見天子一。天子大悅。而漢使窮二河源一。河源出二于窴一。其山多二玉石一采來。天子案二古圖書一。名二河所レ出山一曰二崑崙一云。是時上方數巡二狩海上一。乃悉從二外國客一。大都多レ人則過レ之。散二財帛一以賞賜。厚具以饒給レ

悅ぶ。而して漢の使河源(五)を窮む。河源窴に出でたり。其山に玉石多し。采り來れり。天子の古の圖書(六)を案ずるに、河の出づる所の山を名づけて、崑崙と曰ふと云ふ。是時、上方に數〻海上に巡狩す。乃ち悉く外國の客を從へたり。大都人多きときは、則ち之を過ぎて、(七)財帛を散じ、以て賞賜す。厚く(八)具へて以て饒に之を給し、以て漢の富厚を覽示す。是に於て大に觳抵(九)して、奇戲諸〻の怪物を出す。聚り觀る者多し。賞賜を行ひて、酒池肉林(一〇)あり。外國の客をして、徧く各倉庫府藏の積を觀、漢の廣大なるを見て、之を傾駭(一一)せしむ。其眩者(一二)の工を加ふるに及びて、觳抵奇戲(一三)歲に變を增す。甚だ盛にして益〻興ること此れより始まる。西北の外國の使更〻來りて更に去る。宛より以西皆自ら以らく遠しと。尙ほ驕恣晏(一四)然たり。未だ詘(一五)するに禮を以てし、羈縻(一六)して使ふ可からざるなり。

(一)土地の廣大なることを觀る　(二)駝鳥の卵　(三)幻術に巧なる人　(四)天子に謁見し方物を獻ず　(五)黃河の水源を探検す　(六)古き圖書を取調ぶるに　(七)財物金帛　(八)手厚く供張を具して十分に饗應し　(九)角力　(一〇)本書本紀「以レ酒爲レ池、懸レ肉爲レ林」とあるにより、豪遊するにいふ　(一一)吃驚せしむ　(一二)幻術者　(一三)

侯。王恢數使爲二樓蘭所一レ苦。言二天子一。天子發レ兵令下恢佐二破奴一擊中破之上。封レ恢爲二浩侯一。於レ是酒泉列二亭鄣一至二玉門一矣。烏孫以二千匹馬一聘二漢女一。漢遣二宗室女江都翁主一。往妻二烏孫一。烏孫王昆莫以爲二右夫人一。匈奴亦遣レ女妻二昆莫一。昆莫以爲二左夫人一。昆莫曰。我老。乃令下其孫岑娶妻二翁主一。烏孫多レ馬。其富人至レ有二四五千匹馬一。初漢使至二安息一。安息王令下將二二萬騎一迎中於東界上。東界去二王都一數千里。行比レ至過二數十城一。人民相屬甚多。

乃ち其孫岑娶をして、翁主を妻とせしむ。烏孫馬多し。其富人は四五千匹の馬を有するに至る。初め漢の使安息に至る。安息王二萬騎を將ゐて、(六)東界に迎へしむ。東界は王都を去ること數千里なり。行きて至る比、數十城を過ぐ。人民相屬せること甚だ多し。

(一)使者の上言に任せて　(二)其餘勢を振ひて　(三)亭鄣を列ね築きて　(四)漢の宗室の女を妻とせんと請ふ　(五)左夫より貴し　(六)東界に出迎へしむ

漢使還。而後發レ使隨二漢使一來。觀二漢廣大一。以二大鳥卵一。及黎軒善レ眩人一

漢の使還る。而して後使を發し、漢の使に隨ひて來りて漢の廣大なるを觀(一)、大鳥の卵、及び黎軒の眩を善くする人(三)を以て、漢に獻ず。及び宛の西小國の驩潛(二)、大益、宛の東の姑師、扜罙、蘇薤の屬、皆漢の使に隨ひて(四)天子に獻見す。天子大に

其食物一以苦二漢使一。漢使乏絶。積レ怨至二相攻擊一。而樓蘭姑師小國耳。當二空道一攻二劫漢使王恢等一尤甚。而匈奴奇兵。時時遮二擊使二西國一者上。使者爭偏言二外國災害一。皆有二城邑一。兵弱易レ擊。

過せる災害を言上す

於レ是天子以レ故遣二從驃侯破奴一。將二屬國騎。及郡兵數萬一。至二匈河水一。欲二以擊レ胡。胡皆去。其明年擊二姑師一。破奴與二輕騎七百餘一先至。虜二樓蘭王一。遂破二姑師一。因擧二兵威一。以困二烏孫大宛之屬一。還封二破奴一爲二浞野

是に於て、天子故を以て從驃侯破奴を遣し、屬國の騎及び郡兵數萬を將ゐて、匈河水に至りて、以て胡を擊たんと欲す。胡皆去る。其明年、姑師を擊つ。破奴輕騎七百餘と、先づ至りて、樓蘭王を虜にす。遂に姑師を破る。因りて兵威を擧げて、以て烏孫の大宛の屬を困しむ。還るとき破奴を封じて、浞野侯(二)と爲す。王恢數〻使として、樓蘭の苦しむ所と爲る。天子に言す。天子兵を發して、恢をして破奴を佐け、擊ちて之を破らしむ。恢を封じて浩侯と爲す。是に於て、酒泉より亭(三)鄣を列ね玉門に至る。烏孫千匹の馬を以て、漢(四)の女を聘す。漢、宗室の女江都の翁主を遣して、往きて烏孫に妻す。烏孫王昆莫以(五)て右夫人と爲す。匈奴も亦女を遣りて昆莫に妻す。昆莫以て左夫人と爲す。昆莫曰く、我れ老いたりと、

爲ニ其習ヒ之。輒覆案致ニ重罪一。以激怒令ニ贖復求ヒ使。使端無レ窮。而輕犯レ法。其吏卒亦輒復盛推ニ外國所ヒ有。言大者予レ節。言小者爲レ副。故妄言無行之徒。皆爭效レ之。其使皆貧人子。私ニ縣官齎物一。欲ニ賤市以私ニ其利外國一。外國亦厭ニ漢使人人有ニ言輕重一。度漢兵遠不レ能レ至。而禁ニ

予へ、言小なる者をば副と爲す。故に妄言無行の徒、(一一)皆爭ひて之に效ふ。其使、皆貧人の子なり。縣官の齎物を私して、(一二)賤市して以て其利を外國に私せんと欲す。(一三)外國も亦漢使の人人に言の輕重有るを厭ふ。(一四)度らく漢の兵遠くして至ること能はずと。而して其食物を禁じて、以て漢の使を苦しむ。漢の使乏絶し、(一五)怨みを積みて、相攻撃するに至る。(一六)而して樓蘭と姑師とは小國のみ。空道に當りて(一七)漢使王恢等を攻劫すること、尤も甚だし。而も匈奴の奇兵、時時西國に使する者を遮り撃つ。使者爭ひて徧く外國の災害を言す。(一八)皆城邑有り、兵弱くして撃ち易しと。

(一) 西域に通ずる道の極めて遠くして (二) 其履歴の貴賤を問はざらしむ (三) 其使者任用の範圍を廣む (四) 報謝の幣物 (五) 使として天子の本旨を失ふこと多し (六) 取調をなして (七) 窮迫の地に陷れて以て贖罪せしめ (八) 使者の用向は益々多くして際限なく (九) 外國の特長を推賞す (一〇) 上言の大なるもの (一一) 妄りに上言して、是れぞといふ行跡も無き者たち (一二) 使者として持行く可き官物を私して (一三) 直段を安くして、外國に賣拂ひたる樣に朝廷に報告して其利益を私有せんと欲す (一四) 輕重不同わりて眞實ならざるを厭ふ (一五) 食物等缺乏し (一六) 困窮の餘り互ひに責合ひ怨みて、相互ひに攻撃するに至る (一七) 空は孔にて、穴道 (一八) 外國にて遭

罪人一。因二巴蜀士數萬人一。遣下兩將軍郭昌衞廣等。往擊中昆明之遮二漢使一者上。斬二首虜數萬人一而去。其後遣レ使昆明復爲レ寇。竟莫二能得一レ通。而北道二酒泉一。抵二大夏一。使者旣多。而外國益厭二漢幣一。不レ貴二其物一。自下博望侯開二外國道一以尊貴上。其後從吏卒皆爭上書。言二外國奇怪利害一求レ使。

ことを求む。

(一) 蜀の西南の外國は其威勢に驚き畏れ　(二) 土地の界相接し　(三) 京兆、左馮翊、右扶風　(四) 漢の遣る金幣　(五) 奇怪なること、利害得失

天子爲三其絕遠。非二人所一レ樂往。聽二其言一予レ節。募二吏民一毋レ問レ所二從來一。爲具備二人衆一遣レ之。以廣二其道一。來還不レ能レ毋下侵二盜幣物一。及使失上指。天子

天子其の絶遠にして、人の往くことを樂ふ所に非ざるが爲に、其言を聽きて節を予ふ。(一)吏民を募り、(二)從りて來る所を問ふこと毋からしめ、爲に具に人衆を備へて之を遣り、以て(三)其道を廣む。來り還るとき、(四)幣物を侵盜し、及び(五)使として指を失ふ毋きこと能はず。天子其の之に習ふ爲に、輒ち(六)覆案して重罪を致す。(七)以て激怒して、贖ひて復た使たらんことを求めしむ。(八)使端窮り無し。而して輕しく法を犯す。其吏卒も亦輒ち復た盛に(九)外國の有する所を推す。(一〇)言大なる者には節を

而天子好宛馬。使者相望於道。諸使外國一輩。大者數百。少者百餘人。人所齎操大放博望侯時。其後益習而衰少焉。漢率一歲中。使多者十餘。少者五六輩。遠者八九歲。近者數歲而反。

是時漢既滅越、而蜀西南夷皆震。請吏入朝。於是置益州越巂牂牁沈黎汶山郡。欲地接以前通大夏。乃遣使柏始昌呂越人等。歲十餘輩。出此初郡。抵大夏。皆復閉昆明。爲所殺奪幣財。終莫能通至大夏焉。於是漢發三輔

是時、漢既に越を滅す。而して蜀の(一)西南夷皆震ひ、吏を請ひて入朝す。是に於て、益州の越、巂、牂牁、沈黎、汶山の郡を置きて、(二)地接して以て前みて、大夏に通ぜんと欲す。乃ち柏始昌呂、越人等を遣使す。歲に十餘輩、此の初郡より出で、大夏に抵る。皆復た昆明に閉ぢられて、爲に殺され幣財を奪はる。終に能く通じ大夏に至ること莫し。是に於て漢、(三)三輔の罪人を發して、巴蜀の士數萬人に因りて、兩將軍、郭昌、衞廣等をして、往きて昆明の漢の使の遮る者を撃たしむ。虜數萬人を斬首して去る。其後使を遣るとき、昆明復た寇を爲す。竟に能く通ずることを得る莫し。而して北のかた酒泉より、大夏に抵るまで、使者既に多し。而して外國益〻漢の幣を厭ひ、其物を貴まず。博望侯の外國の道を開きて以て尊貴なりしより、其後(四)從吏卒皆爭ひ上書して、外國の(五)奇怪利害を言ひて、使たらしめん

天子問二羣臣一議レ計。皆曰。必先納レ聘。然後乃遣レ女。初天子發二書易一云。神馬當下從二西北一來上。得二烏孫馬一好。名曰二天馬一。及レ得二大宛汗血馬一益壯。更名二烏孫馬一曰二西極一。名二大宛馬一曰二天馬一。云。而漢始築二令居以西一。初置二酒泉郡一。以通二西北國一。因益發レ使抵二安息奄蔡黎軒條枝身毒國一。

天子羣臣に問ひて、計を議せしむ。(一)皆曰く、必ず先づ聘を納れて、(二)然して後に乃ち女を遣らんと。初め天子、書易を發するに云く、(三)神馬當に西北より來るべし。烏孫の馬を得て好しといふ。名づけて天馬と曰ふ。大宛の汗血の馬を得るに及びて益〻壯なり。更に烏孫の馬を名づけて西極と曰ふ。大宛の馬を名づけて天馬と曰ふと云ふ。而して漢始めて令居以西に築きて、(四)初めて酒泉郡を置きて、以て西北の國に通ず。因りて益〻使を發して、安息、奄蔡、黎軒、條枝、身毒の國に抵る。而して天子宛の馬を好む。使者道に相望めり。(五)諸〻外國に使すること一輩、(六)大なる者は數百、少なる者は百餘人にして、人ごとに齎操れる所、大に博望侯の時に放ふ。其後益〻習ひて衰へ少し。(七)漢率ね一歲の中に、使多き者十餘、少き者五六輩、遠き者は八九歲、近き者は數歲にして反る。

(一) 烏孫の請願を如何にすべきかを評議せしむ　(二) 結納の禮を行ひて　(三) 易書を發しトしたるに　(四) 今の甘肅省平番縣の西北　(五) 常に往來して絕ゆることなし　(六) 一列車　(七) 習慣として人數を出すこと少し

發二導譯一送。騫還。騫與二烏孫遣使數十人。馬數十匹一報謝。因令三窺レ漢知二其廣大一。騫還到。拜爲二大行一。列二於九卿一。歲餘卒。烏孫使既見レ漢。人衆富厚。歸報二其國一。其國乃益重レ漢。其後歲餘。騫所レ遣使通二大夏之屬一者。皆頗與二其人一俱來。於レ是西北國。始通二於漢一矣。然張騫鑿空。其後使往者。皆稱二博望侯一。以爲レ質二於外國一。外國由レ此信レ之。自二博望侯騫死一後。匈奴聞三漢通二烏孫一。怒欲レ擊レ之。及三漢使二烏孫一。若出二其南一。抵二大宛大月氏一相屬。烏孫乃恐。使レ使獻レ馬。願得レ尚二漢女翁主一爲二昆弟一。

に漢を見る。人衆くして富厚になり(三)。歸りて其國に報ず。其國乃ち益々漢を重んず。其後歲餘ありて、騫の遣る所の使大夏の屬に通ぜる者、皆頗る其人と俱に來れり(四)。是於いて西北の國始めて漢に通ず。然れども張騫鑿空して(五)、其後に使の往く者、皆博望侯と稱して、以て外國に質すことを爲す。外國此に由りて之を信ず。博望侯騫の死せしより後、匈奴、漢の烏孫に通ずるを聞き、怒りて之を擊たんと欲す。漢の烏孫に使する及びて、若しくは其南より出でたるは、大宛、大月氏に抵りて、相屬す(六)。烏孫乃ち恐れて、使を使して馬を獻ぜしむ。願はくは漢女翁主(七)に尚するを得て、昆弟たらんと。

(一) 案內者と通譯と (二) 漢の容子を見せて (三) 物資豐富にて盛なり (四) 皆其國々の使者と俱に同道して來れり (五) 西域の道を開通して (六) 追附きたり (七) 漢の王族の女に配遇することを得て

不レ欲二移徙一。王不レ能二專制一。騫不レ得二其要領一。昆莫有二十餘子。其中子曰二大祿一。彊善將レ衆。將レ衆別居萬餘騎。大祿兄爲二太子一。太子有レ子曰二岑娶一。而太子蚤死。臨レ死謂二其父昆莫一曰。必以二岑娶一爲二太子一。無レ令二他人代一レ之。昆莫哀而許レ之。卒以二岑娶一爲二太子一。大祿怒二其不一レ得レ代二太子一也。乃收二其諸昆弟一。將二其衆一畔。謀レ攻二岑娶及昆莫一。昆莫老。常恐二大祿殺一二岑娶一。予二岑娶萬餘騎一別居。而昆莫有二萬餘騎一自備。國衆分爲レ三。而其大總取レ羈二屬昆莫一。昆莫亦以レ此不三敢專二約於騫一。

騫因分二遣副使一。使二大宛康居。大月氏大夏。安息身毒。于窴扜罙。及諸旁國一。烏孫

と謀る。昆莫老いたり。常に大祿の岑娶を殺さんことを恐る。岑娶に萬餘騎を予へて別居せしむ。而して昆莫萬餘騎有りて、自ら備ふ。國の衆分れて三と爲る。而して其大總は昆莫に羈屬することを取る。昆莫も亦此を以て、敢へて約を騫に專らにせず。(八)

㊀強猛なるを知り　㊁其他は單子の如くして少しも內附の王の禮儀を爲さず　㊂本旨　㊃西漢の世諸王の女をいふ　㊄渾邪の地に移住すること　㊅死にぎはになりて　㊆取集めて　㊇騫に對して漢に內屬すべき約を爲すことを得ず

騫因りて副使を分遣し、大宛、康居、大月氏、大夏、安息、身毒、于窴、扜罙及諸々の旁國に使す。烏孫導譯(一)を發して送る。騫還るとき、騫、烏孫の遣使數十人、馬數十匹と與に報謝す。因りて漢を窺ひて(二)其廣大なることを知らしむ。騫還り到るときに、拜して大行と爲して、九卿に列す。歲餘ありて卒す。烏孫の使既

騫既至烏孫。烏孫王昆莫見漢使如單禮。于騫大慙。知蠻夷貪。乃曰。天子致賜。王不拜則還賜。昆莫起拜賜。其他如故。騫諭使指曰。烏孫能東居渾邪地。則漢遣翁主爲昆莫夫人。烏孫國分王老。而遠漢。未知其大小。素服屬匈奴日久矣。且又近之。其大臣皆畏胡

騫既に烏孫に至れり。烏孫王昆莫、漢の使を見て、單于の禮の如くす。騫大に慙づ。蠻夷の貪ること(一)を知りて乃ち曰く、天子賜を致す。王拜せざれば則ち賜を還せと。昆莫起ちて賜を拜す(二)。其他は故の如し。騫、使の指(三)を諭して曰く、烏孫能く東のかた渾邪の地に居らば、則ち漢は翁主(四)をして昆莫の夫人たらしめんと。烏孫は國分れて王老いたり。而して漢に遠くして、未だ其大小を知らず。素より匈奴に服屬すること日久し。且つ又之に近し。其大臣皆胡を畏れて、移徙(五)を欲せず。王專制すること能はず。騫其要領を得ず。昆莫十餘子有り、其中子を大祿と曰ふ。彊くして善く衆に將たり。衆に將として別居すること萬餘騎なり。大祿の兄を太子と爲す。太子子有り、岑娶と曰ふ。而して太子蚤く死す(六)。死に臨みて其父昆莫に謂ひて曰く、必ず岑娶を以て太子と爲せ、他人をして之に代らしむること無かれと。昆莫哀みて之を許し、卒に岑娶を以て太子と爲す。大祿其の太子に代ることを得ざるを怒る。乃ち其の諸〻の昆弟(七)を收めて、其衆を將ゐて畔き、岑娶及び昆莫を收めん

朝ニ會匈奴。匈奴遣ニ奇兵ニ擊。不レ勝。以爲レ神而遠レ之。因羈ニ屬之ー不ニ大攻ー。今單于新困ニ於漢。而故渾邪地空無レ人。蠻夷俗貪ニ漢財物。今誠以ニ此時ー。而厚レ幣賂ニ烏孫ー。招以益東。居ニ故渾邪之地ー。與レ漢結ニ昆弟ー。其勢宜レ聽。聽則是斷ニ匈奴右臂ー也。既連ニ烏孫ー。自ニ其西大夏之屬皆可ニ招來而爲ニ外臣ー。天子以爲然。拜レ騫爲ニ中郎將ー。將ニ三百人ー。馬各二匹。牛羊以レ萬數。齎ニ金幣帛ー。直數千巨萬。多持ニ節副使ー。道可レ使ニ使遺ニ之他旁國ー。

を羈屬して、大に攻めず。今單于新に漢に困めり。而して故の渾邪の地空しくし(三)て人無し。蠻夷の俗、漢の財物を貪れり。今誠に此時を以て、而も幣を厚くして烏孫に賂ひて(四)、招きて以て益ゝ東せしめ、故の渾邪の地に居らしめ、漢と昆弟を(五)結ばば、其勢(六)宜しく聽くべし。聽かば則ち是れ匈奴の右臂を斷つなり。既に烏孫に連らば、其西の大夏の屬より、皆招來して(七)外臣と爲す可しと。天子以爲らく然りと。騫を拜して中郎將と爲し、三百人を將ゐる、馬各ゝ二匹、牛羊萬を以て數ふ。金幣帛を齎すこと、直數千巨萬に、持節(八)の副使を多くし、道にして使を使し他の旁國に遺之かしむ可しと。

(一) 其一族及び部下衆　(二) 游擊隊　(三) 人住まずして空なり　(四) 賂遺を多くして　(五) 兄弟の義を結ばば　(六) 其勢之を承知す可し　(七) 招き來らしめて　(八) 節を持したる副使

民降漢。而金城河西西。並南山至鹽澤。空無匈奴。匈奴時有候者到。而希矣。其後二年。漢擊走單于於幕北。是後天子數問騫大夏之屬。騫既失侯。因言曰。臣

を殺せり。而して昆莫生れて野に棄てらる。(六)烏、肉を嗛みて、其上に蜚び、狼往きて之を乳す。(七)單于恠みて以て神と爲す。(八)而して之を收長す。(九)壯なるに及びて兵に將たらしむ。數〻功有り。單于復た其父の民を以て昆莫に予へて、長く西城を守たらしむ。昆莫其民を收養して、旁の小邑を攻む。控弦數萬ありて攻戰に習へり。(一〇)

㊀ 會朔に遲れて ㊁ 驃騎將軍霍去病 ㊂ 竝行して ㊃ 沙漠の北 ㊄ 屬國の情狀 ㊅ 野に捨子とす ㊆ 昆莫に乳を呑ましむ ㊇ 凡人に非ずして神なりとなす ㊈ 拾ひ取りて養育す ㊉ 戰爭に訓練せり

居匈奴中。聞烏孫王號昆莫。昆莫之父。匈奴西邊小國也。匈奴攻殺其父。而昆莫生棄於野。烏嗛肉蜚其上。狼往乳之。單于恠以爲神。而收長之。及壯使將兵。數有功。單于復以其父之民予昆莫。令長守於西城。昆莫收養其民攻旁小邑。控弦數萬習攻戰。

單于死。昆莫乃率其衆遠徙。中立不肯

單于死す。昆莫乃ち其衆を率ゐて遠く徙る。(一一)中立して匈奴に朝會することを肯せす、匈奴奇兵を遣りて擊つ。(一二)勝たず。以て神なりとして之に遠ざかる。因りて之

求二大夏道一。始通二滇國一。初漢欲レ通二西南夷一。費多道不レ通。罷レ之。及下張騫言中可三以通二大夏一。乃復事二西南夷一。騫以二校尉一從二大將軍一擊二匈奴一。知二水草處一。軍得二以不レ乏。乃封レ騫爲二博望侯一。是歲元朔六年也。

者　(五)費用のみ多くかゝりて交通することを得ず　(六)水草のある處を知り　(七)兵食缺乏の患なきことを得たり

其明年。騫爲二衞尉一。與二李將軍一俱出二右北平一。擊二匈奴一。匈奴圍二李將軍一。軍失亡多。而騫後レ期當レ斬。贖爲二庶人一。是歲。漢遣三驃騎破二匈奴西域一。數萬人至二祁連山一。其明年渾邪王率二其

其明年、騫衞尉と爲て、李將軍と倶に右北平より出でて、匈奴を擊つ。匈奴李將軍を圍む。軍失亡せるもの多し。而して騫期(一)に後れて、斬に當す。贖ひて庶人と爲る。是歲、漢、驃騎(二)をして匈奴を西域に破らしむ。數萬人祁連山に至る。其明年、渾邪王其民を率ゐて漢に降る。而して金城、河西より西のかた、南山に並びて鹽澤に至るまで、空しく匈奴無し。匈奴時に候者の到ること有るも而も希(三)なり。其後二年ありて、漢擊ちて單于を幕北(四)に走らしむ。是後、天子數〻騫に大夏の屬を問ふ。騫既に侯を失ふ。因りて言ひて曰く、臣匈奴の中に居りし時、烏孫王、昆莫(五)と號すと聞けり。昆莫の父は、匈奴の西邊の小國なり。匈奴攻めて其父

天子欣然。以二騫言一爲レ然。乃令下騫因二蜀犍爲一發二間使一四道並出上。出レ駹出レ冉出レ徙出二邛僰一。皆各行一二千里。其北方閉二氐筰一。南方閉二巂昆明一。昆明之屬無二君長一。善寇盜。輒殺二略漢使一。終莫レ得レ通。然聞下其西可二千餘里一。有二乘レ象國一。名曰二滇越一。而蜀賈姦二出物一者或至上焉。於レ是漢以レ

天子欣然として、騫の言を以て然りと爲す。乃ち騫をして蜀の犍爲に因りて、(一)間使を發して、四道より並び出でしむ。駹に出で、冉に出で、徙に出で、邛僰に出で、皆各〻行くこと、一二千里なり。其北方は、氐筰に閉ぢられ、(二)南方は巂、昆明に閉ぢたり。昆明の屬、君長無し。善く(三)寇盜す。輒ち漢の使を殺略して、終に通ずることを得る莫し。然れども其西のかた千餘里可に、象に乘る國有り、名づけて滇越と曰ふ。而して蜀の賈の物を(四)姦出する者、或ひは至ると聞く。是に於て、漢、大夏の道を求むるを以て、始めて滇國に通ず。初め漢、西南夷に通ぜんと欲す。(五)費多くして、道通ぜず、之を罷む。張騫の以て大夏に通ず可しと言ふに及びて、乃ち復た西南夷を事とす。騫、校尉を以て、大將軍に從ひて、匈奴を擊つ。(六)水草の處を知り、軍以て(七)乏しからざることを得たり。乃ち騫を封じて博望侯と爲す。是歳元朔六年なり。

(一) 微行の使者 (二) 道を塞がれ (三) 善く侵入して財物を掠奪す (四) 禁制を破りて私かに行きて物貨を賣買る

大夏時。見卭竹杖蜀布。問曰。安得此。大夏國人曰。吾賈人往市之身毒。身毒在大夏東南可數千里。其俗土著。大與大夏同。而卑濕暑熱云。其人民乘象以戰。其國臨大水焉。以騫度之。大夏去漢萬二千里。居漢西南。今身毒國。又居大夏東南數千里。有蜀物。此其去蜀不遠矣。今使大夏從羌中險。羌人惡之。少北則爲匈奴所得。從蜀宜徑。又無寇。天子既聞大宛及大夏安息之屬皆大國多奇物。土著頗與中國同業。而兵弱貴漢財物。其北有大月氏康居之屬。兵彊。可以賂遺設利朝也。且誠得而以義屬之。則廣地萬里。重九譯致殊俗。威德徧於四海。

少しく北せば、則ち匈奴の得る所と爲る。蜀より宜しく徑(六)すべし、又寇無かんと。天子既に大宛及び大夏、安息の屬、皆大國にして、奇物多く、土著して頗る中國と業を同じくして(七)、而して兵弱くして、漢の財物を貴ぶを聞く。其北のかたには、大月氏康居の屬有りて兵彊し。賂遺を以て、利を設けて(八)朝せしむ可しと。且つ誠に(九)得て義を以て之を屬せば、則ち地を廣むること萬里ならん。九譯(一〇)を重ねて殊俗を致さば、威德四海に徧からんと。

(一) 西に從る　(二) 臣として服屬せしむ　(三) 商賣人　(四) 土地卑く濕氣多くして　(五) 推量するに　(六) 近き道を取り直に行く　(七) 產業　(八) 利益を以て誘ひ入朝せしむることを得べし　(九) 眞實に是等の諸國を入朝せしめ、兵革を用ひず義を以て屬せしめば　(一〇) 多くの通譯を重ねて、夷狄蠻人等の殊異なる風俗の者共を內附せしめば

以爲二外國一。國善レ眩。安息長老傳聞。條枝有弱水西王母一。而未二嘗見一。

大夏。在二大宛西南二千餘里嬀水南一。其俗土著。有二城屋一。與二大宛一同レ俗。無二大王長一。往往城邑置二小長一。其兵弱畏レ戰。善二賈市一。及二大月氏西徙一攻敗レ之。皆臣二畜大夏一。大夏民多可二百餘萬一。其都曰二藍市城一。有レ市販二賈諸物一。其東南有二身毒國一。騫曰。臣在二

大夏は、大宛の西南二千餘里嬀水の南に在り。其俗土著し、城屋有りて、大宛と俗を同じくせり。大王長無し。往往城邑ありて、小長を置けり。其兵弱くして戰を畏れ、賈市を善くす。大月氏西徙(一)するに及びて、攻めて之を敗る。皆大夏を臣畜(二)す。大夏の民の多さ、百餘萬可なり。其都を藍市城と曰ふ。市有り諸物を販賈す。其東南に身毒國有り。騫曰く、臣大夏に在りし時に、卭の竹杖蜀の布を見て、問ひて曰く、安にか此れを得たると。大夏の人の曰く、吾れは賈人(三)なり、往きて之を身毒に市ふ。身毒は大夏の東南、數千里可に在り。其俗土著せり。大に大夏と同じ。而して卑(四)濕にして暑熱すと云ふ。其人民象に乘りて以て戰ふ。其國大水に臨めり。騫を以て之を度(五)るに、大夏は漢を去ること萬二千里にして、漢の西南に居り、今の身毒國なり。又大夏の東南數千里に居り、蜀の物有り、此れ其の蜀を去ること遠からず。今大夏に使するに、羌中の險よりせば、羌人之を惡まん。

如二大宛一。其屬小大數百城。地方數千里。最爲二大國一。臨二嬀水一。有二市民一商賈。用二車及船一行二旁國一。或數千里。以レ銀爲レ錢。錢如二其王面一。王死輒更レ錢效二王面一焉。畫レ革旁行以爲二書記一。其西則條枝。北則有二奄蔡黎軒一。

或ひは數千里に行く。銀を以て錢と爲せり。(三)錢其王の面の如くす。王死するとき、輒ち(四)錢を更めて、王の面に效ふ。革に畫きて(五)旁行して、以て(六)書記と爲す。其西には則ち條枝、北には奄蔡黎軒有り。

(一)古代波斯地方の王國　(二)其附屬の出城　(三)錢の面には國王の顔面を作る　(四)改鑄して　(五)横書して　(六)書籍記錄

條枝。在二安息西數千里一。臨二西海一。暑溼。耕レ田田レ稻。有二大鳥一。卵如レ甕。人衆甚多。往往有二小君長一。而安息役二屬之一。

條枝は、安息の西數千里に在り。西海に臨みて、(一)暑濕なり。田を耕し稻を田す。大鳥有り、卵甕の如し。人衆甚だ多し。往往に小君長有り。而して安息之を(二)役屬して、以て外國と爲す。(三)國眩を善くす。安息の長老傳へ聞く、條枝に弱水、西王母有りと、而も未だ嘗て見ず。

(一)暑さ酷だしくして濕氣多し　(二)使役して屬國の取扱をなして　(三)幻術

北則康居。行國也。隨レ畜移徙。與二匈奴一同レ俗。控弦者可二一二十萬一。故時•彊輕二匈奴一。及二冒頓立一。攻二破月氏一。至二匈奴老上單于一。殺二月氏王一。以二其頭一爲二飲器一。始月氏居二敦煌祁連間一。及レ爲二匈奴所一レ敗。乃遠去。過レ宛西擊二大夏一而臣レ之。遂都二嬀水北一。爲二王庭一。其餘小衆不レ能レ去者。保二南山羌一。號二小月氏一。

氏を攻め破りて、匈奴の老上單于に至りて、月氏王を殺して、其頭を以て飲器(二)を爲る。始め月氏は、敦煌祁連の間に居り、匈奴の敗る所と爲るに及びて、乃ち遠く(三)去り、宛を過ぎて西のかた大夏を擊ちて之を臣とす(四)。遂に嬀水の北に都す。王廷と爲す。其餘の小衆(五)、去ること能はざる者は、南山の羌を保して、小月氏と號す。

(一) 時は漢時の顔註によりて特に改む。強盛なるを恃みて　(二) 酒を飲む器　(三) 遠方に退去し　(四) 服屬せしめて臣となす　(五) 小部落

安息在二大月氏西可二數千里一。其俗土著。耕レ田田二稻麥一。蒲陶酒。城邑

安息(一)は、大月氏の西、數千里可に在り。其俗土著して、田を耕して稻麥を田す。蒲陶酒あり。城邑大宛の如し。其(二)屬小大數百城、地方數千里ありて、最も大國なりと爲す。嬀水に臨めり。市民有りて商賈す。車及び船を用ひて旁の國

西北可二千里。行國與月氏大同俗。控弦者八九萬人。與大宛鄰國。國小。南羈事月氏。東羈事匈奴。

くす。控弦(二)の者八九萬人ありて、大宛と隣國なり。國小にして、南は月氏に羈事(三)し、東は匈奴に羈事す。

(一)土著せぬ國　(二)兵士　(三)半屬國となり

奄蔡。在康居西北可二千里。行國。與康居大同俗。控弦者十餘萬。臨大澤無崖。蓋乃北海云。

奄蔡は、康居の西北二千里可に在り。行國にして、康居と大(一)に俗を同じくす。控弦の者十餘萬あり、大澤に臨みて崖無し。蓋し乃ち北海(二)なりと云ふ。

(一)大概風俗同じ　(二)今の裏海

大月氏。在大宛西可二三千里。居嬀水北。其南則大夏。西則安息。

大月氏は、大宛の西二三千里可、嬀水の北に居り、其南は則ち大夏、西は則ち安息、北は則ち康居、行國なり。畜に隨ひて移徙す。匈奴と俗を同じくせり。控弦の者、一二十萬可あり。故に彊(一)を恃みて匈奴を輕る。冒頓立つに及びて、月

衆可數十萬。其兵弓矛騎射。其北則康居。西則大月氏。西南則大夏。東北則烏孫。東則扜罙。于窴。于窴之西。則水皆西流注西海。其東水東流注鹽澤。鹽澤潛行地下。其南則河源出焉。多玉石。河注中國。而樓蘭姑師邑。有城郭臨鹽澤。鹽澤去長安可五千里。匈奴右方居鹽澤以東。至隴西長城南接羌。鬲漢道焉。

す、(七)漢の道を鬲てたり。

㊀傳へ聞く所によると ㊁一定の土地に住居し ㊂肩膊より血の如き汗を流す ㊃其使用する武器は ㊄蒲昌海。今の吐魯番の西南羅布倬爾 ㊅潛み流る ㊆漢と交通の路を隔てゝあり

烏孫在大宛東北可二千里。行國隨畜。與匈奴同俗。控弦者數萬。敢戰。故服匈奴。及盛取其羈屬。不肯往朝會焉。康居在大宛

烏孫は大宛の東北二千里可に在り。(一)行國隨畜す。匈奴と俗を同じくせり。(二)弦控の者數萬あり、敢へて戰ふ。故匈奴に服けり。盛なるに及びて其(三)羈屬を取らんとすれども、往きて(四)朝會することを肯ぜず。

㊀土著せざる國にて、水草を逐ひて家畜と共に居を移す ㊁弓を引く者、即ち兵士 ㊂繫ぎとめられて附屬すること ㊃時期を以て朝廷に參ること

康居は、大宛の西北に、二千里可に在り。(一)行國にして月氏と大に俗を同じ

奴所レ得。留歲餘。單于死。左谷蠡王攻ニ其太子一自立。國內亂。騫與ニ胡妻及堂邑父一。俱亡歸レ漢。漢拜レ騫爲ニ太中大夫一。堂邑父爲ニ奉使君一。騫爲レ人彊力。寬大信レ人。蠻夷愛レ之。堂邑父故胡人。善射。窮急射ニ禽獸一給レ食。初騫行時百餘人。去十三歲。唯二人得レ還。

騫身所レ至者。大宛。大月氏。大夏。康居。而傳聞其旁大國五六。具爲ニ天子一言レ之曰。大宛在ニ匈奴西南一。在ニ漢正西一。去レ漢可ニ萬里一。其俗土著。耕レ田。田ニ稻麥一。有ニ蒲陶酒一。多ニ善馬一。馬汗レ血。其先天馬子也。有ニ城郭屋室一。其屬邑大小七十餘城。

騫の身至る所の者、大宛、大月氏、大夏、康居なり。而して傳聞(一)するに其旁に大國五六あり。具に天子の爲に之を言して曰く、大宛は匈奴の西南に在りて、漢の正西に在り。漢を去ること萬里可、其俗(二)土著し、田に耕し稻麥を田す。蒲陶の酒有り、善馬多し。馬血(三)を汗にす。其先は天馬の子なり。城郭屋室有りて、其屬邑大小七十餘城ありて、衆數十萬可なり。(四)其兵は弓茅騎射す。其北には則ち康居、西には則ち大月氏、西南には則ち大夏、東北には則ち烏孫、東には則ち扜罙、于窴あり。于窴の西は、則ち水皆西に流れて、西海に注ぐ。其東には、水東に流れて、鹽澤に注ぐ。(五)鹽澤地下に潛行(六)す。其南は則ち河源出でたり、玉石多し。河は中國に注ぐ。而して樓蘭姑師の邑に、城郭有りて、鹽澤に臨めり。鹽澤は長安を去ること五千里可なり。匈奴の右方は、鹽澤以東に居り、隴西長城の南に至り、羌に接

賂二貴王財物一。不レ可二勝言一。大宛以爲レ然遣レ騫。爲發二導驛一抵二康居一。康居傳二致大月氏一。大月氏王。已爲二胡所一レ殺。立二其太子一爲レ王。既臣二大夏一而居。地肥饒少レ寇。志安樂。又自以遠レ漢。殊無二報レ胡之心一。騫從二月氏一至二大夏一。竟不レ能レ得二月氏要領一。留歲餘還。並二南山一。欲下從二羌中一歸上。復爲二匈

居り、地肥饒にして寇少し。(五)志安樂なり。又自ら以らく漢に遠しと。殊に胡に報ずるの心無し。騫、月氏より大夏に至りて、竟に月氏の要領を得ること能は(六)ず、留ること歲餘にして還り、南山に竝びて、羌中より歸らんと欲す。復た匈奴の得る所と爲る。留ること歲餘にして單于死す。左谷蠡王其太子を攻めて自立す。(七)國內亂る。騫、胡の妻及び堂邑父と、倶に亡げて漢に歸る。漢、騫を拜して太中大夫と爲し、堂邑父を奉使君と爲す。騫は人と爲り彊力なり。寬大(八)にして人を信ず。蠻夷之を愛す。堂邑父は故胡人にして、善く射る。窮(九)り急なるときは、禽獸を射て食に給す。(一〇)初め騫が行きし時、百餘人あり。去ること十三歲にして、唯々二人還ることを得たり。

㊀ 物資の豐富なること聞きて ㊁ 引留めて行かしめず ㊂ 驛馬を發し人をして導かしめ ㊃ 送りとゞく ㊄ 外國よりの侵略を受くこと少し ㊅ 要領を聞き取ること能はず ㊆ 自立して單于となる ㊇ 心寬やかにして人を信用す ㊈ 極めて困難に陷りし時は ㊉ 食料の補給をなす

乃募二能使者一。騫以レ郎應レ募使二月氏一。與二堂邑氏故胡奴甘父一。倶出二隴西一經二匈奴一。匈奴得レ之。傳詣二單于一。單于留レ之曰。月氏在二吾北一。漢何以得二往使一。吾欲レ使レ越。漢肯聽レ我乎。留レ騫十餘歳。與レ妻有レ子。然騫持二漢節一不レ失。居二匈奴中一益寛。騫因與二其屬一亡鄉二月氏一。西走數十日至二大宛一。

の中に居て益〻寛し。騫因りて其屬(八)と亡げて月氏に鄕ふ。西走すること數十日にして、大宛に至る。

㈠清時代の浩罕國、今の中亞細亞のクエルハナ州の地 ㈡事跡 ㈢酒を飲む器 ㈣匈奴の中を踏まざる可からず ㈤縣名 ㈥張騫の一行を得て ㈦使者の節 ㈧其部下の衆と

大宛聞二漢之饒一レ財。欲レ通不レ得。見レ騫喜問曰。若欲二何之一。騫曰。爲レ漢使二月氏一。而爲二匈奴一所レ閉レ道。今亡。唯王使三人導二送我一。誠得レ至反二漢一。漢之

大宛、漢の財に饒なるを聞きて、通ぜんと欲するに得ず。騫を見て喜びて問ひて曰く、若何(一)に之かんと欲する。騫曰く、漢の爲に月氏に使し、而して匈奴の爲に道を閉ぢらる(二)。今亡ぐ。唯〻王、人をして我れを導送せしめよ、誠に至りて漢に反ることを得ば、漢の王に財物を賂遺する、勝げて言ふ可からずと。大宛以て然りと爲し、騫を遣る。爲に導譯(三)を發し、康居に抵らしむ。康居、大月氏に傳致(四)す。大月氏王已に胡の殺す所と爲り、其太子を立てて王と爲す。既に大夏を臣として

大宛之跡。見レ自二張騫一。張騫漢中人。建元中爲レ郎。是時天子問二匈奴降者一。皆言匈奴破二月氏王一。以二其頭一爲二飲器一。月氏遁逃。而常怨仇二匈奴一。無二與共擊一レ之。漢方欲レ事レ滅レ胡。聞二此言一。因欲レ通レ使。道必更二匈奴中一。

巻百二十三

(一)大宛列傳第六十三

大宛の跡(二)は、張騫より見はる。張騫は漢中の人なり。建元中に郎と爲る。是時、天子、匈奴の降れる者に問ふ。皆言ふ、匈奴、月氏王を破りて、其頭を以て、飲器(三)に爲る。月氏遁逃し、而して常に怨みて匈奴を仇とす、與に共に之を擊つもの無し。漢方に胡を滅すを事とせんと欲す。此言を聞きて、因りて使を通ぜんと欲す。道必ず匈奴の中を更ふ。乃ち能く使する者を募る。騫、郎を以て募に應じ、月氏に使せり。(四)堂邑氏の故(五)の胡奴甘父と、倶に隴西より出でて匈奴を經。匈奴(六)之を得て單于に傳ふ。單于之を留めて曰く、月氏は吾が北に在り。漢何を以てか往きて使するを得ん。吾れ越に使せんと欲せば、漢我に聽くを肯ずるかと。騫を留むること十餘歲にして、妻を與へて子有らしむ。然れども騫、漢の節(七)を持して失はず。匈奴

姦止邪。一切亦皆彬彬。質有其文武焉。雖慘酷斯稱其位矣。至若蜀守馮當暴挫。廣漢李貞擅磔人。東郡彌僕鋸項。天水駱璧推減。河東褚廣妄殺。京兆無忌。馮翊殷周蝮鷙。水衡閻奉扑擊賣請。何足數哉。何足數哉。

大體。張湯以レ知二陰陽人主一。與俱上下。時數辯二當否一。國家賴二其便一。趙禹時據レ法守レ正。杜周從諛以レ少レ言爲レ重。自二張湯死一後。網密多詆嚴。官事寖以耗廢。九卿碌碌奉二其官一。救レ過不レ贍。何暇論二繩墨之外一乎。然此十人中。其廉者足三以爲二儀表一。其汚者足二以爲一レ戒。方略敎導。禁レ

は、網密(四)にして多く詆嚴に(五)、官事寖く以て耗廢す。九卿(六)碌碌として其官を奉じ、過を救ひて贍らず(七)。何の暇ありてか繩墨(八)の外を論ぜんや。然れども此の十人の中、其廉なる者は、以て儀表(九)と爲すに足り、其汚なる者は以て戒(一〇)と爲すに足る。方略敎導し、姦を禁じ邪を止む。一切に皆彬彬として、質其文武に有り。慘酷なりと雖も、斯に其位に稱ふ。蜀守馮唐(一三)の暴挫(一一)なる、廣漢の李貞の擅に人を磔する、東郡の彌僕(一二)の項を鋸する(一四)、天水の駱璧の推減する、河東の褚廣の妄殺(一五)する、京兆の無忌、馮翊の殷周の蝮鷙(一六)なる、水衡の閻奉の朴撃賣請(一七)するが若きに至りては、何ぞ數ふるに足らん哉。何ぞ數ふるに足らん哉。

(一) 名聲あり (二) 伉强にして直平に (三) 法を標準として正直を守る (四) 法令は益々細密になりて (五) 吏の人を誣ひて罪すること嚴酷なり (六) たゞ唯々諾々として (七) 力足らず (八) 法度の外を論ずる暇あらんや (九) 人の模範とするに足り (一〇) 人の戒めとするに足る (一一) 文質並に備り (一二) 其官位の所職に相當せる人なれば擧げて傳を立つ可きなり (一三) 以上十人の酷吏以外に蜀守馮唐が暴强にして人を挫く (一四) 人の頸を鋸びきにする (一五) 妄りに人を殺すこと (一六) 蝮蛇鷙鳥の人を毒するが如き (一七) 其罪を赦免するを條件として收賄をなすこと

匿。獄久者至レ更二數赦一。十有餘歲而相告言。大抵盡詆以二不道一。以上二廷尉及中都官一。詔獄逮至二六七萬人一。吏所二增加一十萬餘人。周中廢後爲二執金吾一。逐レ盜。捕二治桑弘羊。衞皇后昆弟子一刻深。天子以爲盡レ力無レ私。遷爲二御史大夫一。家兩子夾レ河爲レ守。其治暴酷。皆甚二於王溫舒等一矣。杜周初徵爲二廷史一。有二一馬一且不レ全。及二身久任レ事。至二三公列一。子孫尊官。家訾累二數巨萬一矣。

甚だし。杜周初め徵されて廷史(一七)と爲る。一馬有り、且つ全からず。身久しく事に(一八)任ずるに及びて、三公の列に至り、子孫尊官(一九)、家訾(二〇)數巨萬を累ぬ。

(一) 詔書を以て繫治する獄 (二) 新と故と相重りて (三) 丞相御史の府 (四) 千餘通 (五) 連坐罪案するもの (六) 訴狀の告劾する通りなりとて (七) 拷問にかけて服罪せしむ (八) 逮捕して拷問すること (九) 詔書ありて罪を鞫すも此令に從はず、五六回に及ぶも猶は其儘獄に繫がるゝ者あり (一〇) 告訴せらるゝ者は (一一) 罪に處するに詔獄にてなす、追捕して考問する者 (一二) 中尉の官と爲り (一三) 極めて殘酷なり (一四) 力を盡して公平なり (一五) 周が家の兩子 (一六) 廷尉の史 (一七) 治獄の職事に從事するに及びて (一八) 皆高官に上り (一九) 家の資産 (二〇)

太史公曰。自二郅都杜周一十人者。此皆以二酷烈一爲レ聲。然郅都伉直引二是非一。爭二天下

太史公曰く、郅都、杜周より十人の者は、此れ皆酷烈を以て(一)聲を爲す。然れども郅都は(二)伉直にして、是非を引きて天下の大體を爭ふ。張湯は知を以て人主に陰陽して、與に俱に上下す。時に數〻當否を辯じて、國家其便に賴る。趙禹は時(三)に法に據り正を守る。杜周は從諛、言少きを以て重きを爲す。張湯死してより後

周曰。君爲二天子決平一。不レ循二三尺法一。專以二人主意指一爲レ獄。獄者固如レ是乎。周曰。三尺安出哉。前主所レ是著爲レ律。後主所レ是疏爲レ令。當レ時爲レ是。何古之法乎。

至三周爲二廷尉一。詔獄亦益多矣。二千石繫者。新故相因。不レ減二百餘人一。郡吏大府擧之二廷尉一。一歲至二千餘章一。章大者連逮證案數百。小者數十人。遠者數千。近者數百里。會レ獄。吏因責如レ章告劾。不レ服以笞掠定レ之。於レ是聞レ有レ逮皆亡

周、廷尉と爲るに至りて、詔獄(一)も亦益〻多し。二千石の繫はるゝ者、新故(二)相因り、百餘人に減ぜず。郡吏、大府、擧(三)廷尉に之く。一歲に千餘章に至る(四)。章の大なる者、連逮證案(五)するもの數百、小なる者數十人、遠き者は數千、近き者は數百里にして、獄に會す。吏因りて責めて章の告劾(六)せるが如くせしむ。服せざれば以て笞掠(七)して之を定む。是に於て逮有り(八)と聞けば、皆亡匿す。獄久しき者は、數赦(九)を更ふるに至る。十有餘歲にして相告げ言ふ(一〇)は、大抵盡く詆(一一)すに不道を以てし、以て廷尉及び中都官に上る。詔獄(一二)の逮六七萬人に至る。吏の增加する所十萬餘人なりき。周中ごろ廢せられ、後に執金吾(一三)と爲り、盜を逐ふ。桑弘羊、衞皇后の昆弟の子を捕治すること刻深なり(一四)。天子以爲らく(一五)力を盡して私無しと。遷して御史大夫と爲す。家の兩子河を夾(一六)みて守と爲り、其治暴酷なること、皆王溫舒等より

湯。湯數言其無害。至御史。使案邊失亡。所論殺甚衆。奏事中上意。任用與減宣相編。更爲中丞十餘歲。其治與宣相放。然重遲外寬。內深次骨。宣爲左內史。周爲廷尉。其治大放張湯。而善候伺。上所欲擠者。因而陷之。上所欲釋者。久繫待問。而微見其寃狀。客有讓

こと減宣と相編し。更に中丞と爲ること十餘歲なりき。其の治、宣と相放ふ。然れども重遲(四)にして外は寬に、內は深くして骨に次る。宣、左內史と爲り、周、廷尉と爲る。其治大に張湯に放ふ。而して善く候伺(五)す。上の擠せんと欲する所の者は、因りて之を陷れ、上の釋さんと欲する所の者は、久しく(六)繫へて問を待つ。而して微(七)に其寃狀を見す。客、周を讓むる者有り。曰く、君は天子の決平(八)と爲りて、三尺(九)の法に循はず。專ら人主の意指を以て獄を爲さしむ。獄は固に是くの如きかと。周曰く、三尺は(一〇)安に出づるや。前主の是とする所は、著(一一)して律と爲し、後主の是とする所は、疏(一二)して令と爲す。時に當するを是と爲す。何の古にかこれ法らんやと。

(一) 助けとなし　(二) 公平に法律を取扱ふこと　(三) 外國寇虜の侵入に付、邊境の損害を檢べしむ　(四) 性質おつとりとして、表面は寬の如くに見ゆるも、其內心は極めて深刻なり　(五) 善く天子の意向を迎へて合ふやうにす　(六) 久しき間拘留して置き、天子の御下問を待つ　(七) 其寃罪の由をほのめかして言上す　(八) 司法官となりて　(九) 法律、古は三尺の竹簡に法律を書したるよりいふ　(一〇) 三尺の法　(一一) 明らかに著して　(一二) 布き陳れて

歲二十歲。王溫舒免二中尉一。而宣爲二左內史一。其治米鹽。事大小皆歸二其手一。自部二署縣名曹實物一。官吏令丞不レ得二擅搖一。痛以二重法一繩レ之。居レ官數年。一切郡中爲二小治辦一。然獨宣以レ小致レ大。能因力行レ之。難二以爲一レ經。中廢爲二右扶風一。坐下怨二成信一。信亡藏二上林中一。宣使三郿令格二殺信一。吏卒格レ信時。射中中上林苑門上。宣下レ吏。抵レ罪以爲二大逆一當レ族。自殺。而杜周任用。

して信を格殺(一一)せしめ、吏卒信を格つ時、射て上林苑の門に中つるに坐し、宣、吏に下る。罪を抵して以て大逆(一二)と爲し族に當る。自殺す。而して杜周任用せらる。

(一)刺史の部下の佐官　(二)法律を援引するに少しも枉害することなきことと　(三)微密なる法律と深く誣ひて處分する事と　(四)米粒の如く小さく、鹽の如く細屑なるもの丶如く細微に渡って　(五)諸局　(六)過刻の法令　(七)小さき治方の取捌をなして、政治の行届きたるが如くに見せかく　(八)小治をなして大治を爲す　(九)常法とは爲し難し　(一〇)長安三輔の官の一。右扶風を治むる官　(一一)格鬪して殺さしむ　(一二)大逆罪と爲して三族を滅さるゝに相當す

杜周者。南陽杜衍人。義縱爲二南陽守一。以爲二爪牙一。擧爲二廷尉史一。事二張

杜周は、南陽の杜衍の人なり。義縱南陽の守たりしとき、以て爪牙(一)と爲し、擧げて廷尉の史と爲す。張湯に事ふ。湯數ゝ其の無害(二)なるを言ふ。御史に至る。邊の(三)失亡を案ぜしむ。論殺する所甚だ衆し。事を奏して上の意に中る。任用せらるゝ

居。無レ可二奈何一。於レ是作二沈命法一。曰。羣盜起不二發覺一。發覺而捕弗レ滿レ品者。二千石以下至二小吏一。主者皆死。其後小吏畏レ誅。雖レ有レ盜不二敢發一。恐二不レ能レ得坐レ課累一レ府。府亦使二其不一レ言。故盜寖多。上下相爲匿。以二文辭一避レ法焉。

減宣者。揚人也。以二佐史無害一給二事河東守府一。衞將軍青使買二馬河東一。見二宣無害一言レ上。徵爲二大廐丞一。官事辨。稍遷至二御史及中丞一。使レ治二主父偃一。及治二淮南反獄一。所下以二微文深詆一殺上者甚衆。稱爲レ敢決レ疑。數廢數起。爲二御史及中丞一者

減宣は、揚の人なり。(一)佐史にして無害(二)なるを以て、河東の守府に給事す。衞將軍青使して馬を河東に買ふ。宣の無害なるを見て、上に言す。徵して大廐丞と爲す。官事辨ず。稍く遷りて御史及び中丞に至る。主父偃を治し、及び淮南の反獄を治せしむ。(三)微文深詆を以て殺す所の者甚だ衆し。稱して敢へて疑を決すと爲す。數ゝ廢せられ數ゝ起ち、御史及び中丞と爲る者、幾ど二十歳なり。王溫舒、中尉を免す。而して宣は左內史と爲る。其治米鹽、(四)事の大小皆其手に關る。自ら縣の名曹(五)の實物を部署す。官吏令丞、擅に搖すことを得ず。痛く重法(六)を以て之を繩す。官に居ること數年にして、一切に郡中小治(七)の辨を爲す。然れども獨り宣、小を以て大(八)を致す。能く因りて力めて之を行ふ。以て經と爲し難し。中ごろ廢せられて右扶風(一〇)と爲る。成信を怨み、信亡げ上林の中に藏る、宣、郿の令を

於レ是天子始使ニ御史中丞。丞相長史督レ之。猶弗レ能レ禁也。乃使下光祿大夫范昆、諸輔都尉。及故九卿張德等。衣ニ繡衣一持ニ節虎符一。發レ兵以興擊上。斬レ首大部或至ニ萬餘級一。及以レ法誅レ通ニ飲食一。坐連ニ諸郡一。甚者數千人。數歲乃頗得ニ其渠率一。散卒失亡。復聚レ黨阻ニ山川一者。往往而羣。

是に於て天子始めて御史中丞、丞相の長史をして之を督せしむ。猶ほ禁ずると能はざるなり。乃ち光祿大夫范昆、諸〻の輔都尉、及び故の九卿張德等をして、繡衣(一)を衣、節虎符(二)を持し、兵を發して以て興擊せしむ。首を斬ること大部には或ひは萬餘級に至る。及び法を以て(三)飲食を通ずるを誅し、坐諸郡に連なる。甚だじき者は數千人あり。數歲にして、乃ち頗る其渠率(四)を得たり。散卒失亡して、復た黨を聚め山川を阻する者、往往にして羣居せり。奈何ともす可き無し。是に於て沈命(五)の法を作る。曰く、羣盜起りて發覺せず。發覺して捕ふること品に滿たざる者(六)は、二千石以下小吏に至るまで、主者は皆死せんと。其後小吏誅を畏れ、盜有りと雖も敢て發せず。得ること能はず、課に坐し府を累さんことを恐る。府亦其をして言はざらしむ。故に盜寢く多く、上下相爲に匿し、文辭を以て法を避く。

(一) 刺繡ある衣を著 (二) 節と虎符とを持ち (三) 盜と飲食を相通ずる者 (四) 首魁 (五) 敢へて盜賊を蔽匿する者は、生命を沒收する法 (六) 人數を定めて率となし、其率に滿たしむること能はざる者

古有二三族一。而王温舒罪至二同時而五族一乎。温舒死。家直累二千金一。後數歲、尹齊亦以二淮陽都尉一病死。家直不レ滿二五十金一。所二誅滅一淮陽甚多。及レ死仇家欲レ燒二其尸一。尸亡去歸葬。自二温舒等以レ惡爲レ治。而郡守都尉諸侯二千石。欲レ爲レ治者。其治大抵盡放二温舒一。而吏民益輕犯レ法。盜賊滋起。南陽有二梅免白政一。楚有二殷中杜少一。齊有二徐勃一。燕趙之間有二堅盧范生之屬一。大羣至二數千人一。擅自號攻二城邑一。取二庫兵一。釋二死罪一。縛二辱郡大守都尉一。殺二二千石一。爲レ檄告レ縣。趣具レ食。小羣盜以レ百數。掠二鹵鄉里一者。不レ可二勝數一也。

を以て、病死す。家直五十金に滿たず。誅滅せる所淮陽甚だ多し。死するに及びて、仇家(三)其尸を燒かんと欲す。尸を亡げ去り歸葬す(四)。温舒等惡を以て治を爲してより、而して郡守都尉諸侯二千石の治を爲さんと欲する者は、其治大抵盡く温舒に放ふ。而して吏民益〻輕んじて(五)法を犯す。盜賊滋〻起る。南陽に梅免、白政有り、楚に殷中、杜少有り、齊に徐勃有り、燕趙の間に、堅盧、范生の屬有り。大羣は數千人に至り、擅に自ら號して城邑を攻め、庫兵を取り(六)、死罪を釋し、郡の太守都尉を縛辱し(七)、二千石を殺し、檄を爲り縣に告げ、趣して食を具へしむ。小羣盜は、百を以て數ふ。鄉里を掠鹵する者は、勝げて數ふ可からざるなり。

(一) 兩姻戚の家　(二) 温舒の弟と同時に三族を夷げられ、而して兄弟兩妻の家各一なる故に合せて五族といへり　(三) 怨み惡む者　(四) 屍骸をば家人持ちて亡げ、鄉里に歸りて葬る　(五) 法を輕んじ　(六) 兵庫の武器を取り　(七) 捕縛して辱しめ

以下皆伏。有勢者。爲游聲譽稱治。治數歲。其吏多以權富。溫舒擊東越還。議有不中意者。坐小法抵罪免。是時天子方欲作通天臺。而未有人。溫舒請覆中尉脫卒。得數萬人作。上說。拜爲少府。徙爲右內史。治如其故。姦邪少禁。坐法失官。復爲右輔。行中尉事。如故操。歲餘。會宛軍發。詔徵豪吏。溫舒匿其吏華成。及人有變告溫舒受員外錢他姦利事。罪至族。自殺。

輔と爲りて中尉の事を行ふ。故操の如し。(一三)歲餘宛軍發するに會ふ。詔して豪吏を徵す。溫舒其吏華成を匿し、及び人の溫舒の員外の錢を受くると他の姦利の事と(一四)を變告すること有り。罪、族に至る。自殺す。

(一) 惡事あること山の如く多しと雖も、告發して處分せず (二) 巧に法律を適用して (三) 下等の姦猾の徒を誣告して罪に陷れ (四) 逡廻して大豪を恐れしむ (五) 自滅し (六) 告訴して出づる者なし (七) 猛虎の如くに暴威を逞しくして、たゞ吏の着くる所の冠を戴けるのみ (八) 稱譽して (九) 建議の武帝の旨に適はぬもの有りて (一〇) 法令に觸れて免官と爲る (一一) 武帝元封三年甘泉宮中に造る、高さ五十丈太一を祭る爲めなり (一二) 中尉の官に居て未だ卒とならざる者を調査して (一三) 故の志行の如し (一四) 騎士の正員の錢を受けたるを以て放免し

其時兩弟及兩婚家。亦各自坐他罪而族。光祿徐自爲曰。悲夫。夫

其時、兩弟及び兩婚家も亦各ゝ自ら他の罪に坐して族せらる。(一)光祿徐自爲曰く、悲しき夫。夫れ古へ三族有り。而して王溫舒の罪、同時にして五族せらるゝに至れるかと。(二)溫舒死す。家直千金を累ぬ。後數歲にして、尹齊も亦淮陽の都尉

則心開。督二盜賊一。素習二關中俗一。知二豪惡吏一。豪惡吏盡復爲レ用。爲二方略一。吏苛二察盜賊惡少年一。投レ缿購二告言姦一。置二伯格長一。以牧二司姦盜賊一。

溫舒爲レ人諂。善事二有レ勢者一。卽無レ勢者。視レ之如レ奴。有レ勢者雖レ有レ姦如レ山弗レ犯。無レ勢者貴戚必侵辱。舞レ文巧二詆下戶之猾一。以焄二大豪一。其治二中尉一如レ此。姦猾窮治。大抵盡靡二爛獄中一。行論無二出者一。其爪牙吏虎而冠。於レ是中尉部中。中猾

溫舒人と爲り諂ひて、善く勢有る者に事ふ。卽し勢無き者は、之を視ること奴の如し。勢有る者は、姦(一)有ること山の如しと雖も犯さず、勢無き者は、貴戚も必ず侵辱す。文(二)を舞し下戶の猾を巧詆して、以て大豪を焄(四)ぶ。其の中尉を治むること此くの如し。姦猾窮治(三)せられて、大抵盡く獄中に靡爛(五)し、行(六)論して出づる者無し。其爪牙の吏、虎(七)にして冠す。是に於て中尉部中の中猾以下皆伏す。勢有る者は、爲に聲譽を游(八)し治を稱す。治すること數歲にして、其吏多く權を以て富む。溫舒東越を擊ちて還る。議(九)、意に中らざる者有りて、小(一〇)法に坐し罪に抵して免す。是時天子方に通天臺(一一)を作らんと欲す。而して未だ人有らず。溫舒中尉の脫(一二)卒を覆し、數萬人を得て作らんと請ふ。上說びて拜して少府と爲す。徙して右內史と爲す。治其故の如し。姦邪禁ずること少し。法に坐して官を失ふ。復た右

楊僕者。宜陽人也。以二千夫一爲レ吏。河南守案擧以爲レ能。遷爲二御史一。使レ督二盜賊關東一。治放二尹齊一。以爲二敢摯一行。稍遷至二主爵都尉一。列二九卿一。天子以爲レ能。南越反。拜爲二樓船將軍一。有レ功。封二將梁侯一。爲二荀彘所一レ縛。居久レ之病死。而溫舒復爲二中尉一。爲レ人少レ文。居レ廷惽惽不レ辯。至二於中尉一。

楊僕は、宜陽の人なり。千夫(一)を以て吏と爲る。河南の守案擧(二)して以て能と爲し、遷して御史と爲し、盜賊を關東に督せしむ。治、尹齊に放ふ。以て敢摯を爲して行ふ。稍く遷りて主爵都尉に至り、九卿に列す。天子以て能と爲す。南越反す。拜して樓船將軍と爲す。功有り、將梁侯に封ぜらる。荀彘の縛する所と爲る。居ること之を久しくして病死す。而して溫舒復た中尉と爲る。人と爲り文少し。廷に居るに惽惽(三)として辯ならず。中尉に至れば則ち心開き(四)、盜賊を督す。素より關中の俗に習ひ、豪惡の吏を知る。豪惡の吏盡く復た用を爲して、方略(五)の吏と爲る。盜賊惡少年を苛察して、缿(六)に投じ、購ひて姦を告言せしむ。伯格(七)の長を置きて、以て姦盜賊を牧司(八)せしむ。

(一) 武功十一等爵の第七なり、舊二十等爵の第九の五大夫に當る、武帝の時、軍用足らざるを以て武功爵を制し、民をして錢を出さしめ爵を授く (二) 推擧して (三) 茫然として辯舌なし (四) 心打ち解けて能く通達す (五) 謀計の吏 (六) 一度投ずれば、取出すこと能はざる投書器 (七) 町村の長 (八) 牧は漢書に收に作る、收捕司察せしむ

乎。令三冬月益展二一月一。足二吾事一矣。其好二殺好一行レ威不レ愛レ人如レ此。天子聞レ之以爲レ能。遷爲二中尉一。其治復放二河內一。徙下諸名二禍猾一吏上與從レ事。河內則楊皆。麻戊。關中楊贛。成信等。義縱爲二內史一。憚未二敢恣レ治一。及二縱死張湯敗後一。徙爲二廷尉一。而尹齊爲二中尉一。

尹齊者。東郡茌平人。以二刀筆一稍遷至二御史一。事二張湯一。張湯數稱以爲二廉武一。使レ督二盜賊一。所二斬伐一。不レ避二貴戚一。遷爲二關內都尉一。聲甚二於寧成一。上以爲レ能。遷爲二中尉一。吏民益凋敝。尹齊木彊。少レ文。豪惡吏伏匿。而善吏不レ能レ爲レ治。以レ故事多廢抵レ罪。上復徙二溫舒一爲二中尉一。而楊僕以二嚴酷一爲二主爵都尉一。

尹齊は、東郡茌平の人なり。刀筆を以て稍く遷りて御史に至る。張湯に事ふ。張湯數〻稱して以て廉武(一)と爲し、盜賊を督せしむ。斬伐する所、貴戚を避けず。遷りて關內都尉と爲る。聲寧成より甚だし。上以て能と爲し、遷して中尉と爲す。吏民益〻凋敝す(二)。尹齊は木彊(三)にして、文少し。豪惡の吏は伏匿す。而して善吏は治を爲すこと能はず。故を以て事多く廢し、罪に抵る。上復た溫舒を徙して中尉と爲す。而して楊僕嚴酷を以て主爵都尉と爲る。

(一) 廉直にして武勇ある者と爲し　(二) 官吏も人民も益々疲弊す　(三) 武骨にして飾りなき性質なり

方略。捕郡中豪猾。郡中豪猾相連坐千餘家。上書請。大者至族。小者乃死。家盡沒入償臧。奏行不過二三日。得可事論報。至流血十餘里。河內皆怪其奏。以爲神速。盡十二月。郡中毋聲。毋敢夜行。野無犬吠之盜。其頗不得失。之旁郡國。黎來。會春。溫舒頓足歎曰。嗟

奏を怪み、以て神速と爲す。十二月を盡して、郡中聲毋し。敢へて夜行するもの毋く、野に犬吠の盜無し。(八)其頗る得ずして失せるは、(九)旁の郡國に之きて黎來る。(一〇)春に會ひぬ。溫舒頓足し歎じて曰く、(一一)嗟乎、冬月をして、益して一月を展べしめば、吾が事足らんと。(一二)其の殺伐を好み威を行ひ、人を愛せざること此くの如し。天子之を聞き、以て能と爲す。遷して中尉と爲す。其治復た河內に放ひ、諸〻禍猾(一三)に名ある吏を徙して、與に事に從はしむ。河內には則ち楊皆、麻戍あり。關中には楊贛、成信等あり。義縱內史たるときは、憚りて未だ敢へて治を恣にせず。縱死し張湯敗れし後に及びて、徙りて廷尉と爲る。而して尹齊中尉と爲る。

(一) 豪強にて惡事をなせる者を知る (二) 九月に至るは、是れ亦豪強撲滅の心算ありたればなり (三) 宿次となし (四) まきぞへの罪に處せらるゝ者 (五) 家財一切を皆官に取上げ、贓物の賠償に當てん (六) 其上奏には、前に準備せる驛馬を用ひたれば、往復二三日を費すに過ぎず (七) 裁可をして (八) 犬の咎めて吠ゆる程の盜賊もなし (九) 逮捕することを得ぬ者の逃亡せる者は (一〇) 近傍の郡國にまで立入りて逮捕し來る (一一) 足を踵ねて踴り上りて (一二) 吾が目的は遂げ得られしものを惜しきことなり (一三) 禍猾に名高き役人

郡尉。擇二郡中豪敢任吏十餘人一。以爲二爪牙一。皆把二其陰重罪一。而縱使レ督二盜賊一。快二其意所一レ欲レ得。此人雖レ有二百罪一弗レ法。即有レ避。因二其事一夷レ之。亦滅レ宗。以二其故一齊趙之郊。盜賊不三敢近二廣平一。廣平聲爲二有不一レ拾レ遺。

て、亦宗を滅す(六)。其故を以て、齊趙の郊に、盜賊敢へて廣平に近づかず。廣平聲(七)ありて道に遺を拾はずと爲す。

(一)権を以て人を擊殺して之を埋むること　(二)廢亭の長　(三)事に任ふる吏　(四)補助をなす　(五)恣行が意中に捕へんと欲する所の者を召捕りて滿足せしむる者　(六)其一族を滅す　(七)廣平郡よく治まれりとの評判高く

上聞。遷爲二河内太守一。素居二廣平一時。皆知二河内豪姦之家一。及レ往。九月而至。令下郡具二私馬五十匹一。爲レ驛。自二河内一至中長安上。部レ吏如下居二廣平一時。

上聞きて、遷して河内の太守と爲す。素廣平に居る時、皆河内の豪姦(一)の家を知る。往くに及び、九月(二)にして至る。郡をして私馬五十匹を具へて驛(三)と爲し、河内より長安に至らしむ。吏を部すること廣平に居りし時の方略の如くにす。郡中の豪滑を捕ふ。郡中の豪猾(四)相連坐するもの千餘家あり。上書して請ふ。大なる者は族に至り、小なる者は乃ち死し(五)、家盡く沒入して臧を償はんと、奏行(六)して二三日に過ぎず。事を(七)可するを得て論報す。血を流すこと十餘里に至る。河内皆其

縱。縱必以氣凌之。敗壞其功。其治所誅殺甚多。然取爲小治。姦益不勝。直指始出矣。吏之治以斬殺縛束爲務。閻奉以惡用矣。縱廉。其治放郅都。上幸鼎湖病久。已而卒起幸甘泉。道多不治。上怒曰、縱以我爲不復行此道乎。嗛之。至冬楊可方受告緡。縱以爲此亂民。部吏捕其爲可使者。天子聞使杜式治。以爲廢格沮事。棄縱市。後一歲張湯亦死。

を擊つが如き猛烈なる政治を爲す (七) 五銖錢と白金とを以て天下の疲弊を救助せんとする事 (八) 至極酷虐の人 (九) 氣力を以て溫舒を侮蔑し (一〇) 一時的に無事を保つ方針にて政治を爲す (一一) 出でて盜賊を討つ使者 (一二) 慘惡なる性質なるを以て任用せらる (一三) 過ぐる處の道路清潔に修治せざりしを以て (一四) 朕は再び此の道を行かずとなして、此の如く道路を不潔になし置くか (一五) 道路の不潔の事を心中憤り (一六) 緡錢を納れざる者ありと告發する者あり (一七) 法令に規定したる事を用ひずして、政治の妨害を爲す

王溫舒者。陽陵人也。少時椎埋爲姦。已而試補縣亭長。數廢。爲吏以治獄至廷史。事張湯。遷爲御史。督盜賊。殺傷甚多。稍遷至廣平

王溫舒は、陽陵の人なり。少き時に、椎埋して(一)姦を爲す。已にして試せられて縣の亭長に補す。數〻廢せらる。吏と爲り、獄を治むるを以て、廷史に至る。張湯に事ふ。(二)遷りて御史と爲り、盜賊を督す。殺傷甚だ多し。稍く遷りて廣平の都尉に至る。郡中の豪敢の(三)任吏十餘人を擇びて、(四)爪牙と爲す。皆其の陰せる重罪を把りて、而して縱して盜賊を督さしむ。(五)其意の得んと欲する所を快にするもの、此人百罪有りと雖も法せず。卽し避くること有れば、其事に因りて之を夷げ

捕鞫曰。爲死罪解脫。是日皆報殺四百餘人。其後郡中不寒而栗。猾民佐吏爲治。是時趙禹張湯。以深刻爲九卿矣。然其治尙寬。輔法而行。而縱以鷹擊毛摯爲治。後會五銖錢白金起。民爲姦。京師尤甚。乃以縱爲右內史。王溫舒爲中尉。溫舒至惡。其所爲不先言

治を爲す。後五銖錢(七)白金の起るに會ひ、民姦を爲す。京師尤も甚だし。乃ち縱を以て右内史と爲す。王溫舒を中尉と爲す。溫舒至惡(八)なり。其の爲す所先づ縱に言はず。縱必ず氣(九)を以て之を凌ぎて、其功を敗壞す。其治誅殺する所甚だ多し。然れども小治(一〇)を爲すに取る。姦益々勝へず。直指(一一)始めて出づ。吏の治、斬殺縛束を以て務めと爲す。閻奉(一二)惡を以て用ひらる。縱は廉なり。其治郅都に放ふ。上、鼎湖に幸し、病むこと久し。已にして卒かに起ちて、甘泉に幸す。道(一三)多く治めず。上怒りて曰く、縱は(一四)我を以て復た此道を行かずと爲すかと(一五)。之を嗛む。冬に至りて、楊可方(一六)に告緡を受く。縱以爲らく此れ民を亂ると。吏を部して其の可の爲に使せる者を捕ふ。天子聞き、杜式をして治せしむ。以爲らく廢格(一七)して事を沮むと。縱を市に棄つ。後一歳にして、張湯も亦死す。

(一) 拘留になりて居りし者　(二) 一切に捕へ　(三) 死罪、解脫罪、法律の規定する所は、諸の囚徒私に桎梏錯褫を解脫するものは罪一等を加ふ、人の爲に解脫するものは與に罪を同じくすとあり　(四) 論決を以て直に報告とし、一々奏請せずして專斷を以て殺せり　(五) 人民中の大家にて、豪桀にして狡猾なる者　(六) 鷹の羽ばたきして飛鳥

寧見乳虎無値寧成之怒。義縱自河內遷爲南陽太守。聞寧成家居南陽。及縱至關。寧成側行送迎。然縱氣盛弗爲禮。至郡遂案寧氏。盡破碎其家。成坐有罪。及孔暴之屬皆奔亡。南陽吏民重足一迹。而平氏朱彊杜衍杜周。爲縱爪牙之吏任用。遷爲廷史。軍數出定襄。定襄吏民亂敗。

杜衍の杜周、縱の爪牙の吏と爲り任用せらる。遷りて廷史と爲る。軍數〻定襄より出づ。定襄の吏民亂敗す。

(一) 其治方は狼が暴威を以て、柔順なる羊を追ひまはすが如き有樣なり (二) 一年餘にして (三) 兒を育つる母虎 (四) ひそかに行きて出迎又見送をなす (五) 意氣盛にして相當の答禮を爲さず (六) 豪强なる狀を取調をなす (七) 分散せしむ (八) 孔子、暴氏の二大族の者 (九) 足と足とを重ねて立ち、足の踐方を同一にす、卽ち畏れて妄動せざるをいふ (一〇) 縣名 (一一) 同上 (一二) 勢力を助くる吏

於是徙縱爲定襄太守。縱至掩定襄獄中重罪輕繫二百餘人。及賓客昆弟私入相視。亦二百餘人。縱一

是に於て縱を徙して定襄の太守と爲す。縱至りて、定襄の獄中の重罪輕繫(一)二百餘人及び賓客昆弟の私に入りて相視るものも亦二百餘人を掩ひ、縱一つに捕へ(二)、鞠して曰く、(三)死罪脱解を爲すと。是の日皆四百餘人を報殺せり(四)。其後郡中寒からずして栗く。(五)猾民、吏を佐けて治を爲す。是時趙禹、張湯、深刻を以て九卿と爲る。然れども其治尙ほ寬なり。法を輔けて行ふ。而るに縱は鷙擊(六)毛摯を以て

遷爲長陵及長安令。直法行治。不避貴戚。以捕案太后外孫修成君子仲。上以爲能。遷爲河內都尉。至則族滅其家穰氏之屬。河內道不拾遺。而張次公亦爲郎。以勇悍從軍。敢深入有功。爲岸頭侯。

租税の滯納　(七) 銓衡の際　(八) 貴顯外戚の家をも斟酌せずして處分す　(九) 才能あるものとなし　(一〇) 敵地に深入りして

寧成家居。上欲以爲郡守。御史大夫弘曰。臣居山東爲小吏時。寧成爲濟南都尉。其治如狼牧羊。成不可使治民。上乃拜成爲關都尉。歲餘。關東吏隸郡國出入關者。號曰。

寧成家居す。上以て郡守と爲さんと欲す。御史大夫弘曰く、臣山東に居て、小吏たりし時、寧成濟南の都尉と爲り、(一)其治狼の羊を牧するが如し。成は民を治めしむ可からずと。上乃ち成を拜して關の都尉と爲す。(二)歲餘ありて、關東の吏の郡國に隸し關を出入する者、號して曰く、寧ろ乳虎を見るとも、(三)寧成の怒りに値ふこと無かれと。義縱河內より遷りて南陽の太守と爲る。寧成の南陽に家居するを聞く。縱の關に至るに及びて、寧成側行して(四)送迎す。然れども縱氣盛にして(五)禮を爲さず。郡に至りて、遂に寧氏を案ず。(六)盡く其家を破碎す。(七)成、罪有るに坐す。及び孔暴の屬皆犇亡す。(八)南陽の吏民、足を重ね迹を一にす。(九)而して平氏の朱彊、(一〇)

比二九卿一。禹酷急。至二晩節一事益多。吏務爲二嚴峻一。而禹治加レ緩。而名爲レ平。王温舒等後起。治酷二於禹一。禹以レ老徙爲二燕相一。數歲亂悖有レ罪免歸。後レ湯十餘年。以レ壽卒二於家一。

義縱者。河東人也。爲二少年一時。嘗與二張次公一俱攻剽爲二羣盜一。縱有二姊姁一。以レ醫幸二王太后一。王太后問。有二子兄弟爲レ官者一乎。姊曰。有レ弟無レ行。不可。太后乃告レ上。拜二義姁弟縱一爲二中郎一。補二上黨郡中令一。治敢行少二蘊藉一。縣無二逋事一。擧爲二第一一。

義縱は、河東の人なり。少年たりし時、嘗て張次公と、倶に攻剽(一)して羣盜を爲す。縱に姊姁有り。醫を以て王太后に幸せる。王太后問ふ。子の兄弟の官たるべき者(二)有るか。姊曰く、弟有れども行無し(三)、不可なりと。太后乃ち上に告げて、義姁の弟縱を拜して、中郎と爲す。上黨郡中の令に補す。治敢行(四)して、蘊藉少し(五)。縣に逋事無し(六)。擧(七)して第一と爲す。遷して長陵及び長安の令と爲す。法を直くして治を行ひ、貴戚(八)を避けず。太后の外孫修成君の子仲を捕案せるを以て、上以て能(九)と爲し、遷して河内の都尉と爲す。至るや則ち其豪穰氏の屬を族滅す。河内は道に遺を拾はず。而して張次公も亦郎と爲る。勇悍を以て軍に從ひ、敢へて深入(一〇)して功有り、岸頭侯と爲る。

(一)追剝をして　(二)仕官す可き者　(三)操行治まらず　(四)治方手荒くして　(五)手加減を用ふることなし　(六)

無二他業一。昆弟諸子欲二厚葬一湯。湯母曰。湯爲二天子大臣一。被二汙惡言一而死。何厚葬乎。載以二牛車一。有レ棺無レ槨。天子聞レ之曰。非二此母一不レ能レ生二此子一。乃盡案誅二三長史一。丞相青翟自殺。出二田信一。上惜レ湯。稍遷二其子安世一。趙禹中廢。已而爲二廷尉一。始條侯以爲二禹賊深一弗レ任。及下禹爲二少府一

言を被りて死す。何ぞ厚く葬らんやと。載するに牛車を以てす。棺有りて槨無し。天子之を聞きて曰く、(五)此の母に非ざれば此子を生む能はずと。乃ち盡く三長史を案誅す。(六)丞相青翟自殺す。田信を出す。(七)上、湯を惜みて、稍く其子安世を遷す。趙禹中ごろ廢す。已にして尉と爲る。始め條侯以て禹を賊深なりと爲し、(八)任ぜず、禹、少府と爲り九卿に比するに及びて、禹酷急なり。(九)晩節に至りて、(一〇)事益〻多し。吏務めて嚴峻を爲す。而るに禹の治は緩を加ふ。而して名づけて平と爲す。王溫舒等後に起りて、治、禹よりも酷だし。禹、老を以て徙りて燕の相と爲る。數歳にして亂悖して罪有り。免ぜられて歸す。湯に後るゝこと十餘年にして、壽を以て家に卒す。(一一)

(一) 家の資産 (二) 俸祿と恩賜の物となり (三) 他に産業として得たる物なし (四) 奸商を結托して利益を貪りたりといふ罪名を被りて (五) 此の賢母にして始めて此の如き清廉なる張湯を生めり (六) 罪を取調べて誅す (七) 放免す (八) 賊害深刻なる人物となし (九) 酷烈偏急なる處置を取れり (一〇) 晩年になりて (一一) 天壽を全うして自宅に於て卒す

人輒先知之。益居其物。是類有以吾謀告之者。湯不謝。湯又詳驚曰。固宜有。減宣亦奏謁居等事。天子果以湯懷詐面欺。使使八輩簿責湯。湯具自道無此不服。於是上使趙禹責湯。禹至讓湯曰。君何不知分也。君所治夷滅者幾何人矣。今人言君皆有狀。天子重致君獄。欲令君自爲計。何多以對簿爲。湯乃爲書謝曰。湯無尺寸功。起刀筆吏。陛下幸致爲三公。無以塞責。然謀陷湯罪者三長史也。遂自殺。

遂に自殺す。

(一) 法術を以て出身し (二) 長短術、戰國時代の縱橫家の流 (三) 身を屈して張湯の下に仕ふ (四) 我が勢力を以て三長吏を侮辱す (五) 君を欺きたり (六) 丞相を陷れて自身が丞相とならんと欲する野心に定れり (七) 祕密の惡事 (八) 犯罪の證人なる賈人田信等取調をなさしむ (九) 財利の事を奏請せんと欲する際には (一〇) 買占をなして暴利を占め (一一) 惡事を働きたる事狀が天子の御耳に入る (一二) 張湯汝が計劃せる事が (一三) 益々多く買占をなす (一四) 心中詐僞を懷き、表面に忠誠を裝ひし事を知りて (一五) 自身に覺えなしといひて否認し、その罪に服せず (一六) 身の程を知らざる (一七) 法律を濫用して、一族を全滅せし者、何人の多きに上りしか (一八) 皆證據あり (一九) 自身に身の處置を爲さしめんとの深き思召ありてのことなり (二〇) 取調書に對して、辯明する必要あらん (二一) 一寸の功 (二二) 小役人

湯死家產直不過五百金。皆所得奉賜。

湯死するとき、(一)家產直(あたひ)五百金に過ぎず、皆得たる所の(二)奉賜なりき。(三)他の業無し。昆弟諸子、厚く湯を葬らんと欲す。湯の母曰く、湯、天子の大臣と爲(な)り、(四)汙惡(をあく)の

體於湯。湯數行丞相事。知此三長史素貴。常凌折之。以故三長史合謀曰。始湯約與君謝。已而賣君。今欲劾君以宗廟事。此欲代君耳。吾知湯陰事。使吏捕案湯左田信等。曰湯且欲奏請。信輒先知之。居物致富。與湯分之。及地姦事事辭頗聞。上問湯曰。吾所爲。賈

欲するのみ。吾れ湯の(七)陰事を知る。吏をして湯の(八)左田信等を案ぜしむ。曰く、湯且に(九)奏請せんと欲するに、信輒ち先づ之を知り、(一〇)物を居き富を致し、湯と之を分つと。及び他の姦事、(一一)事辭頗る聞す。上、湯に問ひて曰く、(一二)吾が爲す所、賈人輒ち先づ之を知りて、(一三)益々其物を居く。是れ吾が謀を以て之れに告ぐる者有るに類たりと。湯謝せず。湯又詳り驚きて曰く、固に宜しく有るべし。減宣も亦謁居等の事を奏す。天子果して、湯、(一四)詐を懐き面欺せしを以ひ、使八輩をして湯を簿責せしむ。湯具に(一五)自ら此れ無しと道ひて、服せず。是に於て上、趙禹をして湯を責めしむ。禹至りて湯を讓めて曰く、君何ぞ(一六)分を知らざる。君が(一七)治して夷滅せる所の者、幾何人ぞ。今人、君を言ふ(一八)皆狀有り。天子、君を獄に致すを重り、君をして(一九)自ら計を爲さしめんと欲す。何ぞ多く(二〇)對簿を以て爲んと。湯乃ち書を爲り謝して曰く、湯(二一)尺寸の功無く、(二二)刀筆の吏に起る。陛下幸に致して三公と爲す。以て責を塞ぐこと無し。然れども湯を罪に陷れんと謀る者は、三長史なりと。

春秋一○莊助使三人言二買臣一○買臣以二楚辭一與レ助俱幸侍レ中○爲二太中大夫一用レ事○而湯乃爲二小吏一○跪伏使二買臣等前一○已而湯爲二廷尉一○治二淮南獄一○排二擠莊助一○買臣固心望○及三湯爲二御史大夫一○買臣以二會稽守一○爲二主爵都尉一○列二於九卿一○數年坐レ法廢守二長史一○見レ湯○湯坐二牀上一○丞史過二買臣一弗レ爲レ禮○買臣楚士○深怨常欲レ死レ之○

す。

㈠十分調査して ㈡孝文帝の園陵に、葬儀當時に埋めたる錢を發掘して盜みたる者有り ㈢平常園陵の見廻をなせり ㈣關係なし ㈤其法令を巧に適用して丞相を見知罪の名にて罪に處せんとす ㈥朱買臣、王朝、邊通の三人 ㈦推薦す ㈧宮中 ㈨勢力ありて專ら事を取る ㈩低頭平身して ⑪罪に陷る ⑫法律に觸る、ことありて免職さる

王朝齊人也○以レ術至二右内史一○邊通學二長短一○剛暴彊人也○官再至二濟南相一○故皆居二湯右一○已而失レ官守二長史一○詘二

王朝は齊の人なり。術を以て右内史に至る。邊通は長短を學ぶ。剛暴の彊人なり。官再び濟南の相に至る。故皆湯の右に居る。已にして官を失ひ長史を守る。體を湯に詘す。湯數丞相の事を行ふ。此の三長史の素と貴きを知り、常に之を凌折す。故を以て三長史謀を合せて曰く、始め湯君と謝せんことを約せり。已にして君を賣れり。今君が劾するに宗廟の事を以てせんと欲す。此れ君に代らんと

宣嘗與湯有郤。及得此事。窮竟其事未奏也。會人有盜發孝文園瘞錢。丞相青翟朝。與湯約俱謝。至前。湯念獨丞相以四時行園。當謝。湯無與也。不謝。丞相謝。上使御史案其事。湯欲致其文丞相見知。丞相患之。三長史皆害湯欲陷之。始長史朱買臣會稽人也。讀

宣嘗て湯と郤有り。此事を得るに及びて、其事を窮竟(一)して、未だ奏せざるなり。會〻人、孝文園(二)の瘞錢を盜發する有り。丞相青翟朝するとき、湯と倶に謝せんと約す。前に至る。湯念ふに、獨り丞相は(三)四時を以て園を行る。當に謝すべくして湯與る(四)無しと、謝せず。丞相謝す。上、御史をして其事を案ぜしむ。湯、其文(五)を丞相の見知に致さんと欲す。丞相之を患ふ。(六)三長史は皆湯を害して之を陷れんと欲す。始め長史朱買臣は會稽の人なり。春秋を讀む。莊助、人をして買臣を言(七)さしむ。買臣楚辭を以て助と倶に幸せられて中に侍す(八)。太中大夫と爲りて事を(九)用ふ。而して湯は乃ち小吏たり(一〇)。跪伏して買臣等の前に使はる。已にして湯廷尉と爲る。淮南の獄を治して、莊助を排擠(一一)す。買臣固に心に望む。湯の御史大夫と爲るに及びて、買臣會稽の守を以て、主爵都尉と爲り、九卿に列す。數年にして法(一二)に坐して廢せられ、長史を守る。湯を見る。湯牀上に坐す。丞史として買臣を遇して、禮を爲さず。買臣は楚の士なり。深く怨みて常に之れに死せんと欲

變事一蹤跡安起。湯詳驚曰。此殆文故人怨レ之。謁居病臥二閭里主人一。湯自往視レ疾。爲二謁居摩一レ足。趙國以二冶鑄一爲レ業。王數訟二鐵官事一。湯常排二趙王一。趙王求二湯陰事一。謁居嘗案二趙王一。趙王怨レ之。幷上書告。湯大臣也。史謁居有レ病。湯至二爲摩一レ足。疑與爲二大姦一。事下二廷尉一。謁居病死。事連二其弟一。弟繫二導官一。湯亦治二他囚導官一。見二謁居弟一。欲二陰爲一レ之。而詳不レ省。謁居弟弗レ知。怨レ湯。使下人上書告中湯與二謁居一謀。共變中告李文上。事下二減宣一。

は冶鑄(八)を以て業と爲す。王數〻鐵官(九)の事を訟ふ。湯、常に趙王を排す。趙王、湯の陰事(一〇)を求む。謁居嘗て趙王を案ず。趙王之を怨む。幷せて上書して告ぐ。湯は大臣なり。史謁居病有り。湯爲めに足を摩づるに至る。疑ふらくは與に大姦(一一)を爲さんと。事、廷尉に下す。謁居病みて死す。事其弟に連る(一二)。弟、導官(一三)に繫はる。湯も亦他の囚を導官に治し、謁居の弟を見る。陰に之れが爲にせん(一四)と欲す。而して詳りて省みず。謁居の弟知らずして湯を怨み、人をして上書して湯、謁居と謀りて、共に李文を變告(一五)すと告げしむ。事、減宣に下る。

(一) 書記 (二) 匿名にて非常の出來事ありとの上告をなして (三) 姦曲の事 (四) 處刑して死刑に處す (五) 出處は何處より出てしか (六) 舊友人の李文を怨める者の所爲ならん (七) 村中の主人卽ち旅宿 (八) 冶金鑄鑛を以て產業となす (九) 鐵の官業に從事せる官人 (一〇) 內證の惡事 (一一) 大なる姦曲の事 (一二) 弟其事件に連坐す (一三) 小府に屬し、米を擇ぶことを掌る、但し時としては、諸獄滿員の際は、便宜此の署に留置して取調をなす (一四) 謁居の弟の爲に盡力せん (一五) 李文の飛變を奏りたり

且下レ吏。曰。能。於レ是上遣二山乘一レ障。至月餘。匈奴斬二山頭一而去。自レ是以後。羣臣震慴。湯之客田甲。雖二賈人一有二賢操一。始湯爲二小吏一時。與錢通。及三湯爲二太吏一。甲所三以責二湯行義過失一。亦有二烈士風一。湯爲二御史大夫一七歲敗。河東人李文嘗與レ湯有レ郤。已而爲二御史中丞一。恚。數從レ中文書事。有下可二以傷一レ湯者上。不レ能レ爲レ地。

傷る可きもの有れば、(一四)地を爲すこと能はざらしむ。(一五)

(一)愚鈍なる儒者には分る筈なし　(二)詐僞にして誠忠を裝へる奸物なり　(三)苛酷に法律を運用して　(四)いたく誣ひて罪に處し　(五)朋黨の間柄を離間し　(六)諸侯　(七)外敵をして境內に侵入して掠奪するの憂なからしむることを得るか　(八)塞上要險の處に別に城を築きて、吏士を置きて寇盜を扞がしむるもの　(九)辯解の辭に詰らば　(一〇)震ひおそる　(一一)賢にして節操あり　(一二)利益關係よりして交際す　(一三)古來忠烈の士の遺風あり　(一四)中傷すべきものあれば　(一五)地位を危からしむる樣に仕向けたり

湯有二所レ愛史魯謁居一。知二湯不平一。使下人上二蜚變一告中文姦事上。下二湯。湯治論殺レ文。而湯心知二謁居爲一レ之。上問曰。言二

湯に愛する所の史の魯謁居といふもの有り。湯の不平なるを知りて、人をして蜚(一)變を上りて文の姦事を告げしむ。湯に下す。(二)湯治論して文を殺す。(三)而して湯心に謁居の之を爲ししを知る。上問ひて曰く、變事を言せること、蹤跡安くより(五)起ると。湯詳り驚きて曰く、此れ殆んど文が故人の之を怨めるものならんと。(六)謁居病して、閭里主人に臥す。(七)湯自ら往きて疾を視る。謁居の爲に足を摩づ。趙國

上問湯。湯曰。此愚儒無知。狄山曰。臣固愚忠。若御史大夫湯乃詐忠。若湯之治淮南江都。以深文痛詆諸侯。別疏骨肉。使蕃臣不自安。臣固知湯之爲詐忠。於是上作色曰。吾使生居一郡。能無使虜入盜乎。曰。不能。曰。居一縣。對曰。不能。復曰。居一障間。山自度辯窮

上、湯に問ふ。湯曰く、此れ愚儒知る無しと。狄山曰く、臣は固に愚忠なり。御史大夫湯の若きは、乃ち詐忠なり。湯の淮南、江都を治むるが若きは、深文を以て諸侯を痛詆し、骨肉を別疏し、蕃臣をして自ら安ぜざらしむ。臣固に湯の詐忠たるを知ると。是に於て上色を作して曰く、吾れ生をして一郡に居らしめんに、能く虜をして入りて盜せしむる無からんかと。曰く、能はずと。曰く、一縣に居らしめばと。對へて曰く、能はずと。復た曰く、一障の間に居らしめばと。山自ら度るに辯窮らば、且に吏に下されんと。曰く、能くせんと。是に於て上、山をして鄣に乘らしむ。至りて月餘ありて、匈奴、山の頭を斬りて去る。是より以後、羣臣震慴す。湯の客田甲、賈人なりと雖も、賢操有り。始め湯小吏たりし時、與に錢通す。湯の大吏と爲るに及びて、甲、湯の行義の過失を責むる所以、亦烈士の風有り。湯御史大夫たること七歲にして敗す。河東の人李文、嘗て湯と郤有り。已にして御史中丞と爲る。恚む。數〻中よりする文書の事、以て湯を

充位。天下事皆決於湯。百姓不安其生。騷動。縣官所興。未獲其利。姦吏並侵漁。於是痛繩以罪。則自公卿以下。至于庶人。咸指湯。湯嘗病。天子至自視病。其隆貴如此。匈奴來請和親。羣臣議上前。博士狄山曰。和親便。上問其便。山曰。兵者凶器。未易數動。高帝欲伐匈奴。大困平城。乃遂結和親。孝惠高后時。天下安樂。及孝文帝欲事匈奴。北邊蕭然苦兵矣。孝景時。吳楚七國反。景帝往來兩宮間。寒心者數月。吳楚已破。竟景帝不言兵。天下富實。今自陛下舉兵擊匈奴。中國以空虛。邊民大困貧。由此觀之。不如和親。

り。孝文帝に及びて、匈奴を事とせんと欲す。(一六)北邊蕭然として兵を苦めり。孝景の時に、吳楚七國反す。景帝兩宮の間に往來し、(一七)寒心するもの數月なりき。(一八)吳楚已に破れて景帝を竟ふるまで兵を言はず。天下富實なり。今陛下兵を擧げ匈奴を擊ちてより、中國以て空虛にして、邊民大に困貧す。此に由りて之を觀れば和親に如かずと。

(一) 四方に散じて移轉す (二) 政府 (三) 政府の府庫空竭なり (四) 原文丞は誤 (五) 鹽鐵の利益を政府にとり收め (六) 緡錢税を納めぬ者を告發したる者には、其の半額を告發者に與ふる法令 (七) 豪家の勢力あるもの、利益を獨占する弊を一掃し (八) 法律の不備を補ふ (九) 財用 (一〇) 徒らに位に在るのみ (一一) 惡官吏が先廻りして其利を占む (一二) 檢擧して處罰す (一三) 自身病氣見舞を爲す (一四) 軍事は不吉なり (一五) 古來妄りに用ふ可からず (一六) 專ら討伐を爲さんと欲す (一七) 太后に諮詢せん爲に皇宮と皇太后の宮との間を往來し (一八) 心痛すること數箇月に及びたり

於是湯益尊。任遷爲御史大夫。會渾邪等降。漢大興兵伐匈奴。山東水旱。貧民流徙。皆仰給縣官。縣官空虛。於是丞上指。請造白金及五銖錢。籠天下鹽鐵。排富商大賈。出告緡令。鉏豪彊幷兼之家。舞文巧詆。以輔法。湯每朝奏事。語國家用。日晏天子忘食。丞相取

是に於て湯益〻尊し。任ぜられ遷りて御史大史と爲る。會〻渾邪等降りて、漢大に兵を興して匈奴を伐つ。山東水旱にして、貧民流徙(一)す。皆給(二)を縣官に仰ぐ。(三)縣官空虛なり。是に於て上の指を承けて、請ひて白金及び五銖錢を造り、天下の(五)鹽鐵を籠し、富商大賈を排し、告緡(六)の令を出し、豪彊(七)幷兼の家を鉏し、文を舞はし巧みに詆ひ、以て法(八)を輔く。湯朝して事を奏し、國家の用(九)を語る毎に、日晏けて天子食を忘る。丞相、位(一〇)を充すを取れるのみ。天下の事皆湯に決す。百姓其生を安んぜずして騷動し、縣官の興す所、未だ其利を獲ずして、姦吏(一一)並に浸漁す。是に於て、痛く繩すに罪を以てす。則ち公卿より以下庶人に至るまで、咸湯を指す。湯嘗て病む。(一二)天子自ら病を視るに至る。其隆貴なること此くの如し。匈奴來りて和親を請ふ。羣臣、上(一三)の前に議す。博士狄山曰く、和親せんこと便なりと。上、其便を問ふ。山曰く、(一四)兵は凶器なり、未だ數〻動し易からず。(一五)高帝、匈奴を伐たんと欲し、大に平城に困めり。乃ち遂に和親を結べり。孝惠高后の時に、天下安樂な

必舞レ文巧詆。即下戸羸弱。時口言。雖レ文致レ法。上財察。於レ是往往釋二湯所レ言。湯至二於大吏一。內行脩也。通二賓客一飲食。於二故人子弟爲レ吏。及貧昆弟一。調二護之一尤厚。其造二請諸公一。不レ避二寒暑一。是以湯雖三文深意忌不二專平一。然得二此聲譽一。而刻深吏多爲二爪牙用一者。依二於文學之士一。丞相弘數稱二其美一。及レ治二淮南衡山江都反獄一。皆窮二根本一。嚴助及伍被上欲レ釋レ之。湯爭曰。伍被本畫二反謀一。而助親幸出二入禁闥一爪牙臣。乃交二私諸侯一。如レ此弗レ誅。後不レ可レ治。於レ是上可レ論レ之。其治レ獄所下排二大臣一自爲上レ功。多二此類一。

稱す。淮南、衡山、江都の反獄（一七）を治するに及びて、皆根本を窮む。嚴助及び伍被をば、上、之を釋さんと欲す。湯爭ひて曰く、伍被は本反謀を畫れり。而して助は親幸せられて、禁闥（一八）に出入する爪牙の臣なり。乃ち諸侯に交私（一九）す。此くの如きを誅せずんば、後治む可からずと。是に於て上、可として之を論ず。其の獄を治するに大臣を排して、自ら功と爲す所、此の類多し。

（一）譴責せらるゝ時は　（二）責を身に引受けて謝罪し　（三）固に臣私の爲に諭諫したること　（四）何時も罪を不問に附す　（五）深刻なる裁判をなす吏に引渡して治せしめ　（六）罪を輕くして公平に裁判する吏に引渡して治せしむ　（七）豪家　（八）法文を無理に適用して罪に處す　（九）貧賤無資產の者、古代民法上の語　（一〇）時としては、自身天子に申上ぐ　（一一）罪は此くの如くなるも、只陛下の裁判を仰ぐと　（一二）賓客一般に　（一三）保護すること最も親切なり　（一四）諸公に廻禮するに　（一五）非常なる好評を得たり　（一六）手先となりて活動したる者　（一七）反逆事件の裁判　（一八）禁中に出入したる侍衛の臣なり　（一九）私に交際す

應謝鄉二上意所一レ便。必引二正監掾史賢者一曰。固爲レ臣議。如二上責一レ臣。臣弗レ用。愚抵二於此一。罪常釋聞。即奏レ事上善レ之。曰。臣非レ知レ爲二此奏一。乃正監掾史某爲レ之。其欲レ薦レ吏揚二人之善一。蔽中人之過上。如レ此。所レ治。即上意所レ欲レ罪。予二監史深レ禍者一。即上意所レ欲レ釋。與二監史輕平者一。所レ治即豪。

監掾史の賢なる者を引き、曰ふ、(三)固に臣の爲に議せしこと、上の臣を責むるが如し。臣用ひずして、愚此に抵ると。(四)罪常に釋聞す。即し事を奏して上之を善するときは、曰く、臣此の奏を爲すを知るに非ず。乃ち正監掾史某之を爲すと。其の吏を薦め、人の善を揚げ人の過を蔽さんと欲すること此くの如し。治する所即し上意の罪せんと欲する所なれば、監史の禍(五)を深くする者に予へ、即し上意の釋さんと欲する所なれば、監史の輕平(六)なる者に與ふ。治する所即し豪(七)なれば、必ず(八)文を舞はし巧に詆ふ。即し下戸(九)羸弱なれば、(一〇)時に口づから言ふ。(一一)文、法に致すと雖も、上財察せよと。是に於て往往湯の言ふ所を釋す。湯大吏に至りて、內の行脩まれり。(一二)賓客に通じて飲食せしめ、故人の子弟の吏と爲るもの、及び貧しき昆弟に於て、之を(一三)調護すること尤も厚し。其の諸公に(一四)造請する、寒暑を避けず。是を以て、湯、文深意忌にして、專平ならずとも、然れども此の(一五)聲譽を得たり。而して刻深の吏の多く(一六)爪牙の用を爲す者、文學の士に依る。丞相弘、數〻其美を

見二文法一輒取。亦不三覆案求二官屬陰罪一。湯爲レ人多レ詐。舞レ智以御レ人。始爲二小吏一乾沒。與二長安富賈田甲。魚翁叔之屬一交私。及レ列二九卿一。收二接天下名士大夫一。己心內雖レ不レ合。然陽浮二慕之一。是時上方鄕二文學一。湯決二大獄一。欲レ傳二古義一。乃請二博士弟子治二尙書春秋一。補二廷尉史一。亭二疑法一。奏二讞疑事一。必豫先爲レ上分二別其原一。上所レ是。受而著二讞決法廷尉絜令一。揚二主之明一。奏レ事即譴。湯

己が心內合はず(八)と雖も、然れども陽に之を浮慕す(九)。是時、上方に文學に鄕ふ。湯、大獄を決するに、古義に傳けんと欲す(一〇)。乃ち博士弟子の尙書、春秋を治むるものを請ひて、廷尉の史に補して、疑法を亭ぐ(一一)。疑事を奏讞するに(一二)、必ず豫め先づ上(一三)の爲に其原を分別す。上の是とする所は、受けて讞決の法(一四)を廷尉の絜令(一五)に著し、主の明を揚ぐ(一六)。

(一) 議讞すれども (二) 廉直にして孤立して吾が公平なる意見を行ふに過ぎず (三) 法文によつて取上ぐ可きものは受附けて相當の處置をなす (四) 再び取調をなして (五) 智を使ひまはして人を制御す (六) 射利を計りて或ひは利益を得或ひは損をなす (七) 交際して手なづく (八) 意見合はざるも (九) 表面是等の人物を慕ふやうに見せかく (一〇) 古文學の義理と合一せしめんと欲す (一一) 疑はしき問題を平均に處分せしむ (一二) 罪を讞するには (一三) 天子の意を受けて (一四) 判決例 (一五) 法令書に明記す (一六) 天子の賢明なることをあらはす

事を奏し即し譴めらるゝときは(一)、湯應謝して(二)、上意の便とする所に鄕ふ。必ず正

人。湯給事内史。爲甯成掾。以湯爲無害。言大府。調爲茂陵尉。治方中。武安侯爲丞相。徵湯爲史。時薦言之天子。補御史。使案事。治陳皇后蠱獄。深竟黨與。於是上以爲能。稍遷至太中大夫。與趙禹共定諸律令。務在深文拘守職之吏。已而趙禹遷爲中尉。徙爲少府。而張湯爲廷尉。兩人交驩。而兄事禹。

(四) 令狀を發し口供を取ること (六) 拷問して糾察し論告すること (七) 罪狀を論ずる書を上り報を遞る (八) 具さに治獄の文を爲りて (九) 書辭 (一〇) 多年經驗を積みたる獄吏 (一一) 事に因りて獄に繫がる (一二) 全力を盡して助く (一三) 貴人に紹介す (一四) 公平無私にして得難き人物なりとなして (一五) 選拔せられて (一六) 武帝の壽陵 (一七) 壙穴を作る工事を執行す (一八) 推擧して (一九) 事務を取扱はしむ (二〇) 子なき爲に呪詛して衞皇后を殺したる事件の裁判をなし (二一) 嚴重に徒黨の者を處分す (二二) 法を嚴酷にし (二三) 拘束する (二四) 親密なる交際を爲して湯趙禹を尊敬して兄として事ふ

禹爲人廉倨。爲吏以來。舍毋食客。公卿相造請禹。禹終不報謝。務在絶知友賓客之請。孤立行一意而已。

禹人と爲り廉にして倨る。吏と爲りて以來舍に食客毋し。公卿相造りて禹に請(一)すれども、禹終に報謝せず。務めて知友賓客の請を絶つに在り。孤立(二)して一意を行ふのみ。(三)文法を見ては、輒ち取る。(一一)亦覆案(四)して官屬の陰罪を求めず。湯は人と爲り詐多く、智(五)を舞はして以て人を御す。始め小吏と爲りて、乾沒(六)す。長安の富賈田甲、魚翁叔の屬と交私す。九卿に列するに及びて、天下の名士大夫を收接(七)す。

見守レ舍。還而鼠盜レ肉。其父怒笞レ湯。湯掘レ窟得二盜鼠及餘肉一。劾鼠掠治。傳爰書。訊鞫論報。并二取鼠與一レ肉。具レ獄磔二堂下一。其父見レ之。視二其文辭一如二老獄吏一。大驚。遂使レ書レ獄。父死後。湯爲二長安吏一。久レ之周陽侯始爲二諸卿一時。嘗繫二長安一。湯傾レ身爲レ之。及二出爲一レ侯。大與レ湯交。徧見二湯貴

得、鼠を劾(四)して掠治し、(五)傳爰書、(六)訊鞫論報し、(七)鼠と肉とを幷せ取り、(八)獄を具して堂下に磔す。其父之を見、其文辭(九)を視るに、老獄吏(一〇)の如し。大に驚き遂に獄を書せしむ。父死して後に、湯長安の吏と爲る。之を久しくして、周陽侯始め諸卿たりし時、嘗て長安に繫(一一)はれたり。湯、身を傾け(一二)之を爲く。出でて侯と爲るに及び、大に湯と交る。徧く湯を貴人(一三)に見えしむ。湯、內史に給事して、寧成の掾と爲る。湯を以て無(一四)害なりと爲して、大府に言す。調(一五)ぜられて茂(一六)陵の尉と爲り、方(一七)中を治む。武安侯、丞相たるとき、湯を徵して史と爲す。時に之を天子に薦(一八)言し、御史に補し、事(一九)を案ぜしむ。陳皇后の蠱(二〇)獄を治して、深(二一)く黨與を竟む。是に於て上以て能と爲す。稍くに遷りて太中大夫に至る。趙禹と共に諸の律令を定む。務めて文(二二)を深くし、職を守るの吏を拘(二三)するに在り。已にして趙禹遷りて中尉と爲り、徙りて少府と爲る。而して張湯廷尉と爲る。兩人交(二四)驩して禹に兄事す。

(一)留守番をなす　(二)鼠の穴を掘り　(三)物を盜みたる鼠と食ひ殘りの肉とを得　(四)罪を推窮めて拷問にかけ

以佐史補中都官。用廉為令史。事太尉亞夫。亞夫為丞相。禹為丞相史。府中皆稱其廉平。然亞夫弗任曰。極知禹無害。然文深不可以居太府。今上時。禹以刀筆吏積勞。稍遷為御史。上以為能。至太中大夫。與張湯論定諸律令。作見知。吏傳得相監司。用法益刻。蓋自此始。

夫に事ふ。亞夫丞相と爲るや、禹、丞相の史と爲る。（四）府中皆其廉平（五）を稱す。然れども亞父任ぜずして曰く、極めて禹の無害（六）を知る。然れども文深（七）にして以て太府（八）に居く可からずと。今上の時、禹、刀筆の吏（九）を以て勞を積み、稍く遷りて御史と爲る。上以て能なりと爲す。太中大夫に至る。張湯と諸の律令を論定し、見知（一〇）を作り、吏傳へて相監司することを得しむ。法を用ひて益々刻なること、蓋し此れより始まる。

（一）扶風郡の縣名　（二）刺史の下にある官名　（三）京官　（四）丞相府の中　（五）廉潔にして公平なりと評判せらる　（六）公平なることを知る　（七）法律規則を用ひて深刻なるを以て　（八）丞相府　（九）小官吏　（一〇）罪人を知りて官に告げざる者は同罪に處する箇條

張湯者。杜人也。其父為長安丞。出。湯為

張湯は杜の人なり。其父は長安の丞たり。出づ。湯、兒たりしときに舍を守る。還れば鼠、肉を盜めり。其父怒りて湯を笞つ。湯窟（二）を掘り、盜鼠（三）及び餘肉を

爲二郡守一。今上卽レ位。吏治尙循謹甚。然由居二二千石中一。最爲二暴酷驕恣一。所レ愛者撓レ法活レ之。所レ憎者曲レ法誅二滅之一。所レ居郡必夷二其豪一。爲レ守視二都尉一如レ令。爲二都尉一必陵二太守一奪二之治一。與二汲黯一俱爲レ忮。司馬安之文惡。俱在二二千石列一。同レ車未三嘗敢均二茵伏一。由後爲二河東都尉一。時與二其守勝居公一爭レ權。相告言レ罪。勝居公當抵レ罪。義不レ受レ刑。自殺。而由棄市。自二寗成周陽由之後一事益多。民巧レ法。大抵吏之治。類多二成由等一矣。

守と爲りては、都尉を視ること令の如し。都尉と爲りては、必ず太子を陵ぎ、之れが治を奪ふ。(五) 汲黯と俱に忮を爲す。(六) 司馬安の文惡なる、(七) 倶に二千石の列に在り。車を同じくしても、未だ嘗て敢へて茵伏を均しくせず。(八) 由、後に河東の都尉と爲る時に、其守勝居公と權を爭ひ、相告げて罪を言す。(九) 勝居公當に罪に抵る。義として刑を受けず。自殺す。而して由棄市せらる。寗成、周陽由の後より、事益〻多く(一〇) 民、法を巧みにす。(一一) 大抵吏の治、類ね成由等を多しとす。(一二)

(一) 官吏の政治振 (二) 因循謹直なること (三) 法を曲げて死刑を宥し (四) 豪族を滅す (五) 職權を奪ふ (六) 相互に對抗す (七) 法律を以て人を傷害す (八) 車の蓐や軾を共にせず (九) 相共に罪狀を具陳す (一〇) 事故ますます多し (一一) 人民巧に法網を免る (一二) 概して寗成周陽由等の流の者多しとす

趙禹者。斄人。

趙禹は斄の人なり。(一) 佐吏を以て、(二) 中都官に補す。(三) 廉を以て令史と爲り、大尉亞

從爲二內史一。外戚多毀二成之短一。抵レ罪髡鉗。是時九卿罪。死卽死。少レ被レ刑。而成極レ刑。自以爲不二復收一。於レ是解脫詐。刻レ傳出レ關。歸レ家稱曰。仕不レ至二二千石一。賈不レ至二千萬一。安可レ比レ人乎。乃貰貸買二陂田一千餘頃。假二貧民一役二使數千家一。數年會レ赦。致レ產數千金。爲二任俠一持二吏長短一。出從二數十騎一。其使レ民威重二於郡守一。

猾賢くして人を賊ひ威勢に任して振舞ふ　(四)徒歩にて太守の廳に入り　(五)名聲を聞き及ぶ　(六)善く寧氏を待遇して共に深き交際をなす　(七)廉潔なることは及ばず　(八)おぢ恐る　(九)缺點を擧げて攻擊す　(一〇)髡は頭髮を切去る刑、鉗は鐵の首枷　(一一)重刑に處せらる　(一二)再び赦免を得て登用せらるゝ望みなからん　(一三)鉗を取りはづして亡げ去り　(一四)僞手形を造りて　(一五)何ぞ人並と思はれん　(一六)現金に金を拂はずして山田を買ふこと　(一七)大赦の恩典によりて罪を赦さる　(一八)資產を作ること　(一九)官吏の弱點を押へて

周陽由者。其父趙兼。以二淮南王舅父一。侯二周陽一。故因姓二周陽氏一。由以二宗家任一爲レ郎。事二孝文及景帝一。景帝時。由

周陽由は、其父は趙兼なり。淮南王の舅父を以て周陽に侯たり。故に因りて周陽氏を姓とす。由、宗家の任を以て、郎と爲る。孝文及び景帝に事ふ。景帝の時に、由、郡守と爲る。今上位に卽く。(一)吏治尚ほ循謹(二)なること甚だし。然れども由は二千石の中に居て、最も暴酷驕恣を爲す。愛する所の者は、(三)法を撓げて之を活し、憎む所の者は、法を曲げて之を誅滅す。居る所の郡、必ず其豪(四)を夷げ、

濟南都尉。而郅都爲守。始前數都尉。皆步入府。因吏謁守如縣令。其畏郅都如此。及成往。直陵都出其上。都素聞其聲。於是善遇與結驩。久之郅都死。後長安左右宗室。多暴犯法。於是上召寧成爲中尉。其治效郅都。其廉弗如。然宗室豪桀。皆人人惴恐。今上卽位。

都素より其聲(五)を聞く。是に於て善く遇して(六)與に驩を結ぶ。之を久しくして、郅都死す。後に長安の左右宗室、多く暴にして法を犯す。是に於て上、寧成を召して中尉と爲す。其治郅都に效ふ。其廉は如かず。(七)然れども宗室豪桀、皆人人惴恐(八)す。今上位に卽く。徙りて內史と爲る。外戚多く成の短(九)を毀る。罪に抵して髡鉗(一〇)す。是時九卿罪死すべきは卽ち死し、刑せらるゝもの少し。而して成、刑を極む(一一)。自ら以爲らく復た收められじ(一二)と。是に於て解脫して(一三)詐りて、傳(一四)を刻して關を出づ。家に歸りて稱して曰く、仕へて二千石に至らず、賈して千萬に至らずんば、安んぞ人に比す可けんや(一五)と。乃ち貰貸(一六)して陂田を買ふこと千餘頃、貧民に假して、數千家を役使す。數年にして、赦に會ふ(一七)。產を致せること數千金なり(一八)。任俠を爲して、吏の長短(一九)を持す。出づるに數十騎を從ふ。其の民を使ふや威郡守より重し。

(一) 氣任にすることを好む　(二) 郡下を取扱ふこと殘急なること恰も濕りたる薪を束ぬるが如く容易に抑壓す　(三)

景帝乃使㆔使持㆑節拜㆑都爲㆓鴈門太守㆒。而便道之㆑官、得㆘以㆓便宜㆒從㆖事。匈奴素聞㆓郅都節㆒。居㆑邊爲引㆑兵去。竟㆓郅都死㆒不㆑近㆓鴈門㆒。匈奴至㆘爲㆓偶人㆒象㆓郅都㆒。令㆓騎馳射㆒莫㆗能㆖中。見㆑憚如㆑此。匈奴患㆑之。竇太后乃竟中㆑都以㆓漢法㆒。景帝曰。都忠臣。欲㆑釋㆑之。竇太后曰。臨江王獨非㆓忠臣㆒邪。於㆑是遂斬㆓郅都㆒。

て遂に郅都を斬る。

（一）民質に朴して　（二）自重して罪を犯さず　（三）法令を極度に運用して　（四）貴顯と外戚とを問はずどし〳〵罰す　（五）おそれ憚りて横目に視る　（六）渾名してはやぶさといへり　（七）罪狀を書記したる文書、即ち今の豫審調書　（八）刀は書を削る爲の具、古代は簡牘に書するを以て刀筆を用ふるなり　（九）強ひて構成したる罪　（一〇）朝廷の拜謝を省きて直接に官に赴かしむ　（一一）死去するまで　（一二）恐れらるゝこと　（一三）漢の法律を用ひて都を中傷し、之を罪に陷す

寧成者穰人也。以㆓郎謁者㆒事㆓景帝㆒。好㆑氣。爲㆓人小吏㆒必陵㆓其長吏㆒。爲㆓人上㆒操㆑下如㆑束㆓溼薪㆒。滑賊任㆑威。稍遷至㆓

寧成は穰の人なり。郎謁者を以て景帝に事へ（一）氣を好む。人の小吏と爲りては、必ず其の長吏を陵ぐ。人の上と爲りては下を操ること（二）溼薪を束ぬるが如し。滑賊（三）にして威に任ず。稍く遷りて濟南の都尉に至る。至して郅都守たり。始め前の數都尉は、皆步（四）して府に入り、吏に因りて守に謁すること、縣令の如くす。其の郅都を畏るゝこと此くの如し。成往くに及び、直ちに都を陵ぎて、其上に出づ。

是時民朴畏レ罪自重。而都獨先二嚴酷一。致二行法一不レ避二貴戚一。列侯宗室見レ都側目而視。號曰二蒼鷹一。臨江王徵詣二中尉府一對レ簿。臨江王欲レ得二刀筆一爲レ書謝レ上。而都禁レ吏不レ予。魏其侯使三人以レ間與二臨江王一。臨江王既爲レ書謝レ上。因自殺。竇太后聞レ之怒。以二危法一中レ都。都免歸レ家。孝

是時に民朴(一)にして、罪を畏れて自ら重(二)んず。而して都獨り嚴酷を先にす。法を致行(三)して、貴戚(四)を避けず。列侯宗室、都を見て目を側(五)てて視る。號(六)して蒼鷹と曰ふ。臨江王徵めされて中尉の府に詣りて簿(七)に對す。臨江王刀筆(八)を得て書を爲りて上に謝せんと欲す。而れども都、吏を禁じて予へず。魏其侯、人をして間を以て臨江王に與へしむ。臨江王既に書を爲りて上に謝す。因りて自殺す。竇太后之を聞きて怒る。危法(九)を以て都に中つ。都免ぜられて家に歸る。孝景帝乃ち使をして節を持せしめ都を拜して雁門の太守と爲さしむ。而して便道(一〇)より官に之き、便宜を以て事に從ふことを得しむ。匈奴素より郅都の節を聞き、邊に居るもの、爲に兵を引きて去りぬ。郅都の死を竟ふる(一一)まで、雁門に近づかず。匈奴偶人を爲りて郅都に象りて、騎をして馳せ射しむるに、能く中つること莫きに至る(一二)。憚らるゝこと、此くの如し。匈奴之を患ふ。竇太后乃ち竟に(一三)都に中つるに漢の法を以てす。景帝曰く、都は忠臣なりと、之を釋さんと欲す。竇太后曰く、臨江王獨り忠臣に非ざるかと。是に於

買姬一。都伏二上前一曰。亡二一姬一、一姬復進。天下所レ少。寧賈姬等乎。陛下縱自輕。奈二宗廟太后一何。上還。彘亦去。太后聞レ之。賜二都金百斤一。由レ此重二郅都一。濟南瞷氏宗人三百餘家。豪猾二千石莫二能制一。於レ是景帝乃拜レ都爲二濟南太守一。至則族二滅瞷氏首惡一。餘皆股栗。居歲餘。郡中不レ拾レ遺。旁十餘郡守。畏レ都如二大府一。都爲レ人勇有二氣力一。公廉不レ發二私書一。問遺無レ所レ受。請寄無レ所レ聽。常自稱曰。已倍レ親而仕。身固當三奉レ職死二節官下一。終不レ顧二妻子一矣。郅都遷爲二中尉一。丞相條侯至貴倨也。而都揖二丞相一。

と莫し。是に於て、景帝乃ち都を拜して濟南の太守と爲す。至りて則ち瞷氏の首惡(八)を族滅す。餘は皆股栗(九)す。居ること歲餘にして、郡中遺を拾はず、旁の十餘郡の守、都を畏ること大府の如し(一〇)。都人と爲り、勇にして氣力有り。公廉にして私書(一一)を發かず、問遺(一二)受くる所無し。請奇(一三)聽く所無し。常に自ら稱して曰く、已に親に倍きて仕ふ。身固に當に職を奉じて節(一四)に官下に死すべしと、終に妻子を顧みず。郅都遷りて中尉と爲る。丞相條侯、至りて貴倨(一五)なり。而れども都は丞相に揖す。

(一) 朝廷にて天子の面前に攻擊す (二) 野豚 (三) 目くばせして都に行きて救はしむ (四) 賈姬一人に限らず (五) 宗廟及び御母太后をば如何になし給ふか (六) 一族 (七) 豪强にして法度を無視す (八) 首惡の者の一族を全滅す (九) ふるへあがる (一〇) 上官の如し (一一) 私人の送れる書簡は封を開かず (一二) 親友其他の贈物を受けず (一三) 內證の依賴事は受附けず (一四) 職務の爲に死せん (一五) 貴顯を頼みて尊大なり

漏於呑舟之魚。而吏治烝烝不至於姦。黎民艾安。由是觀之。在彼不在此。高后時。酷吏獨有侯封。刻轢宗室。侵辱功臣。呂氏已敗。遂禽侯封之家。孝景時。鼂錯以刻深。頗用術輔其資。而七國之亂。發怒於錯。錯卒以被戮。其後有郅都甯成之屬。

に至らざらしむ (二〇) 枕を高くして安堵することを得たり (二一) 道德を指す (二二) 嚴酷なる法令 (二三) 嚴酷の吏 (二四) 漢帝の宗族を威力にて抑壓し (二五) 法令を用ひて苛酷峻烈を極む (二六) 才能

郅都者。揚人也。以郎事孝文帝。孝景時。都爲中郎將。敢直諫。面折大臣於朝。嘗從入上林。賈姬如厠。野彘卒入厠。上目都。都不行。上欲自持兵救

郅都は、揚の人なり。郎を以て孝文帝に事ふ。孝景の時に、都、中郎將と爲る。敢へて直諫して、大臣を朝に面折す。(一)嘗て從ひて上林に入る。賈姬厠に如く。(二)野彘卒に厠に入る。上、都に目す。(三)都行かず。上、自ら兵を持して賈姬を救はんと欲す。都、上の前に伏して曰く、一姬を亡はば、復た一姬進まん。天下の少き所は、寧(四)ぞ賈姬の等ならんや。陛下縱ひ自ら輕んずとも、宗廟(五)太后を奈何と。上還る。彘も亦去る。太后之を聞きて、都に金百斤を賜ふ。此に由りて郅都を重んず。濟南の瞯氏、(六)宗人三百餘家あり。(七)豪猾にして二千石も能く制するこ

清濁之源也。昔天下之網嘗密矣。然姦僞萌起。其極也。上下相遁。至於不振。當是之時。吏治若救火揚沸。非武建嚴酷。惡能勝其任而愉快乎。言道德者溺其職矣。故曰。聽訟吾猶人也。必也使無訟乎。下士聞道大笑之。非虚言也。漢興破觚而爲圜。斲雕而爲朴。網

て、大に之を笑ふと。虚言に非ざるなり。漢興りて、觚(一七)を破りて圜と爲し、雕を斲りて朴と爲す。網、呑舟(一八)の魚を漏す。然れども吏治烝烝(一九)として姦に至らず。黎民艾安(二〇)なり。是に由りて之を觀れば、彼に在りて此に在らず。高后の時、酷吏(二三)獨り侯封有り。宗室を刻轢し、功臣を侵辱(二一)す。呂氏已(二二)に敗れて、遂に侯封の家を禽にす。孝景(二四)の時に、鼂錯(二五)刻深なるを以て、頗る術を用ひて其資を輔く。而して七國の亂は、怒を錯に發す。錯卒に以て戮せらる。其後郅都甯成(二六)の屬有り。

(一) 人民 (二) 人民は巧に法網を免れて善しとして、廉恥心無し (三) 善に至る (四) 上德の人は德ありて自から德あることを知らず (五) 下德の人は德を固く執りて德と同化せず (六) 益々整頓して (七) 政治の道具なり (八) 人民の善惡を根本より治むる者即ち道德の如きに非ざるなり (九) 法令苛酷なり (一〇) 姦計をめぐらし詐僞をなすもの種々起る (一一) 上官吏は責任を免れ、下人民は巧に法律を避けて (一二) 火を救ひ煮湯を揚ぐるが如く、其末にのみ力を入れて根本の政治を務めず (一三) 武力剛健 (一四) 吾職とする處に拘り溺る (一五) 裁判をすることは、吾々於ても亦人に劣らず。然れども期する處は訴訟無きやうになしたきものかな (一六) 最下等の鄙人は大道の玄妙なるを聞きて、其の及ぶ所に非ざるを以て、冷笑に附して之を行はんともせず (一七) 法三章を約したるは、譬へば、角の木を削りて圓形となす如く、疲弊したる民俗を理めて質樸に反らしむることは譬へば彫刻せる者を本來の形に切り改めたるが如し (一八) 大魚、大國を以て朝命に背く者に譬ふ (一九) 專心一意力を盡して姦曲を爲す

孔子曰。導レ之以レ政。齊レ之以レ刑。民免而無レ恥。導レ之以レ德。齊レ之以レ禮。有レ恥且格。老氏稱。上德不レ德。是以有レ德。下德不レ失レ德。是以無レ德。法令滋章。盜賊多有。太史公曰。信哉是言也。法令者治之具。而非下制二治

卷百二十二

酷吏列傳第六十二

孔子曰く、(一)之を導くに政を以てし、之を齊ふるに刑を以てするときは、(二)民免れて恥無し。之を導くに德を以てし、之を齊ふるに禮を以てするときは、恥有りて且つ(三)格ると。老子稱す。(四)上德は德とせず。是を以て德有り、(五)下德は德を失はず。是を以て德無し。法令(六)滋〻章かにして、盜賊多く有りと。太史公曰く、信なる哉是の言や。法令は、(七)治の具なり。而して(八)清濁を制治するの源に非ざるなり。昔天下の(九)網嘗て密し。然れども(一〇)姦僞萌起す。其極や、(一一)上下相遁れて、振はざるに至る。是の時に當りて、吏の治、(一二)火を救ひ沸を揚ぐるが若し。(一三)武健嚴酷に非ざれば、惡んぞ能く其任に勝へて愉快ならん。道德を言ふ(一四)者は其職に溺る。故に曰く、(一五)訟を聽く、吾れ猶ほ人のごとし、必ずや訟無からしめんかと。(一六)下士は道を聞き

子及孫。皆以ㇾ學至ニ大官一。

也。孝景時爲二博士一。以レ老歸二教授一。齊之言二春秋一者。多受二胡母生一。公孫生亦頗受焉。

春秋を言ふ者、多くは胡母生に受く。公孫弘も亦頗る受く。(二)

(一) 郷里に歸り　(二) 其傳を受く

瑕丘江生爲二穀梁春秋一。自二公孫弘得一レ用。嘗集二比其義一。卒用二董仲舒一。仲舒弟子遂者。蘭陵褚大。廣川殷忠。溫呂步舒。褚大至二梁相一。步舒至二長史一。持レ節使レ決二淮南獄於諸侯一。擅專斷不レ報。以二春秋之義一正レ之。天子皆以爲レ是。弟子通者至二於命大夫一。爲二郎謁者掌故一者以レ百數。而董仲舒

瑕丘の江生、穀梁、春秋を爲む。公孫弘用ひらるゝことを得てより、(一)嘗て其義を集比し、(二)卒に董仲舒を用ふ。仲舒の弟子の遂ぐる者は、(三)蘭陵の褚大、廣川の殷忠、溫の呂步舒なり。褚大は梁の相に至る。步舒は長史に至る。節を持し使して淮南の獄を諸侯に決す。(四)擅に專斷して報ぜず。(五)春秋の義を以て之を正す。天子皆以て是と爲す。弟子の通ずる者、(六)命大夫に至り、郎謁者掌故と爲る者、百を以て數ふ。而して董仲舒の子及び孫、皆學を以て大官に至る。

(一) 任用せらるゝことを得てより　(二) 春秋の義を類集比較し　(三) 名位達成する者は　(四) 我儘にして天子に報ぜずして決斷し　(五) 春秋の大義名分を以て之を正せり　(六) 大夫、周の制仕ふる者、一たび命ぜられ士となり、再び命ぜられ大夫となり、三たび命ぜられて卿となる

遼東高廟災。主父偃疾レ之。取ニ其書一奏ニ之天子一。天子召ニ諸生一示ニ其書一。有ニ刺譏一。董仲舒弟子呂步舒不レ知ニ其師書一。以爲ニ下愚一。於レ是下ニ董仲舒吏一當レ死。詔赦レ之。於レ是董仲舒竟不ニ敢復言ニ災異一。董仲舒爲レ人廉直。是時方外攘ニ四夷一。公孫弘治ニ春秋一不レ如ニ董仲舒一。而弘希レ世用レ事。位至ニ公卿一。董仲舒以レ弘爲ニ從諛一。弘疾レ之。乃言レ上曰。獨董仲舒可レ使レ相ニ膠西王一。膠西王素聞ニ董仲舒有レ行。亦善待レ之。董仲舒恐ニ久獲レ罪。疾免居レ家。至レ卒終不レ治ニ產業一。以ニ修レ學著レ書爲レ事。故漢興至ニ於五世之間一。唯董仲舒名爲レ明ニ於春秋一。其傳公羊氏也。

を恐れ、疾免して家に居る。卒するに至るまで終に産業を治めず。學を修め書を著すを以て事と爲す。(二二)故に漢興りて五世の間に至るまで、唯董仲舒を名づけて春秋に明かなりと爲す。其傳は公羊氏なり。(二三)

(一)修得せるを以て　(二)帷を下して春秋の講說をなす　(三)弟子は師說を傳へて舊弟子より新弟子へと順次學說を傳ふ　(四)弟子中、師に面會せざる者あり　(五)自家の庭園を見ず　(六)勤勉なること　(七)進退動作　(八)江都王即ち武帝の兄なる易　(九)春秋に記せる所の天變地異の理を本として　(一〇)陰陽の氣の交互に行はる、理由を推究して國家を治むる基本とす　(一一)陰を生ずるやうにし　(一二)我が爲さんと欲す所を得ざるなし　(一三)我が官の詰所　(一四)天變地異の災難あるべき由の書を起草す　(一五)高帝の廟　(一六)行爲を咎むる者有り　(一七)災異の說を爲さず　(一八)廉潔正直なり　(一九)世に合せ時に阿りて自在に振舞ひ　(二〇)廉直の行　(二一)平生の仕事を爲す　(二二)學說は

胡母生齊人

胡母生は、齊の人なり。孝景の時に、博士と爲る。老を以て歸り(一)敎授す。齊の

久次相受業。或莫見其面。蓋三年。董仲舒不觀於舍園。其精如此。進退容止非禮不行。學士皆師尊之。今上卽位。爲江都相。以春秋災異之變。推陰陽所以錯行。故求雨閉諸陽。縱諸陰。其止雨反是。行之一國。未嘗不得所欲。中廢爲中大夫。居舍著災異之記。是時

行はず。學士皆之を師とし尊ぶ。今上位に卽きて、江都(八)の相と爲る。(九)春秋災異の變を以て、陰陽(一〇)の錯行する所以を推す。故に雨を求むるときは、諸陽(一一)を閉ぢて諸陰を縱ち、其の雨を止むるときは是れに反す。之を一國に行ひて、未だ嘗て欲(一二)する所を得ずんばあらず。中ごろ廢せられて中大夫と爲る。舍(一三)に居て、災異(一四)の記を著す。是時、遼東の高廟(一五)に災あり。主父偃之を疾みて、其書を取りて之を天子に奏す。天子諸生を召して其書を示す。刺譏(一六)するもの有り。董仲舒の弟子呂步舒、其師の書なるを知らず、以て下愚と爲す。是に於て董仲舒を吏に下して死に當す。詔ありて之を赦す。是に於て董仲舒竟に敢へて復た(一七)災異を言はず。董仲舒人と爲り廉直(一八)なり。是時方に外、四夷を攘ふ。公孫弘春秋を治むること董仲舒に如かず。而るに弘は世(一九)に希ひて事を用ひ、位公卿に至る。董仲舒、弘を以て從諛と爲す。弘之を疾む。乃ち上に言して曰く、獨り董仲舒、膠西王に相たらしむ可しと。膠西王素より董仲舒(二〇)の行有るを聞き、亦善く之を待つ。董仲舒久しく罪を獲んこと

自三魯商瞿受ニ易孔子一。孔子卒。商瞿傳レ易。六世至ニ齊人田何字子莊一。而漢興。田何傳ニ東武人王同子仲一。子仲傳ニ菑川人楊何一。何以レ易元光元年徵。官至ニ中大夫一。齊人即墨成以レ易至ニ城陽相一。廣川人孟但以レ易爲ニ太子門大夫一。魯人周霸。莒人衡胡。臨菑人主父偃。皆以レ易至ニ二千石一。然要言レ易者本ニ於楊何之家一。

魯の商瞿の易を孔子に受けしより、孔子卒して、商瞿易を傳ふ。六世にして齊の人田何(一)字は子莊に至る。而して漢興りて、田何、東武の人王同子仲に傳ふ。子仲は菑川の人楊何に傳ふ。何は易を以て元光元年に(二)徵されて、宮中大夫に至る。齊の人即墨成易を以て城陽の相に至る。廣川の人孟但(三)、易を以て太子の門大夫と爲る。魯の人周霸、莒の人衡胡、臨菑の人主父偃、皆易を以て二千石に至る。然れども要するに易を言ふ者は、楊何の家に本づく。

(一) 易の教を　(二) 召し出されて　(三) 易に通じたるが故に

董仲舒廣川人也。以レ治ニ春秋一。孝景時爲ニ博士一。下レ帷講誦。弟子傳以ニ

董仲舒は、廣川の人なり。春秋を治むるを(一)以て、孝景の時博士と爲り、帷を下(二)して講誦す。弟子傳へて(三)久次を以て業を相受く。(四)或ひは其面を見ること莫し。蓋し三年、董仲舒舍園を(五)觀ず。其精なる(六)こと此くの如し。(七)進退容止、禮に非ざれば

諸學者多言ㇾ禮。而魯高堂生最。本ㇾ禮固孔子時。而其經不ㇾ具。及ㇾ至ニ秦焚ㇾ書。書散亡益多。於ㇾ今獨有ニ士禮一。高堂生能言ㇾ之。而魯徐生善爲ㇾ容。孝文帝時徐生以ㇾ容爲ニ禮官大夫一。傳ㇾ子至ニ孫徐延徐襄一。襄其天姿善爲ㇾ容。不ㇾ能ㇾ通ニ禮經一。延頗能未ㇾ善也。襄以ㇾ容爲ニ漢禮官大夫一。至ニ廣陵內史一。延及徐氏弟子公戶滿意。桓生。單次。皆常爲ニ漢禮官大夫一。而瑕丘蕭奮以ㇾ禮爲ニ淮陽太守一。是後能言ㇾ禮爲ㇾ容者。由ニ徐氏一焉。

諸學者多く禮を言ふ。而して魯の高堂生最たり。(一)禮を本ぬるに、固孔子の時よりして其經具はらず。秦の書を焚くに至るに及びて、書の(二)散亡すること益々多し。今に於ては獨り(三)士禮有り。高堂生能く之を言ふ。而して魯の徐生善く(四)容を爲す。孝文帝の時に、徐生容を以て禮官大夫と爲る。子に傳へて孫の徐延、徐襄に至る。襄其(五)天姿善く容を爲せども、禮經に通ずること能はず。延は頗る能くして未だ善ならざるなり。襄は容を以て漢の禮官大夫と爲り、廣陵の內史に至る。延及び徐氏の弟子公戶滿意、桓生、單次、皆常て漢の禮官大夫たり。而して瑕丘の蕭奮、禮を以て淮陽の太守と爲る。是の後能く禮を言ひ容を爲す者は、徐氏に由れり。

(一) 禮を根本的に研究するに　(二) 散亂して亡失すること益々多し　(三) 士の禮經　(四) 容貌威儀を爲せり　(五) 生まれつきの貌威儀については整へたれども

稱二譽之一。及三湯爲二御史大夫一。以二兒寬一爲レ掾。薦二之天子一。天子見問說レ之。張湯死後六年。兒寬位至二御史大夫一。九年而以レ官卒。寬在二三公位一。以二和良一承レ意。從容得レ久。然無レ有レ所レ匡二諫於官一。官屬易レ之。不二爲盡一レ力。張生亦爲二博士一。而伏生孫以レ治二尙書一徵。不レ能レ明也。自レ此之後。魯周霸。孔安國。雒陽賈嘉。頗能言二尙書事一。孔氏有二古文尙書一。而安國以二今文一讀レ之。因以起二其家逸書一。得二十餘篇一。蓋尙書滋多二於是一矣。

屬之を易り、爲に力を盡さず。張生も亦博士と爲る。而して伏生の孫尙書を治むるを以て徵さる。(一〇)明かにすること能はざるなり。此れより後、魯の周霸、孔安國、雒陽の賈嘉、頗る能く尙書の事を言ふ。(一一)孔氏に古文尙書有り。而して安國今文を以て之を讀む。(一二)因りて以て其家の逸書を起して、(一三)十餘篇を得たり。蓋し尙書滋〻是れより多し。(一四)

(一) 勉強中なり (二) 罪狀論告を上奏する官の屬官 (三) 廉直にして智謀ありて (四) 文筆に長じて (五) 意見を口にして發表すること能はず (六) 賞讃す (七) 現官を以て死す (八) 柔和順良を以て天子の意に從ひ (九) 天子の過失を諫め正すこと無し (一〇) 兒寬の爲に全力を盡して働かず (一一) 尙書の意義を明かに說明すること能はず (一二) 今文尙書によつて古文尙書を讀みて理會せり (一三) 其家に祕藏せる珍希の書を世に出だして (一四) 是れより多くなれり

晉之間㆒。學者由㆑是頗能言㆓尙書㆒。諸山東大師。無㆑不㆘涉㆓尙書㆒以敎㆖矣。伏生敎㆓濟南張生及歐陽生㆒。歐陽生敎㆓千乘兒寬㆒。兒寬旣通㆓尙書㆒。以㆓文學㆒應㆓郡擧㆒。詣㆓博士㆒受㆑業。受㆓業孔安國㆒。兒寬貧無㆓資用㆒。常爲㆓弟子都養㆒。及時時閒行傭賃以給㆓衣食㆒。行常帶㆑經。止息則誦㆓習之㆒。以㆓試第次㆒補㆓廷尉史㆒。

(一) 書經に通ずる者　(二) 壁中に塗込みて所藏す　(三) 天下に大兵起りて流浪す　(四) その前に藏したる書　(五) 大學者　(六) 書經に通じて　(七) 郡の推擧によりて　(八) 學費無し　(九) 賄炊の用をなす　(一〇) 閑暇を以て日傭となり　(一一) 經書を携帶す　(一二) 試驗及第の順序を以て　(一三) 書記

是時張湯方鄕㆑學。以爲㆓奏讞掾㆒。以㆓古法㆒議㆓決疑大獄㆒。而愛㆓幸寬㆒。寬爲㆑人溫良。有㆓廉智㆒自持。而善㆓著書書奏㆒。敏㆓於文㆒。口不㆑能㆓發明㆒也。湯以爲長者。數

是時、張湯方に(一)學に鄕ふ。以て奏讞掾と爲る。(二)古法を以て疑大獄を議決す。而して寬を愛幸す。寬、人と爲り、溫良にして、(三)廉知有りて自ら持す。而して著書書奏を善くす。(四)文に敏くして、口發明すること能はず。(五)湯以爲らく長者なりと。數〻之を稱譽す。(六)湯の御史大夫と爲るに及びて、兒寬を以て掾と爲す。天子に薦む。天子見て問ひ、之を說ぶ。張湯死して後に六年にして、兒寬位御史大夫に至る。九年にして官を以て卒す。(七)寬、三公の位に在りて、和良を以て意を承く。(八)從容として久しきを得たり。然れども官に(九)匡諫する所有ること無し。官

伏生者。濟南人也。故爲秦博士。孝文帝時。欲求能治尚書者。天下無有。乃聞伏生能治欲召之。是時伏生年九十餘。老不能行。於是乃詔太常。使掌故朝錯往受之。秦時焚書。伏生壁藏之。其後兵大起流亡。漢定伏生求其書。亡數十篇。獨得二十九篇。即以敎於齊

伏生は、濟南の人なり。故秦の博士爲り、孝文帝の時、能く尚書(一)を治むる者を求めんと欲す。天下有ること無し。乃ち伏生の能く治むるを聞きて、之を召さんと欲す。是時伏生年九十餘なり。老いて行くこと能はず。是に於て、乃ち太常に詔して、掌故の朝錯をして往きて之を受けしむ。秦の時書を焚かんとす。伏生之を壁藏(二)す。其後兵大(三)に起りて流亡す。漢定まりて、伏生(四)其書を求む。數十篇を亡へり。獨り二十九篇を得たり。即ち以て齊魯の間に敎ふ。學者是に由りて頗る能く尚書を言ふ。諸の山東(五)の大師、(六)尚書に渉りて以て敎へざる無し。伏生濟南の張生及び歐陽生に敎ふ。歐陽生千乘の兒寬に敎ふ。兒寬既に尚書に通ず。文學(七)を以て郡の擧に應じて、博士に詣りて業を孔安國に受く。兒寬貧しくして資用(八)無し。常て弟子の都養(九)と爲る。及び時時間行(一〇)して傭賃し以て衣食を給す。行くとき常に經(一一)を帶べり。止息するときは則ち之を誦習(一二)す。試第の次を以て、廷尉の史(一三)に補せらる。

頃之景帝以レ固爲二廉直一。拜爲二清河王太傅一。久レ之疾免。今上初卽レ位。復以二賢良一徵レ固。諸諛儒多疾二毀固一。曰固老罷。歸之時因已九十餘矣。固之徵也。薛人公孫弘亦徵。側レ目而視レ固。固曰。公孫子務二正學一以言。無二曲學以阿一レ世。自レ是之後。齊言レ詩皆本二轅固生一也。諸齊人以レ詩顯。貴皆固之弟子也。

に本づく。諸の齊人の詩を以て顯貴なるは、皆固の弟子なり。

(一) 家人僮僕等の無學の者の論　(二) 司空の掌る徒刑の罪人を處分する書　(三) をり　(四) 善く切れる刀　(五) 一度刺して直に倒る　(六) 罪に陷るゝ事の計劃を中止す　(七) 天子に諛ふ儒者　(八) 老いて衰ふ　(九) 憚りおそれて横目に固を見る　(一〇) 自己の學問を捨て、世の流行を追ふこと無かれ

韓生者。燕人也。孝文帝時爲二博士一。景帝時爲二常山王太傅一。韓生推二詩之意一。而爲二內外傳數萬言一。其語頗與二齊魯間一殊。然其歸一也。淮南賁生受レ之。自レ是之後。而燕趙間言レ詩者由二韓生一。韓生孫商爲二今上博士一。

韓生は、燕の人なり。孝文帝の時に博士と爲る。景帝の時に(一)常山王の太傅と爲る。韓生(二)詩の意を推して、而して(三)內外の傳數萬言を爲る。其語頗る齊魯の間と殊なり。然れども(四)其歸は一なり。淮南の賁生之を受く。是れより後、而も燕趙の間詩と言ふ者は韓生に由る。韓生の孫商、今上の博士と爲る。

(一) 景帝の子、憲王舜　(二) 詩經の意義を敷衍して　(三) 內傳、外傳。今傳ふる處の韓詩外傳は卽ち其外傳なり、內傳は散佚して傳はらず　(四) 其の歸する處の主意は同一なり

臣下不レ能三正言匡レ過以尊二天子一。反因レ過而誅レ之。代立踐二南面一。非レ弑而何也。轅固生曰。必若レ所レ云。是高帝代レ秦。即二天子之位一。非邪。於レ是景帝曰。食レ肉不レ食二馬肝一。不レ爲レ不レ知レ味。言レ學者。無レ言二湯武受命一不レ爲レ愚。遂罷。是後學者。莫下敢明二受命放殺一者上。

竇太后好二老子書一。召二轅固生一問二老子書一。固曰。此是家人言耳。太后怒曰。安得二司空城旦書一乎。乃使二固入レ圈刺一レ豕。景帝知二太后怒一而固直言無レ罪。乃假二固利兵一。下レ圈刺レ豕。正中二其心一。一刺豕應レ手而倒。太后默然。無二以復罪一。罷レ之。居

竇太后、老子の書を好む。轅固生を召して老子の書を問ふ。固曰く、此れは是れ家人(一)の言のみと。太后怒りて曰く、安んぞ司空城旦(二)の書を得ん乎と。乃ち固をして圈(三)に入れて豕を刺さしむ。景帝、太后怒れども而も固直言して罪無きことを知る。乃ち固に利兵(四)を假して、圈に下して豕を刺さしむ。正に其心に中つ。一刺して、豕、手に應じて倒る。太后默然(五)たり。以て復た罪すること無し(六)。之を罷む。居ること頃之して、景帝、固を以て廉直なりと爲し、拜して清河王の太傅と爲す。之を久しくして疾みて免す。今上初めて位に即き、復た賢良を以て固を徵す。諸の諛(七)儒多く固を疾み毀りて曰く、固老罷(八)すと。歸る時固已に九十餘なり。固の徵さるるや、薛人公孫弘も亦徵さる。目を側て(九)ゝ固を視る。固曰く、公孫子正學を務めて以て言へ。曲學(一〇)以て世に阿る無かれと。是よりの後、齊の詩を言ふ、皆轅固生

轅固生曰。不レ然。夫桀紂虐亂。天下之心。皆歸二湯武一。湯武與二天下之心一。而誅二桀紂一。桀紂之民不レ爲二之使一。而歸二湯武一。湯武不レ得レ已而立。非レ受レ命爲レ何。黃生曰。冠雖レ敝必加二於首一。履雖レ新必關二於足一。何者上下之分也。今桀紂雖レ失レ道然君上也。湯武雖レ聖臣下也。夫主有二失行一。

黃生曰く、(六)冠は敝れたりと雖ども、必ず首に加ふ。履は新しと雖ども、必ず足に關く。何となれば、上下の分なればなり。今桀紂は道を失ふ(七)と雖ども、然れども君は上たり。湯武は聖と雖ども、臣下なり。夫れ主失行(八)有りて、臣下正言して過を匡し以て天子を尊ぶこと能はず。反りて過に因りて(九)之を誅し、代り立ちて南面(一〇)を踐む。弑に非ずして何ぞやと。轅固生曰く、必ず云ふ所の若くば、是れ高帝の秦に代りて、天子の位に卽けるは、非邪と。是に於て、景帝曰く、肉を食ふに馬(一一)肝を食はずとも、味を知らずとせず。學を言ふ者、湯武の受命(一二)を言ふこと無しとも、愚とせずと。遂に罷む。是の後學者敢へて受命放殺(一三)を明かにする者莫し。

(一) 詩の義に明かなるかどを以て (二) 天命を受けて天子と爲りたるに非ず (三) 天下民衆湯武に心服したるによる (四) 天下の人心に從ひて (五) 臣民として服從せずして (六) 上下の定まれる例として引用して、冠は敝れたりといふとも頭に戴き、履は新しといふとも足に穿つ、各其分ありと (七) 君道を失ふと雖も (八) 過失ありて (九) 過失有るに乘じて之を誅し (一〇) 天子の位に卽く (一一) 毒あり、人之を食へば死すと (一二) 天命を受けて天子となりし所以を言ふ (一三) 天命を受けたりとも放逐殺戮したりとも强ひて其解決をなす者なし

贓吏一。後皆自殺。申公亦疾免以歸。數年卒。弟子爲二博士一者十餘人。孔安國至二臨淮太守一。周霸至二膠西內史一。夏寬至二城陽內史一。碭魯賜至二東海太守一。蘭陵繆生至二長沙內史一。徐偃爲二膠西中尉一。鄒人闕門慶忌爲二膠東內史一。其治二官民一。皆有二廉節一稱二其好一レ學。學官弟子行雖レ不レ備。而至二於大夫郎中掌故一以レ百數。言レ詩雖レ殊。多本二於申公一。

(五)言多く言ふに及ばず (六)努力して實行すること他人に比較して孰れか勝れると考ふるのみ (七)學問文章 (八)態々都に招き寄せたり (九)止宿せしめて (一〇)明堂復興の事 (一一)天子の兩人を信任せざるを責む (一二)明堂の復興取調の事 (一三)正廉にして節操あり (一四)其學問の素養ある者と云ふに稱へり (一五)申公の弟子の政府の學校に居る者は其學問行ひの完全とはいひ難しと雖も (一六)詩につきての意見種々ありと雖も (一七)大概申公の敎に本づく

清河王太傅轅固生者。齊人也。以レ治レ詩孝景時爲二博士一。與二黃生一爭二論景帝前一。黃生曰。湯武非レ受レ命。乃弑也。

清河王の太傅轅固生は、齊の人なり。(一)詩を治むるを以て、孝景の時に博士と爲る。黃生と景帝の前に爭論す。黃生曰く、(二)湯武は命を受けたるに非ず。乃ち弑なりと。轅固生曰く、然らず。夫れ桀紂虐亂にして、(三)天下の心皆湯武に歸す。湯武(四)天下の心に與して、桀紂を誅す。桀紂の民、(五)之れが使とならずして、而して湯武に歸す。湯武已むことを得ずして立てり。命を受くるに非ずして何とか爲すと。

至。見二天子一。天子問二治亂之事一。申公時已八十餘老。對曰。爲レ治者不レ至二多言一。顧力行何如耳。是時天子方好二文詞一。見二申公對一默然。然已招致。則以爲二太中大夫一。舍二魯邸一議二明堂事一。太后竇太后好二老子言一。不レ說二儒術一。得二趙綰王臧之過一以讓レ上。上因廢二明堂事一。盡下二趙綰王

み。是時天子方に文詞を好む。（七）申公の對を見て、默然たり。然れども已に招致せり。（八）則ち以て太中大夫と爲す。魯の邸に舍して、（九）明堂の事を議せしむ。（一〇）太后竇太后老子の言を好みて、儒術を說ばず、趙綰、王臧の過を得て、以て上を讓む。（一一）上因りて明堂の事を廢し、（一二）盡く趙綰、王臧を吏に下す。後に皆自殺す。申公も亦疾みて免じて以て歸る。數年にして卒す。弟子の博士たる者十餘人あり。孔安國は臨淮の太守に至る。周霸は膠西の內史に至る。夏寬は城陽の內史に至る。碭の魯賜は東海の太守に至る。蘭陵の繆生は長沙の內史に至る。徐偃は膠西の中尉と爲る。鄒人闕門慶忌は膠東の內史と爲る。其の官民を治むる、皆廉節有りて、（一三）其の學を好むに稱へり。（一四）學官の弟子の行ひ備はらずと雖ども、（一五）而れども大夫郎中掌故に至るもの、百を以て數ふ。（一六）詩を言ふこと殊なりと雖ども、多く申公に本づく。（一七）

（一）聘問の禮物に璧を添へ　（二）坐乘、車に馬四頭立を以て　（三）一頭の馬にて引く小車　（四）國家を治むる方法

戊立爲二楚王一。胥二靡申公一。申公恥レ之。歸レ魯退居レ家教。終レ身不レ出レ門。復謝二絕賓客一。獨王命召レ之乃往。弟子自レ遠方一至。受レ業者百餘人。申公獨以二詩經一爲レ訓以教。無レ傳レ疑。疑者則闕不レ傳。蘭陵王臧既受レ詩。以レ事二孝景帝一。爲二太子少傅一。免去今上初卽レ位。臧廼上書宿衞。上累遷。一歲中爲二郎中令一。及代趙綰。亦嘗受二詩申公一。綰爲二御史大夫一。綰臧請二天子一。欲レ立二明堂一。以朝二諸侯一。不レ能レ就二其事一。乃言二師申公一。

へ、太子の少傅と爲る。免ぜられて去る。今上初めて位に卽くとき、臧廼ち上書して宿衞(七)す。上累りに遷して、一歲の中に郎中の令と爲る。及び代の趙綰も亦嘗て詩を申公に受く。綰御史大夫と爲る。綰臧、天子に請ひて、(八)明堂を立てゝ以て諸侯を朝せしめんと欲す。其事を就すこと能はず。乃ち師の申公を言(九)す。

(一)同門下生なり　(二)刑徒の名、繋れて服役に從事する者　(三)魯の恭王　(四)訓詁　(五)意義の不明なるものは授けず　(六)除外して　(七)宿直して護衞す　(八)政教を明かにする處の堂　(九)吹擧す

於レ是天子使レ使束帛加レ璧。安車駟馬迎二申公。弟子二人乘二軺傳一從

是に於て天子使を使して束帛(一)に璧を加へ、安車(二)駟馬もて、申公を迎へ、弟子二人、軺傳(三)に乘りて從ひて至り、天子に見ゆ。天子治亂(四)の事を問ふ。申公時に已に八十餘にして老ゆ。對へて曰く、治を爲す者、多言(五)に至らず、顧ふに力行(六)何如といふの

史。大行卒史。比百石已下。補二郡太守卒史。皆各二人。邊郡一人。先用二多誦者一。若不レ足乃擇二掌故。補二中二千石屬。文學掌故。補二郡屬一備レ員。請著二功令。佗如二律令。制曰。可。自レ此以來。則公卿大夫士吏。斌斌多二文學之士一矣。

(一) 天下に發布せられたるもの (二) 雅正 (三) 恩德の天下に普遍すること其だ美なり (四) 本義を研究して其旨を敷衍すること能はず (五) 治禮の役卽ち禮文を興さん爲に置ける博士弟子 (六) 其次の下位に在り (七) 圏外れの郡 (八) 詩書を誦暗すること多き者 (九) 郡の屬補缺の準備員 (一〇) 裁可して (一一) 文質相等しく盛なり

申公者。魯人也。高祖過レ魯。申公以二弟子一從レ師。入見二高祖於魯南宮一。呂太后時。申公游二學長安一。與二劉郢一同レ師。已而郢爲二楚王一。令三申公傳二其太子戊一。戊不レ好レ學。疾二申公一。及王郢卒一。

申公は、魯の人なり。高祖魯に過る。申公弟子を以て師に從ひ入りて高祖に魯の南宮に見ゆ。呂太后の時、申公長安に遊學して、劉郢と師を同じくす。已にして郢、楚王たり。申公をして其太子戊に傅たらしむ。戊學を好まずして申公を疾む。王郢卒するに及びて、戊立ちて楚王と爲る。申公を胥靡にす。(一)申公之を恥づ。魯に歸り、退きて家に居りて敎ふ。身を終るまで門を出でず。復た謝して賓客と絕つ。獨り(三)王命じて之を召せば、乃ち往く。弟子遠方より至りて業を受くる者百餘人なりき。申公獨詩經を以て訓(四)を爲し以て敎ふ。(五)疑はしきを傳ふること無し。疑はしき者は則ち(六)闕きて傳へず。蘭陵の王臧既に詩を受けて、以て孝景帝に事

計偕詣太常、得受業如弟子。一歲皆輒試。能通一藝以上。補文學掌故缺。其高第可以爲郎中者。太常籍奏。即有秀才異等。輒以名聞。其不事學。若下材。及不能通一藝。輒罷之。而請諸不稱者罰。

臣謹按詔書律令下者。明天人分際。通古今之義。文章爾雅。訓辭深厚。恩施甚美。小吏淺聞。不能究宣。無以明布諭下。治禮次治掌故。以文學禮義爲官。遷留滯。請選擇其秩比二百石以上。及吏百石通一藝以上。補左右內

臣謹みて詔書律令の下れる者(一)を按ずるに、天人の分際を明かにし、古今の義に通ぜり。文章爾雅(二)、訓辭深厚にして、(三)恩施甚だ美し。小吏淺聞にして、(四)究め宣ぶること能はず、以て明かに下に布き諭すこと無けん。(五)治禮は掌故を治むるに次ぎ、(六)文學禮義を以て官と爲して、遷ること留滯なり。請ふ其秩比二百石以上、及び吏の百石一藝に通ずるもの以上を選擇して、左右の內史、大行の卒吏に補せしむ。比百石已下は、郡太守の卒史に補すること、皆各〻二人、(七)邊郡に一人にせん。先づ誦(八)多き者を用ひん、若し足らずんば、乃ち掌故を擇びて、中二千石の屬に補せん。文學掌故は、郡屬に補し(九)員に備へん。請ふ功令に著さん。佗は律令の如くせんと。制(一〇)して曰く、可なりと。此れより以來は、則ち公卿大夫士の吏、斌斌(一一)として文學の士多し。

四方。太平之原也。古者政教未レ洽。不レ備ニ其禮一。請因ニ舊官一而興焉。爲ニ博士官一。置ニ弟子五十人一復ニ其身一。太常擇ニ民年十八已上。儀狀端正者一。補ニ博士弟子一。郡國縣道邑。有下好ニ文學一。敬ニ長上一。肅ニ政教一。順ニ鄕里一。出入不レ悖レ所レ聞者上。令相長丞上ニ屬所二千石一。二千石謹察ニ可者一。當ニ興レ

置きて、其身を復せしむ。太常、民の年十八已上、儀狀端正なる者を擇びて、博士の弟子に補せん。(五)郡國縣道邑に、文學を好み、長上を敬し、政教を肅しみ、鄕里に順ひて、出入に聞く所に悖かざる者有らば、(六)令相長丞、屬所の二千石を上げん。二千石謹みて可なる者を察し、當に計と偕に(七)太常に詣らしむべし。業を受くるを得ること弟子の如くし、一歲にして皆輒ち試み、能く一藝に通ずるもの以上は、(八)文學掌故の缺に補せん。其高第の以て郎中と爲す可き者は、太常籍して奏せん。(九)卽し秀才異等有らば、輒ち名を以て聞せん。其れ學を事とせず、若しくは下材、(一〇)及び一藝に通ずること能はざるものは、輒ち之を罷めん。而して請ふ諸の稱はざ(一一)る者は罰せん。

(一) 至極の聖德 (二) 天地の大に比し人道を基本とし (三) 風化す (四) 舊來の官制を基本として (五) 其身一生の課役を免除せしむ (六) 評判と實行と一致する程の人物 (七) 計吏、朝廷へ出納等の計簿を上る官人 (八) 文學は郡國に在る博士、助教の任に當る者。掌故は太常博士の屬官、故事を掌る者 (九) 名籍を書して上奏せよ (一〇) 學力劣等の者 (一一) 不肖者を推薦したる者あらば

今禮廢樂崩。朕甚愍焉。故詳延二天下方正博聞之士一。咸登二諸朝一。其令下禮官勸レ學講レ議。洽聞興レ禮。以爲中天下先上。太常議與二博士弟子一。崇二鄕里之化一。以廣二賢材一焉。謹與二太常臧．博士平．等一議曰。聞三代之道。鄕里有レ敎。夏曰レ校。殷曰レ序。周曰レ庠。其勸レ善也。顯二之朝廷一。其懲レ惡也。加二之刑罰一。故敎化之行也。建二首善一自二京師一始。由レ內及レ外。

以て賢材を廣めよと。謹みて太常臧、博士平と議して曰く、聞く三代の道、鄕里に敎有り。夏に校と曰ひ、殷に序と曰ひ、周に庠と曰ふ。其れ善を勸むるときは、之を朝廷に顯し、其惡を懲すときは、之に刑罰を如ふ。故に敎化の行はるゝときは、首善(七)を建つること、京師より始まる。內よりして外に及ぶ。

㊀ 儒道の埋れて行ばれざることを悲しむ　㊁ 知らず知らず善道に趨かしむるに　㊂ 夫婦の大道理なり　㊃ 朝廷に登用す　㊄ 天下の先覺者　㊅ 敎育を尊重して　㊆ 始めて善道に嚮ふには

今陛下昭二至德一。開二大明一。配二天地一。本二人倫一。勸レ學修レ禮。崇レ化厲レ賢。以風二

今陛下至德(一)を昭かにし大明を開き、天地(二)に配し人倫に本づけ、學を勸め禮を修め、化を崇び賢を厲し、以て四方(三)を風す、太平の原なり。古は、政敎未だ洽からず、其禮を備へず。請ふ舊官(四)に因りて興さん。博士の官の爲に、弟子五十人を

具官待問。未有進者。及今上卽位。趙綰王臧之屬明儒學。而上亦鄕之。於是招方正賢良文學之士。自是之後。言詩。於魯則申培公。於齊則轅固生。於燕則韓太傅。言尙書。自濟南伏生。言禮。自魯高堂生。言易。自菑川田生。言春秋。於齊魯自胡毋生。於趙自董仲舒。及竇太后崩。武安侯田蚡爲丞相。絀黃老刑名百家之言。延文學儒者數百人。而公孫弘以春秋白衣爲天子三公。封以平津侯。天下之學士。靡然鄕風矣。

天子の三公たり。封ずるに平津侯を以てす。天下の學士靡然(一二)として風に鄕ふ。

(一)深く歎じて　(二)戰爭　(三)學校を建設する遑あらず　(四)法律學　(五)官に在りて下問を待つに過ぎず　(六)儒學を好む　(七)說く者　(八)書經　(九)諸子各流の學說　(一〇)春秋に通ずるを以て　(一一)平民　(一二)一齊に文學に志すに至れり

公孫弘爲學官。悼道之鬱滯。乃請曰。丞相御史言。制曰。蓋聞導民以禮。風之以樂。婚姻者。居室之大倫也。

公孫弘學官と爲りて、(一)道の鬱滯せるを悼む。乃ち請ひて曰く、丞相御史言す、制に曰く、蓋し聞く民を導くに禮を以てし、之を風(二)するに樂を以てす。婚姻は、(三)居室の大倫なり。今禮廢れ樂崩れたり、朕甚だ愍しむ。故に詳かに天下方正博聞の士を延きて、咸諸を朝に登ぐ。(四)其れ禮官をして學を勸め議を講じ、洽く聞きて禮を興し以て(五)天下の先と爲らしめん。太常議して博士の弟子と鄕里の化(六)を崇めて

叔孫通作漢禮儀。因爲太常。諸生弟子共定者。咸爲選首。於是喟然歎興於學。然尙有干戈。平定四海。亦未暇遑庠序之事也。孝惠呂后時。公卿皆武力有功之臣。孝文時頗徵用。然孝文帝本好刑名之言。及至孝景。不任儒者。而竇太后又好黃老之術。故諸博士

叔孫通漢の禮儀を作る。因りて太常と爲る。諸生弟子の共に定むる者、咸選の首たり。是に於て喟然(一)として歎じて學を興す。然れども尙ほ干戈(三)有り。四海を平定するも、亦未だ庠序(二)の事に暇遑あらず。孝惠、呂后の時、公卿は皆武力有功の臣なり。孝文の時、頗る徵用せらる。然れども孝文帝本(四)刑名の言を好む。孝景に至るに及びて、儒者を任ぜず。而して竇太后又黃老の術を好む。故に諸博士は官に具り、問ひを待ち、未だ進む者有らず。今上の位に卽くに及びて、趙綰(五)、王臧の屬儒學に明かなり。而して上も亦之(六)に鄕ふ。是に於て、方正賢良文學の士を招く。是より後、詩(七)を言ふは、魯に於ては申培公、齊に於ては則ち轅固生、燕に於ては則ち韓太傅、尙書(八)を言ふは、濟南伏生よりし、禮を言ふは、魯の高堂生よりし、易を言ふは、菑川の田生よりし、春秋を言ふは、齊魯に於ては胡毋生よりし、趙に於ては董仲舒よりす。竇太后崩ずるに及びて、武安侯田蚡丞相と爲り、黃老刑名(九)百家の言を絀け、文學儒者數百人を延く。而して公孫弘(一〇)春秋を以て白衣(一一)より

涉俱死。陳涉起二匹夫一。驅二瓦合適戍一。旬月以王レ楚。不レ滿二卒歲一。竟滅亡。其事至微賤。然而縉紳先生之徒、負二孔子禮器一。往委レ質爲レ臣者何也。以三秦焚二其業一。積レ怨而發二憤於陳王一也。及三高皇帝誅二項籍一。擧レ兵圍レ魯。魯中諸儒。尙講誦習二禮樂一。絃歌之音不レ絶。豈非下聖人之遺化。好二禮樂一之國上哉。故孔子在レ陳曰。歸與歸與。吾黨之小子。狂簡斐然成レ章。不レ知レ所二以裁一レ之。夫齊魯之間於二文學一。自レ古以來。其天性也。故漢興然後諸儒始得下修二其經藝一。講中習大射鄕飲之禮上。

化、禮樂を好むの國に非ずや。故に孔子陳に在りて曰く、歸らん與歸らん與、吾が黨の小子は狂簡(一五)にして、斐然(一六)として章を成せども、之を裁(一七)する所以を知らずと。夫れ齊魯の間は、文學に於て、古より以來、其天性なり。故に漢興りて、然る後に諸儒始めて其經藝(一八)を修め、大射鄕飲(一九)(二〇)の禮を講習することを得たり。

(一) 齊の威王、宣王の時 (二) 孔子の遺業 (三) 各一己の見識を立つるに其の之を完成するに (四) 儒學を專門とする學者を生埋になす (五) 六經 (六) 禮樂の器物 (七) 寄聚りの邊要を成る兵を驅り催して (八) 一ケ月 (九) 仕官する徒、古の仕官する者は、紳を垂れ笏を搢む上りいふ (一〇) 贄を取りて臣下の禮を以て仕ふる所以は (一一) 典籍也 (一二) 怨が積りて不平を陳涉に假りて發したるものなり (一三) 琴を彈じ歌ふ聲 (一四) 孔子が後世に遺されたる德化の力 (一五) 志大にして事に疏略なること (一六) 其文理の成就は觀る可きものあれども (一七) 裁抑する方法 (一八) 經術 (一九) 諸侯が群臣と飲酒して射を習ふ禮 (二〇) 鄕飲酒の禮、古代鄕學にて卒業すれば、必ず其德行を考へ、其道藝を察す、而して賢能の者を君に推薦す、將に推薦せんとする時に、鄕大夫、主人となりて、之と飲酒して後推薦す

師傅卿相。小者友二教士大夫一。或隱而不レ見。故子路居レ衛。子張居レ陳。澹臺子羽居レ楚。子夏居二西河一。子貢終二於齊一。如二田子方段干木吳起禽滑釐之屬一。皆受二業於子夏之倫一。爲二王者師一。是時獨魏文侯好レ學。後陵遲以至二于始皇一。天下並二爭於戰國一。儒術既絀焉。然齊魯之門。學者獨不レ廢也。

於二威宣之際一。孟子荀卿之列。咸遵二夫子之業一。而潤二色之一以レ學。顯二於當世一。及レ至二秦之季世一。焚二詩書一。坑二術士一。六藝從レ此缺焉。陳涉之王也。而魯諸儒持二孔氏之禮器一。往歸二陳王一。於レ是孔甲爲二陳涉博士一。卒與レ涉

威宣(一)の際に於て、孟子、荀卿の列、咸夫子(二)の業に遵ひて、之を潤色(三)するに學を以てす。當世に顯れたり。秦の季世に至るに及びて、詩書を焚き術士を坑(四)にす。六藝(五)此れより缺けぬ。陳涉の王たるや、而も魯の諸儒、孔氏の禮器(六)を持して、往きて陳王に歸す。是に於て孔甲、陳涉の博士と爲り、卒に涉と倶に死す。陳涉匹夫より起り、瓦合(七)の適戍を驅りて、旬月(八)にして以て楚に王たり。半歲に滿たずして、竟に滅亡せり、其事至りて微賤なり。然り而して縉紳(九)先生の徒、孔子の禮器を負ひて、往きて質(一〇)を委し臣と爲る者は何ぞや。秦の其業を焚く(一一)を以て、怨み(一二)を積みて憤りを陳王に發するなり。高皇帝の項籍を誅するに及びて、兵を擧げて魯を圍む。魯中の諸儒尙ほ講誦して禮樂を習ふ。絃歌(一三)の音絶えず。豈に聖人(一四)の遺

三月不レ知二肉味一。自レ衞返レ魯。然後樂正。雅頌各得二其所一。世以二混濁一莫二能用一。是以仲尼干二七十餘君一無レ所レ遇。曰。苟有二用レ我者一。期月而已矣。西狩獲レ麟。曰。吾道窮矣。故因二史記一作二春秋一。以當二王法一。其辭微而指博。後世學者多錄焉。自二孔子卒一後。七十子之使。散二游諸侯一。大者爲二

に散游す。(一八)大なる者は師傅卿相と爲り、小なる者は士大夫を友とし教ふ。或ひは隱れて見れず。(一九)故に子路は衞に居り、子張(二〇)に陳に居り、澹臺子羽は楚に居り、子夏は西河に居り、子貢は齊に終りぬ。田子方、段干木、吳起、禽滑釐の屬の如き、皆業を子夏の倫に受けて、王者の師たり。是時に、獨り魏の文侯學を好む。後に陵遲(二一)して以て始皇に至る。天下戰國に竝び爭ひ、儒術旣に絀けられぬ。然れども齊魯の門、(二二)學者獨り廢れず。

(一) 學令 (二) 學政官を奬勵する路 (三) 詩經國風首篇の名 (四) 周の幽王、犬戎に殺され、厲王の崩御後共和十六年に及べるが如きことを斥す (五) 强暴なる國より出だせるものに從ふこととなりぬ (六) 王道政治 (七) 詩書を删定し (八) 舜の樂 (九) 三月の程、肉の美味なるを知らぬまでに熱中す (一〇) 共に宗國の祭祀に用ふる樂歌詩經に見ゆ、雅に大雅小雅あり (一一) 世の人心墮落の結果 (一二) 七十有餘國に仕官を干めしかども何處にゆきても意見を用ひられず (一三) 僅かに一ケ年にて十分なり (一四) 西郊の獵に麒麟を獲たり (一五) 吾道の行はれざるも亦此くの如し (一六) 魯國の記錄によりて春秋の書を作り、以て褒貶を加ふ (一七) 其書の辭は精妙にして其義理は甚だ博し (一八) 散じて仕ふ (一九) 大に用ひられたるもの (二〇) 小しく用ひられたるもの (二一) 陵夷に同じ、陵は丘陵夷は平なり、其頽廢することを丘陵の漸次平なるが如きをいふ (二二) 門は漢書に閭に作る齊魯兩國の地方

太史公曰。余讀二功令一。至レ於廣二厲學官一之路上。未三嘗不二廢レ書而歎一也。曰。嗟乎。夫周室衰而關雎作。幽厲微而禮樂壞。諸侯恣レ行。政由二彊國一。故孔子閔二王路廢而邪道興一。於レ是論二次詩書一。修二起禮樂一。適レ齊聞レ韶。

卷百二十一

儒林列傳第六十一

太史公曰く、余、功令を讀みて、(一)學官を厲ます(二)の路を廣むるに至り、未だ嘗て書を廢てゝ歎ぜずんばあらざるなり。曰く嗟乎、夫れ周室衰へて、關雎作る。(三)幽厲微にして禮樂壞る。(四)諸侯行を恣にして、政、彊國に由る。(五)故に孔子王路廢れて邪道の興るを閔しむ。(六)是に於て詩書を論次し、(七)禮樂を修起す。齊に適きて韶を聞き、(八)三月肉の味ひを知らず。(九)衛より魯に返り、然して後樂正しく、雅頌各ゝ其所を得。(一〇)世混濁せるを以て能く用ふること莫し。(一一)是を以て仲尼七十餘君に干めて遇ふ所無し。(一二)曰く、苟くも我を用ふる者有らば、期月のみならんと。(一三)西狩して麟を獲たり。(一四)曰く、吾が道窮すと。(一五)故に史記に因りて春秋を作り、(一六)以て王法に當つ。其辭微にして指博し。(一七)後世の學者多く錄す。孔子卒してより後、七十子の徒、諸侯

知る。一貧一富、乃ち交態(かうたい)(六)を知る。一貴一賤(き せん)、(七)交情乃ち見(あら)はると。汲鄭も亦云ふ。(八)悲しき夫(かな)。

(一)勢力ある時は　(二)京兆の縣名　(三)門外來訪者なく、恰も雀を捕る網を張るべき程に淋しくなりたり　(四)大文字にて認めて　(五)平素交際する者の人情の厚薄を知ること得　(六)平素の交際振の實否を知ることを得　(七)交際の情誼　(八)亦同一樣の事を言ふ

言。始翟公爲ニ廷尉一。賓客闐レ門。及レ廢門外可レ設ニ雀羅一。翟公復爲ニ廷尉一。賓客欲レ往。翟公乃大ニ署其門一曰。一死一生。乃知ニ交情一。一貧一富。乃知ニ交態一。一貴一賤。交情乃見。汲鄭亦云。悲夫。

敢甚引二當否一。及二晩節一。漢征二匈奴一招二四夷一。天下費多。財用益匱。莊任人賓客爲二大農僦人一。多二逋負一。司馬安爲二淮陽太守一。發二其事一。莊以ㇾ此陷ㇾ罪。贖爲二庶人一。頃之守二長史一。上以爲ㇾ老。以ㇾ莊爲二汝南太守一。數歲以ㇾ官卒。鄭莊汲黯始列爲二九卿一。廉内行修絜。此兩人中廢家貧。賓客益落。及ㇾ居ㇾ郡卒後。家無ㇾ餘二貲財一。莊兄弟子孫。以二莊故一至二二千石一六七人焉。

に至るもの六七人あり。

(一)天下の德長けたる人物 (二)吹擧 (三)推薦して (四)、名を呼捨にせず (五)屬官 (六)先方の機嫌を損すること有らんことを恐るゝが如くす (七)四方よりそこに寄集る意 (八)河の堤防の決壊して水の押出したるを視察す (九)旅裝すること (一〇)相應なる說に從ひ天子の意向を能く知りて (一一)自己の說を以て事を是非せず (一二)晩年になりて (一三)大司農のやとひ人となし (一四)負債多し (一五)其不始末を檢擧す (一六)卑官にて高官を兼ぬること (一七)私行修りて潔白なり (一八)中途にて頓挫して (一九)零落す

太史公曰。夫以二汲鄭之賢一。有ㇾ勢則賓客十倍。無ㇾ勢則否。況衆人乎。下邽翟公有ㇾ

太史公曰く、夫れ汲鄭の賢を以て勢有れば則ち賓客十倍なり。勢無きときは則ち否らず。況んや衆人を乎。(一)下邽の翟公言へること有り。始め翟公廷尉たりしとき、賓客門に闐てり。廢するに及びて、(二)門外雀羅を設く可し。(三)翟公復た廷尉と爲る。賓客往かんと欲す。翟公乃ち其門に大署して曰く、(四)一死一生、乃ち(五)交情を

者。其推ニ轂士
及官屬丞史一
誠有レ味。其言レ
之也。常引以
爲レ賢ニ於己一。未ニ
嘗名レ吏。與ニ官
屬一言。若レ恐レ傷レ
之。聞ニ人之善
言一進ニ之上一。唯
恐レ後。山東士
諸公。以レ此翕
然稱ニ鄭莊一。鄭
莊使視ニ決河一。
自請ニ治レ行五
日一。上曰。吾聞
鄭莊行ニ千里一
不レ齎レ糧。請ニ治
行一者何也。然
鄭莊在レ朝。常
趨レ和承レ意。不三

て己れに賢ると爲す。未だ嘗て吏に名いはず。(四)官屬(五)と言ふとき、之を傷ら(六)んことを恐るゝが若くにす。人の善言を聞きては、之を上に進めて、唯後れんことを恐る。山東の士諸公、此れを以て翕然(七)として鄭莊を稱す。鄭莊使して決河(八)を視る。自ら行を治する(九)こと五日ならんことを請ふ。上曰く、吾れ聞く、鄭莊千里を行くに糧を齎さずと。治行を請ふは何ぞやと。然れども鄭莊朝に在るとき、常に(一〇)和に趨き意を承く、敢へて甚だしく(一一)當否を引かず。晩節(一二)に及び、漢、匈奴を征し、四夷を招く。天下費多くして、財用益〻匱し。莊任人となり賓客を大農の僦人(一三)と爲し、逋負(一四)多し。司馬安淮陽の太守と爲りて、其事(一五)を發す。莊此を以て罪に陷る。贖ひて庶人と爲る。頃之して、長史に守たり(一六)。上以て老いたりと爲し、莊を以て汝南の太守と爲す。數歲にして官を以て卒す。鄭莊、汲黯始め列して九卿たり。廉にして內行(一七)修絜なり。此の兩人中廢(一八)して家貧し、賓客益〻落す(一九)。郡に居て卒する後に及びて、家に貲材を餘す無し。莊が兄弟子孫、莊の故を以て、二千石

每二五日洗沐一。常置二驛馬長安諸郊一。存二諸故人一。請二謝賓客一。夜以繼レ日。至二其明旦一。常恐レ不レ徧。莊好二黃老之言一。其慕二長者一。如レ恐レ不レ見。年少官薄。然其游知交。皆其大父行。天下有名之士也。武帝立。莊稍遷爲二魯中尉。濟南太守。江都相一。至二九卿一爲二右內史一。以二武安侯魏其時議一。貶レ秩爲二詹事一。遷爲二太農令一。莊爲二太史一。誡二門下一。客至無二貴賤一。無二留門者一。執二賓主之禮一。以二其貴一。下レ人。莊廉又不レ治二其產業一。仰二奉賜一以給二諸公一。然其餽二遺人一。不レ過二算器食一。

る。莊太史たるとき、門下を誡むらく、客至らば、貴賤と無く、門に(一三)留まる者無く、(一四)賓主の禮を執れと。其貴を以てして人に下る。莊廉にして又其產業(一五)を治めず、奉賜を仰ぎて以て諸公に給す。然れども其の人に餽遺すること、(一六)算(一七)器の食に過ぎず。

(一) 支那の風俗として尊者の名を諱みて敬意を表する禮を破りて殊更に名を言はしむ (二) 自から好みて (三) 厄より救ひ出す (四) 名聲 (五) 城外四面の地に置きて (六) 舊友を慰問し (七) 翌朝 (八) 謁見せざらんことを心づかふが如し (九) 其互ひに交際する處の友人 (一〇) 祖父と同年位の者にて (一一) 皇后、皇太子の家務を掌る官 (一二) 大司農 (一三) 門に留まらしむる者 (一四) 賓客に對する禮を以て待遇せよ (一五) 家產を治むることをせず (一六) 贈物としては (一七) 竹器に入れたる食物位のもの

每レ朝候二上之間一說。未二嘗不一レ言二天下之長

朝する每に上の間を候ひ說く、未だ嘗て天下(一)の長者を言はずんばあらず。其の士及び官屬丞史を推轂(二)せること、誠に味ひ有り、其の之を言ふや、常に(三)引きて以

宦。官四至二九卿一。以二河南太守一卒。昆弟以二安故一。同時至二二千石一者十人。濮陽段宏始事二蓋侯信一。信任レ宏。宏亦再至二九卿一。然衞人仕者。皆嚴二憚汲黯一出二其下一。

鄭當時者。字莊。陳人也。其先鄭君嘗爲二項籍將一。籍死。已而屬レ漢。高祖令二諸故項籍臣名一レ籍。鄭君獨不レ奉レ詔。詔盡拜二名籍者一爲二大夫一。而逐二鄭君一。鄭君死。孝文時。鄭莊以二任俠一自喜。脫二張禹於厄一。聲聞二梁楚之間一。孝景時。爲二太子舍人一。

鄭當時は、字は莊、陳の人なり。其先鄭君は、嘗て項籍の將たり。籍死す。已にして漢に屬す。高祖諸の故の項籍の臣をして籍を名いはしむ。(一)鄭君獨り詔を奉ぜず。孝文詔ありて盡く名籍の者を拜して大夫と爲す。而して鄭君を逐ふ。鄭君死す。孝文の時、鄭莊任俠を以て自ら喜びて(二)、張禹を尼に(三)脫す。(四)聲梁楚の間に聞ゆ。孝景の時に太子の舍人たり。五日の洗沐毎に、常に驛馬を長安の諸郊(五)に置きて、諸の故人(六)を存し、賓客を請謝す。夜以て日に繼ぐ。(七)其明旦に至りて、常に徧からざらんことを恐る。莊、黃老の言を好む。其の長者を慕ふこと(八)見ざらんことを恐るゝが如し。年少くして官薄し。(九)然れども其游する知交は、皆其大父行(一〇)にして天下有名の士なり。武帝立つ。莊稍くに遷りて魯の中尉、濟南の太守、江都の相と爲り、九卿に至り右內史たり。武安侯魏其の時の議を以て、秩を貶して(一一)詹事と爲す。遷りて(一二)大農の令と

棄居レ郡。不レ得レ與二朝廷議一也。然御史大夫張湯智足二以拒レ諫。詐足二以飾レ非。務巧佞之語。辯數之辭一。非下肯正爲二天下一言上。專阿二主意一。主意所レ不レ欲。因而毀レ之。主意所レ欲。因而譽レ之。好興レ事舞文法一。內懷レ詐以御二主心一。外挾二賊吏一以爲二威重一。公列二九卿一。不二早言一レ之。公與レ之俱受二其僇一矣。息畏レ湯終不二敢言一。

黯居レ郡如レ故。治二淮陽一政清。後張湯果敗。上聞二黯與レ息言一。抵二息罪一。令下黯以二諸侯相一秩。居中淮陽上。七歲而卒。卒後上以二黯故一官二其弟汲仁一至二九卿一。子汲偃至二諸侯相一。黯姑姉子司馬安。亦少與レ黯爲二太子洗馬一。安文深。巧善

黯郡に居ること故の如し。淮陽を治めて政清し。後に張湯果して敗す(一)。上、黯の息と言へることを聞きて、息を罪に抵す。黯をして諸侯の相の秩を(二)以て淮陽に居らしむ。七歳にして卒す。卒して後に、上、黯の故を以て、其弟汲仁を官にして、九卿に至らしむ。子汲偃、諸侯の相に至る。黯の姑姉の子司馬安、亦少きとき黯と太子の洗馬たり。安は文深(三)、巧にして善く宦す。宦四たび九卿に至る。河南の太守を以て卒す。昆弟、安が故を以て、同時に二千石に至る者十人あり。濮陽の段宏、始め蓋侯信に事ふ。信、宏に任ず(四)。宏も亦再び九卿に至る。然れども衛人の仕ふる者、皆汲黯を厳憚(五)して其下に出づ。

(一) 朱買臣等に陥られて自殺するに至る (二) 秩祿を與へて (三) 表面遜厚に見えて內心は深刻にして (四) 信任す (五) 殊の外憚り畏れて其上に立つ者なし

詔。詔召ニ見黯一。黯爲レ上泣曰。臣自以爲塡ニ溝壑一。不ニ復見ニ陛下一。不レ意陛下復收ニ用之一。臣常有ニ狗馬病一。力不レ能レ任ニ郡事一。臣願爲ニ中郎一。出ニ入禁闥一。補レ過拾レ遺。臣之願也。上曰。君薄ニ淮陽一邪。吾今召レ君矣。顧淮陽吏民不ニ相得一。吾徒得ニ君之重一。臥而治レ之。黯既辭行。過ニ大行李息一曰。黯

曰く、君(九)淮陽を薄しとする邪、(一〇)吾れ今君を召さん。顧ふに淮陽の吏民(一一)相得ず、吾れ徒に君の重きを得て、(一二)臥して之を治めんと。(一三)黯既に辭して行く。大行李息に過りて曰く、黯棄てられて郡に居る。朝廷の議に與ることを得ず。然して御史大夫張湯は、(一四)智は以て諫を拒ぐに足り、詐は以て非を飾るに足れり。(一五)巧佞の語、(一六)辯數の辭を務めて、肯へて正に天下の爲に言すに非ず、專ら主の意に阿り、主の意の欲せざる所は、因りて之を毀り、主の意の欲する所は、因りて之を譽む。(一七)好みて事を興し、(一八)文法を舞び、內詐を懷き、(一九)以て主の心に御る。外賊吏を挾んで、以て威重を爲す。公、九卿に列して、早く之を言さんずば、公之と倶に其(二〇)僇を受けんと。息、湯を畏れて、終に敢へて言さず。

(一)田舍に退隱す　(二)改め錯る　(三)交通の要路なり　(四)太守の印を拜受せず　(五)谷川に死體を棄てられて　(六)犬馬疾に同じ、臣下の君主に對しての卑稱　(七)宮中の小門　(八)供奉して諷諫し以て人主の遺失を救ふは　(九)君は淮陽を不足に思ふ　(一〇)吾れ遽かに君を召還して吾側に置くやうにすべし　(一一)相和せず　(一二)重き威嚴を以て　(一三)吾手を下さずして治めんと欲す　(一四)奸智は　(一五)其が非行　(一六)雄辯　(一七)事好みにて　(一八)法令を利用し　(一九)天子の心に附け入り　(二〇)誅戮せられん

發。譬若ㇾ奉ニ驕子一。愚民安知下市ニ買長安中物一。而文吏繩以爲中闌ニ出財物于邊關上乎。陛下縱不ㇾ能下得ニ匈奴之資一。以謝中天下上。又以ニ微文一。殺ニ無知者五百餘人一。是所ㇾ謂庇ニ其葉一。而傷ニ其枝一者也。臣竊爲ニ陛下一不ㇾ取也。上默然。不ㇾ許曰。吾久不ㇾ聞ニ汲黯之言一。今又復妄發矣。後數月黯坐ニ小法一。會ㇾ赦免ㇾ官。

（七）滿足を得しめん　（八）府庫の物貨を出して　（九）我儘の子に仕送りすると同じなり　（一〇）法官　（一一）禁を犯して妄りに物資を外國に賣りし罪となす　（一二）法令を楯に取りて　（一三）其葉を大切にして却つて其本たる枝を害するといふ者なり　（一四）陛下の爲に賛成すること能はず　（一五）些細なる法に觸る

於ㇾ是黯隱ニ於田園一。居數年。會ㇾ更ニ五銖錢一。民多盜鑄ㇾ錢。楚地尤甚。上以爲淮陽楚地之郊。乃召拜ㇾ黯爲ニ淮陽太守一。黯伏謝不ㇾ受ㇾ印。詔數彊ㇾ予。然後奉ㇾ

是に於て、黯田園に隱る。居ること數年にして五銖錢を更ふるに會す。民多く盜みて錢を鑄る。楚の地尤も甚だし。上以爲らく、淮陽は楚地の郊なりと。乃ち召して黯を拜して淮陽の太守と爲す。黯伏して謝して、印を受けず。詔して數〻予ふるを彊ふ。然る後詔を奉く。詔して黯を召見す。黯、上の爲に泣きて曰く、臣自ら以爲らく溝壑に塡みて、復た陛下に見えじと。意はざりき、陛下復た收めて之を用ひんとは。臣常に狗馬の病有り。力郡の事に任ずる能はず。臣願くは中郎と爲り禁闥に出入して、過を補ひ遺ちたるを拾はんは、臣の願ひなりと。上

餘人。黯請レ間。見二高門一曰。夫匈奴攻二當路塞一。絶二和親一。中國興レ兵誅レ之。死傷者不レ可二勝計一。而費以二巨萬百一數。臣愚以爲陛下得二胡人一。皆以爲二奴婢一。以賜二從レ軍死レ事者家一。所二鹵獲一因予レ之。以謝二天下之苦一。塞二百姓之心一。今縱不レ能。渾邪率二數萬之衆一來降。虛二府庫一賞賜。發二良民一侍

を興して之を誅す。死傷する者勝げて計ふ可からず。而して費巨萬百を以て數ふ。臣愚以爲らく、陛下、胡人(四)を得ば、皆以て奴婢と爲して、以て軍に從ひて事(五)に死したる者の家に賜はん。鹵獲(六)する所は、因りて之を予へて、以て天下の苦を謝し、百姓の心(七)を塞がんと。今縱ひ能はずとも、渾邪數萬の衆を率ゐて、來り降る。府庫(八)を虛しくして賞賜し、良民を發して侍養す。譬へば驕子(九)に奉ずるが若し、愚民安んぞ長安中の物を市買して、而して文吏(一〇)繩して以て財物を邊關に闌出(一一)すと爲すを知らんや。陛下縱ひ匈奴の資を得て、以て天下に謝すること能はずとも、又微文(一二)を以て無知の者五百餘人を殺せり。是れ謂はゆる其葉(一三)を庇ひて其枝を傷る者なり。臣竊に陛下(一四)の爲に取らざるなりと。上默然たり。許さずして曰く、吾れ久しく汲黯の言を聞かず。今又復た妄りに發すと。後數月にして、黯小法(一五)に坐す。赦に會ひ官を免ぜらる。

(一) 密々交易をなしたる者　(二) 高門殿　(三) 通路の要害　(四) 匈奴　(五) 國事の爲戰死したる者　(六) 分捕品

曰。陛下用二羣臣一如レ積レ薪耳。後來者居レ上。上默然。有レ間黯罷。上曰。人果不レ可三以無二レ學。觀二黯之言一也。日益甚。居無レ何。匈奴渾邪王率レ衆來降。漢發二車二萬乘一。縣官無レ錢。從レ民貰レ馬。民或匿レ馬。馬不レ具。上怒欲レ斬二長安令一。黯曰。長安令無レ罪。獨斬レ黯民乃肯出レ馬。且匈奴畔二其主一而降レ漢。漢徐以二縣次一傳レ之。何至レ令下天下騷動。罷二弊中國一。而以事中夷狄之人上乎。上默然。

長安の令を斬らんと欲す。黯曰く、長安の令罪無し、獨り黯を斬らば、民乃ち肯へて馬を出さん。且つ匈奴其主に畔きて漢に降る。漢徐に縣の次を以て之を傳せしむべし。何ぞ天下をして騷動し、中國を罷弊して、而して以て夷狄の人を事とせしむるに至らんやと。上默然たり。

(一) 小官 (二) 惡口を言ひて其非を擧ぐ (三) 丞相たりし時の部下の官に在りし人々 (四) 性急にして心狹し (五) 天子に對して少しく怨望なきこと能はず (六) 人は遂に學問無かる可からず (七) 鄙俗の言を出すこと日に益々甚だし (八) 朝廷貲用乏しくして (九) 馬を買ふに懸買ひにす (一〇) 馬の頭數所要に滿たず (一一) 縣をして宿次を以て送らしむべし (一二) 大事にせしむるに及ばず

及二渾邪至一。賈人與レ市者。坐當レ死者五百

渾邪の至るに及びて、賈人の與に市る者、坐して死に當する者五百餘人あり。黯間を請ひて高門に見えて曰く、夫れ匈奴、當路の塞を攻め、和親を絶つ。中國兵

人或說レ黯曰。自二天子一欲三羣臣下二大將軍一。大將軍尊重益貴。君不レ可二以不一レ拜。黯曰。夫以二大將軍一有二揖客一。反不レ重邪。大將軍聞愈賢レ黯。數請二問國家朝廷所レ疑。遇レ黯過二於平生一。淮南王謀反。憚レ黯曰。好二直諫一守レ節死レ義。難レ惑以レ非。至レ如レ說二丞相弘一。如レ發レ蒙振レ落耳。天子既數征二匈奴一有レ功。黯之言益不レ用。

始黯列爲二九卿一。而公孫弘張湯爲二小吏一。及二弘湯稍益貴一。與レ黯同レ位。黯又非二毀弘湯等一。已而弘至二丞相一封爲レ侯。湯至二御史大夫一。故黯時丞相史。皆與レ黯同列。或尊用過レ之。黯褊心不レ能レ無二少望一。見レ上前言

始め黯列して九卿たり。而して公孫弘と張湯とは、小吏たり。弘湯が稍〻益〻貴きに及びて、黯と位を同じくす。黯又弘湯等を非毀す。(二)已にして弘、丞相に至りて、封ぜられて侯と爲る。湯は御史大夫に至る。故の黯が時の(三)丞相の史皆黯と同列なり。或ひは尊用せらるゝこと之に過ぎたり。黯褊心(四)にして少望(五)無きこと能はず。上に見えて、前みて言ひて曰く、陛下の羣臣を用ふること、薪を積むが如くなるのみ。後に來る者上に居ると。上默然たり。間ありて黯罷りぬ。上曰く、人(六)果して以て學無かる可からず。黯の言を觀るに(七)、日に益〻甚だしと。居ること何も無くして、匈奴の渾邪王、衆を率ゐて來り降る。漢車二萬乘を發す。縣官(八)錢無くして、民に從ひて馬を貰る。(九)民或ひは馬を匿す。(一〇)馬具はらず。上怒りて、

詆。陷二人於罪一。使レ不レ得レ反二其眞一以レ勝爲レ功。上愈益貴二弘湯一。弘湯深心疾レ黯。唯二天子一亦不レ說也。欲二誅レ之以レ事。弘爲二丞相一。乃言上曰。右內史界部中。多二貴人宗室一難レ治。非二素重臣一。不レ能レ任。請徙レ黯爲二右內史一。爲二右內史一數歲。官事不レ廢。大將軍青既益尊。姊爲二皇后一。然黯與亢禮。

姊、皇后たり。然るに黯與に亢禮す。(一七)人或ひは黯に說きて曰く、天子より羣臣の大將軍に下らんことを欲す。大將軍尊重にして益〻貴し。君以て拜せざる可からずと。黯曰く、夫れ大將軍を以て、揖客(一八)有るは、反りて重からず邪と。大將軍聞きて愈〻黯を賢なりとす。數〻國家朝廷の疑はしき所を請問ふ。黯を遇すること平生に過ぐ。淮南王謀反す。黯を憚りて曰く、直諫を好み、節を守り義に死す。惑はすに非(一九)を以てせんこと難し。丞相弘に說くが如きに至りては、蒙(二〇)を發き落を振ふが如きのみと。天子既に數〻匈奴を征して功有り。黯の言益〻用ひられず。

(一) 招き來り從はしむ (二) 事務少し (三) 閑暇の時を候ひ (四) 事務益々多端にして (五) 巧に法文を利用するに及びて (六) 法令に通ず (七) 罪人の判決文 (八) まのあたりくじく (九) 空しく詐僞の心を以て智有るが如くに裝ひ (一〇) 體裁を繕ひ (一一) 法文を巧に過刻に使ひ廻して人を詆り (一二) 事實を明白ならしむること能はず (一三) 不滿に思へり (一四) 何事かあれかしと願へり (一五) 所轄內 (一六) 政治少しも遲滯せず (一七) 平等の禮を以てして對等の交際を爲す (一八) 拜禮せざる客を有するは (一九) 非道を以て惑し難し (二〇) 物の蒙ひを發き又落葉を振ひ落すが如く容易なり

高不レ能レ屈。忿發罵曰。天下謂刀筆吏不レ可三以爲二公卿一。果然。必湯也。令三天下重レ足而立。側レ目而視一矣。

是時漢方征二匈奴一。招二懷四夷一。黯務少レ事。乘二上間一常言。與レ胡和親無レ起レ兵。上方向二儒術一。尊二公孫弘一。及二事益多吏民巧弄一。上分二別文法一。湯等數奏二決讞一以幸。而黯常毀レ儒。面二觸弘等一。徒懷レ詐飾レ智。以阿二人主一取レ容。而刀筆吏專深文巧

是時漢方に匈奴を征して、四夷を招懷(一)す。黯務めて事少し。上(二)の間に乘じて、常に言ふ、胡と和親して、兵を起すこと無かれと。上(三)、方に儒術に向ひて、公孫弘を尊ぶ。事(四)益〻多くして、吏民巧弄(五)なるに及びて、上(六)、文法を分別す。湯等數〻決讞(七)を奏し以て幸せらる。而して黯常に儒を毀り、弘等を面觸(八)す。徒に詐(九)を懷き智を飾り、以て人主に阿り容(一〇)を取る。而して刀筆の吏、專ら深文巧詆(一一)、人を罪を陷れ、其眞(一二)に反るを得ざらしめ、勝を以て功と爲すと。上愈〻益〻弘湯を貴ぶ。弘湯深く心に黯を疾む。天子と唯ども、亦說(一三)ばざるなり。之を誅するに事(一四)を以てせんと欲す。弘丞相と爲り、乃ち上に言して曰く、右内史の界部中(一五)、貴人宗室多く、治め難し、素より重臣に非ざれば、任ずる能はず、請ふ黯を徙して右内史と爲んと。右内史たること數歲にして、官事(一六)廢せず。大將軍青既に益〻尊し。

張湯方以レ更ニ定律令一爲ニ廷尉一。黯數質ニ責湯於上前一曰。公爲ニ正卿一。上不レ能レ褒ニ先帝之功業一。下不レ能下抑ニ天下之邪心一。安レ國富レ民。使中囹圄空虛上。二者無レ一焉。非ニ苦就行一。放析就レ功。何乃取ニ高皇帝約束一。紛更之爲。公以レ此無レ種矣。黯時與レ湯論議。湯辯常在ニ文深小苛一。黯伉厲守レ

張湯方に律令を更定(一)せしを以て廷尉と爲る。黯數〻湯を上の前に質し責めて(二)曰く、公は正卿と爲り、上は先帝の功業を褒むる(三)こと能はず、下は天下の邪心(四)を抑へて、國を安んじ民を富まし、囹圄をして空虛なら(五)しむること能はず。二者一つも無し。苦しんで就行(六)ふに非ず。放析(七)して功を就す。何ぞ乃ち高皇帝の約束(八)を取りて、紛更(九)することを之れ爲す。公此を以て種無からん(一〇)と。黯時に湯と論議す。湯は辯にして常に文深小苛(一一)なるに在り。黯は伉厲(一二)して高きを守りて、屈すること能はず。忿發し罵りて曰く、天下謂へり、刀筆(一三)の吏は以て公卿と爲す可からずと。果して然り。必ず湯ならん、天下をして足を重ねて立ち、目を側てゝ視しめん(一四)ものはと。

(一)更め定めたる功により　(二)過失を質し責めて　(三)賛揚すること　(四)邪惡の心　(五)獄舍に罪人なき樣にすること能はず　(六)成就したる政治に非らず　(七)恣に舊來の制度を破壞して功を成したるものなり　(八)規律　(九)擾き亂す　(一〇)族滅せられん　(一一)法理精密に細かに行き屆き過ぐる程に辯論す　(一二)強く抵抗して猛烈に高尙に構へて張湯に屈すること能はず　(一三)小官吏　(一四)天下の人をして、懼れて足と足とを重ねて敢へて進まず、まともに見ること能はざらしむる者は

或數黯。黯曰。天子置二公卿輔弼之臣一。寧令三從諛承レ意陷二主於不義一乎。且已在二其位一。縱愛レ身。奈辱二朝廷一何。黯多レ病。病且レ滿二三月一。上常賜レ告者數。終不レ愈。最後病。莊助爲請レ告。上曰汲黯何如人哉。助曰。使二黯任レ職居レ官。無二以踰一レ人。然至下其輔二少主一。守レ城深堅。招レ之不レ來。麾レ之不レ去。雖三自謂二賁育一。亦不レ能レ奪レ之矣。上曰。然。古有二社稷之臣一。至レ如二黯一近レ之矣。大將軍青侍レ中。上踞レ厠而視レ之。丞相弘燕見。上或時不レ冠。至レ如二黯見一。上不レ冠不レ見也。上嘗坐二武帳中一。黯前奏レ事。上不レ冠。望二見黯一。避二帳中一。使三人可二其奏一。其見二敬禮一如レ此。

と雖も、亦之を奪ふと能はずと(一六)。上曰く、然り。古へ社稷の臣有り(一七)。黯の如きに至りては之に近しと。大將軍青中に侍す。上、厠に踞して(一八)之を視る。丞相弘燕見す(一九)。上或ひは時に冠せず。黯の見ゆる如きに至りては、上冠せざれば見ず。上嘗て武帳の中に坐す(二〇)。黯前みて事を奏す。上冠せず。黯を望み見て帳中に避け、人をして其奏を可せしむ(二一)。其の敬禮せらるゝこと此くの如し。

(一) 滿二千石 (二) 手を拱きて禮を爲すのみ (三) 斯くの如きことを行はんと欲す (四) 內心欲深くして表面に仁義を裝ふ (五) 顏色を變へて (六) 黯が如何なる處分になるかを氣遣ひたり (七) 剛直なることよ (八) 無禮を詰責す (九) 天子の機嫌を取り (一〇) 大臣の位に居りながら (一一) 靜養す可く賜暇すること (一二) 如何なる人物なるか (一三) 平凡の人なり (一四) 幼少の天子を輔佐し (一五) 自から孟賁、夏育の如を士なりと稱する人にても (一六) 黯の志を奪ふこと能はず (一七) 國家柱石の臣 (一八) 牀邊の傍に腰掛けて (一九) 燕は宴と通ず漢書に宴見とあり、君主の御休息の時に御目にかゝる (二〇) 武器を置ける帳中 (二一) 其上奏を裁可せしむ

當是時。太后弟武安侯蚡爲丞相。中二千石來拜謁。蚡不爲禮。然黯見蚡未嘗拜。常揖之。天子方招文學儒者。上曰。吾欲云云。黯對曰。陛下內多欲。而外施仁義。奈何欲效唐虞之治乎。上默然。怒變色而罷朝。公卿皆爲黯懼。上退謂左右曰。甚矣。汲黯之戇也。羣臣

是時に當りて、太后の弟武安侯蚡丞相たり。中二千石來りて拜謁す。[1]蚡禮を爲さず。然れども黯、蚡を見るに、未だ嘗て拜せず、常に之を揖す。[2]天子方に文學儒者を招く。上曰く、吾れ云云[3]せんと欲すと。黯對へて曰く、陛下[4]內多欲にして外仁義を施す。奈何ぞ唐虞の治に效はんと欲する乎と。上默然として、怒りて[5]色を變へ、朝を罷む。公卿皆[6]黯の爲に懼る。上退きて左右に謂ひて曰く、甚しきかな、汲黯の戇也[7]と。羣臣或ひは黯を數む。[8]黯曰く、天子の公卿輔弼の臣を置けることは、寧ろ從諛[9]して意を承け、主を不義に陷れしむる乎。且つ已に其位に在り、[10]縱ひ身を愛しむとも、朝廷を辱めんことを奈何と。黯病多し。病みて且に三月に滿たんとす。上常に告を賜ふ者[11]數々なり。終に愈えず。最後に病むとき、莊助爲に告を請ふ。上曰く、汲黯は何如[12]なる人ぞ哉と。助曰く、黯をして職に任じ官に居らしめば、以て人に[13]踰らんと無し。然れども其少主[14]を輔け、城を守ると深く堅くして、之を招けども來らず、之を麾けども去らざるに至りては、自ら[15]賁育と謂ふ

史一而任レ之。其治責ニ大指一而已。不ニ苛小。黯多病臥ニ閨閤内一。不レ出。歳餘。東海大治稱レ之。上聞召以爲ニ主爵都尉一。列ニ於九卿一。治務在ニ無爲一而已。弘ニ大體一不レ拘ニ文法。黯爲レ人性倨少レ禮。面折不レ能レ容ニ人之過一。合レ已者善待レ之。不レ合レ已者不レ能レ忍レ見。士亦以此不レ附焉。然好レ學。游俠任ニ氣節一。内行修絜。好ニ直諫一數犯ニ主之顏色一。常慕ニ傅柏袁盎之爲レ人也。善ニ灌夫鄭當時及宗正劉棄一。亦以ニ數直諫一不レ得ニ久居レ位。

ず。歳餘にして、東海大に治りて之を稱す。上聞き、召して以て主爵都尉と爲し、(七)九卿に列す。治務めて無爲に在るのみ。(八)大體を弘めて、(九)文法に拘らず。黯人と爲り性倨(一〇)にして禮少し。面折(一一)して人の過を容るゝこと能はず。己に合ふ者は(一二)善く之を待ち、己に合はざる者は見るに忍ぶ能はず。士も亦此を以て附かず。(一三)然れども學を好み、游俠(一四)にして氣節に任ず。内行修絜(一五)なり。直諫を好みて、數ゝ(一六)主の顏色を犯す。常に傅柏、袁盎の人と爲りを慕ふ。灌夫、鄭當時及び宗正、劉棄に善し。亦數ゝ直諫するを以て、久しく位に居ることを得ず。

(一) 黃帝老子の言　(二) 淸淨潔白　(三) 部下の官人　(四) 大旨を抑へて　(五) 小事は彼是といはず　(六) 寢屋の内　(七) 夏殷周三代以來の宰相に亞げる官、漢は太常、光祿勳、衞尉、太僕、廷尉、大鴻臚、宗正、治粟内史、少府　(八) 德を以て民を化して政刑を事とせず　(九) 法規　(一〇) 高ぶりて　(一一) 直諫して他人の過失を見逃すこと能はず　(一二) 自己と意見の合ふものは、よく之れを待遇し　(一三) 歸服せず　(一四) 交際を好み男立にて　(一五) よく修まり潔白なり　(一六) 度々天子に對して直諫す

相攻。固其俗然。不足以辱天子之使。河內失火。延燒千餘家。上使黯往視之。還報曰。家人失火。屋比延燒。不足憂也。臣過河南。河南貧人。傷水旱萬餘家。或父子相食。臣謹以便宜持節。發河南倉粟。以振貧民。臣請歸節伏矯制之罪。上賢而釋之。遷爲滎陽令。黯恥爲令。病歸田里。上聞乃召拜爲中大夫。以數切諫。不得久留內。遷爲東海大守。

賢として之を釋す。遷りて滎陽の令と爲る。黯、令たるを恥ぢ、病みて田里に歸る。(一四)上聞き、乃ち召し拜して中大夫と爲す。數々切諫するを以て、(一五)久しく內に留まることを得ず。(一六)遷りて東海の大守と爲る。

(一)古代六國の時の衞君に貶せられたり　(二)東宮の屬官、東宮出行の時は、先驅して威儀を導くことをなす　(三)嚴格なるを以て人に疏外せらる　(四)取次役　(五)天子の使者を使して視察せしむるに及ばず　(六)視察を命ず　(七)家屋押並べて延燒せり　(八)其罹災の範圍は僅少にして憂ふるに足らず　(九)水損旱損　(一〇)天子の命と稱し　(一一)政府の倉米を取出し　(一二)救助す　(一三)天子の命なりと號して、專斷の處置をなしたる罪に伏して刑を受けん　(一四)自分の鄕里に歸る　(一五)極端に諫むる　(一六)宮中に留まること

黯學黄老之言。治官理民。好清靜。擇丞

黯、黄老の言を學ぶ。(一)官を治し民を理むるに、清靜を好み、(二)丞史を擇みて之に任ず。(三)其治は大指を責むるのみ、(四)苛小ならず。(五)黯多く病み、閨閤の內に臥して出で(六)

汲黯字長孺。濮陽人也。其先有レ寵二於古之衞君一。至レ黯七世。世爲二卿大夫一。黯以二父任一。孝景時。爲二太子洗馬一。以レ莊見レ憚。孝景帝崩。太子卽レ位。黯爲二謁者一。東越相攻。上使二黯往視一レ之。不レ至。至レ吳而還。報曰。越人

巻百二十

汲鄭列傳第六十

汲黯字は長孺、濮陽の人なり。其先、古(一)の衞君に寵有り。黯に至りて七世なり。世々卿大夫たり。黯、父の任を以て、孝景の時、(二)太子の洗馬と爲り、(三)莊を以て憚らる。孝景帝崩じて、太子位に卽く。黯謁者たり。(四)東越相攻む。上、黯をして往きて之を視しむ。至らず。吳に至りて還る。報じて曰く、越人相攻むること、固に其俗然り、以て天子の使を辱うするに足らずと。(五)河内失火して千餘家を延燒す。上、黯をして往きて之を視しむ。(六)還り報じて曰く、家人失火して、屋比延燒せり。(七)憂ふるに足らざるなり。(八)臣河南を過ぐ。河南の貧人、水旱に傷られしもの萬餘家にして、(九)或ひは父子相食む。臣謹みて便宜を以て節を持し、(一〇)河南の倉粟を發し、(一一)以て貧民に振す。(一二)臣請ふ、節を歸して、制を矯むるの罪に伏せんと。(一三)上、

受レ令。伏レ劒而死。

太史公曰。孫叔敖出二一言一郢市復。子產病死。鄭民號哭。公儀子見二好布一而家婦逐。石奢縱レ父而死。楚昭名立。李離過殺而伏レ劒。晉文以正二國法一

大史公曰く、孫叔敖一言(一)を出して、郢の市復す(二)。子產病みて死し、鄭の民號哭す。公儀子好布(三)を見て家婦逐はれ、石奢、父を縱して死し、楚昭名立つ(四)。李離過(五)ち殺して劒に伏し、晉文以て(六)國法を正す。

(一) 一言楚王を諫めて (二) 不便を去りて舊に復せり (三) 精好なる布を見て (四) 臣を愛憐する名を得たり (五) 判決を誤りて人を死刑に處し (六) 罪臣に私せずして能く國法を正したり

李離者。晋文公之理也。過聽殺人。自拘當死。文公曰。官有貴賤。罰有輕重。下吏有過。非子之罪也。李離曰。臣居官爲長。不與吏讓位。受祿爲多。不與下分利。今過聽殺人。傳其罪下吏。非所聞也。辭不受令。文公曰。子則自以爲有罪。寡人亦有罪邪。李離曰。理有法。失刑則刑。失死則死。公以臣能聽微決疑。故使爲理。今過聽殺人。罪當死。遂不

李離は、晋の文公の理なり。(一)(二)過ち聽きて人を殺し、(三)自ら拘はれて死に當す。文公曰く、官に貴賤有り、罰に輕重有り。下吏過有るも、子の罪に非ざるなり。李離曰く、臣、官に居て長たり。(四)吏と位を讓らず、(五)祿を受くること多しと爲す。(六)下と利を分たず。今過ち聽きて人を殺して、其罪を下吏に傳けんこと、(七)聞く所に非ずと。辭して令を受けず。文公曰く、子は則ち自ら以爲らく罪有りと、(八)寡人も亦罪有る邪。李離曰く、理、(九)法有り。刑失するときは則ち刑せらる。(一〇)死を失するときは則ち死す。(一一)公、臣の能く微を聽き疑を決するを以て、(一二)故に理たらしむ。今過ち聽きて人を殺せり。罪、死に當すと。遂に令を受けず、劍に伏して死す。

(一) 司獄の官人　(二) 判決を誤りて人を死刑に處す　(三) 自身召し捕はれて　(四) 上位の長官なり　(五) 自から長官として拜任せり　(六) 自から多くの俸給を受けて下吏の者に利益を分たず　(七) 負はせんこと　(八) 其長官を治むる拙者も罪ありとなすか　(九) 理官に定法有り　(一〇) 判決を誤る時は　(一一) 死刑の宣告を誤りて不辜を斬罪に處するときは　(一二) 微細なる理を聽察し疑獄を裁判するの故を以て

石奢者。楚昭王相也。堅直廉正。無所阿避。行縣道有殺人者。相追之。乃其父也。縱其父而還自繫焉。使人言之王曰。殺人者臣之父也。夫以父立政不孝也。廢法縱罪非忠也。臣罪當死。王曰。追而不及。不當伏罪。子其治事矣。石奢曰。不私其父。非孝子也。不奉主法。非忠臣也。王赦其罪上惠也。伏誅而死臣職也。遂不受令。自刎而死。

石奢は、楚の昭王の相なり。(一)堅直廉正、阿り避くる所無し。(二)縣を行るとき、道に人を殺す者有り。相之を追ふに、乃ち其父なり。其父を縱して、而して還り(三)自ら繋はる。人をして之を王に言はしめて曰く、人を殺す者は、臣が父なり。夫れ父を以て政を立つれば孝ならず、(四)法を廢てて罪を縱すは、忠に非ざるなり。臣が(五)罪死に當すと。王曰く、追ひて及ばず、當に罪に伏すべからず。子其れ(六)事を治めよと。石奢曰く、其父に私せざるは孝子に非ざるなり。主の法を奉ぜざるは、忠臣に非ざるなり。王其罪を赦すは、(七)上の惠なり。誅に伏して死なんは、(八)臣の職なりと。遂に令を受けずして、自剄して死す。

(一) 志堅固にして正直無私　(二) 國內巡視の際　(三) 家に歸りて自ら捕縛せられて出づ　(四) 法律を曲げて罪をゆるすことは　(五) 死刑を受くるに相當す　(六) 國家の政事を治めよ　(七) 天王の恩惠なり　(八) 職責を盡すなり

公儀休者。魯博士也。以ニ高弟一爲ニ魯相一。奉レ法循レ理。無レ所ニ變更一。百官自正。使ニ食レ祿者不レ得下與ニ下民一爭上レ利。受レ大者不レ得レ取レ小。客有下遺ニ相魚一者上。相不レ受。客曰。聞ニ君嗜一レ魚。遺ニ君魚一。何故不レ受也。相曰。以レ嗜レ魚故不レ受也。今爲レ相能自給レ魚。今受レ魚而免。誰復給ニ我魚一者。吾故不レ受也。食レ茹而美。抜ニ其園葵一而棄レ之。見ニ其家織布好一。而疾出ニ其家婦一。燔ニ其機一云。欲レ令下農士工女安所上レ讎ニ其貨一乎。

公儀休は、魯の博士(一)なり。(二)高弟を以て、魯の相と爲る。法を奉じ理に循ひ、變更(三)する所無し。百官自ら正しく、(四)祿を食む者をして、下民と利を爭ふことを得ざらしめ、大を受くる者をして小を取ることを得ざらしむ。客、相に魚を遺る者有り。相受けず。客曰く、君が魚を嗜むを聞きて、君に魚を遺る、何の故に受けざる。相曰く、魚を嗜むを以ての故に受けざりなり。今相と爲りて、能く(五)自ら魚を給す。今魚を受けて免(六)ぜられれば、誰れか復た我れに魚を給せん者ぞ、吾れ故に受けずと。(七)茹を食ひて美し。其園の葵を抜きて之を棄つ。其家に織る布の好きを見て、疾く其家婦(八)を出し、其機を燔きて云く、(九)農士工女をして安くに其貨を讎る所あらしめんと欲する乎と。

(一) 博士の官　(二) 高第、才藝優等にして品第の高き意　(三) 私見を用ひて變改する處なし　(四) 官の祿を受くる者　(五) 自分から魚を買ふことを得　(六) 免官せられなば　(七) 野菜　(八) 妻女　(九) 農士女工の業を奪はゞ何處に賣買して生業を營むことを得しめんと欲するか

子産者。鄭之列大夫也。鄭昭君之時。以所愛徐摯爲相。國亂。上下不親。父子不和。大宮子期言之君。以子産爲相。爲相一年。豎子不戲狎。斑白不提挈。僮子不犂畔。二年。市不豫賈。三年。門不夜關。道不拾遺。四年。田器不歸。五年。士無尺籍。喪期不令而治。治鄭二十六年而死。丁壯號哭。老人兒啼。曰子産去我死乎。民將安歸。

子産は、鄭の列大夫なり。(一)鄭の昭君の時に、愛する所の徐摯を以て相と爲す。國亂れて上下親まず。父子和せず。大宮子期之を君に言ひ、子産を以て相と爲す。相たること一年にして、豎子戲狎せず。(二)斑白提挈せず。(三)僮子畔に犂かず。(四)二年にして、市豫め賈せず。(五)三年にして、門夜關さず、道に遺ちたるを拾はず。四年にして、田器歸さず。(六)五年にして、士、尺籍無し、(七)喪期令せずして治る。鄭を治むること二十六年にして死す。丁壯は號哭し、(八)老人は兒のごとく啼く。曰く子産我れを去て死する乎。民將た安にか歸せんと。(九)

(一)諸大夫の一人　(二)小兒も戲れ狎れず　(三)四五十歳の老いたる者は重き物を提げず、若き者代りて爲す也　(四)幼年の者は田に耕さず　(五)前以て高價に定めず時の相場に從ひ賣買す　(六)田畠を耕す農具は捨置きて家に持歸るの心配なし　(七)軍令を書したる簡無し　(八)成年者は聲をあげて泣き叫び　(九)人民は又何くに住居して安堵することを得られんかと其死を惜めり

楚民俗好ニ庳車一。王以爲庳車不レ便レ馬。欲ニ下レ令使ヒ高レ之。相曰。令數下。民不レ知レ所レ從。不可。王必欲レ高レ車。臣請敎ニ閭里一。使レ高ニ其梱一。乘レ車者皆君子。君子不レ能ニ數下一レ車。王許レ之。居半歲。民悉自高ニ其車一。此不レ敎而民從ニ其化一。近者視而效レ之。遠者四面望而法レ之。故三得レ相而不レ喜。知ニ其材自得ヒ之也。三去レ相而不レ悔。知レ非ニ己之罪一也。

楚の民俗、庳車(一)を好む。王以爲らく庳車は馬に便ならずと。令を下して之を高(二)からしめんと欲す。相曰く、令數〻下らば、民從はん所を知らず(三)。不可なり。王必ず車を高くせんと欲せば、臣請ふ、閭里に敎へて(四)其梱(五)を高からしめん。車に乘る者は、皆君子なり。君子は數〻車を下ること能はずと。王之を許す。居ること半歲にして、民悉く自ら其車を高くす。此れ敎へずして民其化(六)に從ふ。近き者は視て之に效ひ、遠き者は四面に望みて之に法る。故に三たび相を得たれども(七)、而も喜ばず。其材の自ら之を得たるを知れば也。三たび相を去れども、而も悔いず。(八)己の罪に非ざるを知ればなり。

(一)屋根の低き車　(二)車の屋根　(三)人民何れにしてよきやが分らず　(四)閭里の者に敎へて　(五)門と兩扉の合ふ所に支へとなる木橛　(六)敎化　(七)三度まで令尹となりたれども悅びたるやうすなし　(八)職を止めらるゝも自身の行ひの惡きにあらざることを確信すればなり

民。上下和合。世俗盛美。政緩禁止。吏無姦邪。盜賊不起。秋冬則勸民山採。春夏以水。各得其所便。民皆樂其生。莊王以爲幣輕。更以小爲大。百姓不便。皆去其業。市令言之相曰。市亂民莫安其處。次行不定。相曰。知此幾何頃乎。市令曰。三月頃。相曰。罷。吾今令之復矣。後五日朝。相言之王曰。前日更幣以爲輕。今市令來言曰。市亂民莫安其處。次行之不定。臣請遂令復如故。王許之。下令三日而市復如故。

く幣輕(六)しと。更めて小を以て大と爲す。百姓便とせず、皆其業を去つ。市の令之を相に言ひて曰く、市亂れて、民其處を安ずる莫く(七)、次行定らず(八)。相曰く、此くの如きは幾何頃ぞや。市の令曰く、三月の頃なり。相曰く、罷け、吾れ今之を復(九)せしめんと。後五日朝す。相之を王に言ひて曰く、前日幣を更め以て輕しと爲す。今市の令來り言ひて曰く、市亂れ、民其處を安ずる莫く、次行之れ定らずと。臣請ふ遂に復して故の如くならしめんと。王之を許す。令を下して三日、而して市復する故の如し。

(一)家に居て官に仕へぬ人 (二)我に代らしむ (三)高尚優美にして (四)理に循ひて惡事を行はず (五)生業を樂しむ (六)貨貿輕し (七)安堵せず (八)市店の列次定まらず (九)貨幣を舊の如く小さくせしめん

太史公曰。法令所ニ以導ㇾ民也。刑罰所ニ以禁ㇾ姦也、文武不ㇾ備良民懼。然身修者。官未ニ曾亂ㇾ也。奉ㇾ職循ㇾ理亦可ニ以爲ㇾ治。何必威嚴哉。

卷百十九

循吏列傳第五十九

太史公曰く、法令は民を導く(一)所以なり。刑罰は姦を禁ずる(二)所以なり。文武備らざるときは、良民懼る。然れども身修る者(三)、官(四)未だ曾て亂れざるなり。職を奉じ理に循ふも(五)、亦以て治を爲す可し。何ぞ必ずしも威嚴のみならんや。

(一)善道に導く　(二)惡人を禁ずる　(三)王者の身修る者　(四)官職ある者　(五)理法に循へば

孫叔敖者、楚之處士也。虞丘相進ニ之於楚莊王ニ。以自代也。三月爲ニ楚相ニ。施ㇾ教導ㇾ

孫叔敖は、楚の處士(一)なり。虞丘相(二)之を楚の莊王に進めて、以て自ら代る。三月にして楚の相と爲る。教を施し民を導きて、上下和合す。世俗盛美(三)にして、政緩く禁止む。吏、姦邪無く(四)、盗賊起らず。秋冬には則ち民を勸めて山に採らしむ。春夏には水を以てす。各〻其の便しき所を得て、民皆其生を樂しむ(五)。莊王以爲ら

太史公曰。詩之所レ謂。戎狄是膺。荊舒是懲。信哉是也。淮南衡山親爲二骨肉一。疆土千里。列爲二諸侯一。不レ務下遵二蕃臣職一。以承中輔天子上。而專挾二邪僻之計一。謀レ爲二畔逆一。仍父子再亡レ國。各不レ終二其身一。爲二天下笑一。此非二獨王過一也。亦其俗薄。臣下漸靡使レ然也。夫荊楚僄勇輕悍。好作レ亂。乃自レ古記レ之矣。

太史公曰く、詩(一)の謂はゆる戎狄是れ膺ち、荊舒是れ懲すとは(二)、信なる哉是れや。淮南・衡山は親しく(三)骨肉たり。疆土千里、列して諸侯たり。蕃臣の職に遵ひ(四)、以て天子を承輔するを務めず、而して專ら邪僻(五)の計を挾み、畔逆を爲すを謀る。仍りに父子再び國を亡ふ。各々其身を終へず。天下の笑ひと爲る。此れ獨り王の過に非ざるなり。亦其俗薄く(六)、臣下漸靡(七)して然らしむるなり。夫れ荊楚は僄勇輕悍(八)にして、好みて亂を爲す。乃ち古より之を記す(九)。

(一) 詩經魯頌閟宮の篇に在り　(二) 戎狄の野蠻なる者は擊ち荊舒の南蠻は之を懲らす　(三) 親しく高帝の孫にして漢の天子と親族なり　(四) 諸侯と爲りて藩屏たる大任を全うして　(五) 不正不善　(六) 其土地の人民の風俗輕薄にして　(七) 漸次に其風俗に染みて　(八) 氣早く身輕にして凶暴なり　(九) そこで詩經にも、戎狄是れ膺ち云々と記したるなり

子孝家。吏劾孝首匿ㇾ喜。孝以爲陳喜雅數與ㇾ王計ニ謀反一。恐ニ其發ㇾ之。聞ニ律先自告。除ニ其罪一。又疑(四)太子使ニ白嬴上書發ニ其事一。即先自告。告下所ニ與謀反一者。救赫陳喜等上。廷尉治驗。公卿請下逮ニ捕衡山王一治上之。天子曰。勿ㇾ捕。遣ニ中尉安。太行息一。即問ㇾ王。王具以ニ情實一對。吏皆圍ニ王宮一而守ㇾ之。中尉太行還以聞。公卿請遣下宗正大行與ニ沛郡一雜治上ㇾ王。王聞即自剄殺。孝先自告ㇾ反。除ニ其罪一。坐下與ニ王御婢一姦上棄市。王后徐來亦坐ㇾ蠱ニ殺前王后乘舒一。及太子爽坐ニ告ㇾ王不孝一皆棄市。諸與ニ衡山王一謀反者皆族。國除爲ニ衡山郡一。

疑ひ、即ち先づ自ら告げ、與に謀反する所の者救赫陳喜等を告ぐ。廷尉治するに驗(四)あり。公卿、衡山王を逮捕して之を治せんと請ふ。天子曰く、捕すること勿かれと。中尉安・太行息を遣りて、即きて王に問はしむ。王具(五)に情實を以て對ふ。吏皆王宮を圍みて之を守る。中尉、太行還りて以聞し。公卿請ふ、宗正大行をして、沛郡と雜へて王を治せしめんと。王聞きて即ち自ら剄殺(六)す。孝先づ自ら反を告ぐ。其罪を除く。王の御婢(七)と姦するに坐して棄市せらる。王后徐來も亦前の王后乘舒を蠱殺(八)するに坐し、及び太子爽は王を告ぐるの不孝に坐し、皆棄市せらる。諸〻の衡山王と謀反せる者皆族せらる。國除して、衡山郡と爲る。

(一) 探して召捕る　(二) 首謀者となりて　(三) 律の明文に　(四) 證據十分なり　(五) 巨細に一切の事實を以て對ふ　(六) 自から首をはねて死す　(七) 侍女　(八) 毒殺

人上書。請廢太子爽、立孝爲太子。爽聞、卽使所善白嬴之長安。上書。言孝作輣車鏃矢。與王御者姦。欲以敗孝。白嬴至長安、未及上書。吏捕嬴以淮南事繫。王聞爽使白嬴上書。恐言國陰事。卽上書。反告太子爽所爲不道。棄市罪事。事下沛郡治。

の白嬴をして上書せしむと聞き、國の陰事を言はんことを恐れ、卽ち上書して、反りて太子爽の爲す所の不道にして棄市の罪ある事を告ぐ。事沛郡に下して治せしむ。

㊀天子に參朝の時に當る ㊁從前よりの不和を仲直りをなし ㊂謀反の準備を約束す ㊃孝の太子とならんとするを妨げをなさんと欲す ㊄淮南の謀反事件の關係者を召捕へて獄に繫ぐ ㊅反逆の計劃の事 ㊆誅戮して屍を市に晒すこと

元朔七年。冬。有司公卿下沛郡求捕所與淮南謀反者。未得。得陳喜於衡山王

元朔七年の冬、有司公卿、沛郡に下して、淮南と謀反する所の者を求捕す。未だ得ず。陳喜を衡山王の子孝の家に得たり。吏劾す。孝首として喜を匿せりと。孝以爲らく陳喜雅より數〻王と謀反を計る。其の之を發せんことを恐る。律に先づ自ら告ぐるは其罪を除くと聞き、又太子の白嬴をして上書して其事を發せむしるを

能一。乃佩二之王印一。號曰二將軍一。令レ居二外宅一。多給二金錢一。招二致賓客一。賓客來者。微知三淮南衡山有二逆計一。日夜從容勸レ之。王乃使下孝客江都人救赫陳喜。作二輣車鏃矢一。刻中天子璽。將相軍吏印上。王日夜求三壯士如二周丘等一。數稱二引吳楚反時計畫一。以約束。衡山王非下敢效二淮南王一求中即二天子位一。畏三淮南起并二其國一。以爲淮南已西。發レ兵定二江淮之間一。而有レ之。望如レ是。

を有たん。望み(一一)是くの如しと。

(一)物を獻じて之を賀す　(二)腰元　(三)强めて食事をなして健康を保たれよ　(四)能く之を引止めんとする者無し　(五)惡口をいふ　(六)手桎足桎を施して繫ぎ置く　(七)宮外の邸宅　(八)兵士を載する車　(九)鏃の誤りにて金屬製の矢じり　(一〇)褒め立て引用して　(一一)願ひ望む所は

元朔五年。秋。衡山王當レ朝。六年。過二淮南一。淮南王乃昆弟語。除二前郤一約二束反具一。衡山王即上書謝レ病。上賜レ書不レ朝。元朔六年中。衡山使下

元朔五年の秋、衡山王、朝に當る。(一)六年に淮南を過ぐ。淮南王乃ち昆弟として語し、前郤(二)を除き、反具を約束す。(三)衡山王即ち上書して病を謝す。上、書を賜ひて朝せざらしむ。元朔六年中に、衡山、人をして上書して太子爽を廢して、孝を立て太子と爲すを請はしむ。爽聞き、即ち善くする所の白嬴をして長安に之かしめ、上書して、孝、輣車鏃矢作り、王の御者と姦するを言ひ、以て孝(四)を敗らんと欲す。白嬴長安に至り、未だ上書するに及ばず。吏、嬴を捕へ、淮南(五)の事を以て繫ぐ。王は爽

前爲ㇾ壽。因據ニ王后股一。求下與ニ王后一臥上。王后怒以告ㇾ王。王乃召欲ニ縛而笞ㇾ之。太子知四王常欲三廢ㇾ己立ニ其弟孝一。乃謂ㇾ王曰。孝與ニ王御者一姦。無采與ㇾ奴姦。王彊食。請上書。即倍ㇾ王去。王使ニ人止ㇾ之。莫ニ能禁一。乃自駕追ニ捕太子一。太子妄惡言。王械ニ繫太子宮中一。孝日益親幸。王奇ニ孝材

む。王后怒り以て王に告ぐ。王乃ち召し縛して之を笞たんと欲す。太子、王の常に己を廢して其弟孝を立てんとを欲するを知る。乃ち王に謂ひて曰く、孝は王の御(二)者と姦せり。無采は奴と姦せり。王(三)彊食せよ。請ふ上書せんと。即ち王に倍きて去りぬ。王、人をして之を止めしむ。(四)能く禁ずること莫し。乃ち自ら駕して太子を追ひ捕ふ。太子妄りに(五)惡言す。王、太子を宮中に(六)械繫す。孝は日に益〻親幸せらる。王、孝の材能を奇とし乃ち之に王印を佩ばしめ、號して將軍と曰ふ。(七)外宅に居らしむ。多く金錢を給して、賓客を招致す。賓客の來る者、微かに淮南衡山の逆計有ることを知る。日夜從容して之を勸む。王乃ち孝の客江都の人救赫・陳喜をして(八)輣車(九)鏃矢を作り、天子の璽、將相軍吏の印を刻せしむ。王日夜壯士の周丘等の如きを求め、數〻吳楚の反時の計畫を(一〇)稱引して、以て約束す。衡山王は敢へて淮南王に效ひて天子の位に卽くことを求むるに非ず。淮南の起りて其國を幷するを畏る。以爲らく淮南已に西せば、兵を發して江淮の間を定めて、而して之

姧。又與レ客姧。太子數讓二無采。無采怒不下與二太子一通上。王后聞レ之。卽善遇二無采。無采及中兄孝少失レ母。附二王后一。王后以レ計愛レ之。與共毀二太子一。王以レ故數擊二笞太子一。元朔四年中。人有下賊二傷王后假母一者上。王疑三太子使二人傷二之。笞二太子一。後王病。太子時稱レ病不レ侍。孝王后無采惡二太子一。太子實不レ病。自言レ病有二喜色一。王大怒。欲下廢二太子一立中其弟孝上。王后知二王決レ廢二太子一。又欲二幷廢レ孝。王后有二侍者一善舞。王幸レ之。王后欲下令二侍者與レ孝亂一以汙上レ之。欲下幷廢二兄弟一而立二其子廣一代中太子上。太子爽知レ之。念后數惡レ已無二已時一。欲三與亂以止二其口一。

喜色有りと。王大に怒りて、太子を廢して其弟の孝を立てんと欲す。王后、王の太子を廢するに決したるを知り、又幷せて孝を廢せんと欲す。王后侍者(一一)有り、善く舞ふ(一二)。王之を幸す。王后、侍者をして孝と亂せしめ、以て之を汙さんと欲し、幷せて兄弟を廢して其子廣を立て太子に代へんと欲す。太子爽之を知る。念ふに后數〻己を惡して已む時無しと。與に亂して以て其口を止めんと欲す(一三)。

(一) 讒言して　(二) 毒藥を以て　(三) 刺して傷く　(四) 毀りて惡く言ひ立つ　(五) 妹　(六) 去られて王の許に歸り　(七) 綢交す　(八) 厚遇す　(九) 笞擊ちて懲す　(一〇) 繼母を殺さんとして傷けたる者有り　(一一) 腰元　(一二) 舞に巧みなり　(一三) 共に淫行をなして、以て王后の己を讒する口止めをせんと欲す

王后飲。太子

王后飲す。太子前みて壽を爲す(一)。因りて王后の股に據り、王后と臥せんことを求

彊榜二服之一。衡山內史以爲レ非レ是。卻二其獄一。王使三人上書告二內史一。內史治。言二王不直一。王又數侵二奪人田一。壞二人冢一以爲レ田。有司請逮二治衡山王一。天子不レ許。爲置二吏二百石以上一。衡山王以レ此恚。與二奚慈張廣昌一謀。求下能爲二兵法一。候二星氣一者上。日夜從二容王密謀反事一。

王后乘舒死。立二徐來一爲二王后一。厥姬俱幸。兩人相妬。厥姬乃惡二王后徐來於太子一曰。徐來使三婢蠱道殺二太子母一。太子心怨二徐來一。徐來兄至二衡山一。太子與飮。以レ刃刺二傷王后兄一。王后怨怒。數毀二惡太子於王一。太女弟無采。嫁棄歸。與レ奴

王后乘舒死す。徐來を立てゝ王后と爲す。厥姬倶に幸せらる。兩人相妬む。厥姬乃ち王后徐來を太子に惡して(一)曰く、徐來婢をして蠱道(二)をもて太子の母を殺さしむと。太子心に徐來を怨む。徐來の兄衡山に至る。太子と與に飮す。刃を以て王后の兄を刺傷(三)す。王后怨み怒りて、數〻太子を王に毀惡(四)す。太子の女弟(五)無采嫁して棄歸(六)し、奴と奸す。又客と奸す。太子數〻無采を讓む。無采怒りて、太子と通ぜず(七)。王后之を聞きて、卽ち善く無采を遇す(八)。無采及び中兄孝少くして母を失ひて、王后に附けり。王后計を以て之を愛す。與に共に太子を毀る。王故を以て數〻太子を撃答(九)す。元朔四年中に、人、王后の假母(一〇)を賊傷せる者有り。王、太子の人をして之を傷せしめしを疑ひ、太子を答うつ。後に王病む。太子時に病と稱して侍せず。孝と王后と無采と、太子を惡すらく、太子實に病ならず、自ら病と言ひて

爲二太子一。次男孝。次女無采。又姬徐來生二子男女四人一。美人厥姬生二子二人一。衡山王淮南王。兄弟相責二望禮節一。間不二相能一。衡山王聞三淮南王作二爲畔逆反具一。亦心結二賓客一。以應レ之。恐レ爲レ所レ并。元光六年。衡山王入朝。其謁者衛慶有二方術一。欲三上書事二天子一。王怒。故劾二慶死罪一。

王淮南王、兄弟相責めて(一)禮節を望み、間相能からず。衡山王、淮南王の畔逆の(二)反具を作爲することを聞きて、亦心に賓客に結びて、以て之に應ぜんとす。(三)爲に并せらるゝことを恐る。元光六年に、衡山王入朝せり。其(四)謁者衛慶(五)方術有り、上書して天子に事へんと欲す。王怒りて、故に慶を死罪に(六)劾し、彊ひて之を(七)榜服す。衡山の内史以爲らく、是に非ずと。其獄を(八)卻く。王、人をして上書して内史を告げしむ。内史治せられて王の不直を言ふ。王、又數〻人の田を侵奪し、人の(九)冢を壞りて以て田と爲す。有司請ふ、衡山王を逮治せんと。(一〇)天子許さず。爲に吏二百石以上を置く。衡山王此を以て恚る。奚慈・張廣昌と謀りて、能く兵法を爲め、(一一)星氣を候ふ者を求む。日夜王に密に謀反することを(一二)從容す。

(一)相互に禮節の至らざるを責め怨みて　(二)反逆に用ひんとする武器　(三)淮南の爲に其國を併呑せられんことを恐る　(四)取次役　(五)卜筮、占驗、星相、醫等に巧者なり　(六)罪有る由を告發し　(七)笞うちて無理に罪に服せしむ　(八)其判決を不當となして却下す　(九)墳墓を破壞して田地となす　(一〇)天子は宗親なるを憚りて之を許さず　(一一)星氣を候ひて氣運を知る方術者　(一二)說きすゝむ

宗廟一。妄作二妖言一。春秋曰。臣無レ將。將而誅。安罪重二於將一。謀反形已定。臣端所レ見。其書節印圖。及他逆無道。事驗明白。甚大逆無道。當レ伏二其法一。而論二國吏二百石以上及比者一。宗室近幸臣。不レ在二法中一者。不レ能二相教一。當三皆免レ官削レ爵爲二士伍一。毋レ得二宦爲一レ吏。其非レ吏他贖レ死金二斤八兩。以章二臣安之罪一。使四天下明知下臣子之道上。毋三致復有二邪僻倍畔之意一。丞相弘。廷尉湯等以聞。天子使下宗正以二符節一治上レ王。未レ至。淮南王安自剄殺。王后荼。太子遷。諸所二與謀反一者皆族。天子以三伍被雅辭多引二漢之美一。欲レ勿レ誅。廷尉湯曰。被首爲レ之畫二謀反一。被罪無レ赦。遂誅レ被。國除爲二九江郡一。

を以て、誅すること勿からんと欲す。廷尉湯曰く、被首として之れが爲に反謀を畫れり。被の罪赦すこと無けんと。遂に被を誅す。國除して九江郡と爲る。

（一）讞せしむ （二）連累者 （三）輕重に從ひて （四）連坐として逮捕すべき者 （五）丞相に督して典故法律を習熟せる者と評議せよ （六）心を惑はし （七）人心を惑はす言辭 （八）臣は君親に對して叛逆の心を持つことなし持てば誅す （九）形跡已に確定す （一〇）僞造の請書使者の節、印圖 （一一）二百石以上の待遇者 （一二）反逆の形跡なき者 （一三）教へて教化に從はざる者 （一四）表白し （一五）邪にして返逆するの意 （一六）皇族の事を掌る官 （一七）三族を誅せらる （一八）平素の言語

衡山王賜王后乘舒。生二子三人一。長男爽

衡山王賜の王后乘舒、子三人を生む。長男の爽をして太子と爲す。次男孝、次女無采、又姬の徐來は、子男女四人を生む。美人厥姬は、子二人を生めり。衡山

當㆓坐收㆒。有司請ㇾ逮㆓捕衡山王㆒。天子曰。諸侯各以㆓其國㆒爲ㇾ本。不ㇾ當㆓相坐㆒。與㆘諸侯王列侯會㆓肆丞相㆒諸侯㆖議。趙王彭祖列侯臣讓等四十三人議。皆曰。淮南王安。甚大逆無道。謀反明白。當ㇾ伏ㇾ誅。膠西王臣端議曰。淮南王安。廢ㇾ法行ㇾ邪。懷㆓詐僞心㆒。以亂㆓天下㆒。熒㆓惑百姓㆒。倍㆓畔

反明白なり。當に誅に伏すべし。膠西王臣端議して曰く、淮南王安、法を廢て邪を行ふ。詐僞の心を懷きて以て天下を亂り、百姓を熒惑し(六)、宗廟に倍畔して、妄りに妖言(七)を作れり。春秋に曰く、臣將(八)すること無し、將すれば誅すと。安の罪は將するより重し。謀反の形(九)已に定まる。臣端の見る所、其書(一〇)節印圖、及び他の逆無道、事驗明白にして、甚だ大逆無道なり。當に其法に伏すべし。而して國吏二百石以上及び比者(一一)を論じ、宗室近幸の臣、法中(一二)に在らざる者も、相教ふること(一三)能はざるをば、當に皆官を免じ爵を削りて士伍と爲し、宦して吏と爲るを得しむること毋からしめん。其の吏に非ざる、他は死を贖はんこと金二斤八兩ならしめ、以て臣安の罪を章(一四)かにして、天下をして明かに臣子の道を知り、敢へて復た邪僻(一五)倍畔の意有ること毋からしめんと。丞相弘、廷尉湯等以聞す。天子宗正(一六)をして符節を以て王を治せしむ。未だ至らず。淮南王安自ら剄殺す。王后荼・太子遷、諸々の與に謀反する所の者、皆族せらる(一七)。天子、伍被の雅辭(一八)、多く漢の美を引く

罷相。王猶豫計未決。太子念。所坐者謀刺漢中尉。所與謀者已死。以爲口絶。乃謂王曰。羣臣可用者皆前繫。今無足與擧事者。王以非時發。恐無功。臣願會逮。王亦偷欲休。即許太子。太子即自剄。不殊。伍被自詣吏因告。與淮南王謀反。反蹤跡具如此。吏因捕太子王后。圍王宮。盡求捕王所與謀反賓客在國中者。索得反具以聞。

に此くの如しと。吏因りて太子王后を捕へて王宮を圍む。盡く王の與に反を謀る所の賓客の國中に在る者を求め捕ふ。反具を索め得て以聞す。(一二)

(一)關連せることを以て奏聞す　(二)他出せりといひて辯解して召に應ぜず　(三)効能なからん　(四)連坐する所以は　(五)吾が連坐する所以を知りて語る者はあらず　(六)事を擧ぐ可き時に非らずして事を擧げば　(七)逮書に應じて召さるゝまゝに往かん　(八)暫時休息せんと欲す　(九)死にきれず　(一〇)謀反の證據　(一一)謀反の用具

上下公卿治。所連引與淮南王謀反。列侯二千石。豪傑數千人。皆以罪輕重受誅。衡山王賜淮南王弟也。

上、公卿に下して治す。(一)連引せる(二)所の淮南王と謀反せる、列侯二千石、豪桀數千人なりき。皆罪の輕重(三)を以て、誅を受く。衡山王賜は淮南王の弟なり。當に坐收(四)すべきものなり。有司、衡山王を逮捕せんと請ふ。天子曰く、諸侯は各々其國を以て本と爲す。當に相坐すべからず。諸侯王列侯丞相に會肆(五)せる諸侯と議せよと。趙王彭祖列侯臣讓等四十三人議す。皆曰く、淮南王安は、甚だ大逆無道なり。謀

彊江淮間一。猶可レ得レ延二歲月之壽一。王曰。善。無二以易一レ此。急則走レ越耳。

於レ是廷尉以三王孫建辭連二淮南王太子遷一聞。上遣下廷尉監。因拜二淮南中尉一。逮中捕太子上。至二淮南一。淮南王聞。與二太子一謀。召二相二千石一。欲二殺而發一レ兵。召レ相。相至。內史以レ出爲レ解。中尉曰。臣受レ詔使。不レ得レ見レ王。王念獨殺レ相。而內史中尉不レ來無レ益也。即

是に於て廷尉、王の孫建の辭の淮南王の太子遷に連せる(一)を以て聞す。上、廷尉監をして因りて淮南の中尉に拜し、太子を逮捕せしむ。淮南に至る。淮南王聞きて太子と謀りて、相二千石を召して、殺して兵を發せんと欲す。相を召す。相至る。內史は出でたる(二)を以て解を爲す。中尉曰く、臣詔を受けて使たり。王に見ゆることを得ず。王念ふ、獨り相を殺すとも、而して內史中尉來らずば、益無から(三)んと。即ち相を罷む。王猶豫して計未だ決せず。太子念ふ、坐する(四)所の者は、漢の中尉を刺さんことを謀ればなり。與に謀る所の者已に死せば、以爲らく口絕え(五)たりと。乃ち王に謂ひて曰く、羣臣の用ふ可き者皆前に繫がれたり。今與に事を擧ぐるに足る者無し。王、時に非ざるを以て發せば、恐らくは功無からん。臣願(六)くは逮に會せん(七)と。王も亦偷みて休(八)せんと欲す。即ち太子に許す。太子即ち自勁す。殊(九)せず。伍被自ら吏に詣りて、因りて告ぐ、淮南王と謀反せりと。反蹤跡(一〇)具

中。相二千石救ㇾ火。至即殺ㇾ之。計未ㇾ決。又欲ㇾ令下人衣二求盜衣一。持二羽檄一。從二東方一來呼曰中南越兵入上ㇾ界。欲二因以發一ㇾ兵。乃使下人至二廬江會稽一爲中求盜上。未ㇾ發。王問二伍被一曰。吾擧ㇾ兵西鄕。諸侯必有二應ㇾ我者一。即無ㇾ應奈何。被曰。南收二衡山一。以擊二廬江一。有二尋陽之船一。守二下雉之城一。結二九江之浦一。絕二豫章之口一。彊弩臨ㇾ江而守。以禁二南郡之下一。東收二江郡會稽一。南通二勁越一。屈二

て以て兵を發せんと欲す。乃ち人をして廬江會稽に至りて求盜を爲さしめんとし、未だ發せず。王伍被に問ひて曰く、吾れ兵を擧げて西に鄕はば、諸侯必ず我れに應ずる者有らん、即し應ずること無くんば奈何。被曰く、南のかた衡山を收めて以て廬江を擊ち、尋陽の船を有ちて、(五)下雉の城を守り、九江の浦に結び、(六)豫章の口を絕ち、(七)彊弩江に臨みて守りて、(八)以て南郡の下に禁ぜん。(九)東のかた江都會稽を收め、南のかた勁越に通じ、江淮間に屈彊せば、(一〇)猶ほ歲月の壽を延ぶることを得可し。(一一)王曰く、善し。以て此れを易ふること無からん。(一二)急あらば則ち越に走かんのみ。(一三)

(一) 宮中に火災起りたるが如くによそほひ (二) 計劃未だ決定せず (三) 盜賊を追捕することを務る者 (四) 羽書ともいふ兵を集むる命令書 (五) 吾が所有となし (六) 連絡し (七) 絕ち塞ぎ (八) 强勢なる弩弓を張り列べ (九) 南軍の兵を下して拒ぐ者を制止せよ (一〇) 强勢を振はゞ (一一) 永籠城することを得べし (一二) 此の計略を變更することをせじ (一三) 萬一敗れば

郡。益發甲卒。急其會日。又僞爲左右都司空。上林中都官詔獄逮書。逮諸侯太子幸臣。如此則民怨。諸侯

人をして即ち大將軍青を刺殺せしめ、而して丞相に說きて之を下さんこと、(一七)蒙を發するが如きのみ。

(一)萬一の成功も得られざるか　(二)拙き計あり　(三)不足にて滿たず　(四)奏請の僞書　(五)男立の者　(六)類髯を剃り去らるゝ罪　(七)家産　(八)家族　(九)期日　(一〇)拘引狀　(一一)連坐として召捕らん　(一二)辯士　(一三)十中の一は成功することを得んか　(一四)それまでにはなるまじ吾力にて十分に爲し得らるべし　(一五)御史の冠　(一六)京都に行く　(一七)物の上の覆ひを除き去るが如く容易なり

懼。即使辯武隨而說之。儻可徼幸。什得一乎。王曰。此可也。雖然吾以爲不至若此。於是王乃令官奴入宮。作皇帝璽。丞相御史。大將軍軍吏。中二千石。都官令丞印。及旁近郡太守。都尉印。漢使節法冠。欲如伍被計。使人僞得罪而西。事大將軍丞相。一日發兵。使人即刺殺大將軍青。而說丞相下之。如發蒙耳。

王欲發國中兵。恐其相二千石不聽。王乃與伍被謀。先殺相二千石。僞失火宮

王國中の兵を發せんと欲す。其相、二千石の聽かざらんことを恐る。王乃ち伍被と謀りて、先づ相二千石を殺さんとす。(一)火を宮中に失する僞し、相二千石火を救ひて至らんときに即ち之を殺さんと。(二)計未だ決せず。又人をして(三)求盜の衣を衣、(四)羽檄を持ち、東方より來り呼びて、南越の兵界に入ると曰はしめんと欲す。因り

王曰。苟如二公言一。不レ可二徼幸一邪。被曰。被有二愚計一。王曰。奈何。被曰。當今諸侯無二異心一。百姓無二怨氣一。朔方之郡。田地廣水草美。民徙者不レ足三以實二其地一。臣之愚計。可下僞二爲丞相御史請書一。徙中郡國豪傑任俠。及有二耐罪一以上上。赦令下除二其罪一。産五十萬以上者。皆徙中其家屬朔方之

王曰く、苟くも公の言の如くならば、徼幸す可からざる邪。被曰く、被愚計有り。王曰く、奈何。被曰く、當今諸侯異心無し。百姓怨氣無し。朔方の郡、田地廣く、水草美し。民の徙されたる者以て其地に實つるに足らず。臣の愚計、僞りて丞相御史の請書を僞りて、郡國の豪傑任俠、及び耐罪有るもの以上を徙す可し。赦して其罪を除き、産五十萬以上の者は、皆其家屬を朔方の郡に徙さしめん。益〻甲卒を發して、其會日を急にせん。又僞りて左右都司空上林中都官の詔獄逮書を僞りて、諸侯の太子幸臣を逮せん。此くの如くせば、則ち民怨み、諸侯懼れん。卽ち辯武をして隨ひて之に説かしめよ。黨し徼幸す可くんば什に一を得ん乎。王曰く、此れ可なり。然りと雖ども、吾れ以爲ふに此くの若くなるに至らずと。是に於て、王乃ち官奴をして宮に入りて、皇帝の璽、丞相御史、大將軍軍吏、中二千石、都官令丞の印、及び旁近の郡の太守、都尉の印、漢の使節の法冠を作らしめ、伍被の計の如くせんと欲す。人をして僞りて罪を得て西し、大將軍丞相に事へしむ。一日兵を發せば、

可ㇾ得二十養萬一。非三直適戍之衆一。鐵鑿棘矜一也。公何以言二有ㇾ禍無ㇾ福。被曰。往者秦爲二無道一。殘二賊天下一。興二萬乘之駕一。作二阿房之宮一。收二太半之賦一。發二閭左之戍一。父不ㇾ寧ㇾ子。兄不ㇾ便ㇾ弟。政苛刑峻。天下敖然若ㇾ焦。民皆引ㇾ領而望。傾ㇾ耳而聽。悲號仰ㇾ天。叩ㇾ心而怨ㇾ上。故陳勝大呼。天下響應。當今陛下。臨二制天下一。一二齊海內一。汎愛二蒸庶一。布ㇾ德施ㇾ惠。口雖ㇾ未ㇾ言。聲疾二雷霆一。令雖ㇾ未ㇾ出。化馳如ㇾ神。心有ㇾ所ㇾ懷。威動二萬里一。下之應ㇾ上猶二影響一也。而大將軍材能不二特章邯楊熊一也。大王以二陳勝吳廣一諭ㇾ之。被以爲過矣。

令未だ出でずと雖ども、化の馳すること神の如し。(一九)心懷ふ所有るときは、威萬里に動く。下の上に應ずること、猶ほ影響(二〇)のごとし。而して大將軍の材能は、特に章邯楊熊のみにあらざるなり。大王、陳勝・吳廣を以て之に諭ふ。被以爲らく過てりと。(二一)

(一) 十中の八九は成功すとなす　(二) 多數の兵を使ひこなす者　(三) 朝廷の獄、詔を奉じて四人を取糺すに因りて名づく　(四) 少許の地　(五) 響の聲に應ずるが如くに皆從へり　(六) 拔群の兵　(七) 罪あり貶謫せられて屯兵となる者　(八) 鐵は大鐮、鑿はのみ、棘はほこ、矜は矛の柄　(九) 無殘に殺せり　(一〇) 莫大の賦稅を收め　(一一) 里門の左邊　(一二) 兄は弟に安んずるを得ず　(一三) 天下の苦痛は恰も熬りつくるが如し　(一四) 首を長くして　(一五) 政府の殘酷なるを怨みたり　(一六) 天下に君臨し　(一七) 天下の萬民　(一八) 迅速に天下に達し　(一九) 德化の行はるゝことの速かなること神の如し　(二〇) 影の形に隨ひ響の聲に應ずるが如し　(二一) 大王の過なり

王曰。左吳趙賢朱驕如。皆以爲有福什事九成。公獨以爲有禍無福何也。被曰。大王之羣臣。近幸素能使衆者。皆前繫詔獄。餘無可用者。王曰。陳勝吳廣無立錐之地。千人之聚。起於大澤。奮臂大呼。而天下響應。西至於戲。而兵百二十萬。今吾國雖小。然而勝兵者。

王曰く、左吳、趙賢、朱驕如は、皆以て福有りて什事九成すと爲す。公獨り以て禍有り、福無しと爲すは何ぞや。被曰く、大王の羣臣の、近幸せられて素より能く衆を使ふ者は、皆前に詔獄に繫がれ、餘は用ふ可き者無し。王曰く、陳勝、吳廣立錐の地無くして、千人の聚、大澤より起り、臂を奮ひ大呼して、天下響應せり。西、戲に至りて兵百二十萬ありき。今吾が國小なりと雖ども、然れども勝兵の者、十餘萬を得可し。直に適戍の衆、鐖鑿棘矜のみに非ざるなり。公何を以て禍有りて福無しと言ふや。被曰く、往者に、秦無道を爲して、天下を殘賊す。萬乘の駕を興し、阿房の宮を作り、太半の賦を收め、閭左の戍を發す。父、子を寧ぜず、兄、弟を便しくせず。政苛に刑峻にして、天下敖然として焦ぐるが如し。民皆領を引きて望み、耳を傾けて聽く。悲號して天を仰ぎ、心を叩きて上を怨む。故に陳勝大に呼びて、天下響應す。當今陛下天下を臨制し、海內を一齊し、汎く羨庶を愛し、德を布き惠を施し、口未だ言はずと雖も、聲、雷霆より疾し。

徙。頭足異處。子孫無遺類。臣聞呉王悔之甚。願王孰慮之。無爲呉王之所悔。王曰。男子之所死者一言耳。且呉何知反。漢將一日過成皐者四十餘人。今我令樓緩先要成皐之口。周被下潁川兵。塞轘轅伊闕之道。陳定發南陽兵守武關。河南太子獨有雒陽耳。何足憂。然此北尚有臨晉關河東上黨。與河内趙國。人言曰。絶成皐之口。天下不通。據三川之險。招山東之兵。擧事如此。公以爲何如。被曰。臣見其禍。未見其福也。

要し、(一〇)周被をして潁川の兵を下して、轘轅、(一一)伊闕の道を塞ぎ、(一二)陳定をして南陽の兵を發して、武關を守らしめば、河南の太子獨り雒陽を有たんのみ、何ぞ憂ふに足らん。然れども此の北に尚ほ臨晉關、河東、上黨と、河内、趙國と有り。人の言に曰く、成皐の口を絶たば天下通せじと。(一三)三川の險に據り、山東の兵を招かん。事を擧ぐること此くの如くならば、公何如と以爲へる。被曰く、臣其禍を見る(一四)未だ福を見ざるなり。

(一) 召されて罪を治せられんとするを見て取り (二) 反逆の兵を起さんと欲す (三) 容易ならずと爲す (四) 理に當らず (五) 誅殺せられ (六) 子孫後世に遺るものなく家滅亡す (七) 謀反の一語あるのみ (八) 呉王は反く方法を知らず (九) 地名 (一〇) 遮り止め (一一) 險隘の地の名河南省偃師縣の東南に在り (一二) 關の名 (一三) 地名
(一四) 禍を受くることあるも未だ福となることはあらじと思ふ

罪一。王又謂レ被曰、山東卽有レ兵。漢必使三大將軍將而制二山東一。公以爲大將軍何如人也。被曰。被所レ善者黃義。從二大將軍一擊二匈奴一。還告レ被曰。大將軍遇二士大夫一有レ禮。於二士卒一有レ恩。衆皆樂レ爲二之用一。騎上二下山一若レ蜚。材幹絕レ人。被以爲材能如レ此。數將習レ兵。未レ易レ當也。及三謁者曹梁使二長安一來言。大將軍號令明。當レ敵勇敢。常爲二士卒先一。休舍穿レ井未レ通。須二士卒盡得一レ水乃敢飮。軍罷卒盡已渡レ河乃渡。皇太后所レ賜金帛。盡以賜二軍吏一。雖二古名將一弗レ過也。王默然。

一二 技術人に絶れたり　一三 戰爭に熟達す　一四 露營する時　一五 沈默して一語を發せず

淮南王見二建已徵治一。恐二國陰事且一レ覺。欲レ發。被又以爲レ難。乃復問レ被曰。公以爲吳興レ兵。是邪非也。被曰。以爲非也。吳王至富貴也。擧レ事不レ當。身死二丹

淮南王、建の已に徵治せらるゝを見て、國の陰事の且に覺れんとするを恐れ、發せんと欲す。被又以て難しと爲す。乃ち復た被に問ひて曰く、公以爲ふに吳の兵を興したることは是か非かと。被曰く、以爲ふに非なり。吳王至りて富貴なり、車を擧ぐること當らず、身丹徒に死して、頭足處を異にし、子孫遺類無し。臣聞く、吳王之を悔ゆること甚だしと。願くは王之を孰慮して、吳王の悔ゆる所を爲すこと無かれ。王曰く、男子の死する所の者は一言のみ。且つ吳何ぞ反を知らん。漢の將一日成皐を過ぐる者四十餘人なりき。今我れ樓緩をして先づ成皐の口を

臣之義。父子之親。夫婦之別。長幼之序。皆得其理。上之擧錯。遵古之道。風俗紀綱未有所缺也。重裝富賈。周流天下。道無不通。故交易之道行。南越賓服。羌僰入獻。東甌入降。廣長楡。開朔方。匈奴折翅傷翼。失援不振。雖未及古太平之時。然猶爲治也。王怨。被謝死

被に謂ひて曰く、山東即し兵有らば、漢必ず大將軍をして將として山東を制せしめん。公以爲ふに大將軍は何如なる人ぞ。被曰く、被の善くする所の者は黄義、大將軍に從ひて匈奴を擊つ。還りて被に告げて曰く、大將軍の士大夫を遇する禮有り、士卒に於て恩有り、衆皆之れが用を爲すを樂む。騎して山に上下すること蜚ぶが若く、(一二)材幹人に絶れたりと。被以爲らく材能此くの如く、數〻將として兵(一三)に習ふ。未だ當り易からずと。謁者曹梁長安に使するに及び、來りて言く、大將軍は號令明にして、敵に當りて勇敢にして、常に士卒の先たり。(一四)休舍するとき、井を穿りて未だ通ぜず、士卒の盡く水を得るを須ちて、乃ち敢へて飲む。軍罷るとき卒盡く已に河を渡りて、乃ち渡る。皇太后の賜ふ所の金帛は、盡く以て軍吏に賜ふ。古の名將と雖ども過ぎじと。(一五)王默然たり。

(一)立入りて其事件をとひつむ　(二)答辯の辭　(三)徒黨の一類の名を引く　(四)理法に適へり　(五)政府の處置　(六)土地の習慣人々の風俗、世上の規律　(七)貨物を滿載せる富商は天下に行き渡り　(八)古代諸侯が貨物を以て王に賓見し　(九)蠻の名　(一〇)匈奴も孤立して勢力盛ならず　(一一)不敬の言を吐きて罪死に當ることを謝す

曰。毒藥苦二於口一利二於病一。忠言逆二於耳一利二於行一。今淮南王孫建。材能高。淮南王王后荼。荼子太子遷。常疾二害建一。建父不害無レ罪。擅數捕繋欲レ殺レ之。今建在。可二徵問一。具知二淮南陰事一。書聞。上以二其事一下二廷尉一。廷尉下二河南一治。是時故辟陽侯孫審卿。善二丞相公孫弘一。怨三淮南厲王殺二其大父一。乃深搆二淮南事於弘一。

弘乃疑三淮南有二畔逆計謀一。深窮二治其獄一。河南治レ建。辭引二淮南太子及黨與一。淮南王患レ之。欲レ發問二伍被一曰。漢廷治亂。伍被曰。天下治。王意不レ說。謂二伍被一曰。公何以言二天下治一也。被曰。被竊觀二朝廷之政一。君

弘乃ち淮南の畔逆の計謀有るを疑ひて、(一)深く其獄を窮治す。河南にて建を治す。(二)辭、淮南の太子及び(三)黨與を引く。淮南王之を患へて發せんと欲し、伍被に問ひて曰く、漢廷治れるか亂れたるか。伍被曰く、天下治れり。王意說ばずして伍被に謂ひて曰く、公何を以て天下治れりと言ふや。被曰く、被竊に朝廷の政を觀るに、君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、(四)皆其理を得たり。(五)上の擧錯古の道に遵ひて、(六)風俗紀綱、未だ缺けたる所有らざるなり。(七)重裘の富賈、天下に周流し、道通ぜざる無し。故に交易の道行はる。(八)南越賓服し、羌僰入獻し、東甌入降す。(九)長楡を廣め、朔方を開く。(一〇)匈奴翅を折き翼を傷り、援を失ひて振はず。未だ古の太平の時に及ばずと。然れども猶ほ治れりと爲すと。王怒る。被(一一)死罪を謝す。王又

有二子建一。材高有レ氣。常怨二望太子不上レ省二其父一。又怨乙時諸侯皆得下分二子弟一爲上レ侯。而淮南獨二子。一爲二太子一。建父獨不レ得レ爲レ侯。建陰結レ交。欲下告敗二太子一。以二其父一代上レ之。太子知レ之。數捕繫而榜二笞建一。建具知二太子之謀欲上レ殺二漢中尉一。即使下所レ善壽春莊芷。以二元朔六年一。上中書於天子上

て淮南獨り二子あり、一は太子と爲り、建の父獨り侯たるを得ざるを怨む。建陰かに交を結びて、告げて太子を敗り、其父を以て之に代らしめんと欲す。太子之を知り、數〻捕繫(五)して建を榜笞(六)す。建具に太子の謀りて、漢の中尉を殺さんと欲するを知る。卽ち善くする所の壽春の莊芷をして元朔六年を以て、天子に上書せしめて曰く、毒藥は口に苦けれども病に利あり、忠言は耳に逆へども行に利あり。今淮南王の孫建材能高し。淮南王の王后荼、荼の子太子遷、常に建を疾害(七)せんとす。建の父不害罪無し。擅に數〻捕繫して之を殺さんと欲す。今建在り。徵して問ふ可し。具に(八)淮南の陰事を知れりと。書聞す。上、其事を以て廷尉に下す。廷尉河南に下して治す。是時故の辟陽侯の孫審卿、丞相公孫弘に善し。淮南厲王の其大父を殺せることを怨みて、乃ち深く淮南の事を弘に購(九)す。

(一) 庶腹の子　(二) 王子の數に入れず　(三) 我智人に優れて武概あり　(四) 輕蔑して他の兄弟と同等の扱ひをせざることを　(五) 召捕りて之を縛し　(六) 笞うちて之を懲す　(七) 疾みて殺さんとす　(八) 淮南王の陰謀事件の眞相を知れり　(九) 漢書に構に作る言を添へて罪を構成す

不レ能レ成レ功者何。誠逆二天道一。而不レ知レ時也。方今大王之兵衆。不レ能下十二分呉楚之一上。天下安寧有二萬倍於呉楚之時一。願大王從二臣之計一。大王不レ從二臣之計一。今見二大王事必不レ成而語先泄一也。臣聞微子過二故國一而悲。於レ是作二麥秀之歌一。是痛三紂之不レ用二王子比干一也。故孟子曰。紂貴爲二天子一。死曾不レ若二匹夫一。是紂先自絶二於天下一久矣。非二死之日一而天下去レ之。今臣亦竊悲三大王棄二千乘之君一。必且下賜二絶命之書一。爲二群臣先一。死中於東宮上也。於レ是王氣怨結而不レ揚。涕滿レ匡而横流。即起歴レ階而去。

王有二孽子不害一最長。王弗レ愛。王王后太子。皆不三以爲二子兄數一。不害

王に孽子不害といふもの有り、最も長ぜり。王愛せず。王、王后、太子皆以て子兄の數と爲さず。不害、子の建といふもの有り。材高くして氣有り、常に太子の其父を省せざることを怨望す。又時の諸侯皆子弟を分ちて侯たるを得たり、而し

(一) 同列中の年齒高き者を指していふ、支那古代に會同饗燕には、必ず年長者を尊びてまづ酒を以て祭る (二) 識時に漢に參朝せざる特典を許さる (三) 鑄つぶす (四) 景帝の母の生家は事件に關係せず (五) 地名 (六) 物笑となる (七) 自然の理に逆ひて事を起し時の非なることを知らざりしによる (八) 計劃せる事は成功せずして却つて先づ誰人かの口より發覺すること (九) 故郷 (一〇) 殷の滅亡後に其故郷に還りて荒れた跡を見て心を傷ましめ麥の其故跡に秀でたるを見て感じて詠じたるもの。即ち麥之漸々兮、黍苗之繩々兮、彼狡童兮、不二與レ我好一兮 (一一) 天下萬民より離れて孤立すること久しき間なり (一二) 紂を棄つる (一三) 大諸侯の君位 (一四) 死を賜ふ由の詔書を賜りて (一五) 群臣に先立ちて (一六) 涕を眼一杯に含み溢れ出る (一七) 階段を降るに足を聚め揃へず一足づつ歩みて降る

地方數千里。內鑄ニ消銅一以爲レ錢。東煮ニ海水一以爲レ鹽。上取ニ江陵木一以爲レ船。一船之載。當ニ中國十兩車。國富民衆。行ニ珠玉金帛一。賂ニ諸侯宗室大臣。獨竇氏不レ與。計定謀成。擧レ兵而西。破ニ於大梁一。敗ニ於狐父一。奔走而東。至ニ於丹徒。越人禽レ之。身死絕レ祀。爲ニ天下笑一。夫以ニ吳楚之衆一。

り、兵を擧げて西す。大梁に破れ、狐父に敗れて、奔走して東のかた丹徒に至り越人之を禽にせり。身死して祀を絕ち(五)、天下の笑ひと爲る(六)。夫れ吳楚の衆を以て、功を成すこと能はざる者は何ぞや。誠に天道に逆ひて(七)時を知らざればなり。方今大王の兵衆は、吳楚を十分するの一なる能はず。天下の安寧は、吳楚の時に萬倍する有り、願くは大王、臣の計に從へ。大王臣の計に從はずんば、今大王の事(八)必ず成らずして語先づ泄るゝことを見んと。臣聞く、微子(九)故國を過ぎて悲む。是に於て、麥秀(一〇)の歌を作る。是れ紂の王子、比干を用ひざるを痛む也。故に孟子曰く、紂は貴きこと天子爲り、死すること曾て匹夫に若かず。是れ紂先づ自ら天下に(一一)絕つこと久し。死するの日にして天下之を(一二)去つるには非ずと。今臣も亦竊に大王の千乘(一三)の君を棄つるを悲む。必ず且に絕命(一四)の書を賜ひて、羣臣(一五)の先を爲して、東宮に死せんとすと。是に於て、王氣怨結して揚らず、涕匡(一六)に滿ちて橫流す。即ち起ちて歷階(一七)して去る。

不レ來。使ニ人上書一求下女無ニ夫家一者三萬人上。以爲ニ士卒衣補一。秦皇帝可ニ其萬五千人一。於レ是百姓離心瓦解。欲レ爲レ亂者。十家而七。客謂ニ高皇帝一曰。時可矣。高皇帝曰。待レ之。聖人當レ起ニ東南一。間不ニ一年一陳勝吳廣發矣。高皇始於ニ豐沛一一倡。天下不レ期而響應者。不レ可ニ勝數一也。此所レ謂蹈レ瑕候レ間。因ニ秦之亡一而動者也。百姓願レ之。若ニ旱之望レ雨。故起ニ於行陣之中一。而立爲ニ天子一。功高ニ三皇一。德傳ニ無窮一。

り起りて、而して立ちて天子たり。功、三王より高く、德、無窮に傳る。(一五)

㈠ 良家の童男 ㈡ 振は侲と通じ善の意、良家の童女 ㈢ 種々の工藝技術の者 ㈣ 良家の童男童女 ㈤ 大庾、始安、臨賀、桂陽、揭陽の五嶺ある山、交趾と合浦との界に在り ㈥ 疲弊の極に達せること ㈦ 夫なき者 ㈧ 衣服を裁縫修理せしむる者 ㈨ 心、秦に背きて解散し ㈩ 兵を起す可き時來れり (一一) 沛の豐 (一二) 一度大義を倡へて兵を起す (一三) 缺點につけこみ油斷を見すまして (一四) 軍中より起りて (一五) 無窮の後

今大王見下高皇帝得ニ天下一之易上也。獨不レ觀ニ近世之吳楚一乎。夫吳王賜レ號。爲ニ劉氏祭酒一。復不レ朝。王ニ四郡之衆一。

今大王、高皇帝の天下を得たるの易きを見る。獨り近世の吳楚を觀ざる乎。夫れ吳王は號を賜ひて劉氏の祭酒となり、(一)復た朝せず、(二)四郡の衆に王とし、地方數千里なり。內は銅を鑄消(三)して以て錢を爲り、東のかた海水を煮て以て鹽を爲る。上、江陵の木を取りて以て船を爲る。一船の載、中國の十兩の車に當る。國富み民衆く、珠玉金帛を行ひて、諸侯宗室大臣に賂ふ。獨り竇氏(四)與らず。計定り謀成

於是臣再拜問曰。宜何資以獻。海神曰。以令名男子若振女。與百工之事。卽得之矣。秦皇帝大說。遣振男女三千人。資之五穀種種百工而行。徐福得平原廣澤。止王不來。於是百姓悲痛相思。欲爲亂者。十家而六。又使尉佗踰五嶺攻百越。尉佗知中國勞極。止王

是に於て、臣再拜して問ひて曰く、宜しく何を資ちて以て獻ずべき。海神曰く、令名(一)の男子若しくは振女(二)と百工(三)の事とを以てせば、卽ち之を得んと。秦の皇帝大に說びて、振男女(四)三千人をして、之に五穀種種百工を資して行かしむ。徐福平原廣澤を得て、止り王となりて來らず。是に於て、百姓悲痛し相思ひて、亂を爲さんと欲する者、十家にして六あり。又尉佗をして五嶺(五)を踰えて、百越を攻めしむ。尉佗中國の勞(六)極せることを知りて、止まり王となりて來らず。人をして上書せしむ、女の夫家(七)無き者三萬人を求めて、以て士卒の衣補(八)と爲んと。秦皇帝其萬五千人を可す。是に於て、百姓離心瓦解(九)し、亂を爲さんと欲する者十家にして七あり。客、高帝皇に謂ひて曰く、時可なり(一〇)と。高皇帝曰く、之を待て、聖人當に東南に起るべし。間一年ならずして陳勝・吳廣發る。高皇始めて豐沛(一一)に於て一たび(一二)倡ふ。天下期せずして響應する者、勝げて數ふ可からざるなり。此れ謂はゆる瑕(一三)を踏み間を候ひて、秦の亡に因りて動ける者なり。百姓之を願ふこと、旱の雨を望むが若し。故に行陳(一四)の中よ

河。當ニ是之時一。男子疾耕不レ足ニ於糟糠一。女子紡績不レ足ニ於蓋レ形。遣ニ蒙恬築ニ長城一。東西數千里。暴レ兵露レ師常數十萬。死者不レ可ニ勝數一。僵尸千里。流血頃畝。百姓力竭。欲レ爲レ亂者。十家而五。又使ニ徐福入レ海求ニ神異物一。還爲ニ僞辭一曰。臣見ニ海中大神一。言曰。汝西皇之使邪。臣答曰。然。汝何求。曰願請ニ延年益壽藥一。神曰。汝秦王之禮薄。得レ觀而不レ得取。卽從レ臣東南至ニ蓬萊山一。見ニ芝成宮闕一。有ニ使者一。銅色而龍形。光上照レ天。

千里、流血頃畝(九)、百姓力竭きて、亂を爲さんと欲する者、十家にして五あり。又徐福をして海に入りて神異の物を求めしむ(一〇)。還りて僞辭(一一)を爲して曰く、臣海中の大神を見る。言ひて曰く(一二)、汝は西皇の使邪。臣答へて曰く、然り。汝何をか求むる。曰く、願くは延年益壽の藥を請はん(一三)。神曰く、汝が秦王の禮薄(一四)し、觀ることを得て取ることを得じと。卽ち臣を從へて東南蓬萊山(一五)に至り、芝成(一六)の宮闕を見る。使者有り、銅色にして龍形なり。光上りて天を照す。

(一) 專門の儒者 (二) 詐僞の方法 (三) 恣に刑罰を加へ (四) 海に瀕する地 (五) 地名、今の陝西 (六) 米のかすぬかすらも食ふに足らず (七) 衣服として身を蓋ふに足らず (八) 死骸 (九) 流るゝ血は田畠に溢る (一〇) 世に珍らしき不思議の物 (一一) 虚言 (一二) 西方の皇帝、卽ち始皇帝 (一三) 長壽の藥 (一四) 吾を禮すること鄭重ならず (一五) 仙人の住む山なりと (一六) 靈芝の生えたる宮殿

宮中生㆓荊棘㆒露霑衣也。王怒繫㆓伍被父母㆒。囚㆑之三月。復召曰。將軍許㆓寡人㆒乎。被曰。不。直來爲㆓大王㆒畫耳。臣聞聽者聽㆓於無聲㆒。明者見㆓於未形㆒。故聖人萬舉萬全。昔文王一動。而功顯㆓于千世㆒。列爲㆓三代㆒。此所㆑謂因㆓天心㆒以動作者也。故海內不㆑期而隨。此千歲之可㆑見者。夫百年之秦。近世之吳楚。亦足㆔以喩㆓國家之存亡㆒矣。臣不㆔敢避㆓子胥之誅㆒。願大王毋㆑爲㆓吳王之聽㆒。

(一) 天子崩御せば (二) 準備せずばならず (三) 待遇すること (四) 父王の横死を怨恨すれど之を忍び堪へたり (五) 今上崩御の後には (六) 景帝の諸王子の如き者に (七) いたみなげきて (八) みだらなる不吉の語を發するか (九) 大鹿小鹿の姑蘇山の臺に遊ぶに至る如きあさましきさまを見ん (一〇) 宮中も荒れ果てゝ、荊棘を生じ、其露にて其中を歩く者の衣をぬらす如きに至らんこととなるべし (一一) 伍被よ余に兵を舉ぐることを許さるゝか (一二) 耳の利きたる者は、聲なきに聞き分けて其意を知り、目の利きたるものは、未だ形にあらはれざるに其狀態を知る (一三) 多く事を行ひて、皆其事完全に成功す (一四) 百年以前の秦 (一五) 吳子胥の如く誅せらるゝを意とせず (一六) 吳王の如き諫言の聽き方をなすこと勿れ

昔秦絕㆓先王之道㆒。殺㆓術士㆒。燔㆓詩書㆒。棄㆓禮義㆒。尚㆓詐力㆒。任㆓刑罰㆒。轉㆓負海之粟㆒。致㆓之西

昔秦、先王の道を絕ち、術士を殺し、(一)詩書を燔き、禮義を棄て、詐力を尚び、(二)刑罰に任じ、(三)負海の粟を轉じて、(四)之を西河に致す。(五)是時に當りて、男子疾く耕せども、糟糠に足らず、(六)女子、紡績すれども、形を蓋ふに足らず。(七)蒙恬をして長城を築かしむること、東西數千里、兵を暴し師を露する、常に數十萬、死者勝げて數ふ可からず。僵尸(八)

並爭。吾可㆓以無㆑備乎。且吾高祖孫。親行㆓仁義。陛下遇㆑我厚。吾能忍㆑之。萬世之後。吾寧能北面臣㆓事豎子㆒乎。王坐㆓東宮㆒召㆓伍被㆒與謀曰。將軍上。被悵然曰。上寬㆓赦大王。王復安得㆓此亡國之語㆒乎。臣聞子胥諫㆓吳王。吳王不㆑用。乃曰。臣今見㆔麋鹿遊㆓姑蘇之臺㆒也。今臣亦見㆘

忍びたり。萬世の後には、吾れ寧ぞ能く北面して豎子(六)に臣事せん乎と。王、東宮に坐して、伍被を召して與に謀りて曰く、將軍上ると。被悵然(七)として曰く、上、大王を寬赦せり。王復た安んぞ此の亡國の語を得ん乎。臣聞く、子胥、吳王を諫む。吳王用ひず。乃ち曰く、臣今麋鹿(八)の姑蘇(九)の臺に遊ぶを見んと。今臣も亦宮(一〇)中に荊棘を生じて、露の衣を霑さんことを見んと。王怒りて伍被の父母を繫ぎ、之を囚ふること三月なりき。復た召して曰く、將軍、寡人に許す乎。被曰く、不、直來りて大王の爲に畫らんのみ。臣聞く、聰者(一一)は無聲に聽き明者は未形に見る。故に聖人萬擧(一二)して萬全なり。昔文王は一たび動きて功千世に顯れ、列して三代と爲る。此れ謂はゆる天の心に因りて以て動作する者なり。故に海內期せずして隨ふ。此れ千歲の見る可き者なり。夫れ百年(一四)の秦、近世の吳楚、亦以て國家の存亡を喩すに足れり。臣敢へて子胥の誅(一五)を避けず。願くは大王、吳王(一六)の聽を爲すこと毋かれ。

削五縣。詔削二縣。使中尉宏赦淮南王罪。罰以削地。中尉入淮南界。宣言赦王。王初聞漢公卿請誅之。未知得削地。聞漢使來。恐其捕之。乃與太子謀刺之如前計。及中尉至。即賀王。王以故不發。其後自傷曰。吾行仁義見削。甚恥之。然淮南王削地之後。其爲反謀益甚。諸使道從長安來。爲妄妖言。言上無男漢不治。即喜。即言漢廷治有男。王怒以爲妄言非也。王日夜與伍被左吳等案輿地圖。部署兵所從入。

後に、其の反謀を爲すこと益〻甚だし。諸使の道して(七)長安より來るもの、妄妖(八)の言を爲すに、上男(九)無し、漢治らずと言へば即ち喜ぶ。即し漢廷治れり男有りと言へば、王怒りて以爲らく妄言(一〇)にして非なりと。王日夜伍被左吳等と、輿地の圖を案じて(一一)、兵の從りて入る所を部署(一二)す。

(一) 訊ひ調べしむ　(二) 度り思ふに　(三) 逃り塞ぐ　(四) 廢止して行はず　(五) 領地を削る　(六) 以前の計略　(七) 通行して　(八) 取止めもなき言　(九) 男子　(一〇) 僞りの言　(一一) 地圖をしらべて　(一二) 手分けをなす

王曰。上無太子。宮車即晏駕。廷臣必徵膠東王。不即常山王。諸侯

王曰く、上、太子無し。宮車即し晏駕(一)せば、廷臣必ず膠東王を徵さしむ。不らずば即ち常山王ならん。諸侯竝び爭はん。吾れ以て備(二)無かる可けん乎。且つ吾れは高祖の孫にして、親ら仁義を行ふ。陛下我れを遇(三)すること厚し。吾れ能く之を(四)

是時上不レ許二公卿請一。而遣三漢中尉宏卽訊二驗王一。王聞二漢使來一。卽如二太子謀計一。漢中尉至。王視二其顏色一。和。訊レ王以下斥二雷被一事上耳。王自度無レ何。不レ發。中尉還以聞。公卿治者曰。淮南王安。擁下閼奮二擊匈奴一者雷被等上。廢二格明詔一。當二棄市一。詔弗レ許。公卿請廢。勿レ王。詔弗レ許。公卿請

是時、上、公卿の請を許さず。而して漢の中尉宏をして卽きて王を訊驗(一)せしむ。王、漢の使を來るを聞き、卽ち太子の謀計の如くす。漢の中尉至る。王、其顏色を視るに和ぎ、王に訊ふに雷被を斥くる事を以てするのみ。王自ら度るに(二)、何ともする無しと。發せず。中尉還りて以聞す。公卿の治する者曰く、淮南王安、匈奴を奮擊する者雷被等を擁閼(三)して、明詔を廢格せり(四)、棄市に當すと。詔して許さず。公卿請ふ、廢して王とすること勿かれと。詔して許さず。公卿請ふ、五縣を削らんと。詔して二縣を削る。中尉宏をして淮南王の罪を赦し、罰するに削地(五)を以てせしむ。中尉淮南の界に入り、宣言して王を赦す。王初め漢の公卿の之を誅せんと請ふを聞きて、未だ削地を得たるを聞かずして、漢の使の來ると聞きて、其の之を捕へんことを恐る。乃ち太子と、之を刺すこと前計(六)の如くせんと謀る。中尉至るに及べば、卽ち王を賀す。王故を以て發せず。其後に自ら傷みて曰く、吾れ仁義を行ひて削らる。甚だ之を恥づと。然れども淮南王地を削らるゝの

至長安上書自明。詔下其事廷尉河南。河南治逮淮南太子。王王后計欲無遣太子。遂發兵反。計猶豫十餘日未定。會有詔即訊太子。當是時。淮南相怒壽春丞。留太子逮不遣。劾不敬。王以請相。相弗聽。王使人上書告相。事下廷尉治。蹤跡連王。王使人候伺漢公卿。公卿請逮捕治王。王恐事發。太子遷謀曰。漢使即逮王。王令人衣衛士衣。持戟居庭中王旁。有非是則刺殺之。臣亦使人刺殺淮南中尉。乃擧兵未晩。

きて太子を訊はしむるに會す」是時に當りて、淮南の相、壽春の丞が、太子の逮を留めて(七)遣らざることを怒りて、不敬なりと劾す。(八)王以て相に請ふ。相聽かず。王、人をして上書して相を告げしむ。事、廷尉に下して治す。(九)蹤跡王に連る。王、人をして漢の公卿を候伺せしむ。公卿、逮捕して王を治せんと請ふ。王、事の發せんことを恐る。(一〇)太子遷謀りて曰く、漢の使即し王を逮へば、王、人をして衛士の衣を衣せて、戟を持ちて、庭中の王の旁に居らしめよ。(一一)是に非ざること有らば、則ち之を刺殺せよ。臣も亦人をして南淮の中尉を刺殺せしめん。乃ち兵を擧ぐるも未だ晩からず。

(一) 京師に出頭して志願する規定なりき　(二) 讒言す　(三) 排斥して官を免ず　(四) 後の見せしめとせん　(五) 關係して其取調を受くる筈となり居れり　(六) 未だ確定せず　(七) 太子の罪狀を訊問せしむ　(八) 彈劾す　(九) 追窮の結果其事王に關係す　(一〇) 露顯に及ばんことを恐る　(一一) 王に不利なる事もあらば

愛。三月不レ同レ席。王乃詐爲レ怒二太子一閉二太子一使三與レ妃同レ內三月。太子終不レ近レ妃。妃求レ去。王乃上書謝歸二去之一。王后荼。太子遷及女陵得レ愛二幸王一。擅二國權一。侵奪民田宅一。妄致レ繫レ人。元朔五年。太子學レ用レ劍。自以爲人莫レ及。聞二郎中雷被巧一。乃召與戲。被一再辭讓。誤中二太子一。太子怒。被恐。

ふることを學びて、自ら以爲らく、人及ぶこと莫けんと。郎中雷被の巧なるを聞き、乃ち召して與に戲す。(一〇) 被一再辭讓す。誤りて太子に中つ。太子怒る。被恐る。

(一) 老者を敬する儀にて、おしまづきと杖を賜ふ (二) 他に嫁したる女の生める子 (三) 謀反に用ふる器具 (四) 內部の者より謀の泄れんこと (五) ふり (六) 同席せず (七) 同棲せしむること (八) 人を捕縛すること (九) 劍道を好み (一〇) 共に擊劍の試合をなす

此時有二欲レ從レ軍者一。輒詣二京師一。被卽願レ奮二擊匈奴一。太子遷數惡二被於王一。王使二郎中令斥免一。欲二以禁レ後。被遂亡

此時軍に從はんと欲する者有れば、輒ち京師に詣らしむ。(一一) 被卽ち匈奴を奮擊せんと願ふ。太子遷數〻被を王に惡す。(一二) 王、郎中令をして斥免せしむ。(一三) 以て後を禁ぜんと欲す。被遂に亡げて長安に至りて、上書して自ら明かす。詔して其事を廷尉河南に下し、(一四) 河南にして治す。淮南の太子に逮す。(一五) 王、王后計りて太子を遣ること無くして、遂に兵を發して反せんと欲す。計猶豫して十餘日にして未だ定らず、(一六) 詔有りて卽

器械攻戰具。積二金錢一。賂二遺郡國諸侯游士奇材一。諸辨士爲二方略一者。妄作二妖言一諂二諛王一。王喜多賜二金錢一。而謀反滋甚。淮南王有二女陵一。慧有二口辯一。王愛レ陵、常多予二金錢一。爲レ中二詗長安一。約二結上左右一。

(一) 人を殺して莫大の損害を天下に及せり　(二) 天の果までに及べり　(三) 並び起りて天下を爭はん　(四) 兵器及び戰爭の具を製作して用意を爲す　(五) 遊說の士の非凡の才能あるもの　(六) はかりごと　(七) 奇怪なる言　(八) 慧に通ず、伶悧にして辯舌に長ず　(九) 探偵、いぬ　(一〇) 天子の左右にある人々に結托して事を擧ぐるに便ならしむ

元朔三年。上賜二淮南王几杖一不レ朝。淮南王王后荼王愛二幸之一。王后生二太子遷一。遷取二王皇太后外孫修成君女一爲レ妃。王謀レ爲二反具一。畏二太子妃知而內泄レ事。乃與二太子一謀。令二詐弗レ

元朔三年に、上、淮南王に几(一)杖を賜ひて朝せざらしむ。淮南の王后荼、王之を愛幸す。王后太子遷を生めり。遷、王皇太后の(二)外孫修成君の女を取りて妃と爲す。王反具(三)を爲らんことを謀る。太子の妃の知りて、(四)內に事を泄さんことを畏る。乃ち太子と謀りて、詐りて愛せざるまね(五)せしむ。三月(六)まで席を同じくせず。王乃ち詐りて太子を怒る爲して、太子を閉ぢて妃と(七)內を同じくせしむると三月す。太子終に妃に近づかず。妃去らんことを求む。王乃ち上書して謝して之を歸り去らしむ。王后荼、太子遷及び女陵、王に愛幸せらるゝことを得たり。國權を擅にし、民の田宅を侵奪し、妄りに(八)人を繫ふることを致す。元朔五年、太子(九)劍を用

侯時爲二太尉一。乃逆二王霸上一。與レ王語曰。方今上無二太子一。大王親高皇帝孫。行二仁義一。天下莫レ不レ聞。即宮車一日晏駕。非二大王一當二誰立一者。淮南王大喜。厚遺二武安侯金財物一。陰結二賓客一。拊二循百姓一。爲二畔逆事一。

(一) 弋は繩を以て矢に繋けて射る、獵は田獵、騎は小馬、馬は乘馬、馳騁は車馬に乘りてかけまはること (二) てなづけて (三) 怨みて復讐せんと欲して (四) 陰謀を發すべき動機を得ず (五) 交際親密なり (六) 陛下崩御のこともあらば (七) 謀反の事

建元六年。彗星見。淮南王心怪レ之。或說レ王曰。先吳軍起時。彗星出。長數尺。然尚流レ血千里。今彗星長竟レ天。天下兵當二大起一。王心以爲上無二太子一。天下有レ變。諸侯並爭。愈益治二

建元六年、彗星見ゆ。淮南王心に之を怪しむ。或るひと王に說きて曰く、先に吳軍起る時に、彗星出づ。長さ數尺なり。然れども尚ほ血を流すこと千里なりき。今彗星長さ天(一)に竟る。天下に兵當に大に起るべしと。王の心に以爲らく、上、太子無し。天下に變有らば、諸侯幷び(三)爭はんと。愈〻益〻(四)器械攻戰の具を治す。金錢を積みて、郡國の諸侯の游士の奇材なるに賂遺す。諸〻の辨士の方略(六)を爲す者、妄に妖言(七)を作りて王に諂諛(五)す。王喜びて多く金錢を賜ふ。而して謀反滋〻甚だし。淮南王に女陵といふもの有り、彗(八)にして口辯有り、王、陵を愛す。常に多く金錢を予へて、長安に、中詗(九)たらしめ、(一〇)上の左右に約結す。

應。而往來使レ越。呉使者至ニ衡山。衡山王堅守無ニ二心。孝景四年。呉楚已破。衡山王朝。上以爲ニ貞信。乃勞ニ苦之。曰。南方卑濕。徙ニ衡山王ニ王ニ濟北。所ニ以褒レ之。及レ薨遂賜レ謚爲ニ貞王。廬江王邊レ越。數使ニ使相交。故徙爲ニ衡山王。王ニ江北。淮南王如レ故。

（一）呉楚七國に味方せんと欲す　（二）其の軍士を任せらる　（三）淮南王の命令を用ひずして、漢の有利なるやうにす　（四）無事安泰なることを得たり　（五）漢室の爲に二心なし　（六）忠誠なり　（七）土地卑く濕地なり

淮南王安。爲レ人好ニ讀レ書鼓レ琴。不レ喜ニ弋獵狗馬馳騁。亦欲ニ以行ニ陰德。拊ニ循百姓。流ニ譽天下。時時怨ニ望厲王死。時欲ニ畔逆。未レ有レ因也。及ニ建元二年。淮南王入朝。素善ニ武安侯。武安

淮南王安は、人と爲り、書を讀み琴を鼓することを好み、弋獵狗馬馳騁を喜まず、（一）亦以て陰徳を行ひて、百姓を拊循して、（二）譽を天下に流へんことを欲す。時時厲王の死を怨望して、（三）時に畔逆せんと欲すれども、未だ因有らず。（四）建元二年に及び、淮南王入朝す。素より武安侯に善し。（五）武安侯時に太尉たり。乃ち王を霸上に逆ふ。王と語りて曰く、方今上、太子無し。大王は親しき高帝の孫なり。仁義を行ひ、天下聞かざるもの莫し。卽し宮車一日宴駕しなば、（六）大王に非ずんば當に誰か立つべき者ぞと。淮南王大に喜びて、厚く武安侯に金財物を遺る。陰に賓客に結びて、百姓を拊循して、畔逆（七）の事を爲す。

地。而追尊諡淮南王爲厲王。置園復如諸侯儀。孝文十六年。徙淮南王喜復故城陽。上憐淮南厲王廢法不軌。自使失國蚤死。乃立其三子。阜陵侯安爲淮南王。安陽侯勃爲衡山王。周陽侯賜爲廬江王。皆復得厲王時地。三分之。東城侯良前薨無後也。

孝景三年。吳楚七國反、吳使者至淮南。淮南王欲發兵應之。其相曰、大王必欲發兵應吳。臣願爲將。王乃屬相兵。淮南相已將兵。因城守。不聽王而爲漢、漢亦使曲城侯將兵救淮南。淮南以故得完。吳使者至廬江。廬江王弗

孝景の三年、吳楚七國反す。吳の使者淮南に至る。淮南王兵を發して之(一)に應ぜんと欲す。其相曰く、大王必ず兵を發して吳に應ぜんと欲せば、臣願くは將たらんと。王乃ち相に兵を屬(二)す。淮南の相已に兵に將として、因りて城守して、(三)王に聽かずして漢の爲にす。漢も亦曲城侯をして兵に將として淮南を救はしむ。淮南故を以て完(四)きことを得たり。吳の使者廬江に至る。廬江王應ぜず。而して往來して越に使せり。吳の使者衡山に至る。衡山王堅く守りて二(五)心無し。孝景の四年、吳楚已に破れて、衡山王朝せり。上以爲らく貞信(六)なりと。乃ち之を勞苦して曰く、南方は卑濕(七)なり、衡山王を徙して、濟北に王とせよと。之を褒する所以なり。薨ずるに及びて、遂に諡を賜ひて貞王と爲ふ。廬江王越に邊し。數々使をして相交らしむ。故に徙して衡山王と爲して、江北に王とす。淮南王は故の如し。

爲安陽侯。子賜爲周陽侯。子良爲東成侯。孝文十二年。民有作歌歌淮南厲王曰。一尺布尙可縫。一斗粟尙可舂。兄弟二人不能相容。上聞之乃歎曰。堯舜放逐骨肉。周公殺管蔡。天下稱聖。何者不以私害公。天下豈以我爲貪淮南王地邪。乃徙城陽王王淮南故

ずと。上之を聞きて乃ち歎じて曰く、(二)堯舜、骨肉を放逐し、周公、管蔡(三)を殺す、天下聖と稱す。何となれば、私を以て公を害せざればなり。天下豈に我を以て淮南王の地を貪ると爲す邪と。乃ち城陽王を徙して、淮南の故地に王として、而して(四)追尊して淮南王を諡して厲王と爲し、園(五)を置きて、復た諸侯の儀(六)の如くす。孝文十六年、淮南王喜を徙して、故の城陽に復す。上淮南厲王の法を廢し、不軌(七)にして、自ら國を失ひて蚤く死なしめしことを憐みて、乃ち其三子を立つ。阜陵侯安を淮南王と爲し、安陽侯勃を衡山王と爲し、周陽侯賜を廬江王と爲す。皆復た厲王の時の地を得て、之を三分す。東城侯良は、前に薨じて後無し。(八)

(一)　僅か一尺の布にても尙は縫ひて共に衣と爲すことを得べく、一斗の粟にても精白と爲さば、尙は共に食ふことを得べし、然るに孝文帝と淮南王と兄弟二人の間の融和し得ぬは歎はしき事なり　(二)　堯舜の四凶を放逐したるをいふ、堯は黄帝の後舜は顓頊の後なり、而して四凶、即ち共工三苗伯鯀驩兜の中には黄帝顓頊より承けたる者あるよりいふ　(三)　管叔蔡叔　(四)　後より淮南を尊んで　(五)　莊園　(六)　侍遇を同じくす　(七)　法度に循はずして　(八)　子孫なし

安能勇。吾以レ驕故。不レ聞二吾過一。至レ此。人生一世間。安能邑邑如レ此。乃不レ食死。至レ雍。雍令發レ封以レ死聞。上哭甚悲。謂二袁盎一曰。吾不レ聽二公言一。卒亡二淮南王一。盎曰。不レ可奈何。願陛下自寬。上曰。爲レ之奈何。盎曰。獨斬二丞相御史一以謝二天下一。乃可。上卽令下丞相御史。逮中考諸縣傳二送淮南王一。不下發レ封餽侍上者。皆棄市。乃以二列侯一。葬二淮南王於雍一。守冢三十戸。

の淮南王を傳送し、封を發して餽侍せざりし者を逮考せしめて(一二)、皆棄市せしむ。乃ち列侯を以て、淮南王を雍に葬る。守冢三十戸あり。(一三)

(一) 嚴格なる師傅 (二) 威勢を擅く (三) 淮南王を苦しめて、心を改めしめんとするのみ (四) 再度本國に返さん (五) 傳車の封 (六) 我が過ちなるを知らずして改めず (七) 悒悒に同じ、樂しまずして愁へ悶ゆ (八) 傳車の封を發きて (九) 自ら省めて其過失を取消し給へ (一〇) 如何にせば可ならん (一一) 食事を差上げざりし者 (一二) 役より糺問せしめて (一三) 墳墓を看守する者

孝文八年。上憐二淮南王一。淮南王有二子四人一。皆七八歲。乃封二子安一。爲二阜陵侯一。子勃

孝文八年、上、淮南王を憐む。淮南王子四人有り、皆七八歲なり。乃ち子安を封じて阜陵王と爲し、子勃を安陽侯と爲し、子賜を周陽侯と爲し、子良を東成侯と爲す。孝文十二年、民、歌を作りて淮南の厲王を歌ふもの有り。曰く、一尺の布をも尚ほ縫ふ可し、一斗の粟をも尚ほ舂く可し。兄弟二人相容るゝこと能は(一)

人從居。他可。盡誅所與謀者。於是乃遣淮南王。載以輜車。令縣以次傳。

是時袁盎諫上曰。上素驕淮南王。弗爲置嚴傅相。以故至此。且淮南王爲人剛。今暴摧折之。臣恐卒逢霧露病死。陛下爲有殺弟之名。奈何。上曰。吾特苦之耳。令復之。縣傳淮南王者。皆不敢發車封。淮南王乃謂侍者曰。誰謂乃公勇者。吾

是時に袁盎上を諫めて曰く、上素より淮南王を驕して、爲に嚴傅相を置かず。故を以て此に至る。且つ淮南王人と爲り剛なり。今暴に之を摧折す。臣卒に霧露に逢ひて病死せんことを恐る。陛下爲に弟を殺すの名有らば奈何と。上曰く、吾れ特之を苦しむるのみ、今之を復せんと。縣の淮南王を傳する者、皆敢へて車封を發せず。淮南王、乃ち侍者に謂ひて曰く、誰れか乃公を勇者と謂ふ。吾れ安んぞ能く勇ならん。吾れ驕を以ての故に、吾が過を聞かずして此に至る。人生れて一世の間、安んぞ能く邑邑として此くの如くならんと。乃ち食はずして死す。雍に至る。雍の令封を發し、死を以て聞す。上哭して甚だ悲む。袁盎に謂ひて曰く、吾れ公の言を聽かずして、卒に淮南王を亡へりと。盎曰く、奈何ともす可からず、願くは陛下自ら寛くせよと。上曰く、之を爲んこと奈何。盎曰く、獨丞相御史を斬りて、以て天下に謝せば乃ち可なりと。上卽ち丞相御史をして、諸縣

臣謹與㆓列侯吏二千石㆒。臣嬰等四十三人㆒議。皆曰。長不㆑奉㆓法度㆒。不㆑聽㆓天子詔㆒。乃陰聚㆓徒黨及謀反者㆒。厚養㆓亡命㆒。欲㆓以有㆑爲。臣等議。論如㆑法。制曰。朕不㆑忍㆑致㆓法於王㆒。其赦㆓長死罪㆒。廢勿㆑王。臣倉等昧死言。長有㆓大死罪㆒。陛下不㆑忍㆑致㆑法。幸赦廢勿㆑王。臣請處㆓蜀郡嚴道邛郵㆒。遣㆓其子母從居㆒。縣爲築㆓蓋家室㆒。皆廩食。給㆓薪菜鹽豉炊食器席蓐㆒。臣等昧死請。請布㆓告天下㆒。制曰。計食㆑長。給㆓肉日五斤。酒二斗㆒。令㆓故美人才人得㆑幸者十

くせんと。制して曰く、朕法を王に致すに忍びず、其れ長の死罪を赦し、廢して王とすること勿かれと。臣倉等昧死して言さく、長は大死罪有り。陛下法を致すに忍びず、幸に赦し、廢して王たら勿からしむ。臣請ふ、蜀郡嚴道の邛郵(四)に處き、其子母をして從ひ居らしめん。縣爲に家室を築蓋(五)し、皆廩食(六)して、薪菜鹽豉(七)炊食の器席蓐を給せん。臣等昧死して請ふ、請ふ天下に布告せんと。制して曰く、計るに長に食せしむるに、肉日々に五斤、酒二斗を給し、故の美人才人の幸を得たる者十人を從ひ居らしめよ。他は可なり。盡く與に謀る所の者を誅せよと。是に於て乃ち淮南王を遣り、載するに輜車(八)を以てし、縣(九)をして次を以て傳せしむ。

(一) 王を律の如く處分するに忍びず　(二) 規則を守らず　(三) 手厚く名籍を脱して逃亡し來れる者を扶持して　(四) 縣名、卽ち今の四川の地　(五) 新造し　(六) 官より糧食を給して　(七) 味噌　(八) 衣ある車、卽ち日本の母衣馬車の如きもの　(九) 縣より縣と次第に宿送せしむ

卒擊之。陛下以淮南民貧苦。遣使者賜長帛五千匹。以賜吏卒勞苦者。長不欲受賜。謾言曰。無勞苦者。南海民王織。上書獻璧皇帝。忌擅燔其書。不以聞。吏請召治忌。長不遣。謾言曰。忌病。春之請長願入見。長怒曰。女欲離我自附漢。長當棄市。臣請論如法。

ず。忌擅に其書を燔きて、以聞せず。吏召して忌を治せんと請ふ。(六)長遣らず。謾言して曰く、忌病むと。春の長に請ひ入りて見ゆるを願ふとき、長怒りて曰く、女、我れを離れて自ら漢に附かんと欲するかと。長棄市に當す。臣請ふ論じて法の如くせんと。(七)

(一) 書物、なつめ、脯は細く割きて乾かしたる肉　(二) 對面して謂すること　(三) 南海の民王織　(四) 廬江郡の附近に住居する者　(五) 詐言　(六) 罪を取糺さんことを　(七) 罪の當る所を論じて刑法に從ひて處罰せんと

制曰。朕不忍致法於王。其與列侯二千石議。臣倉。臣敬。臣逸。臣福。臣賀。昧死言。

制して曰く、朕法を王に致すに忍びず。(一)其れ列侯二千石と議せよと。臣倉、臣敬、臣逸、臣福、臣餘昧死して言さく、臣謹みて列侯吏二千石臣嬰等四十三人と議するに、皆曰く、長法度を奉ぜず、(二)天子の詔を聽かず。乃ち陰に徒黨及び謀反者を聚め、(三)厚く亡命を養ひ、以て爲す有らんと欲す。臣等議すらく、論じて法の如

吏曰。不レ知二安在一。又佯聚レ土。樹二表其上一曰。開章死。埋二此下一。及長身自賊二殺無レ罪者一一人一。令下吏論中殺無レ罪者六人上。爲二命棄市罪一。許捕二命者一以除レ罪。擅罪レ人。罪レ人無レ告。劾繫治二城旦舂以上十四人一。赦二免罪人一。死罪十八人。城旦舂以下五十八人。賜二人爵一關内侯以下九十四人。

上を治すること十四人、罪人を赦免せること、死罪十八人、城旦舂以下五十八人、人に爵を賜ふこと、關内侯以下九十四人なり。

㊀ 隱匿して引渡さす ㊁ 謀反の露見せざる樣にす ㊂ 棺は死體を納め槨は棺を覆ふ具、衣衾は死者に著する衣及び其の上に加ふる衣 ㊃ 墓表 ㊄ 刑法に照して死罪に處せしむ ㊅ 漢書に亡命とあり、毛本亦同じ ㊆ 亡命者 ㊇ 漢に申告せず ㊈ 人の罪狀を論じて拘へ繫ぎて ㊉ 城旦は秦漢の時の刑徒の名、罰して苦役に從事せしむ、舂は罪人の妻子或ひは子孫の女の官に沒せられて苦役に服する者

前日。長病。陛下憂二苦之一。使三使者賜二書棗脯一。長不レ欲レ受レ賜。不レ肯レ見二拜使者一。南海民處二廬江界中一者反。淮南吏

前日長病む。陛下之を憂苦し、使者をして書棗脯を賜はしむ。長賜を受くることを欲せず。使者を見拜することを肯ぜず。南海の民の廬江の界中に處る者反するときは、淮南の吏卒之を擊つ。陛下淮南の民の貧苦を以て、使者をして長に帛五千匹を賜ひ、以て吏卒の勞苦せる者に賜はしむ。長賜を受くることを欲せず。謾言して曰く、勞苦せる者無しと。南海の民王織、上書して璧を皇帝に獻

令。不用漢法。及所置吏。以其郎中春為丞相。聚收漢諸侯人及有罪亡者。匿與居。為治家室。賜其財物爵祿田宅。爵或至關內侯。奉以二千石。所不當得。欲以有為。大夫但。士伍開章等七十人。與棘蒲侯太子奇謀反。欲以危宗廟社稷。使開章陰告長。與謀使閩越及匈奴發其兵。開章之淮南見長。長數與坐語飲食。為家室娶婦。以二千石俸奉之。

侯號ありて京都に居り國邑を有せざる者　(一九)　侯土の當に爲し得べからざる所のものなり　(二〇)　謀反を企てんとする下心ありたるなり　(二一)　士位　(二二)　淮南王長　(二三)　對座して語り合ふ

開章使人告但。但已言之王。春使使報但等。吏覺知。使長安尉奇等。往捕開章。長匿不予。與故中尉蕳忌謀。殺以閉口。為棺槨衣衾。葬之肥陵邑。謾

開章人をして但に告げしめ、已に之を王に言す。春使をして但等に報ぜしむ。吏覺知し、長安の尉奇等をして往きて開章を捕へしむ。長(一)匿して予へず。故の中尉蕳忌と謀り、殺して(二)以て口を閉づ。(三)棺槨衣衾を爲りて、之を肥陵の邑に葬る。吏を謾きて曰く、安に在るかを知らずと。又佯りて土を聚め、(四)表を其上に樹てゝ曰く、開章死す、此下に埋むと。及び長、身自ら罪無き者一人を賊殺し、吏をして罪無き者六人を(五)論殺せしむ。(六)命の棄市の罪の爲に、詐りて(七)命者を捕へて以て罪を除く。擅に人を罪す。人を罪して(八)告ぐる無し。(九)劾繫して(一〇)城旦舂以

奇一謀、以二輂車四十乘一反中谷口上。令三人使二閩越匈奴一。事覺治レ之。使三使召二淮南王一。淮南王至二長安一。丞相臣張倉。典客臣馮敬。行御史大夫事宗正臣逸。廷尉臣賀。備盜賊中尉臣福。昧死言。淮南王長廢二先帝法一。不レ聽二天子詔一。居常無レ度。爲二黃屋蓋一。乘輿出入擬二於天子一。擅爲二法

を以て、丞相と爲し、漢の諸侯の人、及び罪有りて亡げたる者を聚收して(一六)、匿して與に居らしむ。(一七)爲に家室を治めて、其財物爵祿田宅を賜ふ。爵或ひは關內侯(一八)に至り、奉ずるに二千石を以てす。(一九)常に得べからざる所なり。以て爲す有らん(二〇)と欲す。大夫但、(二一)士伍開章等七十人、棘蒲侯の太子奇と謀反し、以て宗廟社稷を危くせんと欲す。開章をして陰に(二二)長に告げしめ、與に謀りて閩越及び匈奴に使し、其兵を發す。開章の淮南に之きて長に見ゆる、長數〻與に坐語飲食す。(二三)家屋を爲り婦を娶らせ、二千石の俸を以て之を奉ず。

(一) 母の仇を報ぜんが爲に辟陽侯を殺せしことを不問に恩召して (二) 還廬して意志に逆はず (三) 驕り恣にして (四) 漢朝の制法を奉ぜず (五) 警は出づる時蹕は入る時の制止の語、即ち天子の行幸に行路の人を警戒すること (六) 秦以後天子の命令を制と言ふ、厲王天子に擬して之を稱す (七) 大車の馬を御すべきもの、漢書及び通鑑には輜車に作り、兵器を載する車とす (八) 地名、陝西省淳陽縣の西北に在り (九) 秦の官名、九卿の一、諸侯及び歸義の蠻夷を掌る (一〇) 行は假官、本官にあらず (一一) 死を冒す義、其の言ふ所不當なれば死を以て罪を謝する意、秦以來上奏文に用ふる套語 (一二) 平生の行規律なく (一三) 天子と同じく、乘輿の屋を黃色に塗りたるもの (一四) 漢の置く所の郡縣の吏を逐ふ (一五) 近侍の官 (一六) 取り容れて (一七) 以上の者達の爲に家屋敷を造りて (一八)

見レ之。即自袖二鐵椎一。椎二辟陽侯一。令二從者魏敬剄一レ之。厲王乃馳走二闕下一。肉袒謝曰。臣母不レ當レ坐二趙事一。其時辟陽侯力能得二之呂后一。弗レ爭。罪一也。趙王如意子母無レ罪。呂后殺レ之。辟陽侯弗レ爭。罪二也。呂后王二諸呂一。欲三以危二劉氏一。辟陽侯弗レ爭。罪三也。臣謹爲二天下一誅二賊臣辟陽侯一。報二母之仇一。謹伏二闕下一請レ罪。

孝文傷三其志爲二親故一。弗レ治。赦二厲王一。當二是時一。薄太后及太子諸大臣。皆憚二厲王一。厲王以レ此歸レ國益驕恣。不レ用二漢法一。出入稱二警蹕一稱レ制自爲二法令一。擬二於天子一。六年。令下男子但等七十人。與二棘蒲侯柴武太子

孝文其志の（一）親の故の爲にするを傷みて、治せずして厲王を赦す。是時に當りて、薄太后及び太子諸大臣、皆厲王に憚る（二）。厲王此を以て國に歸りて益〻驕恣（三）にして、（四）漢の法を用ひず。出入するとき警蹕（五）を稱す。制を稱し（六）自ら法令を爲りて、天子に擬す。六年に男子但等七十人をして、棘蒲侯柴武の太子奇と謀りて、輂車（七）四十乘を以て、谷口（八）に反せしめ、人をして閩越匈奴に使せしむ。事覺れて之を治す。使をして淮南王を召さしむ。淮南王長安に至る。丞相張倉、典客臣馮敬（九）、行御史大夫事宗正臣逸（一〇）、廷尉臣賀、備盜賊中尉臣福（一一）、昧死して言す。淮南王長、先帝の法を廢して、天子の詔を聽かず。居常度無く（一二）、黄屋の蓋（一三）を爲り、乘輿出入天子に擬し、擅に法令を爲りて、漢の法を用ひず。及び置く所（一四）の吏。其郎中（一五）春

厲王蚤失レ母。常附二呂后一。孝惠呂后時。以レ故得レ幸無二患害一。而常心怨二辟陽侯一。弗二敢發一。及二孝文帝初即一レ位。淮南王自以爲最親。驕蹇數不レ奉レ法。上以二親故一常寬赦レ之。三年入朝。甚横。從レ上入二苑囿一獵。與レ上同レ車。常謂二上大兄一。厲王有二材力一。力能扛レ鼎。乃往請二辟陽侯一。辟陽侯出

奉ぜず。上、親(五)の故を以て常に寬にして之を赦せり。三年にして入朝す。甚だ横なり。上に從ひて、苑囿に入りて獵す。上と車を同じくす(六)。常に上を大兄と謂ふ。厲王材力有りて、力能く鼎を扛ぐ(七)。乃ち往きて辟陽侯に請ふ。辟陽侯出でて之に見ゆ。即ち自ら鐵椎(八)を袖にして、辟陽侯を椎つ。從者魏敬をして之を剄ねしむ。厲王乃ち馳せて闕下に走りて、肉袒(九)謝して曰く、臣が母は當に趙の事に坐す(一〇)べからず。其時に辟陽侯、力能く(一一)之を呂后に得たり、爭はず。罪一つなり。趙王如意の子母罪無し。呂后之を殺せり。辟陽侯爭はず、罪二つなり。呂后諸呂(一二)を王として、以て劉氏を危くせんと欲す。辟陽侯爭はず。罪三つなり。臣謹みて天下の爲に賊臣辟陽侯を誅し、母の仇を報ず。謹みて闕下(一三)に伏して罪を請ふと。

(一) 故の地 (二) 身に罹る災難無し (三) 此上なく親し (四) 心驕り我がまゝにして (五) 兄弟といふ關係ありし故を以て (六) 同乘す (七) 鼎を一人して差し上ぐ (八) 鐵製の金槌 (九) 兩肌を脫ぎて謝す、これ罪を受けて刑に就かんとする意を表す (一〇) 連坐すべきいはれなし (一一) 其力を盡せば母を死せざらしむることを得ながら終に見殺にしたり (一二) 呂氏の一族 (一三) 宮闕の下

王母兄弟美人。繫之河内。厲王母亦繫。告吏曰。得幸上有身。吏以聞上。上方怒趙王。未理厲王母。厲王母弟趙兼因辟陽侯言呂后。呂后妬弗肯白。辟陽侯不彊爭。及厲王母已生厲王。恚即自殺。吏奉厲王詣上。上悔令呂后母之。而葬厲王母眞定。眞定厲王母之家在焉。父世縣也。

て之に母たらしむ。而して厲王の母を眞定に葬る。眞定は厲王の母の家在り、父の世縣なり。(一四)

(一) 今の淮陽縣　(二) 漢の妾の稱　(三) 今の直隷省正定縣　(四) 宮中に引取らず　(五) 王宮以外に別に造れる宮　(六) 栢人の事件　(七) 逮捕して糺問す　(八) 連類として召捕り　(九) 奏聞す　(一〇) 處分せず　(一一) 强ひて言上を迫らず　(一二) 恨み無念に思ひて　(一三) 供奉して　(一四) 父祖代々居る地

高祖十一年。十月。淮南王黥布反。立子長爲淮南王。王黥布故地。凡四郡。上自將兵擊滅布。厲王遂即位。

高祖の十一年十月、淮南王黥布反す。子の長を立てゝ淮南王と爲す。黥布の故地(一)に王とす。凡べて四郡なり。上自ら兵に將として擊ちて布を滅す。厲王遂に位に卽く。厲王蚤く母を失ひて、常に呂后に附けり。孝惠呂后の時に、故を以て幸を得て患害無し(二)。而して常に心に辟陽侯を怨めども、敢へて發せず。孝文帝の初めて位に卽くに及びて、淮南王自ら以爲らく最も親しと(三)。驕蹇(四)にして數〻法を

淮南厲王長者。高祖少子也。其母故趙王張敖美人。高祖八年。從二東垣一過レ趙。趙王獻二之美人一。厲王母得レ幸焉。有レ身。趙王敖弗二敢內一レ宮。爲築二外宮一而舍レ之。及下貫高等謀反。柏人事發覺上。幷逮二治王一。盡收捕

卷百十八

淮南衡山列傳第五十八

淮南の厲王長は、高祖の少子なり。其母は故の趙王張敖の美人なり。高祖の八年に、東垣より趙に過ぎる。趙王之れが美人を獻ぜり。厲王の母幸せらるゝことを得たり。身めること有り。趙王敖敢へて宮に內れず。爲に外宮を築きて之を舍せしむ。貫高等の謀反し、柏人の事發覺するに及びて、幷せて王を逮治す。盡く王の母兄弟美人を收捕して、之を河內に繫ぐ。厲王の母も亦繫がる。吏に告げて曰く、上に幸せらるゝことを得て身めること有りと。吏、上に以聞す。上、方に趙王を怒りて、未だ厲王の母を理せず。厲王の母の弟趙兼、辟陽侯に因りて呂后に言す。呂后妬みて、肯へて白さず。辟陽侯彊ひて爭はず。厲王の母已に厲王を生むに及びて、恚みて卽ち自殺す。吏、厲王を奉じて上に詣らしむ。上、悔いて呂后をし

節倹一。此與二詩之風諫一何異。楊雄以爲靡麗之賦。勸レ百風レ一。猶下馳二騁鄭衛之聲一。曲終而奏上レ雅。不二已虧一乎。余采二其語可レ論者一著二于篇一。

天道の隠、神妙なる義に基き、之を人在の顯明なる事に當てはめてあり（三）詩經大雅の篇（四）衆庶人民（五）詩經小雅の篇名（六）小なる身分の個人の行の得失を誹譏して（七）其末が上の政事の善惡の批評に及びたり（八）空虚の辭や誕說を構へて作れる事多きには相違なしと雖も（九）歸する處は（一〇）百の奢侈を勸めて、一節倹を諷する割合なり（一一）鄭衛の淫猥なる音樂をしきりに奏して（一二）雅樂（一三）これ已に不完全なるものにあらずや（一四）論述すべき價しある文を采り（一五）本書の彼の本傳の篇に著し置くことゝせり

歳、天子始祭二后土一。八年而遂先禮二中嶽一、封二于泰山一、至二梁父一禪二肅然一。相如他所レ著。若下遺二平陵侯一書。與二五公子一相難。草木書篇上不レ采。采下其尤著二公卿一者上云。

き符瑞を現示し（四）改め敬む（五）王者の位に居て至りて修けれども（六）大なる典則とす可き地位に在る所以は（七）蒸度（八）以下史記の記者附叙せるもの（九）采録す（一〇）公卿間に著明なる書をのみ采録す

太史公曰、春秋推レ見至レ隱。易本レ隱之二以顯。大雅言二王公大人一。而德逮二黎庶一。小雅譏二小己之得失一。其流及レ上。所二以言一雖二外殊一。其合レ德一也。相如雖レ多二虛辭濫說一。然其要歸引二之

太史公曰く、春秋は見を推して隱に至る（一）、易は隱に本づきて以て顯なるに之く（二）。（三）大雅は王公大人を言ひて、而して德（四）黎庶に逮び（五）、小雅は（六）小己の得失を譏りて、其（七）流上に及ぶ。言ふ所以は外殊なりと雖も、其の德に合ふは一なり。相如（八）虛辭濫說多しと雖も、然れども其要歸（九）は之を節儉に引く。此れ詩の風諫と何ぞ異ならん。楊雄以爲らく、靡麗の賦百（一〇）を勸めて一を風す。猶ほ（一一）鄭衞の聲を馳騁し、曲終りて（一二）雅を奏するがごとし。已に（一三）虧くるにあらざるか。余其語の（一四）論ず可き者を采り篇（一五）に著す。

（一）其現れ明らかなる事件より推して究むるときは、隱微にして奧深き意義のある處を發見するに至るべし（二）

馳ニ我君輿一。帝以享祉。三代之前。蓋未ニ嘗有一。宛宛黄龍。興レ德而升。采色炫燿，熿炳煇湟。正陽顯見，覺ニ寤黎烝一。於レ傳載レ之。云受命所レ乘。厥之有レ章。不ニ必諄諄一。依レ類託寓。諭以ニ封巒一。

一八 觀してあり　一九 くどく繰返して語るに及ばず　二〇 物事の類似の品によりて其意味を託け寓せて　二〇 山を封じて祀を爲すこと、即ち封禪

披レ藝觀レ之。天人之際以交。上下相發允答。聖王之德兢兢翼翼也。故曰，興必慮レ衰，安必思レ危。是以湯武至。尊嚴不レ失ニ肅祗一。舜在ニ假典一。顧ニ省厥遺一。此之謂也。司馬相如既卒。五

(一)藝を披きて之を觀るに、(二)天人の際以に交り、(三)上下相發して允に答ふ。聖王の德(四)兢兢翼翼たり。故に曰く、興は必ず衰を慮り、安は必ず危を思ふと。是を以て湯武至(五)なれども、尊嚴にして肅祗を失はず。舜の(六)假典に在るは、(七)厥の遺を顧省すればなり。此れ之を謂ふなりと。司馬相如既に卒す。五歲ありて、天子始めて后土を祭る。八年にして遂に先づ中嶽に禮し、泰山に封じ、梁父に至りて、肅然に禪す。(八)相如他の著す所の、平陵侯に遺る書、五公子と相難ずる草木篇の若きは、(九)采らず。其尤も(一〇)公卿に著るゝ者を采ると云ふ。

一 經典を披きて之を見るに　二 天と人と相接する際、已に交々感じ　三 上と下と互ひに相發し著れて目出た

又潤ニ澤之一。非ニ唯濡レ之一。氾專ニ濩之一。萬物熙熙。懷而慕思。名山顯レ位。望ニ君之來一。君乎君乎。侯不レ邁哉。般般之獸。樂ニ我君圃一。白質黑章。其儀可レ嘉。旼旼睦睦。君子之能。蓋聞ニ其聲一。今觀ニ其來一。厥塗靡レ蹤。天瑞之徵。茲亦於レ舜。虞氏以興。濯濯之麟。游ニ彼靈畤一。孟冬十月。君徂郊祀。

(一八)其聲を聞き、今其來るを觀る。厥の(一九)塗蹤靡く、天瑞の(二〇)徵、茲に亦舜に於て、虞氏以て興る。(二一)濯濯の(二二)麟、彼の靈畤に游ぶ。孟冬十月、君徂きて(二三)郊祀す。我が君の輿を馳す。帝以て(二四)享祉す。三代の前、蓋し未だ嘗て有らず。(二五)宛宛たる黃龍、德に興して升る。采色炫燿、熿炳煇煌、(二六)正陽顯見し、黎丞を覺寤す。(二七)傳に於て之を載す。云はく受命の乘ずる所と。厥れ之れ章有る、必ずしも(二八)諄諄たらず。(二九)願に依りて託寓し、諭すに(三〇)封巒を以てす。

(一)頌美の辭 (二)上天の此の下界を覆はるゝにより (三)雲の行く貌 (四)時に應じて降る雨 (五)降雨の爲に土地潤ひて水豊富なり (六)雨露十分に土地を濕し (七)植物悉く成育す (八)嘉穀は一莖に六穗ありて豐年の兆をあらはし (九)我が植附くる所の物は、何等か畜へ積まざらんや (一〇)敷施 (一一)喜び樂み (一二)上帝の恩を懷ひ慕ひ思ひ (一三)泰山の神は封禪の位置を明かに示され (一四)斑々に同じ、文彩ある貌 (一五)其狀は白色の地毛に黑き模樣ありて其名儀正しく嘉賞すべし (一六)和ぎ親み (一七)容態あり (一八)其名は聞き居たるが未だ見ざりしが、今はじめて現在に之を觀る (一九)何處より來りしか其の來りたる跡方もなし (二〇)これ嘉する所天より降り來れる符瑞のものならん (二一)肥え太りたる貌、又嬉遊の貌と (二二)時は神を祀る場所、武帝冬時を以て雍に幸し五時を祠り、白麟を獲たり、故にいふ (二三)天を祭る儀式をなす (二四)上帝には君の大御心を照鑑せられて、其祀を受納せらる (二五)うねりたる黃龍 (二六)眞正の貴き姿が顯に見はれ (二七)古來の書物に之を記

藝。將襲舊六
爲七。攄之無
窮。俾萬世得
激清流。揚微
波。蜚英聲。騰
茂實。前聖之
所以永保鴻
名。而常爲稱
首者用此。宜命掌故悉奏其義而覽焉。於是天子沛然改容曰。愉乎朕其試哉。乃遷思回
慮。總公卿之議。詢封禪之事。詩大澤之博。廣符瑞之富。

その餘光の微かに輝んが如くはるかに仰ぐに譬ふ　（一三）　朵は官、其官職の務を展べ、其事業の錯置をなすことを得させ　（一四）　封禪の意義を正しく列記し　（一五）　封禪を記する處の文章を裝ひ飾り　（一六）　春秋の書の一派の書を作爲せば　（一七）　舊來の六經に加へて七經となし　（一八）　清き流れに激勵し　（一九）　微妙なる波を揚げ、ひきて優れたる名聲を發しあげ　（二〇）　盛なる實績を騰げ馳することを得させよ　（二一）　鴻大なる名譽　（二二）　世人の第一に唱へ擧ぐる代表者　（二三）　この封禪の事を行ふ　（二四）　故事儀式の事を司る官　（二五）　にはかに感動して　（二六）　公卿の評議を總べ集め　（二七）　大なる恩澤のことを詩に作り　（二八）　符瑞の豐富なることを廣大に陳述すべし

乃作頌曰。自
我天覆。雲之
油油。甘露時
雨。厥壤可游。
滋液滲漉。何
生不育。嘉穀
六穗。我穡曷
蓄。非唯雨之。

乃ち頌（一）を作りて曰く、我が天の覆（二）するより、雲の油油（三）たる、甘露時雨（四）し、厥の壤（五）游す可し。滋液滲漉（六）何（七）の生か育せざらん。嘉穀（八）六穗（九）我が穡曷ぞ蓄へん。唯之を雨すのみに非ず、又之を潤澤す。唯之を濡すのみに非ず、氾く之を專濩（一〇）す。萬物熙（一一）熙、懷（一二）ひて慕思し、名山（一三）位を顯にし、君の來るを望む。君か君か。侯（一四）ぞ邁かざるや。般般（一五）の獸、我が君の囿に樂む。白質黑章其儀嘉す可し。旼旼睦睦（一六）、君子の能（一七）、蓋し

故聖王弗替。而修禮地祇、謁款天神。勒功中嶽。以彰至尊。舒盛德。發號榮。受厚福。以浸黎民。也。皇皇哉斯事。天下之壯觀。王者之丕業。不可貶也。願陛下全之。而後因雜薦紳先生之略術。使獲燿日月之末光絕炎。以展采錯事。猶兼正列其義。校飭厥文。作春秋一

し、成德を舒し、號榮を發し、厚福を受け、以て黎民を浸するなり。(八)皇皇なる哉(九)斯の事、天下の壯觀、王者の丕業、貶す可からざるなり。願くは陛下之を全くせよ。而して後因りて(一〇)薦紳先生の略術(一一)を雜へ、日月の末光絕炎を燿し、(一二)以て采を(一三)展べ事を錯くを獲しめ、猶ほ兼ねて其義を正列し、(一四)厥の文を校飭し、(一五)春秋の一藝(一六)を作らば、將に舊の六に襲ねて七と爲し、(一七)之を無窮に攄べ、萬世をして清流を激(一八)し、微波を揚げ英聲を蜚し、(一九)茂實を騰ぐることを得しめよ。(二〇)前聖の永く鴻名を保(二一)ちて常に稱首と爲る所以の者は、(二二)此を用ふ。(二三)宜しく掌故に命じ、(二四)悉く其義を奏せしめて覽るべしと。是に於て天子沛然として(二五)容を改めて曰く、愉る乎、朕其れ試みんやと。乃ち思を遷し慮を回し、(二六)公卿の議を總べ、封禪の事を詢りて、大澤の博(二七)きを詩にし、(二八)符瑞の富を廣めよと。

(一)天より符瑞を賜り (二)封禪の事を行ふ (三)僭越の行となさず (四)以上の理由よりして其意をすてず (五)誠意を天神に告げ (六)記錄し (七)至りて尊榮なることを (八)天下萬民を潤し惠むなり (九)盛大なることかな、斯の封禪の事 (一〇)搢紳に同じ (一一)道術 (一二)武帝の德を瞻仰すること、恰も猶は日月の天に高く懸りて、

者泰山梁父設壇場。望幸。蓋號以況榮。上帝垂恩儲祉。將以薦成。陛下謙讓而弗發也。挈三神之驩。缺王道之儀。羣臣恧焉。或謂且天爲質闇。珍符固不可辭。若然辭之。是泰山靡記而。梁父靡幾也。亦各並時而榮。咸濟世而屈。說者尙何稱於後。而云七十二君乎。

り。若し然く之を辭せば、是れ泰山記する(一三)靡くして、而して梁父幾する(一四)こと靡きなり。亦各〻時を並べて榮え、咸(一五)世を濟して屈せば、(一六)說者尙ほ何ぞ後に稱して、而して七十二君と云はん乎。

㊀ 當時上公に位し、臣僚の首席たり ㊁ 王化に從はざる者を征伐す ㊂ 往古最初の帝王に倣しく ㊃ 勳功何者も比較する者無し ㊄ 美功は洽く行き渡り ㊅ 應驗は引續きあらはる ㊆ 陛下の臨幸をひたすらに望む ㊇ 更に美號を加へて以て光榮を前代と比べんとてしかするなり ㊈ 陛下の御成功を告げ參らせんとせらる ㊉ 天神、地祇、山川の三神の希望を絕ち (一一) 天は其本體闇昧なるものなり (一二) 天意の有る處は符瑞のあらはるゝによつて知るを得べし、故に天意の暗に示す處によりて、封禪をなすべきなり (一三) 當代太平の勳功を表記することなくして止み (一四) 封禪の事を行ふことを庶幾することなし (一五) 其の榮えを當代のみにして其德に濟し終らば (一六) 世の說く者に於て尙は此上に何ぞ後世に稱述する緖を尋出して、彼の昔封禪を行ひし七十二君を取立てゝ云ふ可きことのあるべき、封禪の禮も記錄も夙に斷絕してそれ等を知ること能はざりしならん

夫修德以錫符。奉符以行事。不爲進越。

夫れ德を修め以て符(一)を錫ひ、符を奉じ以て事(二)を行ふ。進越(三)と爲さず。故に聖王替(四)てずして、禮を地祇に修め、款(五)を天神に謁げ、功を中嶽に勒(六)し、以て至尊(七)を彰(八)

翠黄乘龍於沼一。鬼神接二靈圉一。賓二於閒館一。奇物譎詭。俶儻窮レ變。欽哉符瑞。臻レ茲猶以爲レ薄。不三敢道二封禪一。蓋周躍魚隕レ杭。休レ之以燎。微夫斯之爲レ符也。以登二介丘一。不二亦恧一乎。進讓之道。其何爽與。

九鼎を沈めし者を武帝の時其一鼎を得たり、故にいふ 〔一二〕 岐水 〔一三〕 翠黄は乘黄にて、即ち神馬なり、武帝の時渥洼の池上に於て神馬を獲たり、故に假りて以て之に喩ふ 〔一四〕 仙人の名 〔一五〕 武帝、仙女を得て、上林苑中に置き神君と號す、古への靈圉に似たることありとて、之を閒館舍中に禮遇せしことありといふ 〔一六〕 猶は謙讓して薄德となし 〔一七〕 武王河を渡りし時、白魚躍りて舟中に入る 〔一八〕 祥瑞となして、燎火を焚きて天を祭れり 〔一九〕 介丘山に登りて封禪を行ひしことは 〔二〇〕 恥入るべきことにはあらざるか 〔二一〕 周の餘り突進的なると漢の餘り謙讓なると

於レ是大司馬進曰。陛下仁育二羣生一。義征二不憓一。諸夏樂レ貢。百蠻執レ贄。德侔二往初一。功無二與二一。休烈浹洽。符瑞衆變。期應紹至。不二特創見一。意

是に於て(一)大司馬進みて曰く、陛下、仁、羣生を育し、義、(二)不憓を征す。諸夏貢を樂み、百蠻贄を執る。德、往初に侔しく、(四)功與に二する無し。(五)休烈浹洽し、符瑞衆變し、(六)期應紹ぎ至る。特に創めて見はるゝのみならず。意者に、泰山梁父壇場を設け、(七)幸を望む。(八)號を蓋へ以て榮を況べんとなり。上帝恩を垂れ祉を儲へ、將に以て(九)成を薦めんとす。陛下の謙讓して發せざるなり。(一〇)三神の驩を挈き、王道の儀を缺く。羣臣は焉を恧づ。或ひは謂ふ且つ(一一)天は質闇たり、(一二)珍符固辭す可からざるな

涌原泉。沕潏漫衍。旁魄四塞。雲專霧散。上暢二九垓一。下泝二八埏一。懷生之類。霑濡浸潤。協氣橫流。武節飄逝。邇陜游原。迥闊泳沫。首惡湮沒。闇昧昭晢。昆蟲凱澤。回首面內。然後囿二騶虞之珍羣一。徼二麋鹿之怪獸一。導二一莖六穗於庖一。犧二雙觡共抵之獸一。獲二周餘珍一。收二龜于岐一。招二

(五)九垓に暢し、下、八埏(六)に泝る。懷生(七)の類、霑濡浸潤(八)し、協氣(九)橫流し、武節飄逝(一〇)す。邇陜(一一)原に游ぎ、迥闊(一二)沫に泳ぐ。首惡(一三)湮沒し、闇昧(一四)昭晢す。昆蟲(一五)凱澤し、首を回し內に面ふ。然る後騶虞(一六)の珍羣を囿(一七)し、麋鹿の怪獸を徼(一八)し、一莖六穗(一九)を庖に導し、雙觡共抵(二〇)の獸を犧にす。周の餘珍(二一)を獲、龜を岐に收め(二二)、翠黃乘龍(二三)を沼に招く。鬼神靈圉(二四)に接し、閒館(二五)に賓す。奇物譎詭、俶儻變を窮む。欽める哉、符瑞。茲に臻るも、猶ほ以て薄し(二六)と爲し、敢へて封禪を道はず。蓋し周は躍魚杭に隕ち(二七)、之を休し(二八)として以て燎く。微なる夫斯れ之の符爲るや、以て介丘(二九)に登る、亦恧(三〇)ならずや、進讓(三一)の道、其れ何ぞ爽ふや。

(一) 大に涌き上ること (二) 盛大なる貌 (三) 水の盛なる貌 (四) 充滿して四方に塞り渡り (五) 九重の天 (六) 地の八際 (七) 苟も生を有する種類のもの (八) 恩澤に潤ひ濡め浸み込む如くに洽く受け (九) 協和の氣 (一〇) 武威の節概は遠く行はれ (一一) 陜は狹に同じ、近狹の地に居る者は、直接に輦轂の下に於て恩澤に浴し (一二) 遠隔の地に居る者は、恩澤の餘波を受く (一三) 元凶は滅亡し (一四) 蒙昧なる蠻族は光明を得 (一五) 昆蟲は蠢愚なる蠻人、凱澤は和ぎ懌ぶ (一六) 騶と虞と共に獸名 (一七) 牧養すること (一八) 國境に遮り止めて捕獲し (一九) 一莖六穗の嘉禾を庖廚に於て用ひ炊ぎ (二〇) 一本の角の末二角に分れたる獸 (二一) 殘餘の珍寶、卽ち九鼎、周末に

不ㇾ昌。疇逆失而能存。軒轅之前。遐哉邈乎。其詳不ㇾ可ㇾ得聞一也。五三六經。載籍之傳。維見可ㇾ觀也。書曰。元首明哉。股肱良哉。因ㇾ斯以談。君莫ㇾ盛ニ於唐堯一。臣莫ㇾ賢ニ於后稷一。后稷創ニ業於唐一。公劉發ニ跡於西戎一。文王改ㇾ制。爰ㇾ周郅隆。大行越成。而後陵夷衰微。千載無ㇾ聲。豈不ニ善ㇾ始善ㇾ終哉。然無ニ異端一。愼ニ所ㇾ由於前一。謹ニ遺敎於後一耳。故軌迹夷易。易ㇾ遵也。湛恩濛涌。易ㇾ豐也。憲度著明。易ㇾ則也。垂ㇾ統理順。易ㇾ繼也。是以業隆ニ於繦褓一。而崇冠ニ于二后一。揆ニ厥所ㇾ元。終ニ都攸ㇾ卒。未ㇾ有ニ殊尤絶迹。可ㇾ考ニ于今一者上也。然猶躡ニ梁父一。登ニ泰山一。建ニ顯號一。施ニ尊名一。

(一) 著書作品を持ち還らしむべし (二) 他人が來りて持ちたる (三) 何時も著書作品等を所藏することなし (四) 遺稿の書 (五) 最初に當り (六) 天帝 (七) 諸君王 (八) 近代の事を時代に循ひて尋ぬるときは、その事跡を蹈迪りて、それからそれへと尋ぬべく (九) 遠き昔の事を聽かんとする時は、時代隔れたる實跡こそ少しは分りかぬるところあり (一〇) 紛れ亂れて分明ならざる者 (一一) 先づ舜の昭、禹の夏の聲樂に繼續して起り (一二) 號は君主の生時に上りし美名、謚は死後に奉る所の名 (一三) 道に順ひて行の善きもの (一四) 道に逆ひ行を失する者 (一五) 五帝三王の事蹟 (一六) 君主なり (一七) 臣下なり (一八) 論談すれば (一九) 大道はこゝに至りて始めて成就したり (二〇) 周の王室は漸次衰微し (二一) 千載の久しき後に及びて聲教を亡失して絶えたり (二二) 異なりたる方法有りしにあらず (二三) その由りて進む所を最初に於て愼重にし (二四) 其子孫に傳ふる遺教を後世に向ひて謹愼にしたればなり (二五) 踐行すべき道が平易にて (二六) 深湛なる恩澤が溢れ廣まり (二七) 法度 (二八) 帝業は襁褓の中に在る成王の時も猶は隆昌にして (二九) 文王、武王の二君 (三〇) 殊に尤も賢りたる絶對的の事迹 (三一) 梁父山 (三二) 光榮ある名譽を世に立て

大漢之德。逢

大漢の德、逢涌(一)すること原泉のごとく、沕潏(二)漫衍(三)、旁魄(四)四塞、雲尃き霧散じ、上、

卷書曰。有使者來求書奏之。無他書。其遺札書言封禪事。奏所忠。忠奏其書天子異之。其書曰。伊上古之初肇。自昊穹兮生民。歷撰列辟。以迄于秦。率邇者踵武。逖聽者風聲。紛綸葳蕤。堙滅而不稱者。不可勝數也。續昭夏。崇號諡。略可道者七十有二君。罔若淑而

[一二]號諡を崇ぶ。略ゝ道ふ可き者は七十有二君、淑に若ひて昌ならざる罔し。疇れか[一四]逆失して能く存せん。軒轅の前、遐い哉邈なる乎[一三]。其詳得て聞く可からず。[一五]五三六經載籍の傳、維れ見に觀る可きなり。書に曰く、[一六]元首明なる哉、[一七]股肱良なる哉と。斯れによりて以て談ず[一八]れば、君は唐堯より盛なるは莫く、臣は后稷より賢なるは莫し。后稷業を唐に創め、公劉迹を西戎に發す。文王制を改め、爰に周郅いに隆に、[一九]大行越に成る。而して後陵夷[二〇]衰微し、[二一]千載聲無し。豈に始を善くし終を善くせざらんや。然れども異端[二二]無し。所由[二三]を前に愼み、遺教[二四]を後に謹しむのみ。故に[二五]軌迹夷易、遵ひ易きなり。湛恩濛涌[二六]、豐なり易きなり。憲度[二七]著明、則り易きなり。統を垂るゝ理順にして繼ぎ易きなり。是を以て業[二八]襁褓に隆にして、而して崇きこと二后[二九]に冠たり。厥の元る所を揆り、都に卒る攸を終ふる、未だ殊尤[三〇]絕迹の、今に考ふ可き者有らざるなり。然れども猶ほ[三一]梁父を躡み、泰山に登り、[三二]顯號を建て、尊名を施せり。

之滂沛。馳游道而脩降兮。騖遺霧而遠逝。迫區中之隘陜兮。舒節出乎北垠。遺屯騎於玄闕兮。軼先驅於寒門。下崢嶸而無地兮。上寥廓而無天。視眩眠而無見兮。聽惝怳而無聞。乘虛無而上假兮。超無友而獨存。相如既奏大人之頌。天子大說。飄飄有凌雲之氣。似游天地之間意。

相如既病。免家居茂陵。天子曰。司馬相如病甚。可往從悉取其書。若不然後失之矣。使所忠往。而相如已死。家無書。問其妻。對曰。長卿固未嘗有書也。時時著書。人又取去。即空居。長卿未死時。爲一

相如既に病み免じて、茂陵に家居す。天子曰く、司馬相如病甚だし。往き從ひて悉く其書を取る可し。若し然らずば、後之を失はんと。所忠をして往かしむ。而るに相如已に死せり。家に書無し。其妻に問ふ。對へて曰く、長卿固より未だ嘗て書有らざるなり。時時に書を著せば、人又取り去る。即ち空しく居る。長卿未だ死せざりし時、一卷の書を爲る。曰く、使者來りて書を求むること有らば、之を奏せよと。他の書無しと。其遺札の書は封禪の事を言ふ。所忠に奏す。忠、其書を奏す。天子之を異とす。其書に曰く、伊れ上古の初肇、昊穹の民を生ぜしより列辟を歷撰し、以て秦に迄る。率爾する者は武を踵み、逖聽する者は風聲あり。紛綸葳蕤、堙滅して稱せられざる者、勝げて數ふ可からざるなり。昭・夏を續ぎ

以紆曲兮。吾乃今目睹西王母、曤然白首。戴勝而穴處兮。亦幸有三足烏爲之使。必長生若此而不死兮。雖濟萬世。不足以喜。回車朅來兮。絕道不周、會食幽都。呼吸沆瀣。餐朝霞兮。噍咀芝英兮。嘰瓊華。嬐侵潯而高縱兮。紛鴻涌而上厲。貫列缺之倒景兮。涉豐隆

中の隘陝を迫しとし、節を舒し北垠(二九)に出づ。屯騎を玄闕に遺し、先驅を寒門(三〇)に軼す。下、崢嶸(三一)として地無く、上、寥廓(三二)として天無し。視ること眩眠として見る無く、聽くこと惝怳(三三)として聞く無し。虛無(三四)に乘じて上假し、超として友無くして獨り存すと。相如既に大人の頌を奏す。天子大に說び、飄飄(三五)凌雲の氣有り、天地の間に游ぶ意に似たり。

一 薇嶺山　二 女媧、伏犧琴を作りし時、女媧に之を鼓せしめたりといふ說によりて書す　三 水神の名　四 昏昧なること　五 天神の使者、或ひは雷神、或ひは風神なりと　六 分明ならざる貌　七 山の名　八 天門の名　九 天帝の宮中　一〇 女神　一一 閬風山、崑崙と閶闔との中に在りて　一二 鳥の翔くるが如くに高く飛り　一三 女神　一四 眞白　一五 玉勝、婦人の首飾　一六 引返して　一七 不周山、崑崙山の東南にありと　一八 淮南子に、八極の西北をいふとあり　一九 北方夜半の氣　二〇 日の始めて出でんとする時の赤黃の氣　二一 芝は瑞草、ひじりだけ、英は、はなびら　二二 かみくらふ　二三 空中を仰ぎて漸進し自由自在に上り　二四 高く上り　二五 天門列缺の高くして日影が下より影射する處　二六 雲神　二七 游車と道車と　二八 宇内　二九 北の極界　三〇 北方の山名。淮南子「北方北極之山曰寒門」　三一 深遠なる貌　三二 廣遠なる貌　三三 耳が諦らかならざること　三四 虛空に乘りて、上へ上へと上り至り　三五 ふはりふはりと上天の氣分有り

聚。叢以蘢茸兮。衍曼流爛。壇以陸離。徑入靁室之砰磷鬱律兮。洞出鬼谷之崫礨嵬壞。徧覽八紘。而觀四荒兮。朅渡九江。而越五河。經營炎火。而浮弱水兮。杭絕浮渚。而涉流沙。奄息總極。氾濫水嬉兮。使靈媧鼓瑟。而舞馮夷。時若薆薆。將混濁兮。召屏翳誅風伯。而刑雨師。西望崑崙之軋沕洸忽兮。直徑馳乎三危。排閶闔而入帝宮兮。載玉女而與之歸。舒閬風而搖集兮。亢烏騰而一止。低回陰山。翔

(一)總極に奄息し、氾濫水嬉す。(二)靈媧をして瑟を鼓して(三)馮夷を舞はしむ。時に(四)薆薆として將に混濁ならんとする若しと。(五)屏翳を召し風伯を誅し、而して雨師を刑す。西のかた崑崙の(六)軋沕洸忽たるを望み、直ちに徑りて(七)三危に馳す。(八)閶闔を排して(九)帝宮に入り、(一〇)玉女を載せて之と歸る。(一一)閬風に舒りて搖集し、亢として(一二)烏騰して一止す。陰山に低回し、翔けりて以て紆曲す。吾れ乃ち今(一三)西王母を(一四)目睹す。皬然として白首、(一五)勝を戴きて穴處す。亦幸に三足烏有りて之れが使を爲す。必ず長生此くの若くにして死せざるは、萬世に濟ると雖ども以て喜ぶに足らず。車を回し(一六)朅來して(一七)不周道り絕り、(一八)幽都に會食す。(一九)沆瀣を呼吸し、(二〇)朝霞を飡す。(二一)芝英を(二二)噍咀し瓊華を嘰ふ。(二三)㑌として侵潯して高縱し、紛として鴻涌して(二四)上厲す。(二五)列缺の倒景を貫き、(二六)豐隆の滂沛たるを涉る。(二七)游道を馳せて脩降し、遺霧を騖せて遠逝す。(二八)區

北僑二而役二羨門一兮。屬二岐伯一使ﾚ尚ﾚ方。祝融驚而蹕御兮。清二雰氣一而後行。屯二余車一其萬乘兮。綷雲蓋而樹二華旗一。使下句芒其將行一兮。吾欲下往二乎南一嬉上。歷二唐堯於崇山一兮。過二虞舜於九疑一。紛湛湛其差錯兮。雜遝膠葛以方馳。騷擾衝蓯。其相紛拏兮。滂濞泱軋。灑以林離。鑽羅列

室の砰磷鬱律たるに入り(三二)、洞として鬼谷(三三)の崫礨嵬磈たるを出づ。偏く八紘(三四)を覽て四荒(三五)を觀、朅りて九江(三六)を渡りて五河(三七)を越え、炎火(三八)を經營(三九)して弱水に浮び浮渚(四〇)に抗絕して流沙を涉る。

(一) 東の極 (二) 北の極 (三) 神仙 (四) 谷の名 (五) 星の名、北斗杓頭第一星なりと (六) 太昊、炎帝、黃帝、少昊、顓頊 (七) 星の名 (八) 仙人の名、列僊傳に見ゆ、卽ち陵陽子明 (九) 北方の神、黑帝の佐 (一〇) 天上造化の神。一說水神なりと (一一) 漢書に長離に作る、靈鳥の名 (一二) 神の名 (一三) 仙人。一に正伯僑に作る。征は姓にして伯僑は名 (一四) 碣石山上の仙人、羨門高 (一五) 黃帝の太醫岐伯に囑して方藥を掌らしむ (一六) 神の名。南方炎帝の佐、獸身人面にして兩龍に乘ずと (一七) 惡氣 (一八) 屯留すること (一九) 五彩の雲を合せて作れる車蓋 (二〇) 句芒の神をして衆徒を率ゐて先行せしむ (二一) 九疑山 (二二) 入り雜り積み重なり (二三) 重りて互ひに入り亂れ、以て並び馳せ行く (二四) 互ひに入れ違ふこと (二五) 擾亂なり (二六) 其隨行の大勢なること目の屆かぬばかりにて (二七) 淋漓に同じ、水の流るゝこと (二八) 鑽は漢書に攢に作る、鑽羅は聚り列る (二九) 叢り聚り (三〇) 漢書に嵺に作る、倶に嘐の借字、衆にして樂むさま (三一) 雷淵にて雷神の居る處 (三二) ごろ〳〵と鳴り響く處に入り (三三) 北辰の下、鬼神の集れる處 (三四) 八方。淮南子「九州之外有二八殥。八殥之外有二八紘。東北方之紘曰二荒土。東方之紘曰二桑野。東南方之紘曰二衆安。南方之紘曰二反戶。西南方之紘曰二火土。西方之紘曰二沃野。西北方之紘曰二河所。北方之紘曰二委羽一」 (三五) 四方の國のはて (三六) 大江 (三七) 神仙界にありといふ、紫・碧・絳・青・黃の五河 (三八) 火山の名 (三九) 經歷して (四〇) うきすへ橋を架けて流沙川を涉る

蠖略逶麗兮。驂赤螭青虬之蚴蟉蜿蜒。低卬夭蟜。据以驕驁兮。詘折隆窮。蠼以連卷。沛艾赳螑。仡以佁儗兮。放散畔岸。驤以孱顏。跮踱輵轄。容以委麗兮。綢繆偃蹇。怵㚟以梁倚。糾蓼叫奡。踏以艐路兮。蔑蒙踊躍。騰而狂趡。莅颯卉翕。熛至電過兮。煥然霧除。霍然雲消。

邪絕少陽。而登太陰兮。與眞人乎相求。互折窈窕以右轉兮。橫厲飛泉。以正東。悉徵靈圉而選之兮。部乘衆神於瑤光。使五帝先導兮。反太一而從陵陽。左玄冥而右含靁兮。前陸離而後潏湟。斷征

邪に少陽を絕りて(一)太陰に登り、(二)眞人と相求む。(三)互折窈窕以て右に轉じ、橫に(四)飛泉を厲り以て正に東す。悉く靈圉を徵して之を選び、衆神を(五)瑤光に部乘せしめ、(六)五帝をして先導せしめ、(七)太一を反して(八)陵陽に從ふ。(九)玄冥を左にして(一〇)含靁を右にし、(一一)陸離を前にして(一二)潏湟を後にす。(一三)征北僑を斷して(一四)羨門を役し、(一五)岐伯に屬して方を尙らしむ。(一六)祝融驚きて蹕御し、(一七)雰氣を淸めて後行く。余が車を(一八)屯する其れ萬乘なり。(一九)綷雲の蓋にして華旗を樹つ。(二〇)句芒をして其れ將行せしめ、吾れ南に往き嬉まんと欲す。唐堯を崇山に歷し、(二一)虞舜を九疑に過ぎる。(二二)紛湛湛と其れ差錯し、(二三)雜遝膠葛し以て方に馳す。騷擾衝蓯、(二四)其れ相紛拏たり。(二五)滂濞泱軋、(二六)灑きて以て(二七)林離、鑽羅列聚、(二八)叢りて以て蘢茸、(二九)衍曼流爛、(三〇)壇として以て陸離たり。徑に(三一)靁

以少留。悲世俗之迫隘兮。朅輕擧而遠遊。垂絳幡之素蜺兮。載雲氣而上浮。建格澤之長竿兮。總光耀之采旄。垂旬始以爲幓兮。抴彗星而爲髾。掉指橋以偃蹇兮。又旖旎以招搖。攬欃槍以爲旌兮。靡屈虹而爲綢。紅杳渺以眩湣兮。猋風涌而雲浮。駕應龍象輿之

岸、驤りて以て孱顔す。(三三)軽遰蝸轄、容として以て委麗たり。(三四)綢繆偃蹇、(三五)怵臭以て梁倚す。(三六)糾蓼叫奡、蹋みて以て路に擱り、(三七)蔑蒙踊躍し、騰りて狂趡す。(三八)莅颯卉翕、(三九)標至電過し、煥然として霧除し、(四〇)霍然として雲消す。

(一)孝文帝の陵園令陵墓を守護し掃除を監督する官　(二)子虛賦　(三)仙人の道　(四)靡麗なゝ者　(五)完具して上奏仕らん　(六)覆衰へ　(七)大人賦　(八)中央の州　(九)迫り狹くして窮屈なるを悲み　(一〇)其地を去りて、俺く高處に擧りて遠く自由に遊ぶ　(一一)赤地に白氣を綴りて著けたゝ旗　(一二)上方に浮び上る　(一三)燃ゆる火の狀に似たる黃白色の氣に象れる長き旗竿　(一四)色彩ある旄即ち纛頭　(一五)北斗の傍に見はるゝ雄雞の狀をなせる氣　(一六)旒。我邦の吹流しに似たるもの、はたにつく　(一七)旌旄に綴りたる燕尾形の飾　(一八)ばたばたと風のまにまに搖き高く吹き上げられ　(一九)上より下に吹きおろさるゝ時はふら〳〵と動き　(二〇)共に星の名　(二一)旛龍は旓縚なり、旌旗の竿をつゝむと　(二二)深遠なり　(二三)漢書に玄湣に作る、混合すると　(二四)烈風　(二五)應龍は龍の翼あるもの、象輿は雲氣の形自然に車輿の象を爲せるもの　(二六)龍の歩む如く自由にうねり行く輿に乘り　(二七)そへ馬　(二八)或ひは低く或ひは高く仰ぎ勢強く　(二九)卷き蟠り　(三〇)頭を搖り動かし、揚げたり下げたりして　(三一)蛇立して頭を上げて立ち止り　(三二)身體を自由に任し頭を揚げて口を開き顏の相合を崩す　(三三)脚を互に進め互に退け目を搖し舌を吐き、其の進む有樣は左右の脚步相隨ひて走り　(三四)頭を掉りて頑張りて強く　(三五)奔走すること　(三六)相引き相叫び、足にて土地を踏みつけ路上に至り　(三七)飛び揚り跳ね躍り　(三八)飛びて互ひに追附き　(三九)解け散じて　(四〇)さつぱりとして

相如拜爲孝文園令。天子既美子虛之事。相如見上好僊道。因曰。上林之事未足美也。尙有靡者。臣嘗爲大人賦。未就。請具而奏之。相如以爲列僊之傳居山澤間。形容甚臞。此非帝王之僊意也。乃遂就大人賦。其辭曰。世有大人兮。在于中州。宅彌萬里兮。曾不足

相如拜せられて孝文園の令と爲る。天子既に子虛の事を美とす。相如、上の僊道を好むを見、因りて曰く、上林の事は未だ美とするに足らざるなり。尙ほ靡なる者有り。臣嘗て大人の賦を爲りて未だ就らず。請ふ具して之を奏せんと。相如以爲らく列僊の傳、山澤の間に居り、形容甚だ臞す。此れ帝王の僊の意に非ざるなりと。乃ち遂に大人の賦を就す。其辭に曰く、世に大人有り、中州に在り。宅萬里に彌るも、曾て以て少く留るに足らず。世俗の迫隘を悲み、朅りて輕擧して遠遊す。絳幡の素蜺を垂れ、雲氣に載せて上浮す。格澤の長竿を建て、光耀の采旄を總け、旬始を垂れて以て幓と爲し、彗星を拕きて髾と爲す。掉として指橋し、以て偃蹇し、又旖旎として以て招搖す。攙搶を攬りて以て旌と爲し、屈虹を靡かして綢と爲す。紅杳渺以て眩湣たり、猋風涌きて雲浮ぶ。應龍象輿の蠖略逶麗たるに駕し、赤螭靑虯の蚴蟉蜿蜒たるを驂にす。低卬夭蟜し、据して以て驕驁たり。詘折隆窮、蠖として以て連卷す。沛艾赳螑、仡として以て佁儗たり。放散畔

也。其辭曰。登二陂陁之長阪一兮。坌入二曾宮之嵯峨一。臨二曲江之隑州一兮。望二南山之參差一。巖巖深山之谾谾兮。通谷豁兮谽谺。汩減噏習以永逝兮。注二平皐之廣衍一。觀二衆樹之塕薆一兮。覽二竹林之榛榛一。東馳二土山一兮。北揭二石瀨一。弭レ節容與兮。歷二弔二世一。持レ身不レ謹兮。亡レ國失レ勢。信レ讒不レ寤兮。宗廟滅絕。嗚呼哀哉。操行之不レ得兮。墳墓蕪穢而不レ修兮。魂無レ歸而不レ食。夐邈絕而不レ齊兮。彌久遠而愈休。精罔閬而飛揚兮。拾二九天一而永逝。嗚呼哀哉。

む。巖巖たる深山の谾谾(七)、通谷豁として谽谺(八)、汩減噏習(九)し以て永く逝き、平皐(一〇)の廣衍に注ぐ。衆樹の塕薆(一一)を觀、竹林の榛榛(一二)を覽る。東、土山に馳せ、北、石瀨に揭す。節(一三)を彌め容與し、二世を歷弔(一四)す。身を持すること謹まず、國を亡し勢を失ひ、讒(一五)を信じて寤らず。宗廟滅絕す。嗚呼哀しい哉、操行の得ざること、墳墓蕪穢(一六)して修めず、魂歸する無くして食はず(一七)、夐に邈絕(一八)して齊はず、彌〻久遠にして愈〻休し、精罔閬(一九)として飛揚し、九天(二〇)を拾りて永く逝く。嗚呼哀しい哉。

(一) 行ひの失錯 (二) 斜なる長阪 (三) 層重せる宮殿 (四) 高々として (五) 岸の曲りたる川のほとりの洲 (六) 高低 (七) 深く通ずる貌 (八) 大に開きたる貌 (九) 流勢急にして躍り上り (一〇) 平らかにして廣やかなる皐澤に注げり (一一) こんもり (一二) 生え茂る (一三) 旌節を駐めて心靜かに徘徊し (一四) 經歷しつゝ弔ひ傷む (一五) 趙高の讒を信じて李斯を殺せし事を斥す (一六) 草茂り荒れ果て修繕掃除す (一七) 祭物を享けず (一八) 歲月は次第次第に邈に遠ざかりて不揃ひなり (一九) 精魂は飛揚り (二〇) 高き天

盡爲害矣。是胡越起於轂下。而羌夷接軫也。豈不殆哉。雖萬全無患。然本非天子之所宜近也。且夫清道而後行。中路而後馳。猶時有銜橛之變。而況涉乎蓬蒿。馳乎丘墳。前有利獸之樂。而內無存變之意。其爲禍也不亦難矣。夫輕萬乘之重。不以爲安。而樂出於萬有一危之塗以爲娛。臣竊爲陛下不取也。蓋明者遠見於未萌。而智者避危於無形。禍固多藏於隱微。而發於人之所忽者也。故鄙諺曰。家累千金。坐不垂堂。此言雖小。可以喩大。臣願陛下之留意幸察。上善之。

向には關係せず（五）長楊宮（六）上書して（七）天地間の萬物の中には同類にして才能を殊にする者あり（八）古の力者（九）吳王闔閭の爲に其敵たる吳王僚を殺せる刺客（一〇）孟賁夏育共に古代の勇士（一一）人には實に以上の如き者有り（一二）にはかに（一三）強力の獸（一四）不安心なる處（一五）供奉の屬車の淸らかなる塵（一六）古の射を善くする人（一七）胡は北の匈奴、越は南越にて共に當時漢の敵國なり、此の如き敵國が膝元に起りて（一八）西夷の蠻賊が御車の横木に近づきて危害を加へ奉らんとするなり（一九）萬事完全（二〇）道路を掃除して（二一）道路の中央を見定めて（二二）銜橛は馬口の長銜、御車の馬が長銜を外して狂ひ暴るゝ變事（二三）かやよもぎ（二四）萬乘の尊き天子の御身を輕んぜられて（二五）萬が一の危險（二六）贊成すること能はず（二七）聰明なる者は遠く物事の未だ萌し起らざる前に於て見て取り（二八）危險を未だ形れざる前に知りて避く（二九）堂の上り端なる處に近寄らず（三〇）大事に喩ふべし（三一）注意して

還過宜春宮。相如奏賦。以哀二世行失。

還りて宜春宮を過ぐ。相如賦を奏して以て二世の(一)行失を哀しむ。其辭に曰く、陂(二)陁の長阪に登り、坌びに曾宮(三)の嵯峨(四)に入る。曲江(五)の隑州に臨み、南山の參差(六)を望

相如上疏諫レ之。其辭曰。臣聞物有二同レ類而殊レ能者一。故力稱二烏獲一。捷言二慶忌一。勇期二賁育一。臣之愚。竊以爲人誠有レ之。獸亦宜レ然。今陛下好陵二阻險一。射二猛獸一。卒然遇二軼材之獸一。駭二不存之地一。犯二屬車之淸塵一。輿不レ及レ還レ轅。人不レ暇レ施レ巧。雖レ有二烏獲逢蒙之伎一。力不レ得レ用。枯木朽株

を得ず。枯木朽株盡く害を爲さん。是れ胡越轂下に起りて(一七)、而して羌夷軫に接す(一八)るなり。豈に殆からざらん哉(一九)。萬全患無しと雖ども、然れども本天子の宜しく近づくべき所に非ざるなり。且つ夫れ道を淸めて(二〇)而して後に行き、中路にして(二一)後に馳するも、猶ほ時に銜橛(二二)の變有り。而るを況や蓬蒿(二三)を渉り、丘墳を馳せ、前に獸を利するの樂ありて、內に變を存するの意無きをや。其の禍を爲すや、亦難からず。夫れ萬乘の重を輕んじて、以て安しと爲さずして(二五)、萬有一危の塗に出づるを樂み以て(二四)娛と爲す。臣竊に陛下の爲に取らざる(二六)なり。蓋し明者(二七)は遠く未萠に見、而して智者は危(二八)を無形に避く。禍固多く隱微に藏れて、而して人の忽にする所に發する者なり。故に鄙諺に曰く、家に千金を累ぬれば、坐するに堂に(二九)垂せずと。此言小なりと雖ども、以て大(三〇)に喩ふ可し。臣願くは陛下の意(三一)を留め幸に察せられんことを。上之を善しとす。

㊀ 賄賂の金　㊁ 口吃りて　㊂ 劉河間曰「飮レ水多而小便多者曰二消渴一」　㊃ 公卿大臣の取扱へる國家の政治

加梁父之事。鳴和鸞揚樂頌。上咸五下登三。觀者未睹指。聽者未聞音。猶鷦明已翔乎寥廓。而羅者猶視乎藪澤。悲夫。於是諸大夫芒然。喪其所懷來。而失厥所以進。喟然竝稱曰。允哉漢德。此鄙人之所願聞也。百姓雖怠。請以身先之。敝罔靡徙。因遷延而辭避。

其後人有上書言相如使時受金。失官。居歲餘。復召爲郎。相如口吃而善著書。常有消渴疾。與卓氏婚饒於財。其進仕宦。未嘗肯與公卿國家之事。稱病閒居。不慕官爵。常從上至長楊獵。是時天子方好自擊熊彘馳逐野獸。

其後、人上書して言ふもの有り。相如使する時金(一)を受くと。官を失ふ。居ること歳餘にして、復た召して郎と爲す。相如口吃(二)して、而して善く書を著す。常に消渇(三)の疾有り。卓氏と婚し、財に饒なり。其進みて仕宦する、未だ嘗て肯へて公卿國(四)家の事に與らず。病を稱して閒居し、官爵を慕はず。常に上に從ひて長楊(五)に至り獵す。是時天子方に好みて自ら熊彘を撃ち、野獸を馳逐す。相如上疏(六)して之を諫む。其辭に曰く、臣聞く、物(七)、類を同じくして能を殊にする者有り。故に力は烏獲(八)を稱し、捷は慶忌(九)を言ひ、勇は賁育(一〇)を期すと。臣の愚なる、竊に以爲らく、人誠(一一)に之れ有り、獸も亦宜しく然るべしと。今陛下好みて阻險を陵ぎ、猛獸を射る。卒然(一二)として軼材(一三)の獸に遇ひ、不存(一四)の地に駭き、屬車(一五)の清塵を犯さば、輿、轅を還すに及ばず。人、巧を施すに暇あらず。烏獲・逢蒙(一六)の伎有りと雖ども、力用ふる

兵於此。而息誅伐於彼。遐邇一體。中外提福。不亦康乎。夫拯民於沈溺。奉至尊之休德。反衰世之陵遲。繼周氏之絶業。斯乃天子之急務也。百姓雖勞。又惡可以已哉。且夫王事固未有不始於憂勤。而終於佚樂者也。然則受命之符合在於此矣。方將增泰山之封。

五(二九)を咸じくし、下、三(三〇)に登らんとす。観る者未だ指を睹ず、聴く者未だ音を聞かず。猶ほ鷦明(三一)已に寥廓(三二)に翔りて、而して羅者(三三)猶ほ藪澤に視るがごとし。悲しい夫と。是に於て諸大夫芒然として、其(三四)の懷來する所を喪ひて、而して厥の進む所以を失ふ。喟然として並びて稱して曰く、允なる哉漢の德、此れ鄙人(三五)の聞かんことを願ふ所なり。百姓怠ると雖ども、請ふ身を以て之に先ぜんと。敞罔(三六)靡徙、因りて遷(三七)延して辭し避る。

(一) 強き夷狄 (二) 風靡し (三) 西南夷の君長 (四) 魚鱗の族が集り流れを仰ぎて喁喁するが如く (五) 漢の爵位
(六) 沫水、若水の地に關門を置き (七) 境し (八) 零山を開鑿し (九) 橋梁を架す (一〇) 行く可き道を創め作り
(一一) 絲口を後世に示す (一二) 據彼は遠方に及び (一三) 遠方に在る國をも絶たず (一四) 阻隔して無昧なる義
(一五) 遠近一體となり (一六) 安く幸福を受く (一七) 苦しみの中より拯ひ (一八) 美德 (一九) 次第に衰ふる (二〇) 絶亡せる王業を繼續す
(二一) 最も先務とする處 (二二) 何ぞ其儘に捨て置くべきことならんや (二三) 廢滅に歸せざるものあらざるなり
(二四) 天命を受けて天子たるの符驗は (二五) 封壇を增設して (二六) 祭事 (二七) 和鸞の鈴
(二八) 音樂には頌德の詩を離し立て歌ひ唱へて (二九) 五帝と同じくし (三〇) 三王の上に越え登らんとす (三一) 鷦明は漢書に明に作る。鷦明は大鳥 (三二) 大空 (三三) 羅網を張る者 (三四) 其の自分にて思ひ詰めて來りし所を忘れて (三五) 卑しき我等の疾くより聞かんことを願ふ所なり (三六) 今までの事を傷み哀み (三七) 謙遜卑下して

徼ノ内レ之則犯レ義二侵レ禮三於邊境一。外レ之則邪行橫行。放二弑其上一。君臣易レ位。尊卑失レ序。父兄不レ辜。幼孤爲レ奴。係纍號泣。內嚮而怨曰。蓋聞中國有二至仁一焉。德洋而恩普。物靡レ不レ得二其所一。今獨曷爲遺レ己。擧レ踵思慕。若二枯旱之望一レ雨。盭夫爲レ之垂レ涕。況乎上聖。又惡能已。

故北出レ師以討二彊胡一。南馳レ使以誚二勁越一。四面風レ德。二方之君。鱗集仰レ流。願レ得レ受レ號者以レ億計。故乃關二沫若一。徼二牂牁一。鏤二零山一。梁二孫原一。創二道德之塗一。垂二仁義之統一。將二博レ恩廣レ施。遠撫長駕一。使二疏逖不レ閉。阻深闇昧。得レ燿二乎光明一。以偃二甲

故に北のかた師を出だし以て彊胡を討ち、南のかた使を馳せて以て勁越を誚む。四面德に風し、二方の君、鱗集して流を仰ぎ、號を受くるを得んと願ふ者億を以て計ふ。故に乃ち沫若に關し、牂牁に徼し、零山に鏤し、孫原に梁す。道德の塗を創め、仁義の統を垂る。將に恩を博くし施を廣くし、遠撫長駕せんとす、疏逖をして閉ぢず、阻深闇昧、光明に燿くを得しめ、以て甲兵を此に偃せて、而して誅伐を彼に息めて、遐邇一體、中外提福せば、亦康からざらんや。夫れ民を沈溺を拯ひ、至尊の休德を奉じ、衰世の陵遲を反し、周氏の絕業を繼ぐ。斯れ乃ち天子の急務なり。百姓勞すと雖ども、又惡に以て已む可けんや。且つ夫れ王事は固未だ憂勤に始りて、而して佚樂に終らざる者有らざるなり。然らば則ち受命の符合に此に在るべし。方に將に泰山の封を增し、梁父の事を加へ、和鸞を鳴らし、樂頌を揚げ、上

參天貳地。且詩不云乎。普天之下。莫匪王土。率土之濱。莫非王臣。是以六合之內。八方之外。浸潯衍溢。懷生之物。有不潤浸於澤者。賢君恥之。今封疆之內。冠帶之倫、咸獲嘉祉。靡有闕遺矣。而夷狄殊俗之國。遼絕異黨之地。舟輿不通。人迹罕至。政教未加。流風猶

に、政教未だ加へず、流風猶ほ微なり。(二二)之を内にしては則ち邊境に義を犯し禮を侵し、之を外にしては則ち邪行横に作り、其上を放弑し、君臣位を易へ、(二三)尊卑序を失ひ、父兄辜あらずして、幼孤、奴と爲り、係纍せられて號泣す。(二四)内に嚮ひて(二五)怨みて曰く、蓋し聞く、中國に至仁有り、德洋にして恩普く、物其所を得ざること(二六)と靡し。今獨り曷爲ぞ己れを遺すと、踵を擧げて思慕すること、(二七)枯旱の雨を望むが若く、盭夫も之れが爲に涕を垂る、(二八)況んや上聖をや。又惡くに能く已まん。

(一) 器量が少さくこせ〳〵して (二) 文法規則に拘泥し、俗論にひきつけられ (三) 昔より口に誦み習はせる書物の陳腐の議論に循ひ、傳聞する處に習ひ (四) 崇高に評議し、闊傑に論じ詰め (五) 規範 (六) 彼此の區別なく部下に附屬せしめんと奔走して (七) 君自身に已が德を地に比す、是れと地と共に貳となるなり、地と已が德とを天に幷す是れ參となる (八) 詩經小雅北山篇 (九) 普は大、大天の下 (一〇) 世界のはて (一一) 天地四方 (一二) 東西南北と東北、東南、西南、西北の四維 (一三) 深く浸み渡り溢れ出づ (一四) 苟も生を天地間に受くる者 (一五) 恩德に浴せさる者有れば (一六) 中國の人民 (一七) 嘉福 (一八) 闕け遺さるゝ者 (一九) 夷狄の風俗の異なる國 (二〇) 懸け離れて仲間違の地 (二一) 舟車 (二二) 流儀風俗の化道は十分ならず (二三) 其君主を放逐し、弑逆し (二四) 縛り繫がれて泣き號ぶ (二五) 中國に向ひ (二六) 萬物皆適當の位置に就かぬものはなし (二七) 背伸びして戀ひ慕ふこと (二八) 暴惡なる人

懼焉。及レ臻二厥成一。天下晏如也。昔者鴻水浡出。氾濫衍溢。民人登降移徙。陭嶇而不レ安。夏后氏戚レ之。乃堙二鴻水一。決レ江疏レ河。灑レ沈贍レ菑。東歸二之於海一。而天下永寧。當二斯之勤一。豈唯民哉。心煩二於慮一。而身親二其勞一。躬胝無レ胈。膚不レ生レ毛。故休烈顯二乎無窮一。聲稱浹二乎于茲一。

（一二）丘に或ひは登り或ひは降りて、處々に移り住み　（一三）山坂の道路は高低ありて平坦ならずして　（一四）夏の禹王　（一五）深水を分散し其災害を除く　（一六）東方に歸着せしめ　（一七）全身ひたあかまりに滿ち　（一八）善美なる功烈　（一九）于茲は今茲といふに同じ、今年の意といふ、聲稱名譽は天下末代まで洽しと也

且夫賢君之踐レ位也。豈特委瑣握躪。拘レ文牽レ俗。循レ誦習レ傳。當世取レ說云レ爾哉。必將三崇論閎議。創レ業垂レ統。爲二萬世規一。故馳二騖乎兼容幷包一。而勤二思乎

且つ夫れ賢君の位を踐むや、豈に特に(一)委瑣握躪、(二)文に拘り俗に牽かれ、(三)誦に循ひ傳を習ひ、當世に說を取ると爾云はんや。必ず將に(四)崇論閎議し、業を創め統を垂れ、萬民の(五)規と爲さんと。故に(六)兼容幷包に馳騖して、而して(七)參天貳地に勤思す。且つ(八)詩に云はずや。(九)普天の下、王土に匪ざること莫く、(一〇)率土の濱王臣に非ざること莫しと。是を以て(一一)六合の內、(一二)八方の外、(一三)浸潯衍溢す。(一四)懷生の物、(一五)澤に浸潤せざる者有れば、賢君之を恥づ。今封疆の內、(一六)冠帶の倫、咸く(一七)嘉祉を獲、(一八)闕遺有ること靡し。而して(一九)夷狄殊俗の國、(二〇)遼絕異黨の地、(二一)舟輿通ぜず、人迹至ること罕

此邪。必若所不云。則是蜀不變服。而已不化俗也。余尚惡聞若説。然斯事體大。固非觀者之所觀也。余之行急。其詳不可得聞已。請爲大夫粗陳其略。蓋世必有非常之人。然後有非常之事。有非常之事。然後有非常之功。非常者固常之所異也。故曰。非常之原。黎民

て、而して已、俗を化せざるなり。余尚ほ、若の説を聞くことを惡む。然れども(二)斯の事體大なり。(三)固觀る者の覩る所に非ざるなり。余の行急なり。其詳聞くことを得可からざるのみ、請ふ大夫の爲に粗ゝ(四)其略を陳ぜん。蓋し世に必ず非常の人(五)有りて、然る後に非常の事有り。非常の事有りて、然る後に非常の功有り。非常なる者は、固(六)常の異とする所なり。故に曰く、非常の原(七)は、黎民懼ると。(八)厥の成るに臻るに及びては天下晏如(九)たり。昔者(一〇)鴻水浡出(一一)し、氾濫衍溢(一二)、民人登降移徙し陭區(一三)として安ぜず。夏后氏之を戚む(一四)。乃ち鴻水を堙ぎ、江を決し河を疏し、沈(一五)を灑し菑を贍す。東之(一六)を海に歸して、而して天下永く寧し。斯の勤に當りて、豈に唯民のみならんや。心、慮に煩して身其勞を親しくす。躬胝(一七)して胈無く、膚、毛を生せず。故に休烈(一八)無窮に顯れ、聲稱(一九)于茲に浹し。

(一) 何故にかく言はるゝか (二) この事柄は重大なり (三) 尋常の者の見届くることの出來ぬ事なり (四) 其概略を述べて聞かせん (五) 衆に超越したる人 (六) 常人の奇異 (七) 非常の事柄の根源 (八) 衆人は何物か潜り居るかと懼る (九) 安然として落附くものなり (一〇) 洪水盛に沸出て (一一) 推し流れて餘り溢るゝ (一二) 高き山や

不㆓披靡㆒。因朝㆑冉従㆑駹。定㆑筰存㆑邛。略㆓斯榆㆒擧㆓苞滿㆒。結㆑軌還㆑轅。東鄕將㆑報。至㆓于蜀都㆒。耆老大夫。薦紳先生之徒。二十有七人。儼然造焉。辭畢。因進曰。蓋聞天子之於㆓夷狄㆒也。其義羈縻勿㆑絶而已。今罷㆓三郡之士㆒。通㆓夜郎之塗㆒。三年於㆑茲。而功不㆑竟。士卒勞倦。萬民不㆑贍。今又接以㆓西夷㆒。百姓力屈。恐不㆑能㆑卒㆑業。此亦使者之累也。竊爲㆓左右㆒患㆑之。且夫邛筰。西僰之與㆓中國㆒並也。歷㆑年茲多。不㆑可㆑記已。仁者不㆓以㆑德來㆒。彊者不㆓以㆑力幷㆒。意者其殆不可乎。今割㆓齊民㆒以附㆓夷狄㆒。弊㆑所㆑恃以事㆓無用㆒。鄙人固陋。不㆑識㆑所㆑謂。

を以て來さず、彊者も力を以て幷せず。意ふに其れ殆んど不可なるか。今(一七)齊民を割き以て夷狄を附け、(一八)恃む所を弊し以て無用を事とす。(一九)鄙人固陋、謂ふ所を識らずと。

（一）父兄　（二）無用なる趣をいふ　（三）蜀の父老の口上に假託して　（四）詰責非難し　（五）高祖、惠帝、呂后、文帝、景帝、武帝　（六）盛なる貌　（七）恩澤深厚　（八）萬民恩澤にうるはひ　（九）唯り國内に止らず、遠き異國にまで溢る　（一〇）悉く披き靡く　（一一）車の轍を旋らし、轅を還し　（一二）七十歳八十歳の老人達、大夫の大臣、搢紳先生の諸歷々の人達　（一三）天子の行ふ可き道筋は、引附け繫附けて、國交斷絶に至らしめざるに在り　（一四）工事竣功せず　（一五）貧困に陷り　（一六）疲勞す　（一七）平民　（一八）吾が力とする所の中國の民を勞苦疲勞せしめ　（一九）いやしき我々のかたくなる見識にては、理由なき樣に思はる

使者曰。烏謂㆑

使者曰く、(二)烏に此を謂はんや。必ず云ふ所の若きは、則ち是れ蜀、服を變ぜずし

用。唯大臣亦以爲然。相如欲諫。業已建之。不敢。乃著書。籍以蜀父老爲辭。而己詰難之以風天子。且因宣其使指。令百姓知天子之意。其辭曰。漢興七十有八載。德茂存乎六世。威武紛紜。湛恩汪濊。羣生澍濡洋溢乎方外。於是乃命使西征。隨流而攘。風之所被。罔

ち書を著し、籍る(三)に蜀の父老を以て辭を爲して、而して己れ之を詰難し、(四)以て天子に風す。且つ因りて其使の指を宣べ、百姓をして天子の意を知らしむ。其辭に曰く、漢興りて七十有八載、德茂に(五)六世に存す。威武紛紜、(六)湛恩汪濊、(七)(八)羣生澍濡、(九)方外に洋溢す。是に於て乃ち使に命じて西征す。流に隨ひて攘く。風の被る所、披靡(一〇)せざる罔し。因りて冉を朝せしめ駹を從へ、筰を定め邛を存し、斯楡を略し、苞滿を擧ぐ。(一一)軌を結し轅を還し、東鄕して將に報ぜんとし、蜀都に至る。(一二)耆老大夫薦紳先生の徒二十有七人、儼然造る。辭畢り、因りて進みて曰く、蓋し聞く、天子の夷狄に於けるや、其義羈縻して(一三)絕つこと勿きのみと。今三郡の士を罷して、夜郎の塗を通ずる、玆に三年なり。而して功竟らず、(一四)士卒勞倦し、萬民贍らず、(一五)今又接するに西夷を以てす。百姓力屈す。(一六)恐らくは業を卒ふること能はざらん。此れも亦使者の累なり。竊に左右の爲に之を患ふ。且つ夫れ、邛筰、西僰の中國と竝ぶ、年を歷ること玆に多し、記す可からざるのみ。仁者も德

通。秦時嘗通爲二郡縣一。至二漢興一而罷。今誠復通。爲レ置二郡縣一。愈二於南夷一。天子以爲レ然。乃拜二相如爲二中郎將一。建レ節往使。副使王然于。壺充國。呂越人。馳二四乘之傳一。因二巴蜀吏幣物一。以賂二西夷一。至レ蜀。蜀太守以下郊迎。縣令負二弩矢一先驅。蜀人以爲レ寵。於レ是卓王孫。臨邛諸公。皆因二門下一。獻二牛酒一以交驩。卓王孫喟然而歎。自以爲得レ使三女尚二司馬長卿一晩。而厚分二與其女財一。與レ男等同。司馬長卿便略二定西夷一。邛筰冉駹斯楡之君。皆請爲二內臣一。除二邊關一。關益斥。西至二沬若水一。南至二牂牁一。爲レ徼通二零關道一。橋二孫水一以通二邛都一。還報二天子一。天子大說。

女に財を分ち與へ、男と等しく同じうす。司馬長卿便ち西夷を略定す。邛筰、冉駹、斯楡の君、皆請ひて內臣と爲る。(一四)邊關を除き、關益ゝ斥る。(一五)西のかた沬若の水に至り、南のかた牂牁に至り、徼と爲し、(一六)零關道を通ず。孫水に橋し、以て邛都に通ず。還りて天子に報ず。天子大に說ぶ。

(一)道路を開通す (二)死し (三)當路者 (四)邛は邛都縣、筰は定筰縣。共に當時の蠻夷 (五)漢の臣妾 (六)同樣の保護國として取扱はれたしと願ふ (七)使の旗印を建て (八)四頭の馬にて引かしむる宿次の車 (九)郊外まで出迎をなす (一〇)さきがけをなす (一一)牛及び酒 (一二)亦情を篤くす (一三)嫁せしむる (一四)漢臣と爲る (一五)邊境の關門を取除き (一六)木柵を水中に建てゝ境と爲し

相如使時。蜀長老多言下通二西南夷一不上レ爲レ

相如使する時、蜀の長老多く西南夷を通ずるの用を爲さざるを言ふ。(一)大臣と唯ども亦以て然りと爲す。相如諫めんと欲するも、業(二)に之を建つ。敢へてせず。乃

唐蒙已略通夜郎。因通西南夷道。發巴蜀廣漢卒。作者數萬人治道。二歲道不成。士卒多物故。費以巨萬計。蜀民及漢用事者。多言其不便。是時邛筰之君長。聞南夷與漢通。得賞賜多。多欲願爲內臣妾。請吏比南夷。天子問相如。相如曰。邛筰冉駹者近蜀。道亦易

唐蒙已に略して夜郎を通じ、因りて西南夷の道(一)を通ず。巴蜀廣漢の卒を發し、作する者數萬人道を治む。二歲にして道成らず、士卒多く物故(二)し、費、巨萬を以て計ふ。蜀民及び漢の事(三)を用ふる者、多く其不便を言ふ。是時(四)邛筰の君長、南夷の漢と通じ、賞賜を得ること多きを聞き、多く願ひて內臣妾(五)と爲り、吏を請ひ、南夷に比(六)せんと欲す。天子、相如に問ふ。相如曰く、邛筰、冉駹は蜀に近く、道も亦通じ易し。秦の時嘗て通じて郡縣と爲しき。漢興るに至りて罷む。今誠に復た通じ、郡縣を置くことを爲さば、南夷に愈らんと。天子以て然りと爲す。乃ち相如を拜して中郎將と爲し、節(七)を建て往き使せしむ。副使は王然于、壺充國、呂越人にして、(八)四乘の傳を馳せ、巴蜀吏の幣物に因り、以て西夷に賂ふ。蜀に至る。蜀の太守以下郊迎(九)す。縣令弩矢を負ひ先驅(一〇)す。蜀人以て寵と爲す。是に於て卓王孫、臨邛の諸公、皆門下に因りて牛酒(一一)を獻じ、以て交驩(一二)す。卓王孫喟然として歎じ、自ら以爲らく女をして司馬長卿(一三)に尚せしむるを得ると晚しと。而して厚く其

及二父母一。爲二天下笑一。人之度量相越。豈不レ遠哉。然此非二獨行者之罪一也。父兄之教不レ先。子弟之率不レ謹也。寡レ廉鮮レ恥。而俗不二長厚一也。其被二刑戮一不二亦宜一乎。陛下患二使者有司之若レ彼。悼二不肖愚民之如レ此。故遣二信使一曉二論百姓一。以二發レ卒之事一。因數レ之以二不忠死亡之罪一。讓二三老孝弟一。以下不二教誨一之過上。方今田時。重レ煩二百姓一。已親見二近縣一。恐二遠所谿谷山澤之民不二偏聞一。檄到亟下二縣道一。使三咸知二陛下之意一。唯毋レ忽也。相如還報。

兄の教先んぜず、子弟の率謹まざるや、廉寡く恥鮮くして、而して、俗長厚(四)ならざればなり。其刑戮を被るも、亦宜ならずや。陛下、使者有司の彼の若きを患へ、不肖愚民の此くの如きを悼む。故に信使(五)を遣り百姓に曉喩(六)するに、卒を發するの事を以てす。因りて之を數むるに不忠死亡の罪を以てす。三老孝弟(七)を讓むるに教誨せざの過を以てす。方今田時(八)、百姓を煩すを重(九)る。已に親ら近縣を見る。遠所谿谷山澤の民偏く聞かざるを恐る。檄到らば、亟かに縣道に下し、咸く陛下の意を知らしめよ。唯忽にすること毋かれと。相如還り報ず。

(一) 輸物を警護する役　(二) 天下の笑物と爲る　(三) 優劣の違ひ豈に遠からずや　(四) 風俗謹み深く手篤からざる故なり　(五) 信用すべき使者　(六) 曉し喩すに　(七) 三老、孝弟は當時鄕の教導を掌る名譽ある職　(八) 農作多忙の最中　(九) 氣遣ふ

踵ノ人懷ニ怒心一。如レ報ニ私讐一。彼豈樂レ死惡レ生。非ニ編列之民一。而與ニ巴蜀一異レ主哉。計深慮遠。急ニ國家之難一。而樂レ盡ニ人臣之道一也。故有ニ剖レ符之封。析レ珪而爵。位爲ニ通侯一。居列ニ東第一。終則遺ニ顯號於後世一。傳ニ土地於子孫一。行事甚忠敬。居位甚安佚。名聲施ニ於無窮一。功烈著而不レ滅。是以賢人君子。肝腦塗ニ中原一。膏液潤ニ野草一而不レ辭也。

爵する有り。位、通侯と爲り、居、東第に列す。終には則ち顯號を後世に遺し、土地を子孫に傳ふ。行事甚だ忠敬に、居位甚だ安佚に、名聲無窮に施し、功烈著れて滅せず。是を以て賢人君子は、肝腦中原に塗れ、膏液野草を潤して辭せざるなり。

㈠ 邊郡地方の士　㈡ 汗水を流して相引續き　㈢ 自己の身上に關する讐敵に返報するが如し　㈣ 戸籍に編入して平民に列すること　㈤ 符を剖きて諸侯を封ずること　㈥ 珪は一に圭に作る。玉を以て造り、爵位の瑞となすもの、即ち圭を析ちて爵位を賜ふ　㈦ 大名　㈧ 榮譽なる名號　㈨ 肝や腦漿が中原の地上に塗れ、流血が野草を潤すの慘狀に逢ふも恐れず

今奉ニ幣役一至ニ南夷一。即自賊殺。或亡逃抵レ誅。身死無レ名。諡爲ニ至愚一。恥

今幣役を奉じて南夷に至る。即ち自ら賊殺し、或ひは亡逃して誅に抵る。身死して名無く、諡して至愚と爲す。恥を父母に及ぼし、天下の笑と爲る。人の度量相越ゆること豈に遠からざらん哉。然れども此れ獨り行者の罪のみに非ざるなり。父

域。重レ譯請レ朝。稽首來享。移レ師東指。閩越相誅。右弔二番禺一。太子入朝。南夷之君。西僰之長。常效二貢職一。不二敢怠墮一。延レ頸擧レ踵。喁喁然皆爭歸レ義。欲レ爲二臣妾一。道里遼遠。山川阻深。不レ能二自致一。夫不レ順者已誅。而爲レ善者未レ賞。故遣二中郎將一往賓レ之。發二巴蜀士民各五百人一。以奉二幣帛一。衞二使者不然一。靡レ有二兵革之事戰鬪之患一。今聞其乃發レ軍興レ制。驚二懼子弟一。憂二患長老一。郡又擅爲レ轉レ粟運輸。皆非二陛下之意一也。當レ行者或亡逃自賊殺。亦非二人臣之節一也。

(一)人名、唐は姓、蒙は名　(二)勅使として土地を略取しつゝ　(三)共に西南の男　(四)糧食を轉漕運搬すること　(五)戰時令　(六)喩は諭と通ず、諭し告ぐるに　(七)苦勞をかく　(八)疾苦を問ひ慰められ　(九)集め安んず　(一〇)懼れ駭き　(一一)腕を組合せ手を引縮めて陛下の命令を受け　(一二)通譯を幾度となく重ねて、遠方より來朝を請ひ　(一三)來りて進物を献ず　(一四)怠り棄てず　(一五)敬慕して　(一六)臣妾となりて仕へんと欲するも　(一七)自身出張すること能はず　(一八)非常の警備たらしむ　(一九)戰爭　(二〇)交戰中の法規　(二一)人臣たる節義

夫邊郡之士。聞二烽擧燧燔一。皆攝レ弓而馳。荷レ兵而走。流汗相屬。唯恐レ居レ後。觸二白刃一。冒二流矢一。義不二反顧一。計不レ旋レ

夫れ邊郡の士、(一)烽擧り燧燔くと聞き、皆弓を攝りて馳せ、兵を荷ひて走る。(二)流汗相屬し、唯後に居るを恐る。白刃に觸れ、流失を冒し、義、反顧せず、計、踵を旋さず。人、怒心を懷くこと、(三)私讎を報ずるが如し。彼れ豈に死を樂み生を惡むは、(四)編列の民に非ずして、巴蜀と主を異にせん哉。計深く慮遠く、國家の難を急にして、而して人臣の道を盡さんと樂へばなり。故に(五)符を剖くの封、(六)珪を析ちて

漕萬餘人。用ニ興法一誅ニ其渠帥一。巴蜀民大驚恐。上聞レ之乃使ニ相如責ニ唐蒙一。因喩ニ告巴蜀民一。以レ非ニ上意一。檄曰。告ニ巴蜀太守一。蠻夷自擅。不レ討之日久矣。時侵ニ犯邊境一。勞ニ士大夫一。陛下卽レ位。存ニ撫天下一。輯ニ安中國一。然後興レ師出レ兵。北征ニ匈奴一。單于怖駭。交レ臂受レ事。詘レ膝請レ和。康居西

ぐ。蠻夷自ら擅にして討ぜざるの日久し。時に邊境を侵犯し、士大夫を勞す。(七)陛下位に卽き、天下を存撫し、(八)中國を輯安す。(九)然る後師を興し兵を出し、北のかた匈奴を征す。單于怖駭し、(一〇)臂を交へて事を受け、(一一)膝を詘して和を請ふ。康居西域譯を重ねて(一二)請朝し、稽首して來享す。(一三)師を移して東指し、閩越相誅し、右番禺を弔するや、太子入朝す。南夷の君、西僰の長、常に貢職を效し、敢へて怠墮せ(一四)ず。頸を延き、踵を擧げ、喁喁然として(一五)皆爭ひて義に歸し、(一六)臣妾たらんと欲するも、道里遼遠、山川阻深にして、(一七)自ら致すこと能はず。夫れ順はざる者已に誅して、而して善を爲す者未だ賞せず。故に中郎將を遣り往きて之を賓し、巴蜀の士民各〻五百人を發し、以て幣帛を奉じて、使者の不然を衞らしむ。(一八)兵革の事、(一九)戰鬪の患有る靡し。今聞く其れ乃ち軍を發し制を興し、子弟を驚懼し、長老を憂患し、郡又擅に爲に粟を轉じて運輸すと。(二〇)皆陛下の意に非ざるなり。行に當る者或ひは亡逃し自ら賊殺するは、亦人臣の節に非ざるなり。(二一)

此觀ㇾ之。齊楚之事。豈不ㇾ哀哉。地方不ㇾ過二千里一。而囿居二九百一。是草木不ㇾ得二墾辟一。而民無ㇾ所ㇾ食也。夫以二諸侯之細一。而樂二萬乘之所ㇾ侈。僕恐三百姓之被二其尤一也。於ㇾ是二子愀然改ㇾ容。超若二自失一。逡巡避ㇾ席曰。鄙人固陋。不ㇾ知二忌諱一。乃今日見ㇾ教。謹聞ㇾ命矣。賦奏。天子以爲ㇾ郎。無是公言二天子上林廣大。山谷水泉萬物一。及下子虛言二楚雲夢所ㇾ有甚衆一。侈靡過二其實一。且非中義理所上ㇾ尙。故刪二取其要一歸二正道一而論ㇾ之。

を刪取して之を論ず。

（一）上の風に隨ひて靡き、上の流に化し　（二）まされり　（三）日や露に曝され打たれ、馬を馳せ驅けらし　（四）摘き落し　（五）其中の九百里に居る　（六）小さき身分を以て　（七）百姓の尤め祟　（八）顏色を變じて態度を改め　（九）何となく　（一〇）田舍人のかたくなにいやしくして　（一一）物事に遠慮することを知らず　（一二）實に心底より感服せり　（一三）餘り侈りはでやかにて、誇張に過ぎ　（一四）義理の上より尊尙すべきものに非ざることに言及して批評したり　（一五）本傳には其要處の正道に歸着せる事の部分を論撰してこゝに掲ぐることゝす（因に今こゝに掲げたるものは賦の全文を載す。是れ後人の本傳中に入れたるものなり）

相如爲ㇾ郎數歲。會唐蒙使略二通夜郎西僰中一。發二巴蜀吏卒千人一。郡又多爲發。轉

相如、郎たること數歲にして、會〻唐蒙（一）使し（二）略して（三）夜郎、西僰中に通じ、巴蜀の吏卒千人を發す。郡又多く爲に發し、轉漕（四）すること萬餘人、興法（五）を用ひ其渠帥を誅す。巴蜀の民大に驚恐す。上之を聞き、乃ち相如をして唐蒙を責めしむ。因りて巴蜀の民に喩告（六）するに、上の意に非ざるを以てす。檄に曰く、巴蜀の太守に告

下大説。嚮レ風而聽。隨レ流而化。喟然興レ道而遷レ義。刑錯而不レ用。德隆ニ乎三皇一。功羨ニ於五帝一。若レ此。故獵乃可レ喜也。若夫終日暴露馳騁。勞レ神苦レ形。罷ニ車馬之用一。抗ニ士卒之精一。費ニ府庫之財一。而無ニ德厚之恩一。務在ニ獨樂一。不レ顧ニ衆庶一。忘ニ國家之政一。而貪ニ雉兎之獲一。則仁者不レ由也。從レ

を興して義に遷る。刑錯きて用ひず。徳三皇より隆に、功五帝より羨る(三)。此くの若し。故に獵は乃ち喜ぶ可きなり。若し夫れ終日暴露馳騁し、神を勞らし形を苦しめ、車馬の用を罷し、士卒の精を抗し(四)、府庫の財を費して、而して德厚の恩無く、務獨樂に在りて、衆庶を顧みず。國家の政を忘れて、而して雉兎の獲を貪るは、則ち仁者は由らざるなり。此に從りて之を觀るに、齊楚の事、豈に哀まざらん哉。地方千里に過ぎずして、而して囿(五)九百に居る。是れ草木墾辟するを得ずして、而し民食む所無きなり。夫れ諸侯の細(六)を以て、而して萬乘の侈とする所を樂む。僕、百姓の其尤(七)を被るを恐ると。是に於て二子愀然(八)として容を改め、超(九)として自失するが若し。逡巡して席を避けて曰く、鄙人(一〇)固陋(一一)、忌諱を知らず。乃ち今日教へらる。謹みて命を聞くと。賦奏す。天子以て郎と爲す。無是公、天子上林の廣大、山谷水泉(一二)萬物を言ひ、子虛の楚の雲夢有する所の甚だ衆きを言ふの、侈靡(一三)其實に過ぎ、且つ義理(一四)の尙ぶ所に非ざるに及ぶ。故に其要(一五)の正道に歸する

鰥寡一存二孤獨一。出二德號一省二刑罰一。改二制度一易二服色一。更二正朔一與二天下一爲レ始。於レ是歷二吉日一以齋戒。襲二朝衣一乘二法駕一。建二華旗一鳴二玉鸞一。游二乎六藝之囿一。騖二乎仁義之塗一、覽二觀春秋之林一。射二貍首一兼二騶虞一。弋二玄鶴一建二干戚一。載二雲罕一揜二羣雅一。悲二伐檀一樂二樂胥一。修二容乎禮園一。翺二翔于書圃一。述二易道一放二怪獸一。登二明堂一坐二清廟一。恣二羣臣一奏二得失一。四海之內靡レ不レ受レ獲。

(四) 徒らに日時を費すことなく (五) 天道の自然の肅殺の季に際して、狩獵をなし (六) 吾が後世子孫の者の遊樂に耽りて反省せらざんことを恐る (七) 世業を起し系統を後世に嗣がしめんとする本意に適はず (八) 開墾す可きものは (九) 開墾して農田と爲し (一〇) 氓隷にて百姓 (一一) 苑の垣を取拂ひ、溜堀を埋めて (一二) 開放して苑中に自由に出入して薪草を採ることを得しめよ (一三) 貯水池も人民の勝手に魚を漁することを得しめよ (一四) 宮觀に居る官女及び役人等を引拂はしめよ (一五) 恩德を施すの號令を發し (一六) 禮服の色模樣を易へて節儉に隨ひ (一七) 暦の制を更め (一八) 天下億兆の人民と共に 舊來の弊政を改めて一新せん (一九) 儀式の正服 (二〇) 六頭の馬にて引かする天子の車 (二一) 車の軾に着けたる鈴 (二二) 禮樂射御書數の六藝の學苑に入りて研究し (二三) 春秋の書を研究す (二四) 貍首の詩を歌ひ (二五) 詩經國風の召南篇にある騶虞の詩調に合せ (二六) 玄鶴を弋して取り (二七) 朱の干と玉の戚とを建て (二八) 網の名といふ。一說に、天子の御駕の前に建つる九旒の旗 (二九) 雅正なる多くの賢人を擧げ用ひ (三〇) 詩經伐檀の詩に在る如き賢人にして世に知られざる者を哀れみ (三一) 樂胥の詩にある如く、賢人が用ひられて相當の位にあるを樂み歌へるを相共に樂み (三二) 禮法の園 (三三) [illegible]若[illegible]相の道を記載せる書籍 (三四) 神怪の獸類を生捕したるを放ち遣り (三五) 王政を發布する神聖の堂 (三六) 天子が諸侯を來朝謁見せしむる大殿

於二斯之時一。天

斯の時に於て、天下大に說び、(一)風に嚮ひて聽き、流に隨ひて化す。喟然として道

聽餘閒。無レ事棄レ日。順二天道一以殺伐。時休二息於此一。恐二後世靡麗。遂往而不レ反。非レ所下以爲二繼嗣一。創レ業垂上レ統也。於レ是乃解レ酒罷レ獵。而命二有司一曰。地可二以墾辟一。悉爲二農郊一。以贍二萌隷一。隤レ牆塡レ塹。使二山澤之民得一レ至焉。實二陂池一而勿レ禁。虛二宮觀一而勿レ仞。發二倉廩一以賑二貧窮一。補二不足一。恤二

るを恐る。繼嗣の爲に業(七)を創め統を垂るゝ所以に非ざるなりと。是に於て乃ち酒を解き獵を罷めて、而して有司に命じて曰く、地以て墾辟(八)す可きは、悉く農郊(九)と爲し、以て萌隷(一〇)を贍せよ。牆(一一)を隤し塹を塡し、山澤の民をして至るを得しめよ(一二)。陂池(一三)に實てて禁ずること勿かれ。宮觀(一四)を虛しくして仞つる勿かれ。倉廩を發して以て貧窮を賑ひ、不足を補ひ、鰥寡を恤み、孤獨を存じ、德號(一五)を出し、刑罰を省き、制度を改め、服色(一六)を易へ、正朔(一七)を更め、天下と始を爲さんと(一八)。是に於て吉日を歷び以て齋戒し、朝衣(一九)を襲、法駕(二〇)に乘り、華旗を建て、玉鸞(二一)を鳴らし、六(二二)藝の囿に游び、仁義の塗に鶩せ(二三)、春秋の林を覽觀す。貍首(二四)を射、騶虞(二五)を兼ね、玄(二六)鶴を弋し、干戚(二七)を建て、雲罕(二八)を載せ、羣雅(二九)を揜り、伐檀(三〇)を悲み、樂胥(三一)を樂しむ。容を禮園(三二)に修め、書圃(三三)に翺翔し、易道を述べ、怪獸(三四)を放ち、明堂(三五)に登り、淸廟(三六)に坐し、羣臣を恣にして得失を奏することをせしむ。四海の內、獲を受けざる靡し。

(一) ぼんやりとして　(二) 何物か失ふものあるかのやうに思はるゝ樣子なり　(三) 天下の政治を覽聽する餘暇にて

韶護武象之樂。陰淫案衍之音。鄢郢繽紛。激楚結風。俳優侏儒。狄鞮之倡。所下以娛二耳目一而樂中心意上者。麗三靡爛二漫於前一。靡二曼美三色於後一。若夫青琴宓妃之徒。絕殊離レ俗。妖冶嫻都。靚莊刻飭。便嬛綽約。柔橈嬛嬛。嫵媚姌嫋。抴二獨繭之褕袘一。眇閻易以戍削。便姍嫳屑。與レ世殊レ服。芬香漚鬱。酷烈淑郁。皓齒粲爛。宜笑的皪。長眉連娟。微睇緜藐。色授魂與。心愉二於側一。

の樂、護は頀と通じ湯の樂、武は武王の　、象は周公の造れる雅正の音樂（一五）放縱享樂的の音樂（一六）楚の邑たる鄢、都なる郢の地方の歌曲舞踏は交々雜り（一七）共に楚國の歌曲（一八）西方の戎狄より傳來せる狄鞮といへる音樂（一九）深山に續き聚り（二〇）美女競ひて媚びを獻ず（二一）古の青琴宓妃の如きに比す可き美人等（二二）何づれも絕世の美容にて（二三）美しくみやびやかに（二四）盛に粧ひ白粉を塗り眉黛を畫き（二五）面貌美しくにこやかに（二六）骨柔らかにたをやかに（二七）態度しなやかにたをやかに（二八）細き一筋の絹絲にて織りたる衣の袖を曳き（二九）眇かに長く揚りて、繪に畫きたるが如し（三〇）足の運び方しとやかに（三一）香氣がこもり積りて（三二）烈しく馨り媚びを呈し（三三）白き齒かつやかつやと光りて見え（三四）可愛らしき笑ひがひかりかゞやき（三五）長き黑き眉毛は細やかにして美しく（三六）流し目に見て秋波を送り（三七）男女の間にて、互ひに先方より顏色にて情を送り、此方は心魂を以て先方へ情を送り與へ（三八）精神上にて交情して密かに愉樂す

於レ是酒中樂酣。天子芒然而思。似レ若レ有レ亡。曰。嗟乎。此泰奢侈。朕以二

是に於て酒中に樂酣なり。天子芒然（一）として思ふ。（二）亡ふもの有るが若きに似たり。曰く、嗟乎此れ泰だ奢侈なり。朕覽聽の餘間（三）を以て、（四）日を棄つるを事とする無く、（五）天道に順ひ以て殺伐し、時に此に休息す。（六）後世の靡麗し遂に往きて反らざ

懈怠。置酒乎昊天之臺。張樂乎膠輵之宇。撞千石之鐘。立萬石之鉅。建翠華之旗。樹靈鼉之鼓。奏陶唐氏之舞。聽葛天氏之歌。千人唱萬人和。山陵爲之震動。川谷爲之蕩波。巴兪宋蔡。淮南于遮。文成顚歌。族擧遞奏。金鼓迭起。鏗鎗鐺鼞。洞心駭耳。荊吳鄭衞之聲。

き、萬石の鉅を立つ。(五)翠華の旗を建て、(六)靈鼉の鼓を樹つ。(七)陶唐氏の舞を奏し、葛天氏の歌を聽く。千人唱へ萬人和す。(八)山陵之が爲に震動し、川谷之が爲に蕩波す。(九)巴兪宋蔡、(一〇)淮南于遮、(一一)文成顚歌、(一二)族り擧り遞ひに奏し、金鼓迭ひに起る。鏗鎗鐺鼞、(一三)心を洞し耳を駭かす。荊吳鄭衞の聲、韶護武象の樂、(一四)陰淫案衍の音、(一五)鄢郢繽紛、(一六)激楚結風、(一七)俳優侏儒、狄鞮の倡、(一八)耳目を娛ましめて心意を樂ましむる所以の者、前に麗靡爛漫し、(一九)後に靡曼美色す。(二〇)若し夫れ青琴宓妃の徒、(二一)絕殊俗を離れ、(二二)妖冶嫺都、(二三)靚莊刻飾、(二四)便嬛綽約、(二五)柔橈嫚嫚、(二六)嫵媚姌嫋、(二七)獨繭の褕袘を抴く。(二八)眇と閻易以て戍削、(二九)編姺徹循、(三〇)世と服を殊にす。芬香漚鬱、(三一)酷烈淑郁、(三二)皓齒粲爛、(三三)宜笑的皪、(三四)長眉連娟、(三五)微睇緜藐、(三六)色授け魂與へ、(三七)心側に愉す。(三八)

(一) 遊戲して疲れ寢り　(二) 臺の名。高くして天に聳えたるよりいふ　(三) 物靜にして廣大なる家屋　(四) 重量十二萬斤の大鐘　(五) 萬石の重量ある巨大鐘磬を懸くる木臺　(六) 翠鳥の折羽の飾りある旗　(七) 靈鼉の皮を以て張りて作りたる鼓　(八) 千人の者が唱へ出すと萬人の者が答和し　(九) 搖ぎ動きて波音を立つ　(一〇) 巴兪の舞樂宋蔡の歌謠　(一一) 淮南の音樂、于遮の曲　(一二) 文成顚歌の二縣の蠻歌　(一三) 鏗鎗は鐘の聲、鐺鼞は鼓の音　(一四) 韶

俱。轔玄鶴。亂昆雞。遒孔鸞。促鵕䴊。拂鷖鳥。捎鳳皇。捷鴛鶵。掩焦明。道盡塗殫。迴車而還。招搖乎襄羊。降集乎北紘。率乎直指。闇乎反鄉。蹷石闕。歷封巒。過䲭鵲。望露寒。下棠梨。息宜春。西馳宣曲。濯鷁牛首。登龍臺。掩細柳。觀士大夫之勤略。鈞獵者之所得獲。觀徒車之所轔轢。乘騎之所蹂若人民之所蹈躤。與其窮倦谻。驚憚慴伏。不被創刃死者。佗佗籍籍。填坑滿谷。揜平彌澤。

（一）旗を一時止めて其處を徘徊し（二）各部隊のかけひき（三）漸次旗を進め（四）忽ち遙に遠く進み去る（五）素早く飛びまはる鳥（六）壽千歳を保ち、滿五百歳になれば色純白となるをいふ、獸を車軸にて轢き殺し（七）電光をも超過する程の非常の速力（八）宇宙を突破する如き勇ましき早業なり（九）夏の時代の寶物たる繁弱の弓の如き良弓をひき設け（一〇）白羽の矢（一一）鹿頭龍身の神獸（一二）矢の當り處（一三）弦より矢を離れると同時に（一四）藝は臬と通ず、射の的。的に擬したる獸が斃る（一五）旗を掲げて上り騰りて遊ぶ（一六）大風を侵し（一七）下方より上方に向ひて吹上る風に乘り（一八）天の大氣に（一九）玄鶴を蹴み附け（二〇）鵾雞又鶤雞といふ、鳳凰の別名（二一）鳳凰の屬（二二）鳥の名（二三）山海經「北海之内有蛇山、有五采之鳥、飛蔽一鄕、名曰翳鳥」（二四）一に焦朋に作る、鳳凰の屬（二五）ゆる〱と徜徉（二六）北の遠方（二七）にはかに（二八）疾く歸りに向ふ（二九）觀は宮の小なる者石闕觀（三〇）封巒觀（三一）䲭鵲觀（三二）露寒觀（三三）宮名（三四）同上（三五）同上（三六）鷁首即ち船を牛首池に浮べ（三七）龍臺觀（三八）細柳觀（三九）勤勞智略如何を察し（四〇）徒歩車輿の轢きし得物の數（四一）乘馬騎者の践み殺したる所の得物（四二）踏みにじる（四三）追ひ詰められ又は疲勞して捕獲さられたる禽獸（四四）驚き慴れて捕獲されたる禽獸（四五）多數の禽獸はごたごたとして

於是乎。游戲

是に於てか（一）游戲懈怠し、（二）昊天（かうてん）の臺に置酒し、（三）轇轕（かうかつ）の宇に張樂（ちやうがく）す。（四）千石の鐘を撞（つ）

弭節裴回。翱翔往來。睨部曲之進退。覽將率之變態。然後浸潭促節。儵敻遠去。流離輕禽。蹵履狡獸。轊白鹿。捷狡兔。軼赤電。遺光耀。追怪物。出宇宙。彎繁弱。滿白羽。射游梟。櫟蜚虡。擇肉後發。先中命處。弦矢分藝殪仆。然後揚節而上浮。陵驚風。歷駭飈。乘虛無。與神

態を覽る。然る後浸潭節を促し、儵敻遠去す。輕禽を流離し、狡獸を蹵履す。白鹿を轊し、狡兎を捷し、赤電を軼ぎ、光耀を遺す。怪物を追ひ、宇宙に出づ。繁弱を彎き、白羽を滿て、游梟を射、蜚虡を櫟ち、肉を擇びて後發ち、中るに先だちて處を命ず、弦矢分れ、藝殪仆す。然る後節を揚げて上に浮ぶ。驚風を陵ぎ、駭飈を歷、虛無に乘り、神と倶にす。玄鶴を轔し、昆雞を亂し、孔鸞に遒り、鵔鸃に促り、鷖鳥を拂ひ、鳳皇を捎つ。鵷雛を捷し、焦明を掩し、道盡き途殫き、車を廻らして還る。招搖乎と襄羊し、北紘に降集す。率乎と直指し、闇乎と反鄕す。石闕を蹷み、封巒を歷、䲲鵲を過ぎ、露寒を望み、棠梨を下り、宜春に息ふ。西、宣曲に馳せ、鷁を牛首に濯さす。龍臺に登り、細柳に掩す。士大夫の勤略を觀、獠者の得獲する所を鈞しくす。徒車の轔轢する所、乘騎の蹂若する所、人民の蹈躪する所と、其窮極倦谻、驚憚慴伏し、創刃を被らずして死する者の、佗佗籍籍として、坑に塡ち谷に滿ち、平を揜ひ澤に彌てるとを觀る。

軒後道游。孫叔奉轡。衞公驂乘。扈從橫行。出乎四校之中。鼓嚴簿縱獠者。江河爲阹。泰山爲櫓。車騎靁起。隱天動地。先後陸離。離散別追。淫淫裔裔。緣陵流澤。雲布雨施。生貔豹。搏豺狼。手熊羆。足野羊。蒙鶡蘇。絝白虎。被豳文。跨野馬。陵三嵕之危。下磧歷之坻。徑陵赴險。越壑厲水。椎蜚廉。弄解豸。格瑕蛤。鋋猛氏。羂騕褭。射封豕。箭不苟害。解脰陷腦。弓不虛發。應聲而倒。

於是乎。乘輿

(三) 蛭は蟣也、蛔は蟬也。一説に蛭は蟚蛭、山海經「鳧麗之山有獸焉、名曰蠪蛭」、蛔は神異經「西方深山有獸、毛色如猴、能緣高木、其名爲蛔」とあるを引きて獸と爲す (四) 共に獸の名 (五) ひらひらと飛び遶ひて經過し (六) 長き枝に頼りに伸上り (七) 梢の上に頑張りて遊戲す (八) 纒橋 (九) 非常に繁茂せる樹 (一〇) 垂れたる枝 (一一) まばらなる樹間に身を投げつけ (一二) ばらばらと出入し (一三) 亂れ或ひは崩れて遠く動く (一四) 到る處食事調進ありて飲食を辨じ (一五) 到る處後宮ありて御用に給し (一六) 秋より冬にかけて (一七) 試獵す (一八) 鏤象の車 (一九) くつわを玉にて飾れる勢良き馬を六頭立とし (二〇) 羽毛を折し五色を染め綴り合せて旌とし (二一) 熊虎の形を畫ける雲氣に似たる旗 (二二) 虎皮を以て軒に冒せたる車 (二三) 道車遊車を後に從へ (二四) 名御者の孫叔の如き御者 (二五) 衞公に比すべき御者が陪乘し (二六) 四個の部隊 (二七) 森嚴なる儀衞の中より鼓を擊ちて進擊を令し (二八) 狩獵者 (二九) さゝへ (三〇) 雷の如く騷ぎ立て (三一) 長く續きて (三二) 生捕にし (三三) 手にて擊ち殺し (三四) 手捕にし (三五) 足にて蹴仆して捕へ (三六) 鶡といふ勇猛なる鳥の尾をかぶりて冠となし (三七) 白虎の皮にてつくれる袴を穿ち (三八) 文ある服 (三九) 山の名 (四〇) 平らかならざる坂を下る (四一) 蜚雀を擊殺し (四二) 鹿に似て一角ある獸 (四三) 猛獸の名 (四四) 熊に似て小に毛淺くして光ありといふ獸 (四五) 小矛を以て刺殺し (四六) 全喙赤色、一日に萬里を行くといふ駿馬 (四七) 大豬 (四八) うなじ

是に於てか乘輿(一)節を彌して裵回し、翺翔往來す。(二)部曲の進退を睨み、將率の變

胡豰蛫。棲二息乎其間一。長嘯哀鳴。翩幡互經。夭二蟜枝格一。偃二蹇杪顚一。於レ是乎。隃二絕梁一。騰二殊榛一。捷二垂條一。踔二稀間一。牢落陸離。爛曼遠遷。若二此輩一者。數千百處。嬉游往來。宮宿館客。庖廚不レ徙。後宮不レ移。百官備具。於レ是乎。背レ秋涉レ冬。天子校獵。乘二鏤象一六二玉虯一。拖二蜺旌一。靡二雲旗一。前二皮

に騰り、垂條(一〇)を捷り、稀間(一一)に踔く。牢落陸離(一二)し、爛曼遠遷(一三)す。此輩の若き者數千百處、嬉游往來し、宮に宿し館に客す。庖廚(一四)徙さず、後宮(一五)移らず、百官備具す。是に於てか、秋(一六)に背き冬に涉り、天子校獵(一七)す。鏤象(一八)に乘り、玉虯(一九)を六にす。蜺旌(二〇)を拖き、雲旗(二一)を靡かす。皮軒(二二)を前にし、道游(二三)を後にす。孫叔(二四)轡を奉じ、衞公(二五)驂乘す。扈從橫行し、四校(二六)の中に出づ。嚴簿(二七)を鼓ち、獠者(二八)を縱つ。江河を阹(二九)と爲し、泰山を櫓と爲す。車騎靁起(三〇)し、天を隱し地を動す。先後陸離、離散別追し、淫淫(三一)裔裔、陵に緣り澤に流れ、雲布雨施す。貔豹(三二)を生し、豺狼(三三)を搏ち、熊羆(三四)を手し、野羊を足し(三五)、鶡蘇(三六)を蒙り、白虎を絝し(三七)、豳文(三八)を被り、野馬に跨り、三嵕(三九)の危を陵ぎ、磧歷(四〇)の坻に下る。陖を徑り險に赴き、壑を越え水を厲り、蜚廉(四一)を椎し、解豸(四二)を弄び、瑕蛤(四三)を格ち、猛氏(四四)を鋋(四五)し、騕褭(四六)を罥し、封豕(四七)を射る。箭苟くも害せず。脰(四八)を解き腦を陷る。弓虛しく發せず。聲に應じて倒る。

㊀ 黑色の雄猿、白色の雌猿　㊁ 蜼は母猴に似て而も仰鼻にして長尾なる獸。玃は獼猴に似たる獸、飛、蠝は飛鼠

照二曜鉅野一。沙棠櫟櫧。華氾枰櫨。留落胥餘。仁頻幷閭。欃檀木蘭。豫章女貞。長千仞大連抱。夸條直暢。實葉葰茂。攢立叢倚。連卷累佹。崔錯癹骫。阬衡閜砢。垂條扶於。落英幡纚。紛容蕭蔘。旖旎從レ風。瀏莅芔吸。蓋象二金石之聲一。管籥之音一。偨池茈虒。旋二環後宮一。雜遝累輯。被レ山緣レ谷。循レ阪下レ濕。視レ之無レ端。究レ之無レ窮。

於レ是玄猿素雌。蜼玃飛鸓。蛭蜩蠼蝚。螹

是に於て玄猿素雌、(一)蜼玃飛鸓、(二)蛭蜩蠼蝚、(三)螹胡豰蛫、(四)其間に棲息す。長嘯哀鳴し、(五)翩幡と互經し、(六)枝格に夭蟜し、(七)杪顚に偃蹇す。是に於てか絶梁を踰え、(八)殊榛(九)

(一) 金柑の類。廣州記「盧橘皮厚、大小如二甘酢一。多九月結レ實、正赤、明年二月更靑黑、夏熟」 (二) 黄甘は橘の屬、橙は柚、楱は小橘 (三) 酸き小棗 (四) 梬棗は山梨 (五) 樗棗は柿に似たる果、楊梅はやまもゝ (六) 櫻桃はゆすらうめ、蒲陶は葡萄 (七) 隠は檃の省文、栝にして柏。夫は扶。鬱は薁にて今の郁李。棣は常棣 (八) 榙櫟は李に似たる果樹 (九) 長伸び (一〇) 紫の莖は風に搖られ (一一) 赤き花 (一二) きらきらとして光燦なり (一三) 沙棠は棠の一種、黄華赤實、李に似て核なし、味美なるもの。櫟は果の名。櫧は其實橡子に似て小なりと (一四) 華は樺に同じ。氾は楓。枰は檗。櫨は無患木 (一五) 留又榴に作る樹の名。落は椰子樹なりと。胥餘はしゅろに似たるもの (一六) 仁頻は檳榔。幷閭はしゅろ。欃檀は檀の別名 (一八) 樹の名 (一九) 一人にて抱ふること能はざる大さ (二〇) 花と枝とは (二一) 集り立ち互に相叢り倚る (二二) 連り卷きつきて又互に累り戻り (二三) 楽盛にしむらがり、蟠りねぢれて (二四) こみあひ押し合ひて廣がり (二五) 四方に廣がり茂り (二六) 落花は飛び揚り (二七) 枝振盛にして獨立の模樣をあらはし (二八) 風に從ふ貌 (二九) 風、木に當りて淸らかなる聲を發し (三〇) 高低不整列に (三一) 相因り相重なる

眇而無見。仰攀橑而捫天。奔星更於閨闥。宛虹拖於楯軒。青虯蚴蟉於東箱。象輿婉蟬於西清。靈圄燕於閒觀。偓佺之倫暴於南榮。醴泉涌於清室。通川過乎中庭。槃石振崖。嶔巖欹傾。嵯峨嶕嶢。刻削崢嶸。玫瑰碧琳。珊瑚叢生。瑉玉旁唐。璸斒文鱗。赤瑕駁犖。雜臿其間。垂綏琬琰。和氏出焉。

於是乎。盧橘夏孰。黃甘橙楱。枇杷橪柿。楟柰厚朴。梬棗楊梅。櫻桃蒲陶。隱夫薁棣。荅遝荔枝。羅乎後宮。列乎北園。貤丘陵。下平原。揚翠葉。杌紫莖。發紅華。秀朱榮。煌煌扈扈。

と〔二三〕峻しく刻み削りたるが如くに聳え立てり〔二四〕玉に次ぐ石〔二五〕文ある石〔二六〕文理ありて盛なる貌〔二七〕赤玉まだらにして光輝あり〔二八〕雜り重る〔二九〕皆美玉〔三〇〕卞和の璧

是に於てか盧橘夏孰し(一)、黃甘橙楱(二)、枇杷橪柿(三)、楟柰厚朴(四)、梬棗楊梅(五)、櫻桃蒲陶(六)、隱夫薁棣(七)、荅遝荔枝(八)、後宮に羅り、北園に列べり。丘陵に貤び(九)、平原に下る。翠葉を揚げ、紫莖を杌し(一〇)、紅華を發き、朱榮秀づ(一一)。煌煌扈扈(一二)、鉅野を照曜す。沙棠(一三)櫟櫧(一四)、華氾檘櫨(一五)、留落胥餘(一六)、仁頻幷閭(一七)、欃檀木蘭、豫章女貞(一八)、長さ千仞、大さ連抱、夸條直暢し(二〇)、實葉葰茂す(二一)。攢立叢倚、連卷累佹(二二)、崔錯癹骫(二三)、阬衡閜砢(二四)、垂條扶於(二五)、落英幡纚す(二六)。紛容蕭蔘(二七)、旖旎として風に從ひ(二八)、瀏莅芔吸(二九)、蓋し金石の聲、管籥の音に象る(三〇)。柴池茈虒、後宮を旋環し(三一)、雜遝累輯す。山を被り谷に緣り、阪に循ひ隰に下る。之を視るに端無く、之を究むるに窮り無し。

躍波。獸則㺊旄獏犛。沈牛麈麋。赤首圜題。窮奇象犀。其北則盛夏含凍裂地。涉冰揭河。獸則麒麟角𧣾。騊駼橐駝。蛩蛩驒騱。駃騠驢騾。於是乎離宮別館。彌山跨谷。高廊四注。重坐曲閣。華榱璧璫。輦道纚屬。步櫚周流。長途中宿。夷嵕築堂。纍臺增成。巖窔洞房。俛杳

閣、華榱璧璫(一六)、輦道纚屬す(一七)。歩櫚(一八)周流し、長途に中宿す。嵕(一九)を夷にし堂を築き、纍臺増成す。巖窔洞房(二〇)、俛せば杳眇(二一)として見る無し。仰げば橑を攀ぢて天を捫づ。奔星(二二)閨闥(二三)を更へ、宛虹(二四)楯軒(二五)を拖く。青虯(二六)東箱に蚴蟉し、象輿(二七)西清に蜿蟬す。靈圄(二八)閒觀に燕し、偓佺(二九)の倫南榮(三〇)に暴す。醴泉清室に涌き、通川中庭を過ぐ。槃石崖を振へ(三一)、嶔巖倚傾(三二)、嵯峩(三三)礁𥔲、刻削崢嶸、玫瑰碧琳、珊瑚叢生す。瑉玉(三四)旁唐(三五)、璸(三六)斒文鱗、赤瑕駁犖(三七)、其間に雜臿(三八)す。垂綏琬琰(三九)、和氏(四〇)出づ。

(一) あまねく觀覽す　(二) 衆多にして盛に緻密に　(三) 眼を奪はれてぼうとし、心を奪はれてぼんやりし　(四) 極寒の冬　(五) 二者共に猛獸　(六) 沈牛は水牛の屬、麈は麞の屬、麋は鹿に似て大なる獸　(七) 獸名　(八) 麒麟　(九) 眞夏　(一〇) 獸名　(一一) 馬に似たる一種の獸　(一二) 蛩蛩は獸名、驒騱は動物の名、一說に靑驪　(一三) 駃騠は駿馬生れて七日にして母に超ゆと。驢はうさぎうま、騾は漢書に驘に作る。共に蠃の俗字、說文に「蠃、驢父馬母」云々と見ゆ　(一四) 四方へ屋根を葺き下し　(一五) 重坐は構れる軒、曲閣は曲轉せる閣道　(一六) 華榱は彫飾を施せる椽。璧璫は璧を以て瓦とせるもの　(一七) 冠の纚綵の如く回環して連屬し　(一八) 閣道下の步廊　(一九) 山の名　(二〇) 巖の奧深き處に作りたる室、洞中の房　(二一) はるかに靜かなり　(二二) 流星　(二三) 宮中の小門　(二四) 屈曲せる虹　(二五) 宮殿の欄間　(二六) うねり　(二七) 象車　(二八) 仙人の名、虎身にして九尾人面にして虎爪なりと　(二九) 仙人の名、松子を食ひ眼の方なるもの　(三〇) 南の軒下　(三一) 深き巖は物にもたれて傾く如く　(三二) 高大な山が高々

蕙。被以江離。糅以蘼蕪。襍以流夷。尃結縷。攢戾莎。揭車衡蘭。槀本射干。茈薑蘘荷。葴橙若蓀。鮮枝黃礫。蔣芧青薠。布濩閎澤。延曼太原。麗靡廣衍。應風披靡。吐芳揚烈。郁郁斐斐。衆香發越。肸蠁布寫。晻曖苾勃。

於是乎。周覽泛觀。瞋盼軋沕。芒芒恍忽。視之無端。察之無崖。日出東沼。入於西陂。其南則隆冬生長。踊水

して平坦に廣やかなり（一六）平らかなる岡（一七）人工を以て築き上げたる如き岡（一八）文選に離を蘺に作る、江離は香草の名（一九）草の名（二〇）香草の名（二一）草の名（二二）尃は布の古字（二三）染料に用ふる草（二四）二者共に草の名（二五）揭車は草名（二六）槀本は香草の名、白芷の類、射干は香草の名（二七）紫色のしやうが、蘘荷は茗荷（二八）二者共に染料に用ふる草、鮮枝は一に蕤支、紅黃を染む、黃礫は黃色を染む（二九）蔣は菰、芧は三稜共に水邊に生ずる草、青薠は草の名（三〇）遍く生ひ茂り（三一）芳氣を吐きよつき臭を發し（三二）香ばしく文ありて（三三）盛に香氣を發す（三四）風の爲に吹き送らるゝ香氣は人心に滲み渡り（三五）何とも言はれる香氣の盛なることを感ず

是に於てか（一）周覽泛觀す。（二）縝盼軋沕、（三）芒芒恍忽、之を視るに端無し、之を察するに崖無し。日、東沼に出でて、西陂に入る。其南は則ち（四）隆冬に生長し、水を踊らせ窮波を躍らす。獸は則ち（五）㺎旄貘犛、（六）沈牛麈麋、（七）赤首（八）圜題、窮奇象犀。其北は則ち盛夏に凍を含み地を裂き、冰を渉り河に掲げ、獸は則ち（一〇）麒麟角端、（一一）騊駼（一二）橐駞、（九）蛩蛩驒騱、（一三）駃騠驢騾。是に於てか離宮別館、山に彌ち谷に跨る。（一四）高廊四注、（一五）重坐曲

鱵鵁鶄鸕、羣ニ浮乎其上一。汎淫泛濫。隨レ風澹淡。與レ波搖蕩。掩ニ薄草渚一。唼ニ喋菁藻一。咀ニ嚼菱藕一。

於レ是乎崇山巃嵸。崔巍嵯峩。深林鉅木。嶄巖嵾嵳。九嵕巀嶭。南山峩峩。巖阤甗錡。摧崣崛崎。振レ谿通レ谷。蹇產溝瀆。谽呀豁閜。阜陵別島。崴磈嵔瘣。丘墟堀礨。隱轔鬱𡼖。登降施靡。陂池貏豸。沇溶淫鬻。散ニ渙夷陸一。亭皋千里。靡レ不ニ被築一。掩以ニ綠

是に於てか崇山巃嵸(一)、崔巍嵯峩(二)、深林鉅木、嶄巖嵾嵳(三)、九嵕巀嶭(四)、南山峩峩(五)、巖阤甗錡(六)、摧崣崛崎(七)、谿に振し谷に通じ、蹇產溝瀆(八)、谽呀豁閜(九)、阜陵別島、崴磈嵔瘣(一〇)、丘墟堀礨(一一)、隱轔鬱𡼖(一二)、登降施靡(一三)、陂池貏豸(一四)、沇溶淫鬻(一五)、夷陸に散渙す。亭皋千里(一六)、被築せざる靡し(一七)。掩ふに綠蕙を以てし、被らすに江離を以てす(一八)。糅ふるに蘪蕪を以てし(一九)、雜ふるに流夷を以てす(二〇)。結縷を尃き(二一)、戾莎を攢む(二二)。揭車衡(二四)蘭、槀本射干(二五)、茈薑蘘荷(二六)、葴橙若蓀(二七)、鮮枝黃礫(二八)、蔣芧青薠(二九)、閎澤に布濩し(三〇)、太原に延曼す。麗靡廣衍、風に應じて披靡し、芳を吐き烈を揚げ(三一)、郁郁菲菲(三二)、衆香發越す(三三)。肸蠁布寫し(三四)、晻薆苾勃たり(三五)。

(一) 崇高なる山は高く (二) けはしく (三) 尖りて高き巖 (四) 何れも山の名なり (五) 終南山高く聳え (六) 峻しき巖、平なる阪は或ひはこしきの如く或ひは三脚の釜の如く (七) 草木の萎れる處の山路はさがしくして平らかならず (八) 屈曲せる溝瀆あり (九) 溪谷の狀は大口を開きたるが如くに空虛なり (一〇) 高く峻しく (一一) うづたかく平坦ならず (一二) 同上 (一三) 阪路は漸く平らかなり (一四) 水勢に流れ浸み入る貌 (一五) 次第々々に展開

穹隆雲撓。宛潬膠戾。踰波趨浥。莅莅下瀨。批巖衝擁。奔揚滯沛。臨坻注壑。瀺灂霣墜。湛湛隱隱。砰磅訇磕。潏潏淈淈。湁潗鼎沸。馳波跳沫。汩急漂疾。悠遠長懷。寂漻無聲。肆乎永歸。然後灝溔潢漾。安翔徐徊。翯乎滈滈。東注大湖。衍溢陂池。

於是乎蛟龍赤螭。䱭䲛漸離。鰅鳙鰬魠。禺禺魼鰨。揵鰭掉尾。振鱗奮翼。潛處于深巖。魚鼈讙聲。萬物衆夥。明月珠子。玓瓅江靡。蜀石黃碝。水玉磊砢。磷磷爛爛。采色澔汗。藂積乎其中。鴻鷫鵠鴇。駕鵝鸀鳿。鵁鶄鶁目。煩鶩鷛鸔。

是に於てか(一)蛟龍赤螭、(二)䱭䲛(三)漸離、(四)鰅(五)鳙鰬魠、(六)禺禺(七)魼鰨、鰭を揵げ尾を掉し、鱗を振ひ、翼を奮ひ、深巖に潛處す。魚鼈讙聲、萬物(八)衆夥、(九)明月珠子、(一〇)江靡を玓瓅す。(一一)蜀石黃碝、(一二)水玉磊砢、(一三)磷磷爛爛、(一四)采色澔汗、其中に(一五)叢積す。(一六)鴻鷫鵠鴇、(一七)駕鵝(一八)鸀鳿、鵁鶄鶁目、(一九)煩鶩鷛鸔、(二〇)鱵鴜鵁鸕、其上に羣浮す。(二一)汎淫泛濫、風に隨ひて澹淡し、波と搖蕩し、草渚に(二二)掩薄す。(二三)菁藻を唼喋し、(二四)菱藕を咀嚼す。

(一) 赤き角無き龍或ひは龍の子とも (二) 鮒 (三) 水獸の名かと。不詳 (四) ぎぎ (五) 鱧に似て大なる者 (六) 魚の名 (七) かれひ (八) その數甚だ多し (九) 海月は明月の如く蛤貝は珠子の如く (一〇) 江のほとりにきらきらとして輝き光り (一一) 玉に次ぐ石や黃色の石 (一二) 水晶はごろごろと深山にあり (一三) かゞやき光る (一四) きらゝかなり (一五) 叢り集る (一六) 鴻はおほとり、鵠ははくてう、鷫は綠色の鳥、雁の屬、鴇はのがん (一七) 駕鵝は鵞鳥、鸀鳿は又蜀玉に作る、鴨に似て大に、長頸赤目・色紫紺 (一八) 鵁鶄は鳧に似て脚高く毛冠ありて火災を避くと、鶁目は鷺より大にして短尾、其色紅白、深目にして目の旁の毛皆長くして旋ると (一九) 煩鶩は鴨の屬、鷛鸔は鳧に似て灰色なる鳥 (二〇) 鱵鴜は水鳥、鵁は五位鷺の屬、鸕は、う (二一) 自由に群り遊ぶさま (二二) 啄ひ集る (二三) ついばみ食ふ (二四) ひしとはすと

紆餘委蛇。經營乎其內。蕩蕩兮八川。分流相背而異態。東西南北。馳鶩往來。出乎椒丘之闕。行乎洲淤之浦。經乎桂林之中。過乎泱莽之野。汩乎渾流。順阿而下。赴隘陜之口。觸穹石激堆埼。沸乎暴怒。洶涌滂潰。滭浡滵汩。湢測泌瀄。橫流逆折。轉騰潎洌。澎濞沆瀣。

膠戾、波を踰え浥に趨き、(二九)莅莅瀨に下り、巖を批ち壅を衝き、犇揚滯沛、(三〇)坻に臨み(三一)壑に注ぎ、(三二)瀺灂霣墜、(三三)湛湛隱隱、(三四)砰磅訇礚、(三五)潏潏淈淈、(三六)湁潗鼎沸す。馳波跳沫、(三七)汩急漂疾、(三八)悠遠長懷し、(三九)寂漻聲無く、(四〇)肆乎として永歸す。(四一)然る後灝溔潢漾、(四二)安翔徐徊、(四三)翯乎として滈滈、(四四)東、太湖に注ぎ、(四五)陂池に(四六)衍溢す。(四七)

〔一〕彼と共に口に言ふに足らず 〔二〕巨大美麗なるもの 〔三〕上林苑 〔四〕蒼梧郡 〔五〕經過し 〔六〕紫淵は其北を直徑に流れ 〔七〕霸水、滻水 〔八〕涇水、渭水 〔九〕四者共に川名 〔一〇〕大廻りに曲り斜にうねうねと流れて 〔一一〕霸、滻、涇、渭、酆、鄗、潦、潏の八川 〔一二〕すがた 〔一三〕相互に入り錯りて往來し 〔一四〕中央高くして四邊の低き岡。一說に丘に椒多きを以て名ありと 〔一五〕水中の小島の浦邊 〔一六〕林名 〔一七〕盛大なる原野 〔一八〕水の疾く流るゝさま 〔一九〕丘陵 〔二〇〕狹隘に同じ 〔二一〕高大なる石 〔二二〕曲りて突出せる巖頭 〔二三〕水激して縱橫上下に跳れ上り 〔二四〕盛に疾く流れ 〔二五〕相迫り相擊ち 〔二六〕水聲を發して徐に流れ 〔二七〕或ひは高く或ひは低く 〔二八〕長く遠く拗れ曲り 〔二九〕水聲りゝとして 〔三〇〕或ひは跳ね上り或ひは凝滯し 〔三一〕水中の高隆なる處 〔三二〕餘水小響をなして落ち下る 〔三三〕奧深く盛なり 〔三四〕水聲凄じく音を立てゝ流れ 〔三五〕ぼこぼこと聲をなして川底より沸き出て 〔三六〕沸き上りて鼎の湯の沸くが如し 〔三七〕馳せ來る波は沫を飛ばし 〔三八〕急轉して狹く速かに流れ去り 〔三九〕遠く長く來りて 〔四〇〕ひつそり鎭る 〔四一〕安らかに落ちつく 〔四二〕盛んに水流積み重りて長く流れ 〔四三〕安らかに流ち徐かにめぐり 〔四四〕白く光り耀きて 〔四五〕漢書に大湖に作る、大なる湖 〔四六〕小さき支流 〔四七〕充ち溢る

外私二肅愼一。捐レ國踰レ限。越レ海而田。其於レ義故未レ可也。且二君之論。不レ務下明二君臣之義一。而正中諸侯之禮上。徒事レ爭二游獵之樂。苑囿之大一。欲下以二奢侈一相勝。荒淫相越上。此不レ可二以揚レ名發レ譽。而適足二以貶レ君自損一也。

而して適ゝ以て君を貶し(九)、自ら損する(一〇)に足るのみ。

㊀ にこやかに ㊁ 道理を得たりと ㊂ 其主意とする所は諸侯をして其の職掌を述べしめんが爲に觀せしむるなり ㊃ 淫邪を禁ずるを以て主意と爲す ㊄ 東方の藩屛 ㊅ 私かに交る ㊆ 相互に勝たんことをつとめ ㊇ 相互に立ち超えんと ㊈ 齊楚の王の威光を損じ ㊉ 兩君自身に己れを害するの外なし

且夫齊楚之事。又焉足レ道邪。君未レ睹二夫巨麗一也。獨不レ聞二天子之上林一乎。左二蒼梧一右二西極一。丹水更二其南一。紫淵徑二其北一。終二始霸滻一。出二入涇渭一。酆鄗潦潏。

且つ夫れ齊楚の事、又焉ぞ(一)道ふに足らんや。君未だ夫の(二)巨麗を睹ずや。獨り天子の(三)上林を聞かずや。(四)蒼梧を左にし、西極を右にし、丹水其南を更(五)、(六)紫淵其北を徑り、(七)霸滻を終始し、(八)涇渭を出入す。(九)酆鄗潦潏、(一〇)紆餘委蛇、其内に經營す。蕩蕩として(一一)八川分流し、相背きて(一二)態を異にす。東西南北、(一三)馳騖往來し、(一四)椒丘の闕を出で、(一五)洲淤の浦に行く。(一六)桂林の中に徑り、(一七)泱莽の野を過ぐ。(一八)汩乎として混流し、(一九)阿に順ひて下り、(二〇)隘陜の口に赴く。(二一)穹石に觸れ、(二二)堆埼に激し、沸として暴怒し、(二三)洶涌滂濆、(二四)滭浡滵汩、湢測泌瀄、横流逆折、(二五)轉騰潎洌、(二六)澎濞流瀣、(二七)穹隆雲撓、(二八)蜿灗

齊東有㆓巨海㆒。南有㆓琅邪㆒。觀㆓乎成山㆒。射㆓乎之罘㆒。浮㆓渤澥㆒遊㆓孟諸㆒。邪與㆓肅愼㆒爲㆑鄰。右以㆓湯谷㆒爲㆑界。秌田㆓乎青丘㆒。傍㆓偟乎海外㆒。呑㆘若㆓夢㆒者八九㆖。其於㆓胷中㆒。曾不㆓帶芥㆒。若乃俶儻瑰瑋。異方殊類。珍怪鳥獸。萬端鱗萃。充㆓仞其中㆒者。不㆑可㆓勝記㆒。禹不㆑能㆑名。契不㆑能㆑計。然在㆓諸侯之位㆒。不㆔敢言㆓游戲之樂。苑囿之大㆒。先生又見㆑客。是以王辭而不㆑能㆑復。何爲㆑無㆓用應㆒哉。

意 〔一八〕 すぐれて大なり 〔一九〕 他國の殊れたる種類 〔二〇〕 種々様々の物は魚の鱗の如くに多く寄り集り 〔二一〕 充ち溢る 〔二二〕 天子に對して游戲の樂み苑囿の大なることを言はず 〔二三〕 齊國に賓客として禮遇せらる

無是公所然而笑曰。楚則失矣。齊亦未㆑爲㆑得也。夫使㆓諸侯納㆒㆑貢者。非㆑爲㆓財幣㆒。所㆓以述㆒㆑職也。封㆑疆畫㆑界者。非㆑爲㆓守禦㆒。所㆓以禁㆒㆑淫也。今齊列爲㆓東藩㆒。而

無是公所然(一)として笑ひて曰く、楚は則ち失す。齊も亦未だ得たりと爲さゞるなり。(二)夫れ諸侯をして貢を納れしむるは、財幣の爲にするに非ずして、(三)職を述ぶる所以なり。疆を封じ界を畫するは、守禦の爲に非らずして、(四)淫を禁ずる所以なり。今齊列して東藩(五)と爲り、而して外、肅愼(六)に私す。國を捐て限を踰ゆ、海を越えて田す。其の義に於ける故未だ可ならざるなり。且つ二君の論、君臣の義を明かにし諸侯の禮を正すことを務めず、徒に游獵の樂み、苑囿の大を爭ふを事とす。奢侈を以て(七)相勝ち、荒淫(八)相越えんと欲す。此れ以て名を揚げ譽を發す可からずして、

風烈。先生之餘論一也。今足下不レ稱二楚王之德厚一而盛推二雲夢一以爲レ高。奢二言淫樂一而顯二侈靡一。竊爲二足下一不レ取也。必若レ所レ言。固非二楚國之美一也。有而言レ之。是章二君之惡一。無而言レ之。是害二足下之信一。章二君之惡一。而傷二私義一。二者無二一可一。而先生行レ之。必且輕二於齊一。而累二於楚一矣。且

一つの可なる無し。而るに先生之を行ふ、(一四)必ず且つ齊に輕ぜられて楚を累さん。且つ齊は東に巨海有り、南に琅邪有り、成山を觀、之罘に射、勃澥に浮び、孟諸に游ぶ。(一五)邪に肅愼と鄰たり。右湯谷を以て界と爲し、秋、青丘に田し、海外に彷徨す。(一六)雲夢の若き者八九を呑み、其の胷中に於て、曾ち蔕芥せず。(一七)若し乃ち俶儻(一八)瑰偉、(一九)異方の殊類、珍怪の鳥獸、萬端鱗萃し、(二〇)其中に充仞する者、勝げて記す可からず。(二一)禹も名づくること能はず、契も計る能はず。然れども諸侯の位に在れば敢へて游戲の樂み、苑囿の大なるを言はず。先生又客とせらる。(二二)是を以て王辭して復ふること能はず。(二三)何ぞ用て應ふる無しと爲んやと。

(一) 厚意を表せらる　(二) 國境内の士　(三) 足下と共に力を致して獲物を多くし　(四) 何ぞ名づけて自國の盛なるを誇るとして善しからんや　(五) 楚の地に齊國の如く盛なる事の有無を問ひしは　(六) 威風の盛なること　(七) 抱負する議論の片端なりとも聞かんことを願へばなり　(八) 雲夢の獵の事を持ち出して　(九) 誇張し　(一〇) 仰山に言ひ立て　(一一) 事實ありて　(一二) 事實無くして　(一三) 信用を傷く　(一四) 二者の不可なる事を行ふ　(一五) 游觀し　(一六) 齊國の君が雲夢の如き小獵場の者は八九位呑み入れても　(一七) 刺の喉に在ること、さしさはりなしとの

疊鼓起㆓烽燧㆒。車案レ行、騎就レ隊。纚乎淫淫。班乎裔裔。於レ是楚王乃登㆓陽雲之臺㆒。泊乎無爲。澹乎自持。勺藥之和具。而後御レ之。不レ若㆓大王終日馳騁而不レ下レ輿。脟割輪淬。自以爲レ娛。臣竊觀レ之。齊殆不レ如。於レ是王默然。無㆓以應㆒レ僕也。

烏有先生曰。是何言之過也。足下不レ遠㆓千里㆒。來況㆓齊國㆒。王悉發㆓境內之士㆒。而備㆓車騎之衆㆒。以出田。乃欲㆔戮レ力致レ獲。以娛㆓左右㆒也。何名爲レ夸哉。問㆓楚地之有無㆒者。願レ聞㆓大國之

烏有先生曰く、是れ何ぞ言の過てるや。足下千里を遠しとせずして、來りて齊國に況す。(一)王悉く境內の士を發して、而して車騎の衆を備へ、以て出でて田す。(二)乃ち(三)力を戮せ獲を致し以て左右を娛ましめんと欲するなり。(四)何ぞ名づけて夸るとせんや。(五)楚の地の有無を問ひし者は、大國の風烈、(六)先生の餘論(七)を聞かんを願へばなり。今足下楚王の德厚きを稱せずして、而して盛に雲夢を推し、(八)以て高しと爲し、(九)淫樂を奢言(一〇)して侈靡を顯す。竊に足下の爲に取らざるなり。必ず言ふ所の若くんば、固より楚國の美に非ざるなり。(一一)有りて之を言ふ、是れ君の惡を章にす。(一二)無くして之を言ふ。是れ足下の信を害す。(一三)君の惡を章にして私の義を傷る。二者

……棲む動物 (一七) 水中にごろごろとしてゐる石 (一八) 石のごろごろところがり相互に當って發する音 (一九) 獵夫を休息せしめんと欲す (二〇) 出行を安徐にし (二一) 引續きて次第に進み (二二) 次第順序を以て流れ行く如くに進む (二三) 靜かにして (二四) 無欲にして (二五) 適歷の如く讀む、調味が具りて始めて獲物をめしあがる (二六) 其肉を臠にして切り割き又車輪に血を染め

隄。揜二翡翠一射二鵕鸃一。微繒出纖繳施。弋二白鵠一連二駕鵝一。雙鶬下玄鶴加。怠而後發。游二於清池一。浮二文鷁一揚二桂枻一。張二翠帷一建二羽蓋一。罔二瑇瑁一釣二紫貝一。摐二金鼓一吹二鳴籟一。榜人歌聲流喝。水蟲駭波鴻沸涌泉起奔揚會。礧石相擊。硠硠礚礚。若二靁霆之聲一。聞二乎數百里之外一。將レ息二獠者一。擊二

發し、淸池に游ぶ。文鷁(七)を浮べ、桂枻(八)を揚げ、翠帷(九)を張り、羽蓋(一〇)を建つ。瑇瑁を罔し(一一)、紫貝(一二)を釣る。金鼓を摐ち、鳴籟(一三)を吹く。榜人(一四)歌ひ、聲流喝す(一五)。水蟲駭き(一六)、波鴻いに沸き、涌泉起り、奔揚して會す。礧石(一七)相擊ち、硠硠礚礚(一八)、靁霆の聲、數百里の外に聞ゆるが若し。將に獠者(一九)を息めんとす、靈鼓を擊ち、烽燧を起す。車、行(二〇)を案じ、騎、隊を就す。纚乎(二一)として淫淫、班乎(二二)として裔裔たり。是に於て楚王乃ち陽雲の臺に登り、泊乎(二三)として無爲、澹乎(二四)として自ら持す。勺藥(二五)の和具りて後之を御す。大王の終日馳騁して輿を下らず、脟割輪淬し(二六)、自ら以て娛しと爲すが若くならず。臣竊に之を觀るに、齊は殆んど如かずと。是に於て王默然として以て僕に應ふる無しと。

(一) 徐かにゐざり寄りて (二) 堅固なる堤 (三) 赤雉 (四) 微かに細き絲の掛りたる短矢が出でゝ纖き寄り絲が之に施され (五) 繒繳を以て射落し (六) 漢書に鵝は駕に作る、野鵞、俗に云ふ唐雁 (七) 水鳥の鷁の象を船首に畫ける船 (八) 桂を以て造れる檝 (九) 翠鳥の羽を以て織り成せる帷幕 (一〇) 翠羽を以て飾れる立蓋 (一一) 網にて取り (一二) 紫色の美しき貝 (一三) 簫を吹く (一四) 水夫 (一五) 餘韻のあはれを後へ長く引き殘す (一六) 水中に

敝レ地。於レ是楚王乃弭レ節裴回。翱翔容與。覽二乎陰林一。觀三壯士之暴怒。與二猛獸之恐懼一。徼レ郄受レ詘。殫二睹衆物之變態一。於レ是鄭女曼姬。被二阿錫一揄二紵縞一。雜二纖羅一垂二霧縠一。襞積褰縐。紆徐委曲。鬱橈谿谷。衯衯裶裶。揚袘卹削、蜚レ纖垂レ髾。扶輿猗靡。噏呷萃蔡。下摩二蘭蕙一。上拂二羽蓋一。錯二翡翠之葳蕤一。繆繞玉綏。縹乎忽忽。若二神僊之彷彿一。

於レ是乃相與。獠二於蕙圃一。媻姍勃窣。上二金

是に於て乃ち相與に蕙圃に獠す。媻珊勃窣、(一)金隄に上る。(二)翡翠を揜ひ、鵕鸃を射、(三)微矰出でて纖繳施す。(四)白鵠を弋し、(五)駕鵝を連ぬ。(六)雙鶬下り、玄鶴加る。怠みて後

錢。月踰二歡度一躡入二月中一。因爲二月御一」 一一 善き頃を待ちて出發せんと欲して未だ發せず 一二 靑獸、狀、馬の如きもの 一三 驪馬に似て小なる者 一四 馬に似て小なる者 一五 馬に似たる獸 一六 遮と通ず、蹴む 一七 秦の始皇の乘れる名馬に乘り 一八 天上の獸 一九 其迅速なること疾風强雨の驟來するが如く 二〇 迅雷の鳴る如く霆の擊つが如く 二一 星の流るゝ如く霆の擊つが如く 二二 目を抉り 二三 中心の繋ぎを絕ち切る 二四 雨を降らす如くに多く 二五 信節を低めて徘徊し 二六 ふるまひゆるやかに樂み 二七 獸の疲勞せるを遮り受けとめ 二八 變じかはれる姿態 二九 美人國の鄭國の美女美姬 三〇 阿縣より產出する細絹 三一 紵布生絲 三二 縠の精細にして霧の如き者 三三 ひだめの處交り集まり 三四 うねりくねり 三五 こんもりとしたるたにの如く 三六 長衣のしとやかなるさま 三七 衣袖の整ひて正しきさま 三八 袿衣の裂は上廣く下狹くして燕尾形に分裂し 三九 甚だ美麗なる衣裳は地に引摺らんばかりにて 四〇 起居每に衣と衣と摺れ合ひて音をなし 四一 蜚纖垂髾の袿衣は風に飄りて揚り、下方は蘭蕙の香草を靡り 四二 上方は羽車の蓋を拂ひ 四三 翡翠の羽にて飾れる葳蕤と名づくる旗 四四 垂らしたる寶玉にて飾れる車の綏 四五 輕擧の貌 四六 遠し

靡魚須之橈旃。曳明月之珠旗。建干將之雄戟。左烏嘷之雕弓。右夏服之勁箭。陽子驂乘。纖阿爲御。案節未舒。即陵狡獸。轔邛邛。蹵距虛。軼野馬。轊騊駼。乘遺風。而射游騏。倏眒淒浰。雷動熛至。星流霆擊。弓不虛發。中必決眥。洞胸達腋。絕乎心繫。獲若雨獸。揜草

だ舒びず。即ち狡獸を陵ぎ、（一二）邛邛を轔り、（一三）距虛を蹵る。（一四）野馬を軼して（一五）騊駼を轊（一六）し、（一七）遺風に乘じて（一八）游騏を射る。（一九）倏眒淒浰、（二〇）雷動熛至、（二一）星流霆擊、弓、虛發せず。中れば必ず眥を決し、（二二）胸を洞し腋に達し、（二三）心繫を絕つ。獲、獸を雨らす若く、（二四）草を揜ひ地を蔽す。是に於て楚王乃ち節を弭して（二五）裴回し、翺翔容與、陰林に覽る。（二六）壯士の暴怒と猛獸の恐懼とを觀、（二七）䝯を徼り詘を受け、殫く衆物の變態を睹る。（二八）是に於て鄭女曼姬（二九）阿錫を被り、（三〇）紵縞を揄き、（三一）纖羅を襍へ、霧縠を垂る。（三二）襞積褰縐、（三三）紆徐委曲、（三四）鬱橈たる谿谷、（三五）衯衯裶裶、（三六）揚袘卹削、（三七）纖を蜚ばし髾を垂れ、（三八）扶輿猗靡、（三九）噏呷萃蔡、（四〇）下、蘭蕙を摩り、（四一）上、羽蓋を拂ふ。（四二）翡翠の葳蕤を錯へ、（四三）繆繞たる玉綏、（四四）縹乎として（四五）忽忽として、（四六）神仙の彷彿たるが若し。

㊀ 春秋時代に吳王僚を刺しゝ勇士 ㊁ 手にて擊つ ㊂ 馬の如くにして白身黑毛一角あり牙は鋸の如く虎豹を食ふ獸 ㊃ 魚の鬚を以て造りて撓めたる旗竿に附けたる大帛旗 ㊄ 明月の寶珠にて飾れる旗 ㊅ 吳國の人刀劍の名工 ㊆ 黃帝の用ひたる名弓 ㊇ 夏の世に煩弱と名づくる良矢を盛る器 ㊈ 伯樂秦の穆公の臣、姓は孫、名は陽、善く馬を相するを以て名あり ㊉ 女神、御を善くすと、樂彥に曰く、「纖阿山名、有女子處其

之。不レ可二勝圖一。其西則有二湧泉清池一。激水推移。外發二芙蓉蔆華一。內隱二鉅石白沙一。其中則有二神龜蛟鼉。瑇瑁鼈黿一。其北則有二陰林巨樹。楩枏豫章。桂椒木蘭。蘗離朱楊。樝梨梬栗。橘柚芬芳一。其上則有二赤猨蠷蝚鵷雛孔鸞。騰遠射干一。其下則有二白虎玄豹。蟃蜒貙豻。兕象野犀。窮奇獌狿一。

は菖蒲 (四) 二者共に草の名 (五) 諸蔗は甘蔗、猼且は芭蕉 (六) 横廣にだら〳〵下く (七) 寛やかにして平なり (八) 高く乾燥したる地盤は (九) 葴は草の名、菥は燕麥に似たる草、一に酸醤苞は一に蘸、蓆の材料となる草、苞は幽蘭に似たる草 (一〇) 薛は一に藾蒿、莎は莎侯 (一一) 青薠は薑に似たるもの、三種共に牛馬の食料也 (一二) 東薔は蓬草に似たるもの、實の色青黑、雕胡は一に菰米 (一三) 蓮藕は荷、菰蘆は觚盧又胡蘆に作る、瓠瓜 (一四) 菴䕡又奄閭に作る、艾に似たる草、軒于は水草 (一五) 蕃く圖寫し難し (一六) 激動せる水即ち水波は推し移りて抑揚し (一七) 蛟は蛇に似て四足ある龍の屬、一說に鮫なりと、鼉は蜥蜴に似て形大なるもの、身に甲皮あり (一八) 鼈はすつぽん、黿は海龜、俗に正覺坊 (一九) 楩、枏、豫、章何づれも楠木の屬 (二〇) 桂は肉桂、椒は山椒 (二一) 蘗は黃蘗、離は山梨、朱楊は檉 (二二) 樝梨は梨の一種、梬は棗の一種 (二三) 橘は蜜柑、柚はゆづ (二四) 猿の屬 (二五) 鳳に似たる鳥、孔鸞は孔雀 (二六) 獸の名、射干は一に野干、狐に似て形小なるもの (二七) 獌狿は狼の屬、貙豻は猛獸の名

於レ是乃使三專諸之倫手二格此獸一。楚王乃駕二馴駮之駟一。乘二雕玉之輿一。

是に於て乃ち專諸(一)の倫をして此の獸を手格(二)せしむ。楚王乃ち(三)馴駮の駟に駕し、雕玉(四)の輿に乘り、魚須(五)の橈旃を靡し、明月の珠旗(六)を曳き、干將の雄戟を建て、烏(七)嘷の雕弓を左にし、夏服(八)の勁箭を右にす。陽子(九)驂乘し、纖阿(一〇)御たり。節(一一)を案じ未

丹青赭堊。雌黃白坿。錫碧金銀。衆色炫燿。照爛龍鱗。其石則赤玉玫瑰。琳珉琨珸。瑊玏玄厲。瑌石武夫。

其東則有蕙圃衡蘭。芷若射干。穹窮昌蒲。江離麋蕪。諸蔗猼且。其南則有平原廣澤。登降陁靡。案衍壇曼。緣以大江。限以巫山。其高燥則生葴斯苞荔。薛莎青薠。其卑溼則生藏莨蒹葭。東薔雕胡。蓮藕觚盧。菴閭軒芋。衆物居

其東は、則ち(一)蕙圃衡蘭、(二)芷若射干、(三)穹窮昌蒲、(四)江離麋蕪、(五)諸蔗猼且有り。其南は、則ち平原廣澤有り、(六)登降陁靡、(七)案衍壇曼、緣すに大江を以てし、限るに巫山を以てす。其(八)高燥は、則ち(九)葴斯苞荔、(一〇)薛莎青薠を生ず。其卑溼は、則ち(一一)藏莨蒹葭、(一二)東薔雕胡、(一三)蓮藕觚盧、(一四)菴閭軒芋を生ず。衆物之に居り、(一五)勝げて圖く可からず。其西は、則ち湧泉清池有り。(一六)激水推移し、外、芙蓉菱華を發し、內、鉅石白沙を隱す。其中は、則ち神龜蛟鼉(一七)、瑇瑁(一八)鼈黿有り。其北は、則ち陰林巨樹、(一九)楩枏豫章、(二〇)桂椒木蘭、(二一)檗離朱楊、(二二)樝梨梬栗、(二三)橘柚の芬芳たる有り。其上は、則ち(二四)赤猨蠷蝚、(二五)鵷雛孔鸞、(二六)騰遠射干有り。其下は、則ち白虎玄豹、(二七)蟃蜒貙豻、兕象野犀、窮奇獌狿有り。

(一) 共に香草の名　(二) 芷は一に茝に作る、香草の名、若は杜若、射干は草の名　(三) 穹窮は芎藭の假借字、昌蒲

齊王曰。雖レ然略以二子之所一聞見一而言レ之。僕對曰。唯唯。臣聞楚有二七澤一。嘗見二其一一。未レ視二其餘一也。臣之所レ見。蓋特其小小者耳。名曰二雲夢一。雲夢者。方九百里。其中有レ山焉。其山。則盤紆岪鬱。隆崇嵂崒。岑巖參差。日月蔽虧。交錯糾紛。上干二青雲一。罷池陂陁。下屬二江河一。其土則

齊王曰く、然りと雖ども、略〻子の聞見する所を以て之を言へ。僕對へて曰く、唯唯、臣聞く楚に七澤有りと。嘗て其一を見る、未だ其餘を觀ざるなり。臣の見る所は、蓋し特に其の小小なる者のみ。(一)名を雲夢と曰ふ。雲夢は、方九百里、其中に山有り。其山は、則ち盤紆岪鬱、(二)隆崇嵂崒、(三)岑巖參差、(四)日月蔽虧、(五)交錯糾紛し、(六)上、青雲を干し、(七)罷池陂陁し、(八)下、江河に屬す。(九)其土は、則ち丹青赭堊、(一〇)雌(一一)黄白坿、(一二)錫碧金銀、(一三)衆色炫燿、照爛龍鱗、(一四)其石は、則ち赤玉玫瑰、(一五)琳瑉琨珸、(一六)瑊(一七)玏玄厲、瑌石武夫。(一八)

(一) 七澤中の最小なる一澤を見たるのみ (二) 結屈して曲りわだかまり (三) 高く險しく聳え立ち (四) 山や巖が高低あり (五) 日月は高山に遮蔽せられて (六) 互ひに入り亂れて複雑を極め (七) 天を突ばかりに起り (八) だらだらと遠く連りて (九) 江河に接續す (一〇) 丹沙、青雘、赤赭、白堊、皆共に色彩の資料 (一一) 藥草の名 (一二) 白灰 (一三) 青金、碧玉 (一四) 龍の鱗の互ひに光り輝くが如し (一五) 玫、瑰、共に寶玉の名 (一六) 琳は玉、瑉は石の玉に次ぐもの、琨珸は寶石、一説に昆吾山より產する善金なりと (一七) 瑊と玏とは石の玉に次ぐもの、玄厲は黑色の砥石 (一八) 瑌石は寶石の一、白色なるものは氷の如く、半ば赤色なるものもありと、武夫は武夫山より產する美石

問曰。今日田樂乎。子虛曰樂。獲多乎。曰少。然則何樂。曰。僕樂下齊王之欲三夸ㇾ僕以二車騎之衆一。而僕對以中雲夢之事上也。曰。可ㇾ得ㇾ聞乎。子虛曰。可。王駕二車千乘一。選二徒萬騎一。田二於海濱一。列卒滿ㇾ澤。罘罔彌ㇾ山。揜ㇾ兎轔ㇾ鹿。射ㇾ麋脚ㇾ麟。鶩二於鹽浦一。割ㇾ鮮染ㇾ輪。射中獲多。矜而自功。顧謂ㇾ僕曰。楚亦有二平原廣澤游獵之地。饒樂若ㇾ此者一乎。楚王之獵何二與寡人一。僕下ㇾ車對曰。臣楚國之鄙人也。幸得二宿衞一十有餘年。時從出游。游二於後園一。覽二於有無一。然猶未ㇾ能二徧覩一也。又惡足三以言二其外澤者一乎。

濱に田す。(五)列卒澤に滿ち、(六)罘罔山に彌る。兎を揜し(七)鹿を轔し、(八)麋を射麟を脚す。(九)鹽浦に鶩せ、鮮を割き輪を染む。(一〇)射中りて獲多しと、矜りて自ら功とし、顧みて僕に謂ひて曰く、楚も亦平原廣澤、游獵の地、饒樂此くの若き者有るか。(一一)楚王の獵、寡人に何與ぞ。(一二)僕、車を下り對へて曰く、臣は楚國の鄙人なり。(一三)幸に宿衞を得ること十有餘年、時に從ひ出でて游ぶ。後園に游び、有無を覽る。(一四)然れども猶ほ未だ徧く覩る能はざるなり。又惡んぞ以て其外澤なる者を言ふに足らんや。(一五)

(一) 徵發し (二) 坐席定まる (三) 楚國に在る大澤の名 (四) 貴說を聞くことを得可きか (五) 多くのせこ (六) 兎網は山一杯に張られ (七) 不意打ちになし (八) 車にて轢き殺し (九) 大牝鹿を足取りて引仆し (一〇) 鮮肉を割き車輪を血染にし (一一) 饒にして樂むべきこと (一二) 何づれか大なる (一三) 卑賤の者なり (一四) 物事の狀况を察す (一五) 其宮中以外の山澤

事。未レ足レ觀也。請レ爲二天子游獵賦一。賦成奏レ之。上許令三尚書給二筆札一。相如以子虛虛言也。爲レ楚稱。烏有先生者。烏有二此事一也。爲レ齊難。無是公者。無二是人一也。明二天子之義一。故空藉二此三人一爲レ辭。以推二天子諸侯之苑囿一。其卒章歸二之於節儉一。因以風諫。奏二之天子一。天子大說。

は之を節儉に歸し、因りて以て風諫す。之を天子に奏す。天子大に說ぶ。

(一) 獵犬を掌る役　(二) 子虛賦の傑作なるに感心して　(三) 同時代に生れ合はさぬことを遺憾に思ふ　(四) 子虛賦を作りたることあり　(五) 未だ小事を賦したるに止まり天子たる陛下に御目に懸くるに足らず　(六) 官名、天子の文書を掌る　(七) 札は木簡の薄くして小なるもの筆と札とを給與す　(八) 假設の人物なり　(九) 三人の口述を借りて文章に作り　(一〇) 終りの章

其辭曰。楚使三子虛使二於齊一。齊王悉發二境內之士一。備二車騎之衆一。與二使者一出田。田罷。子虛過詫二烏有先生一。而無是公在焉。坐定。烏有先生

其辭に曰く、楚、子虛をして齊に使せしむ。齊王悉く境內の士を發し(一一)、車騎の衆を備へ、使者と出でて田す。田罷む。子虛過ぎりて烏有先生に詫る。而して無是公在り。(一二)坐定る。烏有先生問ひて曰く、今日の田樂しきか。子虛曰く樂し。獲多きか。曰く、少し。然らば則ち何ぞ樂しき。曰く、僕、齊王の僕に夸るに車騎の衆を以てせんと欲す、而して僕對ふるに、(一三)雲夢の事を以てするを樂む。曰く、(一四)聞くことを得可きか。子虛曰く、可なり。王、車千乘に馳し、徒萬餘騎を選び、海

臨邛。盡賣二其車騎一。買二一酒舍一酤レ酒。而令三文君當二レ鑪。相如身自著二犢鼻褌一與二保庸一雜作。滌二器於市中一。卓王孫聞而恥レ之。爲杜レ門不レ出。昆弟諸公更謂二王孫一曰。有二一男兩女一。所レ不レ足者非レ財也。今文君已失二身於司馬長卿一。長卿故倦レ游。雖レ貧其人材足レ依也。且又令客。獨奈何相辱如レ此。卓王孫不レ得レ已。分二予文君僮百人錢百萬。及其嫁時衣被財物一。文君乃與二相如一歸二成都一。買二田宅一爲二富人一。

居久レ之蜀人楊得意爲二狗監一侍レ上。上讀二子虛賦一而善レ之曰。朕獨不レ得下與二此人一同上時哉。得意曰。臣邑人司馬相如自言爲二此賦一。上驚乃召問二相如一。相如曰。有レ是。然此乃諸侯之

居ること之を久しくし、蜀人楊得意(一)狗監と爲り上に侍す。上、子虛賦を讀みて之を善しとして曰く、朕獨り此人(二)と時を同じくすることを得ざるかと。得意曰く、(三)臣の邑人司馬相如自ら言ふ、此賦を爲ると。上驚き、乃ち召して相如に問ふ。相如曰く、(四)是れ有り。然れども此れ乃ち諸侯の事なり、(五)未だ觀るに足らざるなり。請ふ天子游獵の賦を爲らん。賦成らば之を奏せんと。上許して(六)尚書をして(七)筆札を給せしむ。相如以らく、子虛は(八)虛言なり、楚の爲に稱す。烏有先生は、烏くに此事有らんやなり、齊の爲に難ず。無是公は、是の人無きなり、天子の義を明すと。故に空しく(九)此の三人を藉りて辭を爲し、以て天子諸侯の苑囿を推し、其卒章(一〇)

當也。既罷。相如乃使人重賜文君侍者通殷勤。文君夜亡奔相如。相如乃與馳歸。家居徒四壁立。卓王孫大怒曰。女至不材。我不忍殺。不分一錢也。人或謂王孫。王孫終不聽。文君久之不樂曰。長卿第俱如臨邛。從昆弟假貸。猶足爲生。何至自苦如此。相如與俱之

邛に之き、盡く其車騎を賣り、一酒舍(一六)を買ひ酒を酤る。而して文君をして鑪(一七)に當らしむ。相如身自ら犢鼻褌(一八)を著け、保傭(一九)と雜作し、器を市中に滌ふ。卓王孫聞きて之を恥ぢ、爲に門を杜ぢて出でず。昆弟諸公更〻王孫に謂ひて曰く、一男兩女有り、足らざる所の者は財に非ざるなり。今文君已に身を司馬長卿に失す(二〇)。長卿故游に倦む、貧しと雖ども、其人材(二一)依るに足る。且つ又令の客なり。獨り奈何ぞ相辱しむる此くの如きと。卓王孫已むことを得ずして、文君に僮百人、錢百萬及び其嫁せし時の衣被財物(二二)を分予す。文君乃ち相如と成都に歸り、田宅を買ひ富人と爲る。

(一) 請はるゝまゝに一二曲を彈ず (二) 近頃寡婦となれり (三) 故意に表面に相互ひに尊敬し合ひ (四) 相思の情を琴中の音調に寄せて文君の心を挑發せり (五) 和らぎ靜かにして上品なり (六) 心中悅びて戀ひ慕ひ (七) 配遇し得ざることを氣づかふ (八) 宴會終る (九) 情事を取次がしむ (一〇) 相如の許に駈込む (一一) 住宅は荒れ果てたるあばら屋にてたゞ四方の壁あるのみ (一二) 愚物なり (一三) 資産は少しも分與せず (一四) 知人の中にて王孫を宥むれども (一五) 資産を借らば (一六) 一軒の酒店 (一七) 店に出でて酒を賣らしむ (一八) ふんどし (一九) 雇人と共に種々の仕事を爲し (二〇) 汚したり (二一) 其人物實に見處あり (二二) 衣服被衾

馬長卿。長卿謝レ病不レ能レ往。臨卭令不二敢嘗一レ食。自往迎二相如一。相如不レ得レ已彊往。一坐盡傾。

酒酣臨卭令前奏レ琴曰。竊聞長卿好レ之。願以自娛。相如辭謝。爲鼓一再行。是時卓王孫有二女文君一。新寡。好レ音。故相如繆與レ令相重。而以二琴心一挑レ之。相如之二臨卭一從二車騎一。雍容閑雅甚都。及下飲二卓氏一弄上レ琴。文君竊從レ戸窺レ之。心悅而好レ之。恐レ不レ得レ

酒酣なる時、臨卭の令前みて琴を奏して曰く、竊に聞く長卿之を好むと、願はくは以て自ら娛めと。相如辭謝し、（一）爲に鼓すること一再行なりき。是時卓王孫に女の文君といふもの有り、新に（二）寡なり。音を好む。故に相如繆（三）りて令と相重んじ、而して琴心（四）を以て之を挑む。相如臨卭に之くとき、車騎を從へて雍容（五）閑雅甚だ都なり。卓氏に飲み琴を弄する及び、文君竊に戸より之を窺ふ。（六）心悅びて之を好しとし、當る（七）を得ざることを恐る。既にして罷む。（八）相如乃ち人をして文君の侍者に重賜し、殷勤（九）を通ぜしむ。文君夜亡げて相如に奔る。（一〇）相如乃ち與に馳せ歸る。（一一）家居徒しく四壁立つ。卓王孫大に怒りて曰く、女至りて不材（一二）なり、我れ殺すに忍びず、（一三）一錢だも分たずと。（一四）人或ひは王孫に謂ふあるも、王孫終に聽かず。文君之を久しくして樂まずして曰く、長卿第だ倶に臨卭に如き、昆弟に從ひ假貸（一五）せば、猶ほ生を爲すに足らん、何ぞ自ら苦しむこと此の如きに至らんと。相如と倶に臨に

朝。從二游說之士一。齊人鄒陽。淮陰枚乘。呉莊忌夫子之徒。相如見而說レ之。因病免。客二游梁一。梁孝王令下與二諸生一同上舍。相如得下與二諸生游士一居上數歲。乃著二子虛之賦一。會二梁孝王卒一。相如歸。而家貧。無二以自業一。素與二臨邛令王吉一相善。吉曰。長卿久宦遊不レ遂而來過レ我。於レ是相如往舍二都亭一。臨邛令繆爲二恭敬一。日往朝二相如一。相如初尙見レ之。後稱レ病。使二從者謝一レ吉。吉愈益謹肅。臨邛中多二富人一。而卓王孫家僮八百人。程鄭亦數百人。二人乃相謂曰。令有二貴客一。爲具召レ之。幷召レ令。令既至。卓氏客以レ百數。至二日中一。謁二司

す。臨邛の令繆りて恭敬を爲し、日〻に往き相如に朝す。(一一)相如初め尙ほ之を見る。後病と稱し、從者をして吉に謝せしむ。(一二)吉愈〻益〻謹肅す。臨邛の中富人多し。而して卓王孫は家僮八百人あり。(一三)程鄭も亦數百人あり。二人乃ち相謂ひて曰く、令に貴客有り。爲に具して(一四)之を召し、幷びに令を召ばんと。令既に至る。卓氏の客百を以て數ふ。日中に至り、(一五)司馬長卿に謁ふ。長卿病を謝して往くこと能はず。臨邛の令敢へて食を嘗めず、(一六)自ら往きて相如を迎ふ。相如已むことを得ずして彊ひて往く。一坐盡く傾く。(一七)

(一) 蜀道　(二) 人柄　(三) 名を更む　(四) 美辭韻文の辭賦　(五) 附從とせり　(六) 漫遊す　(七) 宿舍を同じくして止宿せしむ　(八) 自ら獨立して生活する業務なし　(九) 仕官を求めて遊說して目的を遂ぐることを得ず　(一〇) 町はづれの宿場　(一一) 毎日訪問して謁見の禮をなす　(一二) 斷らしむ　(一三) 召使の者　(一四) 饗應の設備をなして　(一五) 正午に至りて　(一六) 食膳に向ひて箸を取らず　(一七) 滿坐の者悉く歡迎す

司馬相如者。蜀郡成都人也。字長卿。少時好讀書學擊劍。故其親名之。曰犬子。相如既學。慕藺相如之爲人。更名相如。以貲爲郎。事孝景帝。爲武騎常侍。非其好也。會景帝不好辭賦。是時梁孝王來

巻百十七

司馬相如列傳第五十七

司馬相如は蜀郡成都の人なり。字は長卿、少き時讀書を好み、擊劍(一)を學ぶ。故に其親之を名けて犬子と曰ふ。相如既に學び、藺相如(二)の人と爲りを慕ひ、相如と更(三)名す。貲を以て郎と爲る。孝景帝に事へ、武騎常侍と爲る。其好に非ざるなり。景帝の(四)辭賦を好まざるに會ふ。是時梁の孝王來朝す。游說の士齊人鄒陽、淮陰の枚乘、吳の莊忌夫子の徒を從ふ(五)。相如見て之を說ぶ。因りて病もて免し、梁に客(六)游す。梁の孝王諸生と舍を同じくせしむ(七)。相如、諸生游士と居ることを得たり。數歲ありて、乃ち子虛の賦を著す。梁の孝王卒するに會ふ。相如歸る。而して家貧し。以て自ら業とする無し(八)。素より臨卭の令王吉と相善し。吉曰く、長卿久しく、宦遊して遂げずんば(九)、來りて我れに過ぎれと。是に於て相如往きて都亭(一〇)に舍

稱二五千里一。秦滅二諸侯一。唯楚苗裔尚有二滇王一。漢誅二西南夷一。國多滅矣。唯滇復爲二寵王一。然南夷之端見二枸醬番禺一。大夏杖二邛竹一。西夷後揃剽二分二方一。卒爲二七郡一。

南夷の端、枸醬を番禺に見、大夏邛竹を杖く。西夷後に揃かれて二方に剽分し、卒に七郡と爲る。

(一)天與の俸祿 (二)子孫 (三)大略滅亡す (四)攻擊して分す

數萬人。其旁東北有勞浸靡莫、皆同姓。相扶未肯聽。勞浸靡莫。數侵犯使者吏卒。元封二年、天子發巴蜀兵。擊滅勞浸靡莫。以兵臨滇。滇王始首善。以故弗誅。滇王離難西南夷。擧國降。請置吏入朝。於是以爲益州郡。賜滇王王印。復長其民。西南夷君長以百數。獨夜郎滇受王印。滇小邑最寵焉。

巴蜀の兵を發して、勞浸、靡莫を擊滅す(三)。兵を以ゐて滇に臨む。滇王始めて善に首す(四)。故を以て誅せず。滇王難に西南夷に離り、國(五)を擧げて降る。吏を置き入朝せんと請ふ。是に於て以て益州郡と爲す。滇王に王印を賜ひ、復た其民に長たらしむ。西南夷の君長百(六)を以て數ふ。獨り夜郎、滇のみ王印を受く。滇は小邑なり。最も寵せらる。

(一) 遂まはしに說諭して　(二) 未だ漢に內屬せず　(三) 擊ち亡ぼす　(四) 誠意を以て漢に奉仕する者の第一なり　(五) 全國　(六) 百を單位として

太史公曰。楚之先。豈有天祿哉。在周爲文王師。封楚。及周之衰。地

太史公曰く、楚の先は豈に天祿(一)有るか。周に在りては文王の師と爲り楚に封ぜらる。周の衰ふるに及び、地五千里と稱す。秦諸侯を滅す。唯楚の苗裔(二)尚は滇王有り。漢の西南夷を誅するときに、國多く滅びぬ(三)。唯滇復た寵王たり。然れども

法レ意焉。及レ至二南越反一。上使下馳義侯因二犍爲一。發中南夷兵上。且蘭君恐三遠行旁國虜二其老弱一。乃與二其衆一反。殺二使者及犍爲太守一。漢乃發下巴蜀罪人。嘗擊二南越一者八校尉上擊破レ之。會二越已破一。漢八校尉不レ下。卽引レ兵還。行誅二頭蘭一。頭蘭常隔二滇道一者也。已平二頭蘭一。遂平二南夷一爲二牂牁郡一。夜郎侯始倚二南越一。南越已滅。會三還誅二反者一。夜郎遂入朝。上以爲二夜郎王一。南越破後。及下漢誅二且蘭邛君一。并殺中筰侯上。冉駹皆震恐。請二臣置レ吏。乃以二邛都一爲二越巂郡一。筰都爲二沈犂郡一。冉駹爲二汶山郡一。廣漢西白馬爲二武都郡一。

以て夜郎王と爲す。南越破れて後に、漢の且蘭、邛君を誅し、并せて筰侯を殺すに及びて、冉駹皆振恐(四)して、臣とし吏を置かんと請ふ。乃ち邛都を以て越巂郡と爲し、筰都を沈犂郡と爲し、冉駹を汶山郡と爲し、廣漢の西の白馬を武都郡と爲す。

(一)漢の廣さは　(二)漢に內屬せしむるを得策とす　(三)よりかゝりて從屬す　(四)ふるひおそれて

上使乙王然于以下越破及誅二南夷一。兵威上風二喩滇王一入朝中。滇王者。其衆

上、王然于をして越の破れ及び南夷を誅せる兵威を以て、滇王を風諭(一)し入朝せしむ。滇王は其衆數萬人あり。其旁東北に勞浸、靡莫有り、皆同姓なり。相扶けて未だ肯へて聽か(二)ざりき。勞浸、靡莫、數〻使者吏卒を侵犯す。元封二年、天子、

令下王然于、栢始昌、呂越人等。使間出二西夷西一。指求中身毒國上。至滇滇王嘗羌乃留。爲求道西十餘輩。歳餘、皆閉二昆明一。莫三能通二身毒國一。滇王與二漢使者一言曰。漢孰二與我大一。及夜郎侯亦然。以二道不一レ通故。各自以爲一州主。不レ知二漢廣大一。使者還因盛言、滇大國足レ事二親附一。天子

に出でて、指して身毒國を求めしむ。滇に至る。滇王嘗羌乃ち留む。爲に道を求めて西すること十餘輩、歳餘にして皆昆明に閉ぢられ、能く身毒國に通ずること莫し。滇王、漢の使者と言ひて曰く、漢は我が大なると孰與ぞと。及び夜郎侯も亦然り。道の通ぜざるの故を以ての故に各ゝ自ら以爲らく、一州の主なりと。漢の廣大なることを知らず。使者還り、因りて盛に言ふ。滇は大國なり。(二)親附を事とするに足ると。天子意を注け、南越の反するに至るに及びて、上、馳義侯をして犍爲に因りて南夷の兵を發せしむ。且蘭君遠行せば、旁國の其老弱を虜とせんことを恐れ、乃ち其衆と反す。使者及び犍爲の太守を殺す。漢乃ち巴蜀の罪人の嘗て南越を撃ちし者八校尉を發し、撃ちて之を破る。越の已に破るゝに會ふ。漢の八校尉下らず。即ち兵を引きて還る。行ゝ頭蘭を誅す。頭蘭は常に滇の道を隔てたる者なり。已に頭蘭を平ぐ。遂に南夷を平げて牂牁郡と爲す。夜郎侯始め南越に倚る。(三)南越已に滅ぶ。還りて反者を誅するに會ふ。夜郎遂に入朝す。上、

弘往視問焉。還。對言其不便。及弘爲御史大夫。是時方築朔方。以據河逐胡。弘因數言西南夷害。可且罷。專力事匈奴。上罷西夷。獨置南夷夜郎兩縣一都尉。稍令犍爲自葆就。及元狩元年。博望侯張騫使大夏來。言居大夏時。見蜀布邛竹杖。使問所從來。曰。從東南身毒國。可數千里。得蜀賈人市。或聞邛西可二千里。有身毒國。騫因盛言。大夏在漢西南。慕中國。患匈奴隔其道。誠通蜀身毒國。道便近。有利無害。

於是天子乃

夜郎の兩縣に一都尉を置く。稍く犍爲をし自ら葆就（七）せしむ。元狩元年に及びて、博望侯張騫大夏に使して來り、言ふ大夏に居る時、蜀の布、邛の竹杖を見たり、從りて來る所を問はしめしに、曰く、東南身毒國より、數千里可にして、蜀の賈人の市に得たりと。或ひは聞く、邛の西二千里可にして、身毒國有りと。騫因りて盛に言ふ。大夏は漢の西南に在り、中國を慕ふ。匈奴の其道を隔つる（八）を患ふ。誠に蜀を身毒國に通ぜば、道便ち近く、利有りて害無からんと。

（一）要塞の兵を出して順次に先へ先へと兵糧を運送せしむ　（二）濕氣を受けて　（三）費用のみ多くして　（四）實狀を視察せしむ　（五）不便　（六）匈奴討伐の事を以て專らとせんと　（七）郡縣の治を修成せしむ　（七）自治を修せしむ　（八）漢に交通する道を妨害することを患ふ

是に於て、天子乃ち王然于、柏始昌、呂越人等をして、使として間に西夷の西

聞夜郎所レ有精兵。可レ得二十餘萬一。浮二船牂牁江一。出二其不意一。此制レ越一奇也。誠以二漢之彊。巴蜀之饒一。通二夜郎道一。爲レ置レ吏易甚。上許レ之。乃拜レ蒙爲二郎中將一。將二千人食重萬餘人一。從二巴蜀筰關一入。遂見二夜郎侯多同一。蒙厚賜喩以二威德一。約爲レ置レ吏。使二其子爲一レ令。夜郎旁小邑。皆貪二漢繒帛一。以爲漢道險。終不レ能レ有也。乃且聽二蒙約一。還報。乃以爲二犍爲郡一。發二巴蜀卒一治レ道。自レ僰道指二牂牁江一。蜀人司馬相如亦言。西夷邛筰可レ置レ郡。使下相如以二郎中將一往喩上。皆如二南夷一。爲置二一都尉十餘縣一屬レ蜀。

地と運輸の道とを問ふ　(四)商人　(五)沿岸に在り　(六)漕ぎ上るに足れり　(七)服從せしめて附屬せしめ　(八)臣として使役すること　(九)唐蒙　(一〇)漢に內屬すれども　(一一)絕險の地　(一二)南越を制馭する一妙案なり　(一三)土地の肥饒　(一四)兵士千人輜重萬餘人　(一五)贈物のきぬ

當二是時一。巴蜀四郡通二西南夷道一。戍轉相饟。數歲道不レ通。士罷餓離レ濕。死者甚衆。西南夷又數反。發レ兵興擊。耗費無レ功。上患レ之。使二公孫

是時に當りて、巴蜀の四郡、西南夷の道を通じ、戍轉(一)して相饟る。數歲にして道通ぜず、士罷れ餓ゑて(二)濕に離ひ、死する者甚だ衆し。西南夷も又數〻反す。兵を發して興擊せんとすれども、耗費(三)して功無し。上之を患ふ。公孫弘をして往きて視問(四)せしむ。還る。對へて其不便を言ふ。弘が御史大夫と爲るに及びて、是時方に朔方に築きて、以て河に據りて胡を逐ふ。弘因りて數〻西南夷の害(五)を言ふ、且く罷む可し、力を專らにして匈奴(六)を事とせんと。上、西夷を罷め、獨り南夷

長安。問二蜀賈人一。賈人曰。獨蜀出二枸醬一。多持竊出市二夜郎一。夜郎者。臨二牂牁江一。江廣百餘步。足三以行二レ船。南越以二財物一役二屬夜郎一。西至二同師一。然亦不レ能二臣使一也。蒙乃上書說レ上曰。南越王黃屋左纛。地東西萬餘里。名爲二外臣一。實一州主也。今以二長沙豫章一往。水道多レ絕難レ行。竊

なり。今長沙、豫章を以て往かば、水道絕(一一)多く行き難からん。竊に聞く、夜郎の有する所の精兵、十萬餘を得可しと。船を牂牁江に浮べて、其不意に出でば、此れ越(一二)を制する一奇なり。誠に漢の彊、巴蜀の饒(一三)を以て、夜郎の道を通じ、爲に吏を置くは、易きこと甚だしと。上之を許す。乃ち蒙を拜して郎中將と爲す。千人、食重(一四)萬餘人を將ゐて、巴蜀、筰より關入し、遂に夜郎侯多同を見る。蒙厚く賜ひて喩すに威德を以てす。約して爲に吏を置く。其子をして令たらしむ。夜郎の旁の小邑、皆漢の繒帛(一五)を貪り、以爲らく漢の道險なり、終に有すること能はじと。乃ち且く蒙の約を聽く。還りて報ず。乃ち以て犍爲郡と爲す。巴蜀の卒を發して道を治め、僰より道ひて牂牁江を指す。蜀人司馬相如も亦言ふ。西夷の邛筰に郡を置く可しと。相如をして郎中將を以て往きて喩さしむ。皆南夷に如きて、爲に一都尉十餘縣を置きて蜀に屬す。

(一一) 遠まはしに廻して (一二) またゝびの花に生ずる蟲の巢より取れるもの、之を食へば痲瘋を避くべしと (一三) 豐

中郡。道塞不ㇾ通。因還以二其衆一王ㇾ滇。變ㇾ服從二其俗一以長ㇾ之。秦時常頞略通二五尺道一。諸此國頗置ㇾ吏焉。十餘歳秦滅。及二漢興一皆棄二此國一。而開二蜀故徼一。巴蜀民或竊出商賈。取二其筰馬僰僮髦牛一。以ㇾ此巴蜀殷富。

(一) 戰國の時楚の地の名　(二) 子孫なり　(三) 湖の名又昆明池　(四) 復命せんと欲す　(五) 兵士集り居て通行すること能はず　(六) 占領して　(七) 僮僕　(八) 髦は犛に同じ、西羌の一種

建元六年。大行王恢擊二東越一。東越殺二王郢一以報。恢因二兵威一使三番陽令唐蒙風指曉二南越一。南越食二蒙蜀枸醬一。蒙問ㇾ所二從來一。曰。道二西北牂牁一。牂牁江廣數里。出二番禺城下一。蒙歸至二

建元六年、大行王恢東越を撃つ。東越王郢を殺し以て報ず。恢、兵威に因りて、番陽の令唐蒙をして風指(一)して南越を曉さしむ。南越、蒙に蜀の枸醬(二)を食はしむ。蒙(三)從りて來る所を問ふ。曰く、西北の牂牁よりす。牂牁江は廣さ數里にして、番禺の城下に出づと。蒙歸りて長安に至る。蜀の賈人(四)に問ふ。賈人曰く、獨り蜀枸醬を出だす。多く持ちて竊に出でて夜郎に市ふ。夜郎は牂牁江に臨めり(五)。江の廣さ百餘歩あり。以て船を行る(六)に足れり。南越財物を以て夜郎を役屬し(七)、西のかた同師に至る。然れども亦臣使すること能はざるなり。(九)蒙乃ち上書して上に說きて曰く、南越王黃屋左纛(八)し、地は東西萬餘里あり。名は(一〇)外臣たれども、實は一州の主

長。地方可二數千里一。自レ巂以東北君長以レ什數。徙筰都最大。自レ筰以東北君長以レ什數。冉駹最大。其俗或土著或移徙。在二蜀之西一。自二冉駹一以東北君長以レ什數。白馬最大。皆氐類也。此皆巴蜀西南外蠻夷也。

縣名、元は水の名即ち葉楡なり　(六)　辮髮　(七)　牧畜を業として一定の居宅なし　(八)　一定の地に住居し　(九)　氐の種屬の蠻民

始楚威王時。使下將軍莊蹻將レ兵。循二江上一略中巴蜀黔中以西上。莊蹻者。故楚莊王苗裔也。蹻至二滇池一。地方三百里。旁平地肥饒數千里。以二兵威一定屬レ楚。欲二歸報一。會下秦擊奪二楚巴黔

始め楚の威王の時、將軍莊蹻をして兵に將として、江上に循ひて、巴蜀、黔中(一)以西を略せしむ。莊蹻は故の楚の莊王の苗裔(二)なり。蹻滇池(三)に至る。地方三百里、旁ら平地にして肥饒なること數千里、兵威を以て定めて楚に屬せしむ。(四)歸りて報ぜんと欲す。秦の撃ちて楚の巴、黔中の郡を奪ひて、(五)道塞りて通ぜざるに會ふ。因りて還り、其衆を以て滇に王たり。服を變じ其俗に從ひて、以て之に長たり。秦の時常頞(六)略して五尺の道を通ず。諸の此の國に頗る吏を置く。十餘歲にして秦滅ぶ。漢の興るに及びて皆此國を棄つ。而して蜀の故徼を開く。巴蜀の民或ひは竊に出でて商賈す。其筰の馬、僰の僮(七)、髦(八)牛を取る。此を以て巴蜀殷富なり。

西南夷君長以什數。夜郎最大。其西靡莫之屬以什數。滇最大。自滇以北君長以什數。邛都最大。此皆魋結。耕田有邑聚。其外西自同師以東。北至楪榆。名爲巂昆明。皆編髮。隨畜遷徙毋常處。毋君

卷百十六

西南夷列傳第五十六

(一)西南夷の君長什を以て數ふ、夜郎最も大なり。其西は靡莫の屬、什を以て數ふ。滇最も大なり。滇(二)より以北、君長什を以て數ふ、邛最も大なり。此れ皆(三)魋結し、田を耕し、(四)邑聚有り。其外西のかた同師より以東、北のかた(五)楪楡に至るまで、名づけて巂昆明と爲す。皆(六)編髮し、(七)畜に隨ひて遷徙し、常處毋く、君長毋し。地方數千里可なり。巂より以東、北、君長什を以て數ふ。徙、筰都最も大なり。筰より以東、北、君長什を以て數ふ。冉駹最も大なり。其俗或ひは(八)土著し、或ひは移徙す。蜀の西に在り。冉駹より以東、北、君長什を以て數ふ、白馬最も大なり。皆(九)氐類なり。此れ皆巴蜀西南外の蠻夷なり。

(一)蜀の南なる夷狄の總稱　(二)十を單位として數ふるほど多し　(三)頭髮を椎形に結ひ　(四)邑中の村落　(五)

太史公曰。右渠負固。國以絕祀。涉何誣功。爲兵發首。樓船將狹。及難離咎。悔失番禺。乃反見疑。荀彘爭勞。與遂皆誅。兩軍俱辱。將率莫侯矣。

太史公曰く、右渠固（一）を負み、國以て祀を絕ち、涉何功を誣ひて、兵の發首と爲り（二）、樓船狹を將ゐて難に及び（三）咎に離り、番禺に失せる（四）に悔いて、乃ち反りて疑はれ、荀彘勞を爭ひ、遂と與に皆誅せらる。兩軍俱に辱められ、將率侯たるもの莫し。

（一）要害の堅固なるを力にして　（二）朝鮮討伐の發端となり　（三）接戰の期に及びて執へられ　（四）失敗せるに懲りて

謀曰。始欲レ降ニ樓船一。樓船今執。獨左將軍幷將戰益急。恐不レ能ニ與戰一。王又不レ肯レ降。陰峽路人皆亡降レ漢。路人道死。元封三年。夏。尼谿相參乃使ニ人殺ニ朝鮮王右渠一來降。王險城未レ下。故右渠之大臣成已又反。復攻レ吏。左將軍使下右渠子長。降相路人之子最。告中諭其民上誅ニ成已一。以レ故遂定ニ朝鮮一爲ニ四郡一。封レ參爲ニ澅清侯一。陰爲ニ荻苴侯一。峽爲ニ平州侯一。長爲ニ幾侯一。最以ニ父死頗有レ功爲ニ涅陽侯一。左將軍徵至。坐ニ爭レ功相嫉乖レ計棄市。樓船將軍亦坐下兵至ニ列口一。當レ待ニ左將軍一。擅先縱失亡多上。當レ誅。贖爲ニ庶人一。

て死す。元封三年の夏、尼谿の相參、乃ち人をして朝鮮王右渠を殺さしめて來り降る。王險城未だ下らず。故の右渠の大臣成已又反す。復た吏を攻む。左將軍、右渠の子長、降相路人の子の最をして、其民を告諭(二)せしめ、成已を誅す。故を以て遂に朝鮮を定めて四郡(三)と爲す。參を封じて澅清侯と爲し、陰を荻苴侯と爲し、峽を平州侯と爲し、長を幾侯と爲し、最は父死して頗る功有りたるを以て、涅陽侯と爲す。左將軍徵されて至る。功を爭ひて相嫉み(四)計に乖くに坐し棄市せらる。樓船將軍も亦、兵列口に至り、當に左將軍を待つべきに、擅に先づ縱ちて失亡(五)多からしめしに坐し、誅に當す。贖ひて庶人と爲る。

(一) 途中　(二) 說諭せしめ　(三) 眞番、臨屯、樂浪、玄菟　(四) 相互に嫉妬しあひて計劃を守らざる罪を以て　(五) 兵士を多く亡はしめたる罪を以て

使濟南太守公孫遂往征之。有便宜得以從事。遂至。左將軍曰。朝鮮當下久矣。不下者有狀。言樓船數期不會。具以素所意告遂。曰。今如此不取。恐爲大害。非獨樓船。又且與朝鮮共滅吾軍。遂亦以爲然。而以節召樓船將軍入左將軍營計事。即命左將軍麾下執捕樓船將軍。并其軍以報天子。天子誅遂。

んば、恐らくは大害を爲さん。獨り樓船のみに非らじ。又且に朝鮮と共に吾が軍を滅さんとす。遂も亦以爲らく然りと。而ち節(七)を以て樓船將軍を召し、左將軍の營に入りて事を計る。即ち左將軍の麾下(八)に命じ、樓船將軍を執捕し、其軍を并せて以て天子に報ず。天子遂を誅す。

(一)自身決行すること能はず　(二)約束を止む　(三)互に相融合せず　(四)都合により、臨機應變の處分を執ることを許さる　(五)事情あり　(六)互細に平素自己が疑ひ居る所の一切を語りて　(七)節信　(八)旗本の士に命じて

左將軍已并兩軍。即急擊朝鮮。朝鮮相路人。相韓陰。尼谿相參。將軍王唊相與

左將軍已に兩軍を并せて、即ち急に朝鮮を擊つ。朝鮮の相路人、相韓陰、尼谿の相參、將軍王唊、相與に謀りて曰く、始め樓船に降らんと欲したれども、樓船今執る。獨り左將軍并せ將として、戰ひ益〻急なり。恐らくは與に戰ふこと能はざらん。王又降ることを肯ぜず。陰、唊、路人皆亡げて漢に降る。路人道にし(一)

人私約降㆓樓船㆒。往來言。尙未㆑肯㆑決。左將軍數與㆓樓船㆒期㆑戰。樓船欲㆔急就㆓其約㆒。不㆑會。左將軍亦使㆘人求㆓間郤㆒降㆗下朝鮮㆖。朝鮮不㆑肯。心附㆓樓船㆒。以㆑故兩將不㆓相能㆒。左將軍心意。樓船前有㆓失㆑軍罪㆒。今與㆓朝鮮㆒私善。而又不㆑降。疑其有㆓反計㆒。未㆓敢發㆒。

將軍心に意ふ。樓船前に軍を失へる罪有り。今朝鮮と私に善し、而して又降らず。疑ふらくは、其れ(八)反計有らんと。未だ敢へて發せず。

(一)苦戰したる上に辱められて　(二)心中和睦を希望す　(三)間諜を入れて　(四)内約して　(五)未だ降服を決せず　(六)上きすきを見て　(七)相互の間柄圓滿ならず　(八)謀反の計略

天子曰。將率不㆑能㆑前。及㆑使㆔衞山諭㆓降右渠㆒。右渠遣㆓太子㆒。山使不㆑能㆓剸決㆒。與㆓左將軍㆒計相誤。卒沮㆑約。今兩將圍㆑城又乖異。以㆑故久不㆑決。

天子曰く、將率前むこと能はず。衞山をして右渠を諭降せしむるに及び、右渠、太子を遣る。山使して(一)剸決すること能はず。左將軍と計りて相誤り、卒に(二)約を沮す。今兩將城を圍みて又(三)乖異す。故を以て久しく決せずと。濟南の太守公孫遂をして往きて之を征さしむ。(四)便宜有らば以て事に從ふことを得しむ。遂至る。左將軍曰く、朝鮮當に下るべくして久し。下らざる者は(五)狀有りと、樓船の數〻期して會はざるを言ふ。(六)具に素より意ふ所を以て、遂に告げて曰く、今此くの如きを取らず

將軍疑二其爲一レ變。謂二太子已服降一。宜レ命レ人毋レ持レ兵。太子亦疑二使者左將軍詐殺一レ之。遂不レ渡二浿水一。復引歸。山還報二天子一。天子誅レ山。左將軍破二浿水上軍一。乃前至二城下一。圍二其西北一。樓船亦往會居二城南一。右渠遂堅守レ城。數月未レ能レ下。左將軍素持レ中幸。將二燕代卒悍一。乘レ勝軍多驕。

能はず。左將軍は素より中に侍して幸せる。燕代の卒の悍なるを將ゐて、勝に乘じて軍多く驕る。

(一)兵力の盛なるさまを示して　(二)漢朝の正使たる節　(三)兵器を所持すること　(四)宮中

樓船將二齊卒一入レ海。固已多敗亡。其先與二右渠一戰。困辱亡レ卒。卒皆恐。將慙レ心。其圍二右渠一。常持二和節一。左將軍急擊レ之。朝鮮大臣乃陰間使二

樓船は齊の卒を將ゐて海に入る。固より已に多く敗亡す。其の先に右渠と戰ふや、困辱して卒を亡ふ。卒皆恐る。將心に慙づ。其の右渠を圍むや、常に和節を持す。左將軍急に之を擊つ。朝鮮の大臣乃ち陰に間して、人をして私約して樓船に降らしめ、往來して言ふ。尙ほ未だ決を肯ぜず。左將軍數〻樓船と戰を期す。樓船急に其約を就さんと欲し、會はず。左將軍も亦人をして間郤を求めて朝鮮を降下せしめんとす。朝鮮肯ぜず、心、樓船に附く。故を以て兩將相能からず。左

將軍將二齊兵七千人一。先至二王險一。右渠城守。窺二知樓船軍少一。卽出レ城。擊二樓船一。軍敗散走。將軍楊僕失二其衆一。遁二山中一十餘日。稍求二收散卒一復聚。

左將軍擊二朝鮮浿水西軍一。未レ能二破自前一。天子爲二兩將未一レ有レ利。乃使下衞山因二兵威一往諭中右渠上。右渠見二使者一。頓首謝。願レ降。恐二兩將詐殺一レ臣。今見二信節一。請二服降一。遣二太子一入謝。獻二馬五千匹一。及饋二軍糧一。人衆萬餘。持レ兵方渡二浿水一。使者及左

左將軍朝鮮の浿水の西軍を擊つ。未だ破りて自ら前むこと能はず。天子兩將の未だ利有らざる爲に、乃ち衞山をして兵威(一)に因りて往きて右渠を諭さしむ。右渠使者を見て頓首して謝すらく、降を願ふも、兩將の詐り臣を殺さんことを恐る。今信節(二)を見る。請ふ服降せんと。太子をして入りて謝せしめ、馬五千匹を獻じ、及び軍糧を饋る、人衆萬餘、兵を持して方に浿水を渡らんとす。使者及び左將軍、其の變を爲さんことを疑ひて、謂へらく、太子已に服降す。宜しく人に命じて兵(三)を持すること毋からしむべし。太子も亦使者左將軍の詐りて之を殺さんことを疑ひて、遂に浿水を渡らずして、復た引きて歸る。山、還りて天子に報ず。天子、山を誅す。左將軍浿水の上の軍を破り、乃ち前みて城下に至りて、其西北を圍む。樓船も亦往き會して城南に居る。右渠遂に堅く城を守る。數月にして未だ下すこと

率詔。何去至界上。臨浿水。使御刺殺送何者朝鮮裨王長。即渡馳入塞。遂歸報天子曰。殺朝鮮將。上爲其名美。即不詰。拜何爲遼東東部都尉。朝鮮怨何發兵襲攻殺何。天子募罪人擊朝鮮。其秋。遣樓船將軍楊僕。從齊浮勃海。兵五萬人。左將軍荀彘出遼東。討右渠。右渠發兵距險。左將軍卒正多。率遼東兵先縱。敗散多還走。坐法斬。樓船

ち渡りて馳せて塞に入る。遂に歸りて天子に報じて曰く、朝鮮の將を殺すと。上(三)其名の美なるが爲に、卽ち詰らず。何を拜して遼東の東部の都尉と爲す。朝鮮、何を怨みて、兵を發して襲ひ攻めて、何を殺す。天子罪人を募りて朝鮮を擊つ。其秋、樓船將軍楊僕を遣し、齊より渤海に浮びて、兵五萬人、左將軍荀彘遼東より出でて、右渠を討つ。右渠兵を發して險に距ぐ。左將軍の卒正多、遼東の兵を率ゐて、先づ縱つ。敗散して多く還りて走る。(四)法に坐して斬せらる。樓船將軍齊兵七千人を將ゐて、先づ王險に至る。右渠城守す。樓船の軍の少きを窺ひ知りて、卽ち城を出でて樓船を擊つ。樓船の軍敗れて散走す。將軍楊僕其衆を失ひて山中に遁るゝこと十餘日にして、稍く散卒を求收して復た聚む。(五)

(一)御者　(二)小王　(三)大將を殺したりと言ふ言の立派なるにより　(四)軍律に照して斬首の刑に處せらる　(五)探し集めて

服。而東走出ㇾ塞。渡ニ浿水ー。居ニ秦故空地上下鄣ー。稍役ニ屬眞番朝鮮蠻夷及故燕齊亡命者ー王ㇾ之。都ニ王險ー。會ニ孝惠高后時ー。天下初定。遼東太守即約ㇾ滿爲ニ外臣ー。保ニ塞外蠻夷ー。無ㇾ使ㇾ盜ㇾ邊。諸蠻夷君長。欲ㇾ入見ニ天子ー。勿ㇾ得ニ禁止ー。以聞。上許ㇾ之。以ㇾ故滿得ニ兵威財物ー。侵ニ降其旁小邑ー。眞番臨屯皆來服屬。方數千里。傳ㇾ子至ニ孫右渠ー。所ㇾ誘漢亡人滋多。又未ニ嘗入見ー。眞番旁衆國。欲ㇾ上書見ニ天子ー。又擁閼不ㇾ通。

からしむ。以聞す。上之を許す。故を以て滿、兵威財物を得て、其旁の小邑を侵(一三)降す。眞番、臨屯皆來りて服屬すること、方數千里なり。(一四)子に傳へて孫右渠に至る。誘ふ所の漢の亡人(一五)滋く多し。又未だ嘗て入見せず。眞番の旁の衆國、上書して天子に見えんと欲す。又擁閼(一六)して通ぜず。

(一) 燕の六國の一として全盛なりし時 (二) 併合して (三) 鄣は障に同じ、古代塞ト險要の處に城を築きて障蔽となせるもの、よりて (四) 郡名 (五) 國境外の地 (六) 古き塞 (七) 今の鴨綠江 (八) 罪ありて名籍を脫して逃亡すること (九) 稚髻、頭髮を椎の如き髷に左右に結ふ (一〇) 部下となして (一一) 也名、杜佑曰く、平壤即ち王險城也と (一二) 邊境の地を侵掠することなからしむ (一三) 攻め降す (一四) 五六千里四方あり (一五) 脫走人 (一六) 遮り塞ぐ

元封二年。漢使ニ涉河誘ニ諭右渠ー。終不ニ肯

元封二年、漢、涉何をして右渠を誘諭せしむ。終に肯へて詔を奉ぜず。何去りて界上に至りて、浿水に臨む。(二)御をして何を送る者朝鮮の(三)裨王長を刺殺せしむ。即

朝鮮王滿者。故燕人也。自始全燕時。嘗略屬眞番朝鮮。爲置吏築鄣塞。秦滅燕屬遼東外徼。漢興爲其遠難守。復修遼東故塞。至浿水爲界屬燕。燕王盧綰反。入匈奴。滿亡命聚黨千餘人。魋結蠻夷

巻百十五

朝鮮列傳第五十五

朝鮮王滿は、故燕の人なり。始め全燕(一)の時より、嘗て眞番朝鮮を略屬(二)して、爲に吏を置き、鄣塞(三)を築けり。秦、燕を滅すときに、遼東(四)の外徼(五)に屬す。漢興りて其遠くして守り難き爲に、復た遼東の故塞(六)を修す。(七)浿水に至りて界と爲し、燕に屬す。燕王盧綰反し、匈奴に入る。滿亡命(八)し、黨を聚むること千餘人なり。(九)魋結蠻夷の服にして、而して東に走りて塞を出で、浿水を渡りて、秦の故の空地に居り、鄣に上下す。稍くに眞番、朝鮮、蠻夷、及び故の燕齊の亡命の者を役屬(一〇)して之に王たり。王險(一一)に都す。孝惠高后の時、天下初めて定まるに會ひぬ。遼東の太守即ち滿を約して外臣と爲し、塞外の蠻夷を保ちて、邊(一二)に盜せしむること無からしめ、諸蠻夷の君長、入りて天子に見えんと欲するに、禁止するを得ること勿

王居股等。猶尚封爲二萬戶侯一。由レ此知三越世世爲二公侯一矣。蓋禹之餘烈也。

漢兵至衆彊。計殺餘善自歸諸將。儻幸得脫。乃遂俱殺餘善。以其衆降橫海將軍。故封繇王居股爲東成侯。萬戸。封建成侯敖爲開陵侯。封越衍侯吳陽爲北石侯。封橫海將軍說爲案道侯。封橫海校尉福爲繚嫈侯。福者成陽共王子。故爲海常侯。坐法失侯。舊從軍無功。以宗室故侯。諸將皆無成功。莫封。東越將多軍。漢兵至。弃其軍降。封爲無錫侯。於是天子曰。東越狹多阻。閩越悍數反覆。詔軍吏皆將其民徙處江淮間。東越地遂虛。

㈠ 險岨の地によりて敵をくひとむ　㈡ 漢は越の北に在り故に漢を攻め徇ふる意　㈢ 地名、今の浙江省崇德縣の東南に在る地　㈣ 謀反の張本人　㈤ おびやかして自國を守る　㈥ 親族の緣故にて　㈦ 國狹くして天然の要害の地多し　㈧ わる强くして

太史公曰。越雖蠻夷。其先豈嘗有大功德於民哉。何其久也。歷數代常爲君王。勾踐一稱伯。然餘善至大逆。滅國遷衆。其先苗裔繇

太史公曰く、越は蠻夷なりと雖も、其先㈠豈に嘗て民に大功德有りし哉。何ぞ其の㈡久しき。數代を歷て常に君王と爲り、勾踐一たび伯と稱せり。然れども餘善至りて大逆にして、國を滅し衆を遷せり。其先の苗裔繇王、居股等、猶ほ尚ほ封ぜられて萬戸侯と爲る。此に由りて越の世世公侯たることを知りぬ。蓋し禹の㈢餘烈ならん。

㈠ 祖先　㈡ 後繼久しくつゞく　㈢ 遺功

樓船軍數校
尉一殺二長吏一。樓
船將軍卒錢
唐轅終古。斬二
徇北將軍。爲二
禦兒侯。自二兵
未レ往。故越衍
侯吳陽前在レ
漢。漢使三歸諭二
餘善一。餘善弗レ
聽。及二橫海將
軍先至一。越衍
侯吳陽以二其
邑七百人一反
攻二越軍於漢
陽一。從二建成侯
敖一。與二其率一從二
繇王居股一。謀
曰。餘善首レ惡
劫二守吾屬一。今

越の衍侯吳陽前に漢に在り。漢歸りて餘善を諭さしむ。餘善聽かず。橫海將軍の先づ至るに及びて、越の衍侯吳陽其邑七百人を以て、反りて越の軍を漢陽に攻む。建成侯敖に從ひ、其率と繇王居股に從ひ、謀りて曰く、餘善惡に首として、(四)吾が屬を劫(五)守す。今漢兵至りて衆彊なり。計るに餘善を殺して諸將に自歸せば、儻くは幸に脫することを得んと。乃ち遂に俱に餘善を殺し、其衆を以て橫海將軍に降る。故に繇王居股を封じて東成侯と爲し、萬戶とし、建成侯敖を封じて開陵侯と爲し、越の衍侯吳陽を封じて北石侯と爲し、橫海將軍說を封じて案道侯と爲し、橫海校尉福を封じて繚嫈侯と爲す。福は成陽の共王の子なり。故海常侯と爲る。法に坐して侯を失ふ。舊軍に從ひて功無し。(六)宗室の故を以て侯たり。諸將皆成功無く封ぜらるること莫し。東越の將多軍、漢兵の至るとき、其軍を弃てて降る。封じて無錫侯と爲す。是に於て天子曰く、東越は狹くして(七)阻多く、閩越は悍にして(八)數〻反覆すと。軍吏に詔し、皆其民を將ゐて徙して江淮の間に處らしむ。東越の地遂に虛となりぬ。

上曰。士卒勞倦。不レ許。罷レ兵。令下諸校屯二豫章梅嶺一待上レ命。元鼎六年。秋。餘善聞二樓船請レ誅レ之。漢兵臨レ境且レ往。乃遂反。發レ兵拒二漢道一。號二將軍騶力等一。爲二呑漢將軍一。入二白沙武林梅嶺一。殺二漢三校尉一。是時漢使二大農張成。故山州侯齒將レ屯。弗二敢擊一。却就二便處一。皆坐二畏懦一誅。餘善刻二武帝璽一自立。詐二其民一爲二妄言一。天子遣下橫海將軍韓說出二句章一。浮レ海從二東方一往。樓船將軍楊僕出二武林一。中尉王溫舒出二梅嶺一。越侯爲二戈船下瀨將軍一出中若邪白沙上。

卻きて便處に就く。(八)皆畏懦に座して誅せらる。(九)餘善、武帝の璽を刻して自立す。(一〇)其民を詐りて妄言を爲す。(一一)天子、橫海將軍韓說をして句章より出で、(一二)海に浮びて東方より往き、樓船將軍楊僕をして武林より出で、中尉王溫舒をして梅嶺より出で、越侯をして戈船下瀨將軍と爲し、若邪、(一三)白沙より出でしむと。

(一)口實として (二)二心を懷きて (三)疲れうむ (四)國境まで行進し (五)豫章の北方にある地 (六)本は虎林、唐の世諱を避けて武林と改め號す、今の江西省餘干縣の東北武陵山の地 (七)屯兵の大將とならしむ (八)安全の地に退却す (九)臆病なりし罪 (一〇)南越尉佗の自立して武帝と稱したりし時の印を刻し (一一)誇大の言を吐きて人民を威壓す (一二)縣名 (一三)山名、今の浙江省紹興縣の南にあり

元封元年。冬。咸入二東越一。東越素發レ兵距レ險。使下徇北將軍守中武林上。敗二

元封元年冬、咸く東越に入る。東越素より兵を發して險に距ぐ。(一)徇(二)北將軍をして武林を守らしむ。樓船の軍の數校尉を敗り、長吏を殺すや、樓船將軍の卒錢唐の轅絡古、徇北將軍を斬りて、(三)禦兒侯と爲る。兵の未だ往かざるより、故の

馳報。天子詔罷兩將兵曰。郢等首惡。獨無諸孫繇君丑不與謀焉。乃使郎中將立丑爲越繇王。奉閩越先祭祀。餘善已殺郢。威行於國。國民多屬。竊自立爲王。繇王不能矯其衆持正。天子聞之。爲餘善不足復興師。曰。餘善數與郢謀亂。而後首誅郢。師得不勞。因立餘善爲東越王。與繇王並處。

至元鼎五年。南越反。東越王餘善上書請。以卒八千人。從樓船將軍擊呂嘉等。兵至揭揚。以海風波爲解不行。持兩端。陰使南越。及漢破番禺不至。是時樓船將軍楊僕使使上書。願便引兵擊東越。

元鼎五年に至りて、南越反す。東越王餘善上書して請ふらく、卒八千人を以て、樓船將軍に從ひて、呂嘉等を撃たんと。兵揭揚に至りて、海の風波あるを以て、(一)解と爲して行かず。(二)兩端を持して、陰に南越に使す。漢の番禺を破るに及ぶまで至らず。是時に樓船將軍楊僕使をして上書せしむ。願くは便ち兵を引きて東越を撃たんと。上曰く、士卒(三)勞倦すと、許さず。兵を罷む。諸校をして豫章の梅嶺に屯して命を待たしむ。元鼎六年秋、餘善、樓船の之を誅せんと請ひ、漢兵(四)境に臨みて且に往かんとすと聞きて、乃ち遂に反す。兵を發して漢の道を距ぐ。將軍騶力等を號して、呑漢將軍と爲し、(五)白沙、(六)武林、梅嶺に入りて漢の三校尉を殺す。是時に漢大農張成、故の山州侯齒をして(七)屯に將たらしむ。敢へて撃たず。

今漢兵衆彊。今卽幸勝之。後來益多。終滅國而止。今殺王以謝天子。天子聽罷兵。固一國完。不聽乃力戰。不勝卽亡入海。皆曰。善。卽鏦殺王。使使奉其頭致大行。大行曰。所爲來者誅王。今王頭至謝罪。不戰而耘。利莫大焉。乃以便宜案兵。告大農軍。而使使奉王頭

るは莫しと。乃ち便宜を以て兵を案じて(一一)、大農の軍(一二)に告ぐ。而して使をして王の頭を奉じて馳せて天子に報ぜしむ。詔して兩將の兵を罷めて曰く、郢等惡に首たり(一三)。獨り無諸の孫繇君丑謀に與らずと(一四)。乃ち郎中將をとして、丑を立てて越の繇王と爲し、閩越の先の祭祀を奉ぜしむ。餘善已に郢を殺して、威、國に行はる。國民多く屬す(一五)。竊に自立して王と爲る。繇王其衆を矯めて正を持すること能はず(一六)。天子之を聞きて、餘善の爲に復た師を興すに足らずとして、曰く、餘善數〻郢と亂を謀りしも、而(一七)後首として郢を誅せり。師勞せざるを得たりと。因りて餘善を立てて東越王と爲す。繇王と並び處らしむ。

(一) 地名、淮南江北の界に在り (二) 大庾嶺一に梅嶺 (三) 國相と同族と (四) 多勢にて且つ强し (五) 力の有らん限り戰ひ (六) 戟を以て突き殺す (七) 王の頭を使者に持參せしめ (八) 大行王 (九) 越に來れる目的は (一〇) 惠棟の說に從ひて耘に改むべし、隕也、城のおちたるをいふ (一一) 都合を計りて兵を駐め (一二) 大農韓安國の軍 (一三) 反逆の首領 (一四) 謀反の計に關係せず (一五) 附屬す (一六) 其部下の衆を制して國王の體面を保つこと能はず (一七) その後心を入れかへ其首謀者となりて

所ニ告愬一。又何以子ニ萬國一乎。上曰。太尉未レ足ニ與計一。吾初卽レ位。不レ欲下出ニ虎符一發中兵郡國上。乃遣三莊助以レ節發ニ兵會稽一。會稽太守欲三拒不ニ爲發一レ兵。助乃斬ニ一司馬一諭ニ意指一。遂發レ兵浮レ海救ニ東甌一。未レ至。閩越引レ兵而去。東甌請三擧レ國徙ニ中國一。乃悉擧レ衆來。處ニ江淮之間一。

至ニ建元六年一。閩越擊ニ南越一。南越守ニ天子約一。不ニ敢擅發レ兵擊一而以聞。上遣ニ大行王恢出ニ豫章一。大農韓安國出ニ會稽一。皆爲中將軍上。兵未レ踰レ嶺。閩越王郢發レ兵拒レ險。其弟餘善乃與ニ相宗族一謀曰。王以下擅發レ兵擊ニ南越一不上レ請故。天子兵來誅。

建元六年に至りて、閩越、南越を擊つ。南越、天子の約を守りて、敢へて擅に兵を發して擊たずして、而して以聞す。上、大行王恢(一)をして豫章より出で、大農韓安國をして會稽より出で皆將軍たらしむ。兵未だ嶺(二)を踰えず。閩越王郢兵を發して險に拒ぐ。其弟餘善乃ち相(三)宗族と謀りて曰く、王擅に兵を發し南越を擊つことを、請はざるを以ての故に、天子の兵來りて誅す。今漢兵衆彊(四)なり。今卽し幸に之に勝たば、後に來らんこと益〻多く、終に國を滅して止みなん。今王を殺して以て天子に謝し、天子聽きて兵を罷めば、固に一國完からん。聽かずんば乃ち力戰(五)し、勝たずんば卽ち亡げて海に入らんと。皆曰く、善しと。卽ち王を鏦殺(六)す。使をして其頭(七)を奉じて大行(八)に致さしむ。大行曰く、爲(九)に來る所の者は、王を誅せんとなり。今王の頭至りて罪を謝す。戰はずして耘(一〇)す。利焉より大な

降。乃使三人告二急天子一。天子問二太尉田蚡一。蚡對曰。越人相攻擊固其常。又數反覆。不レ足下以煩中中國往救上也。自二秦時一弃弗レ屬。於レ是中大夫莊助詰レ蚡曰。特患二力弗レ能レ救。德弗レ能レ覆。誠能何故弃レ之。且秦擧二咸陽一而弃レ之。何乃越也。今小國以二窮困一來告二急天子一。天子弗レ振。當三安

て、中大夫莊助蚡を詰りて曰く、特に力の救ふこと能はず、德の覆ふこと能はざるを患へしのみ。誠に能(三)はば何の故にか之を弃てん。且つ秦は咸陽を擧げて之を弃てたり。何ぞ乃ち越のみならん。今小國窮困せるを以て、來りて急を天子に告ぐ。天子振(四)はずんば、當に安に告愬(五)する所あるべき。又何を以て萬國を子(六)とせん。上曰く、太尉は未だ與(七)に計るに足らず。吾れ初めて位に卽けり。虎符(八)を出して兵を郡國に發せんことを欲せずと。乃ち莊助をして節(九)を以て兵を會稽に發せしむ。會稽の太守拒みて爲に兵を發せざらんと欲す。助乃ち一の司馬を斬りて意指(一〇)を諭す。遂に兵を發して海に浮びて、東甌を救ふ。未だ至らず(一一)、閩越兵を引きて去りぬ。東甌國を擧げて中國に徙らんと請ふ。乃ち悉く(一二)衆を擧げて來る。江淮の間に處く。

(一) 危急なる趣　(二) 打ち棄て內屬を强ひず　(三) 出來得るならば　(四) 救に同じ　(五) 告げ訴ふ　(六) 子として愛撫することを得んや　(七) 愚にして與に計をなすに足らず　(八) 出兵の信として用ふる符は虎を彫りたればいふ　(九) 使者の信を示す節を持して　(一〇) 天子の意旨のある所を諭し告ぐ　(一二) 全國の人民悉く

主レ命弗レ王。以レ故不レ附レ楚。漢擊ニ項籍一。無諸搖率ニ越人一佐レ漢。漢五年。復立ニ無諸一爲ニ閩越王一。王ニ閩中故地一。都ニ東冶一。孝惠三年。擧ニ高帝時越功一曰。閩君搖功多。其民便附。乃立レ搖爲ニ東海王一。都ニ東甌一。世俗號爲ニ東甌王一。後數世。至ニ孝景三年一。吳王濞反。欲レ從ニ閩越一。閩越未レ肯レ行。獨東甌從レ吳。及ニ吳破一。東甌受ニ漢購一。殺ニ吳王丹徒一。以レ故皆得ニ不レ誅歸レ國。

甌吳に從へり。吳の破るゝに及びて、東甌漢の購（七）を受けて、吳王を丹徒に殺す。故を以て皆誅せられずして國に歸ることを得たり。

（一）又閩越に作る、今の福建、本は周の七閩の地、後越人の居となる　（二）猶は郡守のごとし　（三）命令權をのみ主らしめ王とせず　（四）縣名　（五）表彰して　（六）悅びて歸服す　（七）漢の懸賞に應じて

吳王子子駒亡走ニ閩越一。怨三東甌殺ニ其父一。常勸ニ閩越擊一ニ東甌一。至ニ建元三年一。閩越發レ兵圍ニ東甌一。東甌食盡。困且レ

吳王の子子駒亡げて閩越に走る。東甌の其父を殺せることを怨みて、常に閩越を勸めて東甌を擊たしむ。建元三年に至りて、閩越兵を發して東甌を圍む。東甌食盡き、困みて且に降らんとす。乃ち人をして急（一）を天子に告げしむ。天子、太尉田蚡に問ふ。蚡對へて曰く、越人の相攻擊するは固より其常なり。又數〻反覆す。以て中國の往きて救ふことを煩すに足らざるなり。秦の時より弃（二）てて屬せずと。是に於

閩越王無諸。及越東海王搖者。其先皆越王句踐之後也。姓騶氏。秦已幷天下。皆廢爲君長。以其地爲閩中郡。及諸侯畔秦。無諸搖率越歸鄱陽令吳芮。所謂鄱君者也。從諸侯滅秦。當是之時。項籍

巻百十四

東越列傳第五十四（一）

閩越王無諸、及び越の東海王搖は、其先皆越王句踐の後なり。姓は騶氏、秦已に天下を幷するや、皆廢して君長と爲す。（二）其地を以て閩中郡と爲す。諸侯の秦に畔くに及び、無諸搖越を率ゐて鄱陽の令吳芮に歸す。謂はゆる鄱君といふ者なり。諸侯に從ひて秦を滅す。是の時に當りて、項籍命を（三）主り、王とせず。故を以て楚に附かず。漢項籍を擊つ。無諸搖越人を率ゐて漢を佐く。漢の五年、復た無諸を立てて閩越王と爲す。閩中の故地に王として、東冶（四）に都す。孝惠の三年、高帝の時の越の功を擧（五）して曰く、閩君搖は功多く、民便附（六）せりと。乃ち搖を立てて東海王と爲す。東甌に都す。世俗號して東甌王と爲す。後數世にして孝景の三年に至りて、吳王濞反す。閩越を從へんと欲す。閩越未だ行くことを肯ぜず。獨り東

徵自二樛女一。呂
嘉少レ忠。令二佗
無レ後。樓船從レ
欲。怠傲失惑。伏波困窮。智慮愈殖。因レ禍爲レ福。成敗之轉。譬若二糾墨一。

㊀根本は其太守任囂の尉佗を召して計を授けしに由る　㊁漢將隆慮侯　㊂漢の問罪の兵　㊃其兆候　㊄南越討伐の智慮愈々多く生す　㊅三筋合せ一糾りたる繩の如く禍福表裏せり

城中皆降ニ伏波ー。呂嘉建德已夜與ニ其屬數百人ー亡入レ海。以レ船西去。伏波又因問ニ所レ得降者貴人ー。以知ニ呂嘉所レ之。遣レ人追レ之。以ニ其故ー校尉司馬蘇弘得ニ建德ー。封爲ニ海常侯ー。漢郎都稽得レ嘉。封爲ニ臨蔡侯ー。蒼梧王趙光者。越王同姓。聞ニ漢兵至ー。及ニ越揭陽令定ー。自レ定屬レ漢。越桂林監居翁諭ニ甌駱ー屬レ漢。皆得レ爲レ侯。戈船下厲將軍兵。及馳義侯所レ發夜郎兵未レ下。南越已平矣。遂爲ニ九郡ー。伏波將軍益封。樓船將軍兵以レ陷レ堅爲ニ將梁侯ー。自ニ尉佗初王ー後。五世九十三歲而國亡焉。

(一) 地名、今の廣東省曲江縣に在り　(二) 船と兵糧と　(三) 約束の會期に遲れたり　(四) 便利なる場所　(五) 放ち遣りて　(六) 立ち返りて敵を追ひまくり　(七) 堅固なる城

太史公曰。尉佗之王。本由ニ任囂ー。遭ニ漢初定ー。列爲ニ諸侯ー。隆慮離ニ濕疫ー。佗得ニ以益驕ー。甌駱相攻。南越動搖。漢兵臨レ境。嬰齊入朝。其後亡レ國。

太史公曰く、尉佗の王たるは、(一)本任囂に由る。漢の初めて定まるに遭ひて、列して諸侯と爲り、(二)隆慮濕疫に離り、佗、以て益〻驕ることを得たり。甌駱相攻めて、南越動搖す。(三)漢兵境に臨みて、嬰齊入朝す。其後國を亡すは、(四)徵樛女よりす。呂嘉は忠少く、佗をして後無からしむ。樓船は欲を從にして、怠傲失惑せり。伏波は困窮して、(五)智慮愈〻殖れり。禍に因りて福と爲す。成敗の轉ずること、譬へば(六)糾墨の若し。

樓船ニ會。乃有ニ千餘人一。遂倶進。樓船居レ前。至ニ番禺一。建德嘉皆城守。樓船自擇ニ便處一。居ニ東南面一。伏波居ニ西北面一。會レ暮。樓船攻敗ニ越人一。縱レ火燒レ城。越素聞ニ伏波名一。日暮不レ知ニ其兵多少一。伏波乃爲レ營。遣ニ使者招ニ降者一賜レ印。復縱令ニ相招一。樓船力攻燒レ敵。反驅而入ニ伏波營中一。犂旦

の多少を知らず。伏波乃ち營を爲りて、使者をして降者を招かしめて印を賜ふ。復た縱ちて(五)相招かしむ。樓船力攻して敵を燒き、(六)反驅して伏波の營中に入る。犂旦城中皆伏波に降る。呂嘉、建德は已に夜其屬數百人と亡げて海に入り、船を以て西に去る。伏波又因りて得たる所の降者の貴人に問ひて、以て呂嘉の之く所を知り、人をして之を追はしむ。其故を以て校尉司馬蘇弘、建德を得たり。封ぜられて、海常侯と爲る。越の郎都稽、嘉を得たり。封ぜられて臨蔡侯と爲る。蒼梧王趙光は、越王の同姓なり。漢兵至ると聞き、越の掲陽の令定と、定によりて漢に屬す。越の桂林の監居翁、甌駱を諭して漢に屬せしむ。皆侯と爲るを得たり。戈船下厲將軍の兵、及び馳義侯の發する所の夜郎の兵未だ下らず。南越已に平ぎぬ。遂に九郡と爲す。伏波將軍益し封ぜられ、樓船將軍の兵、(七)堅きを陷れたるを以て、將梁侯と爲る。尉佗初めて王たりしより後、五世九十三歲にして國亡ぶ。

罪人及江淮以南樓船十萬師往討之。元鼎五年。秋。衞尉路博德爲伏波將軍。出桂陽。下匯水。主爵都尉楊僕爲樓船將軍。出豫章。下横浦。故歸義越侯二人爲戈船下厲將軍。出零陵。或下離水。或抵蒼梧。使馳義侯因巴蜀罪人。發夜郎兵。下牂牁江。咸會番禺。

(一) 先鋒の第一たり　(二) 第一に　(三) 政は征と通ず、兵力を以て互に相攻伐す　(四) 心安泰なり　(五) 軍艦　(六) 秦の置く所の官、門衞屯兵の事を掌る　(七) 討越の大將　(八) 漢書地理志に淮に作る從ふべし　(九) 列侯を掌る官　(一〇) 越人の降れるを美して侯と爲したるもの　(一一) 莊と光との二人　(一二) 戈を船底に裝置して蛟龍の害を防ぐよりいふ、一說戈を船に載すと　(一三) 越人にして降りて侯となれる者、名を遺といふ　(一四) 本は國名なりしも漢滅ぼして縣を置く

元鼎六年。冬。樓船將軍將精卒。先陷尋陝。破石門。得越船粟。因推而前挫越鋒。以數萬人待伏波。伏波將軍將罪人。道遠會朝後。與

元鼎六年冬、樓船將軍精卒を將ゐて先づ尋陝(一)を陷れ、石門を破り、越の船粟(二)を得たり。因りて推して進みて越の鋒を挫かんとし、數萬人を以て、伏波を待つ。伏波將軍罪人を將る、道遠くして期に會すること後れたり(三)。樓船と會するときに乃ち千餘人有り。遂に倶に進む。樓船は前に居り、番禺に至る。建德嘉皆城守す。樓船自ら便處(四)を擇び、東南面に居り、伏波西北面に居り、暮に會ひて樓船攻めて越人を敗る。火を縱ちて城を燒く。越素より伏波の名を聞けり。日暮れて其兵

小邑一。其後越直開レ道給レ食。未レ至二番禺一四十里。越以レ兵撃二千秋等一遂滅レ之。使下人函二封漢使者節一置中塞上。好爲二謾辭一謝レ罪。發レ兵守二要害處一。

(一)五六の小邑　(二)道を開きて兵食を與ふ　(三)函に入れて封じて　(四)故意に詐りの辭を以てして

於レ是天子曰。韓千秋雖レ無二成功一。亦軍鋒之冠。封二其子延年一。爲二成安侯一。樛樂其姊爲二王太后一。首願レ屬レ漢。封二其子廣德一。爲二龍亢侯一。乃下レ赦曰。天子微。諸侯力政。譏二臣不レ討レ賊。今呂嘉建德等反。自立晏如。令二

是に於て天子曰く、韓千秋成功無しと雖も、亦軍鋒(一)の冠たりと、其子延年を封じて成安侯と爲す。樛樂は其姊王太后たり。首(二)として漢に屬せんことを願へり。其子廣德を封じて、龍亢侯と爲す。乃ち赦を下して曰く、天子微にして諸侯力政(三)す。臣の賊を討ぜざるを譏る。今呂嘉、建德等反し、自立して晏如(四)たり。罪人及び江淮以南の樓船(五)、十萬の師をして往きて之を討ぜしむと。元鼎五年の秋、衞尉(六)路博德(七)伏波將軍と爲り、桂陽より出でて匯水(八)を下り、主爵(九)都尉楊僕樓船將軍と爲り、豫章より出でて橫浦を下り、故(一〇)の歸義越侯二人(一一)、戈船(一二)下厲將軍と爲り、零陵より出でて、或ひは離水を下り、或ひは蒼梧に抵り、馳義侯(一三)をして巴蜀の罪人に因り(一四)、夜郎の兵を發して、牂牁江を下り、咸く番禺に會せしむ。

濟北相韓千秋奮曰。以二區區之越一。又有二王太后應一。獨相呂嘉爲レ害。願得二勇士二百人一。必斬レ嘉以報。於レ是天子遣二千秋一。與二王太后弟樛樂一。將二二千人一往。入二越境一。呂嘉等乃遂反。下二令國中一曰。王年少。太后中國人也。又與二使者一亂。專欲下內屬。盡持二先王寶器一。入獻二天子一以自媚上。多從レ人行。至二長安一虜賣。以爲二僮僕一。取下自脫二一時一之利上。無下顧二趙氏社稷一。爲二萬世一慮計之意上。

時を脫るゝの利を取り、趙氏の社稷(九)を顧みて、萬世の爲に慮り計るの意無しと。

(一)亂りの行ひ有り (二)臆病にして嘉を誅すること能はずと (三)親密の交際上より往かば (四)承知せず (五)僅かの (六)內應あり (七)私通の亂行あり (八)捕虜として賣る (九)王家

乃與二其弟一將レ卒。攻二殺王太后及漢使者一。遣三人告二蒼梧秦王及其諸郡縣一。立二明王長男越妻子術陽侯建德一爲レ王。而韓千秋兵。入破二數

乃ち弟と卒を將ゐて、王太后及び漢の使者を攻殺して、人をして蒼梧の秦王及び其諸郡縣に告げしめ、明王の長男越の妻の子術陽侯建德を立てて王と爲す。而して韓千秋の兵入りて數小邑を破る。(一)其後越直ちに道を開きて食を給す。(二)未だ番禺に至らざる四十里にして、越、兵を以て千秋等を擊ち、遂に之を滅し、人をして漢の使者の節を函封して(三)塞上に置かしめ、好みて(四)謾辭を爲りて罪を謝し、兵を發して要害の處を守る。

太后有二淫行一。國人不レ附。欲三獨誅二嘉等一。力又不レ能。天子聞二嘉不レ聽レ王。王太后弱孤不レ能レ制。使者怯無レ決。又以爲王王太后已附レ漢。獨呂嘉爲レ亂。不レ足二以興一レ兵。欲レ使下莊參以二二千人一往使上。參曰。以レ好往數人足矣。以レ武往二千人不レ足二以爲一也。辭レ不レ可。天子罷レ參也。郟壯士故

太后淫行(一)有り、國人附かず。獨り嘉等を誅せんと欲するに、力又能はず。天子、嘉の王に聽かず、王太后の弱孤にして制すること能はず、使者怯(二)にして決すること無きを聞く。又以爲らく王、王太后已に漢に附けり。獨り呂嘉亂を爲すとも、以て兵を興すに足らずと。莊參をして二千人を以ゐて、往きて使せしめんと欲す。參曰く、好(三)を以て往かば數人にして足らん。武を以て往かば二千人なるも以て爲すに足る無しと、辭して可(四)かず。天子、參を罷む。郟の壯士故の濟北の相韓千秋奮ひ曰く、區區(五)の越を以て、又王、太后の應(六)有り、獨り相呂嘉害を爲す。願くは勇士二百人を得ん、必ず嘉を斬りて以て報ぜんと。是に於て天子、千秋を遣る。王太后の弟樛樂と二千人を將ゐて往く。越の境に入るとき、呂嘉等乃ち遂に反す。令を國中に下して曰く、王の年少し、太后は中國の人なり、又使者と亂(七)して、專に内屬して、盡く先王の寶器を持し、入りて天子に獻じて以て自ら媚びんと欲す。多く人を從へて行き、長安に至らば、虜賣(八)して僮僕と爲さん。自ら一

乃置酒。介漢使者權。謀誅嘉等。使者皆東鄉。太后南鄉。王北鄉。相嘉大臣皆西鄉侍坐飲。嘉弟爲將。將卒居宮外。酒行。太后謂嘉曰。南越內屬。國之利也。而相君苦不便者何也。以激怒使者。使者狐疑相杖。遂莫敢發。嘉見耳目非是。即起而出。太后怒欲鏦嘉以矛。王止太后。嘉遂出。分其弟兵就舍。稱病不肯見王及使者。乃陰與大臣作亂。王素無意誅嘉。嘉知之。以故數月不發。

乃ち置酒(一)して、漢の使者の權(二)を介みて、嘉等を誅せんことを謀る。使者皆東に鄉ひ太后は南に鄉ひ、王は北に鄉ひ、相嘉大臣は皆西に鄉ひて、飲(三)に侍坐せり。嘉の弟將たり。卒を將ゐて宮の外に居る。酒行るとき、太后、嘉に謂ひて曰く、南越の內屬せるは國の利なり。而るを相君(四)便ならざるを苦むは何ぞ也と、以て使者を激怒せしむ。使者狐疑(五)して相杖る。遂に敢へて發することなし。嘉、耳目(六)の是に非ざるを見て、即ち起ちて出づ。太后怒りて嘉を鏦くに矛を以てせんと欲す。王、太后を止む。嘉遂に出づ。其弟の兵を分ちて舍に就く。病と稱して肯へて王及び使者に見えず。乃ち陰に大臣と亂を作さんとす。王素より嘉を誅するに意無し。嘉之を知れり。故を以て數月まで發せず。

(一)酒宴を催し　(二)權威を賴みとして　(三)酒宴の席に臨めり　(四)呂嘉をさしていふ　(五)疑ひて相互に睨合の姿をなす　(六)呂嘉の身上に不利なるを見て取り

書。請下比二內諸侯一。三歲一朝除中邊關上。於レ是天子許レ之。賜二其丞相呂嘉銀印及內史中尉太傅印一。餘得二自置一。除二其故黥劓刑一。用二漢法一。比二內諸侯一。使者皆留塡二撫之一。王王太后飭二治行裝一。重レ齎。爲二入朝具一。其相呂嘉年長矣。相二三王一。宗族官仕。爲二長吏一者七十餘人。男盡尙二王女一。女盡嫁二王子兄弟宗室一。及二蒼梧秦王一有レ連。其居國中一甚重。越人信レ之。多下爲二耳目一者上。得二衆心一愈二於王一。王之上書。數諫二止王一。王弗レ聽。有二畔心一。數稱レ病不レ見二漢使者一。使者皆注二意嘉一。勢未レ能レ誅。王王太后亦恐二嘉等先レ事發一。

年長けたり。三王に相たり。宗族官仕して長吏たる者(一〇)七十餘人あり、男は盡く王女に尙し(一一)、女は盡く王子兄弟宗室に嫁す。蒼梧(一二)の秦王に及ぶまで連有り(一三)。其國中に居ること甚だ重し(一四)。越人之を信じて、耳目と爲る者多し(一五)。衆心を得たること(一六)王に愈れり。王の上書するとき、數〻王を諫止す。王聽かず。畔心有り、數〻病と稱して漢の使者に見えず。使者皆意を嘉に注ぐ(一七)。勢未だ誅すること能はず。王、王太后も亦嘉等事に先だちて發せんことを恐る。

(一) 私通し　(二) 威光　(三) 漢國に附屬する　(四) 中國諸侯と同資格を以て　(五) 國境の關所を取除かん　(六) 其他の官は自ら勝手に置くことを得しめ　(七) 入墨の刑と鼻を削ぎ落す刑と　(八) 旅行の支度をなし　(九) 獻上物を鄭重にし　(一〇) 高官に在る者　(一一) 王女を妻とし　(一二) 漢の置く所の郡名、今の廣西省の蒼梧縣　(一三) 姻戚關係あり　(一四) 其國內に於ける權威甚だ重し　(一五) 目附と爲る者多し　(一六) 人望あること　(一七) 王太后の嘉を誅せんとするに先ちて叛かんことを氣づかふ

見。遣二子次公入宿衞。嬰齊薨。諡爲二明王一。
太子興代立。其母爲二太后一。太后自下未レ爲二嬰齊姬一時上。嘗與二霸陵人安國少季一通。及二嬰齊薨後一。
元鼎四年。漢使三安國少季往諭二王王太后一。以三入朝比二内諸侯一。令三辯士諫大夫終軍等宣二其辭一。勇士魏臣等輔二其缺一。衞尉路博德將レ兵屯二桂陽一待二使者一。

㈠ 武帝の自ら僭して作れる印 ㈡ 遠まはしにいひて感ぜしむ ㈢ 上意を南越王に宣べしむ ㈣ 助けて缺を決斷せしむ

王年少。太后中國人也。嘗與二安國少季一通。其使復私焉。國人頗知レ之。多不レ附二太后一。太后恐二亂起一。亦欲レ倚二漢威一。數勸二王及羣臣一求二内屬一。即因二使者一上

王年少し。太后は中國の人なり、嘗て安國少季と通じ、其使するや復た私す。國人頗る之を知れり。多く太后に附かず。太后亂の起らんことを恐れ、亦漢の威に倚らんと欲し、數〻王及び羣臣に勸めて、內屬を求めしむ。卽ち使者に因りて上書し、內諸侯に比し、三歲に一たび朝し、邊關を除かんと請ふ。是に於て天子之を許す。其丞相呂嘉に銀印及び內史中尉太傅に印を賜ひ、餘は自ら置くことを得しめ、其故の黥劓の刑を除きて、漢の法を用ひて、內諸侯に比す。使者皆留りて之を鎭撫す。王、王太后行裝を飭治し、齎を重くし入朝の具を爲す。其相呂嘉

後十餘歲胡實病甚。太子嬰齊請歸。胡薨。謚爲二文王一。嬰齊代立。卽藏二其先武帝璽一。嬰齊其入宿衛在二長安一時。取二邯鄲樛氏女一生二子興一。及レ卽レ位。上書請。立二樛氏女一爲レ后。興爲レ嗣。漢數使三使者風二諭嬰齊一。嬰齊尙樂二擅殺レ生自恣一。懼入見要用二漢法一。比二內諸侯一。固稱レ病遂不二入

後十餘歲にして、胡實に病むこと甚だし。太子嬰齊請ひて歸る。胡、薨ず。謚して文王と爲す。嬰齊代り立つ。卽ち其先武帝(一)の璽を藏む。嬰齊其の入りて宿衞して長安に在りし時、邯鄲の樛氏の女を取りて子興を生めり。位に卽くに及びて、上書して請ふ。樛氏の女を立てて后と爲し、興を嗣と爲さんと。漢數〻使者をして嬰齊を風諭(二)せしむ。嬰齊尙ほ擅に生を殺し自ら恣にすることを樂む。懼らくは入りて見えば要ず漢の法を用ひて、內諸侯に比せんことを。固く病と稱して、遂に入りて見えず。子次公をして入りて宿衞せしむ。嬰齊薨ず。謚して明王と爲す。太子興代り立つ。其母を太后と爲す。太后未だ嬰齊の姬たらざりし時より、嘗て霸陵の人安國少季と通ず。嬰齊の薨ずる後に及び、元鼎四年、漢、安國少季をして往きて王、王太后を諭さしむるに、入朝して內諸侯に比するを以てせしむ。辯士諫大夫終軍等をして其辭を宣べしむ。勇士魏臣等其缺(四)を輔く。衞尉路博德兵に將として、桂陽に屯(三)して使者を待つ。

於レ是天子多三南越義守二職約一。爲興レ師遣三兩將軍往討二閩越一。兵未レ踰レ嶺。閩越王弟餘善殺レ郢以降。於レ是罷レ兵。天子使二莊助往諭一レ意。南越王胡頓首曰。天子乃爲レ臣興レ兵討二閩越一。死無下以報二德一上。遣二太子嬰齊一入宿衛。謂助曰。國新被レ寇。使者行矣。胡方日夜裝。入見二天子一。助去後。其大臣諫レ胡曰。漢興レ兵誅レ郢。亦行以驚二動南越一。且先王昔言。事二天子一期レ無レ失レ禮。要レ之不レ可下以說二好語一入見上。入見則不レ得二復歸一。亡國之勢也。於レ是胡稱レ病。竟不二入見一。

ち臣の爲に兵を興して閩越を討じたまふ。死すとも以て德に報ゆる無しと。太子嬰齊をして入りて宿衛せしむ。助に謂ひて曰く、國新に寇を被れり。使者行れ。胡方に日夜裝して入りて天子に見えんと。助去りて後、其大臣胡を諫めて曰く、漢、兵を興して郢を誅す。亦行かば以て南越を驚動せん（四）。且つ先王昔言へり、天子に事ふる禮を失ふ無きを期すと。之を要するに以て好語（五）を說びて入りて見ゆ可からず。入り見えば則ち復た歸ることを得じ（六）、亡國の勢なりと。是に於て胡病と稱して竟に入見せず。

（一）南越と東越と　（二）諸侯たる職分を守りて前の約束を無視せざりしことを重んじて　（三）本意の懇切なることを說き諭さしむ　（四）驚き騷動せん　（五）甘言　（六）胡の本國に歸ることを得じ

以故自弃犯長沙邊境。且南方卑濕。蠻夷中間。其東閩越千人衆號稱王。其西甌駱裸國亦稱王。老臣妄竊帝號。聊以自娛。豈敢以聞天王哉。乃頓首謝。願長爲藩臣。奉貢職。於是乃下令國中曰。吾聞兩雄不倶立。兩賢不並世。皇帝賢天子也。自今以後。去帝制黃屋左纛。陸賈還報。孝文帝大説。遂至孝景時。稱臣使入朝請。然南越其居國。竊如故號名。其使天子稱王。朝命如諸侯。至建元四年卒。佗孫胡爲南越王。

(五) 一人の使　(六) 先父の墓を發きて燒き拂ひしこと　(七) 自暴自棄になりて　(八) 土地卑く濕氣多くして　(九) 素裸で生活する國　(一〇) 其地の産物を獻じ、職務を盡さん　(一一) 帝王の格式　(一二) 入朝して臣禮をとる　(一三) 君主の命令

此時閩越王郢。興兵擊南越邊邑。胡使人上書曰。兩越倶爲藩臣。毋得擅興兵相攻擊。今閩越興兵侵臣。臣不敢興兵。唯天子詔之。

此時閩越王郢、兵を興して南越の邊邑を撃つ。胡、人をして上書せしめて曰く、(一四)兩越倶に藩臣爲り。擅に兵を興して相攻撃するを得ること毋し。今閩越兵を興して臣を侵す。臣敢へて兵を興さず。唯天子之に詔せよと。是に於て天子、南越の義ありて職約(一五)を守ることを多として、爲に師を興し、兩將軍をして往きて閩越を討たしむ。兵未だ嶺(一六)を踰えず、閩越の王弟餘善、郢を殺して以て降る。是に於て兵を罷む。天子、莊助をして往きて意(一七)を諭さしむ。南越王胡頓首して曰く、天子乃

相陳平等。擧下可レ使二南越一者上。平言好時陸賈。先帝時習レ使二南越一。迺召レ賈以爲二太中大夫一往使。因讓二佗自立爲レ帝一。曾無二一介之使報者一。陸賈至二南越一。王甚恐爲レ書謝。稱曰。蠻夷大長老大臣佗。前日高后隔二異南越一。竊疑長沙王讒レ臣。又遙聞下高后盡誅二佗宗族一。掘中燒先人冢上。

高后南越を隔異す。竊に疑ふ長沙王、臣を讒せるものと。又遙に高后の盡く佗の宗族を誅して、先人(六)の冢を掘燒せしことを聞く。故を以て自弃(七)して長沙の邊境を犯せり。且つ南方は卑濕(八)にして蠻夷の中間なり。其東は閩越千人の衆號して王と稱す。其の西は甌駱の裸國(九)も亦王と稱す。老臣妄に帝號を竊みて、聊か以て自ら娯めるのみ。豈に敢へて天王に以聞せんやと。乃ち頓首して謝す、願くは長く藩臣と爲りて貢職(一〇)を奉ぜんと。是に於て乃ち令を國中に下して曰く、吾れ聞く、兩雄は倶に立たず、兩賢は世に並ばずと。皇帝は賢天子なり。今より以後、帝制(一一)黃屋左纛を去てんと。陸賈還りて報ず。孝文帝大に喜ぶ。遂に孝景の時に至るまで、臣と稱して入りて朝請(一二)せしむ。然れども南越其國に居るときは、竊すること故の號名の如し。其の天子に使する時は王と稱し、朝命(一三)は諸侯の如し。建元四年に至りて卒す。佗の孫胡南越王と爲る。

(一) 漢の天子の御恩の盛大なる由を說き聞かさる　(二) 每年の祭日には必ず祭禮を行ふ　(三) 吹擧せよ　(四) 地名

爲二南越武帝一。發レ兵攻二長沙邊邑一。敗二數縣一而去焉。高后遣二將軍隆慮侯竈一往擊レ之。會二暑濕一。士卒大疫。兵不レ能レ踰レ嶺。歲餘。高后崩。卽罷レ兵。佗因レ此以レ兵威レ邊。財物賂二遺閩越西甌駱一役屬焉。東西萬餘里。迺乘二黃屋一。左纛。稱レ制。與二中國一侔。

下に交易すること (四) 使者を通じ器物を交換せり (五) 器物の交易を止めらる (六) 國境の地を攻む (七) 大暑濕地にして (八) 流行病に罹りて (九) 陽山嶺 (一〇) 黃屋の車 (一一) 大纛をその左に建て

及二孝文帝元年一初鎭二撫天下一。使レ告二諸侯四夷一。從レ代來卽レ位意一。喩二盛德一焉。乃爲三佗親冢在二眞定一。置二守邑一。歲時奉祀。召二其從昆弟一。尊レ官厚レ賜寵レ之。詔二丞

孝文帝元年に及び、初めて天下を鎭撫し、諸侯四夷に代より來りて位に卽く意を告げしめ、盛德を喩す。(一) 乃ち佗の親の冢の眞定に在るが爲に、守邑を置き、歲時に奉祀す。(二) 其從昆弟を召して、官を尊くし賜を厚くして之を寵す。丞相陳平等に詔すらく、南越に使す可き者を擧せよと。(三) 平言ふ、好時の陸賈、(四) 先帝の時に南越に使するに習へりと。迺ち賈を召し以て太中大夫と爲し、往きて使せしむ。因りて佗の自立して帝と爲り、曾て一介の使の報ずる者無きことを讓む。(五) 陸賈南越に至る。王甚だ恐れて、書を爲りて謝す。稱して曰く、蠻夷の大長老大臣佗、前日、

漢十一年。遣二陸賈一。因立レ佗爲二南越王一。與剖レ符通レ使。和二集百越一。毋レ爲二南邊患害一。與二長沙一接レ境。高后時。有司請禁二南越關二市鐵器一。佗曰。高帝立レ我通レ使物一。今高后聽二讒臣一。別二異蠻夷一。隔二絕器物一。此必長沙王計也。欲下倚二中國一。擊二滅南越一。而幷王レ之。自爲も功也。於レ是佗乃自尊號

漢の十一年に、陸賈を遣し、因りて佗を立てて南越王と爲して、與に符を剖きて使(一)を通じ、百越(二)を和集して、南邊の患害を爲すこと毋からしむ。長沙と境を接す。高后の時に、有司請ひて南越の鐵器を關市(三)することを禁ず。佗曰く、高帝我れを立てて(四)使物を通ず。今高后讒臣に聽きて、蠻夷を別異し(五)、器物を隔絕す。此れ必ず長沙王の計ならん。中國に倚りて南越を擊ち滅して、幷せて之に王とし、自ら功を爲さむと欲するならんと。是に於て佗乃ち自ら尊號して南越の武帝と爲る。兵を發し長沙の邊邑(六)を攻む。數縣を敗りて去りぬ。高后、將軍隆慮侯竈をして、往きて之を擊たしむ。暑濕(七)に會ひ、士卒大に疫(八)して、兵(九)、嶺を踰ゆること能はざるに會ふ。歲餘ありて高后崩ず。卽ち兵を罷む。佗此れに因りて兵を以て邊を威す。財物を閩越、西甌駱に賂遺して役屬せしむ。東西萬餘里、迺ち黃屋(一〇)に乘じ、左纛(一一)、制を稱すること、中國と侔し。

(一) 帝王の命令の信として、剖符の半分を一方に與へ一方を留めて證とす　(二) 越の民人を統治せしめ　(三) 關の

作亂。秦爲無道。天下苦之。項羽劉季陳勝吳廣等。州郡各共興軍聚衆。虎爭天下。中國擾亂。未知所安。豪傑畔秦相立。南海僻遠。吾恐盜兵侵地至此。吾欲興兵絕新道。自備待諸侯變。會病甚。且番禺負山險阻。南海東西數千里。頗有中國人相輔。此亦一州之主也。可以立國。郡中長吏。無足與言者。故召公告之。即被佗書行南海尉事。囂死。佗即移檄。告橫浦陽山湟谿關曰。盜兵且至。急絕道聚兵自守。因稍以法誅秦所置長吏。以其黨爲假守。秦已破滅。佗即擊幷桂林象郡。自立爲南越武王。高帝已定天下。爲中國勞苦故。釋佗弗誅。

頗る中國の人有りて相輔けば、此れ亦一州の主なり、以て國を立つ可し。(九)郡中の長吏、與に言ふに足る者無し。故に公を召し之を告ぐと。即ち佗に書を被へて、南海の尉の事を行はしむ。囂死す。佗即ち檄を移して、(一〇)橫浦、陽山、湟谿關に告げて曰く、盜兵且に至らんとす、急に道を絕ち兵を聚めて自ら守れと。因りて稍く法を以て秦の置く所の長吏を誅す。(一一)其黨を以て假守と爲す。(一二)秦已に破れ滅ぶる時、佗即ち擊ちて桂林、象郡を幷せて、自立して南越の武王と爲る。高帝已に天下を定む。中國勞苦する爲の故に、佗を釋して誅せず。

(一)揚州の越の領分の地　(二)罪人　(三)族居　(四)二世皇帝　(五)困難せり　(六)猛虎の爭ふ如く激しく戰ひ爭ひ　(七)都に遠くして而鄙なれども　(八)反逆の兵　(九)獨立するに足る國なり　(一〇)檄文を廻して　(一一)秦の政府の官吏を誅す　(一二)假りに郡屬の守吏と爲す

南越王尉佗者。眞定人也。姓趙氏。秦時已并二天下一。略二定楊越一。置二桂林南海象郡一。以レ謫徙レ民。與レ越雜處。十三歲。佗秦時用爲二南海龍川令一。至二二世時一。南海尉任囂病且レ死。召二龍川令趙佗一語曰。聞陳勝等

卷百十三

南越尉佗列傳第五十三

南越王尉佗は、眞定の人なり。姓は趙氏、秦の時已に天下を并せて、楊の越を略定せり。桂林、南海、象郡を置きて、謫を以て民を徙し、越と雜處せしむること十三歲なりき。佗は秦の時用られ、南海、龍川の令と爲らる。二世の時に至りて、南海の尉任囂病みて且に死なんとす。龍川の令趙佗を召して、語りて曰く、聞く陳勝等亂を作すと。秦無道を爲して、天下之を苦しむ。項羽、劉季、陳勝、吳廣等、州郡各々共に軍を興し衆を聚めて、天下を虎爭し、中國擾亂して、未だ安ずる處を知らず、豪桀秦に畔きて相立つと。南海は僻遠なれども、吾れ恐らくは盜兵の地を侵して此に至らんことを。吾れ兵を興し新道を絕ちて自ら備へ、諸侯の變を待たんと欲す。病甚だしきに會ふ。且つ番禺は山を負ひ險阻なり、南海は東西數千里、

文章顯。將相則張安世。趙充國。魏相。邴吉。于定國。杜延年。治民則黃霸。王成。龔遂。鄭弘。邵信臣。韓延壽。尹翁歸。趙廣漢之屬。皆有功迹見述於後。累其名臣。亦其次也。

仲舒。兒寬。篤行則石建。石慶。質直則汲黯。卜式。推レ賢則韓安國。鄭當時。定レ令則趙禹。張湯。文章則司馬遷。相如。滑稽則東方朔。枚皐。應對則嚴助。朱買臣。歷數則唐都。落下閎。協律則李延年。運レ籌則桑弘羊。奉レ使則張騫。蘇武。將帥則衞青。霍去病。受レ遺則霍光。金日磾。其餘不レ可二勝紀一。是以興二造功業一。制度遺文。後世莫レ及。

奉ずるは則ち張騫・蘇武、將帥は則ち衞青・霍去病、遺を受くるは(五)則ち霍光・金日磾、其餘勝げて紀す可からず。是を以て功業を興造し、制度遺文後世及ぶもの莫し。

(一)まぐさ牧畜 (二)匈奴より降りし人 (三)傳說寧戚の故事 (四)算數會計 (五)遺詔を受けて幼帝を擁立す

孝宣承レ統。纂二修洪業一。亦講二論六藝一。招二選茂異一。而蕭望之。梁丘賀。夏侯勝。韋玄成。嚴彭祖。尹更始以二儒術一進。劉向。王褒以二

孝宣統を承け、洪業(一)を纂修し、亦六藝(二)を講論し、茂異(三)を招選す。而して蕭望之・梁丘賀・夏侯勝・韋玄成・嚴彭祖・尹更始、儒術を以て進む。劉向・王褒文章を以て顯はる。將相は則ち張安世・趙充國・魏相・邴吉・于定國・杜延年、民を治むるは則ち黃霸・王成・龔遂・鄭弘・邵信臣・韓延壽・尹翁歸・趙廣漢の屬、皆功迹有り、後に述べらる。其名臣を累ぬるは亦其次(四)なり。

(一)大業 (二)六經に同じ、易、書、詩、春秋、禮、樂 (三)秀才をあつめ (四)孝宣帝が孝武帝の次なりの意

之間一。非レ過二其時一。焉能致二此位一乎。是時漢興六十餘載。海内乂安。府庫充實。而四夷未レ賓。制度多レ闕。上方欲レ用二文武一。求レ之如レ弗レ及。始以二蒲輪一迎二枚生一。見二主父一而歎息。羣臣慕嚮。異人並出。

多し。上方に文武を用ひんと欲す。之を求むるに及ばざるが如し。始め蒲輪(五)を以て枚生(六)を迎へ、主父(七)を見て歎息す。羣臣慕嚮し、異人並び出づ。

(一) おほいに進み行く力のある者の意 (二) ひつじやぶたの如きつまらぬもの (三) 識に同じ (四) 服從せず (五) かまの葉を以て輪をつゝみし車、特別に禮を重んずる時に用ふ (六) 枚乘のこと、當時の老先生 (七) 主父偃を見て見るの遲かりしを歎ず

卜式試二於芻牧一。弘羊擢二於賈豎一。衞青奮二於奴僕一。日磾出二於降虜一。斯亦曩時版築飯牛之朋矣。漢之得レ人。於レ茲爲レ盛。儒雅則公孫弘。董

卜式は芻牧(一)より試みられ、弘羊は賈豎より擢でられ、衞青、奴僕より奮ひ、日磾(二)は降虜より出づ。斯れ亦曩時版築飯牛の朋なりと爲す。漢の人を得る茲に於て盛なり。儒雅は則ち公孫弘・董仲舒(三)・兒寬、篤行は則ち石建・石慶、質直は則ち汲黯・卜式、賢を推すは則ち韓安國・鄭當時、令を定むるは則ち趙禹・張湯、文章は則ち司馬遷・相如、滑稽は則ち東方朔・枚皐、應對は則ち嚴助・朱買臣、歷數は則ち唐都・落下閎、協律は則ち李延年、籌(四)を運すは則ち桑弘羊、使を

存精神。輔以醫藥。賜告治病。牛酒雜帛。居數月有瘳。視事。至元狩二年。竟以善終于相位。夫知臣莫若君。此其效也。弘子度嗣爵。後爲山陽太守。坐法失侯。夫表德章義。所以率俗厲化。聖王之制。不易之道也。其賜弘後子孫之次當爲後者爵關內侯食邑三百戸。徵詣公車。上名尚書。朕親臨拜焉。

を知るは君に若くは莫し、此れ其の效なり。弘の子度爵を嗣ぐ。後に山陽の太守と爲る。法に坐し侯を失ふ。夫れ德を表はし義を章はすは、俗を率ゐる化を厲ます所以、聖王の制、不易の道なり。其れ弘が後の子孫の次(七)の當に後たるべき者に爵關內侯食邑三百戸を賜ひ、徵して公車(八)に詣らしめ、名を尚書に上つれ、朕親ら臨みて拜せん(九)と。

(一)臣下が陛下に御暇を願ふをいふ　(二)詔を下さるゝこと　(三)氣苦勞をせず　(四)在官のまゝにて休養させらるゝこと、告は誥なり、上より下へ告ぐるなり　(五)種々の布帛　(六)缺點なしに　(七)順序上　(八)役所の名　(九)爵に申付けん

班固稱曰。公孫弘。卜式。兒寬皆以鴻漸之翼。困於燕雀。遠迹羊豕

班固稱して曰く、公孫弘・卜式・兒寬、皆鴻漸(一)の翼を以て燕雀に困しめられ、迹を羊豕(二)の間に遠くす。其間に遇ふに非ずんば、焉んぞ能く此位を致さんや。是の時漢興りて六十餘載(三)、海內乂安、府庫充實して、四夷未だ賓せず(四)、制度闕

股肱宰臣。身行ニ儉約一。輕レ財重レ義。較然著明。未レ有ト若ニ故丞相平津侯公孫弘一者上也。位在ニ丞相一。而爲ニ布被一。脱粟之飯。不レ過ニ一肉一。故人所レ善賓客。皆分ニ奉祿一以給レ之。無レ有レ所レ餘。誠内自克約而外從レ制。汲黯詰レ之。乃聞ニ于朝一。此可下謂ニ減ニ於制度一而可ニ施行一者上也。德優則行。否則止。與下内奢泰而外爲ニ詭服一以釣ニ虛譽一者上殊レ科。

有る無し。誠に內自ら克約にして外制に從ふ。汲黯之を詰れり。(九)乃ち朝に聞す。此れ制度に減ずるも(一〇)施行す可き者と謂ふ可きなり。德優なれば則ち行ひ、否らざれば則ち止む。內奢泰にして外詭服を爲し以て虛譽を釣る者と(一一)科を殊にす。

(一)大司馬大司徒大司空　(二)多數の官吏の取締り　(三)手本　(四)論語顏淵篇の語　(五)手足たる宰相の臣　(六)あきらかなること　(七)粗末なる着物　(八)粗米にして十分に精げざる米　(九)そこで朝廷に有體に申上げる　(一〇)實際に行ふべきもの　(一一)類

以レ病乞ニ骸骨一。孝武皇帝即制曰。賞ニ有功一。褒ニ有德一。善レ善惡レ惡。君宜レ知レ之。其省ニ思慮一

病を以て骸骨を乞ふ。(一)孝武皇帝即ち制して曰く、(二)有功を賞し、有德を褒す。善を善し惡を惡む。君宜しく之を知るべし。其れ思慮を省き、(三)精神を存し、輔くるに醫藥を以てせよと。告を賜ひ(四)病を治めしめ、牛酒雜帛あり。(五)居ること數月瘳ゆること有り。事を視る。元狩二年に至り、竟に善を以て相の位に終る。(六)夫れ臣

尼謂二之不一レ知レ禮。以三其奢泰侈擬二於君一故也。夏禹卑二宮室一、惡二衣服一。後聖不レ循。由レ此言レ之。始之盛也。德優矣。莫レ高二於儉一。儉化二俗民一、則尊卑之序得。而骨肉之恩親。爭訟之原息。斯乃家給人足刑錯之本也歟。可レ不レ務哉。

けんや。

（一）漢哀帝の時丞相を稱す　（二）哀帝の時御史大夫を稱す　（三）孝經廣要道章の語　（四）論語八佾篇の語　（五）齊の相侯に相たりし人　（六）九は糾也、たゞし合はするなり　（七）たゞし合す　（八）論語八佾篇に管仲を許して禮を知らずと云へり　（九）おごりの甚しきなり　（一〇）禹帝の事、論語泰伯篇の字面　（一一）後の聖者即ち後王なりと、或は云ふ累世ならんと　（一二）一に始を治に作る　（一三）源に同じ　（一四）措に同じ

夫三公者、百寮之率。萬民之表也。未レ有下樹二直表一而得中曲影上者也。孔子不レ云乎。子率以レ正。孰敢不レ正。擧レ善而教二不能一則勸。維漢興以來

夫れ（一）三公は百寮の率、萬民の表なり。（二）未だ直表を樹てて曲影を得る者は有らざるなり。（三）孔子云はずや、（四）子率るるに正を以てせば、孰れか敢て正ならざらんと。善を擧げて不能を教ふれば則ち勸む。維れ漢興りて以來（五）股肱の宰臣、身儉約を行ひ、財を輕んじ義を重んじ、（六）較然として著明なる、未だ故の丞相平津侯公孫弘の若き者は有らざるなり。位丞相に在りて（七）布被を爲り、（八）脫粟の飯、一肉に過ぎず。故人善くする所の賓客には、皆奉祿を分ち以て之に給す。餘す所

文學。招二俊乂一以廣二儒墨一。弘爲二舉首一。主父偃當レ路。諸公皆譽レ之。及二名敗身誅一。士爭言二其惡一。悲夫。

太皇太后詔二大司徒。大司空一。蓋聞治レ國之道。富レ民爲レ始。富レ民之要。在二於節儉一。孝經曰。安レ上治レ民。莫レ善二於禮一。禮與二其奢一也寧儉。昔者管仲相二齊桓一。霸二諸侯一。有二九合一匡之功一。而仲

言ふ。悲しい夫。(八)

㈠行ひ正しくて善良なりしとはいへ　㈡良き時勢に出遇ひたる好運兒なり　㈢賢才　㈣儒學、墨子學　㈤弘擧げられたる人々の中の第一位を占む　㈥朝廷の要路に當る　㈦名聲墜ち身誅戮せらるゝに及び　㈧人情の反覆常無きは、實に惡むべし

太皇太后、(一)大司徒大司空に詔すらく、(二)蓋し聞く、國を治むるの道は民を富ますを始と爲すと。民を富ますの要は、節儉に在り。(三)孝經に曰く、上を安んじ民を治むるは、禮より善きは莫しと。(四)禮は奢らんよりは寧ろ儉せよと。(五)昔者管仲、齊桓に相とし、諸侯に霸とし、(六)九合一匡の功有り。(七)而して仲尼之を禮を知らずと謂ふ。(八)其奢泰にして侈君に擬するを以ての故なり。(九)夏禹宮室を卑くし、衣服を惡しくす。(一〇)後聖循はず。(一一)此に由りて之を言へば、始の盛なるや德優なり。(一二)倹より高きは莫し。倹俗民を化すれば、則ち尊卑の序得て、骨肉の恩親しく、爭訟の原息む。(一三)斯れ乃ち家給し人足り刑錯くの本なるか。(一四)務めざる可

以得ㇾ封者。及二齊王自殺一。上聞大怒。以爲主父劫二其王一。令二自殺一。乃徵下ㇾ吏治。主父服ㇾ受二諸侯金一。實不三劫ㇾ王令二自殺一。上欲ㇾ勿ㇾ誅。是時公孫弘爲二御史大夫一。乃言曰。齊王自殺無ㇾ後。國除爲ㇾ郡入ㇾ漢。主父偃本首惡。陛下不ㇾ誅二主父偃一。無三以謝二天下一。乃遂族二主父偃一。主父方二貴幸時一。賓客以ㇾ千數。及二其族死一。無二一人收者一。唯獨洨孔車收葬ㇾ之。天子後聞ㇾ之。以爲孔車長者也。

偃は本と首惡なり。(六)陛下、主父偃を誅せずんば、以て天下に謝する無けんと。乃ち遂に主父偃を族す。(七)主父貴幸せらるゝ時に方り、賓客千を以て數ふ。其族死せらるゝに及び、一人の收むる者無し。(八)唯獨り洨の孔車收めて之を葬る。天子後之を聞き、以爲らく、孔車は長者なりと。(九)

(一) 隱れたる惡事 (二) 朝廷の中に居る爲に (三) 賄賂 (四) 劫迫して (五) 官吏に下して詮議せしむ (六) 惡事の發頭人 (七) 一族處刑せらる (八) 死骸を引取る者無し (九) 有德の長者なり

太史公曰。公孫弘行義雖ㇾ修。然亦遇ㇾ時。漢興八十餘年矣。上方鄕二

太史公曰く、公孫弘行義(一)修まると雖ども、然れども亦時に遇ふ。(二)漢興りて八十餘年なり。上方に文學に鄕ふ。(三)俊乂を招き、以て、(四)儒墨を廣む。弘、擧首爲り。(五)主父偃路に當る。(六)諸公皆之を譽む。(七)名敗れ身誅せらるゝに及び、士爭ひて其惡を

不二我内一レ門。今吾相レ齊、諸君迎レ我或千里。吾與二諸君一絶矣。毋二復入一二偃之門一。乃使下人以二王與レ姉姦事一動上レ王。王以爲レ終不レ得レ脱レ罪。恐下效二燕王一論死上。乃自殺。有司以聞。

自殺す。有司以聞す。

（一）邪僻なり　（二）昆弟賓客の薄情を責めて　（三）我を疏んじて門内に納れず　（四）絶交せん　（五）姦通せる不倫の行爲ありといふ事を以て王の心を動さしむ　（六）死刑に論定せられんこと

主父始爲二布衣一時、嘗游二燕趙一。及二其貴一發二燕事一。趙王恐三其爲二國患一。欲三上書言二其陰事一。爲二偃居一レ中不二敢發一。及下爲二齊相一出上レ關。卽使下人上書告丙言二主父偃受二諸侯金一。以レ故諸侯子弟多乙

主父始め布衣爲りし時、嘗て燕趙に游ぶ。其貴に及び、燕の事を發す。趙王其國の患を爲さんことを恐れ、上書して其陰事（一）を言はんと欲す。偃の中に居る（二）爲に、敢へて發せず。齊の相と爲りて、關を出づるに及び、卽ち人をして上書して、主父偃諸侯の金を受く、故を以て諸侯の子弟以て封を得る者多しと告言せしむ（三）。齊王の自殺するに及び、上聞きて大に怒り、以爲らく主父は其王を劫（四）して自殺せしむと。乃ち徵し吏に下して（五）治せしむ。主父、諸侯の金は受けたれども、實に王を劫して自殺せしめずと。上誅すること勿からんと欲す。是時公孫弘御史大夫爲り。乃ち言ひて曰く、齊王自殺して後無し。國除して郡と爲り漢に入れり（六）。主父

矣。且丈夫生不五鼎食。死即五鼎烹耳。吾日暮途遠。故倒行暴施之。偃盛言。朔方地肥饒外阻河。蒙恬城之。以逐匈奴。内省轉輸戍漕。廣中國。滅胡之本也。上覽其說。下公卿議。皆言不便。公孫弘曰。秦時常發三十萬衆。築北河。終不可就。已而弃之。主父偃盛言其便。上竟用主父計。立朔方郡。

的を遂ぐること (八)兄弟も見捨て丶顧みず (九)困厄する年月長し (一〇)少牢の美食、即ち羊、豕、腸、胃、魚膾。張日安は、牛、羊、豕、魚、麋となせり (一一)五鼎に烹らるゝ刑に處せられて誅戮にあはんのみ (一二)日暮れかかりて前途の猶は遠き如き身上なり (一三)事を逆に行ひて無激に施し仕向く (一四)兵食の運送軍隊の派遣の勞費を省き (一五)目的を遂ぐること能はず

元朔二年。主父言。齊王内淫佚行僻。上拜主父爲齊相。至齊遍召昆弟賓客。散五百金予之。數之曰。始吾貧時。昆弟不我衣食。賓客

元朔二年、主父言ふ。齊王内淫佚行僻(一)なりと。上、主父を拜し齊の相と爲す。齊に至り、遍く昆弟賓客を召び、五百金を散じ之を予へ、之を數めて(二)曰く、始め吾れ貧しき時、昆弟我れに衣食せしめず、賓客(三)我れを門に内れず。今吾れ齊に相たり。諸君我れを迎ふる或ひは千里なるあり。吾れ諸君と絶たん(四)、復た偃の門に入ること毋かれと。乃ち人をして王の姉と姦(五)する事を以て王を動さしむ。王以て終に罪を脱るゝことを得ずと爲し、燕王に效ひて論(六)死せられんことを恐れ、乃ち

家。亂衆之民。皆可從茂陵。內實京師。外銷姦猾。此所謂不誅而害除。上又從其計。尊立衞皇后。及發燕王定國陰事。偃有功焉。大臣皆畏其口。賂遺累千金。人或說偃曰。太横矣。主父曰。臣結髮游學四十餘年。身不得遂。親不以爲子。昆弟不收。賓客弃我。我阨日久

なくりと。上又其計に從ふ。衞皇后を尊立し、及び燕王定國の陰事を發するや、偃功有り。大臣皆其口(四)を畏れ、賂遺千金を累ぬ。人或ひは偃に說きて曰く、太だ横(五)なりと。主父曰く、臣結髮(六)より游學すること四十餘年にして、身遂ぐる(七)ことを得ず。親以て子と爲さず、昆弟(八)收めず、賓客我を弃つ、我阨(九)する日久し。且つ大丈夫生きて五鼎(一〇)に食せずんば、死して卽ち五鼎(一一)に烹られんのみ。吾れ日暮れ途遠し。故に倒行(一三)して之を暴施すと。偃盛に言ふ。朔方は地肥饒、外河を阻つ(一二)。蒙恬之に城き以て匈奴を逐ひたり。內、轉輸戍漕(一四)を省き、中國を廣め、胡を滅するの本なりと。上其說を覽て、公卿に下して議せしむ。皆不便を言ふ。公孫弘曰く、秦の時常て三十萬の衆を發し、北河に築く、終に就す(一五)可からず、已にして之を弃つと。主父偃盛に其便を言ふ。上竟に主父の計を用ひ、朔方郡を立つ。

(一) 武帝の陵墓の名、壽陵なり　(二) 豪桀は當時の常套語にして、勢力權威ある人を指していふ、幷衆は衆幷に同じ、富者、貧者に貸して貧者期限に及んで負債を辨ずること能はざれば貧者の財産を富者に併せらるゝこと　(三) 姦邪狡猾の者の野心を除くことを得ん　(四) 主父偃の議論　(五) 我儘なり　(六) 漸く一人前となる頃より　(七) 目

遷樂爲中大夫。一歲中四遷偃。偃說上曰。古者諸侯不過百里。彊弱之形易制。今諸侯或連城數十。地方千里。緩則驕奢。易爲淫亂。急則阻其彊。而合從以逆京師。今以法割削之。則逆節萌起。前日鼂錯是也。今諸侯子弟或十數。而適嗣代立。餘雖骨肉。無尺寸地封。則仁孝之道不宣。願陛下令諸侯得推恩分子弟。以地侯之。彼人人喜得所願。上以德施。實分其國。不削而稍弱矣。於是上從其計。

以て之を割削せば、則ち逆節萌起せん。(七)前日の鼂錯是れなり。(八)今諸侯の子弟或ひは十數なれども、而して適嗣代りて立ち、餘は骨肉と雖も、(九)尺寸地の封無きは、則ち仁孝の道宣びず。(一〇)願くは陛下、諸侯をして恩を推し子弟に分ち、(一一)地を以て之を侯とすることを得しめよ。(一二)彼人人願ふ所を得るを喜ばん。上には德を以て施し、(一三)實は其國を分つなり。(一四)削らずして稍く弱からんと。是に於て上其計に從ふ。

(一)上書して政事の意見を言上す (二)大國にても百里以下なり (三)形勢上よりして取締り易し (四)法ゆるやかなれば (五)法嚴なれば (六)法律を以て諸侯の土地を割き削れば (七)反逆の行爲萌し起らん (八)前日の鼂錯の七國を削りし事件 (九)肉親の間柄にても (一〇)十分明らかならず (一一)恩愛を他の骨肉へも推し及ぼし (一二)子弟を (一三)表面は

又說上曰。茂陵初立。天下豪傑幷兼之

又上に說きて曰く、茂陵初めて立つ、(一)天下の豪傑幷兼の家、(二)亂衆の民、皆茂陵に徙す可し。內、京師を實て、外、姦猾を銷さん。(三)此れ謂はゆる誅せずして害除

時一。此天下之所二共憂一也。夫兵久而變起。事煩而慮生。今外郡之地。或幾二千里一。列城數十。形束壤制。旁脅二諸侯一。非二公室之利一也。上觀下齊晉之所二以亡一者上。公室卑削。六卿大盛也。下觀下秦之所二以滅一者上。嚴法刻深。欲大無レ窮也。今郡守之權。非二特六卿之重一也。地幾二千里一。非二特閭巷之資一也。甲兵器械。非二特棘矜之用一也。以遭二萬世之變一。則不レ可二稱諱一也。

（一二）をたむ（一三）結び（一四）輜重を轉輸して（一五）休息の時は（一六）戰爭長引けば（一七）事情複雜すれば（一八）政府直轄の郊外の地（一九）其土地の形勢は其民を束制するに足る優勝の地を占めて（二〇）横合より諸侯脅すは（二一）上世（二二）位卑く勢削られて弱くなり（二三）近世（二四）權力の重き比には非らざるなり（二五）秦末の陳勝、吳廣等の村里より起りし貧弱なる資本の比に非らざるなり（二六）萬一の騷動に出遭はゞ到底滅亡することは隱しきれざるべし

書奏二天子一。天子召見二三人一。謂曰。公等皆安在。何相見之晩也。於是上乃拜主父偃徐樂莊安一爲二郎中一。數見上疏言レ事。詔拜レ偃爲二謁者一。

書天子に奏す。天子召して三人を見、謂つて曰く、公等皆安にか在る。何ぞ相見ることの晩き也と。是に於て上乃ち主父偃、徐樂、莊安を拜して郎中と爲す。數〻見え上疏して（一）事を言ふ。詔して偃を拜し謁者と爲し、樂を遷し中大夫と爲す。一歲の中に四たび偃を遷す。偃、上に說きて曰く、古は諸侯百里に過ぎず（二）。彊弱の形制し易し（三）。今諸侯或ひは城を連ぬること數十、地方千里なり。緩（四）なれば驕奢、淫亂を爲し易く、急（五）なれば則ち其彊を阻みて合從して以て京師に逆ふ。今法を（六）

人臣之利也。非二天下之長策一也。今中國無二狗吠之驚一。而外累二於遠方之備一。靡二敝國家一。非レ所三以子二民一也。行二無窮之欲一。甘心快意。結二怨於匈奴一。非レ所三以安二邊一也。禍結而不レ解。兵休而復起。近者愁苦。遠者驚駭。非レ所三以持二久一也。今天下鍛レ甲砥レ劍。橋レ箭累レ弦。轉輸運レ糧。未レ見レ休

て、怨を匈奴に結ぶは、邊を安ずる所以に非ざるなり。禍結びて解けず。兵休みて復た起る。近き者は愁苦し(八)、遠き者は驚駭す(九)。久しきを持する所以に非ざるなり。今天下甲を鍛へ(一〇)劍を砥ぎ、箭を橋し(一一)弦を累し(一二)、轉輸して(一三)糧を運び、未だ休時(一四)を見ず。此れ天下の共に憂ふる所なり。夫れ兵久しくして(一五)變起り、事煩しくして(一六)慮生ず(一七)。今外郡の地或ひは千里に幾く、列城數十(一八)、形束壤制して(一九)、旁諸侯を脅すは、公室の利に非ざるなり(二〇)。上、齊晉の亡ぶる所以の者を觀るに、皇室卑削し(二一)、六卿大盛なればなり(二二)。下、秦の滅ぶる所以の者を觀るに、嚴法刻深、欲大に窮り無ければなり。今郡守の權、特に六卿の重き(二三)のみに非ざるなり。地千里に幾し、特に閭巷(二四)の資のみに非ざるなり。甲兵器械は、特に棘矜の用のみに非ざるなり。以て萬世(二五)の變に遭はゞ、則ち稱譎す可からざらんと(二六)」

(一) 撓打にせんと欲す (二) 世の論者 (三) 良き策略 (四) 狗の吠ゆる程の騷ぎも無く至極平穩にして (五) 萬民を子として撫育する (六) 際限なき私慾を貪り (七) 思ふ存分に自分一人の愉快なる行爲をなし (八) 邊境の無事を希望する行爲に非らず (九) 永遠の平和を保つ所以に非らず (一〇) 甲冑を鍛し利劍を砥ぎ (一一) 矯と通ず、矢

無用之地。進而不得退。行十餘年。丁男被甲。丁女轉輸。苦不聊生。自經於道樹。死者相望。及秦皇帝崩。天下大叛。陳勝・呉廣擧陳。武臣・張耳擧趙。項梁擧呉。田儋擧齊。景駒擧郢。周市擧魏。韓廣擧燕。窮山通谷。豪士並起。不可勝載也。然皆非公侯之後。非長官之吏也。無尺寸之勢。起閭巷。杖棘矜。應時而皆動。不謀而俱起。不約而同會。壤長地進。至于霸王。時教使然也。秦貴爲天子。富有天下。滅世絶祀者。窮兵之禍也。故周失之弱。秦失之彊。不變之患也。

(一)改革すべき風　(二)故き風俗に循ひ　(三)ゆるみて怠り　(四)領土を廣め開き、國境を進め發展し　(五)軍隊　(六)空しく日を費し久しく持堪へ　(七)兵禍　(八)結ぶ　(九)丁年の男士　(一〇)丁年の女子　(一一)道路の兩側の並樹　(一二)ぞろ〳〵とゐる　(一三)兵を擧げ　(一四)奥山や深き谷間に隱れ潛める豪傑の士が一時に叫び起ち　(一五)僅かの勢力も無く　(一六)村里　(一七)時勢に應じて皆動く　(一八)土地境界は益々擴張し　(一九)時勢の然らしむる所なり　(二〇)戰爭を仕遂したる結果なり　(二一)文弱なるに失敗し　(二二)武強なるに失敗す　(二三)共に變更せざる因循のやり方に起因する患なり

今欲招南夷。朝夜郎。降羌僰。略濊州。建城邑。深入匈奴。燔其蘢城。議者美之。此

今南夷を招き、夜郎を朝し、羌僰を降し、濊州を略し、城邑を建て、深く匈奴に入り、其蘢城を燔かんと欲す。(一)議者之を美す。此れ人臣の利なり、(二)天下の長策に非ざるなり。(三)今中國狗吠の驚き無くして、(四)而して外遠方の備に累はされ、國家を罷敝するは、(五)民を子とする所以に非ざるなり。(六)無窮の欲を行ひ(七)甘心快意し

肆威海外。乃使蒙恬將兵。以北攻胡。辟地進境。戍於北河。蜚芻輓粟。以隨其後。又使尉佗屠睢將樓船之士。南攻百越。使監祿鑿渠運糧深入越。越人遁逃。曠日持久。糧食絕乏。越人擊之。秦兵大敗。秦乃使尉佗將卒以戍越。當是時。秦禍北構於胡。南挂於越。宿兵

深く越に入らしむ。越人遁逃す。(六)曠日持久し、糧食絕乏す。越人之を擊つ。秦兵大に敗る。秦乃ち尉佗をして卒を將ゐる以て越を戍らしむ。是時に當りて、秦の禍、(七)北のかた胡に構へ、南のかた越に挂る。(八)兵を無用の地に宿し、進みて退くことを得ず、行ふこと十餘年なり。(九)丁男甲を被り、(一〇)丁女轉輸す。苦みて生を聊ぜす、自ら道樹(一一)に經れて死する者相望む。(一二)秦皇帝の崩ずるに及び、天下大に叛く。陳勝、吳廣、陳に擧し、(一三)武臣、張耳、趙に擧し、項梁、吳に擧し、田儋、齊に擧し、景駒、郢に擧し、周市、魏に擧し、韓廣、燕に擧す。(一四)窮山通谷豪士並び起り、勝げて載す可からざるなり。然れども皆公侯の後に非ず、長官の吏に非ざるなり。(一五)尺寸の勢無く、閭巷(一六)に起り、棘矜を杖き、(一七)時に應じて皆動く。謀らずして倶に起り、約せずして同じく會す。(一八)壤長く地進み、霸王に至る。(一九)時敎然らしむるなり。秦貴きこと天子爲り、富天下を有つ。世を滅し祀を絕つは、(二〇)兵を窮むるの禍なり。故に周は之を弱に失し、(二一)秦は之を彊に失す。(二二)變ぜざるの患なり。(二三)

國。此民之始苦也。於是彊國務攻。弱國備守。合從連橫。馳車擊轂。介胄生蟣蝨。民無所告愬。及至秦王蠶食天下。并呑戰國。稱號曰皇帝。一海內之政。壞諸侯之城。銷其兵。鑄以爲鍾虡。示不復用。元元黎民。得免於戰國。逢明天子。人人自以爲更生。嚮使秦緩其刑罰。薄賦斂。省繇役。貴仁義。賤權利。上篤厚。下智巧。變風易俗。化於海內。則世世必安矣。

(一) 姓は莊、名は安 (二) 刑罰の器を用ざること (三) 伯は覇に同じ、五人の覇者、時代によりて異なれども、春秋の所謂五霸とは、齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王 (四) 天下を正しくし (五) 卿は大臣、晉の知氏、范氏、中行氏、韓氏、趙氏、魏氏の六家老 (六) 兵車の往來頻繁にして、こしきとこしきと相觸れあふこと、其の衆多なるを形容していふ (七) 戰爭絶間なく兵士の甲冑に蝨を生ず (八) 告げ訟ふ (九) 自ら稱へ號して (一〇) 兵器を鑄潰し (一一) 鐘を懸くるもの (一二) 善良なる衆民 (一三) 篤厚の行ひある人を尊重し、智慧巧みを弄する人を卑しみ下げ (一四) 天下を感化せしめば

秦不行是風。而修其故俗。爲智巧權利者進。篤厚忠信者退。法嚴政峻。諂諛者衆。日聞其美。意廣心軼。欲

秦是の風を行はずして、其故俗を修め、智巧權利を爲す者進み、篤厚忠信の者退く。(一)法嚴に政峻に、諂諛の者衆し。(二)日に其美を聞き、意廣く心軼し、(三)肆に海外を威さんと欲す。乃ち蒙恬をして兵に將とし、以て北のかた胡を攻めしむ。地を辟き境を進め、北河に戍す。芻を蜚ばし粟を輓き、以て其後に隨ふ。又尉佗、屠睢(四)をして樓船の士(五)を將ゐ、南のかた百越を攻めしむ。監祿をして渠を鑿ち糧を運び

臣聞周有天下。其治三百餘歲。成康其隆也。刑錯四十餘年而不用。及其衰也。亦三百餘歲。故五伯更起。五伯者常佐天子。興利除害。誅暴禁邪。匡正海內。以尊天子。五伯既沒。賢聖莫續。天子孤弱。號令不行。諸侯恣行。彊陵弱。衆暴寡。田常簒齊。六卿分晉。並爲戰

刑錯きて四十餘年にして用ひず。其の衰ふるに及ぶや、亦三百餘歲なり。故に五伯(三)(二)更〻起る。五伯は常に天子を佐け、利を興し害を除き、暴を誅し邪を禁じ、(四)海內を匡正し、以て天子を尊ぶ。五伯既に沒し、賢聖續ぐ莫く、天子孤弱にして號令行はれず、諸侯行を恣にし、彊、弱を陵ぎ、衆、寡を暴す。田常齊を簒ひ、(五)六卿晉を分ち、並びに戰國と爲る。此れ民の始めて苦むなり。是に於て彊國務め攻め、弱國備へ守る。合從連横し、(六)車を馳せ轂を撃ち、(七)介冑蟣蝨を生ず。民告愬(八)する所無し。秦王天下を蠶食し、戰國を併呑するに至るに及び、(九)稱號して皇帝と曰ふ。海內の政を一にし、諸侯の城を壞り、(一〇)其兵を銷し、鑄て以て鐘虡(一一)を爲り、復た用ひざることを示す。(一二)元元黎民、戰國に免れ、明天子に逢ふを得たり。人人自ら以て更に生くと爲す。嚮に秦をして其刑罰を緩べ、賦斂を薄くし、繇役を省き、仁義を貴び、權利を賤み、(一三)篤厚を上び、智巧を下にし、風を變じ俗を易へ、(一四)海內を化せしめば、則ち世世必ず安からん。

明二於安危之機一。修二之廟堂之上一。而銷二未形之患一。其要期レ使三天下無二土崩之勢一而已矣。故雖レ有二彊國勁兵一。陛下逐二走獸一射二蜚鳥一。弘二游燕之囿一。淫二縱恣之觀一。極二馳騁之樂一自若也。金石絲竹之聲。不レ絶二於耳一。帷帳之私。俳優侏儒之笑。不レ乏二於前一。而天下無二宿憂一。名何必二湯武一。俗何必二成康一。雖レ然臣竊以爲。陛下天然之聖。寛仁之資。而誠以二天下一爲レ務。則湯武之名不レ難レ侔。而成康之俗可二復興一也。此二體者立。然後處二尊安之實一。揚二名廣譽於當世一。親二天下一而服二四夷一。餘恩遺德。爲二數世隆一。南面負レ扆攝レ袂而揖二王公一。此陛下之所レ服也。臣聞圖レ王不レ成。其敝足二以安一。安則陛下何求而不レ得。何爲而不レ成。何征而不レ服乎哉。

（一）以上述ぶる所によりて是の事を觀察するに　（二）布衣を著て窮困の巷に居る賤しき士　（三）點事を首唱して　（四）韓魏趙　（五）強兵　（六）たちどころに　（七）二つの事柄　（八）國家の安危の分かる、明白肝要なる所なり　（九）注意して　（一〇）年歲の收穫未だ元の如くならず　（一一）其上に　（一二）其の落附場所に安堵すること能はざる者　（一三）動搖　（一四）形勢なり　（一五）天下萬物の變化の根源を觀察し　（一六）機を會明白にし　（一七）其の究極の處は　（一八）遊び樂しむ所の囿園を擴張し　（一九）放縱自恣の遊樂に耽り　（二〇）鐘鼓琴笛の鳴り物　（二一）男女の歡樂　（二二）舞人の一、身の長短き人、東夷の樂は侏儒を以て舞を演ず　（二三）長く滯れる心配　（二四）殷の湯王、周の武王の功業を願ふ必要なく　（二五）周の成王、康王の太平を期する必要なし　（二六）天下を治むることを以て務となさば　（二七）尊榮安全の實地に居り　（二八）數世間の隆盛を爲し　（二九）狀屛風の如く、絳を以て質とし、高さ八尺、戶牖の間に立て、天子の諸侯を見る時、依りて立ち、之を背にし南面して諸侯に對す、總して斧の文を成せるもの　（三〇）裝束の袖口を結ひ威儀を正し　（三一）何事を求めても意の如くならざる事なし

莊安上書曰。

（二）莊安上書して曰く、臣聞く周天下を有ち、其治三百餘歳なり。成康其の隆なるや、

爲レ禽矣。吳楚齊趙是也。況羣臣百姓能爲レ亂乎哉。此二體者。安危之明要也。賢主所レ留レ意而深察一也。間者關東五穀不レ登。年歲未レ復。民多二窮困一。重レ之以二邊境之事一。推レ數循レ理而觀レ之。則民且レ有下不レ安二其處一者上矣。不レ安故易レ動。易レ動者土崩之勢也。故賢主獨觀二萬化之原一。

原を觀、安危の機を明かにし、之を廟堂の上に修めて、未形の患を銷す。其要天下をして土崩の勢無からしむることを期するのみ。故に彊國勁兵有りと雖ども、陛下走獸を逐ひ、蜚鳥を射、游燕の囿を弘め、縱恣の觀に淫し、馳騁の樂を極めて自若たり。金石絲竹の聲、耳に絕たず、帷帳の私、俳優侏儒の笑、前に乏しからず。而して天下宿憂無し。名何ぞ湯武を必せん、俗何ぞ成康を必せん。然りと雖ども、臣竊に以爲らく陛下は天然の聖、寬仁の資なり。而して誠に天下を以て務と爲さば、則ち湯武の名侔しくし難からず、而して成康の俗復興す可きなり。此の二體の者立ち、然る後に尊安の實に處り、名を揚げ譽を當世に廣め、天下を親みて四夷を服し、餘恩遺德數世の隆を爲し、南面して扆を負ひ、袂を攝して王公を揖す。此れ陛下の服する所なり。臣聞く王を圖りて成らざるも、其敝以て安ずるに足ると。安からば則ち陛下何を求めてか而して得ざらん。何を爲してか成らざらん。何を征してか服せざらん哉と。

所ニ以爲レ資也。是之謂ニ土崩一。故曰。天下之患。在ニ於土崩一。何謂ニ瓦解一。吳楚齊趙之兵是也。七國謀爲ニ大逆一。號皆稱ニ萬乘之君一。帶甲數十萬。威足ニ以嚴ニ其境內一。財足ニ以勸ニ其士民一。然不レ能ニ西攘ニ尺寸之地一。而身爲レ禽ニ於中原一者。此其故何也。非下權輕ニ於匹夫一。而兵弱中於陳涉上也。當ニ是之時一。先帝之德澤未レ衰。而安レ土樂レ俗之民衆。故諸侯無ニ境外之助一。此之謂ニ瓦解一。故曰。天下之患。不レ在ニ瓦解一。

由レ是觀レ之。天下誠有ニ土崩之勢一。雖ニ布衣窮處之士一。或首レ惡而危ニ海內一。陳涉是也。況三晉之君或存乎。天下雖レ未レ有ニ大治一也。誠能無ニ土崩之勢一。雖レ有ニ彊國勁兵一。不レ得レ旋レ踵而身

(一)是に由りて之を觀れば、天下誠に土崩の勢有れば、布衣窮處(二)の士と雖ども、或ひは(三)惡を首めて海內を危くす、陳涉是れなり。況や三晉(四)の君或ひは存するをや。天下未だ大に治る有らずと雖ども、誠に能く土崩の勢無ければ、彊國勁兵(五)有りと雖ども、(六)踵を旋すを得ずして身禽と爲る。吳楚齊趙是れなり。況んや羣臣百姓能く亂を爲さんをや。此の二體(八)は、安危の明要なり。賢主(九)の意を留めて深く察する所なり。間者關東(七)五穀登らず、年歲未だ復せず、民窮困多し(一一)。之に重ぬるに邊境の事を以てす。數を推し理に循(一〇)ひて之を觀れば、則ち民且つ其處(一二)を安んぜざる者有らん。安んぜず故に(一三)動し易し。動し易き者は土崩の勢なり(一四)。故に賢主獨り萬化(一五)の

也。何謂二土崩一。秦之末世是也。陳涉無千乘之尊。尺土之地。身非二王公大人名族之後一。無二鄕曲之譽一。非レ有二孔墨曾子之賢。陶朱猗頓之富一也。然起二窮巷一。奮二棘矜一。偏袒大呼。而天下從レ風。此其故何也。由二民困而主不レ恤。下怨而上不レ知也。俗已亂而政不レ修。此三者。陳涉之

民困みて主恤へず、下怨みて上知らず、俗已に亂れて政修まらざるに由る。此の三者は陳涉の資(八)と爲す所以なり。是れ之を土崩と謂ふ。故に曰く、天下の患は、土崩に在りと。何をか瓦解と謂ふ。吳楚、齊趙の兵是れなり。七國謀りて大逆を爲(九)す。號して皆萬乘の君と稱す。帶甲(一〇)數千萬、威以て其境內を嚴(一一)すに足り、財以て其士民を勸むるに足る。然れども西のかた尺寸(一二)の地を攘ふこと能はず、而して身、中原の禽(一三)と爲る者、此れ其故何ぞや。權、匹夫より輕くして、兵陳涉より弱きに非るなり。是の時に當りて、先帝の德澤未だ衰へず。而して土に安んじ俗を樂むの民衆し。故に諸侯に境外の助(一四)無し。此れ之を瓦解と謂ふ。故に曰く、天下の患は、瓦解に在らずと。

(一) 當世の事務 (二) 僅かなる土地 (三) 子孫 (四) 孔子、墨子 (五) 貧乏人の住める狹苦しき町の中より奮ひ起り竹槍を以て立ち (六) 片肌脫ぎて大に呼び立て (七) 風靡す (八) 反抗の資料 (九) 反逆を亂つ (一〇) 甲冑を被りたる兵士 (一一) 威勢は自國の境內をして畏れしむるに足り (一二) 僅かなる土地 (一三) 中原に戰ひ敗れて捕虜にせらるゝ者 (一四) 國境より外に援助する者なし

近世之失。此臣之所大憂。百姓之所疾苦也。且夫兵久則變生。事苦則慮易。乃使邊境之民。靡敝愁苦而有離心。將吏相疑而外市。故尉佗章邯得以成其私也。夫秦政之所以不行者。權分乎二子。此得失之效也。故周書曰。安危在出令。存亡在所用。願陛下詳察之。少加意而熟慮焉。

書に曰く、安危は令を出すに在り(一〇)、存亡は用ふる所に在りと。願くは陛下詳に之を察し、少しく意(一一)を加へて熟慮せよと。

(一) 一世だけにはあらず (二) 往來して邊境の物を盜み荒らし、人畜を侵し掠め驅り立て (三) 仕事を割りつけて督責せず (四) 傳へたる法 (五) 變事起り (六) 思慮分別移り易る (七) 反逆の心有り (八) 外國の敵と親しからしめ利益を求めしむ (九) 尉佗、章邯 (一〇) 命令の出し方の善惡にある (一一) 注意して

是時趙人徐樂。齊人莊安。俱上書言世務。各一事。徐樂曰。臣聞天下之患。在於土崩。不在於瓦解。古今一

是時趙人徐樂、齊人莊安俱に上書して世務(一)を言ふ、各〻一事あり。徐樂曰く、臣聞く天下の患は、土崩に在りて、瓦解に在らざるは、古今一なり。何をか土崩を謂ふ、秦の末世是なり。陳涉は千乘の尊、(二)尺土の地無く、身、王公大人名族の後(三)に非ず、鄕曲の譽無し(四)。孔墨、曾子の賢、陶朱、猗頓の富有るに非ざるなり。然るに(五)窮巷に起り棘矜を奮ひ、(六)偏袒大呼して、而して天下風(七)に從ふ。此れ其故何ぞや。

之圍。高皇帝蓋悔レ之甚。乃使三劉敬往結二和親之約一。然後天下忘二干戈之事一。故兵法曰。與レ師十萬。日費二千金一。夫秦常積レ衆暴レ兵數十萬人。雖レ有下覆レ軍殺レ將係二單于一之功上。亦適足二以結レ怨深一レ讎。不レ足三以償二天下之費一。夫上虛二府庫一。下敝二百姓一。甘二心於外國一。非二完事一也。

するは、完事(一〇)に非ざるなり。

(一)北の邊境を巡視す　(二)地名　(三)獸の如く集り鳥の如に散亡す　(四)追擊するは物の影を擊つが如し　(五)戰爭　(六)群衆の力を積み　(七)繫ぎ捕虜とする　(八)府庫に畜積したる物を費して空しくし　(九)野心を滿足するは　(一〇)完全なる事業

夫匈奴難二得而制一。非二一世一也。行盜侵驅。所二以爲一レ業也。天性固然。上及二虞夏殷周一。固弗二程督一。禽獸畜レ之。不二屬爲レ人。夫上不レ觀二虞夏殷周之統一。而下修二

夫れ匈奴の得て制し難かりしは、一世(一)に非ざるなり。行盜侵驅(二)、業と爲る所以なり。天性固より然り。上、虞夏殷周に及び、固より程督(三)せずして、禽獸として之を畜ひ、屬して人と爲さず。夫れ上、虞夏殷周の統(四)を觀ずして、下、近世の失を修むるは、此れ臣の大に憂ふる所、百姓の疾苦する所なり。且つ夫れ兵久しければ則ち變(五)生り、事苦めば則ち慮易る(六)。乃ち邊境の民をして、靡敝愁苦して離心(七)有り、將吏相疑ひて外(八)に市らしむ。故に尉陀、章邯以て其私を成すことを得るなり。夫れ秦政の行はれざる所以は、權二子(九)に分れたればなり。此れ得失の效なり。故に周

河。暴レ兵露レ師。十有餘年。死者不レ可二勝數一。終不レ能レ踰レ河而北。是豈人衆不レ足。兵革不レ備哉。其勢不可也。又使下天下蜚レ芻輓レ粟。起二於東陲琅邪負海之郡一。轉中輸北河上。率三十鍾而致二一石一。男子疾耕。不レ足二於糧餉一。女子紡績。不レ足二於帷幕一。百姓靡敝。孤寡老弱。不レ能二相養一。道路死者相望。蓋天下始畔レ秦也。

及レ至三高皇帝定二天下一。略二地於邊一。聞三匈奴聚二於代谷之外一。而欲レ擊レ之。御史成進諫曰。不可。夫匈奴之性。獸聚而鳥散。從レ之如レ搏レ影。今以二陛下盛德一攻二匈奴一。臣竊危レ之。高帝不レ聽。遂北至二於代谷一。果有二平城

高皇帝天下を定むるに至るに及び、地を邊に略す。(一)匈奴代谷(二)の外に聚まると聞きて、之を擊たんと欲す。御史成進み諫めて曰く、不可なり。夫れ匈奴の性は、獸集(三)して鳥散す。之を從ふ(四)は影を搏つが如し。今陛下の盛德を以て匈奴を攻むるは、臣竊に之を危むと。高帝聽かず、遂に北のかた代谷に至る。果して平城の圍有り。高帝之を悔ゆること甚だし。乃ち劉敬をして往きて和親の約を結ばしむ。然る後天下干戈(五)の事を忘る。故に兵法に曰く、師を興すこと十萬なれば、日に千金を費すと。夫れ秦常に衆(六)を積み兵を暴すこと數十萬人にして、軍を覆し將を殺し、單于を係虜(七)するの功有りと雖ども、亦適に以て怨を結び讐を深くするに足り、以て天下の費を償ふに足らず、夫れ(八)上府庫を虛しくし、下百姓を敝して、外國に甘心(九)

難㆓得而制㆒也。輕兵深入。糧食必絶。踵㆑糧以行。重不㆑及㆑事。得㆓其地㆒不㆑足㆓以爲㆑利也。遇㆓其民㆒不㆑可㆓役而守㆒也。勝必殺㆑之。非㆓民父母㆒也。靡㆓敝中國㆒。快㆓心匈奴㆒。非㆓長策㆒也。秦皇帝不㆑聽。遂使㆓蒙恬將㆑兵攻㆑胡。辟㆑地千里。以㆑河爲㆑境。地固澤鹹鹵。不㆑生㆓五穀㆒。然後發㆓天下丁男㆒。以守㆓北

胡を攻めしめ、地を辟くこと(一一)千里、河を以て境と爲せり。地固より澤鹹鹵にして、(一二)五穀を生せず。然る後天下の丁男(一三)を發し、以て北河を守らしめ、兵を暴し師を露すこと(一四)、十有餘年なり、死する者勝げて數ふ可からず。終に河を踰えて北すること能はず。是豈に人衆足らず、兵革備はらざらんや。其勢不可なればなり。又天(一五)下をして芻を蜚し粟を輓き、東腄、琅邪、負海の郡より起り、北河に轉輸せしむるに、率ね三十鍾(一六)にして一石を致す。男子疾く耕すも、糧饟(一七)に足らず。女子紡績するも、帷幕(一八)に足らず、百姓靡敝(一九)す。孤寡老弱相養ふ能はず、道路に死する者相望む(二〇)。蓋し天下始めて秦に畔けるなり。

(一) 威力の盛なるに任せ (二) 併せ攻め取り (三) 夏殷周 (四) 倉廩の蓄へたる守備なく (五) 彼處此處と鳥の飛び擧る如くに從ひ歩きて一定の居處なく (六) 確と制すること能はず (七) 引續きて運び行けば (八) 其民を取扱ふも反服常ならずして使役して其國を守備せしむるに足らず (九) 思ふ存分に仕向けするは (一〇) 勝れたる計策 (一一) 開き廣むること (一二) 漢書には鹹の字無し、鹽分を含める地 (一三) 丁年の男子 (一四) 兵士を野にさらし師を原に露すこと (一五) 天下の人々をして (一六) 百九十二斛 (一七) 糧食 (一八) 帷幕の材料 (一九) 疲弊す (二〇) 相望み引續く

不ㇾ敢ㇾ避ニ重誅一以直諫。是故事無ニ遺策一。而功流ニ萬世一。今臣不ニ敢隱ㇾ忠避ㇾ死。以效ニ愚計一。願陛下幸赦而少察ㇾ之。司馬法曰。國雖ㇾ大。好ㇾ戰必亡。天下雖ㇾ平。忘ㇾ戰必危。天下既平。天子大凱。春蒐秋獮。諸侯春振旅。秋治兵。所ニ以不ㇾ忘ㇾ戰也。且夫怒者逆德也。兵者凶器也。爭者末節也。古之人君一怒。必伏ㇾ尸流ㇾ血。故聖王重ㇾ行ㇾ之。夫務ニ戰勝一窮ニ武事一者。未ㇾ有ニ不ㇾ悔者一也。

習　(一九)戰爭を止めて引上げの勢揃をなす　(二〇)あしき器　(二一)根本的のものに非ず　(二二)多數の人を殺し尸骸を伏せ血を流さしむ　(二三)大事を取る

昔秦皇帝任ニ戰勝之威一。蠶ニ食天下一、幷ニ呑戰國一。海內爲ㇾ一。功齊ニ三代一。務ㇾ勝不ㇾ休。欲ㇾ攻ニ匈奴一。李斯諫曰。不可。夫匈奴無ニ城郭之居。委積之守一。遷徙鳥擧

昔秦の皇帝戰勝の威に任せ、(二)天下を蠶食し、戰國を幷呑し、(一)海內一と爲り、功三代に齊しくして、(三)勝つことを務めて休まず、匈奴を攻めんと欲す。李斯諫めて曰く、不可なり。夫れ匈奴は城郭の居、(四)委積の守無く、遷徙鳥擧し、(五)得て制し難し。(六)輕兵深く入らば、糧食必ず絕えん。糧を踵ぎて(七)以て行けば、重くして事に及ばず。其地を得るも以て利と爲すに足らず。其民を遇するも(八)役して守る可からざるなり。勝けて之を殺すは、民の父母に非ざるなり。中國を靡敝せしめ、匈奴に快(九)心するは、長策(一〇)に非ざるなりと。秦の皇帝聽かず。遂に蒙恬をして兵に將とし

北游二燕趙中山一。皆莫二能厚遇一。爲レ客甚困。元光元年中。以爲諸侯莫二足レ游者一。乃西入レ關。見二衞將軍一。衞將軍數言レ上。上不レ召。資用乏。留久。諸侯賓客多厭レ之。乃上二書闕下一。朝奏莫召。入見所レ言九事。其八事爲二律令一。一事諫レ伐二匈奴一。其辭曰。臣聞。明主不レ惡二切諫一以博觀。忠臣

一事は匈奴を伐つを諫む。其辭(一〇)に曰く、臣聞く、明主は切諫(一一)を惡まず以て博く觀、忠臣は敢へて重誅(一二)を避けず以て直諫す。是故に事遺策(一三)無くして、功萬世(一四)に流る。今臣敢へて忠を隱し死を避けず、以て愚計を效さん、願くは陛下幸に赦して少しく之を察せよ。司馬法(一五)に曰く、國大なりと雖ども、戰を好めば必ず亡び、天下平なりと雖ども、戰を忘るれば必ず危し。天下既に平ぎ、天子大に凱す(一六)。春蒐(一七)し秋獮す、諸侯春振旅(一八)し、秋治兵(一九)するは、戰を忘れざる所以なり。且つ夫れ怒は逆德なり、兵(二〇)は凶器なり、爭は末節(二一)なり。古の人君一たび怒れば、必ず(二二)尸を伏し血を流す。故に聖王は之を行ふに重る(二三)。夫れ戰勝を務め、武事を窮むるは、未だ悔いざる者は有らざるなり。

(一) 齊の都 (二) 合縱連橫の策即ち蘇秦、張儀等の唱へたる國戰策士の術策 (三) 厚く待遇する (四) 排斥して (五) 金錢物品を借るところもなし (六) 旅客となり (七) 遊歷して事ふるに足る價値ある諸侯無し (八) 衞青 (九) 九箇條の中の八箇條 (一〇) 上書の辭 (一一) 深切なる諫言 (一二) 重き誅戮 (一三) 遺れる策 (一四) 萬世の後まで傳はる (一五) 兵法を述べたる書 (一六) 凱歌を擧げて戰爭の事を忘れず (一七) 蒐も獮も共に獸狩 (一八) 戰爭の演

侯乞㆓骸骨㆒。是章㆓朕之不德㆒也。今事少間。君其省㆓思慮㆒一㆓精神㆒。輔以㆓醫藥㆒。因賜㆓告牛酒雜帛㆒。居數月。病有㆑瘳視㆑事。元狩二年。弘病。竟以㆓丞相㆒終。子度嗣爲㆓平津侯㆒。度爲㆓山陽太守㆒。十餘歲。坐㆑法失㆑侯。

（一）成業を守るには（二）世に出で遭ひたる時は（三）此の方法を易ふる者（四）朝夕に（五）至尊の位（六）朕と共々に國家を治むることを爲し得る所の者（七）朕皆之を承知せり（八）霜露の寒氣の爲に侵さるゝ所の病氣（九）何ぞ病氣の癒えざることあらん（一〇）世間に彰すものなり（一一）現今國事少しく閑暇なり（一二）休暇（一三）政事を取扱ふ

主父偃者。齊臨菑人也。學㆓長短縱橫之術㆒。晩乃學㆓易春秋百家言㆒。游㆓齊諸生間㆒。莫㆓能厚遇㆒也。齊諸儒生相與排擯不㆑容㆓於齊㆒。家貧假貸無㆑所㆑得。迺

主父偃は、齊の臨菑の人なり。(一)長短縱橫の術を學ぶ。(二)晩に乃ち易春秋百家の言を學び、齊の諸生の間に游ぶ、能く厚遇すること莫し。(三)齊の諸儒生相與に排擯して(四)齊に容れられず。家貧にして假貸得る所無し。(五)迺ち北のかた燕趙中山に游ぶ。皆能く厚遇すること莫し。客と爲り甚だ困しむ。(六)元光元年中、以爲らく諸侯游ぶに足る者莫しと。(七)乃ち西のかた關に入り、衞將軍を見る。(八)衞將軍數〻上に言ふ。上召さず。資用乏し。留ること久し。諸侯賓客多く之を厭ふ。乃ち闕下に上書す。朝に奏し莫に召され、入見して言ふ所九事にして、(九)其八事は律令爲り、

世不易之道也。今陛下躬行二大孝一。鑒二三王一。建二周道一。兼二文武一。厲レ賢予レ祿。量レ能授レ官。今臣弘罷駑之質。無二汗馬之勞一。陛下過意。擢二臣弘卒伍之中一。封爲二列侯一。致二位三公一。臣弘行能不レ足二以稱一。素有二負薪之病一。恐先二狗馬一塡二溝壑一。終無二以報レ德塞一レ責。願歸二侯印一。乞二骸骨一。避二賢者路一。

天子報曰。古者賞二有功一。褒二有德一。守成尙レ文。遭遇右レ武。未レ有二易レ此者一也。朕宿昔庶幾。獲レ承二尊位一。懼レ不レ能レ寧。惟所二與共爲一レ治者。君宜レ知レ之。蓋君子善レ善惡レ惡。君宜レ知レ之。君若謹レ行。常在二朕躬一。君不幸罹二霜露之病一。何恙不レ已。迺上書歸レ

天子報じて曰く、古は有功を賞し、有德を褒す。守成(一)には文を尙び、遭遇(二)には武を右ぶ。未だ此(三)を易ふる者有らざるなり。朕宿昔(四)に庶幾す。尊位(五)を承くるを獲て寧んずること能はざるを懼る。惟ふに與(六)に共に治を爲す所の者は、君宜しく之を知るべし。蓋し君子は善を善し惡を惡む。君宜しく之を知る可し。君が謹行の若き、常に朕(七)が躬に在り。君不幸にして霜露(八)の病に罹る、何ぞ(九)恙の已まざらん。廼ち上書して侯を歸し、骸骨を乞ふは、是れ朕の不德を章(一〇)にするなり。今事(一一)少しく閒なり、君其れ思慮を省き精神を一つにし、輔くるに醫藥を以てせよと。因りて告(一二)、牛酒雜帛を賜ふ。居ること數月にして、病瘳ゆること有り、事(一三)を視る。元狩二年、弘病む。竟に丞相を以て終る。子度嗣ぎ平津侯と爲る。度、山陽の太守爲ること十餘歲にして、法に坐し侯を失ふ。

五。所二以行ヒ之者三。曰。君臣父子兄弟夫婦長幼之序。此五者天下之通道也。智仁勇。此三者天下之通德。所二以行ヒ之者一也。故曰。力行近二乎仁一。好レ問近二乎智一。知レ恥近二乎勇一。知二此三者一、則知レ所三以自治二。知レ所二以自治一。然後知レ所二以治ヒ人。天下未レ有下不レ能二自治一而能治レ人者上也。此

むること能はずして能く人を治むる者は有らざるなり。此れ百世不易の道なり。(六)今陛下躬ら大孝を行ひ、三王に鑒し、(七)周道を建て、文武を兼ぬ。賢を厲し祿を予へ、能を量り官を授く。今臣弘、罷駑の質、(八)汗馬の勞無し。(九)陛下過意し、(一〇)臣弘を(一一)卒伍の中に擢でて、封じて列侯と爲し、位を三公に致す。臣弘の行能以て稱ふに足らず。素より(一二)負薪の病有り、恐らくは狗馬に先だちて(一三)溝壑に塡し、(一四)終に以て德に報じ責を塞ぐこと無からん。願くは侯の印を歸し、(一五)骸骨を乞ひ、賢者の路を(一六)避けんと。

(一) 其黨與一味の者を取翫ぶること (二) 由り進ましむべし (三) 不適當にして (四) 一般共通の道 (五) 一般共通の德 (六) 百世永久に渡りて易らざる道理なり (七) 夏殷周三代の王を手本とし (八) 疲れ老いぼれたる (九) 戰場馳驅の功勞 (一〇) 叡慮を過させ給ひて (一一) 普通多勢の中より拔擢して (一二) 行才能は愚劣にして陛下の厚き恩顧に相副ふに足らず (一三) 貧乏にして薪を負ひ荷へるが爲に、この疲勞より起りたる病と言ふ意にて自己の病氣の謙稱 (一四) 御供奉の狗馬より先に斃れ、溝や谷 骸骨を塡めて相果て (一五) 列侯の印を返上し (一六) 出世昇進の路

御史大夫一。而爲二布被一。自二九卿一以下。至二於小吏一無レ差。誠如二汲黯言一。且無二汲黯忠一。陛下安得レ聞二此言一。天子以爲二謙讓一。愈益厚レ之。卒以レ弘爲二丞相一。封二平津侯一。弘爲レ人意忌。外寬内深。諸嘗與レ弘有レ郤者。雖二陽與善一。陰報二其禍一。殺二主父偃一。徙二董仲舒於膠西一。皆弘之力也。食二一肉脫粟之飯一。故人所レ善賓客仰二衣食一。弘奉祿皆以給レ之。家無レ所レ餘。士亦以レ此賢レ之。

淮南衡山謀反。治二黨與一方急。弘病甚。自以爲無レ功而封。位至二丞相一。宜下佐二明主一鎭二撫國家一。使中人由中臣子之道上。今諸侯有二叛逆之計一。此皆宰相奉レ職不レ稱。恐竊病死。無二以塞一レ責。乃上書曰。臣聞天下之通道

淮南、衡山の謀反する、黨與（一）を治すること方に急なり。弘病甚だし。自ら以爲らく功無くして封ぜられ、位丞相に至る、宜しく明主を佐け國家を鎭撫し、人をして臣子の道に由らしむべし。今諸侯叛逆の計有り、此れ皆宰相職を奉ずるに稱（三）はず、恐らくは竊（二）に病死せば、以て責を塞ぐ無けんと。乃ち上書して曰く、臣聞く天下の通道五つあり。之を行ふ所以の者三つなり。曰く、君臣、父子、兄弟、夫婦、長幼の序、此の五者は天下の通道（四）なり。智仁勇此の三者は、天下の通德（五）にして、之を行ふ所以の者なり。故に曰く力め行ふは仁に近く、問ふことを好むは智に近く、恥を知るは勇に近しと。此の三者を知れば、則ち自ら治むる所以を知る。自ら治むる所以を知りて、然る後に人を治むる所以を知る。天下未だ自ら治

是。顧罷西南夷滄海而專奉朔方。上乃許之。汲黯曰。弘位在三公。奉祿甚多。然爲布被。此詐也。上問弘。弘謝曰。有之。夫九卿與臣善者無過黯。然今日庭詰弘。誠中弘之病。夫以三公爲布被。誠飾詐欲以釣名。且臣聞。管仲相齊有三歸。侈擬於君。桓公以霸。亦上僭於君。晏嬰相景公。食不重肉。妾不衣絲。齊國亦治。此下比於民。今臣弘位爲

晏嬰、景公に相たり。食、肉を重ねず、妾、絲を衣ず。(一二)齊國も亦治る。此れ下、民に比す。今臣弘位御史大夫と爲る。而して布被を爲る。九卿より以下、小吏に至るまで差無し。(一三)誠に汲黯の言の如し、且つ汲黯の忠無くば、陛下安ぞ此言を聞くを得んと。天子以て謙讓と爲し、愈〻益〻之に厚くす。卒に弘を以て丞相と爲し、平津侯に封ず。弘、人と爲り意忌み、(一四)外寛にして內深なり。(一五)諸〻嘗て弘と郤有る者、陽に(一六)與に善くすと雖ども、陰に其禍を報ふ。主父偃を殺し、董仲舒を膠西に徙すは、皆弘の力なり。一肉脱粟の飯(一七)を食ふ。故人善くする所の賓客衣食を仰ぐ。弘奉祿皆以て之に給し、家に餘す所無し。士も亦此を以て之を賢とす。

(一) 疲れ罷れしめ (二) 費用に充つ (三) 非難せしむ (四) 十箇條 (五) 一箇條の言開も出來ず (六) 奉は俸と通ず、俸祿 (七) 朝廷の君前に於て詰問す (八) 缺點に適中せり (九) 心にもなき詐僞の行を爲し是を以て名譽を釣らんと欲す (一〇) 三姓の女を娶ること (一一) 桓公は管仲の輔けによりて天下に覇となることを得たり (一二) 絲物の衣を着ず (一三) 差別なし (一四) 意中に人を忌み嫌ふ (一五) 內心は深刻なり (一六) 表面に (一七) 玄米の飯

齊人多レ詐而無二情實一。始與二臣等一建二此議一。今皆倍レ之不忠。上問レ弘。弘謝曰。夫知レ臣者。以レ臣爲レ忠。不レ知レ臣者。以レ臣爲二不忠一。上然二弘言一。左右幸臣毎毀レ弘。上益厚遇レ之。

元朔三年。張歐免。以レ弘爲二御史大夫一。是時通二西南夷一。東置二滄海一。北築二朔方之郡一。弘數諫。以爲罷二敝中國一。以奉二無用之地一。願罷レ之。於レ是天子乃使二朱買臣等難下弘。置二朔方一之便上。發二十策一。弘不レ得レ一。弘迺謝曰。山東鄙人。不レ知二其便若下

元朔三年、張歐免す。弘を以て御史大夫と爲す。是時西南夷を通じて、東のかた滄海を置き、北のかた朔方の郡を築く。弘數〻諫む。以爲らく中國を罷敝せしめ(一)、以て無用の地に奉ず(二)、願くは之を罷めんと。是に於て天子乃ち朱買臣等をして、弘を難ぜしむ(三)。朔方を置くの便、十策を發す(四)。弘一つを得ず(五)。弘廼ち謝して曰く、山東の鄙人、其便の是くの若きを知らざりき。願くは西夷、滄海を罷めて、專ら朔方を奉ぜんと。上乃ち之を許す。汲黯曰く、弘位三公に在り、奉祿(六)甚だ多し。然るに布被を爲る。此れ詐なりと。上、弘に問ふ。弘謝して曰く、之有り。夫れ九卿、臣と善き者黯に過ぐる無し。然るに今日弘を庭詰す(七)。誠に弘の病(八)に中れり。夫れ三公を以て布被を爲ること誠に詐(九)を飾り以て名を釣らんと欲す。且つ臣聞く、管仲、齊に相とし三歸(一〇)有り、侈(一一)君に擬す、桓公以て霸たり。亦上、君に僣す。

肉。後母死。服喪三年。每㆓朝會議㆒。開㆓陳其端㆒。令㆓人主自擇㆒。不㆓肯面折庭爭㆒。於㆑是天子察㆘其行敦厚。辯論有㆑餘。習㆓文法吏事㆒。而又緣飾以㆗儒術㆖。上大說㆑之。二歲中至㆓左內史㆒。弘奏事。有㆓不可㆒不㆓庭辯㆒之。嘗與㆓主爵都尉汲黯㆒請㆑間。汲黯先發㆑之。弘推㆓其後㆒。天子常說。所㆑言皆聽。以㆑此日益親貴。嘗與㆓公卿㆒約㆑議。至㆓上前㆒皆倍㆓其約㆒。以順㆓上旨㆒。汲黯庭詰㆑弘曰。

するに儒術を以てするを察し、上大に之を說ぶ。二歲の中に左內史に至る。弘、事を奏する、不可有れば庭に之を辯ぜず。嘗て主爵都尉汲黯と間を請ひ、(九)汲黯先づ之を發し、(一〇)弘其後を推す。天子常に說び、言ふ所皆聽かる。此を以て日に益〻親貴せらる。嘗て公卿と議を約す。(一一)上の前に至り皆其約に倍き、以て上旨に順ふ。汲黯、弘を詰りて曰く、齊人詐多くして情實無し。始め臣等と此議を建て、今皆之に倍く不忠なりと。上、弘に問ふ。弘謝して曰く、夫れ臣を知る者は、臣を以て忠と爲し、臣を知らざる者は、臣を以て不忠と爲すと。(一二)上、弘が言を然りとす。左右の幸臣(一三)每に弘を毀る。上益〻厚く之を遇す。

(一) 心大きく凡人と變り見聞博し (二) 心廣大なり (三) 布にて製りたる衣服 (四) 肉は一品にて濟す (五) 其事の端緒 (六) 面前にて吾が意見を主張せず朝庭に於て論爭せず (七) 法制及び官吏の實務 (八) 美觀を添ふるに (九) 間隙をうかゞひ (一〇) 汲黯の後を受けて自分の意見を陳ぶ (一一) 或る事件の評議を決して約束す (一二) 臣弘の精神を知れる者 (一三) 寵幸ある臣

使匈奴還報。不合上意。上怒以爲不能。弘乃病免歸。元光五年。有詔徵文學。菑川國復推上公孫弘。弘讓謝國人曰。臣巳嘗西應命。以不能罷歸。願更推選。國人固推弘。弘至太常。太常令所徵儒士各對策百餘人。弘第居下。策奏。天子擢弘對爲第一。召入見。狀貌甚麗。拜爲博士。是時通西南夷道置郡。巴蜀民苦之。詔使弘視之。還奏事。盛毀西南夷無所用。上不聽。

狀貌甚だ麗し。拜して博士と爲す。是時西南夷の道を通じ(九)て郡を置く。巴蜀の民之を苦しむ。詔して弘をして之を視しむ(一〇)。還りて事を奏す。盛に西南夷用ふる(一一)所無きを毀る。上聽かず。

(一)裁判官となり　(二)海邊の地　(三)何焯は儒家、墨家、名家、法家を兼ね合せたる雜家の學說にして、春秋の新說に非らずとせり　(四)繼母　(五)官を辭して鄕里に歸れり　(六)賢士召集を掌る役所　(七)試驗の答案　(八)對策は下等なりき　(九)道を通じ往來して互易をなし　(一〇)視察を命ず　(一一)實用に立たざることを以て攻擊す

弘爲人恢奇多聞。常稱以爲。人主病不廣大。人臣病不儉節。弘爲布被。食不重

弘、人と爲り、恢奇(一)多聞なり。常に稱して以爲らく、人主は廣大ならざるを病ひ、人(二)臣は節儉ならざるを病ふ(三)と。弘布被を爲り、食、肉を重ねず。後母(四)死す、服喪三年。朝の會議每に、其端(五)を開陳し、人主をして自ら擇ばしめ、肯へて面折庭爭(六)せず。是に於て天子、其行敦厚にして、辯論餘有り、文法(七)吏事に習ひて、而して又緣飾(八)

丞相公孫弘者、齊菑川國。薛縣人也。字季。少時爲二薛獄吏一。有レ辠免。家貧牧二豕海上一。年四十餘。乃學二春秋雜說一。養二後母一孝謹。建元元年。天子初卽位。招二賢良文學之士一。是時弘年六十。徵以二賢良一爲二博士一。

卷百十二

平津侯主父列傳第五十二

丞相公孫弘は、齊の菑川國薛縣の人なり。字は季、少時薛の獄吏と爲り、(一)辠有り免す。家貧にして豕を(二)海上に牧す。年四十餘にして、乃ち春秋の雜說を(三)學ぶ。後母を養ひて孝謹なり。建元元年、天子初めて卽位し、賢良文學の士を招く。(四)是時弘年六十、徵され賢良を以て博士と爲る。匈奴に使して還り報じ、上の意に合はず。上怒りて以て不能と爲す。弘乃ち病もて免歸(五)す。元光五年、詔有り文學を徵す。菑川國復た推して公孫弘を上る。弘、讓りて國人に謝して曰く、臣已に嘗て西のかたに命に應じ、不能を以て罷め歸る。願くは更め推選せよ。國人固く弘を推す。弘、太常(六)に至る。太常徵する所の儒士をして各々對策(七)せしむるもの百餘あり。弘の第(八)下に居る。策奏す。天子、弘の對を擢んで第一と爲す。召入れて見る。

魏其武安厚ニ賓客。天子常切齒。彼親ニ附士大夫。招レ賢絀ニ不肖一者。人主之柄也。人臣奉レ法遵レ職而已。何與レ招レ士。驃騎亦放ニ此意。其爲レ將如レ此。

(一)霍去病の部下の將 (二)忠告して言ふ (三)觀察して (四)賓客を厚遇し私黨を樹てしより (五)齒ぎしりして殘念がる (六)人君たるものゝ大權なり (七)霍去病の執りし主義に傚ひ

無功。後二歲。撃虜樓蘭王。復封爲浞野侯。後六歲。爲浚稽將軍。將二萬騎撃匈奴左賢王。左賢王與戰。兵八萬騎圍破奴。破奴生爲虜所得。遂沒其軍。居匈奴中十歲。復與其太子安國亡入漢。後坐巫蠱族。自衛氏興。大將軍青首封。其後枝屬爲五侯。凡二十四歲。而五侯盡奪。衛氏無爲侯者。

巫蠱に坐して族せらる。衛氏興りてより、大將軍青首として封ぜらる。其後枝屬(一)五侯と爲る。凡そ二十四歲にして、五侯盡く奪はれ、衛氏侯と爲る者無し。

(一) 分家の血筋

太史公曰。蘇建語余曰。吾嘗責大將軍。至尊重而天下之賢大夫毋稱焉。願將軍觀古名將所招選擇賢者勉之哉。大將軍謝曰。自

太史公曰く、蘇建(一)、余に語りて曰く、吾嘗て大將軍を責むらく(二)、至りて尊重にして天下の賢大夫稱する毋し。願くは將軍、古の名將の招きて賢者を選擇する所を觀て(三)之を勉めよやと。大將軍謝して曰く、魏其、武安(五)の賓客に厚きより、天子常に切齒す(四)。彼の士大夫を親附し、賢を招き不肖を絀くる者、人主の柄(六)なり。人臣は法を奉じ職に遵ふのみ、何ぞ士を招くに與らんと。驃騎も亦此意に放ひ(七)、其の將たること此の如し。

將軍路博德。平州人。以右北平太守從驃騎將軍有功。爲符離侯。驃騎死後。博德以衞尉爲伏波將軍。伐破南越益封。其後坐法失侯。爲彊弩都尉。屯居延卒。

將軍路博德は、平州の人なり。右北平の太守を以て、驃騎將軍に從ひ功有り、符離侯と爲る。驃騎死して後、博德衞尉を以て伏波將軍と爲り、伐ちて南越を破り封を益さる。其後法に坐し侯を失ひ、彊弩都尉と爲り、居延に屯し卒す。

將軍趙破奴。故九原人。嘗亡入匈奴。已而歸漢。爲驃騎將軍司馬。出北地時大功。封爲從驃侯。坐酎金失侯。後一歲。爲匈河將軍。攻胡。至匈河水。

將軍趙破奴は、故九原の人なり。嘗て亡げて匈奴に入り、已にして漢に歸り、驃騎將軍の司馬と爲り、北地より出で時に大功あり。封ぜられて從驃侯と爲る。酎金に坐し侯を失ふ。後一歲にして、匈河將軍と爲り胡を攻む。匈河水に至り功無し。後二歲にして、擊ちて樓蘭王を虜にす。復た封ぜられて浞野侯と爲る。後六歲にして、浚稽將軍と爲り、二萬騎を將ゐて匈奴の左賢王を擊つ。左賢王與に戰ふ。兵八萬騎、破奴を圍む。破奴生きながら虜の爲に得らる。遂に其軍を沒す。匈奴の中に居ること十歲にして、復た其太子安國と亡げて漢に入る。後

將軍荀彘。太原廣武人。以御見。侍中。爲校尉。數從大將軍。以元封三年。爲左將軍。擊朝鮮無功。以捕樓船將軍。坐法死。

將軍荀彘は、太原廣武の人なり。御(一)を以て見え、中に侍し校尉と爲り、數〻大將軍に從ふ。元封三年を以て、左將軍と爲り、朝鮮を擊ち功無し。樓船將軍を捕ふるを以て、法に坐して死す。

(一) 馭者となりて其御に巧なりしを以て

最驃騎將軍去病。凡六出擊匈奴。其四出。以將軍斬捕虜首十一萬餘級。及渾邪王以衆降數萬。遂開河西酒泉之地。西方益少胡寇。四益封。凡萬五千一百戶。其校吏有功爲侯者凡六人。而後爲將軍二人。

最そ驃騎將軍去病は、凡そ六たび出でて匈奴を擊つ。其四たび出づるに(一)將軍を以てし、虜首を斬捕する十一萬餘級、及び渾邪王衆を以て降る數萬、遂に河西酒泉の地を開き、西方益〻胡寇少し。四たび封を益し、凡そ萬五千一百戶あり。其校吏の功有り侯と爲る者凡そ六人あり。而して後將軍と爲るもの二人ありき。

(一) 出征して

曹參孫也。

將軍韓說。弓高侯庶孫也。以校尉從大將軍有功。爲龍頟侯。坐酎金失侯。元鼎六年。以待詔爲橫海將軍。擊東越有功。爲按道侯。以太初三年。爲遊擊將軍。屯於五原外列城。爲光祿勳。掘蠱太子宮。衞太子殺之。

將軍韓說は、弓高侯の庶孫なり。(一) 校尉を以て大將軍に從ひ功有り、龍頟侯と爲る。酎金に坐し侯を失ふ。元鼎六年、待詔を以て橫海將軍と爲り、東越を擊ちて功有り、按道侯と爲る。太初三年を以て、遊擊將軍と爲り、五原外の列城に屯し、光祿勳と爲る。(二)蠱を太子の宮に掘る。衞太子之を殺す。

(一) 妾腹の孫　(二) 戾太子の巫蠱の獄ありて、木偶を地中より掘出しゝ事をいふ

將軍郭昌。雲中人也。以校尉從大將軍。元封四年。以太中大夫爲拔胡將軍。屯朔方。還擊昆明無功。奪印。

將軍郭昌は雲中の人なり。校尉を以て大將軍に從ふ。元封四年、太中大夫を以て拔胡將軍と爲り、朔方に屯す。還りて昆明(一)を擊ち功無し。印を奪はる。(二)

(一) 國名　(二) 諸侯の印

將軍有功封爲博望侯。三歲爲將軍。出右北平。失期當斬。贖爲庶人。其後使通烏孫。爲大行而卒。家在漢中。

して斬に當す。贖ひて庶人と爲る。其後使して(一)烏孫に通ず。大行と爲りて卒す。(二)家は漢中に在り。

(一) 西域の國名　(二) 札記が「家」に作る

將軍趙食其。祋祤人也。今上立二十二歲。以主爵爲右將軍。從大將軍出定襄。迷失道當斬。贖爲庶人。將軍曹襄。以平陽侯爲後將軍。從大將軍出定襄。襄。

將軍趙食其は、(一)祋祤の人なり。今上立ちて二十二歲にして、主爵を以て右將軍と爲り、大將軍に從ひて定襄より出で、道を迷失して斬に當す。贖ひて庶人と爲る。

(一) 地名、縣の名也

將軍曹襄は、平陽侯を以て後將軍と爲り、大將軍に從ひて定襄より出づ。(二)襄は曹參の孫なり。

(二) この曹襄は

有レ功。爲二平陵侯一。以二將軍一築二朔方一。後四歲。爲二遊擊將軍一從二大將軍一出二朔方一。後一歲。以二右將軍一再從二大將軍一出二定襄一。亡二翕侯一失レ軍。當レ斬。贖爲二庶人一。其後爲二代郡太守一卒。家任二大猶鄉一。

方より出づ。後一歲にして、右將軍を以て再び大將軍に從ひ、定襄より出で、翕侯を亡ひ軍を失し、斬に當す。贖ひて庶人と爲る、其後代郡の太守と爲り卒す。〔家〕は大猶鄉に在り。

㊀ 札記には「冢」に作る

將軍趙信。以二匈奴相國一。降爲二翕侯一。今上立十七歲。爲二前將軍一。與二單于一戰。敗降二匈奴一。

將軍趙信は、匈奴の相國を以て、降りて翕侯と爲る。今上立ちて十七歲にして、前將軍と爲り、單于と戰ひ、匈奴に降る。

將軍張騫。以三使通二大夏一。還爲二校尉一。從二大

將軍張騫は、使して大夏に通ずるを以て、還りて校尉と爲り、大將軍に從ひ功有り。封ぜられて博望侯と爲る。三歲にして將軍と爲り、右北平より出で、期を失

紀人也。事二孝文帝景帝今上一。以二輕車將軍一從二大將軍一有レ功。封爲二樂安侯一。已爲二丞相一。坐レ法死。

軍に從ひ功有り。封ぜられて樂安侯と爲り、已にして丞相と爲り、法に坐して死す。

將軍張次公。河東人。以二校尉一從二衞將軍青一有レ功。封爲二岸頭侯一。其後太后崩。爲二將軍一軍二北軍一。後一歲。爲二將軍一從二大將軍一。再爲二將軍一。坐レ法失レ侯。次公父隆輕車武射也。以二善射一。景帝幸近レ之也。

將軍張次公は、河東の人なり。校尉を以て衞將軍青に從ひて功有り。封ぜられて岸頭侯と爲る。其後太后崩ず。將軍と爲りて北軍に軍す。後一歲にして將軍と爲り、大將軍に從ひ再び將軍と爲り、法に坐して侯を失ふ。次公父隆は(一)輕車の(二)武射なり。善射を以て、景帝幸して之を近づく。

(一) 虎賁校尉に屬する近衞兵　(二) 射手

將軍蘇建。杜陵人。以二校尉一從二衞將軍青一

將軍蘇建は、杜陵の人なり。校尉を以て衞將軍青に從ひ功有り。平陵侯と爲る。將軍を以て朔方に築く。後四歲にして、遊擊將軍と爲り、大將軍に從ひ、朔

一歲。以二中將軍一從二大將軍一。再出二定襄一。無レ功。後二歲。以二將軍一出二北地一。後二驃騎期一。當レ斬。贖以爲二庶人一。後二歲。以二校尉一從二大將軍一。無レ功。後十四歲。以二因杅將軍一。築二受降城一。七歲。復以二因杅將軍一再出擊二匈奴一。至二余吾一。亡二士卒一多。下レ吏當レ斬。詐死。亡居二民間一五六歲。後發覺復繫。坐三妻爲二巫蠱一族。凡四爲二將軍一。出擊二匈奴一。一侯。

ち、余吾に至り、士卒を亡すること多し。吏に下され斬に當す。詐り死し、亡げて民間に居ること五六歲なり。後發覺して復た繫がる。妻、巫蠱を爲すに坐して族せらる。凡そ四たび將軍と爲り、出でて匈奴を擊ち、一たび侯たり。

㊀城の名、降人を受け納るゝ義より名づく　㊁河の名　㊂再ひ獄中に繫がる

將軍李沮。雲中人。事二景帝一。今上立十七歲。以二左內史一爲二彊弩將軍一。後一歲。復爲二彊弩將軍一。

將軍李沮は、雲中の人なり。景帝に事ふ。今上立ちて十七歲にして、左內史を以て彊弩將軍と爲る。後一歲にして、復た彊弩將軍と爲る。

將軍李蔡。成

將軍李蔡は、成紀の人なり。孝文帝・景帝・今上に事ふ。輕車將軍を以て大將

郅人。事二景帝一。至二今上立八歳一。爲二材官將軍一。軍二馬邑一。後六歳。爲二將軍一出レ代。後三歳。爲二將軍一從二大將軍一出二朔方一皆無レ功。凡三爲二將軍一。其後常爲二大行一。

爲り馬邑に軍す。後六歳にして、將軍と爲り代より出づ。後三歳にして將軍と爲り、大將軍に從ひ朔方より出で皆功無し。凡そ三たび將軍と爲り、其後常に大行(一)と爲る。

(一) 使者となりて外國に往き、又外國使者に接伴することを掌る官

將軍公孫敖。義渠人。以レ郎事二今上一。今上立十二歳。爲二驃騎將軍一。出レ代。亡二卒七千人一。當レ斬。贖爲二庶人一。後五歳。以二校尉一從二大將軍一有レ功。封爲二合騎侯一。後

將軍公孫敖は義渠の人なり。郎を以て今上に事ふ。今上立ちて十二歳にして、驃騎將軍と爲り代より出で、卒七千人を亡ひ斬に當す。贖ひて庶人と爲る。後五歳にして、校尉を以て大將軍に從ひ功有り。封ぜられて、合騎侯と爲る。後一歳にして、中將軍を以て大將軍に從ひ再び定襄より出でて功無し。後二歳にして、將軍を以て北地より出で、驃騎の期に後れ斬に當す。贖ひて以て庶人と爲る。後二歳にして、校尉を以て大將軍に從ひ功無し。後十四歳にして、因杅將軍を以て受降城(一)を築くこと七歳なり。復た因杅將軍を以て再び出でて匈奴を擊

賀義渠人。其先胡種。賀父渾邪。景帝時爲平曲侯。坐法失侯。賀今上爲太子時。舍人。今上立八歲。以太僕爲輕車將軍軍馬邑。後四歲。以輕車將軍出雲中。後五歲。以騎將軍從大將軍有功。封爲南窌侯。後一歲。以左將軍再從大將軍出定襄無功。後四歲。以坐酎金失侯。後八歲。以浮沮將軍出五原二千餘里無功。後八歲。以太僕爲丞相。封葛繹侯。賀七爲將軍。出擊匈奴無大功。而再侯爲丞相。坐子敬聲與陽石公主姦爲巫蠱族滅無後。

り、法に坐し侯を失ふ。賀、今上の太子たりし時、舍人たり。今上立ちて八歲、太僕を以て輕車將軍と爲り馬邑に軍す。後四歲にして、輕車將軍を以て雲中より出で、後五歲にして、騎將軍を以て大將軍に從ひて功有り。封じて南窌侯と爲す。(二) 後一歲にして、左將軍を以て再び大將軍に從ひ、定襄より出でて功無し。後四歲にして、酎金に坐するを以て侯を失ひ、後八歲にして、浮沮將軍を以て五原より出づる二千餘里にして功無し。後八歲にして、太僕を以て丞相と爲り葛繹侯に封ぜらる。賀七たび將軍と爲り、出でて匈奴を擊ち大功無し。而して再び侯として丞相と爲る。子敬聲、陽石公主と姦し(三)巫蠱を爲すに坐し、族滅せられて後無し。(四)

(一) 匈奴の種族 (二) 南窌は地名 (三) 巫術を以て呪詛すること (四) 子孫なし

將軍李息。郁

將軍李息は、郁郅の人なり。景帝に事ふ。今上立ちて八歲に至り、材官將軍と

坐レ法失レ侯。後五歲。伉弟二人。陰安侯不疑。及發干侯登。皆坐二酎金一失レ侯。失レ侯後二歲。冠軍侯國除。其後四年。大將軍青卒。謚爲二烈侯一。子伉代爲二長平侯一。自下大將軍圍二單于一之後上十四年而卒。竟不三復擊二匈奴一者。以下漢馬少而方南誅二兩越一。東伐二朝鮮一。擊中羌西南夷上。以レ故久不レ伐レ胡。大將軍以二其得レ尚二平陽公主一故。長平侯伉代侯。六歲。坐レ法失レ侯。

左右兩大將軍。及諸裨將名。最大將軍青凡七出擊二匈奴一。斬捕首虜二五萬餘級。一與二單于一戰。收二河南地一。遂置二朔方郡一。再益レ封凡萬一千八百戶。封二三子一爲レ侯。侯千三百戶。幷レ之萬五千七百戶。其校尉裨將。以レ從二大將軍一侯者九人。其裨將及校尉。已爲レ將者十四人。爲二裨將一者。曰。李廣自有レ傳。無レ傳者。曰。

左右兩大將軍、及び諸裨將の名。(二)最そ大將軍青凡そ七出匈奴を擊ち、首虜を斬捕すること五萬餘級なり。一たび單于と戰ひて河南の地を收め、遂に朔方郡を置き、再び封を益して凡そ萬一千八百戶なり。三子を封じて侯と爲す。侯ごとに千三百戶たり。之を幷せて萬五千七百戶なり。其校尉裨將、大將軍に從ふを以て侯たる者九人、其裨將及び校尉、已に將たる者十四人あり。裨將たる者曰く、李廣、自ら傳有り。傳無き者曰く、

(一) 凡に同じ　(二) 獨立の列傳

將軍公孫賀。

將軍公孫賀、賀は義渠の人なり。其先は胡種、(一)賀の父渾邪、景帝の時平曲侯と爲

餘二棄梁肉一而士有二饑者一。其在二塞外一。卒乏レ糧或不レ能二自振一。而驃騎尙穿レ域蹋鞠。事多二此類一。大將軍爲レ人。仁善退讓。以二和柔一自媚於上。然天下未レ有レ稱也。驃騎將軍自二四年軍一後三年。元狩六年而卒。天子悼レ之。發二屬國玄甲軍一。陳自二長安一至二茂陵一。爲レ家像二祁連山一。謚レ之幷三武與二廣地一。曰二景桓侯一。子嬗代侯。嬗少字子侯。上愛レ之。幸二其壯一而將レ之。居六歲。元封元年嬗卒。謚二哀侯一。無レ子絕。國除。自二驃騎將軍死一後。大將軍長子宜春侯伉。

弟二人、陰安侯不疑、及び發干侯登皆酎金に坐して侯を失ふ。侯を失ひて後二歲、冠軍侯國除せらる。其後四年、大將軍靑卒す。謚して列侯と爲す。子伉代りて長平侯と爲る。大將軍、單于を圍みし後より、十四年にして卒す。竟に復た匈奴を擊たざる者、漢馬少くして方に南のかた南越を誅し、東のかた朝鮮を伐ち、羌の西南夷を擊つを以て、故を以て久しく胡を伐たず。大將軍其の平陽公主に尙す(一九)るを得るを以ての故に、長平侯伉代侯たる六歲にして、法に坐して侯を失ふ。

(一) 日に增し勢位共に衰へ (二) 舊故及び門下の客悉く (三) 言葉少く能く祕密を守る (四) 膽氣ありて約諾を重んず (五) 敵味方の策略を比較して孰れがまされると立反りて考ふるのみ (六) 去病の爲に (七) 驃騎將軍去病 (八) 第宅の必要なし (九) 重んじ寵愛す (一〇) 食膳を掌る官 (一一) 輜重車に積める白米や肉 (一二) 自給すること能はず (一三) 蹴鞠の戲をなす (一四) 賢士を待遇せざりしを以て天下之を稱讚せず (一五) 邊境の五郡を指す (一六) 鐵甲を被れる兵士 (一七) 家斷絕す (一八) 諸侯・天子の宗廟を祭る資に獻ずることあり、之を酎金といふ、金の量の定法より少きか金色の惡しき時は、不敬罪に問はれ國除の刑に處せらる (一九) 配偶する

得二官爵一。唯任安不レ肯。驃騎將軍爲レ人。少レ言不レ泄。有レ氣敢任。天子嘗欲レ教二之孫呉兵法一。對曰。顧二方略何如一耳。不レ至レ學二古兵法一。天子爲治レ第。令下驃騎視上レ之。對曰。匈奴未レ滅。無二以レ家爲一也。由レ此上益重二愛之一。然少而侍レ中。貴不レ省レ士。其從レ軍。天子爲遣三太官齎二數十乘一。既還重車

に第を治む。驃騎(七)をして之を視しむ。對へて曰く、匈奴未だ滅びず、家を以て爲す無きなりと。此に由りて上益〻之を重愛(九)す。然れども少にして中(八)に侍し、貴くして士を省せず。其の軍に從ふとき、天子爲に太官(一〇)をして數十乘を齎さしむ。既に還る重車(一一)の粱肉を餘棄して士に饑うる者有り。其の塞外に在るとき、卒、糧に乏し。或ひは自ら振(一二)ふこと能はず。而して驃騎尚ほ域を穿ち蹋鞠(一三)す。事此類多し。大將軍の人と爲り、仁善退讓、和柔を以て自ら上に媚ぶ、然るに天下未だ稱する有らざるなり。驃騎將軍四年の軍より後三年、元狩六年にして卒(一四)す。天子之を悼み、屬國(一五)の玄甲軍(一六)を發し、陳ねて長安より茂陵に至り、冢を爲り祁連山に像る。之を謚して武と廣地とを幷せて、景桓侯と曰ふ。子嬗代りて侯たり。嬗少字は子侯といふ。上之を愛し、其壯にして之を將とせんことを幸ふ。居ること六歲にして、元封元年、嬗卒す。哀侯と謚す。子無し、絕つ(一七)。國除せらる。驃騎將軍死してより後、大將軍の長子宜春侯伉、法に坐して侯を失ふ。後五歲、伉の

將軍。會二與城一。不レ失レ期。從至二檮余山一。斬首捕虜二千七百級。以二千六百戸一封二博徳一爲二符離侯一。北地都尉邢山。從二驃騎將軍一獲レ王。以二千二百戸一封レ山爲二義陽侯一。故歸義因淳王復陸支。樓專王伊卽軒。皆從二驃騎將軍一有レ功。以二千三百戸一封二復陸支一爲二壯侯一。以二千八百戸一封二伊卽軒一爲二衆利侯一。從驃侯破奴。昌武侯安稽。從二驃騎一有レ功。益二封各三百戸一。校尉敢得二旗鼓一。爲二關內侯一。食邑二百戸。校尉自爲爵二大庶長一。軍吏卒爲レ官。賞賜甚多。而大將軍不レ得二益封一。軍吏卒皆無二封レ侯者一。兩軍之出レ塞。塞閲二官及私馬一。凡四十萬匹。而復入レ塞者不レ滿二三萬匹一。乃益二置大司馬位一。大將軍。驃騎將軍。皆爲二大司馬一。定レ令令下驃騎將軍秩祿與二大將軍一等上。

自レ是之後。大將軍青日退。而驃騎日益貴。擧二大將軍故人門下一。多去事二驃騎一。輒

等しからしむ。

(一) 簡短なる軍資品 (二) 大なる沙漠 (三) 匈奴單于の近臣 (四) 山名 (五) 河の名 (六) 齊召南は大漠の一名とし、與晏如淳は塞外の巨澤大湖なりとなせり (七) 山に登り海を望む (八) 虜人を執へ醜類を獲ること (九) 敵を攻めて敵の糧食を奪ひ身方の糧食に充て (一〇) かけ離れたる處まで進軍して (一一) 期限を誤らず (一二) 私の馬匹 (一三) 法令を設け

是より後、大將軍靑日に退き、而して驃騎日に益々貴し。大將軍の(一)故人門下を擧げ、(二)多く去りて驃騎に事へ、輒ち官爵を得たり。唯任安肯ぜず。驃騎將軍人と爲り、(三)言少くして泄さず。(四)氣有り敢へて任ず。天子嘗て之に孫吳の兵法を敎へんと欲す。對へて曰く、(五)方略何如と顧るのみ。古への兵法を學ぶに至らずと。天子爲(六)

大將。斬獲旗鼓。歷涉離侯。濟弓閭。獲屯頭王韓王等三人。將軍。相國。當戶。都尉。八十三人。封狼居胥山。禪於姑衍。登臨翰海。執鹵獲醜七萬有四百四十三級。師率減什三。取食於敵。逴行殊遠。而糧不絕。以五千八百戶益封驃騎將軍。右北平太守路博德屬驃騎

り、逴行殊遠して糧絶えず、五千八百戶を以て驃騎將軍を益封せよ。右北平の太守路博德(一〇)、驃騎將軍に屬し、與城に會し、期を失せず。從ひて檮余山に至り、斬首捕虜二千七百級あり。千六百戶を以て、博德(一一)を封じ符離侯と爲せ。北地の都尉邢山、驃騎將軍に從ひ、王を獲たり。千二百戶を以て山を封じて義陽侯と爲せ。故の歸義因淳王復陸支、樓專王伊卽軒、皆驃騎將軍に從ひて功有り。千三百戶を以て、復陸支を封じて壯侯と爲し、千八百戶を以て、伊卽軒を封じて衆利侯と爲せ。從驃侯破奴、昌武侯、安稽、驃騎に從ひて功有り。各〻三百戶を益封せよ。校尉敢旗鼓を得たり。關內侯と爲し、食邑二百戶とし、校尉自爲を大庶長に爵せよと。軍の吏卒官と爲り賞賜甚だ多し、而して大將軍益封を得ず。軍の吏卒皆侯に封ぜらるゝ者無し。兩軍の塞を出づるとき、塞に官及び(一二)私馬を閱するに、凡そ四十萬匹にして、復た塞に入る者は、三萬匹に滿たず。乃ち大司馬の位を益し置く。大將軍、驃騎將軍、皆大司馬と爲る。(一三)令を定め、驃騎將軍の秩祿をして、大將軍と

欲レ使ニ使歸報一。令ニ長史簿ニ責前將軍廣一。廣自殺。右將軍至。下レ吏。贖爲ニ庶人一。大將軍軍入レ塞。凡斬ニ捕首虜一萬九千級。是時匈奴衆失ニ單于ニ十餘日。右谷蠡王聞レ之。自立爲ニ單于。單于後得ニ其衆一。右王乃去ニ單于之號一。驃騎將軍亦將ニ五萬騎一。車重與ニ大將軍軍一等。而無ニ裨將一。悉以ニ李敢等一爲ニ大校一。當ニ裨將。出ニ代右北平ニ千餘里。直ニ左方兵。所ニ斬捕ニ功已多ニ大將軍一。

り。右王乃ち單于の號を去る。驃騎將軍も亦五萬騎に將たり。車重(六)大將軍の軍と等し。而れども裨將(七)無し。悉く李敢等を以て大校と爲し裨將に當つ。代の右北平より出づること千餘里、左方の兵に直り、斬捕する所の功已に大將軍より多し。

㈠道に迷ひて　㈡沙漠の南　㈢簿書によりて訊問せしむ　㈣匈奴の小王の名　㈤其部下の衆を集め得たり　㈥兵車と輜重と　㈦副將

軍既還。天子曰。驃騎將軍去病率レ師躬將ニ所レ獲葷粥之士一。約ニ輕齎一。絶ニ大幕一涉獲ニ章渠。以誅ニ比車耆。轉擊ニ左

軍既に還る。天子曰く、驃騎將軍去病師を率ゐ、躬ら獲る所の葷粥の士を將ゐ、輕齎(一)を約し、大幕(二)を絶り、涉りて章渠(三)を獲、以て比車耆を誅す。轉じて左大將を擊ち、旗鼓を斬獲し、離侯(四)を歷涉し、弓閭(五)を濟り、屯頭王、韓王等三人、將軍、相國、當戸、都尉八十三人を獲、狼居胥山に封じ、姑衍に禪し、翰海(六)に登臨(七)す。鹵(八)を執へ、醜を獲ること七萬有四百四十三級、師率ね什が三を減ず。食(九)を敵に取

而士馬尚彊。戰而匈奴不レ利。薄暮單于遂乘二六羸一。壯騎可二數百一。直冒二漢圍一西北馳去。時巳昏。漢匈奴相紛拏。殺傷大當。漢軍左校捕虜言。單于未レ昏而去。漢軍因發二輕騎一夜追レ之。大將軍軍因隨二其後一。匈奴兵亦散走。遲明行二百餘里。不レ得二單于一。頗捕二斬首虜萬餘級一。遂至二窴顔山趙信城一。得二匈奴積粟一食レ軍。軍留一日而還。悉燒二其城餘粟一以歸。

武剛車。明史兵志、景泰元年、吏部郎中李賢請造二武剛車一。四圍箱板、人處二其中一。下穴銃眼。上闢二小窓一。環二列槍刃一。長五尺高六尺四寸。每車前後、占レ地五步、十兩計、一方衷四里、四四十有六、車馬芻糧、器械輜重、咸取レ給焉。騎不レ得レ衝、射不レ能レ貫。敵若近前、火器齊發、奇兵繼出　(四) 夕暮　(五) 牡の驢、牝の馬との間に生れたる雜種のもの　(六) 敵味方相互に入り亂れて擊ちあふ　(七) 身輕な出立をなしたる騎兵　(八) 夜の明方　(九) 蓄積せる粟

大將軍之與二單于一會也。而前將軍廣。右將軍食其軍別從二東道一。或失レ道。後レ擊二單于一。大將軍引還。過二幕南一。乃得二前將軍。右將軍一。大將軍

大將軍の單于と會ふや、而して前將軍廣、右將軍食其の軍別れて東道よりす。或ひは道を失うて(一)單于を擊つに後る。大將軍引還り、幕南(二)を過ぎ、乃ち前將軍、右將軍を得たり。大將軍、使をして歸報せしめんと欲し、長史をして前將軍廣を簿責(三)せしむ。廣自殺す。右將軍至る。吏に下す、贖ひて庶人と爲る。大將軍の軍塞に入る。凡そ首虜を斬捕するもの萬九千級なりき。是時匈奴の衆、單于を失すること十餘日なり。右谷蠡王(四)之を聞き、自立して單于と爲る。單于後に(五)其衆を得た

匈奴可二坐收一レ虜耳。乃悉遠北二其輜重一。皆以二精兵一待二幕北一。而適値二大將軍軍一。出レ塞千餘里。見二單于兵陳而待一。於レ是大將軍令二武剛車自環レ爲レ營。而縱二五千騎一往當二匈奴一。匈奴亦縱レ可二萬騎一。會二日且レ入。大風起砂礫撃レ面。兩軍不二相見一。漢益縱二左右翼一繞二單于一。單于。視漢兵多

大將軍の軍に値ふ。塞を出づること千餘里にして、單于の兵陳して待つを見る。是に於て大將軍、武剛車(三)をして自ら環して營と爲さしむ。而して五千騎を縱ちて往きて匈奴に當る。匈奴も亦萬騎可を縱ちたり。日且に入らんとするに會ふ。大風起り砂礫面を撃ち、兩軍相見えず。漢益〻左右の翼を縱ち、單于を繞す。單于、漢兵多くして士馬尚ほ彊く、戰ひて匈奴の利あらざるを視、薄暮(四)に單于遂に六羸(五)に乘り、壯騎數百可して、直ちに漢の圍を冒して西北に馳去る。時に已に昏し。漢と匈奴と相紛拏(六)し、殺傷大に當る。漢軍左校の捕虜言ふ、單于未だ昏ならずして去ると。漢軍因りて輕騎(七)を發して夜之を追ふ。大將軍の軍因りて其後に隨ふ、匈奴の兵も亦散走す。遲明(八)行くこと二百餘里なるも、單于を得ず。頗る首虜萬餘級を捕斬す。遂に寘顏山の趙信城に至り、匈奴の積粟(九)を得、軍に食す。軍留ること一日にして還り、悉く其城の餘粟を燒きて以て歸る。

(一) 居ながら敵をとらへてとりことすることを得るのみ (二) 沙漠の北 (三) 兵車。孫呉兵法曰、有レ巾有レ蓋謂二之

兵不レ能ニ度レ幕輕留。今大發ニ士卒。其勢必得レ所レ欲。是歳。元狩四年也。元狩四年春。上令ニ大將軍青。驃騎將軍去病。將ニ各五萬騎。步兵轉者踵レ軍數十萬。而敢力戰深入之士皆屬ニ驃騎。驃騎始爲下出ニ定襄一當中單于上。捕虜言。單于東。乃更令三驃騎出ニ代郡。令ニ大將軍出ニ定襄。郎中令爲ニ前將軍。太僕爲ニ左將軍。主爵趙食其爲ニ右將軍。平陽侯襄爲ニ後將軍。皆屬ニ大將軍。兵卽度レ幕。人馬凡五萬騎。與ニ驃騎等一咸擊ニ匈奴單于。

屬す。驃騎始めて定襄より出で單于に當ることを爲す。捕虜言ふ、單于東すと。乃ち更に驃騎をして代郡より出でしめ、大將軍をして定襄より出でしめ、郎中令を前將軍と爲し、太僕を左將軍と爲し、主爵(八)趙食其を右將軍と爲し、平陽侯襄を後將軍と爲し、皆大將軍に屬す。兵卽ち幕を度り、人馬凡そ五萬騎なり。驃騎等と咸匈奴單于を擊つ。

(一) 趙信もと匈奴に仕へて翕侯となりしを以て言ふ　(二) 沙漠を渡りて　(三) 輕卒に滯留すること　(四) 希望通りに事を達し得らるべし　(五) 輜重を運轉する者　(六) 軍後に引續く者　(七) 敵中に深く進入する者　(八) 主爵都尉

趙信爲ニ單于一謀曰。漢兵既度レ幕人馬罷。

趙信、單于の爲に謀りて曰く、漢兵既に幕を度り人馬罷る。匈奴坐(一)して收虜す可きのみと。乃ち悉く遠く其輜重を北にす。皆精兵を以て幕北(二)に待つ。而して適く

幷二將控弦萬有餘人一。誅二獟駻一。獲二首虜八千餘級一。降二異國之王三十二人一。戰士不レ離レ傷。十萬之衆咸懷集服。仍與二之勞一。爰及二河塞一。庶二幾無一レ患。幸既永綏矣。以二千七百戶一益二封驃騎將軍一。減二隴西北地上郡戍卒之半一。以寬二天下之繇一。居頃之。乃分二徙降者邊五郡故塞外一。而皆在二河南一。因二其故俗一爲二屬國一。

騎將軍に益封し、隴西、北地、上郡の戍卒の半(五)を減じて、以て天下の繇(六)を寬うせよと。居ること頃之して乃ち降者を邊の五郡故の塞外に分徙(七)す。而して皆河南に在り、其故俗に因りて屬國と爲す。

(一) 衆民 (二) 弓を引くことの堪能なるもの (三) 強暴なる者 (四) 慰勞す、與の字漢書に從ふ (五) 半數 (六) 徭役の負擔 (七) 分ちて移住せしむ

其明年。匈奴入二右北平定襄一。殺二略漢千餘人一。其明年。天子與二諸將一議曰。翕侯趙信爲二單于一畫計。常以爲漢

其明年、匈奴右北平、定襄に入り、漢の千餘人を殺略す。其明年、天子、諸將と議して曰く、翕侯(一)趙信、單于の爲に畫計す。常に以爲らく漢兵幕(二)を度り輕留(三)すること能はじと。今大に士卒を發せば、其勢(四)必ず欲する所を得んと。是歲元狩四年なり。元狩四年春、上、大將軍靑、驃騎將軍去病をして、各〻五萬騎に將たらしむ。步兵(五)轉ずる者(六)軍に踵ぐもの數十萬あり。而して敢へて力戰深入(七)の士皆驃騎に

天子聞之。於是恐其以詐降而襲邊。乃令驃騎將軍將兵往迎之。驃騎既渡河。與渾邪王衆相望。渾邪王裨將見漢軍。而多欲不降者。頗遁去。驃騎乃馳入。與渾邪王相見。斬其欲亡者八千人。遂獨遣渾邪王乘傳。先詣行在所。盡將其衆渡河。降者數萬。號稱十萬。既至長安。天子所以賞賜者數十巨萬。封渾邪王萬戸爲漯陰侯。封其裨王呼毒尼爲下麾侯。鷹庇爲煇渠侯。禽梨爲河綦侯。大當戸銅離爲常樂侯。

に長安に至る。天子賞賜する所以の者數十巨萬なり。渾邪王を萬戸に封じて漯陰侯と爲し、其裨(七)王呼毒尼を封じて下麾侯と爲し、鷹庇を煇渠侯と爲し、禽梨を河綦侯と爲し、大當戸銅離を常樂侯と爲す。

(一)迎へ遮らしめ　(二)待受く　(三)官名　(四)傳馬　(五)上聞す　(六)遙かに相對して陣す　(七)小王

於是天子嘉驃騎之功曰。驃騎將軍去病率師攻匈奴。西域王渾邪王。及厥衆萌咸相犇率。以軍糧接食。

是に於て天子、驃騎の功を嘉して曰く、驃騎將軍去病師を率ゐ匈奴を攻め、西域王、渾邪王、及び厥の衆萌(一)咸く相犇りて率ゐ、軍糧を以て食を接ぎ、控弦(二)萬有餘人を并せ將ゐて、(三)猇驛を誅し、首虜を獲たるもの八千餘級、異國の王を降すもの三十二人、戰士傷に離らず。十萬の衆咸く懷きて集服す。仍りて之が勞(四)を興す。爰(五)に河塞に及ぶまで、患無きに庶幾し。幸に既に永く綏からん。千七百戸を以て驃

校尉僕多有レ功。封爲二煇渠侯一。合騎侯敖坐下行留不中與二驃騎一會上。當レ斬。贖爲二庶人一。諸宿將所レ將士馬兵。亦不レ如二驃騎一。驃騎所レ將常選。然亦敢深入。常與二壯騎一先二其大將軍一。軍亦有二天幸一。未二嘗困絶一也。然而諸宿將常坐二留落不遇一。由レ此驃騎日以親貴。比二大將軍一。

其秋。單于怒下渾邪王居二西方一。數爲レ漢所レ破亡二數萬人一。以中驃騎之兵上也。單于怒。欲三召誅二渾邪王一。渾邪王與二休屠王等一謀。欲レ降レ漢。使下人先遣レ使向二邊境一。要中遮漢人上。令下報二天子一要上レ邊。是時太行李息將レ城二河上一。得二渾邪王使一。即馳レ傳以聞。

其秋、單于、渾邪王西方に居り、數〻漢の爲に破られ數萬人を亡へること、驃騎の兵を以てなるを怒る。單于怒りて召して渾邪王を誅せんと欲す。渾邪王、休屠王等と謀りて漢に降らんと欲し、人をして先づ使を遣し、邊境に向ひ漢人を要遮せしめ(一)、天子に報じて邊に要せしむ(二)。是時太行(三)李息將に河上に城かんとし、渾邪王の使を得たり。即ち傳(四)を馳せて以聞す(五)。天子之を聞き、是に於て其の詐を以て降らんことを恐る。乃ち驃騎將軍をして兵を將ゐて往きて之を迎へしむ。驃騎既に河を渡り、渾邪王の衆と相望む(六)。渾邪王の裨將、漢の軍を見て、而して降らざることを欲する者多く、頗る遁去す。驃騎乃ち馳入り渾邪王と相見る。其の亡げんと欲する者八千人を斬る。遂に獨渾邪王をして傳に乘じ、先づ行在所に詣らしむ。盡く其衆を將ゐて河を渡る。降る者數萬なり。號して十萬と稱す。既

山一。得二酋涂王一。以レ衆降者二千五百人。斬首虜三萬二百級。獲二五王五王母。單于閼氏。王子五十九人。相國。將軍。當戶。都尉。六十三人一。師大率減二什三一。益二封去病五千戶一。賜二校尉從至二小月氏一。爵左庶長上。鷹擊司馬破奴再從二驃騎將軍一。斬二遬濮王一。捕二稽且王子騎將一。得二王王母各一人一。王子以下四十一人一。捕虜三千三百三十人。前行捕虜千四百人。以二千五百戶一封二破奴一爲二從驃侯一。校尉句王高不識從二驃騎將軍一。捕二呼于居王。王子以下十一人一。捕虜千七百六十八人。以二千一百戶一封二不識一爲二宜冠侯一。

一人を得、捕虜三千三百三十人、前行の捕虜千四百人ありき。千五百戶を以て破奴を封じて從驃侯と爲せ。校尉句王高不識、驃騎將軍に從ひ、呼于居王、王子以下十一人を捕へ、捕虜千七百六十八人あり。千一百戶を以て不識を封じて宜冠侯と爲せ。校尉僕多く功有り、封じて煇渠侯と爲せと。合騎侯敖は行留して驃騎と會はざるに坐し、斬に當す。贖ひて庶人と爲る。諸宿將の將ゐる所の士馬兵も亦驃騎に如かず。驃騎の將ゐる所は常に選ぶ。然して亦敢へて深く入り、(七)常に壯騎と其大將軍に先だつ。軍も亦天幸有り(八)、未だ嘗て困絕せざりき。然り而して諸宿(九)將は常に留落不遇に坐し(一〇)、此に由りて驃騎日に以て親貴せられ、大將軍に比す。

(一) 道に迷ひて　(二) 河の名　(三) 一に天山。甘州の張掖の西南二百里に在り　(四) 匈奴の皇后　(五) 爵の名　(六) 前列　(七) 深く敵地に入り　(八) 天の佑けあり　(九) 戰に經驗ある大將　(一〇) 落ちぶれ不仕合なりき

殺二折蘭王。斬二盧胡王。誅二全甲一執二渾邪王子及相國都尉。首虜八千餘級。收二休屠祭レ天金人。益二封去病二千戶。其夏。驃騎將軍與二合騎侯敖一俱出二北地一異レ道。博望侯張騫郞中令李廣。俱出二右北平一異レ道。皆擊二匈奴。郞中令將二四千騎一先至。博望侯將二萬騎一在レ後至。匈奴左賢王將二數萬騎一圍二郞中令。郞中令與戰二日。死者過半。所レ殺亦過當。博望侯坐二行留。當レ斬。贖爲二庶人一。

匈奴の兵引去る。博望侯行留る(五)に坐し、斬に當す。贖ひて庶人と爲る。

(一)兵士 (二)恐れる (三)全身武裝せる精兵 (四)手に入る (五)軍に行きて遲れて期に會はざる罪に坐し

而驃騎將軍出二北地。已遂深入。與二合騎侯一失レ道不二相得。驃騎將軍踰二居延。至二祁連山。捕首虜甚多。天子曰。驃騎將軍踰二居延。遂過二小月氏。攻二祁連

而して驃騎將軍北地より出で、已に遂に深く入り、合騎侯と道(一)を失ひて相得ず。驃騎將軍居延(二)を踰え、祁連山(三)に至り、捕首虜甚だ多し。天子曰く、驃騎將軍居延を踰え、遂に小月氏に過る。祁連山を攻め、酋涂王を得、衆を以て降る者二千五百人、斬首虜三萬二百級、五王、五王の母、單于の閼氏(四)、王子五十九人、相國、將軍、當戶、都尉、六十三人を獲、師大率什が三を減ず。去病に五千戶を益封し、校尉の從ひて、小月氏に至りしものに爵(五)左庶長を賜へ。鷹擊、司馬、破奴再び驃騎將軍に從ひ、遬濮王を斬り、稽且王の子、騎將を捕へ、王、王の母各〻一人、王子以下四十

金一。爲二王夫人親壽一。大將軍乃以二五百金一爲レ壽。天子聞レ之問二大將軍一。大將軍以レ實言。上乃拜二寗乘一爲二東海都尉一。張騫從二大將軍一。以下嘗使二大夏一。留二匈奴中一久上。導レ軍知下善二水草一處上。軍得三以無二饑渇一。因下前使二絕國一功上。封二騫博望侯一。

冠軍侯去病既侯三歲。元狩二年。春。以二冠軍侯去病一爲二驃騎將軍一。將二萬騎一出二隴西一。有レ功。天子曰。驃騎將軍率二戎士一。踰二烏盭一討二遫濮一。涉二狐奴一。歷二五王國一。輜重人衆。懾慴者弗レ取。冀獲二單于子一。轉戰六日過二焉支山一。千有餘里。合二短兵一

冠軍侯去病既に侯たる三歲、元狩二年春、冠軍侯去病を以て、驃騎將軍と爲す。萬騎を將ゐて隴西より出で、功有り。天子曰く、驃騎將軍戎士(一)を率ゐ、烏盭を踰え遫濮を討ち、狐奴を涉り、五王の國を歷、輜重人衆、懾慴(二)する者は取らず、冀ど單于の子を獲んとし、轉戰六日にして、焉支山を過ぐること千餘里、短兵を合し折蘭王を殺し、盧胡王を斬り、全甲(三)を誅し、渾邪王の子及び相國都尉を執へ、首虜八千餘級あり、休屠の天を祭る金人を收む(四)。去病に二千戶を益封せよと。其夏驃騎將軍、合騎侯敖と倶に北地より出で道を異にす。博望侯張騫、郎中令李廣、倶に右北平より出で道を異にす。皆匈奴を擊つ。郎中令四千騎を將ゐて先に至り博望侯萬騎を將ゐて後に在りて至る。匈奴の左賢王數萬騎を將ゐ、郎中令を圍む。郎中令與に戰ふこと二日にして、死者過半なり。殺す所も亦過當す、博望侯至る。

子曰。嫖姚校
尉去病。斬首
虜二千二十
八級。及相國
當戶。斬二單于
大父行籍若
侯產一。生二捕季
父羅姑比一。再
冠二軍以二千六
百戶一封二去病一
爲二冠軍侯一。上
谷太守郝賢
四從二大將軍一。
捕二斬首虜二
千餘人一。以二千
一百戶一封レ賢
爲二衆利侯一。是
歲。失二兩將軍軍一。亡二翕侯一。軍功不レ多。故大將軍不レ益レ封。右將軍建至。天子不レ誅。赦二其罪一贖爲二
庶人一。大將軍既還。賜二千金一。是時王夫人方幸二於上一。甯乘說二大將軍一曰。將軍所下以功未二甚多一
身食二萬戶一。三子皆爲レ侯者。徒以二皇后故一也。今王夫人幸。而宗族未二富貴一。願將軍奉二所レ賜千

其罪を赦し贖ひて庶人と爲る。大將軍既に還る。千金を賜ふ。是時王夫人方に上に幸せらる。甯乘、大將軍に說きて曰く、將軍は功未だ甚だ多からず、身萬戶を食み、三子皆侯と爲る所以の者、徒に皇后の故を以てなり。(四)今王夫人幸せられ、而して宗族未だ富貴ならず。願くは將軍の賜はる所の千金を奉じ、王夫人の親の(五)壽を爲せと。大將軍乃ち五百金を以て壽を爲す。天子之を聞き大將軍に問ふ。大將軍實を以て言す。上乃ち甯乘を拜して東海の都尉と爲す。張騫、大將軍に從ひ嘗て大夏に使し、匈奴中に留る久しきを以て、軍を導き水草に善き處を知る。(六)軍以て饑渇すること無きを得たり。前に絕國に使せし功に因りて、(七)騫を博望侯に封ず。

(一) 輕き出で立ちの勇ましき騎兵 (二) 大軍を後にして (三) 大父は祖父大父にはあらざるも祖父の年輩に當る者にいふ (四) 兄弟なる故を以てなり (五) 祝壽 (六) 水草多く宿陣に都合よき處 (七) 絕遠の外國

軍。大將軍問其罪正閎長史安。議郎周霸等。建當云何。霸曰。自大將軍出。未嘗斬裨將。今建弃軍。可斬以明將軍之威。閎安曰。不然。兵法小敵之堅。大敵之禽也。今建以數千當單于數萬。力戰一日餘。士盡不敢有二心。自歸。自歸而斬之。是示後無反意也。不當斬。大將軍曰。青幸得以肺腑待罪行間。不患無威。而霸說我以明威。甚失臣意。且使臣職雖當斬將。以臣之尊寵。而不敢自擅專誅於境外。而具歸天子。天子自裁之。於是以見爲人臣不敢專權。不亦可乎。軍吏皆曰。善。遂囚建詣行在所。入塞罷兵。

是歲也。大將軍姊子霍去病年十八。幸爲天子侍中。善騎射。再從大將軍。大將軍受詔。與壯士爲剽姚校尉。與輕勇騎八百。直弃大軍數百里赴利。斬捕首虜過當。於是天

是歲や、大將軍の姊の子霍去病年十八、幸せられ天子の侍中と爲る。騎射を善くす。再び大將軍に從ふ。大將軍詔を受け、壯士を與へ、剽姚校尉と爲し、輕勇の騎八百と、直ちに大軍を弃て、數百里にして利に赴き、首虜を斬捕する過當す。是に於て天子曰く、剽姚校尉去病斬首虜二千二十八級、及び相國當戶單于の大父行の籍若侯產を斬り、季父羅姑比を生捕す。再び軍に冠たり。千六百戶を以て去病を封じて冠軍侯と爲せ。上谷の太守郝賢四たび大將軍に從ひ、首虜二千餘人を捕斬す。千一百戶を以て賢を封じて衆利侯と爲せと。是歲、兩將軍の軍を失ひ、翕侯を亡ひ、軍功多からず。故に大將軍に益封せず。右將軍建至る。天子誅せず、

將軍一。斬レ首數千級而還。月餘、悉復出二定襄一擊二匈奴一。斬首虜萬餘人。右將軍建。前將軍信。并軍三千餘騎。獨逢二單于兵一。與戰一日餘、漢兵且レ盡。前將軍故胡人。降爲二翕侯一。見レ急匈奴誘レ之。遂將三其餘騎可二八百一。犇降二單于一。右將軍蘇建盡亡二其軍一。獨以レ身得三亡去自歸二大將

云何と。霸曰く、大將軍出でしより、未だ嘗て裨將を斬らず。今建、軍を弃つ。斬りて以て將軍の(五)威を明す可しと。閎安曰く、然らず。兵法に(六)小敵の堅は大敵の禽なりと。今建數千を以て單于の數萬に當り、力戰すること一日餘にして、士盡く敢へて(七)二心有らずして(八)自歸す。自歸して之を斬るは、是れ(九)後に反意無きことを示すなり、斬る當からずと。大將軍曰く、青幸に(一〇)肺腑を以て罪を行間に待つを得たり、威無きを患へず。而して霸我に說くに威を明すを以てす。甚だ(一一)臣たるの意を失ふ。且つ使臣の職、當に將を斬るべしと雖ども、臣の尊寵を以てして、敢へて自ら(一二)擅に誅を境外に專らにせず、而して具に天子に歸し、天子自ら之を(一三)裁せん。是に於て、以て人臣と爲りて敢へて權を專らにせざるを見すも、亦可ならず乎と。軍吏皆曰く、善しと。遂に建を囚へて行在所に詣り、塞に入り兵を罷む。

(一) 一月餘り (二) 匈奴生れの人 (三) 急場なるを見 (四) 部將 (五) 威權を軍中に明かに示すべし (六) 小敵の堅固なる者は却って大敵の捕虜となるものなり (七) ふた心 (八) 自身歸來りて處分を仰ぐ (九) 天下後世に反意無きことを立證する所以なり (一〇) 漢王の薄緣 (一一) 人臣たるの主意に反す (一二) 國境外 (一三) 罪を裁決せん

獲レ王。以二千三百戸一封レ賀爲二南窌侯一。輕車將軍李蔡再從二大將軍一獲レ王。以二千六百戸一封レ蔡爲二樂安侯一。校尉李朔。校尉趙不虞。校尉公孫戎奴。各三從二大將軍一獲レ王。以二千三百戸一封レ朔爲二涉軹侯一。以二千三百戸一封二不虞一爲二隨成侯一。以二千三百戸一封二戎奴一爲二從平侯一。將軍李沮。李息。及校尉豆如意有レ功。賜二爵關內侯一。食邑各三百戸一。

其秋。匈奴入レ代。殺二都尉朱英一。其明年。春。大將軍青出二定襄一。合騎侯敖爲二中將軍一。太僕賀爲二左將軍一。翕侯趙信爲二前將軍一。衞尉蘇建爲二右將軍一。郎中令李廣爲二後將軍一。左內史李沮爲二彊弩將軍一。咸屬二大

其秋、匈奴代に入り、都尉朱英を殺す。其明年春、大將軍青定襄より出で、合騎侯敖中將軍と爲り、太僕賀左將軍と爲り、翕侯趙信前將軍と爲り、衞尉蘇建右將軍と爲り、郎中令李廣後將軍と爲り、左內史李沮彊弩將軍と爲り、咸く大將軍に屬す。首を斬ること數千級にして還る。(一)月餘にして、悉く復た定襄より出で匈奴を擊ち、斬首虜萬餘人なりき。右將軍建、前將軍信、幷びに軍三千餘騎にて、獨單于の兵に逢ひ、與に戰ふこと一日餘なり。漢兵且に盡きんとす。前將軍故胡(二)人なり。降りて翕侯と爲る。(三)急を見匈奴之を誘ふ。遂に其餘騎八百可を將ゐ、犇りて單于に降る。右將軍蘇建盡く其軍を亡ひ、獨身を以て亡げ去り自ら大將軍に歸することを得たり。大將軍其罪を正閎、長史安、議郎周霸等に問ふ。建が當

天子曰。我非レ忘二諸校尉功一也。今固且レ圖レ之。乃詔二御史一曰。護軍都尉公孫敖三從二大將軍一。擊二匈奴一。常護レ軍傳レ校獲レ王。以二千五百戶一封レ敖爲二合騎侯一。都尉韓說從二大將軍一。出二窳渾一。至二匈奴右賢王庭一。爲二麾下一搏戰獲レ王。以二千三百戶一封レ說爲二龍頟侯一。騎將軍公孫賀從二大將軍一

天子曰く、我れ諸校尉の功を忘れたるに非らず。今固より且に之を圖らんとすと。(一)乃ち御史に詔して曰く、護軍都尉公孫敖三たび大將軍に從ひ、匈奴を擊ち、常に軍を護し、(二)校を傳け王を獲たり。千五百戶を以て敖を封じて合騎侯と爲せ。都尉韓說、大將軍に從ひ、窳渾より出で、匈奴の右賢王の庭(三)に至り、麾下と爲りて博戰して王を獲たり。千三百戶を以て說を封じて龍頟侯と爲せ。騎將軍公孫賀、大將軍に從ひ王を獲たり。千三百戶を以て賀を封じて南窌侯と爲せ。輕車將軍李蔡再び大將軍に從ひ王を獲たり。千六百戶を以て蔡を封じて樂安侯と爲せ。校尉李朔校尉趙不虞、校尉公孫戎奴、各々三たび大將軍に從ひ(四)王を獲たり。千三百戶を以て朔を封じて涉軹侯と爲せ。千三百戶を以て不虞を封じて隨成侯と爲せ。千三百戶を以て戎奴を封じて從平侯と爲せ。將軍李沮、李息、及び校尉豆如意功有り、爵關內侯、食邑各々三百戶を賜へと。

(一) 諸校尉の職功を論じ賞賜せんとす (二) 諸將を隨へて善く戰ひ (三) 役所、古は天子より地方官に至るまで凡て事を治むる處をいふ (四) 王卽ち匈奴の頭目を捕虜とせり

將軍。出二右北平一。咸擊二匈奴一。匈奴右賢王當二衛青等兵一。以爲漢兵不レ能レ至レ此。飲醉。漢兵夜至圍二右賢王一。右賢王驚夜逃。獨與二其愛妾一人。壯騎數百一。馳潰レ圍北去。漢輕騎校尉郭成等。逐數百里不レ及。得二右賢裨王十餘人。衆男女萬五千餘人。畜數千百萬一。於レ是引レ兵而還至レ塞。天子使下使者持二大將軍印一。卽二軍中一。拜二車騎將軍青一爲中大將軍上。諸將皆以レ兵屬二大將軍一。大將軍立レ號而歸。天子曰。大將軍青躬率二戎士一。師大捷。獲二匈奴王十有餘人一。益二封青六千戸一。而封二青子伉一爲二宜春侯一。青子不疑爲二陰安侯一。青子登爲二發干侯一。青固謝曰。臣幸得レ待二罪行間一。賴二陛下神靈一。軍大捷。皆諸校尉力戰之功也。陛下幸已益二封臣青一。臣青子在二襁保中一。未レ有二勤勞一。上幸列レ地。封爲二三侯一。非下臣待二罪行間一。所二以勸レ士力戰一之意上也。伉等三人何敢受レ封。

に六千戸を益封せよ。而して青の子伉を宜春侯と爲し、青の子不疑を陰安侯と爲し、青の子登を發干侯と爲せと。青固く謝して曰く、臣幸に罪(六)を行間に待つことを得、陛下の神靈(七)に賴り、軍大に捷てり。皆諸校尉力戰の功なり。陛下幸に已に臣青を益封す。臣青の子襁褓(八)の中に在り、未だ勤勞有らず。上幸に地を列き、封じて三侯と爲す。臣、罪を行間に待ち、士を勸めて力戰する所以の意に非らざるなり。伉等三人何ぞ敢へて封を受けんと。

(一)從屬し　(二)對陣す　(三)强く勇ましき騎兵　(四)副王　(五)貴き官號、一說大將軍の號令　(六)軍中に御用を務むることを得　(七)御威光　(八)むつき、幼少なるをいふ

其明年。匈奴大入二代定襄上郡一。殺二略漢數千人一。其明年。元朔之五年。春。漢令二車騎將軍青將二三萬騎一。出二高闕一。衞尉蘇建爲二游擊將軍一。左內史李沮爲二彊弩將軍一。太僕公孫賀爲二騎將軍一。代相李蔡爲二輕車將軍一。皆領二屬車騎將軍一。倶出二朔方一。大行李息。岸頭侯張次公爲二

其明年、匈奴大に代の定襄、上郡に入り、漢の數千人を殺略す。其明年、元朔の五年春、漢、車騎將軍靑をして三萬騎を將ゐ、高闕より出で、衞尉蘇建を游擊將軍と爲し、左內史李沮を彊弩將軍と爲し、太僕公孫賀を騎將軍と爲し、代の相李蔡を輕車將軍と爲し、皆車騎將軍に領屬し(一)、倶に朔方より出で、大行李息、岸頭侯張次公を將軍と爲し、右北平より出で、咸匈奴を擊たしむ。匈奴の右賢王、衞靑等の兵に當る(二)。以爲らく漢兵此に至ること能はざらんと。飮みて醉ふ。漢兵夜至りて右賢王を圍む。右賢王驚き、夜逃げ、獨其愛妾一人(三)、壯騎數百と、馳せて圍を潰し北に去る。漢の輕騎校尉郭成等、逐ふこと數百里にして及ばず。右賢王の裨王(四)十餘人、衆男女萬五千人、畜數千百萬を得たり。是に於て兵を引きて還り塞に至る。天子、使者をして大將軍の印を持し、軍中に卽きて、車騎將軍靑を拜して大將軍と爲さしむ。諸將皆兵を以て大將軍に屬す。大將軍號(五)を立てゝ歸る。天子曰く、大將軍靑、躬ら戎士を率ゐて、師大に捷ち、匈奴王十有餘人を獲たり、靑

樓煩王。遂以河南地爲朔方郡。以三千八百戸封青爲長平侯。青校尉蘇建有功。以千一百戸封建爲平陵侯。使建築朔方城。青校尉張次公有功。封爲岸頭侯。天子曰。匈奴逆天理。亂人倫。暴長虐老。以盜竊爲務。行詐諸蠻夷。造謀籍兵。數爲邊害。故興師遣將。以征厥罪。詩不云乎。薄伐玁狁。至于太原。出車彭彭。城彼朔方。今車騎將軍青度西河。至高闕。獲首虜二千三百級。車輜畜產。畢收爲鹵。已封爲列侯。遂西定河南地。按楡谿舊塞。絕梓領。梁北河。討蒲泥。破符離。斬輕銳之卒。捕伏聽者三千七十一級。執訊獲醜。驅馬牛羊百有餘萬。全甲兵而還。益封青三千戸。其明年。匈奴入殺代郡太守友。入略雁門千餘人。

已に封じて列侯と爲す。遂に西のかた河南の地を定め、楡谿の舊塞を按じ、梓領を絶り北河に梁し、蒲泥を討ち符離を破り、輕鋭の卒を斬り、伏聽(一三)の者を捕ふる三千七十一級、執訊(一四)し、醜を獲、馬牛羊を驅ること百有餘萬にして、甲兵(一五)を全くして還る。青に三千戸を益封せよと。其明年匈奴入りて代郡の太守友を殺し、入りて雁門の千餘人を略す。

(一) 皇子を生む　(二) 捕虜とし物を掠奪す　(三) 平定し　(四) 自然の天理にもとり、人倫五常の道を亂り　(五) 仕事と爲し　(六) 援兵を借り　(七) 邊境の害を爲す　(八) 詩經小雅六月篇　(九) 衆車の響く聲　(一〇) 北方　(一一) 車輜重牛羊等　(一二) 分捕品　(一三) 偵察兵　(一四) 敵兵を執へて訊問して敵狀を探り、身分賤しき者はそのまゝ捕虜とし　(一五) 甲冑兵器を少しも損せずして

衞夫人有レ男。立爲二皇后一。其秋。青爲二車騎將軍一。出二雁門一。三萬騎擊二匈奴一。斬首虜數千人。明年。匈奴入殺二遼西太守一。虜二略漁陽二千餘人一。敗二韓將軍軍一。漢令二將軍李息擊レ之出二代一。令三車騎將軍青出二雲中以西一。至二高闕一。遂略二河南地一。至二于隴西一。捕二首虜數千。畜數十萬一。走二白羊

門より出で、三萬騎もて匈奴を擊ち、斬首虜數千人あり。明年匈奴入りて、遼西の太守を殺し、漁陽の二千餘人を虜略(一)し、韓將軍の軍を敗る。漢、將軍季息をして之を擊ちて代より出でしめ、車騎將軍青をして、雲中以西より出でしめ、高闕に至り、遂に河南の地を略し(二)、隴西に至り、首虜數千、畜數十萬を捕へ、白羊樓煩王を走らしめ、遂に河南の地を以て朔方郡と爲す。三千八百戸を以て、青を封じて長平侯と爲す。青の校尉蘇建功有り。千一百戸を以て、建を封じて平陵侯と爲し、建をして朔方城を築かしむ。青の校尉張次公功有り。封じて岸頭侯と爲す。天子曰く、匈奴(三)天理に逆ひ、人倫を亂り、長を暴し老を虜し、盜竊を以て務(四)と爲し、詐を諸蠻夷に行ひ、謀を造し(五)兵を籍り、數々邊害(六)を爲す。故に師を興し將を遣り、以て厥の罪を征す。詩に(七)云はず乎、薄か玁狁を伐ち、太原に至る。車を出だすこと(八)彭彭たり。彼の朔方に(九)城くと。今車騎將軍青西河を度り、高闕に至り、首虜を獲ること二千三百級にして、車輜畜產(一〇)、畢く收めて鹵(一一)と爲す。

青時給事建章。未知名。大長公主執囚青。欲殺之。其友騎郎公孫敖。與壯士篡取之。以故得不死。上聞乃召青。爲建章監侍中。及同母昆弟貴。賞賜數日間累千金。孺爲太僕公孫賀妻。少兒故與陳掌通。上召貴掌。公孫敖由此益貴。子夫爲夫人。青爲太中大夫。元光五年。青爲車騎將軍。擊匈奴出上谷。太僕公孫賀爲輕車將軍。出雲中。太中大夫公孫敖爲騎將軍。出代郡。衞尉李廣爲驍騎將軍。出雁門。軍各萬騎。青至龍城。斬首虜數百。騎將軍敖亡七千騎。衞尉李廣爲虜所得。得脫歸。皆當斬。贖爲庶人。賀亦無功。

て掌を貴くす。公孫敖此に由りて益〻貴し。子夫夫人と爲り、青、太中大夫と爲る。元光五年、青、車騎將軍と爲り、匈奴を擊ち、上谷より出で、太僕公孫賀、輕車將軍と爲り、雲中より出で、太中大夫公孫敖騎將軍と爲り、代郡より出で、衞尉李廣、驍騎將軍と爲り、雁門より出づ。軍各〻萬騎なりき。青、龍城に至り、斬首虜數百あり、(九)騎將軍敖七千騎を亡ひ、衞尉李廣虜の爲に得らる。(一〇)脫歸することを得たり。皆斬に當す。贖ひて庶人と爲る。(一一)賀も亦功無し。

(一) 平陽侯の從騎となり　(二) 武帝　(三) 懷妊せる　(四) 建章宮　(五) 執へて　(六) 奪ひ取る　(七) 宮中の車馬を監督することを掌る官　(八) 陳平の曾孫　(九) 首を斬り捕虜にしたる人數　(一〇) 捕虜にせらる　(一一) 平民

元朔元年。春。

元朔元年春、衞夫人男有り。(一二)立ちて皇后と爲る。其秋、青、車騎將軍と爲る。雁

長女衛孺。次女少兒。次女卽子夫。後子夫男弟步廣。皆冒衛氏。青爲侯家人。少時歸其父。其父使牧羊。先母之子。皆奴畜之。不以爲兄弟數。青嘗從入至甘泉居室。有一鉗徒。相青曰。貴人也。官至封侯。青笑曰。人奴之生。得毋笞罵卽足矣。安得封侯事乎。

(一)地名 (二)小役人 (三)衛は婦人の姓、或ひは別に夫ありて其姓なりともいふ、媼は老少を通じて婦人の稱 (四)景帝の女、武帝の姉、平陽侯の夫人 (五)他姓を名乘りて (六)男兄弟 (七)父の手許に在り (八)奴隷扱ひにして畜ふ (九)數の中に入れず (一〇)漢書に人とあり (一一)一人の懲役囚 (一二)人相を觀て (一三)一生涯笞に撃たれ罵倒せらるゝこと無ければそれで申分なし

青壯爲侯家騎。從平陽主。建元二年。春。青姉子夫。得入宮幸上。皇后堂邑大長公主女也。無子妬。大長公主聞衛子夫幸有身妬之。乃使人捕青。

青壯にして(一)侯家の騎と爲り、平陽主に從ふ。建元二年春、青の姉子夫、宮に入り(二)上に幸せらるゝことを得たり。皇后は堂邑の大長公主の女なり。子無くして妬む。大長公主、衛子夫の幸せられて(三)身める有るを聞き之を妬む。乃ち人をして青を捕へしむ。青時に(四)建章に給事し、未だ名を知られず。大長公主、青を(五)執囚して之を殺さんと欲す。其友騎郎公孫敖、壯士と之を(六)簒取す。故を以て死せざることを得たり。上聞きて乃ち青を召し、建章監の侍中と爲す。同母昆弟貴に及び、賞賜數日の間千金を累ぬ。孺、(七)太僕公孫賀の妻と爲る。少兒(八)故陳掌と通ず。上召し

大將軍衞青者。平陽人也。其父鄭季爲レ吏。給二事平陽侯家一。與二侯妾衞媼一通生レ青。青同母兄衞長子。而姉衞子夫。自二平陽公主家一。得レ幸二天子一。故冒レ姓爲二衞氏一。字仲卿。長子更。字長君。長君母號爲二衞媼一。媼

卷百十一

衞將軍驃騎列傳第五十一

大將軍衞青は、平陽(一)の人なり。其父鄭季吏(二)と爲り、平陽侯の家に給事す。侯の妾衞媼(三)と通じて青を生む。青の同母の兄衞長子、而して姉の衞子夫、平陽公主の家(四)より、天子に幸せらるゝことを得たり。故に姓を冒(五)して衞氏と爲る。字は仲卿。長子更字は長君、長君の母號して衞媼と爲す。媼の長女は、衞孺、次女は少兒、次女は卽ち子夫なり。後子夫の男弟歩廣(六)、皆衞氏を冒す。青、侯の家人と爲り、少き時其父に歸(七)す。其父、羊を牧せしむ。先母の子皆之を奴畜(八)し、以て兄弟の數(九)と爲さず。青嘗て從ひて入り甘泉の居室(一〇)に至る。一鉗徒(一一)有り、青を相(一二)して曰く、貴人なり。官、封侯に至らんと。青笑ひて曰く、人之を奴とす。生(一三)笞罵せらるゝこと毋きを得ば卽ち足らん。安んぞ封侯の事を得ん乎。

主因以決ㇾ策。是以建ㇾ功不ㇾ深。堯雖ㇾ賢。興二事業一不ㇾ成。得ㇾ禹而九州寧。且欲ㇾ興二聖統一。唯在ㇾ擇二任將相一哉。唯在ㇾ擇二任將相一哉。

與二貳師將軍一接戰。貳師乃解而引歸。與二單于一連戰十餘日。貳師聞下其家以二巫蠱一族滅上。因幷レ衆降二匈奴一。得二來還一千人一兩人耳。游擊說無レ所レ得。因杅數與二左賢王一戰。不レ利引歸。是歲。漢兵之出擊二匈奴一者。不レ得レ言二功多少一。功不レ得レ御。有レ詔捕二太醫令隨但一。言二貳師將軍家室族滅一。使二廣利得レ降二匈奴一。

太史公曰。孔氏著二春秋一。隱桓之間則章。至二定哀之際一則微。爲三其切二當世之文一而罔レ襃。忌諱之辭也。世俗之言二匈奴一者。患下其徼二一時之權一。而務讇納二其說一。以便二偏指一。不レ參二彼已一。將率席二中國廣大一氣奮。人

太史公曰く、孔子春秋を著すに、隱桓(一)の間は、則ち章かなり。定哀(二)の際に至りては、則ち微(三)なり。其の當世の文を切(四)にする爲にして襃(五)すること罔し。忌諱の辭なり。世俗の匈奴を言ふ者、其一時の權(六)を徼めて、而して務めて讇ひて其說を納れ、以て偏指(七)に便にして、彼己(八)を參せざるを患ふ。將率、中國の廣大に席り(九)て、氣奮ふ。人主因りて以て策(一〇)を決す。是を以て功を建つること深からず。堯賢なりと雖も、事業を興すこと成らず。禹を得て九州寧し。且つ聖統(一一)を興さんと欲せば、唯擇みて將相に任ずる(一二)に在る哉。唯擇みて將相に任ずるに在る哉。

(一) 隱公と桓公と　(二) 定公と哀公と　(三) 隱微なり　(四) 近切　(五) 褒貶　(六) 權宜　(七) 一方に偏りたる方針に便利ならんことを主として　(八) 匈奴と漢と　(九) 根據として　(一〇) 計劃を定む　(一一) 天子の統業　(一二) 事を任ずるに限るかな

所レ得。又使下騎都尉李陵將二步騎五千人一。出中居延北千上餘里。與二單于一會。合戰。陵所二殺傷一。萬餘人。兵及食盡。欲二解歸一。匈奴圍レ陵。陵降二匈奴一。其兵遂沒。得レ還者四百人。單于乃貴レ陵。以二其女一妻レ之。後二歲。復使下貳師將軍將二六萬騎步兵十萬一。出二朔方一。彊弩都尉路博德將二萬餘人一。與二貳師一會。游擊將軍說將二步騎三萬人一。出二五原一。因杅將軍敖將二萬騎步兵三萬人一。出中雁門上。匈奴聞悉遠二其累重於余吾水北一。而單于以二十萬騎一待二水南一。

り出で、因杅將軍敖萬騎步兵三萬人を將る、雁門より出でしむ。匈奴聞きて悉く其累重(四)を余吾水の北に遠ざく。而して單于十萬騎を以て水南に待ち、貳師將軍と接戰す。貳師乃ち解きて引歸る。單于と連戰すること十餘日す。貳師、其家巫蠱(五)を以て族滅せらると聞き、因りて衆を幷せ、匈奴に降る。來り還るを得たるもの、千人に一兩人ありしのみ。(六)游擊說得る所無し。因杅敖、左賢王と戰ひ、利あらずして引き歸る。是歲漢兵の出でて匈奴を擊つ者、功の多少を言ふを得ず。(七)功御するを得ざればなり。詔有りて、太醫の令隨但を捕ふ。貳師將軍の家室の族滅せらるゝを言ひて、廣利をして匈奴に降ることを得しむと。

(一) 死する者十人中の六七人に及べり (二) 何等の戰功なし (三) 殆んど全滅す (四) 妻子資產 (五) 自分の家族が巫蠱の事件によりて一族悉く誅せらると聞き (六) 游擊將軍の韓說 (七) 漢の制度として軍功の受賞に相當せざればなり

讐。春秋大レ之。是歲太初四年也。且鞮侯單于既立。盡歸二漢使之不レ降者一。路充國等得レ歸。單于初立。恐二漢襲一レ之。乃自謂我兒子。安敢望二漢天子一。漢天子我丈人行也。漢遣二中郎將蘇武一。厚レ幣賂二遺單于一。單于益驕。禮甚倨。非二漢所一レ望也。

其明年。浞野侯破奴得レ亡歸レ漢。其明年。漢使下貳師將軍廣利。以二三萬騎一出中酒泉上。擊二右賢王於天山一。得二胡首虜萬餘級一而還。匈奴大圍二貳師將軍一。幾不レ脫。漢兵物故什六七。漢復使下因杅將軍敖出二西河一。與二彊弩都尉一會中涿涂山上。毋レ

其明年、浞野侯破奴亡げて漢に歸ることを得たり。其明年、漢、貳師將軍廣利をして、三萬騎を以て酒泉より出でしめ、右賢王を天山に擊ち、胡の首虜萬餘級を得て還る。匈奴大に貳師將軍を圍み、幾ど脫せず。漢兵物故(一)する什が六七なりき。漢復た因杅將軍敖をして、西河より出で、彊弩都尉と涿涂山に會せしむ。(二)得る所毋し。又騎都尉李陵をして、步騎五千人を將ゐ、居延の北に出でしむこと千餘里にして、單于と會し合戰す。陵の殺傷せらるゝ萬餘人にして、兵及び食盡き解歸せんと欲す。匈奴、陵を圍む。陵、匈奴に降る。其兵(三)遂に沒す。還ることを得る者四百人なりき。單于乃ち陵を貴みて其女を以て之に妻す。後二歲にして、復た貳師將軍をして、六萬騎步兵十萬を將ゐ、朔方より出でしめ、彊弩都尉路博德萬餘人を將ゐ、貳師と會し、游擊將軍說步騎三萬人を將ゐて五原よ

軍破二大宛一。斬二其王一而還。匈奴欲レ遮レ之。不レ能レ至。其冬。欲レ攻二受降城一。會二單于病死一。呴犂湖單于立一歳死。匈奴乃立二其弟左大都尉且鞮侯一爲二單于一。漢既誅二大宛一。威震二外國一。天子意欲二遂困ヒ胡。乃下レ詔曰。高皇帝遺二朕平城之憂一。高后時。單于書絕悖逆。昔齊襄公復二九世之

こと能はず。其冬、受降城を攻めんと欲し、單于病死するに會ふ。呴犂湖單于立ちて一歳にして死す。匈奴乃ち其弟左大都尉且鞮侯を立てて、單于と爲す。漢既に大宛を誅し、威外國に震ふ。天子の意(一)に遂に胡を困めんと欲す。乃ち詔を下して曰く、高皇帝、朕に平城の憂を遺せり(二)。高后の時、單于の書絕だ悖逆なりき。昔齊の襄公(三)、九世の讐を復す。(四)春秋之を大なりとすと。是歳太初四年なり。且鞮侯單于既に立ち、盡く漢使の降らざる者を歸す。路充國等歸ることを得たり。單于初めて立ち、漢の之を襲はんことを恐る。乃ち自ら謂ふ、我は兒子なり。安んぞ敢へて漢(五)の天子を望まん。漢の天子は我が(六)丈人行なりと。漢、中郎將蘇武を遣し、幣を厚くし單于に賂遺す。單于益〻驕り禮甚だ倨れり。(七)漢の望む所に非るなり。

(一) 心中に　(二) 戰敗の記念を遺されたり　(三) 齊の襄公、紀侯を滅して復讐せしをいふ　(四) 孔子の春秋に之を大なることゝして稱せり　(五) 漢の天子と同等なることを望み願はんや　(六) 吾が父と同年輩なり　(七) 漢の思ひし所に反す

匈奴。匈奴兒單于大喜。遂遣二奇兵一攻二受降城一。不レ能レ下。乃寇入レ邊而去。其明年。單于欲三自攻二受降城一。未レ至病死。兒單于立三歲而死。子年少。匈奴乃立二其季父烏維單于弟右賢王呴犁湖一爲二單于一。是歲太初三年也。呴犁湖單于立。漢使三光祿徐自爲。出二五原塞一數百里。遠者千餘里。築二城鄣列亭一。至二盧朐一。而使三游擊將軍韓說。長平侯衞伉屯二其旁一。使三彊弩都尉路博德築二居延澤上一。其秋。匈奴大入二定襄雲中一。殺二略數千人一。敗二數二千石一而去。行破二壞光祿所レ築城列亭鄣一。又使下右賢王入二酒泉張掖一。略中數千人上。會二任文擊救一。盡復失レ所レ得而去。是歲。貳師將

を使し、(三)五原の塞を出づること數百里、遠き者は千餘里にして、(四)城障列亭を築き、盧朐に至る。而して游擊將軍韓說、長平侯衞伉をして其旁に屯せしめ、彊弩都尉路博德をして、居延の澤上に築かしむ。其秋匈奴大に定襄雲中に入り、數千人を殺略し、數二千石を敗りて去る。行〻光祿の築く所の城列亭部を破壞し、又右賢王をして酒泉、張掖に入り數千人を略せしむ。任文の擊救するに會ひ、盡く復た(五)得たる處を失ひて去る。

(一)「軍中……誅之」の二十五字漢書によれば當に「軍吏畏亡將而誅之」の七字に作るべし　(二)降る　(三)楡林の塞　(四)塞上の險の處に城を築きて障蔽とし、數多の物見を建て並べ　(五)城塞人民等の分捕したるもの

此歲、貳師將軍大宛を破り、其王を斬りて還る。匈奴之を遮らんと欲して至る

兒單于年少好レ殺二伐。國人多不レ安。左大都尉欲レ殺二單于一。使三人間告二漢曰。我欲下殺二單于一降上レ漢。漢遠。卽兵來迎レ我。我卽發。初漢聞二此言一。故築二受降城一。猶以爲レ遠。其明年春。漢使二浞野侯破奴一。將二二萬餘騎一。出二朔方西北二千餘里一。期下至二浚稽山一而還上。浞野侯旣至レ期而還。左大都尉欲レ發而覺。單于誅レ之。發二左方兵一。擊二浞野一。浞野侯行捕二首虜數千人一還。未レ至二受降城一四百里。匈奴兵八萬騎圍レ之。浞野侯夜自出求レ水。匈奴間捕生二得浞野侯一。因急擊二其軍一。軍中郭縱爲レ護。維王爲レ渠。相與謀曰。及二諸校尉一畏下亡二將軍一而誅上レ之。莫二相勸歸一。軍遂沒二於

(一) 西北に兵を增加し　(二) 副將軍　(三) 因杅は地名、地名を以て軍號と爲す　(四) 今の蒙古の烏喇特旗の北に在り　(五) 國民安堵せず　(六) 發覺す

浞野侯夜自ら出でて水を求む。匈奴間に捕へて浞野侯を生得す。因りて急に其軍を擊つ。軍中郭縱護たり。維王渠たり。相與に謀りて曰く、諸侯尉に及ぶまで將軍を亡ひて之を誅せられんことを畏れ、相勸めて歸る莫しと。軍遂に匈奴に沒す。匈奴兒單于大に喜び、遂に奇兵を遣し、受降城を攻めしむ。下すこと能はず。乃ち寇して邊に入りて去る。其明年單于自ら受降城を攻めんと欲し、未だ至らずして病死す。兒單于立ちて三歲にして死す。子年少し。匈奴乃ち其季父烏維單于の弟右賢王呴犂湖を立てて單于と爲す。是歲太初三年なり。呴犂湖單于立つ。漢、光祿徐自爲

于立。漢使二兩使者一。一弔二單于一。一弔二右賢王一。欲三以乖二其國一。使者入二匈奴一。匈奴悉將致二單于一。單于怒而盡留二漢使一。漢使留二匈奴一者。前後十餘輩。而匈奴使來。漢亦輒留相當。是歲漢使三貳師將軍廣利西伐二大宛一。而令三因杅將軍敖築二受降城一。其冬。匈奴大雨レ雪。畜多饑寒死。

りて、盡く漢使を留む。漢使の匈奴に留まる者、前後十餘輩なり。而して匈奴の使來れば、漢も亦輒ち留めて相當つ。是歲、漢、貳師(二)將軍廣利をして西のかた大宛を伐たしむ。而して困杅(三)將軍敖をして受降城(四)を築かしむ。其冬、匈奴大に雪を雨らす。畜多く饑寒して死す。兒單于年少くして、殺伐を好み、國人(五)多く安ぜず。左大都尉、單于を殺さんと欲し、人をして間に漢に告げしめて曰く、我單于を殺して漢に降らんと欲す。漢遠し、卽し兵來りて我を迎へば、我卽ち發せんと。初め漢此言を聞く、故に受降城を築く。猶以て遠しと爲す。明年春、漢、浞野侯破奴を使し、二萬餘騎を將ゐ、朔方の西北を出づること、二千餘里にして、浚稽山に至りて還らんと期す。浞野侯既に期に至りて還る。左大都尉發せんと欲して覺はる(六)。單于之を誅す。左方の兵を發して浞野を擊つ。浞野侯行〻首虜數千人を捕へて還る。未だ受降城に至らざる四百里にして、匈奴の兵八萬騎之を圍む。

路充國佩二千石印綬一往使。因送二其喪一。厚レ葬直二數千金一。曰。此漢貴人也。單于以爲漢殺二吾貴使者一。乃留二路充國一不レ歸。諸所レ言者。單于特空給二王烏一。殊無レ意下入レ漢及遣二太子一來質上。於レ是匈奴數使二奇兵侵一犯邊一。漢乃拜二郭昌一爲二拔胡將軍一。及浞野侯屯二朔東以東一備レ胡。路充國留二匈奴一三歲。單于死。烏維單于立。十歲而死。子烏師廬立爲二單于一。年少。號爲二兒單于一。是歲元封六年也。

給きて、殊に漢に入り及び太子を遣し來り質たらしむるに意なし。是に於て匈奴數〻奇兵をして邊を侵犯せしむ。漢乃ち郭昌を拜して拔胡將軍と爲し、及び浞野侯をして朔東以東に屯して胡に備へしむ。路充國匈奴に留ること三歲にして、單于死す。烏維單于立ちて十歲にして死す。子烏師廬立ちて單于と爲る。年少し。號して兒單于と爲す。是歲元封六年なり。

(一)誠實を以て語らず　(二)數千金を費せり　(三)單于の今まで種々言ふ所に

自レ此之後。單于益二西北一。左方兵直二雲中一。右方直二酒泉燉煌郡一。兒單

此より後、單于西北を益し、左方の兵は雲中に直り、右方は酒泉、燉煌郡に直る。兒單于立ち、漢、兩使者を使し、一は單于を弔し、一は右賢王を弔し、以て其國を乖かしめんと欲す。使者匈奴に入る。匈奴悉く將ゐて單于に致す。單于怒

單于。説曰。即欲和親。以單于太子爲質於漢。單于曰。非故約。故約漢常遣公主。給繒絮食物有品。以和親。而匈奴亦不擾邊。今乃欲反古。令吾太子爲質。無幾矣。匈奴俗見漢使。非中貴人。其儒先。以爲欲説折其辯。其少年。以爲欲刺折其氣。每漢使入匈奴。匈奴輒報償。漢留匈奴使。匈奴亦留漢使。必得當乃肯止。楊信既歸。漢使王烏。而單于復諂以甘言。欲多得漢財物。紿謂王烏曰。吾欲入漢見天子面相約爲兄弟。

（一）隔て絶つ　（二）援助となる国　（三）敢へて抗議せず　（四）要路に立つ者　（五）信節を棄てず　（六）前約　（七）内臣の貴幸せらるゝ者　（八）儒者　（九）對當の處置をする

王烏歸報漢。漢爲單于築邸于長安。匈奴曰。非得漢貴人使。吾不與誠語。匈奴使其貴人。至漢病。漢予藥欲愈之。不幸而死。而漢使

王烏歸りて漢に報ず。漢、單于の爲に邸を長安に築く。匈奴曰く、漢の貴人の使を得るに非ざれば、吾れ與に誠語（一）せずと。匈奴其貴人を使す。漢に至りて病む。漢藥を予へて之を愈さんと欲す。不幸にして死す。而して漢、路充國をして二千石の印綬を佩ばしめ、往きて使せしめ、因りて其喪を送らしむ。葬を厚くすること（二）、數千金に直る。曰く、此れ漢の貴人なりと。單于以爲らく漢吾が貴使を殺すと。乃ち路充國を留めて歸さず。諸〻（三）言ふ所のもの、單于特に空しく王烏を

通二月氏大夏一。又以二公主一妻二烏孫王一。以分二匈奴西方之援國一。又北益廣レ田至二胘靁一爲レ塞。而匈奴終不三敢以爲二言。是歲、翕侯信死。漢用レ事者。以二匈奴一爲三已弱可二臣從一也。楊信爲レ人剛直屈彊。素非二貴臣一。單于不レ親。單于欲二召入一。不レ肯レ去レ節。單于乃坐二穹廬外一見二楊信一。楊信既見二

漢の事を用ふる者、匈奴を以て已に弱くして臣從す可しと爲す。楊信人と爲り剛直屈彊なり。(四)素貴臣に非らず。單于親まず。單于召入れんと欲すれども、肯へて節を去らず。(五)單于乃ち穹廬の外に坐し、楊信を見る。楊信既に單于を見て、說きて曰く、卽し和親を欲せば、單于の太子を以て漢に質と爲よと。單于曰く、(六)故約に非らず。故約は漢常に公主を遣はし、繒絮食物を給する品有り。以て和親す。而して匈奴も亦邊を擾さず。今乃ち古に反し吾が太子をして質爲らしめんと欲す。幾ふ無しと。匈奴の俗漢使を見、(七)中貴人に非らずして其(八)儒先なれば、以て說かんと欲すと爲して其辯を折き、其少年は以て刺さんと欲すと爲して其氣を折く。漢使匈奴に入る每に、匈奴輒ち報償す。漢、匈奴の使を留むれば、匈奴も亦漢の使を留め、必ず當ることを得て、乃ち肯へて止む。楊信既に歸り、漢、王烏を使はす。而して單于復た(九)諂ふに甘言を以てし、多く漢の財物を得んと欲し、紿きて王烏に謂ひて曰く、吾れ漢に入り天子に見えて相約し、兄弟と爲らんと欲すと。

卑言好。曰。吾見單于而口言。單于見吉。吉曰。南越王頭已懸於漢北闕。今單于能。即前與漢戰。天子自將兵待邊。單于即不能。即南面而臣於漢。何徒遠走。亡匿於幕北寒苦無水草之地。毋爲也。語卒。而單于大怒。立斬主客見者。而留郭吉不歸。遷之北海上。而單于終不肯爲寇於漢邊。休養息士馬。習射獵。數使使漢。好辭甘言。求請和親。漢使王烏等窺匈奴。匈奴法。漢使非去節而以墨黥其面者。不得入穹廬。王烏北地人。習胡俗。去其節黥面。得入穹廬。單于愛之。詳許甘言。爲遣其太子入漢爲質。以求和親。漢使楊信於匈奴。

親を永む。漢、楊信を匈奴に使す。

(一) 巡狩す (二) 地名 (三) 點呼し (四) 示威運動を爲す (五) 諷告 (六) 接待官 (七) 巧妙なる世辭を述べ (八) 口上を以て (九) 戰ひに勝算あらば (一〇) かゝる所行を爲す勿れ (一一) 世辭を言ひ言葉を巧みにして (一二) 入墨をしたる者 (一三) 天幕 (一四) 匈奴の風俗を熟知せり

是時漢東拔穢貉朝鮮以爲郡。而西至酒泉郡。以鬲絶胡與羌通之路。漢又西

是時漢東のかた穢貉、朝鮮を拔きて、以て郡と爲し、而して西のかた酒泉郡に至る。以て胡と羌と通ずる路を鬲絶す。漢又西のかた月氏、大夏に通ず。又公主を以て、烏孫王に妻す。以て匈奴の西方の援國を分つ。又北のかた益〻田を廣め胘靁に至り塞と爲す。而して匈奴終に敢へて以て言を爲さず。是歲、翕侯信死す。

將二萬五千騎。出九原二千餘里。至浮苴井而還。不見匈奴一人。漢又遣故從驃侯趙破奴。萬餘騎出令居數千里。至匈奴河水而還。亦不見匈奴一人。是時天子巡邊至朔方。勒兵十八萬騎。以見武節。而使郭吉風告單于。郭吉既至匈奴。匈奴主客問所使。郭吉禮

郭吉をして單于に風告(五)せしむ。郭吉既に匈奴に至る。匈奴の主客(六)、使する所を問ふ。郭吉禮卑く言好し(七)。曰く、吾れ單于に見えて口づから言せん(八)。單于吉を見る。吉曰く、南越王の頭已に漢の北闕に懸れり。今單于能く(九)せば、卽ち前みて漢と戰へ。天子自ら兵を將ゐて邊に待てり。單于卽し能くせずんば、卽ち南面して漢に臣たれ。何ぞ徒らに遠く走り、幕地の寒苦水草無きの地に亡匿するや、爲す毋(一〇)きなりと。語卒る。而して單于大に怒り、立どころに主客の見えしむる者を斬りて、郭吉を留めて歸さず、之を北海上に遷す、而も單于終に肯て寇を漢邊に爲さず。休養し、士馬を息し、射獵を習はす。數〻使を漢に使し、好辭甘言(一一)もて、和親を求め請はしむ。漢、王烏等をして匈奴を窺はしむ。匈奴の法、漢使、節を去りて以て其面に墨黥(一二)する者に非ざれば、穹廬(一三)に入ることを得ず。王烏は北地の人にして、胡俗(一四)に習へり。其節を去り面に黥し、穹廬に入ることを得たり。單于之を愛す。詳り許し、甘言し、爲に其太子を遣り、漢に入れて質と爲し、以て和

者十餘萬。匈奴雖病遠去。而漢亦馬少。無以復往。匈奴用趙信之計。遣使於漢。好辭請和親。天子下其議。或言和親。或言遂臣之。丞相長史任敞曰。匈奴新破困。宜可使為外臣朝請於邊。漢使任敞於單于。單于聞敞計。大怒留之不遣。先是漢亦有所降匈奴使者。單于亦輒留漢使相當。漢方復收士馬。會驃騎將軍去病死。於是漢久不北擊胡數歲。伊稚斜單于立。十三年死。子烏維立為單于。是歲漢元鼎三年也。

(一) 祭の名、山上に土を築き壇を爲りて天を祭る　(二) 小山の上に地を掃ひて地を祭る　(三) 沙漠の南方の地　(四) 單于の都　(五) 田地の管督官　(六) 死すること、人死すれば衣服皆故物となればいふ　(七) 匈奴の請ふ所の和親の議を臣下に詮議せしむ　(八) 服屬の臣下　(九) 國境に來りて朝請せしむべし　(一〇) 對抗す

烏維單于立。而漢天子始出巡郡縣。其後漢方南誅兩越。不擊匈奴。匈奴亦不侵入邊。烏維單于立三年。漢已滅南越。遣故太僕賀。

烏維單于立つ。而して漢の天子始めて出でて郡縣を廻る(一)。其後漢方に南のかた兩越を誅し、匈奴を擊たず。匈奴も亦邊に侵入せず。烏維單于立ちて三年、漢已に南越を滅す。故の太僕賀を遣し、萬五千騎を將ゐて、九原を出づる二千餘里にして、浮苴井に至りて還る。匈奴一人を見ず。漢又故の從驃侯趙破奴を遣し、萬餘騎令居を出づること數千里まで、匈奴の河水(二)に至りて還る。亦匈奴一人を見ず。是時天子邊を巡り朔方に至り、兵十八萬騎を勒し(三)、以て武節(四)を見す。而して

七萬餘級。左賢王將皆遁走。驃騎封於狼居胥山。禪姑衍。臨翰海而還。是後匈奴遠遁。而幕南無王庭。漢度河自朔方以西至令居。往往通渠。置田官。吏卒五六萬人。稍蠶食。地接匈奴以北。初漢兩將軍大出圍單于。所殺虜八九萬。而漢士卒物故亦數萬。漢馬死

を度り、朔方より以西令居に至る、往往渠を通じ、田官(五)を置き、吏卒五六萬人、稍々蠶食して、地、匈奴の以北に接す。初め漢の兩將軍大に出でて單于を圍み、殺虜する所八九萬あり。而して漢の士卒物故(六)するもの、亦數萬にして、漢の馬死する者十餘萬なりき。匈奴病みて遠く去ると雖ども、而も漢も亦馬少く、以て復往することと無し。匈奴、趙信の計を用ひ、使を漢に遣し、辭を好くし和親を請ふ。天子其議を下す。或ひは和親を言ひ、或ひは遂に之を臣とせんと言ふ。丞相の長史任敞(七)曰く、匈奴新に破れ困しむ。宜しく外臣(八)と爲し邊に朝請(九)せしむ可しと。漢、任敞を單于に使す。單于、敞の計を聞き、大に怒りて之を留めて遣らず。是より先漢も亦降す所の匈奴の使者有り。單于も亦輒ち漢の使を留めて相當る(一〇)。漢方に復た士馬を收む。驃將將軍去病死するに會ふ。是に於て漢久しく北のかた胡を擊たざること數歲なりき。伊稚斜單于立ちて、十三年に死す。子烏維立ちて單于と爲る。是歲漢の元鼎三年なり。

定襄驃騎將軍出代。咸約絕幕擊匈奴。匈奴單于聞之。遠其輜重。以精兵待於幕北。與漢大將軍接戰一日。會暮大風起。漢兵縱左右翼圍單于。單于自度戰不能如漢兵。單于遂獨身與壯騎數百。潰漢圍西北遁走。漢兵夜追不得。行斬捕匈奴首虜萬九千級。北至闐顏山趙信城而還。單于之遁走。其兵往往與漢兵相亂而隨單于。單于久不與其大衆相得。其右谷蠡王以爲單于死。乃自立爲單于。眞單于復得其衆。而右谷蠡王乃去其單于號。復爲右谷蠡王。

(八)亂れて單于に隨ふ。單于久しく其大衆(九)と相得ず。其右谷蠡王以爲らく、單于死せりと。乃ち自立して單于と爲る。眞の單于復た其衆を得、而して右谷蠡王乃ち其單于の號を去り、復た右谷蠡王と爲る。

(一)沙漠の北方の地　(二)衣糧を負ひて從軍する義勇兵　(三)糧食輜重の馬は此戰の中に入らず　(四)横斷し　(五)究竟の兵　(六)本陣の左右に備へし兵士を繰出さしめ　(七)敵對すること能はず　(八)入り交じりて　(九)其部下の兵とめぐり會はず

漢驃騎將軍之出代。二千餘里。與左賢王接戰。漢兵得胡首虜凡

漢の驃騎將軍の代を出づる、二千餘里にして、左賢王と接戰す。漢兵、胡の首虜を得ること凡そ七萬餘級なり。左賢王の將皆遁走す。驃騎、狼居、胥山に封じ、(一)姑衍に禪し、(二)翰海に臨みて還る。是後匈奴遠く遁れて、(三)幕南(四)に王庭無し。漢、河

王殺㆓休屠王㆒并㆓將其衆㆒降㆑漢。凡四萬餘人。號㆓十萬㆒。於是漢已得㆓渾邪王㆒。則隴西北地河西益少㆓胡寇㆒。徙㆓關東貧民㆒。處㆓所㆑奪匈奴河南新秦中㆒。以實㆑之。而減㆓北地以西戍卒半㆒。

其明年。匈奴入㆓右北平定襄㆒各數萬騎。殺㆓略千餘人㆒而去。其明年春。漢謀曰。翕侯信爲㆓單于㆒計。居㆓幕北㆒。以爲漢兵不㆑能㆑至。乃粟㆑馬發㆓十萬騎㆒。負私從。馬凡十四萬匹。糧重不㆑與焉。令㆘大將軍青。驃騎將軍去病中㆗分軍㆖。大將軍出㆓

其明年、匈奴右北平、定襄に入る。各々數萬騎にして、千餘人を殺略して去れり。其明年春、漢謀りて曰く、翕侯信單于の爲に計りて、(一)幕北に居り、以爲らく漢兵至る能はずと。乃ち馬に粟ひて十萬騎を發す。(二)負私從ふ。馬凡そ十四萬匹なり。(三)糧重は與からず。大將軍青、驃騎將軍去病をして、軍を中分せしめ、大將軍定襄より出で、驃騎將軍代より出で、咸く約し(四)幕を絶り匈奴を撃つ。匈奴單于之を聞き、其輜重を遠け、(五)精兵を以て幕北に待ち、漢の大將軍と接戰すること一日にして、暮れて大風起るに會ふ。(六)漢兵左右の翼を縱ち單于を圍む。單于自ら戰ひ漢兵に如く(七)能はざることを度り、單于遂に獨身壯騎數百と、漢の圍を潰し西北に遁走す。漢兵夜追ひて得ず。行々匈奴の首虜を斬捕すること萬九千級にして北のかた闐顏山の趙信城に至りて還る。單于の遁走するとき、其兵往往漢兵と相

將軍復與合騎侯數萬騎。出隴西北地二千里。擊匈奴。過居延。攻祁連山。得萬首虜三萬餘人。裨小王以下七十餘人。是時匈奴亦來入代郡雁門。殺略數百人。漢使博望侯。及李將軍廣出右北平。擊匈奴左賢王。左賢王圍李將軍。卒可四千人。且盡。殺虜亦過當。會博望侯軍救至。李將軍得脫。漢失亡數千人。合騎侯後驃騎將軍期。及與博望侯皆當死。贖爲庶人。其秋。單于怒渾邪王。休居王居西方。爲漢所殺虜數萬人。欲召誅之。渾邪王與休居王恐。謀降漢。漢使驃騎將軍往迎之。渾邪

李將軍脫(六)することを得たり。漢數千人を失亡す。合騎侯、驃騎將軍の期(七)に後れたり。及び博望侯と皆死(八)に當す。贖ひて庶人と爲る。其秋單于、渾邪王、休居王西方に居り、漢の爲に殺虜せらるゝ數萬人なりしを怒り、召して之を誅せんと欲す。渾邪王、休居王と恐れ、謀りて漢に降る。漢、驃騎將軍をして往きて之を迎へしむ。渾邪王、休居王を殺し、其衆を幷せ將ゐて漢に降る。凡そ四萬餘人あり。十萬と號す。是に於て漢已に渾邪王を得たり。則ち隴西、北地、河西益〻胡寇(九)少し。關東の貧民を徙して、奪へる所の匈奴の河內新秦の中に處き、以て之に實て、而して北地以西の戍卒の半を減ず。

(一) 山名 (二) 匈奴屠王の號 (三) 金の佛像 (四) 匈奴の部將 (五) 味方の殺より敵の殺の多し (六) のがるゝことを得たり (七) 約束の期限 (八) 罪死刑に相當す (九) 匈奴侵入の害

萬五千人。裨小王十餘人。其秋。匈奴萬騎入殺代地郡都尉朱英。略千餘人。其明年。春。漢復遣六將軍衞青。將六將軍兵十餘萬騎。乃再出定襄。數百里擊匈奴。得首虜前後凡萬九千餘級。而漢亦亡兩將軍軍三千餘騎。右將軍建得以身脫。而前將軍翕侯趙信兵不利降匈奴。趙信者。故胡小王降漢。漢封爲翕侯。以前將軍與右將軍并軍分行。獨遇單于兵。故盡沒。單于既得翕侯。以爲自次王。用其姊妻之。與謀漢。信敎單于益北絶幕。以誘罷漢兵。徼極取之。無近塞。單于從其計。

其明年。胡騎萬人入上谷殺數百人。其明年。春。漢使驃騎將軍去病將萬騎。出隴西過焉支山千餘里。擊匈奴。得胡首虜騎萬八千餘級。破得休屠王祭天金人。其夏。驃騎

其明年胡騎萬人上谷に入り、數百人を殺す。其明年春、漢、驃騎將軍去病をして萬騎を將ゐて、隴西より出で、(一)焉支山を過ぐる千餘里にして匈奴を擊たしむ。胡の首虜騎萬八千餘級を得、破りて(二)休屠王の天を祭る(三)金人を得たり。其夏、驃騎將軍復た合騎侯の數萬騎と、隴西北地を出づる二千里にして匈奴を擊つ。居延を過ぎ、祁連山を攻め、胡の首虜三萬餘人、(四)裨小王以下七十餘人を得たり。是時匈奴亦來りて代郡、雁門に入り、數百人を殺略す。漢、博望侯及び李將軍廣をして、右北平より出で、匈奴の左賢王を擊たしむ。左賢王、李將軍を圍む。卒四千人可り。且に盡きんとす。殺虜すること亦(五)過當なり。博望侯の軍の救至るに會ひ、

入二代郡定襄上郡一。各三萬騎。殺二略數千人一。匈奴右賢王怨下漢奪二之河南地一而築中朔方上。數爲レ寇盜レ邊。及入二河南一侵二擾朔方一。殺二略吏民一甚衆。其明年。春。漢以二衞青一爲二大將軍一。將二六將軍十餘萬人一。出二朔方高闕一擊レ胡。右賢王以爲漢兵不レ能レ至。飲レ酒醉。漢兵出レ塞六七百里。夜圍二右賢王一。右賢王大驚。脫レ身逃走。諸精騎往往隨レ後去。漢得二右賢王衆男女

大將軍衞青を遣し、六將軍兵十餘萬騎を將ゐ、乃ち再び定襄より出で、數百里にして匈奴を擊ち、首虜を得ること前後凡そ萬九千餘級なりき。而して漢も亦兩將軍の軍三千餘騎を亡ふ。右將軍建身を以て脫することを得たり。而して前將軍翕侯趙信の兵利あらずして匈奴に降る。趙信は、故胡の小王にして漢に降り、漢封じて翕侯と爲ししものなり。前將軍を以て右將軍と軍を幷せて分行し(五)、獨り單于の兵に遇ふ。故に盡く沒す。單于既に翕侯を得、以て自次王(六)と爲し、其姉を用て之に妻し、與に漢を謀る。信單于に敎へ、益〻北して幕(七)を絕らし(八)め、以て漢兵を誘ひ罷らしめて、極(九)を徼りて之を取らしむ。塞に近づくこと無かれと。單于其計に從ふ。

(一) 侵入して國境に盜を爲す　(二) おかし亂し　(三) 擇拔の騎士　(四) 附屬部落の王　(五) 道を分ちて行く　(六) 副王、尊重單于に次ぐの意　(七) 漢と通ず砂漠　(八) 直に行かしめ　(九) 疲極

其後冬。匈奴軍臣單于死。軍臣單于弟左谷蠡王伊稚斜自立爲ニ單于。攻ニ破軍臣單于太子於單。於單亡降レ漢。漢封ニ於單ー爲ニ涉安侯ー。數月而死。伊稚斜單于既立。其夏。匈奴數萬騎。入殺ニ代郡太守恭ー。及略ニ千餘人ー。其秋。匈奴又入ニ雁門ー殺ニ略千餘人。其明年。匈奴又復

其後冬、匈奴軍臣單于殂す。軍臣單于の弟左谷蠡王伊稚斜自立して單于と爲る。軍臣單于の太子於單を攻破す。於單亡げて漢に降る。漢於單を封じて涉安侯と爲す。數月にして死す。伊稚斜單于既に立ちて、其夏、匈奴の數萬騎入りて代郡の太守恭を殺し、及び千餘人を略す。其秋、匈奴又雁門に入り千餘人を殺略す。其明年、匈奴又復た代郡、定襄、上郡に入ること、各〻三萬騎なり。數千人を殺略す。匈奴の右賢王、漢の之が河南の地を奪ひて朔方に築きしを怨み、數〻寇(一)を爲し邊に盜す。及び河南に入り朔方を侵擾(二)し、吏民を殺略すること甚だ衆し。其明年春、漢、衞青を以て大將軍と爲し、六將軍十餘萬人を將ゐ、朔方、高闕より出で胡を擊つ。右賢王以爲らく漢兵至ること能はずと。酒を飲みて醉ふ。漢兵塞を出づること六七百里にして、夜右賢王を圍む。右賢王大に驚き、身を脫し逃走し諸精騎(三)往往後に隨ひて去る。漢、右賢王の衆男女萬五千人、裨(四)小王十餘人を得たり。其秋匈奴の萬騎入りて代地の郡尉朱英を殺し、千餘人を略す。其明年春、漢復た

雁門一爲レ胡所レ敗。而匈奴生二得廣一。廣後得二亡歸一。漢囚二敖廣一。敖廣贖爲二庶人一。其冬。匈奴數入盜レ邊。漁陽尤甚。漢使下將軍韓安國屯二漁陽一備上レ胡。其明年秋。匈奴二萬騎入レ漢。殺二遼西太守一。略二二千餘人一。胡又入敗二漁陽太守軍千餘人一。圍二漢將軍安國一。安國時千餘騎。亦且レ盡。會二燕救至一。匈奴乃去。匈奴又入二雁門一。殺二略千餘人一。於レ是漢使下將軍衛青將二三萬騎一出二雁門一。李息出二代郡一擊上レ胡。得二首虜數千人一。其明年。衛青復出二雲中一以西。至二隴西一。擊二胡之樓煩白羊王於河南一。得二胡首虜數千一。牛羊百餘萬。於レ是漢遂取二河南地一。築二朔方一。復繕二故秦時蒙恬所レ爲塞一。因レ河爲レ固。漢亦弃二上谷之什•辟縣造陽地一以予レ胡。是歲漢之元朔二年也。

るに會ふ。匈奴乃ち去る。匈奴又雁門に入り、千餘人を殺略す。是に於て漢將軍衞青をして三萬騎を將ゐて雁門より出で、李息、代郡より出で、胡を擊たしむ。首虜數千人を得たり。其明年、衞青復た雲中より出でて以て西し、隴西に至り、胡の樓煩白羊王を河内に擊ち、胡の首虜數千、牛羊百餘萬を得たり。是に於て漢遂に河南の地を取り朔方に築き(五)、復た故の秦の時蒙恬の爲る所の塞を繕め(六)、河に因りて固と爲す。漢も亦上谷(七)の斗辟縣造陽の地を弃て以て胡に予ふ。是歲漢の元朔二年なり。

(一) 何物も得る所無し　(二) 生捕にす　(三) 逃げ歸る　(四) 捕虜にす　(五) 要塞を築き　(六) 修繕　(七) 原本什とあり。今漢書及び劉辰翁の說に從ひ斗と改む

者。怪レ之。乃攻レ亭。是時雁門尉史行レ徼。見レ寇葆二此亭一。知二漢兵謀一。單于得欲レ殺レ之。尉史乃告二單于漢兵所居一。單于大驚曰。吾固疑レ之。乃引レ兵還。出曰。吾得二尉史一天也。天使二若言一。以二尉史一爲二天王一。漢兵約下單于入二馬邑一而縱上。單于不レ至。以レ故漢兵無レ所レ得。漢將軍王恢部出レ代。擊二胡輜重一。聞二單于還兵多一不二敢出一。漢以下恢本造二兵謀一而不上レ進斬レ恢。自レ是之後。匈奴絕二和親一。攻二當路塞一。往往入盜二於漢邊一。不レ可二勝數一。然匈奴貪。尙樂二關市一。嗜二漢財物一。漢亦尙關市不レ絕以中レ之。

自二馬邑軍一後五年之秋。漢使三四將軍各萬騎。擊二胡關市下一。將軍衞青出二上谷一至二蘢城一。得二胡首虜七百人一。公孫賀出二雲中一無レ所レ得。公孫敖出二代郡一爲レ胡所レ敗二七千餘人一。李廣出二

馬邑の軍より後五年の秋、漢四將軍各萬騎をして胡を關市の下に擊たしむ。將軍衞青、上谷より出で蘢城に至り、胡の首虜七百人を得、公孫賀雲中より出で得(一)る所無し。公孫敖代郡より出で胡の爲に七千餘人を敗られ、李廣雁門より出で胡の爲に敗らる。而して匈奴、廣を生(二)得す。廣後亡歸することを得たり。漢、敖廣を囚ふ。敖廣贖ひて庶人と爲る。其冬、匈奴數〻(三)入りて邊に盜す。漁陽尤も甚だし。漢將軍韓安國をして、漁陽に屯し胡に備へしむ。其明年秋、匈奴の二萬騎漢に入り、遼西の太守を殺し、二千餘人を略(四)す。胡又入りて漁陽の太守の軍千餘人を敗り、漢の將軍安國を圍む。安國時に千餘騎あり、亦且に盡さんとす。燕の救至

往二來長城下一。漢使下馬邑下人聶翁壹。奸蘭出レ物。與二匈奴一交。詳爲中賣二馬邑城一以誘中單于上。單于信レ之。而貪二馬邑財物一。乃以二十萬騎一入二武州塞一。漢伏二兵三十餘萬馬邑旁一。御史大夫韓安國爲二護軍一。護二四將軍一。以伏二單于一。單于既入二漢塞一。未レ至二馬邑一百餘里。見二畜布レ野而無二人牧

るること百餘里なるとき、畜、野に布きて(六)人の牧する者無きを見、之を怪み、乃ち亭を攻む。是時雁門の尉史徼(七)を行る。寇を見て此亭を葆し、漢兵の謀を知る。單于得て之を殺さんと欲す。尉史乃ち單于に漢兵の所居を告ぐ。單于大に驚きて曰く、吾固に之を疑へりと。乃ち兵を引きて還り、出でて曰く、吾れの尉史を得たるは天(八)なり。天若をして言はしむと。尉史を以て天王と爲す。漢兵、單于馬邑に入りて縱(九)つを約す。單于至らず。故を以て漢兵得る所無かりき。漢の將軍王恢の部代を出で、胡の輜重を撃たんとす。單于還る兵多しと聞き敢へて出でざりき。漢、恢本兵謀を造して進まざるを以て恢を斬る。是より後、匈奴和親を絶ち、當路の塞を攻め、往往入りて漢の邊に盜すること、勝げて數ふ可からず。然して匈奴貪り、尚ほ闕市を樂み、漢の財物を嗜む。漢も亦尚ほ闕市を絶たずして以て之に中つ。

(一) 關所の貿易　(二) 物資を贈與し　(三) 舊の約束通りにす　(四) 禁を犯して私かに物を出し　(五) 伏兵たらしむ　(六) 散亂して　(七) 要塞の見廻りを爲す　(八) 天の爲さしむる所なり　(九) 繰り出だす

口。緣レ邊亦各堅守。以備二胡寇一。又置二三將軍軍長安西。細柳渭北棘門霸上一以備レ胡。胡騎入二代句注邊一。烽火通二於甘泉長安一。數月。漢兵至レ邊。匈奴亦去遠レ塞。漢兵亦罷。後歲餘。孝文帝崩。孝景帝立。而趙王遂乃陰使二人於匈奴一。呉楚反。欲レ與レ趙合レ謀入レ邊。漢圍破レ趙。匈奴亦止。

(一)再び軍臣單于に事ふ　(二)匈奴の侵入　(三)のろし　(四)引き上ぐ

自レ是之後。孝景帝復與二匈奴一和親。通二關市一。給二遺匈奴一。遣二公主一如二故約一。終二孝景時一。時小入盜レ邊。無二大寇一。今帝卽レ位。明二和親約束一。厚遇通二關市一。饒二給之一。匈奴自二單于一以下皆親レ漢。

是よりの後、孝景帝復た匈奴と和親す。(一)關市を通じ、(二)匈奴に給遺し、公主を遣ること故約の如くす。(三)孝景の時を終ふるまで、時に小しく入りて邊に盜す。大寇すること無かりき。今帝位に卽き、和親の約束を明かにし、厚く遇し關市を通じ、饒に之を給す。匈奴單于より以下皆漢に親み、長城の下に往來す。漢、馬邑下の人聶翁壹をして、(四)奸蘭して物を出し、匈奴と交り、詳り馬邑城を賣り以て單于を誘ふことを爲さしむ。單于之を信じて、馬邑の財物を貪り、乃ち十萬騎を以て武州の塞に入る。漢、兵三十餘萬を馬邑の旁に伏せ、御史大夫韓安國を護軍と爲し四將軍を護らしめ、(五)以て單于に伏す。單于既に漢の塞に入り、未だ馬邑に至らざ

分明而無食言。單于留志。天下大安。和親之後。漢過不先。單于其察之。單于既約和親。於是制詔御史曰。匈奴大單于遺朕書。言和親已定。亡人不足以益衆廣地。匈奴無入塞。漢無出塞。犯今約者殺之。可以久親後無咎俱便。朕已許之。其布告天下。使明知之。

後四歲。老上稽粥單于死。子軍臣立爲單于。既立。孝文皇帝復與匈奴和親。而中行說復事之。軍臣單于立四歲。匈奴復絕和親。大入上郡雲中各三萬騎。所殺略甚衆而去。於是漢使三將軍軍屯北地。代屯句注。趙屯飛狐

後四歲にして、老上稽粥單于死す。子軍臣立ちて單于と爲る。既に立ちて、孝文帝復た匈奴と和親す。而して中行說(一)復た之に事ふ。軍臣單于立ちて四歲にして、匈奴復た和親を絕ち、大に上郡、雲中に入ること、各〻三萬騎なり、殺略する所甚だ衆くして去れり。是に於て漢三將軍の軍をして北地に屯せしむ。代は句注に屯し、趙は飛狐の口に屯し、邊に緣り亦各〻堅守し、以て胡寇(二)に備へ、又三將軍の軍を長安の西、細柳、渭北、棘門、霸上に置き、以て胡に備ふ。胡騎、代の句注の邊に入る。烽火、甘泉、長安に通ず。數月にして、漢の兵、邊に至る。匈奴も亦去りて塞に遠ざかる(三)。漢兵も亦罷く(四)。後歲餘にして、孝文帝崩ず。孝景帝立つ。而して趙王遂乃ち陰かに人を匈奴に使し、吳楚反するとき、趙と謀を合せ邊に入らんと欲す。漢圍みて趙を破る。匈奴も亦止む。

聞天不頗覆。地不偏載。朕與單于皆捐往細故。俱蹈大道。墮壞前惡。以圖長久。使兩國之民若一家。子元元萬民。下及魚鼈。上及飛鳥。跂行喙息。蠕動之類。莫不就安利而辟危殆。故來者不止。天之道也。俱去前事。朕釋逃虜民。單于無言章尼等。朕聞古之帝王。約

殆を辟らざること莫からしめん。故に來る者を止めざるは、天の道なり。俱に前事を去りて、朕逃虜の民を釋さん(一一)。單于、章尼等を言ふ無かれ。朕聞く古の帝王は、約分明にして(一二)言を食む無しと。單于志を留めば、天下に大に安からん。和親の後、漢、過を先にせず、單于其れ之を察せよと。單于既に和親を約す。是に於て御史に制詔して曰く、匈奴の大單于、朕に書を遺り、和親を言ひ已に定まる。亡人(一三)以て衆を益し地を廣むるに足らず。匈奴塞に入ること無くば、漢塞を出づること無けん。令約を犯す者は之を殺し、以て久親して後咎無く俱に便なる可し。朕已に之を許せり。其れ天下に布告し、明に之を知らしめよと。

(一) 和樂す (二) 瑣細の出來事 (三) 過てり (四) 覆ふに偏頗ならず (五) 載するに偏頗ならず (六) 僅かなる事故 (七) 墮は毀と通ず破る (八) 元は善なり善良なる萬民 (九) 跂行は鳴蟲の類喙息は獸類 (一〇) うごめくものなり昆蟲の類 (一一) 漢人の遁れて匈奴に入れる者を釋放すべし (一二) 約束、明にして必ず實行す (一三) 匈奴の漢に降れる者

倍レ義絶レ約。忘ニ萬民之命一。離ニ兩主之驩一。然其事已在レ前矣。書曰。二國已和親。兩主驩說。寢レ兵休レ卒養レ馬。世世昌樂。闟然更始。朕甚嘉レ之。聖人者日新。改作更始。使下老者得レ息。幼者得レ長。各保ニ其首領一。而終中其天命上。朕與ニ單于一倶由ニ此道一。順レ天恤レ民。世世相傳。施ニ之無窮一。天下莫レ不ニ咸便一。漢與ニ匈奴一隣敵之國。匈奴處レ北地寒。殺氣早降。故詔レ吏遺ニ單于秫蘖金帛絲絮佗物一。歲有レ數。

數有り。

㈠ 定められたる制　㈡ 匈奴　㈢ 漢國　㈣ 邪惡不正の民　㈤ 傾きて　㈥ 兩國の君主の間柄を離れしむ　㈦ 兩國不和の事は過去のことなり　㈧ 安定なる貌　㈨ 聖人の道に由りしたがひ　㈩ きはまりなし　(一一) 秋冬の氣候に入ること早し　(一二) 每歲定額あり

今天下大安。萬民熙熙。朕與ニ單于一爲ニ之父母一。朕追ニ念前事一。薄物細故。謀臣計失。皆不レ足ニ以離ニ兄弟之驩一。朕

今天下大に安し。萬民熙熙たり。(一)朕と單于と之が父母たり。朕前事を追念するに、薄物細故にして、(二)謀臣の計失せり。(三)皆以て兄弟の驩を離すに足らず。朕聞く、天は頗覆せず、(四)地は偏載せずと。(五)朕、單于と皆往の細故を捐て、(六)倶に大道を蹈み、前惡を墮壞し、以て長久を圖り、兩國の民をして一家の若く、元元萬民を子とし、(八)下は魚鼈に及び、(七)上は飛鳥に及び、跂行喙息、(九)蠕動の類をして、(一〇)安利に就きて危

年。使三使遺二匈奴書一曰。皇帝敬問二匈奴大單于一無レ恙。使三當戸且居雕渠難。郎中韓遼遺二朕馬二匹一。已至。敬受。先帝制。長城以北。引弓之國受二命單于一。長城以內冠帶之室。朕亦制レ之。使二萬民耕織射獵衣食一。父子無レ離。臣主相安。俱無二暴逆一。今聞渫惡民。貪降二其進取之利一。

單于に問ふ恙無きや。當戸且居雕渠難、郎中韓遼をして、朕に馬二匹を遺らしむ。已に至りて敬して受く。先帝の制(一)、長城以北、引弓(二)の國は命を單于に受け、長城以內冠帶(三)の室は、朕も亦之を制し、萬民をして耕織射獵衣食せしめ、父子離るゝこと無く、臣主相安んじて、俱に暴逆無からんも、今聞く渫惡(四)の民、貪りて其進取の利に降(五)して、義に倍き約を絕ちて、萬民の命を忘れ、兩主(六)の驩を離れしむ。然れども事(七)已に前に在り。書に曰く、二國已に和親し、兩主驩說し、兵を寢め卒を休へ馬を養ひ、世世昌樂して、闟然(八)として更始せんと、朕甚だ之を嘉みす。聖人は日に新に、改め作し更め始む。老者をして息することを得、幼者をして長ずることを得、各〻其首領を保ちて其天命を終へしむ。朕、單于と俱に此道(九)に由り天に順ひ民を恤み、世世相傳へて、之を無窮(一〇)に施さば、天下咸く便とせざるは莫からん。漢は匈奴と隣敵の國なり。匈奴北に處り地寒く、殺氣(一一)早く降る。故に吏に詔して單于に秫櫱、金帛、絲絮、佗物を遺らしむること、歲(一二)に

畜產甚多。遂至彭陽。使奇兵入燒回中宮。候騎至雍甘泉。於是文帝以中尉周舍。郎中令張武爲將軍。發車千乘。騎十萬軍長安旁。以備胡寇。而拜昌侯盧卿爲上郡將軍。甯侯魏遬爲北地將軍。隆慮侯周竈爲隴西將軍。東陽侯張相如爲大將軍。成侯董赤爲前將軍。大發車騎往擊胡。單于留塞內月餘乃去。漢逐出塞卽還。不能有所殺。匈奴日已驕。歲入邊。殺略人民畜產甚多。雲中遼東最甚。至代郡萬餘人。漢患之。乃使使遺匈奴書。單于亦使當戶報謝。復言和親事。

して昌侯盧卿を拜して上郡將軍と爲し、甯侯魏遬を北地將軍と爲し、隆慮侯周竈を隴西將軍と爲し、東陽侯張相如を大將軍と爲し、成侯董赤を前將軍と爲し、大に車騎を發し、往きて胡を擊たしむ。單于塞內に留ること月餘にして乃ち去る。漢逐ひて塞を出づれば卽ち還る。(五)殺す所有る能はず。匈奴日〻に已に驕り、歲〻邊に入り、(六)人民畜產を殺略すること甚だ多く、雲中、遼東最も甚だし。代郡に至り萬餘人あり、漢之を患ふ。乃ち使を使し、匈奴に書を遺らしむ。單于も亦當戶をして報じて謝せしめ、復た和親の事を言ふ。

(一) 家畜財產　(二) 遊擊兵　(三) 斥候　(四) 胡の侵入　(五) 胡兵を殺すこと能はず　(六) 人民を殺し畜產を掠奪す

孝文帝後二

孝文帝後の二年、使をして匈奴に書を遺らしめて曰く、皇帝敬みて匈奴の大

之失也。故匈奴雖亂。必立宗種。今中國雖詳。不取其父兄之妻。親屬益疏則相殺。至乃易姓。皆從此類。且禮義之敝。上下交怨望。而室屋之極。生力必屈。夫力耕桑以求衣食。築城郭以自備。故其民急則不習戰功。緩則罷於作業。嗟土室之人。顧無多辭。令喋喋而佔佔。冠固何當。自是之後。漢使欲辯論者。中行說輒曰。漢使無多言。顧漢所輸匈奴繒絮米糵。令其量中必善美而已矣。何以爲言乎。且所給備善則已。不備苦惡。則候秋孰以騎馳蹂而稼穡耳。日夜教單于候利害處。

(一) 相互に離れずして存在することを得 (二) 天幕、テント (三) 禮服の裝飾、君王謁見の禮無し (四) 急迫せる場合には (五) 法制簡易にして (六) 種族家系の亡失を恐るゝが故なり (七) 同宗の種族 (八) 伴に通ず (九) 皆以上の理由による (一〇) 室屋を造るに土木の競爭の結果 (一一) 漢人種 (一二) 多辯を弄することなかれ (一三) 多辯の貌 (一四) 衣冠を用ふるも何の益にもならず (一五) 運送する所の (一六) 白米と麹と (一七) 何にも彼是言ふに及ばず (一八) 完全なれば (一九) 秋の五穀の實る時を見とりて (二〇) 漢に攻入る時の便利を窺ふ

漢孝文皇帝十四年。匈奴單于十四萬騎。入朝那蕭關。殺北地都尉卬。虜人民

漢の孝文帝十四年、匈奴單于の十四萬騎、朝那、蕭關に入りて、北地の都尉卬を殺す。人民畜產を虜すること甚だ多し。遂に彭陽に至り、奇兵をして入りて回中宮を燒かしむ。候騎、雍の甘泉に至る。是に於て文帝、中尉周舍、郎中令張武を以て將軍と爲し、車千乘・騎十萬を發し、長安の旁に軍し、以て胡寇に備ふ。而

廬而臥。父死妻其後母。兄弟死盡取其妻妻之。無冠帶之飾。闕庭之禮。中行說曰。匈奴之俗。人食畜肉。飲其汁衣其皮。畜食草飲水。隨時轉移。故其急則人習騎射。寬則人樂無事。其約束輕易行也。君臣簡易。一國之政。猶一身也。父子兄弟死。取其妻妻之。惡種姓

政、猶ほ一身のごときなり。父子兄弟死すれば、其妻を取りて之を妻とす。種姓(六)の失を惡めばなり。故に匈奴亂ると雖ども必ず宗種(七)を立つ。今中國詳り(八)其父兄の妻を取らずと雖ども、親屬益〻疏くして、則ち相殺す。乃ち姓を易ふるに至るは、皆(九)此類に從ふ。且つ禮儀の敝は、上下交〻怨望し、而して室屋の極(一〇)、生力必ず屈す。夫れ耕桑を力めて以て衣食を求め、城郭を築きて以て自ら備ふ。故に其民急なれば則ち戰功に習はず、緩なれば則ち作業を罷む。嗟土室(一一)の人、顧みて多辭(一二)すること無かれ。喋喋(一三)して佔佔たらしむ、冠(一四)は固に何にか當らんと。是よりの後、漢使辯論を欲する者をば、中行說輒ち曰く、漢使多言すること勿れ。顧ふに漢の匈奴に輸す(一五)所の、繒絮米糵(一六)、其をして量り中てて必ず善美ならしめんのみ。何を以て(一七)言を爲さん乎。且つ給する所備り善(一八)なれば、則ち已む、備らず苦惡なれば、則ち秋孰(一九)を候ちて、騎を以て而の稼穡を馳せ蹂まんのみと。日夜單于に利害(二〇)の處を候ふことを敎ふ。

酪之便美一也。於レ是說教二單于左右一。疏記以計二課其人衆畜物一。漢遺二單于書一。牘以二尺一寸一。辭曰。皇帝敬問二匈奴大單于一無レ恙。所レ遺物及言語云云。中行說令三單于遺二漢書一。以二尺二寸牘一。及印封皆令三廣大長倨傲其辭一。曰。天地所レ生。日月所レ置。匈奴大單于敬問二漢皇帝一無レ恙。所二以遺一レ物言語亦云云。漢使或言曰。匈奴俗賤レ老。中行說窮二漢使一曰。而漢俗屯戍從レ軍當レ發者。其老親豈有下不二自脫二溫厚肥美一以齎中送飲食行戍上乎。

漢使曰。然。中行說曰。匈奴明以二戰攻一爲レ事。其老弱不レ能レ鬪。故以二其肥美一飲二食壯健者一。蓋以自爲二守衞一。如レ此父子各得二久相保一。何以言二匈奴輕一レ老也。漢使曰。匈奴父子乃同二穹

漢の使曰く、然りと。中行說が曰く、匈奴は明かに戰攻を以て事と爲す。其老弱は鬪ふこと能はず。故に其肥美を以て壯健の者に飲食せしむ。蓋し以らく自ら守衞を爲すと。此の如くなれば父子各〻久しく(一)相保することを得。何を以て匈奴老を輕んずと言ふや。漢使曰く、匈奴は父子乃ち(二)穹廬を同じくして臥し、父死して其後母を妻とし、兄弟死して盡く其妻を取りて之を妻とし、(三)冠帶の飾、闕庭の禮無し。中行說曰く、匈奴の俗、人、畜肉を食ひ、其汁を飲み、其皮を衣る。畜は草を食ひ水を飲み、時に隨ひて轉移す。故に其(四)急なれば則ち人〻騎射を習ひ、寬なれば則ち人〻無事を樂む。其(五)約束輕くして行ひ易し。君臣簡易にして、一國の

親ニ幸之一。初匈奴好ニ漢繒絮食物一。中行說曰。匈奴人衆。不レ能レ當ニ漢之一郡一。然所ニ以彊一者。以ニ衣食異一無レ仰ニ於漢一也。今單于變レ俗好ニ漢物一。漢物不レ過ニ什二一。則匈奴盡歸ニ於漢一矣。其得ニ漢繒絮一。以馳ニ草棘中一。衣袴皆裂敝。以示レ不レ如ニ旃裘之完善一也。得ニ漢食物一皆去レ之。以示レ不レ如ニ湩

て、以て湩酪(一一)の便美(一二)なるに如かざるを示せと。是に於て說、單于の左右(一三)に教へて、疏(一四)記して以て其人衆畜物を計課(一五)す。漢、單于に書を遺るに、牘(一六)尺一寸を以てす。辭に曰く、皇帝敬みて匈奴大單于に問ふ、恙無きや、遺る所の物及び言語云云。中行說單于をして漢に書を遺らしむるに、尺二寸の牘を以てす。及び印封皆廣大長にして其辭を倨傲(一七)せしめて曰く、天地の生める所、日月の置く所の、匈奴大單于敬みて漢の皇帝に問ふ、恙無きや、遺る所以の物言語も亦云云。漢使或ひは曰く、匈奴の俗(一八)、老を賤しむと。中行說漢使を窮めて曰く、而漢の俗、屯戍軍(一九)に從ひて當に發すべき者、其老親豈に自ら溫厚肥美(二〇)を脫して以て飲食を行戍に齎し送らざること有る乎と。

(一) 輔佐 (二) 不利なることをしてかす者なり (三) 親み寵愛す (四) 絹綿 (五) 匹敵すること能はず (六) 取入るゝ必要なきを以てなり (七) 十中の二を用ふる位にて (八) 歸服せん (九) 裂けやぶる (一〇) 獸類の皮にて製れる裘 (一一) 牛乳乾酪等 (一二) 便利にして美味 (一三) 近侍の者 (一四) 仔細に分類記錄して (一五) 取調べて賦課す (一六) 手紙は一尺一寸の長さのものを以てす (一七) 尊大傲慢ならしめて (一八) 習慣として老人を賤しむ (一九) 守備兵 (二〇) 溫かなる衣服美味なる食物

嘉之。此古聖王之意也。漢與匈奴約爲兄弟。所以遺單于甚厚。倍約離兄弟之親者、常在匈奴。然右賢王事。已在赦前。單于勿深誅。單于若稱書意。明告諸吏。使無負約有信。敬如單于書。使者言。單于自將伐國有功。甚苦兵事。服繡袷綺衣。繡袷長襦、錦袷袍各一。比余一。黃金飾具帶一。黃金胥紕一。繡十匹。錦三十匹。赤綈綠繒各四十匹。使中大夫意。謁者令肩遺單于。後頃之冒頓死。子稽粥立。號曰老上單于。

老上稽粥單于初立。孝文皇帝復遣宗室女公主。爲單于閼氏。使宦者燕人中行說傳公主。說不欲行。漢彊使之。說曰。必我行也。爲漢患者。中行說既奴。因降單于。單于甚

老上稽粥單于初めて立つ。孝文皇帝復た宗室の女の公主を遣り、單于の閼氏と爲す。宦者燕人中行說をして公主に傅たらしむ。(一)說、行くを欲せず。漢彊ひて之を使せしむ。說曰く、必ず我れ行かば、漢の患を爲さん者なりと。(二)中行說既に至る。因りて單于に降る。單于甚だ之を親幸す。(三)初め匈奴、漢の繒絮(四)食物を好む。中行說曰く、匈奴人衆、漢の一郡(五)に當る能はず。然るに彊き所以のものは、衣食異にして漢に仰ぐ(六)こと無きを以てなり。今單于俗を變じ漢物を好む。漢の物什(七)が二に過ぎずして、則ち匈奴盡く漢に歸せん(八)。其の漢の繒絮を得ば、以て草棘中に馳せ、衣袴皆裂敝(九)せん。以て旃裘(一〇)の完善なるに如かざるを示せ。漢の食物を得ば皆之を去

無レ恙、使三郎中係雩淺遺二朕書一曰、右賢王不レ請、聽二後義盧侯難氏等計一絶二二主之約一離二兄弟之親一漢以レ故不レ和、鄰國不レ附。今以二小吏敗レ約一故罰二右賢王一使三西擊二月氏一盡定レ之。願寢レ兵、休二士卒一養レ馬、除二前事一復二故約一以安二邊民一使下少者得レ成二其長一老者安中其處上世世平樂。朕甚

すを得、老者をして其處を安んぜしめ、世世平樂ならんと。朕甚だ之を嘉す。此れ古の聖王の意なり。漢、匈奴と約して兄弟たり、單于に遺る所以甚だ厚し。約を倍き兄弟の親を離るゝは、(五)常に匈奴に在り。然れども右賢王の事は、已に赦の前に在り、單于深く誅むる勿れ。單于若し書の意に稱はゞ、(六)明かに諸吏に告げて、約を背くこと無くして信有らしめば、敬みて單于の書の如くせん。(七)使者言ふ、單于自ら將として國を伐ち功有り、甚だ兵事に苦むと。(八)服には繡袷綺衣、(九)繡袷長襦、(一〇)錦袷袍各々一、比余一、(一一)黃金飾具の帶一、(一二)黃金胥紕一、(一三)繡十四、錦二十四、赤綈、(一四)綠繒(一五)各々四十四、中大夫意、謁者令肩をして單于に遺らしむと。後頃之して冒頓死す。子稽粥立つ。號して老上單于と曰ふ。

(一) 水澤と山鹽の有る地 (二) 起居如何 (三) 兄弟の和義を破る (四) 國境の民 (五) 其罪常に匈奴の方に在り (六) 書面の文意を適當なりと思はゞ (七) 匈奴の使者言ふ (八) 軍事の爲に苦勞せりと (九) 繡の袷、即ち表は繡にして裏に綺を用ひて製したるもの (一〇) 繡袷の長き襦 (一一) 辮髮の飾 (一二) 黃金にて裝飾を施せる具帶 (一三) 黃金作の鉤具、一說、犀毗、革帶の鉤なりと (一四) 赤き厚絹 (一五) 綠の薄絹

和。隣國不附。今以小吏之敗約。故罰右賢王。使之西求月氏擊之。以天之福。吏卒良。馬彊力。以夷滅月氏。盡斬殺降下之。定樓蘭。烏孫。呼揭。及其旁二十六國。皆以爲匈奴。諸引弓之民。并爲一家。北州已定。願寢兵休士卒。養馬。除前事復故約。以安邊民。以應始古。使少者得成其長。老者安其處。世世平樂。未得皇帝之志也。故使郎中係雲淺奉書請。獻橐駝一匹。騎馬二匹。駕二駟。皇帝卽不欲匈奴近塞。則且詔吏民遠舍。使者至。卽遣之以六月中來。至薪望之地。

書至。漢議擊與和親孰便。公卿皆曰。單于新破月氏。乘勝。不可擊。且得匈奴地。澤鹵非可居之。和親甚便。漢許之。孝文皇帝前六年。漢遺匈奴書曰。皇帝敬問匈奴大單于

書至る。漢、擊つと和親すると孰れか便ならんと議す。公卿皆曰く、單于新たに月氏を破り、勝に乘ず、擊つ可からず。且つ匈奴の地を得るも、澤鹵(一)之に居る可きに非らず、和親甚だ便なりと。漢之を許す。孝文皇帝前六年、漢、匈奴に書を遺りて曰く、皇帝敬みて匈奴の大單于に問ふ、恙(二)無きや。郎中係雩淺をして朕に書を遺らしめて曰く、右賢王請はずして、後義盧侯難氏等の計を聽き、二主の約を絕ち、兄弟(三)の親を離る。漢故を以て和せず、隣國附かず、今小吏約を敗るを以て、故に右賢王を罰し、西のかた月氏を擊たしめ盡く之を定む。願くは兵を寢め士卒を休し馬を養ひ、前事を除きて故約を復し、以て邊民(四)を安んじ、少者をして其長を成

相撃レ胡之兵一。其明年。單于遺二漢書一曰。天所レ立匈奴大單于。敬問二皇帝一無レ恙。前時皇帝言二和親事一。稱二書意一合レ歡。漢邊吏侵二侮右賢王一。右賢王不レ請。聽二後義盧侯難氏等計一。與二漢吏一相距。絕二二主之約一。離二兄弟之親一。皇帝讓書再至。發レ使以レ書報。不レ來。漢使不レ至。漢以二其故一不レ

求めて之を撃たしむ。天の福、吏卒の良、馬の彊力を以てし、以て月氏を夷滅し、盡く之を斬殺降下し、樓蘭、烏孫、呼掲、及び其旁二十六國(九)を定め、皆以て匈奴と爲せり。諸〻引弓の民幷せて一家爲り、北州已に定りぬ。願くは兵を寢め士卒を休し、馬を養ひ、(一〇)前事を除き故約を復し、以て邊民を安んじ、以て始古に(一一)應ぜん。少者をして其長を成すを得、老者をして其處(一二)に安ぜしめ、世世平樂ならん。未だ皇帝の志を得ざるなり。故に郎中係雩淺をして書を奉じて請はしめ、橐駝一匹、騎馬二匹、駕二駟を獻ず。皇帝即し匈奴の塞に近づくことを欲せずば、則ち且つ吏民に詔し遠く(一三)舍せしめよ。使者(一四)至らば、(一五)即ち之をして六月中を以て來り、薪望(一六)の地に至らしめよと。

(一)天帝の立て給へる所の　(二)起居如何　(三)先頃　(四)書中の意を諒として和睦の約を結べり　(五)邊境を守る兵士　(六)謀計を用ひて　(七)詰問書　(八)漢に拘留せられて歸り來らず　(九)近傍　(一〇)以前の紛爭せしことを除去し故き約束通りにし　(一一)最初の時代の如くにせん　(一二)居所に安堵せしめ　(一三)遠く離れて居住せしめよ　(一四)我が使者至らば　(一五)即時に我が使を歸して　(一六)塞下の地名

千人㆒。降㆓匈奴㆒。往來苦㆓上谷以東㆒。高祖崩。孝惠呂太后時。漢初定。故匈奴以驕。冒頓乃爲ㇾ書遺㆓高后㆒妄言。高后欲ㇾ擊ㇾ之。諸將曰。以㆓高帝賢武㆒。然尚困㆓於平城㆒。於ㇾ是高后乃止。復與㆓匈奴㆒和親。

至㆓孝文帝初立㆒。復修㆓和親之事㆒。其三年。五月。匈奴右賢王入居㆓河南地㆒。侵㆓盜上郡葆塞蠻夷㆒。殺㆓略人民㆒。於ㇾ是孝文帝詔㆓丞相灌嬰㆒。發㆓車騎八萬五千㆒。詣㆓高奴㆒。擊㆓右賢王㆒。右賢王走出ㇾ塞。文帝幸㆓太原㆒。是時濟北王反。文帝歸。罷㆓丞

孝文帝初めて立つに至り、復た和親の事を修む。其三年五月、匈奴の右賢王入りて河南の地に居り、上郡葆塞の蠻夷を侵盜し、人民を殺略す。是に於て孝文帝、丞相灌嬰に詔し、車騎八萬五千を發し、高奴に詣らしめ、右賢王を擊つ。右賢王走りて塞を出づ。文帝太原に幸す。是時濟北王反す。文帝歸りて丞相胡を擊つ兵を罷む。其明年、單于漢に書を遺りて曰く、(一)天の立つる所の匈奴大單于、敬しみて皇帝に問ふ(二)恙無きや。(三)前時皇帝和親の事を言へり。(四)書の意に稱ひ歡を合す。漢の(五)邊吏、右賢王を侵侮す。右賢王請はずして、後義盧侯難氏等が(六)計を聽きて、漢の吏と相距ぎ、二主の約を絶ち、兄弟の親を離る。皇帝の(七)讓書再び至る。使を發し書を以て報ずるに、(八)來らず、漢の使も至らず。漢其故を以て和せず、隣國附かず。今小吏の約を敗るを以て、故に右賢王を罰して、之をして西のかた月氏を

爲二匈奴將一。及趙利王黄等。數倍レ約侵二盜代雲中一。居無二幾何一陳豨反。又與二韓信一合レ謀擊レ代。漢使二樊噲往擊レ之。復拔二代雁門雲中郡縣一。不レ出レ塞。是時匈奴以二漢將衆往降一。故冒頓常往來侵二盜代地一。於レ是漢患レ之。高帝乃使下劉敬奉二宗室女公主一。爲中單于閼氏上。歲奉二匈奴絮繒酒米食物一各有レ數。約爲二昆弟一以和親。冒頓乃少止。後燕王盧綰反。率二其黨數

居ること幾何もなくして陳豨反す。又韓信と謀を合せ代を撃つ。漢、樊噲をして往きて之を撃たしむ。復た代、雁門、雲中の郡縣を拔く。(一)塞を出でず。是時匈奴漢將の衆く往き降るを以て、故に冒頓常に往來して代の地を侵盜す。是に於て漢之を患ふ。高帝乃ち劉敬をして(二)宗室の女の(三)公主を奉じ、單于の閼氏と爲さしめ、歲ごとに匈奴に(四)絮繒酒米食物を奉ずること(五)各〻數有り。約して昆弟と爲り以て和親す。冒頓乃ち少しく止む。後燕王盧綰反す。其黨數千人を率ゐ、匈奴に降る。往來して上谷以東を苦しむ。高祖崩じ、孝惠呂太后の時、漢初めて定る。故に匈奴以て驕れり。冒頓乃ち書を爲り高后に遺り(六)妄言す。高后之を撃たんと欲す。諸將曰く、高帝の賢武を以てして、然も尚ほ平城に困しめりと。是に於て高后乃ち止む。復た匈奴と和親す。

(一)邊塞　(二)漢帝の親族の女　(三)嫡室　(四)綿絹　(五)各種定額あり　(六)亂暴の言辭を以てす

多二歩兵三十二萬一北逐レ之。高帝先至二平城一。歩兵未二盡到一。冒頓縱二精兵四十萬騎一。圍二高帝於白登一七日。漢兵中外不レ得二相救餉一。匈奴騎。其西方盡白馬。東方盡青駹馬。北方盡烏驪馬。南方盡騂馬。高帝乃使三使間厚遺二閼氏一。閼氏乃謂二冒頓一曰。兩主不二相困一。今得二漢地一。而單于終非二能居一レ之也。且漢王亦有レ神。單于察レ之。冒頓與二韓王信之將王黄趙利一期。而黄利兵又不レ來。疑二其與レ漢有一レ謀。亦取二閼氏之言一。乃解二圍之一角一。於レ是高帝令三士皆持レ滿傳レ矢外郷一。從二解角一直出。竟與二大軍一合。而冒頓遂引レ兵而去。漢亦引レ兵而罷。使二劉敬結二和親之約一。

漢と謀有らんを疑ひ、亦閼氏の言を取り(一四)、乃ち圍の一角(一五)を解く。是に於て高帝、士をして皆滿を持し矢を傳け外に郷はしめ、解角(一六)より直ちに出で、竟に大軍と合す。而して冒頓遂に兵を引きて去り、漢も亦兵を引きて罷く。劉敬をして和親の約を結ばしむ。

(一)韓信　(二)十人中の二三人に及べり　(三)伴に通ず　(四)弱きふりをなす　(五)繰出す　(六)白面にして黒色なる者　(七)黒色の馬　(八)赤黄色の馬　(九)賄賂をおくらしむ　(一〇)相互に苦しむ可からず　(一一)天佑ありて國王と爲れる人なれば決して侮る可からず　(一二)此の理を　(一三)某處に於て會見せんことを約す　(一四)言を取上げて　(一五)ひとすみ　(一六)圍みを解きたる處

是後韓王信

是の後韓王信、匈奴の將と爲り、及び趙利王黄等、數〻約を倍き代雲中を侵盜す。

是時漢初定二中國一。徙二韓王信於代一。都二馬邑一。匈奴大攻圍二馬邑一。韓王信降二匈奴一。匈奴得レ信。因引レ兵。南踰二句注一。攻二太原一。至二晉陽下一。高帝自將レ兵往撃レ之。會二冬大寒雨一レ雪。卒之墮レ指者十二三。於レ是冒頓詳敗走。誘二漢兵一。漢兵逐二撃冒頓一。冒頓匿二其精兵一。見二其羸弱一。於レ是漢悉レ兵。

是時漢初めて中國を定む。韓王信を代に徙し馬邑に都す。匈奴大に攻めて馬邑を圍む。韓王信、匈奴に降る。匈奴信を得、因りて兵を引きて、南のかた句注(一)を踰え太原を攻め、晉陽の下に至る。高帝自ら兵を將ゐ往きて之を撃つ。冬大に寒く雪を雨らすに會ふ。卒の指を墮す者十に二三(二)あり。是に於て冒頓詳り(三)敗走し漢兵を誘ふ。漢兵、冒頓を逐ひ撃つ。冒頓其精兵を匿し、其羸弱(四)を見す。是に於て漢、兵を悉し、歩兵三十二萬を多くし北して之を逐ふ。高帝先づ平城に至る。歩兵未だ盡く到らず。冒頓精兵四十萬騎を縱ち(五)、高帝を白登に圍むこと七日なり。漢兵中外相救餉することを得ず。匈奴の騎其西方は盡く白馬にして、東方は盡く青駹(六)馬なり。北方は盡く烏驪(七)馬にして、南方は盡く騂(八)馬なり。高帝乃ち使をして間に閼氏に遺らしむ(九)。閼氏乃ち冒頓に謂ひて曰く、兩主相困しめず(一〇)。今漢の地を得て、而して單于終に能く之に居るに非ざるなり。且つ漢王も亦神有らん(一一)、單于之を(一二)察せよと。冒頓、韓王信の將王黃、趙利と期す(一三)。而して黃利の兵又來らず。其の

一國之囚不ㇾ過二數人一。而單于朝出ㇾ營。拜二日之始生一。夕拜ㇾ月。其坐長ㇾ左而北鄕。日上二戊巳一。其送ㇾ死。有二棺槨金銀衣裘一。而無二封樹喪服一。近幸臣妾從ㇾ死者。多至二數千百人一。擧ㇾ事而候二星月一。月盛壯則攻戰。月虧則退ㇾ兵。其攻戰斬二首虜一。賜二一巵酒一。而所ㇾ得鹵獲因以予ㇾ之。得ㇾ人以爲二奴婢一。故其戰。人人自爲趨ㇾ利。善爲二誘ㇾ兵以冒ㇾ敵。故其見ㇾ敵則逐ㇾ利。如二鳥之集一。其困敗則瓦解雲散矣。戰而扶二輿死一者。盡得二死者家財一。後北服二渾庾。屈射。丁靈。鬲昆。薪犁之國一。於ㇾ是匈奴貴人大臣皆服。以二冒頓單于一爲ㇾ賢。

鹵獲(一三)は因りて以て之に予へ、人(一四)を得れば以て奴婢と爲す。故に其戰には人人自ら爲に利に趨り、善く兵を誘ひ以て敵を冒すことを爲す。故に其の敵を見ては則ち利(一五)を逐ひ、鳥の集る如く、其困敗すれば則ち瓦解雲散(一六)す。戰ひて死を扶輿(一七)する者、盡く死者の家財を得。後北のかた渾庾、屈射、丁靈、鬲昆、薪犁の國を服す。是に於て匈奴の貴人大臣皆服し、冒頓單于を以て賢と爲す。

(一) 都 (二) 大會處、漢書に龍城に作る、西方の胡は皆龍神に事ふ、故に言ふ (三) 匈奴の祖先 (四) 又蹛林に作る、材木を遶りて祭るよりいふ、鮮卑の俗に、秋の祭に材木なき者は柳枝を立てゝ、衆騎馳せめぐりて止む、此れ其の遺法なりと (五) 官に沒收す (六) 其面に入墨す (七) 墓の盛り土や樹木 (八) 親み愛せられたる者 (九) 事を成さんとするには (一〇) 星と月とを候ひて吉凶を卜す (一一) 月の滿つる時は (一二) 大杯の酒 (一三) 分捕品 (一四) 捕虜 (一五) 利益を得んとし (一六) 總崩れに崩れて收集す可からず (一七) 死者を擔架に載せて介抱したる者

耆。故常以太子爲左屠耆王。自如左右賢以下至當戶。大者萬騎。小者數千。凡二十四長。立號曰萬騎。諸大臣皆世官。呼衍氏。蘭氏。其後有須卜氏。此三姓其貴種也。諸左方王將居東方。直上谷以往者。東接穢貉朝鮮。右方王將居西方。直上郡以西。接月氏氐羌。而單于之庭。直代雲中。各有分地。逐水草移徙。而左右賢王。左右谷蠡王。最爲大國。左右骨都侯輔政。諸二十四長。亦各自置千長百長什長。裨小王。相。封。都尉。當戶。且渠之屬。

歲正月。諸長小會單于庭。祠。五月大會蘢城。祭其先天地鬼神。秋馬肥大會蹛林。課校人畜計。其法拔刃尺者死。坐盜者沒入其家。有罪小者軋。大者死。獄久者不過十日。

歲の正月、諸長單于の庭に小會して、祠り、五月蘢城に大會して、其先、天地鬼神を祭り、秋馬肥えて蹛林に大會して、人畜の計を課校す。其法は刃を拔く尺なる者は死し、盜に坐する者は其家を沒入し、罪有り小なるは軋り、大なるは死す。獄久しき者も十日に過ぎず。一國の囚は數人に過ぎず。而して單于朝に營を出でて日の始生を拜し、夕に月を拜す。其坐左を長として北鄕し、日は戊巳を上ぶ。其の死を送る棺槨金銀衣裘有りて、封樹喪服無く、近幸の臣妾死に從ふ者、多きは數千百人に至る。事を擧ぐるには星月を候す。月盛壯なれば則ち攻戰し、月虧くれば則ち兵を退く。其攻戰には首虜を斬れば一卮酒を賜ふ。而して得る所の

自淳維以至頭曼千有餘歲。時大時小。別散分離。尙矣。其世傳不可得而次云。然至冒頓而匈奴最彊大。盡服從北夷。而南與中國爲敵國。其世傳國官號。乃可得而記云。置左右賢王。左右谷蠡王。左右大將。左右大都尉。左右大當戶。左右骨都侯。匈奴謂賢曰屠

其世傳國の官號(四)乃ち得て記す可しと云ふ。(五)左右の賢王、左右の谷蠡王(六)、左右の大將、左右の大都尉、左右の大當戶、左右の骨都侯(七)を置く。匈奴賢を謂ひて屠耆と曰ふ。故に常に太子を以て左屠耆王と爲し、左右賢の如きより以下當戶に至る、大は萬騎、小は數千、凡て二十四長あり、號を立てゝ萬騎と曰ふ。諸大臣は皆世官(八)なり。呼衍氏、蘭氏、其後須卜氏有り。此三姓は其貴種なり。諸〻の左方の王將は東方に居り、上谷より以往に直る者、東は穢貉、朝鮮に接し、右方の王將西方に居りて、上郡以西に直り、月氏、氐羌に接す。而して單于の庭(九)は、代雲中に直る。各〻分地有り、水草を逐ひて移徙す。而して左右の賢王、左右の谷蠡王最も大國たり。左右の骨都侯政を輔け、諸〻の二十四長も亦、各〻自ら千長百長什長、裨小王、相、封、都尉、當戶、且渠の屬を置く。

(一) 戰爭の爲に疲弊す　(二) 弓を引く兵士　(三) 順次に悉しく述ぶること能はず　(四) 官名匈奴貴族の封號。(五) 左右は正副の如し　(六) 匈奴藩土の封號　(七) 異姓の大臣　(八) 世襲の官　(九) 都する處

東胡愈益驕西侵。與匈奴間中有棄地。莫居千餘里。各居其邊爲甌脱。東胡使使謂冒頓曰。匈奴所與我界甌脱外棄地。匈奴非能至也。吾欲有之。冒頓問群臣。群臣或曰。此棄地。予之亦可。勿與亦可。於是冒頓大怒曰。地者國之本也。奈何予之。諸言予之者斬之。冒頓上馬令國中有後者斬。遂東襲撃東胡。東胡初輕冒頓不爲備。及冒頓以兵至。撃大破。滅東胡王。而虜其民人及畜産。既歸。西撃走月氏。南幷樓煩白羊河南王。侵燕代。悉復收秦所使蒙恬所奪匈奴地者。與漢關故河南塞。至朝那膚施。遂侵燕代。

是時漢兵與項羽相距。中國罷於兵革。以故冒頓得自彊。控弦之士三十餘萬。

を侵し、悉く秦の使する所の蒙恬が匈奴の地を奪ひし所の者と、漢の關、故の河南の塞と、朝那、膚施に至るまでとを復收し、遂に燕代を侵す。

(一)言ひ入れしむ　(二)一馬を惜みて鄰國との交際を破ることを爲ず　(三)東胡　(四)單于の妻の一人　(五)中間に在る不用の地　(六)人家なき所　(七)斥候、見張番　(八)來り得る處に非ちず　(九)基本　(一〇)出陣に後るゝ者　(一一)輕蔑して軍備を爲さず　(一二)家畜財産

是時漢兵、項羽と相距ぎ、中國兵革に罷る。故を以て冒頓自彊なることを得、控弦の士三十餘萬あり。淳維より以て頭曼に至るまで千有餘歳にして、時に大に時に小に、別散分離するもの尙し。其世傳得て次す可からずと云ふ。然るに冒頓に至りて匈奴最も彊大にして、盡く北夷を服從せしめて、南のかた中國と敵國たり。

曰。千里馬匈奴寶馬也。勿與。冒頓曰。奈何與人隣國。而愛一馬乎。遂與之千里馬。居頃之。東胡以爲冒頓畏之。乃使使謂冒頓。欲得單于一閼氏。冒頓復問左右。左右皆怒曰。東胡無道。乃求閼氏。請擊之。冒頓曰。奈何與人隣國。愛一女子乎。遂取所愛閼氏予東胡。

を得んと欲すと。冒頓復た左右に問ふ。左右皆怒りて曰く、東胡の無道なる、乃ち閼氏を求む、請ふ之を撃たん。冒頓曰く、奈何ぞ人と國を隣して、一女子を愛まん乎と、遂に愛する所の閼氏を取りて東胡に予ふ。東胡王愈々益々驕りて西侵す。匈奴との間中(五)に棄地有り、居莫きもの(六)千餘里にして、各々其邊に居り(七)甌脫を爲せり。東胡使をして冒頓に謂はしめて曰く、匈奴我と界する所の甌脫外の棄地、匈奴能く(八)至るに非ざるなり、吾之を有せんと欲すと。冒頓羣臣に問ふ。羣臣或ひは曰く、此れ棄地なり、之を予ふるも亦可なり、與ふる勿きも亦可なりと。是に於て冒頓大に怒りて曰く、地は國の本(九)なり、奈何ぞ之を予へん。諸々の之を予へんと言ふ者は皆之を斬らんと。冒頓馬に上り國中に令すらく(一〇)、後るゝ者有らば斬らんと。遂に東して東胡を襲撃す。東胡初め冒頓を輕んじ(一一)備を爲さず。冒頓の兵を以て至るに及び、撃ちて大に破りて東胡王を滅す。而して其民人及び畜産(一二)を虜にす。既に歸り西のかた撃ちて月氏を走らし、南のかた樓煩、白羊、河南王を幷せ、燕代

馬騎之亡歸。頭曼以爲壯。令將萬騎。冒頓乃作爲鳴鏑。習勒其騎將。令曰。鳴鏑所射。而不悉射者斬之。行獵鳥獸。有不射鳴鏑所射者。輒斬之。已而冒頓以鳴鏑自射其善馬。左右或不敢射者。冒頓立斬不射善馬者。居頃之復以鳴鏑自射其愛妾。左右或頗恐。不敢射。冒頓又復斬之。居頃之。冒頓出獵。以鳴鏑射單于善馬。左右皆射之。於是冒頓知其左右皆可用。從其父單于頭曼獵。以鳴鏑射頭曼。其左右亦皆隨鳴鏑。而射殺單于頭曼。遂盡誅其後母與弟及大臣不聽從者。冒頓自立爲單于。

冒頓自立して單于と爲る。

(一) 騒ぎ亂る (二) 引上げて本國に歸る (三) 平和 (四) 故の要塞 (五) 匈奴の王后の稱 (六) 逃げ歸る (七) 鳴りかぶら (八) 練習せしむ (九) 近侍の士 (一〇) 命令通りに動かすことを得ることを知り (一一) 命令に從はざる者

冒頓既立。是時東胡彊盛。聞冒頓殺父自立。乃使使謂冒頓。欲得頭曼時有千里馬。冒頓問羣臣。羣臣皆

冒頓既に立つ。是時東胡彊盛なり。冒頓、父を殺し自立すと聞き、乃ち使をして冒頓に謂はしむ、頭曼が時に有する千里の馬を得んと欲すと。冒頓羣臣に問ふ。羣臣皆曰く、千里の馬は匈奴の寶馬なり、與ふると勿れと。冒頓曰く、奈何ぞ人と國を隣して、而て一馬を愛まん乎と、遂に之に千里の馬を與ふ。居ること頃して東胡以爲く冒頓之を畏ると。乃ち使をして冒頓に謂はしむ、單于の一の閼氏

恬死。諸侯畔秦。中國擾亂。諸秦所徙適戍邊者皆復去。於是匈奴得寬。復稍度河南。與中國界於故塞。單于有太子名冒頓。後有所愛閼氏生少子。而單于欲廢冒頓而立少子。乃使冒頓質於月氏。冒頓既質於月氏。而頭曼急擊月氏。月氏欲殺冒頓。冒頓盜其善

る所の閼氏[五]有り、少子を生む。而して單于、冒頓を廢して少子を立てんと欲し、乃ち冒頓をして月氏に質たらしむ。冒頓既に月氏に質たり。而して頭曼急に月氏を擊つ。月氏、冒頓を殺さんと欲す。頓冒其善馬を盜み之に騎り亡歸[六]す。頭曼以て壯と爲し、萬騎に將たらしむ。冒頓乃ち鳴鏑[七]を作爲し、其騎射を習勒[八]す。令して曰く、鳴鏑の射る所、悉く射ざる者は之を斬らんと。行きて鳥獸を獵る。鳴鏑の射る所を射ざる者有れば輒ち之を斬る。已にして冒頓鳴鏑を以て自ら其善馬を射る。[九]左右或ひは敢へて射ざる者あり、冒頓立どころに善馬を射ざる者を斬る。居ること頃にして、復た鳴鏑を以て自ら其愛妾を射る。左右或ひは頗る恐れて敢へて射ず、冒頓又復た之を斬る」居ること頃して冒頓出でて獵す。鳴鏑を以て單于の善馬を射る。左右皆之を射たり。是に於て冒頓其左右の皆用ふ可き[一〇]を知りぬ。其父單于頭曼に從ひて獵す。鳴鏑を以て頭曼を射る。其左右も亦皆鳴鏑に隨ひて單于頭曼を射殺す。遂に盡く其後母と弟及び大臣の聽從[一一]せざる者とを誅す。

開。爲質於胡。胡甚信之。歸而襲破走東胡。東胡却千餘里。與荊軻刺秦王秦舞陽者。開之孫也。燕亦築長城。自造陽至襄平。置上谷漁陽右北平。遼西遼東郡以拒胡。當是之時。冠帶戰國七。而三國邊於匈奴。其後趙將李牧時。匈奴不敢入趙邊。後秦滅六國。而始皇帝使蒙恬將十萬之衆。北擊胡。悉收河南地。因河爲塞。築四十四縣城臨河。徙適戍以充之。而通直道。自九原至雲陽。因邊山險。塹谿谷可繕者治之。起臨洮至遼東萬餘里。又度河據陽山北假中。

當是之時。東胡彊而月氏盛。匈奴單于曰頭曼。頭曼不勝秦北徙。十餘年而蒙

而して直道(一一)を通じて九原より雲陽に至り、因りて山險を邊とし、谿谷を塹(一二)とし、繕むべきものは之を治む。臨洮より起りて遼東に至る萬餘里なり。又河を度り陽山、北假の中に據る。

(一)密通して　(二)伐ちて殘害す　(三)從來の風俗を變じ、戎狄の衣服を著し　(四)人質　(五)胡の侵入を拒ぐ　(六)衣冠束帶を著くること、即ち禮文開明の國　(七)燕、趙、秦　(八)國界の中に入らず　(九)河を楯に取りて　(一〇)邊要の地を戍れる兵士　(一一)國道を造りて　(一二)城を遶れる水即ち濠

是の時に當りて、東胡彊くして月氏盛なり。匈奴の單于を頭曼と曰ふ。頭曼、秦に勝たずして北に徙る。十餘年にして蒙恬死す。諸侯、秦に畔き、中國擾亂(一)す。諸〻秦の徙して邊に適戍する所の者皆復た去る(二)。匈奴寛(三)なるを得、復た稍河を度りて南し、中國と故塞(四)を界す。單于に太子有り、名は冒頓といふ。後愛す

秦昭王時。義渠戎王與二宣太后一亂。有二二子一。宣太后詐而殺二義渠戎王於甘泉一。遂起レ兵伐二殘義渠一。於レ是秦有二隴西北地上郡一。築二長城一以拒レ胡。而趙武靈王亦變レ俗胡服。習二騎射一。北破二林胡樓煩一。築二長城一。自レ代並二陰山一下。至二高闕一爲レ塞。而置二雲中雁門代郡一。其後燕有二賢將秦

秦の昭王の時、義渠の戎王、宣太后と亂して(一)、二子有り。宣太后詐りて義渠の戎王を甘泉に殺し、遂に兵を起して義渠を伐殘す(二)。是に於て秦、隴西、北地、上郡を有ち、長城を築きて以て胡を拒ぐ。而して趙の武靈王も亦俗を變じ(三)胡服し、騎射を習ひ、北のかた林胡 樓煩を破り、長城を築きて、代より陰山に並ひて下り、高闕に至りて塞と爲す。而して雲中、雁門、代郡を置く。其後燕に賢將秦開有り、胡に質たり(四)、胡甚だ之を信ず。歸りて襲破し東胡を走らしむ。東胡却くこと千餘里なりき。荊軻と秦王を刺したる秦舞陽は、開の孫なり。燕も亦長城を築き、造陽より襄平に至り、上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東郡を置き、以て(五)胡を拒ぐ。是の時に當り、冠帶(六)の戰國七つあり、而して三國(七)は匈奴に邊せり。其後趙の將李牧が時に、匈奴敢へて趙の邊に(八)入らず。後秦、六國を滅して、而して始皇帝、蒙恬をして十萬の衆に將とし、北のかた胡を撃たしむ。悉く河南の地を收め、(九)河に因りて塞となし、四十四縣の城を築きて河に臨み、(一〇)適戍を徙し以て之に充つ。

於秦。故自隴以西。有緜諸緄戎翟貛之戎。岐梁山涇漆之北。有義渠大荔烏氏朐衍之戎。而晉北有林胡樓煩之戎。燕北有東胡山戎。各分散居谿谷。自有君長。往往而聚者百有餘戎。然莫能相一。自是之後。百有餘年。晉悼公使魏絳和戎翟。戎翟朝晉。後百有餘年。趙襄子踰句注。而破幷代。以臨胡貉。其後既與韓魏共滅智伯。分晉地而有之。則趙有代句注之北。魏有河西上郡。以與戎界邊。其後義渠之戎。築城郭以自守。而秦稍蠶食。至於惠王。遂拔義渠二十五城。惠王擊魏。魏盡入西河及上郡于秦。

然るに能く相一なること莫し。(三)是より後、百有餘年にして、晉の悼公、魏絳をして戎翟と和せしむ。戎翟、晉に朝す。後百有餘年にして、趙襄子、句注を踰えて破りて代を幷せ、以て胡貉に臨めり。其後既に韓魏と共に智伯を滅し、晉の地を分ちて之を有つ。(四)則ち趙は代、句注の北を有ち、魏は河西上郡を有ち、以て戎と邊を界す。(五)其後義渠の戎、城郭を築き以て自ら守る。而して秦稍々蠶食し、(六)惠王に至り、遂に義渠の二十五城を拔けり。惠王、魏を擊ち、魏盡く西河及び上郡を秦に入る。(七)

(一) 追拂ひ　(二) 圖水と洛水と　(三) 能く相互に一致することなし　(四) 所有す　(五) 國境相接す　(六) 他の領分に漸々食ひこむ　(七) 差出す

初周襄王欲レ伐レ鄭。故娶二戎狄女一爲レ后。與二戎狄兵一共伐レ鄭。已而黜二狄后一。狄后怨。而襄王後母曰二惠后一。有二子子帶一。欲レ立レ之。於レ是惠后與二狄后子帶一。爲二內應一開二戎狄一。戎狄以レ故得二入破一。逐二周襄王一。而立二子帶一爲二天子一。於レ是戎狄或居二于陸渾一。東至二於衞一。侵二盜暴三虐中國一。中國疾レ之。故詩人歌レ之曰。戎狄是膺。薄伐二獫狁一。至二於太原一。出レ輿彭彭。城二彼朔方一。周襄王既居レ外四年。乃使三使告二急于晉一。晉文公初立。欲レ修二霸業一。乃興レ師。伐逐二戎翟一。誅二子帶一。迎二內周襄王一。居二于雒邑一。

りき。乃ち使をして急を晉に告げしむ。晉の文公初めて立ち、霸業を修めんと欲す。乃ち師を興して戎翟を逐ひ、子帶を誅し周の襄王を迎へ內れて雒邑に居らしむ。(一〇)

(一)急迫の由 (二)繼母 (三)內通 (四)導く (五)苦痛とす (六)詩經小雅の出車の篇 (七)擊ちて懲す。一に應に作る (八)北狄の名。獫狁又葷粥といふ (九)四馬の強盛なる貌 (一〇)迎へ取りて

當二是之時一。秦晉爲二彊國一。晉文公攘二戎翟一。居二于河西圁洛之間一。號曰二赤翟白翟一。秦穆公得二余由一。西戎八國。服二

是時に當り、秦晉彊國爲り。晉の文公、戎翟を攘ひ、(一)河西圁洛の間に居る、(二)號して赤翟、白翟と曰ふ。秦の穆公、余由を得て、西戎の八國、秦に服す。故に隴より以西に、緜諸、緄戎、翟獂の戎有り、岐梁山涇漆の北に、義渠、大荔、烏氏、朐衍の戎有り。而して晉の北に、林胡、樓煩の戎有り、燕の北に、東胡山戎有り。各〻分散して谿谷に居り、自ら君長有りて、往往にして聚る者百有餘戎あり。

周。於是周平王去酆鄗而東徙雒邑。

當是之時。秦襄公伐戎至岐。始列爲諸侯。是後六十有五年。而山戎越燕而伐齊。齊釐公與戰于齊郊。其後四十四年。而山戎伐燕。燕告急于齊。齊桓公北伐山戎。山戎走。其後二十有餘年。而戎狄至洛邑。伐周襄王。襄王奔于鄭之氾邑。

是時に當りて、秦の襄公、戎を伐ち岐に至り、始めて列して諸侯と爲る。是後六十有五年にして、山戎、燕を越えて齊を伐つ。齊の釐公與に齊の郊に戰ふ。其後四十四年にして、山戎、燕を伐つ。燕、急を齊に告ぐ。齊の桓公北のかた山戎を伐つ。山戎走る。其後二十有餘年にして、戎狄(二)洛邑に至り、周の襄王を伐つ。襄王鄭の氾邑に奔る。初め周の襄王、鄭を伐たんと欲す。故に戎狄の女を娶り后と爲す。戎狄の兵と共に鄭を伐つ。已にして狄后を黜く。狄后怨む。而して襄王の後母を惠后と曰ひ、子、子帶有り、之を立てんと欲す。是に於て惠后、狄后、子帶と、(三)內應を爲し戎狄を開く。(四)戎狄故を以て入りて破ることを得、周の襄王を逐ひて、子帶を立てゝ天子と爲す。是に於て戎狄或ひは陸渾に居り、東のかた衞に至りて、中國を侵盜暴虐す。中國之を疾む。(五)故に詩人之を歌ひて曰く、(六)戎狄是れ膺ち、(七)薄に獫狁を伐ちて、(八)太原に至る。輿を出す彭彭たり、(九)彼の朔方に城くと。周の襄王既に外に居ると四年な

于豳。其後三百有餘歲。戎狄攻二大王亶父一。亶父亡走二岐下一。而豳人悉從二亶父一而邑焉。作レ周。其後百有餘歲。周西伯昌伐二畎夷氏一。後十有餘年。武王伐レ紂而營二雒邑一。復居二于酆鄗一。放二逐戎夷涇洛之北一。以レ時入貢。命曰二荒服一。其後二百有餘年。周道衰。而穆王伐二犬戎一。得二四白狼。四白鹿一以歸。自レ是之後。荒服不レ至。於レ是周遂作二甫刑之辟一。穆王之後二百有餘年。周幽王用二寵姬褒姒之故一。與二申侯一有レ郤。申侯怒而與二犬戎一。共攻殺二周幽王于驪山之下一。遂取二周之焦穫一。而居二于涇渭之間一。侵二暴中國一。秦襄公救レ

て邑す。周を作す。其後百有餘歳にして、周の西伯昌、畎夷氏を代つ。後十有餘年にして、武王、紂を伐ちて雒邑に營す。(四)復た酆鄗に居り、戎夷を涇洛の北に放逐し、(五)時を以て入貢せしむ。命づけて荒服(六)と曰ふ。其後二百有餘年、周道衰ふ。而して穆王、犬戎を伐ち、四(七)白狼、四白鹿を得て以て歸る。是より後、荒服至らず。是に於て周遂に甫刑(八)の辟を作る。穆王の後二百有餘年ありて、周の幽王、寵姬褒姒の故を用て、申侯と郤有り。申侯怒りて犬戎と共に攻めて周の幽王を驪山の下に殺し、遂に周の焦穫(九)を取る。而して涇渭の間に居り、中國を侵暴す。秦の襄公、周を救ふ。是に於て、周の平王酆鄗を去りて、而して東のかた雒邑に徙る。

(一)俗を變じて　(二)岐山　(三)公劉九世の孫　(四)造營す　(五)歲時　(六)王畿の外五百里の地　(七)四匹　(八)書經の呂刑篇、呂侯即ち甫侯のつくりたる金を以て罪を贖ふ法　(九)湖澤の名、今の陝西涇陽縣の西北に在りしと

各有二分地。毋二文書。以二言語一爲二約束。兒能騎レ羊。引レ弓射二鳥鼠。少長則射二狐兎。用爲レ食。士力能彎レ弓。盡爲二甲騎。其俗寬則隨レ畜。因射二獵禽獸一爲二生業。急則人習二戰攻一以侵伐。其天性也。其長兵則弓矢。短兵則刀鋋。利則進。不レ利則退。不レ羞二遁走。苟利所レ在。不レ知二禮義。自二君主一以下。咸食二畜肉。衣二其皮革。被二旃裘。壯者食二肥美。老者食二其餘。貴二壯健一賤二老弱。父死妻二其後母。兄弟死皆取二其妻一妻レ之。其俗有レ名不レ諱。而無二姓字。

の在る所には、禮儀を知らず。君主より以下、咸く畜の肉を食ひ、其皮革を衣、旃裘を被る。(一四)壯者は肥美を食ひ、老者は其餘を食ふ。壯健を貴びて老弱を賤む。父死すれば、其後母を妻とし、(一五)兄弟死すれば、皆其妻を取りて之を妻とす。其俗名有れども諱まず、(一六)而して姓字無し。

(一)子孫　(二)珍らしき家畜　(三)駱駝　(四)驢騾は馬と驢とにて生めるもの、駃騠は馬を父とし騾を母として生れたるもの　(五)良馬　(六)青色の野馬　(七)各自に所有する土地　(八)甲冑を著たる騎士　(九)平和なる時　(一〇)緩急ある場合　(一一)遠ぎきの武器　(一二)刀劍類の武器　(一三)形矛に似て鐵柄なるもの　(一四)毛織の外套　(一五)継母　(一六)支那の俗に生前の名を避けて稱せざる尊敬の禮あり之を爲さず

夏道衰而公劉失二其稷官。變二于西戎一邑二

夏道衰へて公劉其稷官を失ふ。西戎を變じて(一)豳に邑す。其後三百有餘歲にして、戎狄、大王亶父を攻む。亶父亡げて(二)岐の下に走る。而して豳人悉く(三)亶父に從ひ

匈奴。其先祖夏后氏之苗裔也。曰二淳維一。唐虞以上。有二山戎。獫狁。葷粥一。居二于北蠻一。隨二畜牧一而轉移。其畜之所レ多則馬牛羊。其奇畜則橐駞驢贏駃騠騊駼驒騱。逐二水草一遷徙。毋二城郭常處。耕田之業一。然亦

史記 卷百十

匈奴列傳第五十

匈奴は、其先祖は夏后氏の苗裔なり。(一) 淳維と曰ふ。唐虞より以上、山戎、獫狁、葷粥有り、北蠻に居り、畜牧に隨ひて轉移す。其畜の多き所は、則ち馬牛羊にして、其奇畜は、(二)則ち橐駞、(三)驢贏、(四)駃騠、(五)騊駼、(六)驒騱なり。水草を逐ひて轉徙し、城郭常處耕田の業毋し。然れども亦各〻分地(七)有り。文書毋く、言語を以て約束を爲す。兒能く羊に騎りて、弓を引きて鳥鼠を射る。少しく長ずるときは、則ち狐兎を射て用づて食と爲す。士、力能く弓を彎くは、盡く甲騎(八)と爲る。其俗寛(九)なるときは則ち畜に隨ひ、因りて禽獸を射獵して生業と爲す。急(一〇)なるときは則ち人〻戰攻を習ひて以て侵伐す。其の天性なり。其長兵(一一)は則ち弓矢にして、短兵(一二)は則ち刀鋋(一三)なり。利なれば則ち進み、利ならざれば則ち退き、遁走を羞ぢず。苟も利

卷百二十二
酷吏列傳第六十二……三五〇
卷百二十三
大宛列傳第六十三……三九五
卷百二十四
游俠列傳第六十四……四三四
卷百二十五
佞幸列傳第六十五……四四九
卷百二十六
滑稽列傳第六十六……四五七
卷百二十七
日者列傳第六十七……四八九
卷百二十八
龜策列傳第六十八……五〇五
卷百二十九
貨殖列傳第六十九……五七七
卷百三十
太史公自序第七十……六一二

──(目次終)──

目次

史記第六

卷百十
匈奴列傳第五十……一
卷百十一
衞將軍驃騎列傳第五十一……五八
卷百十二
平津侯主父列傳第五十二……九六
卷百十三
南越尉佗列傳第五十三……一三三
卷百十四
東越列傳第五十四……一五一
卷百十五
朝鮮列傳第五十五……一六一
卷百十六
西南夷列傳第五十六……一七〇
卷百十七
司馬相如列傳第五十七……一八〇
卷百十八
淮南衡山列傳第五十八……二四九
卷百十九
循吏列傳第五十九……二九八
卷百二十
汲鄭列傳第六十……三〇六
卷百二十一
儒林列傳第六十一……三二五

DS
748
S747
1923
v. 6

LIBRARY
OCT 7 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

史記

六

4657